

令和 6 年 11 月 28 日 開会
令和 6 年 12 月 13 日 閉会

第 436 回

長野県議会（定例会）

会 議 録

第436回長野県議会（定例会）会議録目次

11月28日（木曜日）

応招議員及び不応招議員の席次及び氏名……………	1
開 会 午後1時	
会議録署名議員決定の件……………	5
議員表彰の件……………	6
表彰議員の挨拶	
宮 澤 敏 文 君……………	6
諸般の報告……………	7
説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	
現金出納検査結果	
職員の給与等に関する報告及び勧告について	
会期決定の件……………	7
知事提出議案の報告……………	7
第1号より第29号まで及び報第1号より報第6号まで	
提出議案の説明	
知 事 阿 部 守 一 君……………	9
延 会 午後1時32分	

12月3日（火曜日）

開 議 午前10時	
行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑	
依 田 明 善 君……………	19
小 山 仁 志 君……………	29
林 和 明 君……………	38
休 憩 午前11時49分	
再 開 午後1時	
両 角 友 成 君……………	48
小 林 陽 子 君……………	56
佐 藤 千 枝 君……………	67
休 憩 午後2時50分	

勝 山 秀 夫 君	210
休 憩 午後2時	
再 開 午後2時16分	
毛 利 栄 子 君	216
中 川 博 司 君	225
延 会 午後3時9分	

12月6日（金曜日）

開 議 午前10時	
行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑	
勝 野 智 行 君	235
垣 内 将 邦 君	241
向 山 賢 悟 君	250
休 憩 午前11時29分	
再 開 午後1時	
清 水 純 子 君	259
宮 下 克 彦 君	264
休 憩 午後2時17分	
再 開 午後2時33分	
埋 橋 茂 人 君	279
知事提出議案委員会付託	286
第1号より第29号まで	
陳情提出報告、委員会付託	286
陳情（陳第328号より陳第478号まで及び陳第481号）	
陳情取下げの件	287
議員提出議案及び委員会提出議案の報告	287
議第1号より議第9号まで及び委第1号	
提出議案（議第8号）の説明	
高 島 陽 子 君	297
議第8号に対する討論	
大 井 岳 夫 君	298
提出議案（議第9号）の説明	

藤岡義英君	301
議第9号に対する討論	
山田英喜君	302
提出議案（委第1号）の説明	
風間辰一君	304
散会 午後3時47分	

12月13日（金曜日）

開議 午後1時	
委員会審査報告書提出報告	309
決算特別委員長報告	
委員長清水正康君	309
県民文化健康福祉委員長報告	
委員長小山仁志君	311
産業観光企業委員長報告	
委員長宮下克彦君	312
環境文教委員長報告	
委員長花岡賢一君	314
危機管理建設委員長報告	
副委員長竹村直子君	315
農政林務委員長報告	
委員長中川博司君	317
総務企画警察委員長報告	
委員長寺沢功希君	318
第16号に対する討論	
山口典久君	319
閉会中継続審査及び調査の申し出	321
選挙管理委員及び同補充員の選挙	321
閉会 午後1時42分	

令和 6 年 11 月 28 日

長野県議会（定例会）会議録

第 1 号

令和 6 年 11 月

第436回長野県議会(定例会)会議録(第1号)

令和6年11月28日(木曜日)

応招議員の席次及び氏名

1 番	飯	田	市	竹	村	直	子
2 番	安	曇	野	小	林	陽	子
3 番	上	田	市	林		和	明
4 番	長	野	市	勝	山	秀	夫
5 番	長	野	市	グ	レ	ー	ト
6 番	大	町	市	奥	村	健	仁
7 番	松	本	市	青	木		崇
8 番	上	伊	那	垣	内	将	邦
9 番	飯	田	市	早	川	大	地
10 番	東	御	市	佐	藤	千	枝
11 番	塩	尻	市	丸	山	寿	子
12 番	須	坂	市	小	林	君	男
13 番	松	本	市	勝	野	智	行
14 番	長	野	市	加	藤	康	治
15 番	松	本	市	小	林	あ	や
16 番	上	伊	那	清	水	正	康
17 番	伊	那	市	向	山	賢	悟
18 番	上	田	市	山	田	英	喜
19 番	佐	久	市	大	井	岳	夫
20 番	茅	野	市	丸	茂	岳	人
21 番	佐	久	市	花	岡	賢	一
22 番	長	野	市	望	月	義	寿
23 番	長	野	市	山	口	典	久
24 番	佐	久	市	藤	岡	義	英
25 番	下	伊	那	川	上	信	彦
26 番	東	筑	摩	百	瀬	智	之

27 番	佐		久		市		小	山	仁	志
28 番	千		曲		市		竹	内	正	美
29 番	諏		訪		市		宮	下	克	彦
31 番	安	曇		野	市		寺	沢	功	希
32 番	岡		谷		市		共	田	武	史
33 番	長		野		市		高	島	陽	子
34 番	千		曲		市		荒	井	武	志
35 番	長		野		市		埋	橋	茂	人
36 番	塩		尻		市		続	木	幹	夫
37 番	松		本		市		中	川	博	司
38 番	松		本		市		両	角	友	成
39 番	上		田		市		清	水	純	子
40 番	諏	訪	郡	富	士	見	小	池	久	長
41 番	伊		那		市		酒	井		茂
43 番	南	佐	久	郡	小	海	依	田	明	善
44 番	小		諸		市		山	岸	喜	昭
45 番	中		野		市		小	林	東	一
47 番	岡		谷		市		毛	利	栄	子
48 番	長		野		市		和	田	明	子
49 番	北	安	曇	郡	池	田	宮	澤	敏	文
50 番	中		野		市		丸	山	栄	一
51 番	飯		田		市		小	池		清
52 番	飯		山		市		宮	本	衡	司
53 番	長		野		市		西	沢	正	隆
54 番	長		野		市		風	間	辰	一
55 番	駒		ヶ		市		佐	々	祥	二
56 番	松		本		市		萩	原		清
57 番	上	水	内	郡	信	濃	服	部	宏	昭

不応招議員の席次及び氏名

30 番	木	曾	郡	木	曾	町	大	畑	俊	隆
42 番	須		坂			市	堀	内	孝	人

欠員（1名）

出席議員 (54名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	31 番	寺 沢 功 希
5 番	グ レ ー ト 無 茶	32 番	共 田 武 史
6 番	奥 村 健 仁	33 番	高 島 陽 子
7 番	青 木 崇	34 番	荒 井 武 志
8 番	垣 内 将 邦	35 番	埋 橋 茂 人
9 番	早 川 大 地	36 番	続 木 幹 夫
10 番	佐 藤 千 枝	37 番	中 川 博 司
11 番	丸 山 寿 子	38 番	両 角 友 成
12 番	小 林 君 男	39 番	清 水 純 子
13 番	勝 野 智 行	40 番	小 池 久 長
14 番	加 藤 康 治	41 番	酒 井 茂
15 番	小 林 あ や	43 番	依 田 明 善
16 番	清 水 正 康	44 番	山 岸 喜 昭
17 番	向 山 賢 悟	45 番	小 林 東 一 郎
18 番	山 田 英 喜	47 番	毛 利 栄 子
19 番	大 井 岳 夫	48 番	和 田 明 子
20 番	丸 茂 岳 人	49 番	宮 澤 敏 文
21 番	花 岡 賢 一	50 番	丸 山 栄 一
22 番	望 月 義 寿	51 番	小 池 清
23 番	山 口 典 久	52 番	宮 本 衡 司
24 番	藤 岡 義 英	53 番	西 沢 正 隆
25 番	川 上 信 彦	54 番	風 間 辰 一
26 番	百 瀬 智 之	55 番	佐 々 木 祥 二

56 番	萩 原 清	57 番	服 部 宏 昭
欠席議員（2名）			

30 番	大 畑 俊 隆	42 番	堀 内 孝 人

説明のため出席した者

知 事	阿 部 守 一	林 務 部 長	須 藤 俊 一
副 知 事	関 昇一郎	建 設 部 長	新 田 恭 士
危機管理監兼危機管理部長	前 沢 直 隆	会計管理者兼会計局長	尾 島 信 久
企画振興部長	中 村 徹	公営企業管理者 企業局長事務取扱	吉 沢 正
総 務 部 長	渡 辺 高 秀	財 政 課 長	新 納 範 久
県民文化部長	直 江 崇	教 育 長	武 田 育 夫
健康福祉部長	笹 渕 美 香	教 育 次 長	米 沢 一 馬
環 境 部 長	諏 訪 孝 治	教 育 次 長	曾根原 好 彦
産業労働部長	田 中 達 也	警 察 本 部 長	鈴 木 達 也
観光スポーツ部長	加 藤 浩	警 務 部 長	長 瀬 悠
農 政 部 長	小 林 茂 樹	監 査 委 員	増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 原 渉	議事課担当係長	萩 原 晴 香
議 事 課 長	矢 島 武	議 事 課 主 査	山 田 淳 貴
議事課企画幹兼課長補佐	山 本 千鶴子	総 務 課 主 任	東 方 啓 太

午後 1 時開会

○議長（山岸喜昭君）ただいまから第436回県議会を開会いたします。

知事から招集の挨拶があります。

阿部知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）本日ここに11月県議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出議案につきましては後刻御説明を申し上げますが、何とぞよろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

令和 6 年11月28日（木曜日）議事日程

会議録署名議員決定の件

会期決定の件

知事提出議案

本日の会議に付した事件等

会議録署名議員決定の件

議員表彰の件

諸般の報告

会期決定の件

知事提出議案

午後 1 時 1 分開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、会議録署名議員決定の件、会期決定の件及び知事提出議案であります。

●会議録署名議員決定の件

○議長（山岸喜昭君）次に、会議録署名議員決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名議員は議長指名により決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議ありませんので、望月義寿議員、山口典久議員、藤岡義英議員を

指名いたします。

●議員表彰の件

○議長（山岸喜昭君）この際、お諮りいたします。長野県議会議員として在職30年に達せられました宮澤敏文議員の功労に対し、長野県議会議員表彰規程に基づき、本議会の決議をもってこれを表彰することとし、その表彰文は議長に一任されたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議長において起草いたしました表彰文を朗読し、表彰いたします。

宮澤敏文議員。

〔49番宮澤敏文君起立〕

表 彰 状

長野県議会議員 宮 澤 敏 文 殿

あなたは 本県議会議員としてその職にあること30年に及び 常に県政の発展に尽くされました

よって本県議会は 永年の功労を多とし 特に決議をもってこれを表彰します

令和6年11月28日

長 野 県 議 会

○議長（山岸喜昭君）表彰状の贈呈については議長において別途取り計らいたいと思いますので、御了承願います。

○議長（山岸喜昭君）次に、ただいま表彰されました宮澤敏文議員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

宮澤敏文議員。

〔49番宮澤敏文君登壇〕

○49番（宮澤敏文君）お許しをいただきましたので、一言御礼の言葉を申し上げます。

ただいま、長野県議会議員在職30年として本議会において表彰の栄に浴しましたことは、誠に光栄の極みでございます。

これも、ひとえに地域の皆様、議員各位をはじめ、知事、理事者並びに県民の皆様方の御支援、御厚情のおかげと心から感謝申し上げる次第であります。

30年間を思い起こしますと、全国で例がない議会提案による越県合併の問題がございました。当時の知事が合併の提案を拒否したことに対し、長野県議会総務警察委員会は数回の現地調査を実施し、木曽郡山口村住民の岐阜県中津川市と合併するとの総意を確認いたしました。その上で、慎重審議により越県合併を決定し、県議会の基本精神である住民主役の考え方を貫きました。全国初の議会による提案は、県政史上初の明け方の午前3時を回っておりました。改めて、凜とした長野県議会の誇りだと思います。

波乱に満ちた長野県政での30年間でありました。全ての皆様に感謝申し上げ、御礼の御挨拶とさせていただきます。

●諸般の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

○議長（山岸喜昭君）次に、堀内孝人議員から本日より12月3日まで欠席する旨の届け出が、大畑俊隆議員から本日欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

●会期決定の件

○議長（山岸喜昭君）次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の意見を徴した結果、本日から12月13日までの16日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

●知事提出議案の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和6年11月28日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和6年11月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

- 第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案
- 第 2 号 令和 6 年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第 1 号）案
- 第 3 号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 4 号 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 5 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 6 号 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 7 号 長野県消費生活条例の一部を改正する条例案
- 第 8 号 保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 9 号 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 10 号 病虫害防除所の設置及び病虫害防除員の設置区域に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 11 号 当せん金付証票の発売額について
- 第 12 号 指定管理者の指定について
- 第 13 号 公立大学法人長野県立大学定款の変更について
- 第 14 号 地方独立行政法人長野県立病院機構第 4 期中期目標の制定について
- 第 15 号 指定管理者の指定について
- 第 16 号 指定管理者の指定について
- 第 17 号 指定管理者の指定について
- 第 18 号 指定管理者の指定について
- 第 19 号 指定管理者の指定について
- 第 20 号 県営農村地域防災減災事業木島地区排水機場改修工事請負契約の締結について
- 第 21 号 道路上の事故による損害賠償請求事件に係る和解について
- 第 22 号 一般国道141号道路改築工事（浅蓼大橋 2 工区）請負契約の締結について
- 第 23 号 主要地方道長野菅平線道路改築工事（菅平下）変更請負契約の締結について
- 第 24 号 一般県道市ノ沢山吹停車場線道路改築工事（新万年橋）変更請負契約の締結について
- 第 25 号 一級河川諏訪湖河川改修工事（釜口水門）変更請負契約の締結について
- 第 26 号 一級河川黒沢川河川改修工事（調節池整備）変更請負契約の締結について
- 第 27 号 県営住宅常盤上一団地 3 号棟建築工事変更請負契約の締結について
- 第 28 号 小諸義塾高等学校（仮称）新棟ほか建築工事請負契約の締結について
- 第 29 号 小諸義塾高等学校（仮称）大体育館ほか建設工事請負契約の締結について

報第1号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

報第2号 証拠物保管中の事故に係る損害賠償の専決処分報告

報第3号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

報第4号 道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告

報第5号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

報第6号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

〔議案等の部「1 議案 (1)知事提出議案」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、地方自治法第122条及び地方公営企業法第25条の規定に基づき知事から予算説明書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

●知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）ただいま報告いたしました知事提出議案を一括して議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

阿部守一知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）ただいま提出いたしました議案の説明に先立ち、当面の県政課題について御説明を申し上げます。

最重要かつ緊急の課題である人口減少に対応するため、若者をはじめとする県民の皆様との意見交換、県議会の少子化・人口減少対策調査特別委員会や、県民会議準備会合における議論を踏まえ、今般、「信州未来共創戦略～みんなでつくる2050年の長野～（仮称）案」を取りまとめました。人口減少は、働き方や暮らし方、それを支える価値観など、様々な要因が複雑に絡み合っており、経済・社会全体に幅広い影響を及ぼします。この戦略案は、明るい未来のビジョン、すなわち2050年の「ありたい姿」を実現するために、行政はもとより、企業や団体、そして県民一人ひとりが今から具体的な行動を起こすための羅針盤となるものです。

まず、人口減少の現状を県民の皆様と共有し、ジェンダー平等の実現や年功序列意識の払拭など、新しい時代に向けて価値観の転換を図ってまいります。そして、「若者・女性から選ばれる寛容な社会づくり」「信州の強みを活かした移住・関係人口の増加」「安心・便利で持続可能な生活圏の整備促進」「変革期を乗り越える経営等の革新」の大きく4つの方向性で取組を進めてまいります。

今回、私たちは「寛容性」に注目いたしました。民間シンクタンクの調査研究によれば、地

域の「寛容性」と地域からの流出意向や東京圏からのＵターン意向との間には密接な関係があるとされています。このことは、ハーバード大学の研究で、私たちを幸福にするのは富や名誉ではなく良き人間関係であるとされていることとも符合します。温かな人間関係を築く上で必要なのは、他者に対してどれだけ理解を示すことができるかという「寛容さ」だからです。こうした観点で、若者の社会参画の促進、性別による固定的役割分担の解消、共育でも当たり前に行える働き方への変革などに取り組み、若者や女性を含む県民の幸福度を高めることにより、安心して結婚・出産・子育てができる社会の実現を目指します。

若者との意見交換では、「楽しいまち」と「便利な交通」への要望が数多く寄せられました。一方、人口減少に対応しながら必要なインフラや公共サービスを維持するためには、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の視点に加え、災害への強靱さも意識したまち・むらづくりが必要です。住居の適正配置やインフラの最適化を図ることにより、「都市の利便性」と「地方の豊かさ」を両立させた広域的な生活圏の整備に取り組みます。

産業を発展させ、生活サービスを維持するためには、付加価値労働生産性を徹底的に高めるとともに、多様な人材の労働参加と省力化投資を進めていくことが必要です。県としても、各事業所・各産業におけるＤＸの推進や経営革新、海外展開や人材確保等を積極的に支援してまいります。

人口減少に伴う様々な課題に立ち向かうためには、多様な主体による共創が不可欠です。今後、県民の各界各層が結集する「私のアクション！未来の長野創造県民会議（仮称）」を来月23日に設立し、戦略を決定するとともに、具体的な対策を議論し、推進します。超長期にわたった人口増加時代の常識を捨て、新しい社会を創造するとの強い決意で取り組んでまいります。

県産品の販路拡大やインバウンド旅行者の増加を目的に、食品製造、宿泊施設等の事業者の皆様とともに、先月27日から今月3日にかけて、アメリカのニューヨーク、ポートランド、ロサンゼルスを訪問いたしました。

全米最大の都市ニューヨークでは、「発酵・長寿NAGANOの食」をテーマにレセプションを開催し、本県が誇る味噌や日本酒などの発酵食品をはじめ、米や蕎麦、おやき、信州プレミアム牛肉などの魅力を、現地の流通・小売業者やメディアに紹介し、販路の開拓を進めてまいりました。

ポートランドでも同様のレセプションを行うとともに、オレゴン州経済開発局やポートランド広域行政府を訪問し、経済連携の強化やコンパクトで持続可能なまちづくりについての意見交換を行いました。

カリフォルニア州最大の都市ロサンゼルスでは、富裕層を顧客に持つ旅行会社、航空会社等を対象に本県の多彩な観光資源をアピールするレセプションを開催するとともに、本県観光の

特色をメディア向けに発信いたしました。また、現地での商談会でも旅行会社から好意的な反応が得られ、アメリカでの認知度向上に手応えを感じています。

アメリカは、県内産加工食品の最大の輸出先であり、富裕層による旅行市場も非常に大きい。ため、アメリカ、特にカリフォルニア州を中心とする西海岸地域は、本県の海外戦略において極めて重要です。今回の成果を活かし、県産品の販路拡大やインバウンドの誘客をさらに進めてまいります。

昨年10月、ドイツのフラウンホーファー研究機構の応用情報技術研究所を訪問し、協力関係の構築に向けた共同宣言を締結いたしました。この宣言に基づき、先月、同研究所の関係者をお招きし、日独連携シンポジウムやセミナー、IT分野等における企業相談会などを集中的に開催するとともに、工業技術総合センターに同研究所のサテライトオフィスを開設いたしました。

EU最大の経済規模を誇るドイツとの連携は、本県産業の発展にとって極めて重要です。また、気候変動対策や交通政策などドイツから学ぶべき点も数多くあります。産業のグローバル展開やイノベーション創出、さらには世界共通の課題解決のため、ドイツとの協力関係を一層強化してまいります。

在ブラジル長野県人会65周年記念式典及び第一アリアンサ入植100周年記念式典に参加するため、今月15日から24日にかけて、関昇一郎副知事、山岸喜昭県議会議長、羽田健一郎町村会長らがブラジルを訪問しました。

第一アリアンサ移住地は、日本からのブラジル移住の先駆けとして長野県民が開拓した地域で、現在も日本文化が色濃く残る場所です。盛大に執り行われた式典では、祝意を表し、今後の交流継続を約束いたしました。

ブラジルは中南米最大の経済国で、今年のG20議長国も務める重要な国です。長野県人会など日系社会をはじめとするブラジルの皆様との関係の維持・発展に努めてまいります。

人口減少が進む中、県内産業を活性化し、地域活力を高めるためには、世界の知見や成長を積極的に取り込む必要があります。そのため、これまでの成果を踏まえ、本県の海外戦略を抜本的に強化します。その際、世界各地の県人会組織や、本県におけるJETプログラム経験者など、人的なネットワークの構築、活用にも力を入れてまいります。

本年7月、信州学び円卓会議から、新しい社会の創り手を育むため、学びの「新しい当たり前」を共に創ろうとのメッセージが出されました。子どもたちのやりたいことを支える、教員のチャレンジを支えるなど、重点取組項目も示されています。これを受け、日本の学びの新しいモデルを信州から創るとの決意を、武田教育長とともに表明いたしました。今後、市町村や教職員、保護者や地域の関係者などとも目指す方向性を共有し、学びの改革に取り組みます。

まず、公立の小中学校等を対象とする「ウェルビーイング実践校T O C O - T O N（トコトン）」の指定を進めます。子どもたちが「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求できるよう、一斉一律の授業から一人ひとりに合った学びへと転換してまいります。

教員が意欲を持って教育に取り組めるよう、勤務環境や処遇の改善にも力を入れてまいります。現在、教育委員会において、教員の欠員解消策や学校における外部専門人材の活用、へき地手当の支給割合引上げ、学校改革支援センター（仮称）の設置などを一体的に検討しています。「教員になるなら長野県で」と思っていただけの環境を整えるべく、教育委員会と連携して取り組んでまいります。

本年9月、教育委員会が「県立高校の特色化に関する方針」を策定しました。この方針では、大学進学支援や高大連携の強化、起業家マインドの醸成や英語・デジタル教育の強化、ICTを活用した中山間地校での多様な授業展開、特色ある高校での全国募集実施など、時代に合った高校づくりのための重要な方向性が示されています。各高校では今年度末を目途に特色化の方向性を取りまとめる予定であることから、それぞれが個性を持ち魅力あふれる学校となるよう、教育委員会とともにその具体化を支援し、時代に即した高校づくりを進めてまいります。

本年9月に発表した「長野県観光振興税（仮称）骨子」をもとに、県内4会場での説明会や市町村・関係団体との意見交換を行ってまいりました。また、あわせて実施したパブリックコメントでは、50以上の個人・団体の皆様から御意見をお寄せいただきました。観光振興のために目的税を導入することについては、概ね御理解をいただけたものと考えておりますが、「観光振興税」という名称、合宿等に対する課税の是非、特別徴収義務者の負担軽減策などについて、更なる検討を求める声が出されたところです。

これらの御意見を踏まえ、観光目的以外の宿泊者も含めて御理解をいただきやすくするため、名称は「宿泊税（仮称）」とし、また、部活動や合宿など大学、高校等が認める活動については、本県におけるその重要性に鑑みて課税免除の対象にしたいと考えております。低価格での宿泊者については税の負担感が大きいのではないかと御意見もあることから、免税点を骨子でお示しした3,000円から引き上げることを検討します。

特別徴収義務者になっていただく宿泊事業者の負担を軽減するため、税の導入に伴い必要となるシステム改修に対する支援や、納税者に対する適切な広報などを行います。また、無許可営業の宿泊施設については、確実に捕捉して必要な指導を行ってまいります。

今後、県議会をはじめ、市町村、関係事業者等の御意見を改めてお伺いした上で成案を取りまとめ、2月定例会での条例案提出に向け取り組んでまいります。

2014年10月、一般的なアンテナショップとは一線を画し、「信州のヒト・コト・モノ」を総合的に発信する拠点として「銀座NAGANO」を開設しました。開業から10年を経過する中

で、来場者数は延べ700万人以上、売上高は22億円を超えるなど多くの実績を上げ、信州ファンの拡大と信州ブランドの価値向上にも重要な役割を果たしてきました。

10周年の節目にあたり、各フロアの機能を再整理し、より利便性が高く分かりやすい店舗とするため改装を行い、先月26日にリニューアルオープンいたしました。1階は物販に特化してバリアフリー化することで、多くの方々が利用しやすい空間としました。2階はバルコナーとイベントスペースとを一体化させた体験フロアに転換し、5階には移住や観光の相談機能を集約しました。

このリニューアルを契機に、県内事業者によるテストマーケティング機会の一層の拡大、市町村や民間事業者と連携したイベントやセミナーの充実などを図ります。また、長野県に関心を持つ若者たちによる定期的な交流の場として「NAGANOコネクトサロン」を設け、地域の魅力を共有しながら新たなつながりを生み出してまいります。

県産品の購入等を通じて地域内経済循環を高め、地域経済を活性化するため、「しあわせバイ信州運動」を推進してきましたが、残念ながら県民の認知度は14.4パーセントにとどまっています。消費行動を通じて「ゆたかでしあわせな未来を実現する」という考え方はエシカル消費と共通することから、両者の取組を一本化し、新たな視点で「しあわせバイ信州運動」を本格的にスタートしました。

個々の消費行動はたとえ小さなものであっても、多くの人がエシカル消費や地域内経済循環を意識して物やサービスを購入すれば、社会を大きく変える力となります。例えば、福祉施設で作られた商品を選ぶことが障がい者への支援となり、地元産の野菜を購入することが地域の活性化につながるといった効果が生まれます。まずは、この運動の意義を県民の皆様に広く知っていただき、実際の消費行動につなげていただくことが重要です。小中学校での出前講座や「エシカルマップ」の作成、テレビCMや全県的な集中キャンペーンの実施など、様々な方法を通じて認知度の向上に努めてまいります。

この運動を進めるには、商品やサービスを提供する事業者の御協力が欠かせません。昨年9月には、運動に賛同いただける事業者や団体を「パートナー」として登録する制度を設け、これまで1,300を超える事業所に登録をいただきました。さらに先月、「しあわせバイ信州運動共創ネットワーク」を発足させ、パートナー同士がつながり、連携できる体制を整えました。県としても、庁内関係部局の連携・協力体制を一層強化し、運動の効果的な展開を図ってまいります。

信州F・POWERプロジェクトに関しましては、発電事業を担うソヤノウッドパワー株式会社の事業が、この度、綿半ホールディングス株式会社と株式会社九電工が共同で設立する新会社に引き継がれることとなりました。

綿半ホールディングス株式会社には、製材事業を担う旧征矢野建材株式会社に対する支援に続いて発電事業にも御参画いただけますことに、また、株式会社九電工には、引き続き発電事業の経営に携わっていただけますことに、それぞれ深く感謝申し上げます。

県としては、これまでプロジェクトにおける役割と責任を誠実に果たしてまいりましたが、結果的に当初の計画通りに事業が進捗せず、関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけすることになりました。このことにつきましては、大変に心苦しく、申し訳なく思っております。

今後は、発電用燃料材の確保に向けたサプライチェーンの構築や、主伐・再造林の推進など、事業の持続的な発展に向けた関係者の取組を適切に支援することにより、当初の事業目的である「森林資源の有効活用による林業・木材産業の活性化」を実現できるよう取り組んでまいります。

令和7年度の当初予算編成について申し上げます。

来年度予算においては、「人口問題への対応」、「ゼロカーボンの加速化」及び「地震防災対策の抜本的強化」に重点的に取り組むとともに、「しあわせ信州創造プラン3.0」を着実に推進します。また、デジタル技術の積極活用や効果的な広報にも力を入れ、メリハリの効いた予算となるよう取り組みます。

また、社会保障関係費の増加等により今年度を上回る財源不足が見込まれることから、クラウドファンディングの活用や宿泊税（仮称）の導入検討を進めるほか、若手職員や現場の意見を取り入れながら既存の事務・事業を徹底的に見直し、収支差の縮小に努めます。さらに、予算編成プロセスを見直し、協議事項の重点化やペーパーレスの徹底などにより、質の高い事業構築と職員の負担軽減との両立を図ってまいります。

なお、市町村とともに在り方を検討してきた「地域発元気づくり支援金」については、その対象事業を広域的な連携事業と持続可能な地域づくりに真に資する事業に来年度から重点化します。

さて、今定例会に提出いたしました一般会計補正予算案その他の案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

補正予算案は、一般会計1億6,805万9千円、企業特別会計295万3千円であります。

一般会計補正予算案には、先ほど申し上げました人口減少対策を推進するための県民会議の運営に要する経費のほか、若者や子育て世帯等を三大都市圏から県内に一層呼び込むための移住支援金の増額に要する経費を計上しました。また、消費生活センターを来年4月に松本に集約し、その機能を強化するため、オンライン相談窓口の設置や県民に対する広報活動に要する経費を計上しました。あわせて、市町村支援や消費者教育を充実するための新たな人員配置や相談員の処遇改善を進め、複雑化・高度化する消費生活相談に的確に対応できる体制を構築し

てまいります。さらに、春・夏の観光シーズンに向けた道路舗装の修繕や、除雪等により不鮮明となった道路区画線の補修、横断歩道の塗り替えなどを行うための債務負担行為を設定しました。この補正予算案の財源として、繰越金 1 億 280 万 9 千円、国庫支出金 4,425 万円、県債 2,100 万円を見込み、計上しました。今回の補正を加えますと、今年度の一般会計予算は 1 兆 149 億 3,776 万 8 千円となります。

企業特別会計の補正予算案は、総合リハビリテーション事業に係るものであります。

なお、今月 22 日、「日本経済・地方経済の成長」、「物価高の克服」、「国民の安心・安全の確保」を三つの柱とする「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」が閣議決定されました。現在、国では補正予算の編成が進められていることから、県としても積極的に情報を収集し、速やかに必要な予算を編成できるよう検討を進めてまいります。

次に、条例案は、一部改正条例案 8 件であります。

このうち「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」は、職員が高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備するため、週休三日も可能とするフレックスタイム制を新設しようとするものであります。

事件案は、地方独立行政法人長野県立病院機構第 4 期中期目標の制定についてなど 19 件であります。

専決処分報告は、交通事故に係る損害賠償の専決処分報告など 6 件であります。

以上、今回提出いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

これらの議案は、来る 12 月 3 日から行う質疑の対象に供します。

○議長（山岸喜昭君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、来る 12 月 3 日午前 10 時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後 1 時 32 分延会

令和 6 年 12 月 3 日

長野県議会（定例会）会議録

第 2 号

令和 6 年 11 月
第436回長野県議会(定例会)会議録(第2号)

令和6年12月3日(火曜日)

出席議員(53名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	31 番	寺 沢 功 希
5 番	グ レ ー ト 無 茶	32 番	共 田 武 史
6 番	奥 村 健 仁	33 番	高 島 陽 子
7 番	青 木 崇	35 番	埋 橋 茂 人
8 番	垣 内 将 邦	36 番	続 木 幹 夫
9 番	早 川 大 地	37 番	中 川 博 司
10 番	佐 藤 千 枝	38 番	両 角 友 成
11 番	丸 山 寿 子	39 番	清 水 純 子
12 番	小 林 君 男	40 番	小 池 久 長
13 番	勝 野 智 行	41 番	酒 井 茂
14 番	加 藤 康 治	43 番	依 田 明 善
15 番	小 林 あ や	44 番	山 岸 喜 昭
16 番	清 水 正 康	45 番	小 林 東 一 郎
17 番	向 山 賢 悟	47 番	毛 利 栄 子
18 番	山 田 英 喜	48 番	和 田 明 子
19 番	大 井 岳 夫	49 番	宮 澤 敏 文
20 番	丸 茂 岳 人	50 番	丸 山 栄 一
21 番	花 岡 賢 一	51 番	小 池 清
22 番	望 月 義 寿	52 番	宮 本 衡 司
23 番	山 口 典 久	53 番	西 沢 正 隆
24 番	藤 岡 義 英	54 番	風 間 辰 一
25 番	川 上 信 彦	55 番	佐々木 祥 二
26 番	百 瀬 智 之	56 番	萩 原 清

57 番

服 部 宏 昭

欠席議員（3名）

30 番

大 畑 俊 隆

42 番

堀 内 孝 人

34 番

荒 井 武 志

説明のため出席した者

知 事

阿 部 守 一

林 務 部 長

須 藤 俊 一

副 知 事

関 昇 一 郎

建 設 部 長

新 田 恭 士

危機管理監兼危
機管理部長

前 沢 直 隆

建設部リニア整
備推進局長

室 賀 莊 一 郎

企 画 振 興 部 長

中 村 徹

会計管理者兼会
計局長

尾 島 信 久

企画振興部交通
政策局長

小 林 真 人

公営企業管理者
企業局長事務取扱

吉 沢 正

総 務 部 長

渡 辺 高 秀

財 政 課 長

新 納 範 久

県民文化部長

直 江 崇

教 育 長

武 田 育 夫

県民文化部こど
も若者局長

高 橋 寿 明

教 育 次 長

米 沢 一 馬

健康福祉部長

笹 渕 美 香

教 育 次 長

曾根原 好 彦

環 境 部 長

諏 訪 孝 治

警 察 本 部 長

鈴 木 達 也

産業労働部長

田 中 達 也

警 務 部 長

長 瀬 悠

産業労働部営業
局長

合 津 俊 雄

監 査 委 員

増 田 隆 志

観光スポーツ部長

加 藤 浩

選挙管理委員会
委員長

北 島 靖 生

農 政 部 長

小 林 茂 樹

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長

宮 原 渉

議 事 課 主 査

山 田 淳 貴

議 事 課 長

矢 島 武

議 事 課 主 事

片 桐 美代子

議事課企画幹兼
課長補佐

山 本 千鶴子

総務課庶務係長

矢 島 修 治

議事課担当係長

萩 原 晴 香

総 務 課 主 査

池 田 光

総 務 課 主 任

東 方 啓 太

令和 6 年12月 3 日（火曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

諸般の報告

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●諸般の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

○議長（山岸喜昭君）次に、大畑俊隆議員、荒井武志議員から本日より12月 6 日まで欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおりの議員から行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

順次発言を許します。

最初に、依田明善議員。

〔43番依田明善君登壇〕

○43番（依田明善君）おはようございます。自民党県議団の依田明善です。一般質問のトップバッターでございますので爽やかにいきたいと思います。

まず初めに、宿泊税（仮称）についてお伺いいたします。

信州を世界水準の山岳高原観光地にするという目標は、阿部知事の悲願でもあります。しか

し、それには膨大な資金が必要になることは言うまでもありません。登山道や自然公園などの整備、あるいは世界中から観光客を呼び寄せるための交通アクセスの整備、さらには宿泊施設や観光スポットの整備など、数え上げれば切りがありません。

そこで、県としては、宿泊税（仮称）の導入を決断し、9月定例会においてその骨子案が示されました。県内のホテル、旅館などを利用する宿泊者に対し1泊当たり1人300円を課税するというものです。これによる税収見込みは推定45億円、このうち半分は市町村に交付するということでありました。

ただし、宿泊料金が3,000円未満の場合や、修学旅行をはじめ学校行事の場合は課税されないという例外規定も説明されたわけではありますが、その後、観光業者、特に宿泊業を営んでいる皆さんから、多くの懸念が我々自民党県議団にも寄せられ、反響の大きさにいささか驚いたわけでありました。と同時に、これは素早い対応が必要だということで、県議会観光議員連盟が中心となり、県に対し緊急要望を行ったわけでありました。

内容の趣旨は、宿泊税（仮称）に対する様々な声に真摯に耳を傾け、県民の理解を得られるようにしていただきたいということですが、例えば、私の地元でも、中学、高校、大学の合宿を受け入れておられる宿泊業者から、クラブ活動も学校行事の一つなので課税を免除していただきたいといった強い要請がありました。理由とすれば、学生はアルバイトなどで合宿費を捻出しているが、確保できない場合は合宿開始直前に参加を断念する学生さんもある。合宿所側としては、物価高騰の折、たとえ50円でも値上げをしたいところだが、いまだにちゅうちょしている。そんな状況の中で1泊300円を徴収することは心苦しいし、価格面においても他県の同業者に負けてしまうことは目に見えているとのことでした。至極ごもっともな御懸念だと思います。

そこで、お伺いいたします。

県議会観光議員連盟からの要望に対し、その後、県としてはどのように取り組んでこられたのか。観光スポーツ部長にお伺いいたします。

また、宿泊税導入済みの自治体の多くで採用されている定額制が納税者や事業者にとって分かりやすいという意見がある一方で、徴税を担っていただく宿泊事業者の中には定率制を主張する声もあります。平行線になっている旅館ホテル組合会との議論を前に進めるためにも、定額制と定率制を比較した上で県の考えを示すことが必要だと思います。それぞれのメリット、デメリットはどこにあるのか。また、税収における試算並びに県の考え方を観光スポーツ部長にお伺いいたします。

また、県民説明会には知事自ら出席され、意見交換を行ったと聞いております。これらを含め、宿泊税（仮称）について県民から寄せられた声をどのように受け止められたのか。そして、

それらの声を今後どのように生かし、よりよい制度としていかれるのか。阿部知事の意気込みをお伺いいたします。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には宿泊税（仮称）に関しまして2問御質問がございました。

まず、県議会観光議員連盟からの要望を踏まえた県の取組についてでございます。

9月に税の骨子をお示しして以降、関係する多くの皆様にその内容をお届けできるよう努めてまいりました。まず、知事または副知事が出席した県民説明会を県内4会場で開催し、オンラインによる視聴も含めて200名を超える皆様に御参加いただくとともに、出席できなかった方向けに説明会の動画を県のホームページに掲載し、視聴できるようにいたしました。

また、旅館ホテル組合会とは要望事項をお伺いしながら随時意見交換を重ねてきたほか、ゲストハウスなど小規模宿泊事業者や商工会、旅行会社の皆様の御意見も伺ってきたところでございます。

さらに、市町村向けには、市長会、町村会での市町村長への説明のほか、担当者向けの説明会も開催するとともに、県と同じく宿泊行為への課税を検討する市町村が行う住民説明会などに出席し、制度を理解いただけるよう努めてまいりました。あわせて、パブリックコメントを1か月間にわたり実施しており、その結果、50を超える個人、団体などから御意見等を頂戴したところでございます。

これらの御意見等を踏まえまして検討の方向性をお示したところでございまして、引き続き多くの皆様と意見を交換しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、定額制と定率制の比較と県の考え方についてという御質問でございます。

県の骨子におきまして、宿泊客が受ける受益は宿泊料金にかかわらず一定であることから、宿泊行為の課税に当たっては、いわゆる応益性を重視するという考え方の下、税額の算定が簡便であり、納税者や特別徴収義務者をはじめとした事業者にとって分かりやすいというメリットから定額制を採用したところでございます。デメリットといたしまして、税額によりますけれども、低価格の宿泊料金の場合、負担感が大きくなることが挙げられます。

一方、宿泊料金を課税標準といたします定率制は、観光消費額を増やすという観光政策の目的が税収に反映されやすく、宿泊料金に応じた税額となることで納税者の納得感が得られやすいというメリットがある一方で、デメリットといたしまして、税額算定事務の煩雑さをはじめといたしまして、納税者にとって税額が分かりづらいこと、また、税額の上限がない場合、受益と負担のバランスを欠くことが挙げられるほか、課税標準を同じくする消費税との二重課税を指摘されるおそれも課題として挙げられます。

税収見込みにつきましては、昨年度実施いたしました県の観光振興審議会における試算によりますと、定額制の場合、免税点を設定せず、定額300円では約48億円、定率制の場合は、例えば定率2%では約25億円、3%で約38億円と見込まれています。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、宿泊税（仮称）に関連しまして、県民説明会で寄せられた声をどう受け止め、また、それを今後の検討にどのように生かしてよりよい制度にしていくのかという御質問をいただきました。

まず、県民説明会に私も参加させていただいて、とりわけ宿泊事業者の皆様方の御参加、御意見が多かったと受け止めておりますけれども、県民の皆様方のお話を直接聞かせていただき、私としてはいろいろな気づきがありました。

こういう説明会に直接参加させていただいてよかったというふうに思っています。と申しますのは、やはり特別徴収義務者になることを想定している宿泊事業者の皆様方は、制度面のみならず、運用面等も含めて様々な御懸念があるということがよく分かりました。

この制度を円滑に実施していくためには、もとより納税いただく観光客の皆様方の御理解が大変重要であります。それと同時に、この特別徴収を行っていただく宿泊事業者の皆様方の声をしっかり踏まえて検討し、制度を設計するということが大変重要だということを改めて実感したところでございます。

そうした観点から、今回の提案説明におきましても、名称の変更、それから合宿等についても課税免除の対象にしていくという方向性をお示したところでありますし、また、免税点の引上げについても今後の検討課題ということで御説明させていただいたところであります。

今後とも、特に宿泊事業者の皆様方との意見交換を行っていききたいと。特に丁寧な御意見を伺う必要があると思いますので、年内を目途に公開の場でまた御意見をお伺いし、私どもの考え方もお伝えする。そうした場をぜひつくっていききたいというふうに思っております。

加えまして、今回の長野県の宿泊税（仮称）の特色は、県と市町村が協力して観光振興に取り組もうということで、基本的には税収の2分の1、約半分は市町村に交付するという形になっております。独自課税を検討されている市町村も含めて、市町村の皆様方と考え方や方向性をしっかり共有することが重要でありますので、市長会、町村会の皆様方とも調整を図っていききたいと思っています。

制度面のみならず、広報の面も含めて、引き続き宿泊事業者の皆様方の不安や負担を軽減できるように努力をしていきたい、検討を重ねていきたいというふうに思っています。

こうしたことを通じて、依田議員から冒頭におっしゃっていただいたように、何よりも世界

水準の山岳高原観光地づくりをしっかりと進めていかなければいけないと思っています。世界の主な観光地ともしっかり競争できるような長野県の観光地域づくりに向けて、よりよい制度となるように丁寧に検討を進めた上で、2月定例県議会への条例案提出に向けて鋭意取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔43番依田明善君登壇〕

○43番（依田明善君）それぞれに御答弁をいただきました。

低価格料金で宿泊されるお客様の税の負担感に配慮し、免税点の引上げを検討してくださるということでございますので、深く感謝いたしたいと思います。

また、中学、高校、大学の学生の合宿や文化・スポーツ活動に対して課税免除を拡大していただけるとのこと。また、特別徴収義務者の負担軽減にも御配慮いただけるということでありまして、重ねて感謝を申し上げたいと思います。

私の地元でも、夏になれば、昔から多くの中高生や大学生が夏合宿に訪れます。スポーツ合宿も多いですが、時には吹奏楽を学ぶ学生たちもやってまいります。公民館、体育館、民家などを借りて練習に打ち込む学生さん。中から漏れ聞こえる弦楽器や金管楽器の調べやコーラスの歌声。そして、その音色を聞きながら農作業にいそしむ村人たち。小さな農村にも、そんなささやかな楽しみがあります。

そういった名もなき学生さんたちが信州の田舎で技術を磨くという文化を絶やさないためにも、県としての御配慮を期待したい。そのことを申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

信州F・POWERプロジェクトについてお伺いいたします。

今から12年前、平成24年9月に森林県から林業県へ生まれ変わらせるためのイノベーションとしてその構想が大々的に発表されました。しかしながら、その中核的な役割を担っていた征矢野建材が昨年民事再生に至ったことは、記憶に新しいところであります。

そんな中、発電事業につきましては、先日、綿半ホールディングスにおいて、九電工と共同で新会社を設立し、事業を承継する旨が表明されたところであります。

また、征矢野建材から社名を変更した綿半建材においては、その後、移動式チップパーが導入されました。ドイツ製の数億円もする大型の破碎機であります。この機械の最大のメリットは、作業現場に放置されている枝葉などを大量に破碎し、燃料チップにすることが可能であるという点です。これにより、発電所へのチップの供給量が20%もアップするということでありますが、従来の機械よりも15倍の処理能力があるということなので、やりようによってはさらに多くの供給量が期待できるのではないかと思います。

それには、やはり枝や幹などの端材を回収する際の効率性を高めることに知恵を絞らなければなりません。その点について、綿半建材さんは、独自のコンテナを準備し、林業業者の協力を得ながら迅速かつ大量に回収できる仕組みを既に構築しつつあるようなので、そこは大いに期待したいと思います。

ただし、12年前に産声を上げたF・POWERプロジェクトに対し、製材事業に23億8,000万円、発電事業に9,200万円、計24億7,200万円という補助金が県から支給されております。したがって、主力企業が試行錯誤を繰り返し、鋭意努力を重ねながらも破綻に至ってしまったことへの振り返りというものもしっかり行う必要があると思います。

P D C A、いわゆる計画、実行、確認、改善というマネジメントサイクルは、目標を達成するためには不可欠です。よって、これまでを振り返り、改善していく中で、このプロジェクトが最終的にはやってよかったと評価されるようにしなければなりません。

未来志向で物事を捉える、そんなスタンスも織り交ぜながら御質問させていただきます。

今から7年前、平成29年9月定例会において、私は、このF・POWERプロジェクトについて、現地調査や関係者への聞き取りも行った上で質問させていただきました。

最初に、私は製材加工施設の状況の悪さを指摘いたしました。それに対し、当時の林務部長は、世界初の製材加工システムゆえに県産材丸太の規格に適合させるための調整作業、さらには、労災事故も重なり、多くの時間を要してしまった。しかし、平成28年度からは、樹種や材の長さにもよるが、一日当たり300立方メートル以上を製材できるまでの能力となっており、お答えになりました。

また、稼働状況について尋ねたところ、平成28年度の7万立米の丸太を製材する計画量に対し達成率は約5割。また、歩留り率については、アカマツや広葉樹特有の曲がりや節を除去するため、建築用材よりも若干低い25%を想定していたが、平成28年度はそれを若干下回った。しかし、林業総合センターでの技術指導に加え、節あり製品の販売開始など、歩留り率の向上対策を進めており、今後は期待できる見通しとなっていると答弁されました。

また、原木安定供給について尋ねたところ、アカマツ、広葉樹とも計画的な伐採や需要情報の共有等により綿密な需給調整を図り、製材用原木の供給システムが安定的に機能するよう県としても調整を図っていきたい。さらに、原木の受入れ体制については木材流通やそのシステムに知見のある専門家のアドバイスを受けるなど、供給側と需要者側双方での調整を図っていくとの答弁でした。

また、販路拡大については、建材メーカー、大手木材流通会社、大手住宅メーカーなど、アカマツ無垢材の床材に関心がある事業者に対して営業強化を図っており、県としても針葉樹無垢材製品の良さ等を積極的に消費者や工務店の皆さんにPRするとともに、関係者の販路拡大

の取組を一層支援していきたいと答弁されております。

また、製品展開については、フローリング材に加え、木造住宅の構造材として需要の多いヒノキの土台材、カラマツの外壁材の展開を始めている。また、規模の大きな木造建築にも対応できる接着重ねばりの製造販売も進めている。県としては、林業総合センターの技術指導や関係者とも連携した消費ニーズのマッチングや販路開拓となる製品出展をサポートするなど、本取組を支援していくとの答弁でありました。

これらの答弁を改めて読み返してみますと、製材施設の能力は整いましたとか、歩留り率の向上を進めています、原木の安定供給は双方向で調整を図ります、販路開拓や製品開発は支援していきますといった言葉で締めくくられております。つまりは、プロジェクトが発足して5年の歳月がたっているにもかかわらず、実績を出すのはこれからなのですよという大変苦しい状況に陥っていたのではないかと私は思うように思いました。

平成29年11月定例会では、寺沢功希議員が木質バイオマス発電事業が遅れている理由について質問しております。これに対し、当時の林務部長は、プロジェクトには多くの企業が関わっていることから、確実な事業実施に向けて細部にわたる契約条項を積み重ねているからだろう。県としては、必要な関係者との打合せに参加し、原料となる未利用木材の安定供給に向けた調整を進めていると答弁されました。

さらに、寺沢議員がアカマツ材の受入れ再開について尋ねると、計画的な木材生産ができるよう、林業事業体はその調整を図っていると答弁されております。

そのほかにも多くの議員がF・POWERプロジェクトについて質問されておりますが、歯切れのよい答弁はあまりなかったという印象です。

そして、その後このプロジェクトはどうなったのか。当然ながら、業者としても県としても最善の対策は取られてきたとは思いますが、しかし、残念ながら、結果的に征矢野建材は破綻してしまっただけです。そのことは事実であります。

そこで、伺いたいします。このF・POWERプロジェクトが当初の計画どおりに進まなかった要因はやはりどこにあるとお考えか。林務部長にお伺いいたします。

さて、当時の議事録を読み返してみますと、県としてのスタンスが言葉の表現の中にかいま見えるわけでありまして。例えば、県として調整を図っていききたいとか、一層支援していくとか、サポートしていく、PRしていくといった表現で締めくくられていることが多いわけですが、このような言葉の中には、県としてこのプロジェクトにどこまで深入りしてよいのかといった迷いや警戒心を感じ取ることができます。

そこで、伺いたいします。このような民間業者や団体を中心としたプロジェクトについては行政が全面的に関わることは難しいと思いますが、その難しさをどのように認識しておられ

るのか。あわせて林務部長に御見解をお伺いいたします。

平成29年9月の質問の最後に、私は、信州F・POWERプロジェクトを推進していく上で課題認識と今後の対応について阿部知事に伺いました。

知事は、森林県から林業県へと飛躍し、発展させていく上で大変重要なプロジェクトである。製品の販路開拓、原木の安定供給、これが課題だ。県としては、新しい販売先の開拓、あるいは市場ニーズとのマッチング等にしっかりと協力をしていきたい。さらには、原木供給を担うサプライチェーンセンターとの調整等についても積極的に行い、製材事業の安定化を図ってきたいと答弁されております。

そこで、知事にお伺いいたします。プロジェクトがこうした状況に立ち至ったことについて県としてどのように認識しておられるのか。御見解をお聞かせください。

また、民間を中心としつつも県が関わりを持つ事業というものはほかにも様々あると思いますが、今回の状況を踏まえ、県は今後どのように対応されていかれるのか。知事にお伺いしたいと思います。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君） 信州F・POWERプロジェクトに関しまして2点御質問を頂戴いたしました。

まず、計画どおりに進まなかった要因についてでございます。

このプロジェクトは、大型の木材加工施設と木質バイオマス発電施設を設置し、住宅部材を製造する製材事業とともに、これまで利用が進んでいなかった低質の原木や木材の加工過程で発生する端材等を燃料として利用する発電事業を一体的に行うこととしていたものであります。

このうち、製材事業については、事業主体において、事業の開始に当たり、市場調査や有識者も参加した推進戦略会議の議論を踏まえた上で無垢フローリング材を主力製品として設定しましたが、品質の安定したプリント材の普及という市場動向の変化により販路拡大が思うように進まない状況にあったものと認識しています。

発電事業につきましては、事業主体において発電設備の仕様や投資規模の検討を進める中で、県からは、資金調達を容易にするため、段階的に設備規模を拡大することも選択肢として提案したものの、最終的には事業主体の経営判断により現在の規模になったこと。また、当初の事業計画において、製材事業と同時期の着工、稼働開始を想定していたものの、発電事業の資本強化のための出資者の調整やプラントメーカーの選定などに時間を要し着工が遅れたことから、結果として為替変動や消費税率の引上げ、建設物価の高騰に直面したこと等による建設費の増加などが経営に影響を与えたものと考えております。

さらに、全国的に木質バイオマス発電施設の稼働が増えたことに伴う燃料材の需要の増加や、

製紙用など他の用途向けの需要との競合による燃料材価格の上昇など、外的要因の影響を大きく受け、燃料材の供給が計画を下回る状況が続いていたものと考えています。

事業用の原木の供給については、当初、供給側の関係団体がサプライチェーンセンターを構成し、製材事業で必要なA・B材と、副産物として発生するC・D材を燃料材として発電事業で活用するため、山側から発電施設までをつなぐ体制の構築を構想したものであります。

しかしながら、製材事業の販路拡大が進まず、需要側の製材事業者が求める原木、A・B材の量や、樹種、納材時期が安定しないことから、供給側のサプライチェーンセンターが燃料材であるC・D材の供給を行うことも難しくなり、結果として双方で安定的な取引のできる関係性を十分に構築できない状況にあったものと認識しております。こうしたことから、結果として事業が当初想定していた計画どおりには進まなかったものと考えております。

次に、行政としての関わりについてでございます。

このプロジェクトについては、「森林県から林業県へ」との理念の下、森林資源を有効に活用し、本県の林業・木材産業の活性化に資するとの観点から県としても取り組んできたところであります。

そうした中で、県は、プロジェクトの初期段階において、国や塩尻市、大学関係者など産学官の連携体制の下で推進戦略会議の運営等を行うとともに、事業の開始以降は、補助金執行者としての役割とともに、原木の安定供給に向けた関係者間の調整や素材生産の増加へとつながる林業事業者への支援を行う役割を果たしてきました。

一方で、事業の運営方法や資金調達などの経営判断については企業が行うべきものであり、また、第三セクター等の場合を除いて、県が企業経営に関与すべきではないと認識しており、このプロジェクトにおいても、こうした認識の下、対応してまいりました。

原木の安定供給についても、県は需要側と供給側の調整の場を設ける役割を果たしてきたところですが、木材の調達価格の調整については需給者間の商取引に委ねられるものであり、県としては関わってこなかったところです。このように、民間を中心としたプロジェクトについては、県としての役割や関与できる範囲にはおのずと限界があると認識しております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には信州F・POWERプロジェクトに関連して2点御質問をいただきました。

まずは、プロジェクトがこうした状況に立ち至ったことについての認識という御質問でございます。

このプロジェクトにつきましては、長野県の豊富な森林資源を有効に活用して本県の林業・

木材産業の活性化につながるものとして、これまでも補助金の執行者としての役割を果たすとともに、原木の安定供給に向けて関係者間の調整や素材生産の増加につながる林業事業者への支援を行うなど、行政として県としての役割と責任を誠実に果たしてきたところでございます。

例えば、早い段階から部局横断で事業改善検討チームを設置して、素材生産の増加や材の加工策の検討等を行いました。また、近年では、原木安定供給等検討チームや事業継続支援チームをつくって取組をサポートしてきたところであります。

しかしながら、先ほど林務部長から結果として計画どおり進まなかった要因についてる御説明させていただいたとおり、市場動向の変化や燃料材の価格の上昇等様々な要因が複合して、当初の計画どおりには事業が進捗しないという形になってしまいました。このことにつきましては、県としても大変重く真摯に受け止めなければいけないというふうに考えております。また、結果として関係者の皆様方に多大な御迷惑をおかけすることになってしまいましたので、私としても大変心苦しく、申し訳なく思っているところでございます。

県は、こうした民間を中心とした事業において、今回の状況を踏まえてどう対応していくのかという御質問でございます。

先ほど林務部長からも御答弁申し上げたとおり、民間を中心とするプロジェクトについては、県としての役割、関与できる範囲にはおのずと限界があるというふうに受け止めております。例えば、企業の経営判断や企業間の商取引については行政としては関与すべきでないというふうに思っております。県として歯切れがいい答弁ではなかったのではないかと御質問をいただきましたけれども、こうしたことがその答弁の背景にあるというふうに御理解いただければと思います。

一方、様々な社会課題を解決していく上で、今後とも企業を含めた民間の皆様方と様々な形で共創、協働していくということが極めて重要だというふうに考えております。県としては、民間と行政との役割分担や事業の進展に応じた県の関わり方については、これからも十分意を用いていかなければいけないというふうに思っております。そのため、今回のプロジェクトにおける県の対応や取組を振り返りつつ、今後の同様の取組に今回の経験を生かしていくことができるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔43番依田明善君登壇〕

○43番（依田明善君） それぞれに御答弁いただきました。

市場動向や民間の事業について、価格について口出しをしたり、あるいはその企業の根幹に関わるようなプロジェクト、経営方針にそこまで首を突っ込むことができないということも多々あるかと思いますが、そうはいつても、共創、協働の精神で県民と共に歩むため、

そういったプロジェクトでも言うべきことは言うというスタンスは必要だと思います。その辺のところはしっかりとお願い申し上げたいと思います。

新たなプロジェクトを立ち上げるということは、リスクが伴う危険な賭けでもあります。そして、時にはそのプロジェクトのともしびが消えかかってしまうこともあります。しかしながら、幸いにも、今回、このF・POWERプロジェクトにおいては、綿半建材さんがそのともしびに新たなエネルギーを注ぎ込もうと尽力されておられます。本当に頭が下がる思いであります。県としても、心機一転、今まで積み重ねてきた知見と経験を生かして共に頑張っているたたきたいというふうに思います。

綿半建材さんのホームページを拝見しますと、次のような言葉がつづられております。

弊社は、最先端の大規模・集中型木材加工施設を設置し、県内から集材された木材をフローリング材等に加工し、販売することで、森林資源の活用と県産材の普及を図ります。さらに、木質バイオマス発電施設を併設し、製材で発生する端材や、製材用に向かずこれまで山に放置されていたような間伐材を燃料として発電を行います。発電された電気は「再生可能なエネルギー」として売電され、その利益は森林設備に還元され、製材時に排出されるおがくずはキノコの菌床、家畜の床敷から肥料等に利用することで、木材の有効活用と森林資源の価値向上を図っていきますと記載されております。

もちろん、これらは大変重要な取組であります。根本的なことを申せば、信州F・POWERプロジェクトは、命の水を涵養し、新鮮な空気を醸成しながら、動植物の命を支える役目を担っている。そのこともぜひつけ加えていただければというふうに思います。

地球温暖化対策や脱炭素社会の構築、循環型社会の構築が世界中で叫ばれている中、森林資源の有効活用ほど重要な取組はないと思います。化石燃料に頼ることがいけないと言うのなら、何に頼るのか。やはり最も頼れるのは、太古の昔から人類を支えてきた森林資源だというふうに私は思います。

ぜひとも、信州発のF・POWERプロジェクトにはその一翼を担っていただきたい。そのことを強く要望し、御期待申し上げまして、一切の質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、小山仁志議員。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）子供の発達特性について、社会的認知が広がり、幼少期から適切な療育支援へつなぐことが可能となってきた一方で、専門とする医師の不足等が要因で、発達障がい診断等を行う医療機関の初診まで数か月も要する実態は解消されていません。

本年4月から施行された改正児童福祉法によって、中核的な役割を果たせるような児童発達

支援センターの機能強化や、地域における障がい児への支援体制の強化により、地域全体でインクルージョン推進を図っていくことが求められています。

地域全体での発達支援の支援力を高める必要性は日々高まるばかりですが、法改正を踏まえ、地域におけるその支援力を高めるため、県はどのように取り組んでいくお考えなのか。まず、こども若者局長に伺います。

社会として、また、その地域において発達障がいの理解と支援力を高めていく上で役割が期待されるのが、巡回支援専門員です。この整備は、任意の市町村事業になりますが、専門員が保育所や幼稚園等の子供が集まる施設や場所へ行って巡回支援を実施し、職員や保護者に対し、発達障がいやその特性のある子について早期発見や適正な対応のための支援、助言等を行っていく取組であり、インクルーシブな支援の一つです。

専門医の不足により、その診断等に長期間を要する実態がある中で、発達支援の在り方について悩んだり負担を抱えたりする保育所等の施設や保護者に日常的に支援や助言が提供されていくような社会モデルの構築のため、巡回支援専門員は欠かせない存在と考えます。一方で、巡回支援専門員の確保や活用については市町村においてもばらつきがあり、単独ではその確保が難しいケースもあります。

巡回支援専門員の確保やその活用による効果的な支援について、県内市町村の実態を県はどのように把握されているのか、伺います。

また、その人的資源の効果的な配置や活用のため、巡回支援専門員の確保、拡充、増員については長野県私学教育協会からも要望が出されており、県としても、市町村の実態を認識しながら主体的な支援への取組が必要と考えますが、県の認識を伺います。

そして、巡回支援専門員の活用による成果や好事例等、ロールモデルも市町村に発信しながら効果的な巡回支援について促していくことも重要と考えますが、県はどのように取り組んでいくのか。以上3点を健康福祉部長に伺います。

本年6月より改正子ども・若者育成支援推進法が施行され、ヤングケアラーの定義が法律で明確化され、子供・若者ケアラーへの支援が法律上の根拠を持つこととなりました。近年、社会的注目を集める中で、自治体による支援も急速に進展してきましたが、その支援の内容や質、また実態把握について、地域ごとにばらつきがあることも踏まえたさらなる課題解決に向けた対応策の構築の強化をしていくことが必要です。

ヤングケアラーをめぐる最大の課題は、ヤングケアラー自身が御自身の状況を当たり前、普通のことと捉え、支援の必要性を感じられない自己認識の欠如や、表面化しにくく支援が必要であっても気づかれないことなど、その潜在性にあると考えますが、その実態についてどのように意識されているのでしょうか。

また、子供と関わりの深い学校をはじめ、公的機関において、早い段階でその状況に気づき、負担を減らし、本来必要とする支援につなげていくことが不可欠です。社会全体の理解や協力への認知度を高めながら多様な主体の連携を生み出すような包括的支援体制の構築に向け、県はどのように取り組んでいくのか。以上2点をこども若者局長に伺います。

学校現場における認識を高めていくことも求められます。周囲の無理解やプライバシーへの配慮、スティグマのおそれなどの中で、問題の顕在化を妨げ、ケアによる学業への影響により進学や就職の選択肢を狭め、将来不安の増大や精神的な負担を増大させてしまう可能性について学校現場での配慮が重要と考えます。

ヤングケアラーについて教職員の皆様の認識をしっかりと高め、潜在化を防いで、必要な取組と支援につないでいくための理解と体制構築も欠かせませんが、どのように教育委員会で取り組んでいくのか。教育長に伺います。

また、子供本人が担っているケアに対し、介護保険サービスや障害福祉サービスなどどういった外部サービスがあるのか直接知っていただいたり、相談しやすい環境設定も不可欠です。

タブレット端末を活用した相談ツールの設置など、相談や認識へのハードルを下げ、必要な行政サービスを認識していただく取組も自治体によって見られるようになってきています。自身がヤングケアラーだと認識できる情報や本来必要とされる行政サービスの情報を子供に直接届けたり、相談につなぐため、教育委員会ではどのように対応策を講じていくお考えなのか。教育長に伺います。

年々上昇を続ける不登校についてです。

不登校をめぐる対策には、全児童生徒を対象とした予防の視点や不登校の傾向にある児童生徒の早期発見と適切な支援、不登校児童生徒への個別支援等、それぞれの状況や段階に応じた重層的な取組が必要です。

文科省による不登校の要因分析に関する調査研究では、不登校のきっかけ、要因に関する回答が、児童生徒や保護者と教員の間には相違が見られることを明らかにしており、当事者が感じている要因が教員には見えにくい可能性があることを示唆しています。

授業への満足度や教職員への信頼感、様々な個性や意見を認め合う雰囲気など学校の環境や風土は、児童生徒に対しその影響をじかに及ぼします。児童生徒が安心して通い、過ごし、学ぶことができる場になっているのか見える化し、学校自身が認識することは、学校の風土改善のため不可欠なことと考えますが、各学校における取組はどのような状況でしょうか。

不登校をめぐる教員と児童生徒や保護者との認識の相違を解消するためにも、不登校傾向が見られた初期段階での個別支援の充実が一層求められます。特に、教員が把握することが難しいメンタルヘルスについては、小さなSOSが可視化されるように、問題の予兆の早期発見と

支援につなげる必要があります。心身の変化に対し、どのようにアセスメントをしていくための対策を講じていくのか。また、こうしたＳＯＳに「チーム学校」で素早く早期に最適な支援につなぐ取組が欠かせませんが、体制構築のため、教育委員会ではどのように取り組んでいくのか、伺います。

さて、約30万人に上る不登校の小中学生のうち約３割が学校内外の機関で専門的な相談を受けていないという実態が、令和５年度の文科省の調査結果で示されています。県教育委員会では、これまで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拡充強化や「チーム学校」の取組など、支援を届けるための施策の充実強化を図ってきていただいておりますが、現状における課題をどのように認識されているのでしょうか。また、今後のこうした教育相談体制の充実強化に向けた取組方針について、以上３点は教育長に伺います。

そして、不登校をめぐる児童生徒のきっかけや要因、背景、環境は一人一人異なり、学校との関係や家庭の事情、本人の健康の問題など複雑に絡み合い、また、その時期によって必要な支援も異なってくることを認識しなければなりません。

こうした意識を働かせていくとき、学校や教育委員会を中心とした支援や対策のみならず、行政や地域、ＮＰＯやフリースクール等々による学びや居場所づくりなど、社会全体が連携し、充実させていくことが重要です。

知事部局における福祉関係や子供政策担当部局も、こうした連携を生み出していく一体的支援体制の構築に主体的な取組を強化していくべきと考えていますが、知事のお考えをお伺いいたします。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私にはまず発達支援に関して地域における支援力向上のための取組について御質問をいただきました。

議員からお話がありましたとおり、今般の児童福祉法の改正によって、児童発達支援センターの機能や障がいを抱える子供への支援体制の強化が求められておりまして、とりわけ発達障がいについては、特性の個人差が大きく気づきにくいことから、障がい気になる早い段階で気づいて適切な支援につなげるための一層の取組が必要となっております。

こうしたことを地域で支えるためには、障がいへの専門的な知見に基づく正しい理解の浸透や、保育等の子育て支援を中心的に担う市町村において支援力を高めていくことが重要です。このため、県では、昨年４月に長野県発達障がい情報・支援センター、愛称「といろ」を信州大学医学部附属病院への委託により設置し、専門的な支援プログラムの開発や情報発信、相談支援に加えまして、市町村の保健師や福祉職、教員等を対象とした研修などを行い、専門知識を持った支援人材の育成強化に取り組んできております。

また、長野県発達障がい者支援対策協議会に設けております四つの部会のうち、連携・支援部会では、保育、幼児教育、学校等の保育士や教員等の基礎知識と対応力向上に関する取組を進めておりまして、これまでに、リーフレット「早めの気づき適切な学び」を作成し、周知を行ってきました。

今後は、市町村向け研修における事例紹介等のさらなる充実や、様々な分野の方々への情報発信と理解促進等を図っていくほか、市町村において設置が進められているこども家庭センターとの連携を進めるなど、地域での支援力向上にさらに取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、ヤングケアラーについて二つ御質問をいただきました。

まず、ヤングケアラーの潜在性についてのお尋ねであります。

国が令和3年度にまとめたヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームの報告の中で、ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっていることが指摘されております。

また、令和4年度に県が行ったヤングケアラー実態調査でも、学校内にヤングケアラーと思われる子供がいると回答した学校は、小学校が約2割、中学校が約4割で、残りの約8割の小学校と約6割の中学校では、ヤングケアラーと思われる子はいない、いるかどうか分からないと回答しておりまして、子供たちから家庭内の困り事のサインなどが見えないと見つけることが難しい状況にあることがうかがえました。

ヤングケアラーが把握されにくい理由としては、ヤングケアラーの社会的認知度の低さも挙げられておりまして、支援が必要な子供がいても、子供自身や周囲の大人が気づくことができない状況にあることがヤングケアラーを潜在化させる要因となっていると考えられます。

このため、ヤングケアラーの認知度を高め、子供自身の気づきを促すとともに、周囲の大人が様々な場面で子供の様子に気を配り、その存在に気づくことが課題解決のために重要であると考えております。

次に、多様な主体の連携を生み出すような包括的な支援体制に向けどう取り組んでいくのかというお尋ねであります。

ヤングケアラーへの支援に当たっては、教育、福祉、医療などの様々な支援主体が連携して課題の解決に当たることが重要と考えており、これまで、地域における連携を進めるため、市町村での教育や福祉など関係機関が連携した支援体制の整備を促進するための相談やサポートを行ってまいりました。

また、教育や福祉など支援関係者の連携強化のための支援者向けの研修会や、ヤングケア

ラーへの理解を深めるための県民向け研修会の開催、そして、民生児童委員やこども食堂、NPO等の地域で子供を支える方々がヤングケアラーについて学ぶ機会の確保や、子供に身近に接する大人がヤングケアラーに気づくためのリーフレットの作成・配布など、様々な取組を行ってきているところであります。

今後も、県としては、これまでの取組を充実させるとともに、地域における連携をより一層推進するため、ヤングケアラー支援に携わる教育、福祉、医療関係の県レベルの団体や市町村のコーディネーター等の実務者の方々が情報交換や課題の共有を行うことを目的とした支援機関や支援団体の連絡会を今年度内に開催することとしておりまして、様々な主体の連携が円滑に図られるようさらに取組を進めてまいります。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には発達支援に関連して2点お尋ねがございました。

初めに、巡回支援専門員に関する市町村の実態把握についてでございます。

巡回支援専門員による支援は、発達障がい者支援の重要な施策の一つとして、平成23年度から市町村の国庫補助事業として始まった仕組みであり、子供への支援に加え、保護者や教職員等の支援者に対する支援、関係機関のつなぎ役等を担っております。

市町村の取組の実態については事業の実績報告書などを通じて毎年度把握しており、昨年度は23市町村において、作業療法士、言語聴覚士、心理士など発達障がいに関する専門的な知識を有する方、計129名が巡回支援専門員として配置されております。

支援内容としては、一人一人の子供の特性に合った環境調整の工夫の提案、通園、通学する施設の教職員に対する発達支援スキルの指導、保護者に対する子供への関わり方の助言等に取り組んでいただいているところでございます。

次に、巡回支援専門員の確保支援及び効果的な巡回支援促進のための取組についてでございます。

発達障がい者支援に関わる巡回支援専門員には高度な専門知識と経験が求められることから、人材確保に課題が生じることも推測されます。今後、市町村の実情を伺い、必要に応じて市町村と共に対策を検討してまいります。

また、各市町村においては、健診会場に巡回支援専門員を派遣して、気になる子供の早期発見、早期支援につなげる取組や、ケース会議における支援のコーディネート、保育所において実施する個別の発達支援プログラム作成など様々な工夫をしながら効果的な取組を進めていただいております。こうした優れた取組の情報を収集し、市町村に提供することによって、巡回支援の質の向上を図ることは重要と認識しております。

発達障がい者支援については、担当するこども若者局や関係部局等と共に推進しているところでございます。発達障がい情報・支援センターでの研修会や、発達障がい者支援対策協議会等を活用して議員御提案のような好事例の共有等を進め、今後も市町村において効果的な巡回支援が行われるよう支援してまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には、ヤングケアラーについて2点、不登校支援について3点御質問をいただきました。

まず、ヤングケアラーに関わる支援体制構築のための取組についてでございますが、学校では、日々、学級担任を中心に、児童生徒の様子を観察したり子供の日記を丁寧に読んだりして子供たちの変化に対して感度を高めるよう努力をしているところでございます。

この中で、児童生徒の家庭での悩みに教職員が気づいたり、本人からの相談があった場合には学校において解決策を検討するとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーによる支援や市町村の福祉部局などの関係機関につなげているところでございます。

一方、子供たちを取り巻く状況は多様化、複雑化しており、今後もヤングケアラーなど子供たちの状況への理解を深め、さらには教職員の感度を高めるための研修の実施や、校内での対策を共有化するとともに、スクールソーシャルワーカーや関係機関等との連携による支援体制の構築により一層努めていく必要があると考えております。

次に、子供たちを相談支援につなげるための対応策についてでございます。

子供たち自身の認識を深めるための情報提供については、こども家庭庁が作成したチラシ「家族のお世話や家の用事などをしているあなたへ」の周知を促進し、子供自身の認識を促すよう取り組んでいるところでございます。

また、子供たちが必要とする行政サービスにつなぐためには、教職員が気づいたり、本人からの相談があった場合には、迅速にスクールソーシャルワーカーや関係機関と連携して支援することが重要であると認識しております。このため、困ったことを相談できる関係づくりや人権意識を大切に作る学校風土を築けるよう、S O Sの出し方に関する教育の推進や人権意識の向上を目指す研修を実施しております。

また、子供たちが相談しやすい環境をつくるために、平成29年度から、中高生を対象としたLINE相談を全国に先駆けて実施するとともに、令和4年度から、1人1台端末を活用した相談フォームを作成し、各学校での活用を促しているところでございます。

今後も引き続き一人一人の悩みに応じた迅速な対応につなげるために、子供たちが安心して相談できる体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

続いて、不登校支援に関わって、学校風土改善のための取組についてでございます。

各学校では、毎年、学校の運営状況を確認する学校評価を実施しており、児童生徒や教員、保護者や地域の方に対して授業や学級、学校の満足度や改善点に関するアンケート調査をし、その結果を分析した上で次年度の学校運営に生かしているところでございます。

また、文部科学省が、令和5年度に、C O C O L Oプランの中で、不登校対策として、学校風土を把握するためのツールとしてアセスやQ-U等の調査を紹介しており、県内では多くの学校がこれらの調査を実施し、児童生徒の学校環境への適応度や生活満足度を測り、学校風土の見える化に取り組んでいるところでございます。

次に、心身の変化を把握するための対策と体制構築についてでございます。

各校では、先ほど申し上げたアセスやQ-U等を活用し、教職員が日々の子供たちの様子を観察しております。また、本県の小中学校では、学級担任が子供たちと生活記録のやり取りを毎日行っており、その中で、一人一人の心身の変化を捉え、小さなS O Sを把握して、適切な支援につなげているところでございます。

さらに、職員会等で全教職員が一人一人の子供の変化を共有する時間を設けており、生徒指導主事や特別支援教育コーディネーター等の対応も含め役割分担を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の知見も含めたチーム学校として支援に取り組んでいるところでございます。今後も、一人一人の子供に対して素早く適切な支援につながるよう、学校に働きかけてまいります。

次に、現状の課題に対する認識と教育相談体制の充実強化に向けた取組方針についてでございますが、スクールカウンセラーは、子供の心理面をサポートするために全ての学校に配置しておりますが、児童生徒や保護者からのニーズが非常に高く、いつでも相談できるよう、さらなる体制の整備が必要であると認識しております。

また、スクールソーシャルワーカーは子供や保護者を福祉面でサポートしておりますが、一つ一つの案件が多様化かつ複雑化しているため、学校からはスクールソーシャルワーカーのさらなる拡充を求められているところでございます。

今後も、引き続き児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置人数や支援時間の確保に努め、教育相談体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には不登校支援に関連して教育委員会や地域との連携について御質問をいただきました。

学校に行かない子、行けない子たちに対する支援については、御指摘のとおり、多くの関係者が協力して取り組んでいくことが大変重要だというふうに思います。特に、今の日本の制度のはざまを埋めていく、こうした視点で取り組むことも重要だと思っております、学校は行くのが前提でいろいろな仕組みが組み立てられていることから、学校に行かない子、行けない子たちにとっては、非常に支援が手薄な状況が続いてきたというふうに受け止めています。

そうした観点から、今年度から信州型フリースクール認証制度を創設し、創設に当たりまして、多くの皆様方の御意見を伺いましたし、運用に当たっても、関係方面ともしっかり連携し、また、御意見も伺いながら、改善すべき点は改善しなければいけないというふうに思っています。

教育事務所には不登校支援機関連携推進員がいらっしゃいます。フリースクールと学校、市町村教育委員会等関係者間の調整を支援していただいているところでありますので、こうした教育事務所、教育委員会ともしっかり連携していく必要があると思います。

また、信州こどもカフェは、県内の広い地域にかなり広がってきたわけでありますけれども、このこどもカフェも、やはり多くの皆さんの支援と協力の中で成り立っているわけであります。地域振興局ごとに設置いたします地域プラットフォームにおいて、市町村、支援団体、民間企業など関係の皆様方が集って連携していただいているところでございます。

さらに、県が設置し、子供や子育てに関わる悩み全般に対応する子ども支援センターやひきこもりに関して対応するひきこもり支援センター、こうしたところでは、教育委員会が運営している学校生活相談センターなど教育相談窓口との連携も図ってきているところであります。

行政がいろいろと役割分担をするのは、行政の勝手な都合でありますので、そうしたことで子供たちが不利益を被るということは極力ないようにしていかなければいけないというふうに思っております。また、私ども行政、教育委員会、あるいは知事部局だけで取り組むことができないことについては、民間団体や地域の皆様と協働、連携しなければいけないわけであります。

子供たちを支えていただいている多くの皆様方と引き続きしっかり連携をさせていただきながら、学校に行くことができない子供たち、あるいは学校に行かないことを選択した子供たちであっても、夢や希望を持ちながら暮らすことができる長野県になるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）ある高校生から、地域包括支援センターやケアマネジャーの存在を知らずにおじいさんの介護に携わっていたというお話をお聞きしました。介護サービスについて

もっと早く知りたかったというその生徒さんの言葉に、身に染みる思いがいたしました。

県では、新時代創造プロジェクトの一つに、一人一人に合った個別最適な学びの実現を掲げています。その大前提となるのは、一人一人の困難や特性、あるいはやりたいことについてしっかり気づくために寄り添い、そして向き合っていく姿勢にあると考えます。必要な学びや支援につなぐことができるように気づくための体制構築についてさらに強化していただくことをお願いさせていただきまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次は林和明議員であります。同議員及び佐藤千枝議員の質問事項中、選挙管理委員会の所管に属する事項が通告されておりますので、これに対する答弁のため北島靖生選挙管理委員会委員長の出席を求めましたので、報告いたします。

林和明議員。

〔3 番林和明君登壇〕

○3 番（林和明君）上田市・小県郡選出の林和明です。本日は、所属会派改革信州の一番手として4項目について質問させていただきます。

最初にお聞きするのは、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会におけるeスポーツの在り方です。

いよいよ2028年に開催が迫ってきました国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会については、長野県議会でも今まで多くの意見、質問が出てきたと思いますが、私からは、障がいのあるなしにかかわらず平等に競技を楽しむことができるeスポーツという観点から質問を行っていきます。

eスポーツとはエレクトロニックススポーツの略で、広義には電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称となります。

近年、日本での普及も進みつつあり、日本のeスポーツ市場規模は2022年時点で約125億円、2025年には200億円を超えると予想されています。

国民スポーツ大会とeスポーツの関わりを調べると、2019年に行われたいきいき茨城ゆめ国体において、国体史上初となるeスポーツ大会が開催され、大会は正式種目ではなく文化プログラムの一環として行われましたが、各都道府県の予選を勝ち抜いた選手が都道府県対抗として競い、地元紙の報道によれば、会場には選手や観覧者など約2,500人が来場したそうです。

当時の茨城県の狙いとしては、低迷する茨城国体開催の認知度向上だったそうで、こうしたアイデアで、例えば、eスポーツの世界大会を国民スポーツ大会の時期に長野県に誘致し、さらに注目させて盛り上げることができるのではないかと考えています。また、パズルゲームで高齢者が指を動かすことで、健康増進や認知症予防効果にもつながるといった説もあります。

もし、国民スポーツ大会の開催時期に e スポーツの種目を行うことができたなら、国民スポーツ大会の会場整備の一環として、県内公共施設において e スポーツを体験しながら参加できる場所として整備することも方法の一つとして考えられるかもしれませんが、ここで2点お聞きしていきます。

これまでに開催された国民体育大会、国民スポーツ大会における e スポーツ大会の開催状況と、今後開催される各県での検討状況について伺います。

もう一点、e スポーツの強みの一つに、世代や立場を超えた交流の実現があると考えます。そこで、2028年に本県で開催する国民スポーツ大会においても e スポーツを積極的に活用していくべきと考えるが、いかがか。以上2点、加藤観光スポーツ部長に伺います。

次の質問に移ります。治安維持のための警察組織の状況について伺っていきます。

県民の防犯意識向上や第一線の警察官の活躍もあって、全国のデータから刑法犯認知件数を見ると、平成14年をピークに刑法犯認知件数は減少を続けて、治安水準としてはよくなっていると感じていましたが、コロナ後は、一転、増加することとなり、特殊詐欺や闇バイトによる強盗など、全体として犯罪に対する不安が解消されていないのが実感ではないでしょうか。

現在、人口減少により、多くの産業で採用が困難な状況で、人手不足による問題が課題となっており、働き方改革も進めなければならない状況から、県民の安心・安全、治安を守っていただいている長野県警組織を維持していくことが改めて重要であると感じます。

ここで、3点伺います。

警察官の採用募集状況及び定員の推移と女性比率について伺います。職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向けた働き方改革の取組状況について伺います。もう一つ、県内の刑法犯認知件数の推移、重要犯罪の状況について。以上三つ、鈴木警察本部長に伺います。

報道では、警察庁は今年度補正予算案に、闇バイトによる強盗対策におよそ6.5億円を計上したとありました。いまだに闇バイト等による強盗事件が相次いで報道され、長野県でも同様の広域型強盗が行われるのではないかと不安に感じる県民もいるのではないかと思います。

さきの6月定例会でも闇バイトの対策における質問を行いまして、インターネット上に流通する違法情報や有害情報を排除するため、民間に事業を委託し、AI検索システムを導入した有害情報等の情報収集とサイト管理者等への削除依頼等の対策を図り、啓発活動や情報発信に取り組んでいただいているとの答弁をいただきました。その手口が多様化して全国的な問題となっていることから、今定例会でもさらに質問を行っていきますが、いわゆる闇バイト等の強盗事件の多発に伴う県警察の対策について伺います。

もう一つ、トクリュウ犯罪、匿名・流動型犯罪グループに対する県警察の対策などの取組について。以上2点を鈴木警察本部長にお聞きします。

次の質問に移りまして、衆議院議員選挙の総括、投票率向上の取組について伺います。

10月に行われた衆議院議員総選挙では、首相就任から8日後の解散は戦後最短であり、解散から投開票まで18日間、2021年衆院選の17日間に次いで戦後2番目の短期決戦となり、選挙管理委員会関係の皆様におかれましてもその対応や準備に追われることになったと推察いたします。

県内の複数自治体では、期日前投票が始まるまでに投票所の入場券が有権者に届かないといった話もありましたが、近年行われた選挙においては、ポスター掲示板が足りなくなるといったことや、政見放送の在り方など、選挙制度そのものについて公選法改正についての関心が高まっていると感じます。

我々議員も当然選挙制度には関心高く活動をしているわけですし、ここでお聞きしていきますが、日程が発表されてから時間がない中での実施となった今回の衆議院議員総選挙の総括について伺います。

2として、期日前投票所の商業施設への設置や山間部での移動投票所の実施など、投票率向上のための市町村の取組状況と、それに対する県の支援について伺います。

3として、選挙や投票についてどのように発信、広報啓発を行っているか。以上、北島選挙管理委員会委員長にお聞きします。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には2問御質問がございました。

まず、国スポ、国体などにおけるeスポーツの状況についてでございます。

国民スポーツ大会では、大会で実施される競技とは別に、開催県における大会開催の機運醸成を図るため、スポーツ文化や開催県の郷土文化などをテーマとした文化プログラムが開催されております。その中で、2019年の茨城県の国体におきまして、初めてeスポーツの大会が都道府県対抗により実施されて以降、コロナウイルス感染症の影響により国体が延期または中止となった2020年、21年を除きまして、22年の栃木県、23年の鹿児島県、そして今年の佐賀県で開催された国民スポーツ大会に至るまで、毎年実施されております。

また、来年度以降、本県開催までに国スポを開催する予定の滋賀県、青森県、宮崎県におきましても、文化プログラムとしてeスポーツの大会の実施を検討している県があると承知しているところでございます。

次に、本県の国スポにおけるeスポーツの活用ということでございますけれども、これまで開催してきました県の状況を見ますと、eスポーツは、大会の機運醸成や盛り上がりにつながり、大会を身近なものとする有意義な取組であると考えております。

そこで、本県で開催します信州やまなみ国スポ・全障スポにおきましても、ほかの国体、国

スポ開催県と同様に、今後文化プログラムとしてeスポーツの大会実施を検討してまいります。

また、そのほかにも、例えば国スポ・全障スポの開閉会式の会場などにおきまして、来場者の交流やスポーツの体験を楽しめる競技体験エリアを設置し、その中でeスポーツの体験ブースを設けるなどの活用方法も検討してまいります。

以上でございます。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察本部には、治安維持のための警察組織の状況について合計5点御質問をいただきました。

まず1点目の警察官の採用募集状況及び定員の推移と女性比率についてお答えいたします。

本県の警察官採用募集状況であります。令和5年度の受験者は636人で、前年の受験者数と比べ166人減少しております。

また、競争倍率につきましては、少子高齢化に伴う就職適齢人口の減少等の影響に伴い、7.1倍であった平成23年度から減少傾向にありまして、令和5年度は3.0倍と、前年の競争倍率と比べ1.7ポイント減少いたしました。

次に、警察官の定員の推移と女性比率についてであります。平成30年度以降、警察官の増員はなく、本年4月1日現在、警察官の定員は3,487人であり、全警察官に占める女性の比率は12.7%となっております。引き続き県民の安全・安心を守るための組織を維持強化するため、警察官採用募集活動の強化に努めてまいります。

次に、2点目の職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向けた働き方改革の取組状況についてお答えいたします。

県警察では、全ての職員が、その能力を最大限に発揮して、誇りと使命感を持って生き生きと働くことができる組織づくりのため、長野県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画を策定し、休暇の取得促進、子育てに関する支援制度の活用等に取り組んでおります。

取組状況の具体例としては、休暇取得の促進では、職員の1人当たりの年次休暇取得日数の目標を年間15日以上として取り組み、令和5年度の取得日数は平均16.4日でありました。また、子育てに関する支援制度の活用の部分では、男性の育児休業取得率が令和5年度は57.8%となり、計画策定前の令和2年度の1.1%から大きく向上しているところです。

引き続き県民の安全・安心を守るための組織力を維持強化するため、個々の職員が持てる力を十分に発揮できる組織となるように働き方改革を推進してまいります。

続いて、3点目の県内の刑法犯認知件数の推移、重要犯罪の状況についてお答えいたします。

県内の刑法犯認知件数につきましては、平成13年に3万4,764件と戦後最多を記録し、そこ

から警察官の増員による治安対策強化や官民一体となった各種活動等により、平成14年から20年連続で減少し、令和3年に5,959件と戦後最少を記録しました。令和4年には21年ぶりに増加し、令和5年にはさらに増加して7,769件でありました。本年10月末では、前年と比較して僅かに減少しておりますけれども、令和5年、昨年とほぼ同水準で推移しているところであります。

続いて、重要犯罪の状況についてお尋ねがありましたが、本年10月末現在の重要犯罪の認知件数は100件でありまして、前年と比較してプラス5件と増加しております。

罪種別の認知状況につきましては、殺人が7件、前年同期比プラスマイナスゼロ件、強盗が7件、前年同期比でマイナス4件、放火が5件、前年同期比でマイナス1件、不同意性交等が31件、前年同期比でプラス8件、不同意わいせつが48件、前年同期比プラス4件、略取誘拐・人身売買が2件、前年同期比でマイナス2件、こういう数字になっております。中でも、性犯罪、不同意性交等と不同意わいせつが約8割を占めておりまして、これらは前年と比較して認知件数が増加しております。その要因を明確に示すことはできませんけれども、要因の一つとして、令和5年7月の刑法改正において、同意のないわいせつ行為等の具体的要件が明確化されたことにより、被害申告をよりの確に受理することが可能となったことが考えられます。

続きまして、4点目でございます。いわゆる闇バイト強盗事件の多発に伴う県警察の対策についてお答えいたします。

主に首都圏で、いわゆる闇バイトに応募したと思われる者が家屋に侵入し、金品を奪うという極めて凶悪な強盗事件が多発したことから、長野県においても県民の不安が増大しているところであります。

県内においては、現在のところ、いわゆる闇バイトに関連すると見られる強盗事件は発生していませんが、不審な訪問に関する相談が多数寄せられており、県民の間で警戒心が高まっているものと見られます。県警察におきましては、この種事案を受けまして、強盗等の被害に遭わないための対策と犯罪に加担させないための対策を強化しているところであります。

具体的には、被害防止対策として、深夜帯における警戒活動の強化や職務質問等の徹底のほか、施錠の徹底や防犯カメラ、センサーライトの設置等の呼びかけや、防犯性能の高い建物部品の紹介と推奨に取り組んでいます。

また、不審な訪問に対しては、安易にドアを開けず相手の身分をしっかりと確認すること。少しでも不審に感じたら警察へ相談すること等と呼びかけているところであります。

また、犯罪加担防止対策として、若年層に対し、簡単に高額の報酬を得られるとする不自然な求人情報には応募しない。個人情報を送らないこと等の注意喚起。いわゆる闇バイトに応募した場合、犯罪の実行役として使い捨てにされることや、拒否すれば、個人情報を基に自分や

家族に危害を加えると脅され抜け出せなくなる危険があることの注意喚起。仮に応募してしまった場合であっても、犯罪を行う前に警察署等へ相談することの呼びかけ。SNS上に氾濫するいわゆる闇バイトの募集情報への個別警告と削除要請。こうした取組をしているところであります。引き続き関係機関、団体と連携し、各種対策に取り組み、県民の不安感の払拭に努めてまいります。

最後になりますが、5点目の匿名・流動型犯罪グループに対する県警察の体制などの取組についてお答えいたします。

匿名・流動型犯罪グループは、暴力団のような明確な組織性を持つ集団とは異なり、各種犯罪により得た収益を吸い上げる中核部分は匿名化されており、また、SNSや求人サイトを通じるなどして緩やかに結びついたメンバー同士が役割を細分化し、末端の実行犯を言わば使い捨てにするなど、メンバーを流動的に入れ替えながら多様な資金獲得活動を行うため、組織の把握やメンバーの特定が容易ではないという特徴があります。

このような組織の実態を解明して取締りを強化するため、本年度から警察本部の組織犯罪対策課に匿名・流動型犯罪グループ情報分析係、同グループ対策係を新たに設置し、体制の強化を図りました。

また、本年9月には、警察本部内に組織犯罪対策課長を司令塔とする匿名・流動型犯罪グループ対策プロジェクトチームを設置し、部門横断的にあらゆる情報を把握、共有して、警察の総力を挙げ、実態解明の推進と各種法令を駆使した取締りの強化に努めてまいる所存であります。

以上でございます。

〔選挙管理委員会委員長北島靖生君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（北島靖生君） 県選挙管理委員会に対しまして3問の質問をいただきました。

最初に、10月27日に執行されました衆議院総選挙の総括についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、解散から投開票日までが18日間となり、最短の17日間だった前回の令和3年の衆議院総選挙に続き大変短い期間での選挙の執行となりました。

先般、9月定例会では、選挙執行経費に係る補正予算の知事専決処分をお認めいただきまして、県選挙管理委員会では、計画的に、適正かつ正確に事務執行をしてまいりました。

県選挙管理委員会においては、投票用紙や選挙啓発の準備等、また、投開票事務を担う市町村選挙管理委員会の皆さんにおかれましては、ポスター掲示場や投票所入場券の準備等、また、候補者におかれても、立候補に関する準備等についていずれも大変御苦勞をいただきましたが、非常に厳しい日程の中で、事前の準備に万全を期していただき、適正に選挙を執行することが

できたものと考えておるところであります。

また、今回の選挙は、今後の国政選挙の在り方を方向づける上で極めて重要な意義を持つ選挙であったにもかかわらず、投票率は57.21%と、全国の投票率を本県は上回りましたが、前回より3ポイント下回り、都道府県別の順位も全国8位と、順位を二つ下げる結果となりました。

残念ながら、今回の衆議院総選挙を含めたここ数年の各種選挙における投票率は低落傾向が続いておりますが、国民一人一人に与えられた基本的人権としての選挙権を有権者の皆さんに行使していただけるよう、市町村選挙管理委員会や関係機関と連携し、引き続き投票参加を呼びかけながら啓発に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、投票率向上のための市町村の取組状況と県の支援についての御質問をいただきました。

まず、期日前投票所の設置につきましては、利便性の高い商業施設である上田市のアリオ上田や中野市のイオン中野などで設置されたほか、頻繁に人の往来がある交通機関等として、松本市の松本バスターミナルなど県全体で188か所設置されました。

また、自動車を利用し、公民館や大学、高校などに開設する移動期日前投票所は、長野市や松本市をはじめ、天龍村や高山村など11市町村で設置されたほか、巡回バスの運行等による移動支援については、長野市ほか20市町村で実施されました。加えて、選挙当日に定められた投票所以外で投票できる仕組みである共通投票所は、高森町、阿南町など6町村で設置されたところであります。

このように、各市町村において、有権者が投票しやすい環境整備の取組が徐々に広がっているとあります。県選挙管理委員会としましては、県下の市町村の取組事例について横展開を図るなど、引き続き有権者の利便性の向上に努めてまいりたいと考えておるところであります。

3点目の選挙、投票についての発信、広報、啓発についての御質問でございます。

県選挙管理委員会では、通常時は、県民の皆さんも参加できるフォーラム等の開催や、高校等における出前授業、小中学生向けの主権者教育リーフレットの配布等を行っているほか、選挙時には、テレビ、ラジオのスポット放送やコンビニにおけるレジ画面の広告、街頭一斉啓発、スーパーなどの集客施設へのポスターの掲示やチラシの配布等、様々な機会を捉えた啓発活動を実施いたしておるところであります。

また、若年層を中心とした世代の有権者はパソコンやスマートフォンからの情報入手が主要になっていることから、今回の選挙におきましても、SNSや動画配信サイトに啓発用の広告を発信したところであります。

今後とも、全国の優良事例なども参考にしながら、あらゆる年齢層の有権者の皆様に届く効

果的な手法の啓発活動を研究するなど、投票率の向上に努めてまいりたいと考えておるところであります。

〔3 番林和明君登壇〕

○3 番（林和明君）それぞれ御答弁をいただきました。

次の質問に移りまして、4 問目、宿泊税（仮称）についてお聞きしていきます。

これまでも本会議や委員会で多くの質問が行われまして、説明会やパブリックコメントでも多くの意見が出ているこの宿泊税の導入に関わる議論ですが、まさに宿泊事業者や観光に関わる事業者にとっては死活問題であり、導入に当たってはどのように合意形成につなげていくか、慎重な議論が必要だと感じます。ただ、いまだに今回の宿泊税の使途や目指すべき在り方が明確ではないのかなと私は感じます。

過去にも、森林づくり県民税導入に当たって様々な議論が行われたところですが、間伐材の除去や持続的な森林づくりの実施など大義があつての導入であつたと思いますが、今回の宿泊税にはそれがあるのでしょうか。

漢文の言葉を引用すると、国や自治体の財政運用は量出制入の原則により、出ずるを量って入るを制す。まず、どんな事業をどれだけ実施するか。すなわち、歳出を量り、それに応じて必要な財源を調達すべく歳入を制御していくことにあります。

この宿泊税が導入されることで長野県らしい観光コンテンツの充実、受入れ環境整備を行うとの記載がありますが、具体的に観光地の魅力をブラッシュアップしていくためにどのような使途を考えているのでしょうか。

例えば、リフトの更新に使われていく。登山道を整備することや、または景観維持のため倒壊のおそれのあるような廃墟の除却など、観光地で問題や課題となっている改善策は多くあると考えます。

観光地を高付加価値化していくことで宿泊事業者や観光関係者に歓迎される宿泊税としていく必要があると考え、お聞きしていきます。税の使途についてより具体的なものである必要があると考え、骨子に示す施策の方向性について重点的に進めるべき施策をどのように考えているか。阿部知事に伺います。

続いてお聞きしていきますが、多くの宿泊事業者は、徴税時の手間やトラブル対応、宿泊者への説明等様々な負担がかかることが想定されていることから、その負担軽減策は物的支援等応分の負担を県も対応が必要であると思うが、説明にあつた宿泊税の事業者への報奨金の交付率はどのような根拠で設定されているのか。また、事業者への負担を軽減するためにどのような支援を行っていくか、お聞きします。

続いてお聞きしますが、骨子では、税額が、免税点3,000円、定額300円となっている。他自

治体においては段階的な定額制や定率制などが採用されているが、この考え方としている理由をお聞きします。

また、現在の免税点では低価格の宿泊者にとって負担が大きいことから、免税点の引上げなど配慮が必要ではないか。２点を加藤観光スポーツ部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には宿泊税（仮称）に関連して重点的に進めるべき施策をどう考えているのかという御質問をいただきました。

この部分については、骨子でもお示しさせていただいておりますように、世界水準の山岳高原観光地づくりのための施策ということで、長野県らしい観光コンテンツの充実、観光客の受入れ環境整備、さらには観光振興体制の充実、加えて市町村に対する交付金ということで、大きな柱としては、そうした内容で活用させていただきたいというふうに思っております。

森林づくり県民税については、住民税の超過課税という形でありました。既存の財源との整理等も含めて検討を行ったわけではありますが、今回、観光振興のために活用するということがあります、観光振興といっても非常に広い使途が想定されるわけです。例えば、極論すれば道路整備等も観光振興といえば観光振興という形になり得るわけではありますが、今回骨子でお示ししているのは、やはり観光振興に直接的につながるようなものをこの取組の方向性としてお示しさせていただいているところであります。

この検討の過程におきまして、例えば市町村長の皆様方との懇談の中でも、やはり目に見える形で成果を出していくことが重要ではないかという御指摘をいただいております。このことは、私も大変重要なことだというふうに思っておりまして、こうした方向性に基づくものを薄まきにやっていく、いろいろな政策に満遍なく取り組むということだと、納税された皆様方や特別徴収義務者になっていただく宿泊事業者をはじめ観光関係の皆様方に成果を実感していただくことは難しいというふうに考えておりますので、こうしたものの中から、やはり、施策的にも地域においても重点化していくということを考えていきたいというふうに思っております。

具体的には、関係者の皆様方、宿泊事業者、あるいは市町村の皆様方の御意見もお伺いして決めていかなければいけないわけではありますが、骨子でもお示したように、観光振興審議会にこの税の活用部会のようなものを設けて観光ビジョンをつくり、その中で具体的な使途を確定していきたいというふうに思っています。

もとより、これは県の歳出予算に計上することになりますので、最終的には議会の御議決を経て決定するという形になります。重要な財源でありますので、先ほども依田議員の御質問にお答え申し上げたように、世界水準の山岳高原観光地として長野県が発展していくことができるように、そして、納税いただく皆様方、あるいは関係の皆様方からも御支持いただけるよう

な内容になるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には2問の御質問でございました。

宿泊税（仮称）に関しまして、事業者への報奨金の算定根拠についてということでございます。

宿泊税（仮称）の特別徴収義務者に対する報奨金の交付率につきましては、特別徴収義務者の負担に配慮しつつ、本県のゴルフ場利用税と軽油引取税における報奨金制度との均衡や、国内において先行して宿泊税を導入し、または導入を検討している都道府県の交付率を踏まえ、設定しているものでございます。

また、事業者への負担軽減のための支援でございますけれども、特別徴収義務者になっていただく宿泊事業者は、新たな税の導入に伴う会計システムの対応やフロントにおいて税を徴収する際に説明が必要となることなど、これら事務の負担を軽減していくことが必要であると認識しております。

また、県民説明会やパブリックコメントにおきましてもこうした点に関する御意見を頂戴しておりますことから、税の導入に伴う会計システムの改修などへの支援を検討するほか、税制度の事前の周知広報を積極的に行うとともに、宿泊施設用の広報資材を作成し、配付するなど、特別徴収義務者の負担を軽減してまいります。

次に、税額、免税点設定の考え方などについてでございます。

まず、段階を設けない定額制にした理由でございますけれども、宿泊客が受ける行政サービスは宿泊料金にかかわらず同等であるということ、また、宿泊者や宿泊関連事業者にとりまして税額が分かりやすいということ、さらに、宿泊行為への課税を検討している市町村との調整が容易であることなどから総合的に判断したところでございます。

その上で、県内各地に世界に誇り得る観光地を有する本県におきましては、県と市町村が一体となって施策を推進する必要があることから、県におきまして市町村への財政支援を組み込んだ制度としていることや、宿泊税を検討している都道府県における税額水準の状況などを踏まえて税額を300円に設定したところでございます。

また、こうした考え方から、原則的には全ての宿泊者に税の負担をお願いしたい一方で、例えば葬儀場や研修施設など低価格の宿泊料金での宿泊者に対する配慮が必要と考えましたところから免税点を3,000円に設定したところでございます。

ただいま低価格の宿泊への配慮ということで御意見を頂戴しておりますが、県民説明会やパブリックコメントなどにおきましても、ビジネスや合宿での利用など低価格帯での宿泊者への

配慮を求める声も寄せられているところでございます。今後、免税点を引き上げることにつきまして検討してまいります。

以上でございます。

〔3 番林和明君登壇〕

○3 番（林和明君）それぞれ御答弁をいただきました。

宿泊税の使途としては、キャッシュレス決済の導入支援等もあるわけです。観光客の受入れ環境整備、移動保証の実現ということも記載されており、その一つとして、県内公共交通に交通系移動ＩＣを導入するに当たって多額の初期経費が想定されているわけですが、こういった使途も宿泊税の使途として想定していただきたいこと。もしくは、既に多くの事業者がキャッシュレス決済を導入している観光地で、税の使途として、宿泊事業者に見える形での活用を要望させていただきまして、私の一切の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後１時まで休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後１時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

両角友成議員。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）日本共産党県議団の両角友成です。私は発言通告に沿って一般質問を行います。

まず初めの質問項目は、信州Ｆ・POWERプロジェクト発電所破綻についてであります。

今回も、信濃毎日新聞の報道で、信州Ｆ・POWERプロジェクト木質バイオマス発電所を運営するソヤノウッドパワーの破綻を知りました。

私は、昨年９月定例会一般質問で、旧征矢野建材が民事再生法を申請したことを取り上げ、なぜここに至ってしまったのか。本プロジェクトにおいて、長野県は調整役を担うとともに、事業者に対して指導、支援をしてきたことを踏まえると県の責任は相当に重いと考えるが、知事の御見解を伺いますと知事にいただきました。

この質問の中で、征矢野建材が民事再生法の適用を申請する４か月前の５月12日に、ソヤノウッドパワー普通株主の北野建設株式会社が、「特別損失の計上に関するお知らせ」で、発電事業の燃料調達が困難な状況、なお長期化が予想される状況だとして、７億5,300万円の特別損失を３月決算に計上しているとし、事業を引き継ぐとされる綿半ホールディングスが引き継

ぐ条件に、今回の債務総額65億円の大きな原因となった燃料供給の義務契約の解除が前提とのこと。さすれば、発電事業は続くのかも大いに疑問になりますとし、今後の見通しをただしました。

知事は、答弁の中で、県としても新たに部局横断に立ち上げ、弁護士等の専門家にも参画いただいている事業継続支援チームを通じて、事業の着実な継続が図られるよう、技術面の助言や情報提供等の支援を積極的に行ってまいります。このプロジェクトが所期の目的を達成できるよう、県としても全力で取り組みます。このように見解を述べられました。

そこで、今の事態、ソヤノウッドパワーが特別清算手続に移行する予定に至ったことに対し、改めて県の責任が問われると思いますが、まず知事の見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）信州F・POWERプロジェクトに関連してソヤノウッドパワーが特別清算手続に移行するに至ったことについての見解という御質問であります。

このプロジェクトにつきましては、県としては、これまで、補助金執行者としての役割、そして、それに加えて原木の安定供給に向けた関係者間の調整や素材生産の増加へとつながる林業事業者への支援を行うなど、行政としての役割と責任を誠実に果たしてきたところであります。しかしながら、事業が計画どおり進捗せず、このことについては重く受け止めさせていただいているところでございます。

今後とも、当初の事業目的であります森林資源の有効活用によります林業・木材産業の活性化を実現することができるよう、県としての役割、責任を果たしていきたいと考えております。

以上です。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）続けて伺います。

県は事業継続支援チームを立ち上げていましたが、ソヤノウッドパワーの経営難をどの程度把握していたのか。また、ソヤノウッドパワーは特別清算の手続を取り、解散することになるが、県が無利子融資していた残額約7,000万円の返済はどうなるのか、見通しを部長に伺います。

また、製材事業、木質バイオマス事業の二つが軌道に乗らず失敗したことで、関係した事業者に多大な負担を課せたことに対し、知事の思いを伺います。

F・POWERプロジェクトで県と連携している塩尻市の百瀬敬市長は、11月25日の定例記者会見で「計画通り進んでいないことは市として責任を感じているし大変申し訳ない」と述べたと地元市民タイムスが11月26日付で報道しています。

続けて、今後の燃料材の供給見込みと県の関わりを伺うとともに、先駆的なモデルを全国に

発信するという所期の目的から見て現状をどう分析しているか、知事の見解を伺います。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）私にはF・POWERプロジェクトに関しまして2件お尋ねを頂戴いたしました。

まず、発電事業者の経営状況の把握についてでございます。

県は、補助金執行者として、善良な管理者の注意をもって補助目的に沿った事業が実施されるよう指導する立場であり、事業主体から提出された書類や事業主体から事業の実施状況等についてお話を伺う中で、燃料材の調達実績が当初目指した目標に達していない状況や、そうした要因のため厳しい経営状況にあること等については認識していたところでございます。

次に、発電事業者への資金融通に係る納付の見通しについてのお尋ねでございます。

事業主体であるソヤノウッドパワーに対して交付した資金融通としての補助金につきましては、事業主体が作成し県が承認した納付計画に基づいて、事業開始後に県へ全額を納付することを補助金交付に当たっての条件としており、当初交付した約9,200万円の補助額のうち、現時点での納付残額は約7,300万円となっております。この残額の納付につきましては、ソヤノウッドパワーの特別清算前に行われるソヤノウッドパワーから新会社への発電事業の譲渡に併せて残額の納付義務も新会社に承継され、納付が継続される見通しであり、現在、国や事業主体と調整し、必要な手続を進めているところであります。

県としては、補助金執行者として、補助事業が円滑に継続し、資金融通の補助目的が達成されるよう適切に指導等を行ってまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはF・POWERに関連して3点御質問をいただきました。

まず、関係事業者に多大な負担を課せたことに対し知事の思いはどうかという御質問でございます。

先ほど林務部長が依田議員の御質問に対して御説明させていただいたとおり、今回、市場動向の変化、燃料材価格の上昇等様々な環境変化の中で、県としても可能な取組、可能な支援を行わせていただいたところでございます。しかしながら、結果的に関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけすることになってしまいました。このことにつきましては、大変心苦しく、申し訳なく思っているところでございます。

また、今後の燃料材の供給見込みと県の関わり方という御質問でございます。

発電事業における燃料材につきましては、供給の役割を担う綿半建材におきまして、林業事業者やグループ企業とも連携して、安定供給に向けた取組を進めていただいているところであ

りまして、今年度は約13万トンの供給量を見込み、今後さらなる供給量の増加を目指しているところというふうに伺っております。

県としては、引き続き、補助金執行者として、善良な管理者の注意をもって補助目的に沿った事業が実施されるよう指導するとともに、素材生産の増加へとつながる林業事業者への支援などを行ってまいります。

このプロジェクトの所期の目的について現状をどう分析するか見解を伺うという御質問でございます。

このF・POWERプロジェクトにつきましては、林業再生と再生可能エネルギーの利用の両者を目指す取組として進められてきたところでございます。当初の計画どおりに事業が進捗しなかったとはいえ、このプロジェクトにより、県内におけるC材・D材の活用も一定程度進み、また、県内における木材生産の増加にも寄与してきたところというふうに考えています。

このプロジェクトにつきましては、現在、関係者の御尽力により事業の継続に向けた新たな取組が進められておりますことから、県としても、プロジェクトが目指す森林資源の有効活用による林業・木材産業の活性化の実現に向け、事業が円滑に継続されるよう引き続き適切な支援等を行ってまいります。

以上です。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）一定程度の答弁はありましたが、果たして県民が責任という部分で納得するでしょうか。続きは委員会で行いたいと思います。

次の質問項目は、健康保険証についてであります。

12月2日からの保険証の発行廃止をめぐる、マイナ保険証がないと医療機関を受診できなくなるなどの不安が、患者、国民に広がっています。

そもそも、マイナンバーカードをつくるかどうかは任意です。さらに、マイナンバーカードを保険証として登録するマイナ保険証にするのも、マイナ保険証を使うのも任意です。任意の制度を普及するために保険証を廃止することには全く道理がありません。いま一度任意であることを患者、国民に徹底すべきです。

政府は、現行の保険証の廃止後、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書を全員に交付するとしています。また、マイナ保険証を持っている人が、自分の保険情報が正しくひもつけられているか確認するために、資格確認書とは別に「資格情報のお知らせ」という書面も配付します。中小企業の労働者などが加入する全国健康保険協会、協会けんぽ約4,000万人は、加入者全員に資格情報のお知らせを配ります。

資格確認書、資格情報のお知らせのどちらも、保険資格について保険証と同じ内容が記載さ

れています。保険証を廃止しても、同様のものを配付するわけです。私はずっと言い続けていますが、支離滅裂な施策と言わざるを得ません。

医療機関の窓口では、マイナ保険証の読み取り機器の不具合、災害による停電など、様々なトラブルが起きています。制度の仕組み上、トラブルをゼロにすることはできません。その際、資格確認に使われているのが保険証です。円滑に受診するためにマイナ保険証とともに保険証を持参することを厚労省も推奨してきました。保険証廃止後は「資格情報のお知らせ」を提示することになるのでしょうか。

何のために保険証を廃止するのか意味不明だけでなく、これらは保険者の負担を増大させます。資格確認書、資格情報のお知らせを発送する作業は、マイナ保険証を持っていない人を日常的に把握するなど、手間がかかります。速やかに配付しないと保険資格の確認ができず、窓口で10割負担を強いられる事例が生じます。これを防ぐのは保険者の責務ですが、大変な作業になります。

さらに重大なのは、現行の保険証は期限が来れば新しい保険証が送られてくるのに対し、マイナ保険証は5年ごとに役所に行って自分で更新しなければならないことです。期限が切れる3か月前にお知らせが届き、期限が切れても3か月間は有効とのことですが、更新を忘れると窓口で10割負担を求められかねません。資格確認書は、法律では希望者が申請することになっており、当面の間、申請なしで送られてきますが、その後は決まっています。

自民党総裁選で、石破首相は、納得しない人がいれば併用も選択肢として当然だと発言しています。国民の批判の強さの表れです。現行の公的医療保険制度の下では、保険証を発行、交付する責任は、国、保険者にあります。それを揺るがすことは許されません。改めて現行保険証廃止を撤回し、保険証を残すことを求めるものです。

全国保険医団体連合会が8月から9月に実施した調査では、回答した1万2,735医療機関の88%が健康保険証の存続を求めました。トラブルを経験した医療機関の約8割が、今の保険証で本人確認、資格確認し、無保険を回避したとのこと。ここに医療現場が反対する大きな理由があります。

前回も紹介しましたが、障がい者、高齢者の中にはカードをつくるのが難しい人もいます。あまり時間はありませんが、60年続く国民皆保険を継続するためにも、健康保険証をマイナ保険証に一本化するのではなく、現行の保険証を残すべきと国に対し迫っていただきたいが、いかがでしょうか。健康福祉部長に伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には健康保険証の存続についてお尋ねがございました。

健康保険証のデジタル化には、患者本人の健康・医療データに基づく最適な医療の提供など

多くのメリットがあることから、推進していくべきものと認識しております。

また、マイナ保険証への移行に際しましては、国においてこれまでに確認されている機器トラブルなどへの対応を実施しているほか、マイナンバーカードの有無などによらず、全ての方が従来どおりの保険診療が受けられるよう、資格確認書の交付など様々な措置が講じられているものと認識しております。

県といたしましては、今後マイナ保険証の利用者が増加していくものと見込んでおり、県民の皆様が安心して受診できるよう、引き続き制度の周知に努めるとともに、マイナ保険証が円滑に運用されるよう、今後も国に必要な対応を求めてまいります。

以上でございます。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）政府は11月までにマイナ保険証の利用率を50%にと言っていましたが、実際は15.67%にとどまっています。現行の保険証を残すことで、安心して医療にかかれる。医療現場も助かる。これが多くの皆さんの思いではないでしょうかと申し上げ、次の質問に移ります。

次の質問項目は、介護危機の打開についてであります。

既に4割が赤字だった訪問介護の基本報酬を4月から2から3%引き下げ、訪問介護事業者の倒産が過去最多を記録するなど、介護崩壊の危機が進行しています。全国で、6月末時点で、事業所ゼロが97町村、1か所市町村が277です。空白地域では、保険料を払っても介護が受けられない深刻な事態も生まれています。

ある介護事業所の訴えです。賃金がネック。このまま人手不足が続くと、介護サービスがなくなる。介護離職が深刻になる。社会全体の問題ですと。

また、長野県内77市町村での訪問介護費・報酬の引下げ撤回を求める請願・陳情書の採決状況は、本年9月定例会までに、58市町村がよいものとして取り上げる「採択」とし、趣旨採択が7、継続が2、不採択は僅か2であります。この結果を見ても、県内世論も介護基本報酬引下げ撤回を望んでいます。

介護職員の賃上げや経営支援のため介護報酬をただ引き上げると、利用料や保険料に跳ね返ります。それを回避するため、国庫負担をせめて10%引き上げて、公費助成で全産業平均より5万円低いと言われる賃金引上げを実現するためにも、国庫負担引上げが必要不可欠だと考えます。国に対し国庫負担を増やすように今まで以上に求める必要があると考えますが、知事の見解を伺います。

また、本年6月定例会で山口典久県議が介護事業所問題を取り上げました。4月から訪問介護サービスを廃止した中山間地の介護事業所を訪ね、直接話を聞き、経営が赤字続きで事業を

廃止せざるを得なかった事例を紹介。こういう中で、国は４月から訪問介護基本報酬を引き下げた。事業所の運営に与える影響は大きいと考えるとただしたのに対し、健康福祉部長は、答弁の中で、訪問介護事業所の運営については、事業所に直接出向いて状況をお聞きするほか、全事業所に実態調査を実施していると答弁していますが、調査の結果とともに、県としての見解と今後の対応を健康福祉部長に伺います。

次に、県独自の支援を求めるものです。

一例ですが、東京都世田谷区は、９月、区内にある高齢者・障がい者施設への緊急安定経営事業者支援給付金の支給を決めました。給付の対象となるのは、区内に262ある訪問介護等事業所のほか、居宅系サービス事業所、通所・入所系の高齢者施設、障がい者施設など。このうち訪問介護事業所には、１事業所当たり88万円が支給されます。

確かに介護保険は国の制度ですが、例えば子供の医療費窓口無料制度を実施したのはそれぞれの自治体でした。国ではありません。自治体の取組が国を動かす力になります。地域で高齢者を支え、手のかかるサービスを提供できるのは中小の訪問介護事業所です。基本報酬減で経営が成り立たなくなるとの危機感を抱く県内の事業所を救うためにも、給付金の支給制度創設など県独自の支援を願うが、いかがか。健康福祉部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、介護保険制度に関連して、介護職員の賃上げ、介護報酬の引上げのための国庫負担の拡充について御質問をいただきました。

今、長野県における、また、全国における大きな課題は人口減少の問題ですが、そうした中で、地域の活動を支えていただいている皆様方の安定的な雇用、賃金の引上げは非常に重要な課題だというふうに思っています。そうした中で、介護職員の皆様方の賃金水準をもっと引き上げていくことが必要だと私も思っております。

そうした観点も含めて、この介護保険制度が将来にわたって安定的に運営されるためには、やはりこの制度の改善をしっかりと行っていただくことが必要だというふうに思います。保険料や国と地方の負担をどうするのか、そういうことも含めてしっかりと制度設計してもらうことが重要だというふうに思います。

私も、国庫負担の割合については上げるべきだというふうには思います。ただ、国はもう赤字国債頼りという財政運営をしていますので、財源をどう見いだすのかということも含めて、国におけるしっかりとした議論を行ってもらうことが重要だというふうに思っています。

制度の改善に向けた見直しを行ってもらうことについては、長野県としても、それから全国知事会としても提案させていただいているところでもありますので、長野県に暮らす皆様方が安心して生活を送ることができるように、この介護保険制度がよりよい形、持続可能な形になる

よう、引き続き国には強く求めていきたいというふうに思っております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には訪問介護に関して2点お尋ねがございました。

初めに、訪問介護の実態調査結果等に対する見解及び今後の対応についてでございます。

県では、訪問介護事業所に関する運営状況などについて、6月から9月にかけて中山間地域の事業所などに直接出向いて状況をお聞きするほか、全事業所を対象にした実態調査を行い、約7割の事業所から回答を得たところでございます。

これらによりますと、高齢者住宅等の利用者が多い事業所ほど訪問に係る移動時間が短く、効率的なサービス提供が行われている一方、中山間地域へサービス提供を行う事業所は、移動距離が長く、人材の不足感が高いなど、より厳しい状況にあることが表れた結果となりました。県では、今年度も、こうした中山間地域等における訪問介護の実態を踏まえ、介護報酬の設定においては地域の実情を反映するよう先日国に要望したところであり、今後も引き続き報酬改定の影響等を把握し、必要な対応を検討してまいります。

次に、訪問介護事業所への県の独自支援についてでございます。

訪問介護事業所の運営は、人材の不足感が高いなどより厳しい状況にあることから、県では、人材確保に向け、処遇改善加算未取得事業所等への取得支援のほか、独自の支援として、新規入職者と事業所とのマッチングと資格取得の支援、今月開催の訪問介護魅力発信フォーラムなどに新たに取り組んでいるところでございます。

県としましては、訪問介護事業所が安定した運営を行えるよう、まずは公定価格を定める国において地域の実情を踏まえた介護報酬の適時適切な見直しなどが行われることが必要と考えており、今後も、事業所の運営状況等を踏まえ、引き続き強く要望してまいります。

以上でございます。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）厚生労働省は、介護・高齢者福祉分野について、「高齢者が、介護が必要となっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、質の高い保健医療・福祉サービスの確保、将来にわたって安定した介護保険制度の確立などに取り組んでいます」と言っています。国が出し分を増やし、このようにしてもらいたいものです。

誰もが高齢になります。私は介護保険を使わなくても大丈夫と言えるでしょうか。誰も自信はないはずです。とすれば、誰もが安心して暮らせる医療、介護とすべきではないでしょうかと申し上げ、質問いたします。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）次に、小林陽子議員。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）安曇野市区選出、改革信州の小林陽子です。通告書に従い質問します。

女性から選ばれる県づくりについて質問いたします。

県は、総合計画・しあわせ信州創造プラン3.0の新時代創造プロジェクトの一つとして「女性・若者から選ばれる県づくり」を打ち出し、取り組んでいます。

本県の人口は、ピーク時の2000年から減少しており、今年2月には200万人を割り込みました。今後、2050年には、2000年の222万人から3割減の159万人、2100年にはさらにその半減の76万人と予想されています。人口減少により地域の活力が失われ、インフラや社会サービスの維持が困難になるなどの多くの問題が生じるおそれがあり、県として様々な施策を打ち出しているとお承知しております。

折しも、先日石破総理が地方創生をめぐって講演し、若い方、女性に選ばれる地方づくりが核心だとして、地域社会の変革の必要性を訴えました。女性の意見が反映される地域社会や職場が実現され、女性が生き生きと暮らせる長野県を目指すことが欠かせないと考えており、伺います。

地元から若い女性の流出が止まらないという指摘があります。都市部に若い女性が吸い込まれていって非婚化や少子化が進んでいるとも言われていますが、女性に限らず、若い世代は魅力的な仕事を求めて都会に出ていくのではと言われています。

魅力的な仕事とは、収入が得られる、チャレンジができる、能力が発揮できる、男女格差がないものと考えます。地方から東京などの都市部に出ていくことが悪いことではなく、若いときに都会で生活しても、長野県が戻ってきたい地域、生活したい地域になることが大切ではないでしょうか。

地方から首都圏へ若年女性が流出しているとの指摘の一つの要因として、性別による固定的役割分担意識があることが考えられますが、本県における女性流出の現状と理由を伺います。

あわせて、女性が、既婚、未婚、非婚や、子供がいる、いないにかかわらず公平に扱われ、男女の格差を感じず、やりたい仕事、やりがいのある仕事を選ぶことができ、生き生きとその人らしく暮らせる、こうした満足感の高い長野県にしていくために必要なことは何か。そのためにどんな取組をしているかについて阿部知事に伺います。

フルタイム共働きの若い世代が増加している現状において、働く場面での女性の活躍の観点から、夫婦間の平等が重要と考えます。県が推進する共育ての実現に向けて、男性だけでなく、また、若い世代だけでなく、全世代の労働者の長時間労働を是正し、ワーク・ライフ・バランスを実現し、自分らしく自由に使える時間を確保するといった労働環境面での施策が重要と考えますが、具体的な施策と成果や課題を田中産業労働部長に伺います。

子育て・共育で推進のために、長野県は子育てをするのに魅力的な環境があることをよりPRしたり、家事、育児のスキルチェックを楽しみながらできるツールをつくることなども有効ではないでしょうか。

子育て世代が安心して子育てができる社会にするためには、様々な主体が子育てを応援する社会の実現に向けて取り組むことが重要と考えます。県が行う社会全体で子育てをする環境を整備するための取組や、子育てのやりがい、喜びを伝えるための取組について高橋こども若者局長に伺います。

県は、今年度、人口減少下での地域づくりや働き方、子育て、共生社会づくり等をテーマに、10地域をはじめ多くの県民との意見交換を行ったと承知しています。女性や若者が働きやすく生きやすい地域にするために、そうした意見を先日発表した人口戦略案にどのように反映させたのか。中村企画振興部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、女性から選ばれる県づくりに関連して、本県における女性流出の現状と理由、そして、性別による固定的役割分担や男女の格差を感じず、女性が生き生きとその人らしく暮らせる長野県にするための取組という御質問をいただきました。

まず、本県の人口であります。2001年の約222万人をピークに減少に転じております。そうした中、2023年の社会増減を見ますと、20歳から24歳の転出超過が最も大きく、特に女性は男性の約2倍という状況になっております。

幾つか要因が考えられると思いますが、これは、男女問わず、やはり高等教育機関が長野県内に少ないということ、そして、御質問にもありましたように、女性にとって魅力がある職場が少ない、あるいは魅力がある職場が少ないと思われる、こうしたことも背景としてあるのではないかというふうに思います。

いろいろな皆さんと意見交換をさせていただく中で、長野県は、都市部に比べますと、やはり固定的役割分担意識が強いというふうに私も感じていますので、そういう意味では、女性の皆様方にとって、必ずしも自分の価値観に応じた柔軟な働き方、生き方がしにくいというふうに思われている方も多いのではないかというふうに思います。こうしたことが全体として女性の県外流出、あるいは出ていった皆様方が戻ってくることを妨げている要因になってしまっているのではないかというふうに思っています。

こうした観点から、この固定的性別役割分担意識の解消は大きな課題だというふうに思っております。これまで、県としては、審議会の委員に女性を積極的に登用したり、また、男女共同参画センターでの講演やセミナーを開催したり、さらには、男性の育児休業の取得を促進したりということに取り組んでまいりました。また、経済界の皆様方と「女性から選ばれる長

野県を目指すリーダーの会」というものを設置して、経済界や市町村長をはじめ様々な組織のリーダーの皆さんと一緒に問題意識を共有して取り組もうということで活動を始めてきたところであります。現時点ではまだその解消には至っていないところではありますが、これは県だけの取組では難しいというふうに思っております。幅広く県民の皆様方と課題や問題意識をしっかりと共有して共に取り組むことが重要だと考えています。

今般の信州未来共創戦略（仮称）案におきましては、ジェンダー平等の実現を目指して、「2030年に目指す旗」として、都道府県版ジェンダーギャップ指数において、政治、行政、教育、経済、全ての分野で上位10位以内とすることなどの目標を掲げたところでもあります。これはかなり高い目標だというふうに思っております。

政治分野は、我々行政が直接お願いしたり行動したりできない分野でありますので、県議会の皆様方にもぜひ御協力をお願いしたいと思います。また、経済部門等については、まさに企業等の皆様方のお取組なしには改善しませんので、多くの県民の皆様方と協力してこの実現を目指していきたいというふうに考えております。

今後、県民会議（仮称）の設置をして取り組んでまいりますので、まずは問題意識をしっかりと関係者間で共有して、そして、それぞれの皆様方にも主体的に行動、アクションを起こしていただけるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には共育てを実現するための労働環境面の施策についてのお尋ねでございます。

働く場で女性が活躍するためには、育児とキャリア形成との両立が不可欠でありまして、共育てにより男女が平等に育児、家事の負担を分担していくことが必要でございます。県では、共育ての実現に必要な職場環境を整えていくため、職場環境改善アドバイザーの企業訪問によりフレックスタイム制やテレワーク、1時間単位の有給休暇といった柔軟で多様な働き方の普及、また、パパ育休応援奨励金等の支給やセミナーの開催、伴走支援の実施による男性の育児休業の取得促進などを実施しております。

こうした取組によりまして、1か月の平均残業時間について、10時間未満の企業は、令和元年度37.9%が令和4年度39.3%に増加し、また、男性の育児休業取得率を見ますと、令和元年度10.9%だったものが令和4年度には36.7%に上昇するなど、一定の成果も出てきているところでございます。

一方、6歳未満の子供を持つ夫、妻の家事・育児関連の時間は、夫が2時間3分、妻が8時間41分で、その差は依然として大きく、また、フルタイム労働者の1か月の超過実労働時間を

見ますと、男性が12時間、女性が7時間と大きな差があるところでございます。このため、信州未来共創戦略（仮称）案では、「2030年に目指す旗」としまして、家事・育児時間の男女格差を2021年の4.2倍から2倍未満にすることを掲げるなど、より一層子育てが当たり前にできる職場環境づくりの推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には社会全体での子育て環境を整備するための取組と子育てのやりがいや喜びを伝える取組についての御質問をいただきました。

子育て世代が安心して子育てができるよう、企業や地域等の様々な主体が連携し、社会全体で子育てを応援していくことは重要であると考えておりまして、今般公表した「信州未来共創戦略 みんなでつくる2050年の長野（仮称）案」においても、「子ども・子育てを社会で支えよう」という項目が掲げられているところであります。

県では、これまで、いい育児の日の周知や子育て家庭優待パスポート協賛店舗の拡大等を通じて子育てを社会全体で応援する機運の醸成を図ってまいりました。今後も、こどもまんなか応援サポーター宣言の呼びかけを推進するとともに、LINEを活用した子育て家庭優待パスポートの電子化や、公共施設などの子供の利用料金の無償化の検討などに取り組んでいきたいと考えております。

また、子育ての中にある大変さや楽しさを親しみや面白さを持って伝えるために、今年度も子育て川柳の募集を行い、777作品もの応募をいただきました。大賞1作品、協賛企業賞17作品を決定し、ホームページやSNSなどで発信しております。

さらに、今年度は、新たな取組として、結婚や子育てのハッピーエピソードを募集することとし、449名の方から応募をいただきました。結婚してよかったこと、子育てして楽しかったことなど、お寄せいただいたエピソードを長野県結婚・出産・子育て応援サイト「チアフルながの」に掲載しているところであります。

今後も、こうした子育てのポジティブな情報発信を積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には県民との意見交換の結果を戦略案にどのように反映させたのかという御質問をいただきました。

県が行いました県民の皆様との意見交換の結果、男性、女性という性別イメージで仕事や生活の役割が決まっていて、個人の希望を実現できない。閉鎖的なコミュニティーや年功序列の

意識が残っており、若者が活躍しづらい。若者に長野県の魅力が伝わっていない。若者が地域に魅力を感じていないといったことが課題として明らかになりました。若者や女性にとって、特定の価値観を押しつけるような同調圧力や地域や職場での不寛容な空気が生きづらさや息苦しさを感じさせているという声も寄せられたところです。

こうしたことから、今回策定した戦略案では、寛容性を新たな軸として強調し、その土台の上で若者や女性が自己実現を図り、働きやすさや生きやすさを実感できる地域社会の実現を目指すことといたしました。また、多くの若者から、都市に負けない遊びの場所や公共交通の充実を望む声もいただいたことから、若者にも選ばれる地域を目指すために、楽しいまち・むらづくりといった視点も戦略案に反映させたところでございます。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）それぞれ御答弁をいただきました。

次に、人口戦略を決定、推進するため今月立ち上げるとしている県民会議について阿部知事に伺います。

県民会議は、今まで県が設置してきた協議会等の会議体とは何が違うのでしょうか。県民会議にどのようなことを期待し、人口減少に伴う様々な課題をどのように解決していくお考えでしょうか。

人口戦略では、長期的な視野で寛容な社会をつくることを掲げておられますが、今すぐやるべきことは即やるべきであると考えます。石破総理の言うように、若い方、女性に選ばれる地方づくりのために長野県の変革が必要ではないでしょうか。そのために、県民会議は即座に動ける組織であることも大切だと考えますが、知事の御見解を伺います。

阿部知事は、昨年9月に「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」を発足させ、県内企業・法人、市町村のリーダーが、ジェンダー平等の実現に向け、主に女性の職業生活における活躍の推進に意欲的に取り組んでいらっしゃることを承知しています。こうしたトップダウン式の変革に加えて、県民会議には、女性を含め、学生や働く若者、若手の経営者など様々な職業、属性の方々の多様な意見を酌み取れるようにすべきであり、そのような会議となるよう県が責任を持って運営すべきであると考えますが、いかがでしょうか。知事の御見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、県民会議、今の仮称では「私のアクション！未来の長野創造県民会議」でありますけれども、これについて3点御質問をいただきました。

まず、これまでの会議と何が違うのかという御質問であります。

これは、県が設置する従来の会議体とは異なって、具体的な活動内容も含めて、参加者の皆様方が会議の中で検討していくものと考えています。ちなみに、この仮称の名称「私のアク

ション！未来の長野創造県民会議」は、前回の準備会合で投票で決まっている案でありますけれども、私は違うものに投票し、私の意向は全く反映されていません。参加者に決めていただいているという状況であります。

今回、参加者の皆さんには、主体的、自発的に人口減少の事実と課題を学び、把握していただき、また、これまでの常識を乗り越えて、何をすべきか、何をしたらいいのかということを考えていただき、具体的なアクションにつなげていく場にしていきたいというふうに考えております。多くの県民の皆様方にも御参画いただく中で、若い人たちが自分らしく生き生きと活躍している社会、あるいは性別にかかわらず誰もが自分らしく生きられる社会、こうした社会の実現に向けて会議の活動が活発に行われていくことを期待しているところであります。

今回の戦略案におきましては、2030年までに達成したい目標としての旗を設定しています。この旗の達成を積み重ねながら2050年のありたい姿を実現していきたいというふうに考えております。そのためには、県民会議の参加者の皆様方には、それぞれアクションを立てて、主体的に行動し、仲間を集って活動していただくということを期待しておりますし、県としても、参加者の皆様方と協力して様々な課題の解決に取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、即座に動ける組織であるべきと考えるがどうかという御質問でございます。

あるべき姿、ありたい姿は2050年という形にしておりますけれども、もちろん今から直ちに取り組んでいかなければ望ましい社会にならないというふうに考えております。取り組むべきことには速やかに取り組んでいきたいと思いますが、行政が中心になると、どうしても、これは予算がかかるから来年に回すというような形になり、県民の皆様方からすると、非常にペースが遅いということになりかねません。もちろん、我々も一緒に関わりますので、県としての関わりが全くないわけではありませんが、行政のペースに県民会議を合わせるのではなくて、県民会議の皆様方のペースに我々が合わせていくという視点を持って取り組んでいくことが重要だというふうに思います。

また、県民会議に参加される方に有志でプロジェクトを立ち上げていただいて、期間限定で行動して集中的な成果を上げていく、こうした取組もぜひ一緒に検討していきたいと考えております。

最後は、学生、若者、女性の多様な意見を反映するべきではないかという御質問でございます。

この県民会議には、もとより幅広い皆様方の御参加が重要だというふうに考えております。先日も、準備会合で、私と一緒にグループになった方と話したときに、私が入ったグループは若い方がいらっしやらなかったということで、もっと若い人が入ったほうが議論が活性化するのではないかという御意見をいただいたところであります。この県民会議のメンバーについて

は、ホームページで募集するだけでなく、準備会合にもいろいろな皆さんに加わっていただきましたので、そうした方のネットワークを活用して広く参加を呼びかけたり、また、これまでも、私も含めて、県として様々な若い人たちと意見交換をしてきましたので、そうしたものに参加いただいた学生、若者、あるいは女性、こうした方々にも呼びかけを行うなど、県民会議に、若者、女性をはじめ多様な方々に御参加いただけるようにしていきたいと考えております。

また、これも準備会合の中で議論が出ていたところではありますが、会議の場で1人で手を挙げて発言するのはなかなか難しいという御意見がありましたので、前回の準備会合ではなるべく発言しやすいようにグループに分かれるなど、議員の皆様方や私のように人前で発言することに慣れている方、得意な方ばかりではないということを十分念頭に置き、そうした点を配慮していかなければいけないというふうに思っています。

こうした取組を通じて、多くの皆様方が集い、そして協力して取組を進めることができる、そうした会議になるようにしていきたいと考えております。

以上です。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）行政が県民会議に参加される皆さんのペースに合わせて取り組むということで、知事より大変意欲的な御答弁をいただきました。女性が、もちろん女性だけではないですけれども、生き生きと楽しそうに暮らしている、そういう長野県であることが大切だと思います。県民会議にも期待をしております。お取組をよろしく願いいたします。

医薬品不足について伺います。

医薬品不足が深刻になっており、県内でも困っているという多くの声を聞いています。特に、せき止め、去たん剤、感染症の治療に欠かせない抗生剤の在庫が逼迫している状況とのことで、インフルエンザなどの感染症がはやるこれからの季節に心配する声が高まっています。

そこで、県の見解と取組について伺います。

県内の医薬品不足の現状をどのように把握しているのでしょうか。また、医薬品不足への対策をどう講じているのかを伺います。

フォーミュラリという医療機関や地域で策定される医薬品の使用方針を策定する動きがあります。患者だけでなく、医療機関にもメリットは大きいと考えますが、県はどのような見解でしょうか。また、県内の動きはいかがでしょうか。以上を笹渕健康福祉部長に伺います。

続きまして、地震の災害関連死対策について質問します。

県は、今年9月に長野県地震防災対策強化アクションプランを打ち出し、地震災害死ゼロに挑戦すると発表しました。近年、全国各地で発生している大規模な地震において災害関連死対策が言われるようになり、注目が集まっています。

今年の元日に発生した能登半島地震の輪島市での災害関連死認定状況によりますと、70歳以上の高齢者が多く、介護施設、病院、避難所が停電により暖房が使用できなかったことによる体調不良、あるいはインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症を発症し死亡している例が多く見られます。また、専門的な医療を受けることができない状況や生活環境の激変、長距離移動などから、心身の疲労、ストレスが原因となって疾患を発症し、災害関連死として認定された方もいらっしゃいました。こうした能登半島地震の状況も踏まえて、本県はどのようにして地震災害死ゼロを目指すのか。見解や取組について伺います。

災害関連死を防ぐため、自助として県民が備えることが重要と考えますが、県民が自ら備えるべきこととして県はどのようなことを考えているのでしょうか。また、それに対してどのような取組をしているか、伺います。

避難所の生活環境、特に食と住の面を整えていくことが災害関連死を防ぐためには極めて重要であると考えます。また、能登半島地震では、感染症対策も課題として浮き彫りになりました。県では、長野県避難所運営マニュアル策定指針を定めていますが、能登半島地震の教訓を踏まえ、指針をどのように見直していくのでしょうか。見直しの方向性や内容、今後の進め方、また県内市町村への共有方法について伺います。

能登半島地震では、多くの人が集まる避難所は苦手だという方、自宅や住み慣れた地域を離れたくないという方、被災した自宅の近くの農業用ビニールハウスで避難生活を送る方など、様々な事情から自宅や車などの避難所以外で避難生活を送る方がおられました。被災地では、キャンピングカーの駐車スペースを確保した事例もあったと聞いています。今後、避難所以外でやむを得ず避難生活を送る方の把握や支援などをどのように進めていくのでしょうか。

能登半島地震では、石川県内の他地域や石川県外に避難を行う広域避難、二次避難が目されました。水道や電気が不通になり、特に、寒い季節で暖が取りにくくなるような大規模災害発生時に、速やかに生活環境が整った場所に避難して疲れた心身を休ませるには有効な手段であらうと思います。

県では、広域避難、二次避難の体制をどのように整備していくのか。考え方と取組について伺います。以上、前沢危機管理部長にお聞きします。

能登半島地震では、細長い地形から、また地震による隆起から、海側の一本道が寸断されるなどして住民が孤立し、避難所に避難できない事例がありました。中山間地域の多い本県においても、大規模災害時には孤立集落が発生することが想定されます。能登半島地震の教訓を踏まえて、交通手段が遮断され、避難所への避難がかなわない孤立した住民に対する医療提供体制をどう確保するのでしょうか。笹渕健康福祉部長に伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には医薬品不足と地震対策に関連して3点お尋ねがございました。

初めに、医薬品不足の現状と対策についてでございます。

全国的な医薬品の不足については、後発医薬品を中心に、令和3年頃から継続していると認識しております。国では、令和5年度に医療機関や薬局向けの解熱鎮痛薬等の供給相談窓口を拡大し、本年4月からは医薬品の供給不足情報を公開しており、県としてもその周知を行っております。

また、昨年度、流行期に需要が増加するせき止め薬やたんを切る薬などについて県内の卸売業者から在庫状況等の聞き取りを行ったところ、充足していない状況が確認されましたので、医療機関、薬局等に対して、必要量に見合う量の購入や系列薬局間での可能な在庫調整等について御協力をお願いし、県内の流通を維持することができました。県といたしましては、引き続き流通状況を注視し、関係者に御協力をお願いするとともに、国に対して必要な対応を求めてまいります。

次に、フォーミュラリについての見解とその動きについてでございます。

医薬品の使用方針であるフォーミュラリについては、従来から、医療機関単位で、医学的な妥当性に加えて、経済性の観点から使用する医薬品を選定し、運用されており、近年、医療費適正化の観点から、より広域な地域単位で取り組む動きがございます。県内では、飯田・下伊那地域でこの取組が始まっていることを把握しております。

県としましては、このような取組により、患者の皆様に対して経済的かつ最も適した医療を提供することは重要であると考えます。一方で、選定した医薬品が供給不足となった際の対応等課題もあるものと認識しており、地域の医療関係者、保険者等が十分話し合い、地域の実情に合わせて取り組んでいただくことが肝要と捉えておりますので、今後も県内の取組状況を注視してまいります。

最後に、地震対策に関連して、孤立した住民に対する医療提供体制の確保についてでございます。

令和6年能登半島地震では、石川県で一時最大約3,300人の孤立が生じましたが、二次避難や道路啓開により1月19日には実質的に解消されたと聞いております。議員御指摘のとおり、中山間地域が多い本県においても、石川県と同様に多数の孤立が発生する可能性がございます。

孤立地区等において医療が必要な傷病者が発生した場合、災害拠点病院等の医療機関へ搬送するため、DMAT等の医療チームと、救出・救助を担う自衛隊や消防、警察等とが連携して対応することとなります。そのためには、平時からの関係づくりや連携体制の確認等が重要と認識しております。

県では、災害医療関係者による訓練や研修を毎年実施しており、例えば、本年10月に行われた長野県総合防災訓練においては、DMATと自衛隊が連携し、自衛隊機による広域医療搬送訓練を実施するなど、関係機関と共同して訓練を行ったところでございます。実際の災害の経験や反省を踏まえた訓練や研修等を実施することで、引き続き災害時における医療提供体制の整備を進めてまいります。

以上でございます。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君） 私には地震の災害関連死対策につきまして4点お問合せをいただきました。順次お答え申し上げます。

まず、自助を進めるための取組についてでございます。

災害関連死を防ぐため、行政としても避難所TKBの環境改善に取り組んでいるところでございますけれども、大規模災害の場合には、その役場の職員自身が被災するようなことで、公助が必ずしもすぐに行き届かないということも想定されますことから、県民の皆様お一人お一人に、御自身や大切な方々が必要とするものをあらかじめ把握、確認し、準備していただく、いわゆる自助が大切だというふうに考えております。

9月に公表した県の地震防災対策強化アクションプランにおきましても自助・共助の推進を掲げておりまして、県民の皆様には最低3日、できる限り1週間分の備蓄を呼びかけているところでございます。また、これまでも、県、市町村の広報など様々な形で啓発を行ってききましたけれども、今年度は、さらにそれに加えて、ゴールデンウィーク、お盆など御家族が集まる時期に御家庭での備蓄や家具の転倒防止などの防災対策を重点的に発信いたしました。また、若年層を主な対象として、SNSなどのウェブ広告を活用した自助の呼びかけを行うなど、実施するタイミングやターゲットを絞った広報を戦略的に実施してまいりました。

ただ、自助の意識を県全体に定着させていくためには、粘り強い取組が欠かせません。現在、備蓄を呼びかけるポスターを県内の郵便局に掲示していただくなどの準備を進めておりますけれども、こうした民間企業とも連携してさらに呼びかけを行うなど、県を挙げて実践的な自助の行動につながりますよう効果的な普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、避難所運営マニュアルの策定指針の見直しでございますが、能登半島地震において、本県は市町村と共に被災地に職員を派遣しまして、避難所の運営支援を24時間体制で行ったところでございます。そういったサポートをする中で、例えば、感染症発生防止のための避難所内のレイアウトの工夫、手指消毒の徹底など基本的な感染対策や食中毒の発生予防、段ボールベッドの早期導入、それからキッチンカーによる炊き出しなどの温かい食事の提供など浮き彫りとなった避難所の課題を支援に入った職員一人一人が直接体感したところでございます。

先月、国のワーキンググループが取りまとめました能登半島地震の災害対応に関する報告書の中では、ただいま申し上げましたものと同等の課題も指摘されております。国は、今後、取組指針を年度内に示すということでございますので、この指針も参考にしつつ、被災地に直接入った市町村の職員の方などの声も丁寧に伺いながら、来年度早期に指針の改定をしてみたいと考えております。さらに、これをつくっただけではいけませんので、その中身を市町村との訓練などで共有し、実践していきたいというふうに思っております。

次に、車中泊等による避難者への対応でございますけれども、平成28年に発生した熊本地震では、避難者の約7割が車中避難をしたという調査結果が出ております。また、能登半島地震の際にはキャンピングカーやトレーラーハウスが活用されるなど、避難の在り方にも変化が見られているところでございます。

先日公表された国の報告書の中では、これまでの指定避難所での支援だけでなく、それ以外の場所にいる避難者にも必要な支援を行うことの必要性が示されました。こうした支援の実施に当たっては、例えば、自家用車、キャンピングカーを駐車するのに適した場所を選定する、被災者に関する情報を収集する、食料品や日用品等の支援物資、情報の提供を行う、医師、保健師による健康状態の確認をするなど、あらかじめ検討しておくべき課題も非常に多いというふうに認識しております。

今年6月に国が示しました在宅・車中泊避難者等の支援の手引きを参考に、本県の実情を踏まえた対応を市町村と共に検討し、災害の際に的確な対応が行えるよう今後方向性を示してみたいというふうに考えております。

最後に、広域避難でございますが、災害が大規模になった場合においても被災された方が早期に安全な生活環境を確保できますよう、平時から広域避難体制の整備、その運用の準備を行いまして、県民の皆様にも周知し、その必要性を理解いただくことは非常に大事だというふうに考えております。まずは県内での避難先の調整、確保を行うために、市町村で相互応援協定を結んでおりますので、これを基に、被災していない県内市町村を対象に広域避難の受入れに関する協議を行うこととしております。また、能登半島地震同様、ホテルや旅館等に避難していただくということも十分に想定されますことから、県内のホテル、旅館等との災害時の被災者支援に関する協定、これは平成24年9月に結びましたけれども、これに基づいて広域避難時の具体的なオペレーションの検討確認を行っているところでございます。

また、本県だけでは対応できないような場合もございますので、県外への広域避難が必要な場合には、既に締結しております各ブロックの知事会協定を基に、他の都道府県に対しても本県県民の受入れ協議を行うこととしております。

災害はいつどこで起こるか分からないという状況でございますので、アクションプランに掲

げました地震災害死ゼロ、この目標の実現に向けまして、平時から広域的な避難体制づくりに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）地震災害死ゼロを目指す取組について伺いました。本県でも、県民の一人一人が自助の備えをして、地域ぐるみでこの地震災害死ゼロを目指していければと思います。

能登半島地震の被災地、そして被災された方々の一日も早い復興を願って、以上で一切の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）次に、佐藤千枝議員。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）改革信州の佐藤千枝でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

県消費生活センターの集約による機能強化と消費者行政の推進につきまして、9月定例会で質問させていただきましたが、その後、関係者などから御意見、また御要望などをいただき、調査をいたしました。また、今定例議会にて条例改正、補正予算案が上程されておりますので、改めて質問させていただきます。それぞれ直江県民文化部長、阿部知事に伺っていきます。

長野県消費生活条例第44条に、長野県消費生活審議会は、消費者施策に関する重要事項について、知事からの諮問に応じて調査審議し、県民の消費生活の安定及び向上に関する重要事項について意見を述べる任務を持っていることが示されています。

今年5月に開催の今年度第1回の長野県消費生活審議会の議事録では、消費生活相談体制の充実・強化について、くらし安全・消費生活課の説明では、令和6年度は県消費生活センター4か所に消費生活相談員を配置し、消費者トラブル等に対して迅速な相談、苦情処理、市町村の消費生活相談担当者研修の開催、市町村の相談体制の機能強化を引き続き支援していくと述べております。

しかし、先月開催されました第2回審議会では、令和7年度から県消費生活センターを松本市に集約するとの説明が行われ、委員からは、しっかりとした話し合いが必要ではないか。身近に窓口があってこそ安心して相談できるのではないかなどの意見が出ていたとお聞きしています。センター集約に関する審議については、早めに審議会を開催し、委員の中で議論を深めるべきではなかったのかと考えます。御所見を伺いたいと思います。

次に、第3次長野県消費生活基本計画では、消費者相談に対し、県と市町村の役割分担を明確にし、それぞれの役割を果たすための機能強化を図るとしています。県と市町村のそれぞれの役割とは何か。また、機能強化について伺います。

次に、高齢者の消費者被害防止のための連携について、市町村ごとの調査では、消費者行政部門と連携した見守りネットワークを行っている市町村は33市町村でした。ほか43市町村は連携がされていないという状況のようです。約90%が電話相談という中、3か所の県センターが閉鎖されることで、特に高齢者のオンライン相談では、十分な対応ができず、消費者救済につながらないのではないかと懸念されます。県としての対応について伺います。

消費者トラブルに関する相談先を知らない、相談していないという多くの県民に対し、相談できるセンターがあることをもっと積極的に市町村を通じて周知、広報すべきと考えますが、具体的な取組はどうか。

また、電話でお金詐欺や消費者トラブルに巻き込まれないよう、消費者自らが自分事として捉え、リテラシーを向上させていく必要性を強く感じています。具体的な方策について伺います。

次に、消費生活センターの集約により、市町村消費者行政推進支援員を増員するとのことですが、現在働いている消費生活相談員等の意識調査や聞き取りの状況についてはどうか。以上5点を直江県民文化部長に伺います。

今回の集約により、消費生活相談員の処遇を改善するとしていますが、センターの機能強化や県内消費者行政の充実に何を期待しているのでしょうか。阿部知事の御所見を伺います。

長野県消費者団体連絡協議会主催の消費者行政懇談会が県内9か所で開催され、地元のワークショップや懇談会に参加しました。略して長野県消団連が行った地域別市町村の消費生活センターの設置予定の集計報告では、県内10地域のうち、諏訪地域、上伊那地域のように町村において市の共同設置でカバー率100%という地域もあれば、町村単独では設置は困難なことから、市のセンターとの共同設置を検討中、もしくは今後検討していくという状況であることが分かりました。

10地域全てがカバー率100%となるよう、市町村と消費生活相談員を交えて十分な協議をすべきであり、集約化は時期尚早と考えます。三つのセンターの看板を下ろすにもいろいろな準備があると考えます。来春にもセンター集約をと急ぐ理由は何かを阿部知事に伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には消費生活センターの集約に関しまして大きく5点の御質問を頂戴いたしましたので、順次お答え申し上げたいと思います。

まず、消費生活センターの集約に関わります消費生活審議会での議論についてのお尋ねでございます。

消費生活センターの集約につきましては、11月の消費生活審議会でご説明し、御議論いただいたところでございますけれども、各委員には、8月頃から個別にセンターの集約について御

説明し、御意見を伺ってきております。審議会では、市町村の相談窓口の体制が十分に整ってから集約すべきではないかとの御意見や、来所による対面相談の場が減少することを心配する御意見などをいただいた一方、市町村の相談窓口の充実を図るため、県は市町村ごとの状況に応じて足りていないところをカバーするような支援をしてほしいとの御意見や、これから県センターが機能強化されることを大々的にアピールしてほしいといった御意見もいただきました。これら審議会でもいただいた御意見は真摯に受け止めさせていただき、対応を検討しております。

一例といたしまして、来所相談の場が減少してしまうことに対しましては、新たに出張相談を実施することで対面による相談の機会を確保する対応を取るなど、引き続き市町村とも連携しながら相談体制がしっかり県民の皆様の期待に応えられるものとなるよう取り組んでまいります。

続きまして、消費者行政におけます県と市町村の役割分担及び機能強化の方法についてでございます。

平成21年に制定されました消費者安全法におきまして、県と市町村の消費者行政における役割が明確化され、県は主に広域的見地や専門的な見地が必要な相談に対応し、市町村は身近な相談窓口として対応することとされております。

第3次長野県消費生活基本計画では、県と市町村の役割について、県の基本的な役割を、全県的な影響が及ぶ事案の対応、高度な専門性を必要とする悪質な事案への対応、市町村相談員の人材確保や育成支援、市町村の基本的な役割を県民にとって身近な相談窓口、福祉部門等と連携した孤立高齢者等配慮が必要な県民への支援と位置づけておりまして、県センターを集約した上で中核的な拠点としての役割を果たすこととしております。

こうした第3次消費生活基本計画の実現に向け、オンライン相談等による場所と時間にとらわれない相談体制の実現や相談員のスキルの向上による相談機能の強化、市町村消費者行政推進支援員の増員による市町村相談窓口の支援や相談員の育成支援の充実、悪質な相談情報の一本化による迅速な対応、消費者教育アドバイザーの新設による消費者教育・啓発の強化などの機能強化を図ることにより、県と市町村が共同して消費者行政を推進する体制を構築してまいります。

続きまして、来所相談の機会が失われることへの対応についてでございます。

対面相談を希望される相談者に対しては、新たにオンラインを活用し、地域振興局と県センターを結んで相談を受ける体制を構築していきたいと考えております。

今議会をお願いしております補正予算案の検討に当たりましては、事前に画面上で書類の確認ができるかの検証をし、書類の確認ができる性能を有する書画カメラを使用することとしており、予算をお認めいただければ、速やかに機器の整備を進め、新年度からのオンライン相談

が円滑に実施できますよう、模擬相談などの検証を行うこととしております。また、相談者に対しては、県の職員が必要に応じて機器の操作を行うなど、パソコンやインターネットに不慣れな方でも相談に支障が生じないように丁寧にフォローさせていただきます。

加えて、市町村窓口に困難な相談案件が寄せられた場合にも、オンラインを活用いたしまして市町村窓口と県のセンターを結び、県の相談員が直接市町村窓口にいる相談者に対応するなど、市町村への支援を充実してまいりたいと考えております。

さらには、先ほどもお答えいたしましたとおり、集約後も、一定期間は経過措置として長野、上田、飯田で出張相談を行うなど、地域の実情や要望を踏まえながら対面による相談機会の確保について柔軟に対応してまいります。

続きまして、消費生活相談窓口の周知と消費者のリテラシー向上に向けた取組、方策についてでございます。

初めに、消費生活相談窓口の周知のための取組についてでございますが、現在も年4回発行する「くらしまる得情報」を市町村を通じて配付させていただくなど、市町村の協力の下で消費生活情報や相談窓口について周知、広報に努めているところでございます。

今回の消費生活センターの集約に当たりましては、本定例会に提出させていただいております補正予算案の中で広報経費を計上しておりまして、集約の目的、集約後の機能等に加えまして、消費生活相談窓口そのものについて、改めて広く県民の皆様知っていただけるよう周知、広報をしてまいります。

続きまして、消費者のリテラシー向上に向けた方策についてでございます。

例えば、センターに寄せられる相談には、1回限りの購入と思っていたが複数回購入が条件となっていたなどのいわゆる定期購入に関します事例が数多くありますが、契約時に注意深く確認いただければトラブルを避けられそうなケースも少なからず存在しております。

このようなトラブルに遭わないためには、正確な知識を身につけていただくことが必要であり、消費者教育、消費者啓発が非常に重要だと考えております。出前講座や専門家派遣といった県事業のほか、今回新たに設置を予定している消費者教育アドバイザーを中心に、他機関とも連携し、年代やニーズに応じた消費者教育・啓発を強化してまいります。さらには、消費生活サポーターの皆様にも御協力をいただき、身近な場面における注意喚起や啓発を通じてリテラシーの向上と消費者被害の未然防止を図ってまいります。

最後に、現在センターで働いている相談員の意向調査や聞き取りの状況についてでございます。

現在県センターにお勤めいただいております相談員の皆様に対しては、7月から集約の方向性について説明を開始しております。以降、随時相談員からの御意見、御質問に対して回答す

るなどのやり取りを重ねてまいりました。10月には報酬額の見込み等具体的な勤務条件を提示させていただき、11月から順次今後の就労移行の確認など個別に聞き取りを実施させていただいているところでございます。具体的には、相談員それぞれの御意向を伺った上で、引き続き相談員としての業務を御希望される場合には集約される県センターへの勤務を打診するか、または市町村と調整の上で近隣の市町村センターの相談員の職を紹介しております。また、相談員の業務にこだわらず県機関への勤務を希望される場合は、各地域の県機関の求人情報を提供するなど、丁寧な対応を行ってまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には消費生活センターに関連して2点御質問をいただきました。

まず、消費生活相談員の処遇改善と期待する効果という御質問でございます。

今回集約させていただこうという目的の一つは、より困難な相談への対応ということであり、ます。困難事案への対応を強化するためには、やはりその相談の担い手であります消費生活相談員の皆様方の処遇も改善していくということが重要だと思っております。そのため、報酬につきましては、集約に合わせて大幅に引き上げさせていただく考えであります。十数%程度引き上げる方向で検討しているところでございます。これによって、意欲を持って仕事に取り組んでいただく環境を整えていきたいというふうに思っておりますし、今後の相談員の確保にも一定の効果が見込めるのではないかとこのように考えております。

加えて、相談員を統括する職員については、正規職員、任期付職員としていきたいというふうに考えております。相談員への助言、指導、あるいは相談対応ノウハウの蓄積による支援技術の向上、市町村の消費生活相談員への研修の実施、市町村センターとの連携促進、こうした分野で中心的な役割を果たしていただきたいというふうに考えております。こうしたことによりまして、センターの組織力を高め、複雑化、高度化する消費生活相談への対応、また市町村に対する支援の強化を図り、消費者行政の充実につなげていきたいと考えております。

続いて、市町村消費生活センターのカバー率が100%にならないままでの集約は時期尚早ではないかという御質問でございます。

先ほども県民文化部長から御答弁させていただきましたとおり、県と市町村はそれぞれこの消費者行政を担っているわけであり、ます。役割分担をしっかりと行いながら力を合わせて消費者行政を進めていくということが重要であります。

消費生活基本計画におきましては、消費生活センターの人口カバー率100%という達成目標を掲げて取り組んできたところでございます。この実現に向けて、単独の設置が難しい町村については周辺の市がカバーする広域化を促してきました。その結果、今年の4月1日現在で人

口カバー率は約90%というところまで上昇してまいりました。

また、来年4月には、飯田・下伊那地域におきまして、飯田市が中心となって消費生活センターの広域化が行われる予定になっておりまして、身近な相談窓口の充実に向けた動きが着実に進んでいるというふうに受け止めています。

一方、こうした動きをさらに加速化してカバー率100%を目指していく上では、相談体制が整っていない地域に対しまして市町村も交えてしっかり協議を進めていくことが重要だというふうに考えております。そうした業務を進めていくためには、現在の県センターの体制ではなかなか十分ではなく、地域ごとの課題を把握して市町村職員をしっかりサポートしていくことが重要だというふうに考えております。

こうしたことから、集約後の県センターにおきましては、市町村消費者行政推進支援員を増員させていただき、新たに市町村の実情に応じた広域調整を担っていただきたいというふうに考えております。こうしたことを通じて消費者行政の充実をさらに図っていききたいというふうに思っております。

今回の消費生活センターの集約について、これまでも御説明させていただいておりますように、相談業務の充実、消費者教育の充実、さらには市町村支援の強化、こうしたことを通じて県全体の消費者行政のさらなる充実を図っていききたいと考えております。

以上です。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）ただいま直江県民文化部長、そして阿部知事よりそれぞれ御答弁をいただきました。

県の消費者被害防止啓発キャラクター「もシカっち」からのお知らせによりますと、電話でお金詐欺被害、SNS型投資詐欺、ロマンス詐欺被害は昨年より増え続けており、詐欺被害が止まりません。長野県が全国30番目のセンター集約化を目指すのであれば、集約化は、縮小ではなく、さらなる強化機能を持って進んでいくということをもっと積極的に力強く県民にアピールをしていただきたいというふうに思います。

知事の諮問を受けて、消費生活審議会で十分な議論を尽くしていただきまして、センターの単独設置が困難な町村につきましては広域連携が図られるよう働きかけを強化し、引き続き市町村消費者行政の充実強化に向けた支援に努めていただくことを強く求め、次の質問に入ります。

次に、選挙の投票における障がい者への合理的配慮について伺います。

今回の衆議院選挙の投票において、県内約170万人の有権者の中には、投票の壁に直面している人がいました。知的障がいなどで自分の意思を伝えることが難しい人たちです。

県内で選挙権がある18歳以上の知的障がい者は約1万7,000人で、全有権者の約1%を占めています。家族や支援者は、投票を諦めたり、投票機会をつくろうと提案して葛藤しています。日本では、戦後、成人男女に選挙権が与えられましたが、公職選挙法の規定で、認知症や知的障がいがある人に成年後見人がつくと、本人の選挙権は失われた時期がありました。2013年に、東京地裁は、この規定は選挙違反に当たると認定し、公職選挙法が改正され、一律に選挙権が認められました。本人の意思に基づき、投票所の職員らが代わりに書いて票を投じる代理投票の対象も、身体障がい者限定から知的障がい者まで対象が拡大しました。

一方、施設入所者の不在者投票の機会も広がってきましたが、在宅での不在者投票の対象は重度の身体障がい者らに限られ、知的障がい者は含まれていません。知的障がい者の保護者でつくる団体では、政治に関わることが難しい有権者がいることを踏まえて、投票機会の幅を広げてほしいと福祉施策の一層の充実を求めています。

総務省は、昨年3月、統一地方選挙で障がい者が選挙に行きやすいように投票所での支援の例をまとめ、ホームページで公表し、各自治体の選挙管理委員会に柔軟な対応を呼びかけています。

これらを踏まえ、質問いたします。

期日前と投票日当日における選挙の投票に関する障がい者への合理的配慮の取組状況と課題について伺います。

次に、代理投票制度の活用状況についてはどうか、伺います。

次に、障がい者が投票所に足を運ぶために、障がい者やその家族のための投票支援に向けた環境整備など合理的配慮が促進される取組が必要と考えますが、御所見を伺います。

日頃から、主権者教育として、公立学校や特別支援学校での模擬投票等、身近に投票ができる機会をつくる必要があると考えます。現在の取組についてはどうか。以上4点、北島選挙管理委員会委員長に伺います。

次に、クルミの栽培支援について質問します。

現在、国内で流通している99%以上のクルミは外国産であり、国産クルミは非常に貴重です。東御市は、日射量が多く、降水量が少ない気候と水はけのよい土地で、クルミ栽培の適地です。大正4年、大正天皇即位記念としてクルミ苗木を全戸に配布したことから栽培が始まり、全国一の栽培面積を誇っています。生産量は、年間2,000トンから2,400トンをピークに時代とともに減少し、令和4年度では約70トンから80トン程度と推定されています。

生産量が減少した原因は、担い手の高齢化や凍霜害の多発、病害虫等に対する管理労力や病虫害防除に対するコストの拡大等であり、産地衰退が心配されます。特に、10年ほど前から、クルミ栽培圃場で果実や葉っぱに原因不明の黒色斑点症状が多発。その原因はバクテリアによ

る病害であり、日本への侵入が警戒されていた重要病害、クルミ黒斑細菌病であることが特定されました。蔓延防止、生産安定に向けた防除技術の開発が急務です。

平成6年度に、長野県が合併前の旧東部町に有償譲渡した農場、サンファームとうみでは、クルミの品質改良と栽培技術の開発、クルミ生産者への苗木の供給と営農指導などを行っています。そして、長野県果樹試験場環境部の協力を得て農薬登録試験にも取り組んでいただいております。現在、クルミ生産者等で組織するJAくるみ部会や、東御市産のブランド化を目指す日本くるみ会議などが活動しています。

そこで、小林農政部長に伺います。

農家の高齢化に伴う病虫害等に対する管理労力や病虫害防除に対するコストの拡大等の課題が挙げられていますが、クルミに発生する黒斑細菌病や褐斑病など病虫害に対し防除効果が期待できる農薬の登録に向けて、現在の取組を伺います。

〔選挙管理委員会委員長北島靖生君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（北島靖生君）選挙管理委員会に4点の御質問をいただきました。

最初に、期日前と投票当日における選挙の投票に関する障がい者への合理的な配慮の取組状況と課題についての御質問がございました。

県選挙管理委員会では、障がい者の方の投票環境向上に資する取組として、点字版による「選挙のお知らせ」の発行や選挙公報の音声読み上げCDの作成、手話による選挙のお知らせなどを行っております。また、市町村選挙管理委員会においても、投票所の入り口までの簡易スロープの設置や人的介助のほか、投票所内では点字器や車椅子用の記載台等の設置を行っており、投票環境の向上を図るための必要な措置を講じていただいているところでございます。

一方で、各種選挙ごとに国や県が行う選挙の執行に関する調査において、市町村選挙管理委員会の取組状況を把握してはいるものの、各市町村における具体的な取組事例や今後に向けた改善事項など共有されていないことが課題であると認識いたしております。そのために、今後は、各市町村が実施している障がい者の支援への取組事例を県民の皆さんや市町村選挙管理委員会などに広く周知してまいりたいと思います。

次に、代理投票制度の活用状況についての御質問でございます。

代理投票とは、選挙人が心身の故障、その他の事由により、自ら投票用紙に候補者の氏名を記載することができない場合に、その選挙人に代わって投票を補助すべき者である投票所の係員が投票用紙に記載する制度でございます。

活用状況でございますが、直近の衆議院総選挙については現在調査中のため、令和5年の県議会議員一般選挙の状況になりますが、約700人の方が代理投票を行っております。

次に、障がい者への合理的配慮が促進される取組の必要性についての御質問がございました。

選挙権は、国民一人一人に与えられた基本的権利ですので、有権者の皆様に行使いただけるよう、選挙時における障がい者の方の円滑な投票環境整備など、合理的な配慮が必要であると認識いたしております。

県の選挙管理委員会では、総務省が作成した資料である「障害のある方に対する投票所での対応例について」等の有益な情報を市町村選挙管理委員会に周知することに加えて、今後は県のホームページで情報を発信するなど、障がい者の方にも安心して投票に参加いただける環境が整備されていることを広報してまいりたいと考えております。

また、先ほど課題として申し上げました各市町村選挙管理委員会の具体的な取組を共有するため、県民の皆さんが参加できるフォーラムや市町村職員向けの実務研修会などにおいて具体的な取組事例の発表などを実施したいと考えています。引き続き多くの皆さんに投票をしていただけるよう、市町村選挙管理委員会や関係団体等と連携し、投票環境の整備、向上に努めてまいります。

4点目の公立学校、特別支援学校での取組状況についての御質問でございます。

県選挙管理委員会では、選挙年齢の18歳への引下げに合わせて、県教育委員会と主権者教育に関する協定を締結し、平成27年度から、高等学校、特別支援学校高等部等を対象に選挙出前授業を実施しているところでございます。選挙制度や代理投票をする場合も含めた投票方法に関する講義に加えて、実際に模擬投票も行っており、令和5年度の実績としては、高等学校11校、特別支援学校10校など、計22校で延べ2,000人の皆さんに受講をしていただいております。

特に、特別支援学校では、講師となる選挙管理委員会の職員が、障がいの特性を十分理解した上で、分かりやすい資料を作成し、ゆっくり説明するなど、不安を感じることなく安心して投票に参加していただけるように授業に工夫を行っており、ところでございます。

若い世代の投票率が低い状況が続いておりますが、これからの長野県の未来を担う若者に投票に参加していただけるよう、県教育委員会等の関係機関と連携しながら主権者教育の充実を図ってまいりたいと思います。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私にはクルミの病害に対する農薬登録の取組状況についてお尋ねをいただきました。

クルミなど、全国的には生産量が少ない、いわゆるマイナー作物の農薬は、登録を行う農薬メーカーの試験の負担が大きいなど、登録が困難な場合もあり、使用できるものが限られている状況にございます。このため、県の試験場において登録に必要な効果試験を行い、農薬メーカーにデータを提供することで、登録の後押しを図っております。

クルミにおいては、平成28年に国内で初めて症状が確認された褐斑病に対する登録農薬がな

かったことから、県で試験を行うとともに、国に対し早期の登録要請を行ってまいりました。その結果、本年6月までに2種類の農薬が登録となり、本年度、褐斑病を防除することができました。今後も必要な農薬の登録に向けた試験などを通じ、マイナー作物の栽培環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）ただいまそれぞれ御答弁をいただきました。

障がい者の投票支援につきましてですけれども、選挙の投票における障がい者への合理的配慮につきまして、知的障がいを持つ世帯やその関連施設には、投票に当たってどのような支援が受けられるのか、具体的な情報提供がありません。投票を希望する知的障がい者が円滑に投票できるよう、代理投票制度の工夫として、投票支援カード、コミュニケーションボードの用意など、投票環境の整備の必要性を強く感じています。今後も、引き続き、合理的配慮に基づき、市町村選挙管理委員会への提案、支援等を行っていただくよう要望したいと思います。

それから、小林農政部長から御答弁いただきましたクルミ栽培支援です。マイナーな作物ではありますけれども、今後も、引き続き、メーカー、試験場と連携して、必要な登録薬剤の確保に努めていただくことを要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時50分休憩

午後3時6分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

川上信彦議員。

〔25番川上信彦君登壇〕

○25番（川上信彦君）中小企業の価格転嫁、経営支援について質問します。

初めに、中小企業の価格転嫁について、国では、昨年11月、公正取引委員会より労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針が示され、以下、指針と言いますが、この1年、価格転嫁のための様々な取組が進められてきました。

しかし、よろず支援拠点にお聞きしたところ、県内で価格転嫁が実施されている企業は6割にとどまっており、4割の企業は、発注元に対して、仕事がなくなる、言っても無駄などの理由で価格転嫁への交渉すらできていない現状です。また、価格転嫁を希望していても、どうしてよいのか分からず、立ち止まっている企業もあります。

県は、原油・原材料価格の高騰や労務費の価格転嫁に課題を抱える中小企業者に対する支援策として、長野県よろず支援拠点に、昨年7月、価格転嫁サポート窓口を設置しましたが、これまでの実績や成果について伺います。

指針では、発注者が価格交渉に応じず取引価格を据え置くことは、独禁法で禁じる優越的地位の濫用となるおそれがあるとし、人件費上昇を取引価格に反映させるため、年1回や半年に1回といった定期的な協議の場を発注者側から設けることを示しました。また、発注者には、コスト増を回避しようとする調達部門任せでは下請の価格転嫁が進みにくいため、社長など経営トップが関わって価格交渉の方針を決定し、社内外に示すよう求めています。

そこで、これらの方針について県内での周知状況を伺うとともに、企業においては営業担当者が実際に価格交渉を行っていることを踏まえ、経営者のみでなく一般の社員に対して価格転嫁のサポートを行うことが有効と考えるが、いかがか。

中小企業は、発注者である大企業の下請として理不尽な取引を強いられるケースが少なくありません。国は、大企業との取引で弱い立場の中小企業の窮状を受け、価格転嫁が適正に行われているか監視する下請Gメン、取引調査員の拡充を推進。2017年度に80人体制でスタートした下請Gメンは、増員され、本年度は330人へ監視体制が強化されました。県内の下請Gメンの活動状況と効果について伺うとともに、県では下請かけこみ寺に相談窓口を設置しているが、どのような相談があり、どのように対応したのか、伺います。

県内でも、価格転嫁に向け、積極的に取り組んでいる企業・団体があります。飯田印刷工業組合では、本年10月、「印刷資材・紙・インキ・エネルギー等の高騰に伴う現行印刷価格改定のお願い」と題する広告を地元新聞に掲載。内容は、印刷資材の5～15%値上げや、最低賃金法の改定に伴い、10月から現行印刷製品価格を10%以上値上げをお願いするもので、地域住民に理解を求めました。この広告には、組合会員企業をはじめ、紙卸商社、印刷関連資材納入商社も企業名を掲載しています。その上で、印刷事業者は個別に取引先に対して価格改定に関する依頼文を配付し、協力を求めた上で価格交渉に臨んでいるとの話でした。

そこで、来年度の当初予算編成方針の重点項目にも、県民に届く広報の実施によるターゲットの明確化や受け手視点の重視による広報の強化の実施を掲げていますが、県内経済の好循環の軸となる賃上げにつながるよう、中小企業の価格転嫁の確実な推進に向けて県はどのように進めていくのか、伺います。

次に、中小企業の経営支援について伺います。

現在、最低賃金の引上げや年収の壁の議論が取り沙汰されています。働く方の生活を守るためにも早急に進めなければならないことですが、ある飲食店経営者から切実な声を伺いました。マスコミの報道を見ると、働く側のことばかり取り沙汰され、中小企業の厳しさに対して寄り

添う声や支援策は伝わってこない。現時点で賃上げ企業に対する補助金などがあるが、あくまでも新規の設備投資への支援である。特に、飲食業界は人手不足に悩まされている状況であり、人手がなくては店を回せないため、高時給での競争も厳しい状況である。省力化事業などの補助金もあくまでも新規投資のみで、設備投資してきた設備の老朽化による買換えには適応されない。コロナ禍で増えた借入返済、仕入れの高騰、最低賃金引上げなど、この先、価格転嫁や効率化を図っても限界がある。賃上げや年収の壁の協議を否定はしないが、それを早急に進めるなら、持続的に効果のある企業への支援策も行うべきという切実な訴えでした。

そこで、コロナ禍で融資に関する特例措置や利子補填などの支援策があったが、現在は国としての支援策は終了していることを踏まえ、県として返済や借入れの支援を行うべきであると考えているが、支援の現状と今後の方向性について伺います。

中小零細企業への支援策として、設備投資への支援や借入れや金利に対する支援、設備投資の支援だけではない直接的な支援が考えられます。補助があっても設備投資には自己負担や手続に大変な労力を伴うことや、コンサルタントに依頼すると成功報酬の支払いが生じることから、県としても無料の相談窓口を設置すべきと考えるが、いかがか。

また、新たな借入れや設備投資の余裕がない企業も多いことから、設備投資以外の直接的な支援策も検討すべきと考えるが、いかがか。

借入れや金利に対する支援について、コロナ禍のときに行われた利子補給は中小企業にとって大変有効でした。原材料の高騰や人件費の増加等による経費増加で月々の支払いが大変な中小企業においては、返済の据置きは根本的な解決にはならない。そこで、金融機関等の返済年数を延ばす制度を創設してはいかがか。

次に、中小企業庁は、人手不足に悩む中小企業などに対し、IoTやロボットなど省力化に効果がある汎用製品を導入する経費を補助する中小企業省力化投資補助事業を本年6月から開始。中小企業が製品の選択、導入をしやすいう、対象製品を業種ごとにカタログにして中小企業省力化投資補助金の公式サイトに掲載しています。

昨年的一般質問で、県でも県内の対象機器についてカタログ式の導入を求めたが、その後の状況を伺います。また、カタログ式の中小企業省力化投資補助金の国や県からの情報、周知と、これを活用した補助金申請の実態と導入後の効果について伺います。

次に、地域産業の持続的な発展に向けた事業承継について、商工会・商工連では、令和5年度から県内の事業承継に関連する実態把握、経営者の課題解決を支援すること等を目的に、県と市町村と連携し、長野県承継状況調査事業を実施。各市町村の全事業所を対象に調査票を郵送し、事業承継問題の実態把握を行っており、今後5年間で69商工会全てで実施する予定です。現時点での調査で後継者不在率は63%と、大変深刻な状況と考えます。

商工会・商工連では、回答者の中から支援が必要と思われる事業者を抽出し、ヒアリング及び第三者マッチングなど、支援プラン提案等のフォローをしております。そこで、中小企業や個人事業者の事業承継をワンストップで支援する長野県事業承継・引継ぎ支援センターの成果と今後の取組について伺います。

また、令和４年度に設立した信州スタートアップ・承継支援ファンド、信州ＳＳファンドの取組状況について、以上９点について産業労働部長に伺います。

多様な働き方について質問します。

本年７月、日本商工会議所と東京商工会議所が全国６,０００社の中小企業を対象に実施した調査によれば、人手が不足していると回答した企業の割合は全体の６５％に達しています。今後さらに少子高齢化が進む中、人口減少に伴って生産年齢人口も減っていくことは避けられない状況です。調査結果でも、女性の活躍、仕事と育児の両立、高齢者、障がい者、外国人材の活躍など多様な働き方の推進が求められています。

県は、本年より、ライフスタイルに合わせた多様な働き方創出事業により、これまでの固定した働き方から業務切り出しによる多様な働き方導入支援を行っています。本年の実施状況と事業効果、今後の計画について伺います。

人々の働き方が多様化する中、企業などの組織に属さずフリーランスで働く人は増加傾向にあります。政府の２０２０年の試算では、国内に約４６２万人で、就業者全体の７％を占めています。また、県内でフリーランスで働く人は３．５％となっています。

フリーランスは、発注者に対し立場が弱いことが多く、公正取引委員会などが本年５月から６月に行った実態調査では、十分に協議せず報酬が決められる買ったたきの経験があるフリーランスは６７．１％に上りました。受注側に責任がないにもかかわらず報酬を減額されたとの回答は２８．１％でした。こうした取引が横行する背景には、下請法などの既存ルールが対応し切れていない状況がありました。

そこで、フリーランスの人が安心して働けるよう、業務委託する発注事業者との取引のルールを明確にした新法、フリーランス・事業者間取引適正化等法が、今月１日に施行されました。県では、新法の周知をどのように行っているのか、伺います。

また、新法では、発注者側の義務項目が定められ、違反した場合は公正取引委員会による指導や是正勧告が行われるほか、命令違反には５０万円以下の罰金が科せられます。そこで、フリーランスで働く人と発注者双方が新法の趣旨を理解し、適切に対応する必要があると考えますが、どのように進めていくのか。以上３点について産業労働部長に伺います。

物価高を上回る賃上げの流れをつくるための県内企業への支援について質問します。

ここまで、中小企業の価格転嫁、経営支援、多様な働き方について質問してまいりましたが、

物価高を上回る賃上げの流れをつくるため、今後力点をどこに置いて県内企業への支援に取り組んでいくのか。知事に考えを伺います。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には中小企業の価格転嫁、経営支援と多様な働き方につきまして12問御質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

初めに、価格転嫁サポート窓口の実績、成果についてでございます。

長野県よろず支援拠点に昨年7月に開設されました価格転嫁サポート窓口では、本年9月までに379件の御相談をいただき、価格交渉のノウハウや飲食店における提供メニューの原価計算方法など、県内企業からのお悩みにお答えしているところでございます。

また、本年度から新たに価格転嫁サポートチームを創設しまして、より専門的な相談体制を整えたところであり、こうした取組によりまして、中小企業の皆様からは、取引先への文書による通知など交渉のノウハウが身についた。取引先と価格交渉をしてもよいということに気づいたなどの声も聞かれておりまして、価格転嫁サポート窓口での対応等が県内における相談窓口として定着してきており、かつ適正な価格転嫁への促進にもつながってきているものと考えております。今後も、サポート窓口等を通じて丁寧な相談対応を継続し、サプライチェーン全体で適正な価格転嫁が浸透するよう取り組んでまいります。

次に、労務費指針の周知と一般社員への価格転嫁サポートについてでございます。

昨年11月に指針が策定されて以降、国の説明会に加え、県においてもホームページへの掲載のほか、機会を捉えて県内企業への周知を実施しております。

また、本年4月には、産学官金の67の支援機関が参画しますながの産業支援ネットにおきまして県内企業への指針の周知について依頼したほか、7月に開催しました価格交渉サポートセミナーでは、中小企業庁の職員に指針を解説いただくとともに、よろず支援拠点のコーディネーターが価格交渉の実践ポイントを紹介し、305名が受講しました。

なお、本セミナーの受講者のうち約6割が、実は経営者ではなく営業等の担当者であったところでございまして、議員御指摘のように、経営者だけでなく実務者へのサポートも必要である認識の下で、セミナーや個別相談会の開催など、引き続き現場のニーズを踏まえ、効果的にサポートしてまいります。

続いて、下請Gメンと下請かけこみ寺の状況についてでございます。

下請Gメンの活動につきましては、本年4月から9月までに関東経済産業局管内で中小企業者に対し2,528件のヒアリングを実施し、その状況を踏まえた個別企業への指導・助言のほか、業種別の下請ガイドラインや業界団体による取引適正化のための自主行動計画の策定、改定への働きかけを実施しております。

先週国が公表しました本年9月の価格交渉促進月間フォローアップ調査結果では、価格交渉が行われた割合が前回3月時点より約1ポイント増の86.4%、発注側企業から申入れがあり価格交渉が行われた割合が前回より約2ポイント増の28.3%となっており、下請Gメンの活動をはじめ、様々な取組により、価格交渉・転嫁への取組は浸透しつつある状況にあると思っております。

また、下請かけこみ寺には、本年4月から10月までに代金の支払い遅延や買いたたき等に関する相談が122件寄せられており、専門員による相談対応のほか、弁護士の無料相談等により対応しているところでございます。

次に、中小企業の価格転嫁の確実な推進についてでございますが、先ほどお答えしましたとおり、相談窓口の設置や労務費指針の周知のほか、下請企業との望ましい取引慣行の遵守等を宣言します国のパートナーシップシップ構築宣言の県のSDGs推進企業登録制度の要件への追加や、昨年11月に「物流2024年問題の克服に向けた共同宣言」を発出し、荷主事業者に適正な価格転嫁への理解を求めており、今年度は物流2024年問題克服セミナーを県下4会場で実施したところでございます。

こうした一連の取組により、価格転嫁しやすい機運が醸成されつつあるものと考えておりますが、今後とも国との連携強化をはじめ、成功事例の情報発信や金融機関と連携した個別相談会の開催など、価格転嫁しやすい環境整備に一層力を入れ、賃上げの好循環につなげてまいります。

次に、融資に係る支援の現状と今後の方向性についてでございます。

物価高騰、人件費の高騰、人手不足等により、県内中小企業、特に小規模事業者は依然として厳しい状況に置かれているものと私どもも認識しております。このため、県では、中小企業融資制度におきまして、昨年12月に創設しました低金利の経営健全化支援資金の物価高対策により、物価高の影響を受ける事業者の資金繰りを支援するとともに、さらに本年7月に創設しました経営健全化支援資金の新型コロナ借換向け等を通じまして、コロナ関連融資などの返済負担軽減策を講じておりまして、併せて、これらの融資に係る信用保証料の補助も実施しているところでございます。

今後も厳しい状況下にあります中小企業の実情を踏まえた施策を継続するとともに、国の中小企業向け資金繰り支援の動向も見据えながら県内中小企業の経営を支援してまいります。

次に、無料の相談窓口と設備投資以外の支援についてでございます。

無料の相談窓口といたしまして、県産業振興機構に長野県よろず支援拠点が設置されており、企業経営に関する専門知識を持つコーディネーターが、機構本部、県内16か所のサテライト、金融機関において相談に乗っております。

同機構では、中小企業診断士等の資格を持つ民間の専門家を中小企業へ派遣し、経営課題の解決を支援しており、創業枠は無料で利用可能となっております。まずはこうした無料の相談窓口の情報を知っていただくよう積極的に周知に努めるとともに、負担の少ない相談対応いかんについても考えてまいります。

設備投資以外の支援につきましては、まずこの物価高騰や賃上げが続く状況では、経営基盤が脆弱な小規模事業者は特に厳しい環境に置かれていると認識しております。そのような中、国ではガソリン代や電気・ガス料金の支援、また、県におきましても、特別高圧の電気料金やLPガス料金の支援など、設備投資以外の支援も行ってきたところでございます。

県といたしましては、事業が継続し、拡大につながる施策を提供することが重要との観点から、今後の国の経済対策の動向も見据え、販路拡大やコスト削減など、どのような支援策が有効か検証し、持続可能な経営に向けた取組を進めてまいります。

次に、中小企業の返済負担の軽減策についてでございます。

御指摘のとおり、県内中小企業の破綻を防ぐためには、借入金の返済負担を軽減することは大変重要と認識しております。

県中小企業融資制度におきましては、金融機関や保証協会からの相談に応じまして、貸付期間の延長などの条件変更に対応するとともに、経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）をはじめとしまして、既存の借入金を借換えできる資金を用意しているところでございます。こうした資金の利用によりまして、再度の貸付期間の設定や複数の借入金の一本化による返済計画の見直しなど、既存の借入金に係る返済負担の軽減が図られるものと考えておりますが、今後とも金融機関等と協調しながら、県内企業に寄り添った資金繰り支援に取り組んでまいります。

次に、県独自のカatalogと国の省力化補助金の状況についてでございます。

県独自のカatalogにつきましては、国の省力化投資補助金を含みます支援メニューをはじめ、相談や申請窓口、融資制度などを一体的に掲載しましたリーフレットを本年7月に作成いたしまして、県ホームページへの掲載のほか、商業団体等の支援機関にも配付し、県内中小企業への周知を図っているところでございます。

あわせて、県内事業者のデジタル化の促進という観点から、汎用性の高いデジタルツールの情報をCatalogにまとめ、本年9月から段階的に県産業振興機構のホームページ上に掲載を行っているところでございます。

国の省力化投資補助金の周知につきましては、県作成リーフレットのほか、説明会の開催、新聞広告掲載や諏訪圏工業メッセなどイベントへのブース出展等、様々な方法によりまして実施しております。

申請状況につきましては、補助金事務局の情報では、現時点では数件と聞いておりますが、その要因といたしましては、補助金の制度設計上、国がカタログに掲載した機器のみが支援対象となっているものの、その掲載数が少なく、中小企業のニーズに答えられていないといった課題がありましたことから、先月、国に対しまして、カタログ掲載機器の充実など利便性の向上を要望したところでございます。

信州未来共創戦略（仮称）案に掲げました付加価値労働生産性を高めるには、県内中小企業の徹底した省力化が不可欠と考えておりまして、今後も国や支援機関等と連携し、省力化投資を後押ししてまいります。

次に、事業承継・引継ぎ支援センター及び信州スタートアップ・承継支援ファンドの取組状況等についてでございます。

まず支援センターでは、親族内や従業員承継、M&Aなどに関する相談に専門のコーディネーターが対応いたしまして、事業承継診断の実施などのサポートを行っております。その実績といたしまして、令和5年度には事業承継診断を4,712件実施しており、相談受付件数は延べ2,163件、また、成約件数につきましては、平成26年度から本年10月までの累計で、M&Aを中心に269件となっております。

民間調査によりますと、県内企業の後継者不在率は、2020年の66%から2023年には54.1%に改善するなど徐々に成果が表れてきているものと考えております。一方で、県内企業の後継者不在率や社長の平均年齢は、やはり全国と比べますと高い状況が続いていることから、今後はメインバンクとの連携強化等により事業引継ぎ支援にきめ細かく対応してまいります。

また、信州スタートアップ・承継支援ファンドでは、設立から約2年半の間に順調に投資が進みまして、創業・第二創業が15件、事業承継が3件の合計18件に投資が実行されたところでございます。創業・第二創業では、革新的なサービスや技術を有する企業への投資が行われ、事業承継では、事業継続に懸念のある県内小売業の経営を引き受ける地域内M&Aなど円滑な事業承継の資金需要に応えております。引き続き、ファンドをはじめ、県内金融機関、信州スタートアップステーション等と連携を図りながら事業承継や投資先企業の成長支援につなげてまいります。

次に、ライフスタイルに合わせた多様な働き方創出についてでございます。

この事業は、子育て中の方や障がいのある方、シニアなど、多様な人材が希望する働き方を創出するため、今年度、長野ダイバーシティワークとして開始しております。

これまでの実施状況といたしましては、働きづらさを抱える多様な人材の事情や特性に対する理解促進セミナーや仕事の棚卸しによる業務切り出しワークショップなどを5回開催するとともに、短時間求人の作成に向けた個別企業に対する問題把握、業務分析、解決策の提示を行

い、業務切り出しなどのモデル構築に向けた伴走支援を11社に対して展開しております。

これらの取組を実施する中で、参加者からは、現在正社員を中心とした採用だが、今後育児中の女性やシニアを活用したいという声や、電話対応など正社員以外でも従事可能なノンコア業務の切り出しや業務内容に見合う給与体系を再構築する必要性が理解できたなど、多様な人材活用の機運醸成や社内制度の変革に着手する企業も出てきたところでございます。

今後は、今年度構築していきますモデル事例を効果的に横展開するとともに、多様な人材の労働参加の促進に向けて、各種事業と連携しながら、固定観念を超えた柔軟な働き方を一層推進してまいります。

次に、フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知についてでございます。

県では、フリーランスを含む専門人材と県内企業のマッチング支援を行う長野県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、県内金融機関や産業支援機関に対し、円滑な法施行に向けた協力依頼を行うとともに、県ホームページのNPO情報コーナーにおいて法の遵守についての内閣府からの通知を掲載し、周知を行っているところでございます。

また、県内では、11月の施行前の段階から、中小企業庁からの要請を受けて、長野県中小企業団体中央会など商工団体を中心に経営指導員等に向けた説明会を開催し、円滑な施行に向けた取組を行っているところでございます。商工団体では、このほか、法の周知を兼ねたフリーランス取引に関する国の実態調査に協力する形でフリーランスの方々への周知を実施しているところでございます。

最後に、フリーランス新法の理解と適切な対応の進め方についてでございます。

個人事業主としてのフリーランスの方々には、引き続き商工団体の経営指導員等によります草の根的な支援の中で御相談等に対応していただくとともに、県としましても、県内発注事業者に対し、不当な取引条件とならないよう、関係者の参加する会議やメールマガジンなど今後も様々な機会を捉えて要請してまいります。

また、長野県産業振興機構に設置されております下請かけこみ寺では、フリーランスの方から相談を受けておりまして、厚生労働省が設置しますフリーランス・トラブル110番におつながりするなど、引き続き丁寧にフリーランスの方々に寄り添った対応をしてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には、物価高を上回る賃上げの流れをつくるため、今後力点をどこに置いて県内企業の支援に取り組むのかという御質問であります。

日本の社会は、長らくデフレ経済が続いてきたわけであります。価格を抑えて仕事を確保する、また、賃金を抑えて雇用を守る、こうした取組が長い間続いてきたところであります。

そうした中で、今の局面は、物価上昇局面かつ急激な人口減少局面に入っているわけでありますので、これまでの考え方や発想を大きく転換していかなければいけないというふうに考えております。

我が国の付加価値労働生産性は、OECD38か国の中で、2022年の数字で言えば31位ということで、非常に低迷しています。低迷しているということは、裏を返せば、引き上げる余地もあるというふうに前向きに捉えなければいけないのではないかとこのように考えております。

足元の物価上昇局面におきましては、川上議員からも御質問がありましたように、適切な価格転嫁を進めていくということが重要だと思います。長い間物価が上がらない、価格転嫁しない、そして、公明党の皆さんからもいつも御指摘いただいているように、価格転嫁することを諦めてしまっているような企業、弱い方たちに負担、しわ寄せがいくようなことを放っておいてはいけないと思います。我々としても、さらにこの価格転嫁が進むよう、関係機関の皆さんのお力もいただきながらしっかり取り組んでいきたいというふうに思います。

もう一方、生産性の向上でございます。今、私も大分AIを使うようになってきましたけれども、デジタル化、AI、こうしたものを徹底的に生かしていくということがこれからは重要になってきます。また、国内市場は縮小しますが、海外の市場はまだ人口が増加し、アジアの国々を中心に所得もどんどん増えている状況でありますから、こうした海外への戦略的な展開も重要だと思います。

また、一人一人が持っている能力をしっかり生かすためのリスクリングの推進や、今、後継者不足の企業も多いわけですが、そうした中にも優良な企業がたくさんございますので、事業承継やM&Aを通じた企業経営基盤の強化などに取り組むことによって、長野県内企業の付加価値生産性を一層引き上げるべく取り組んでいきたいというふうに思います。

そういう意味では、当面の価格転嫁、そして付加価値労働生産性の向上、この2点を中心としながら企業の皆様方をしっかり応援していきたいと考えております。

以上です。

〔25番川上信彦君登壇〕

○25番（川上信彦君）中小企業の価格転嫁、経営支援については、市町村や関係機関と連携して業種ごとの課題を把握するとともに、企業の声に寄り添ったきめ細やかな伴走支援に取り組んでいただくこと、また、多様な働き方については、雇用する側は、必要なときに必要な人材を確保でき、働く側は、時間や場所にとらわれず、自分の資格や知識、経験を生かした仕事ができるなど、新たな雇用の在り方を創出し、多様な人材が活躍できる長野県を目指し、取り組んでいただくことをお願いしまして、私の全ての質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、丸山寿子議員。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）皆さん、こんにちは。丸山寿子です。一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

1、長野県の文化財の保存と活用について。文化財保存活用地域計画についてお伺いします。

現在の日本国内においては、様々な産業において、人口減少や少子高齢化などの影響で人材不足となり、対策が迫られています。同様に、地域における文化財の保護や活動の存続が危ぶまれている現状も見聞きしてきました。

コロナ禍により地域での行事や活動が休止したことも影響したとは思いますが、私が住む塩尻市片丘南内田でも、ごく最近になって、市の無形文化財に指定されているささら踊りの保存会の役員から保存会を解散したい旨の提案があり、衝撃が走りました。関係者を中心に慌てて対策に取り組み始めています。中心になっていた皆さんの高齢化や体調不良などが理由のようでしたが、今後、一部の人だけの負担にならない新しい体制づくりや、何より地域みんなで伝統文化の価値を再認識し、子供たちにもつなげていく活動を続ける気持ちを共有していくことの大切さを改めて感じました。

身近な事例としてさらに紹介させていただきますが、ささら踊りは、ささら、長さ7～8寸の竹片を30枚くらい重ねて麻ひもなどでつづり合わせたもので、拍子を取りながら内田小唄に合わせて踊る盆踊りで、長い歳月途絶えることもなく語り継がれ、今に至っています。内田小唄は、江戸中期の中馬による荷物運搬が盛んだった頃、内田の人々が馬を引いて江戸などに行ったときに先で歌を覚えてきたものが、変化しつつ、今日に伝えられてきたものと聞いております。

このような歴史があるものですが、コロナ禍前までは、順次代表や役員になり、和楽器の演奏者、歌い手もいて、踊り手も知り合いに声をかけて行事等を行ってきました。コロナで活動が制限されて交流が減った間に思いもかけない状況になり、今後はさらにしっかりと意識を持って、地域に根差した文化であり自分たちのアイデンティティーの一つであること、また、過去から伝わったその技術を若い人や子供たちにまで伝えていかなければならないと強く思い、体制づくりを考えているところです。

今回の件で、ささら踊りと検索しますと、全国に竹の楽器を使った踊りは各種ありますが、同じような形状の楽器を使っているのは、特に神奈川県で複数の保存会があり、県内で大会を開いています。昭和の時代に保存会が一度なくなってしまい、一つの保存会が復活してから次々と復活していったとの記載も読みました。どんな分野もですが、再興するには大変なエネルギーが要ることが分かります。

全国で人口減少・少子高齢化など様々な理由で文化財に影響が出ているということをお聞き

しています。そのため、国では、文化庁により、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われ、平成31年4月1日に施行されました。それにより、市町村における文化財保存活用地域計画の作成を、また、県における文化財保存活用大綱の策定を提示していますが、次の2点についてお伺いします。

最初に、県内市町村による文化財保存活用地域計画の作成状況と計画作成によるメリットは何か、お聞かせください。

次に、長野県としては、文化財保存活用大綱を策定中とのことですが、デジタル技術の活用をはじめ、文化財に関する情報発信にどのように取り組んでいくのか、お聞きします。

私の所属する改革信州では、栃木県に出向き、とちぎの文化財を地域で支えるしくみづくり事業についての視察を行いました。写真や解説文、説明文により、地域や県民への理解を図り、発信していくことで県内外からの訪問者を増やすことは大切ですが、中でも映像はかなり有効であると感じました。

令和5年3月より、栃木県は、とちぎデジタルミュージアムSHUGYOKUと命名し、国・県指定等文化財、県立博物館美術収蔵品を中心に約1,100点を公開。令和6年度も市町村からの提供データを掲載し、データに分かりやすい解説を加えており、民俗資料となっている行事も動画になっていました。昨今のように、継承が難しい時代にとっては、繰り返し見るのできる映像は未来につながる重要なツールであります。以上2点につきまして直江県民文化部長にお伺いします。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には文化財の保存と活用につきまして2点御質問を頂戴いたしました。順次お答え申し上げます。

まず、文化財保存活用地域計画の作成状況とそのメリットについてでございます。

文化財の保存と活用につきましては、市町村による取組の目標や具体的内容を記載した総合的な計画である文化財保存活用地域計画について、これまでに県内の六つの市が作成し、文化庁の認定を受けております。この6市は、具体的には、認定順に、松本市、千曲市、上田市、塩尻市、長野市、伊那市となっております。また、現在二つの市と一つの村が作成作業を行っているところでございます。

計画の策定のメリットでございますけれども、計画が文化庁の認定を受けた場合におきましては、補助率の加算など国庫補助事業における優遇がございます。また、文化財の現状を変更する許可の一部など認定町村の事務の権限移譲もございます。さらに、国の登録文化財となり得る物件等の国への提案、こういったことが可能になるという制度でございます。

また、計画の作成過程の共有によりまして、文化財の保存、活用に対する地域住民の関心や

理解の促進、さらには地域のアイデンティティーの醸成につながることで、そして、計画によって、市町村の文化財保護におけるビジョンや具体的な取組が可視化されること、さらには、地域住民や民間団体をはじめ多様な主体が参画して計画を推進することによりまして、文化財が地域の宝として認識され、地域全体で文化財を守り育て、観光やまちづくりなどにおいて活用が図られる、こういったことが期待されているところでございます。

次に、文化財に関します情報の発信についてお答え申し上げます。

文化財に関する情報発信については、これまでも県として八十二文化財団のホームページにおけます県内の文化財情報の公開へのデータ提供等による協力、県立図書館が運営します信州に関する知のポータルサイト「信州ナレッジスクエア」のメニューの一つ、信州デジタルcommonsにおける動画を含めた文化財のデジタル情報の公開、県立歴史館におけます企画展や講座等の開催、県埋蔵文化財センターにおけます遺跡の現地説明会、報告会、情報誌の発行などに取り組んできているところでございます。

県内外のより多くの人々に文化財の存在や価値を知っていただくことは、住民の保護意識の醸成による継承の推進、利活用促進による観光振興や地域活性化などにつながることから、文化財に関する情報発信は大変重要と認識しております。そのため、現在策定中の長野県文化財保存活用大綱におきまして、文化財に関する情報発信の充実・強化を施策の柱として位置づける予定でございます。

文化財に関してどのような方々にどのような情報を届けるのかといった対象や目的に応じた効果的な手法を検討するとともに、県の文化芸術情報発信サイト「カルチャードットナガノ」や公式観光サイト「Go NAGANO」をはじめ、様々な施策分野におけます県や関係団体の広報手法を活用して、文化財の存在や価値に加え、その背景となりますストーリーなども含め、情報発信に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君） 御答弁をいただきました。

まず、市町村における文化財保存活用地域計画ですが、無形文化財等に指定されている、いないにかかわらず対象になる。そこが特徴ではないかと思います。市町村がメリットを理解して取り組めるようにしっかりと伝えていただきたいと思います。

次に、栃木県の取組についてですが、デジタルを活用した文化財の魅力発信のほかに、「新たな資金調達方法を普及、促進」と「保存修理の計画的、適切な支援」を県の重点取組としていました。新たな資金調達方法としては、クラウドファンディング等のセミナーを行うことで、資金調達方法のほか、先進的な取組を行っている所有者から活用を通じた文化財の保存を学び、

保存、活用の意識の醸成を図ることも狙いとお聞きしてまいりました。日本においては文化財に関する予算が少ない現状の中で、予算の捻出について、これらを参考にしっかりと行っていくべきだと思います。

次に進みます。長野県の伝統的工芸品産業の復興について。

本年8月2日に木曾くらしの工芸館に信州の伝統的工芸品常設展示場がオープンしました。長野県内の伝統工芸品のうち、国・県指定のもの全てが展示されております。県内は大変広いので名前しか知らない商品もあり、常設展であることでいつでも見に行けるというメリットがございます。

これまでの来場者数と関連した取組の活動実績についてお聞かせください。

また、2階の木曾漆器の体験スペースには、平日は小学生の社会科見学等が訪れて活用されております。また、平沢の隣にあります奈良井宿にはインバウンドも多く訪れており、インバウンドをつなげていくことで海外需要を取り込むことが可能かと思われませんが、今後の販路拡大についてどのように進めていくのかをお伺いします。

次に、松本市にあります井上百貨店が来年3月で閉店となりますが、これまで開催されてきた長野県伝統工芸品展の今後の開催計画についてお伺いします。

次に、伝統的工芸品産業は、人の手により地道に技を将来につなげていく産業であります。若い人や子供たちに受け継ぐ工夫をしていかなければ廃れてしまうものです。県としてどのように伝統をつなげていくのか。御所見を田中産業労働部長にお伺いします。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には伝統的工芸品に関しまして3点御質問をいただきました。

初めに、木曾くらしの工芸館における常設展示場の状況と海外向けの販路拡大についてでございます。

信州の伝統的工芸品常設展示場は、県内の伝統的工芸品が一堂に会する展示場としまして、今年8月のオープン以降、11月までの来場者は約8,000人でありました。夏場の観光トップシーズンには、県内外のみならず、ヨーロッパなど海外の観光客にもお越しいただいたと聞いております。

10月には、木曾漆器工業協同組合によります異業種交流イベントを実施しまして、諏訪6市町村の地域ブランド創出事業に取り組んでいますSUWAプレミアム製品の展示販売のほか、木曾漆器の工房など、ふだんは見るできない職人のものづくりの現場見学などに取り組んだところでございます。

議員御指摘のとおり、奈良井宿など県内の主要な観光地にはインバウンドも多く訪れておりまして、伝統的工芸品の需要拡大のためにはインバウンドを取り込むことが重要であると考え

ております。

奈良井宿では、外国人観光客をターゲットとし、木曾平沢において伝統的工芸品の手づくり体験と結びつけたツアーに取り組んでいる宿泊施設もあることから、こうした事例を他の産地や観光地へも紹介し、海外需要も視野に入れた販路拡大を展開してまいります。

次に、長野県伝統工芸品展の今後の開催計画等についてでございます。

県内各地に根づいた伝統的工芸品等を一堂に集め、その価値や魅力を継続して発信してきました長野県伝統工芸品展は、毎年、井上百貨店の全面的な協力の下で開催してきたところでございます。

議員御指摘のように、令和7年度以降は井上百貨店での開催ができなくなることから、工芸品展を主催します県伝統工芸品産業振興協議会の産地組合等の皆様と意見交換しましたところ、やはり地域に根づいた歴史ある展示会であるためぜひ継続したいとの意向を聞いているところでございます。

そこで、中信地域のショッピングセンターなどを軸に継続開催する方向で検討しておりまして、開催場所、時期など、具体的な計画につきましては、今後協議会や産地組合等々の皆様と調整してまいります。

工芸品展は、実際に工芸品を見て触れて購入していただくよい機会でありまして、こうした展示会を入り口としまして産地へ足を運ぶように誘導していくことも重要であると思っております。県内には、様々な工芸品の体験ができる場所もあることから、こうした体験工房などの情報を整理しまして、工芸品展やホームページ等において幅広い世代に情報提供ができるよう取組を進めてまいります。

最後に、若者や子供たちにどのように伝統をつなげていくのかについてでございます。

伝統的工芸品は、機械化により品質や生産効率を高めるものづくりとは違い、つくり手自身がその工芸品に関心や興味を持ち、そして、つくってみたいと強く思ってもらうことから始まるものと考えております。そのため、工芸品の歴史やストーリーを学んだり、工芸品を見て触れて、そして、職人さんの心意気を感じてもらえるよう、インターンシップ事業を通じて若者と産地事業者との出会いの場をつくっており、具体的に採用につながった事例も出てきております。

また、子供の頃や学生時代に見聞きしたこと、体験したことは、将来の心に残るものであり、現在、長野大学において伝統的工芸品に関する学ぶ場をつくってもらっているところでございます。

今後は、高校生などにもこうした教育の機会を増やす取組を検討しておりまして、伝統的工芸品の魅力と子供や若者をつなぐ施策をさらに進め、伝統の技を受け継ぐ未来世代の確保に取

り組んでまいります。

以上でございます。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）お答えいただきました。

まず、伝統工芸についてですが、そのよさについて、やはり実際の物を見て感じ取ることが本当に大切であります。それとともに、伝統イコール古いものとの認識を変え、SDGsやエシカル消費の考え方も伝えることが大切であると思っています。

現代の生活に合わせた使い方が若い人たちからのアイデアで進んでいくとうれしく思うところではありますが、日常生活の食事でも、例えばワイングラスや陶器と合わせたテーブルコーディネートですとか、漆器のアクセサリーは、檜川で東京の女子大学の学生に協力をいただいておりますが、そういった工夫もしながら、伝統産業がしっかりと根づいていくように県にしっかりとお願いを申し上げ、一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（山岸喜昭君）会議規則第13条第2項の規定により、本日はこれをもって延会いたします。

次会は、明4日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後4時2分延会

令和 6 年 12 月 4 日

長野県議会（定例会）会議録

第 3 号

令和 6 年 11 月
第436回長野県議会(定例会)会議録 (第 3 号)

令和 6 年12月 4 日 (水曜日)

応招議員

42 番 須 坂 市 堀 内 孝 人

出席議員 (54名)

1 番	竹 村 直 子	25 番	川 上 信 彦
2 番	小 林 陽 子	26 番	百 瀬 智 之
3 番	林 和 明	27 番	小 山 仁 志
4 番	勝 山 秀 夫	28 番	竹 内 正 美
5 番	グ レ ー ト 無 茶	29 番	宮 下 克 彦
6 番	奥 村 健 仁	31 番	寺 沢 功 希
7 番	青 木 崇	32 番	共 田 武 史
8 番	垣 内 将 邦	33 番	高 島 陽 子
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清

52 番 宮 本 衡 司
53 番 西 沢 正 隆
54 番 風 間 辰 一

55 番 佐々木 祥 二
56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

欠席議員（2名）

30 番 大 畑 俊 隆

34 番 荒 井 武 志

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一郎
危機管理監兼危機
管理部長 前 沢 直 隆
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部交通
政策局長 小 林 真 人
総 務 部 長 渡 辺 高 秀
県民文化部長 直 江 崇
県民文化部こども
若者局長 高 橋 寿 明
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 諏 訪 孝 治
産業労働部長 田 中 達 也
産業労働部営業
局長 合 津 俊 雄
観光スポーツ部長 加 藤 浩

農 政 部 長 小 林 茂 樹
林 務 部 長 須 藤 俊 一
建 設 部 長 新 田 恭 士
建設部リニア整備
推進局長 室 賀 荘 一郎
会計管理者兼会計
局長 尾 島 信 久
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 新 納 範 久
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 米 沢 一 馬
教 育 次 長 曾 根 原 好 彦
警 察 本 部 長 鈴 木 達 也
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 渉
議 事 課 長 矢 島 武
議事課企画幹兼
課長補佐 山 本 千 鶴 子
議事課担当係長 萩 原 晴 香

議 事 課 主 事 片 桐 美 代 子
総務課庶務係長 矢 島 修 治
総 務 課 主 任 東 方 啓 太
総 務 課 主 事 古 林 祐 輝

令和 6 年12月 4 日（水曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時 1 分開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、竹内正美議員。

〔28番竹内正美君登壇〕

○28番（竹内正美君）おはようございます。自由民主党県議団、千曲市・埴科郡区選出の竹内正美でございます。

最初に、女性の健康とフェムテックの推進について質問します。

働き方改革の一つの柱となる女性活躍推進。ここ数年で女性の働き方が大きく見直されてきた一方、女性特有の体調に触れることはタブー視されてきました。しかし、生理痛や、生理前に吐き気、目まい、集中力低下などが起きる生理前症候群、PMSなどによる労働力低下の経済損失は大きく、女性の健康が社会に大きく影響しているのも事実です。

女性の社会進出が進む中、社会の意識が、今、変わろうとしています。働く女性といえども、年齢やライフステージに応じて直面する健康問題はそれぞれ異なり、企業がサポートする動きも加速してきました。

産業医と連携し、企業や業界ごとの事情を踏まえた妊活の進め方や病院選びの相談ができるサービスや、卵子凍結サービスを優待価格で提供できたり、社内で女性の体にまつわる知識講座を行うなど、その方法は様々です。

働く女性や妊娠期・子育て期の女性が自治体からサポートされる動きも加速しています。

フェムテック事業者と連携して女性のライフステージにおける様々な課題の理解を深めるセミナーを開催したり、妊活に取り組む市民の相談窓口を設置するなど、企業だけでなく、自治体、行政も積極的にフェムテックの推進に取り組んでいます。

新技術で開発された月経カップや吸水性生理ショーツ等のグッズ、また、自宅で僅かな血液を取って郵送するだけで簡単に卵子の数が検査できるキット、LINEを活用した妊活コンシェルジュサービスなど、女性の健康課題をサポートする製品、サービスの需要が拡大急増しています。

念のため説明させていただくと、フェムテックとは、女性特有の健康問題を解決するための先進的な技術やサービスを指し、生理、不妊治療、更年期などの女性のライフステージに応じたサポートを提供します。

骨太方針とも言われる経済財政運営と改革の基本方針2021には、フェムテックの推進が明記され、政府が初めてこの分野に予算措置を行ったことで、民間企業の投資や関係省庁の支援も積極的に行われるようになりました。また、女性活躍・男女共同参画の重点方針2021にもフェムテック推進が盛り込まれ、働く女性の健康をサポートし、望まない離職を防ぐための支援体制が強化されています。

一方、我が国の生理用品においては、1960年代まで脱脂綿やちり紙が主流であり、1961年の薬事法改正によりナプキンが医薬部外品として認定された後も、60年以上にわたり新たな生理用品の普及は限定的でした。

このような状況を打破するのが、フェムテックの新しいアプローチです。フェムテックは、初期の生理に関連する製品から、現在は妊活や更年期障害に至るまで、女性のライフステージ全体をサポートする分野に広がっています。生理痛や不妊治療、更年期障害などが原因で女性のキャリア形成が難しくなる現実があります。特に、女性が重要な役職に就く時期に、更年期症状による体調不良で離職を余儀なくされるケースも少なくありません。

これらの課題は、経済政策、労働政策においても重要なテーマです。生理や生理前症候群、PMS、更年期障害などが原因となる労働損失は年間4,911億円とされており、例えば、ゲーム業界の市場規模に匹敵する額です。

また、女性特有の疾患や症状による自信喪失で昇進が停滞する女性が3人に1人に上るという調査結果もあります。その医療費、生産性損失は6兆円に達し、これはドラッグストア業界の市場規模と同等です。

フェムテックが提供する製品やサービスは、これらのネガティブな影響を緩和する重要な手段となります。市場は拡大しており、経済産業省もフェムテック等サポートサービス実証事業費補助金を創設し、支援に乗り出しています。

そして、経営者が女性の健康課題にコミットすることも企業にとって重要なポイントです。特に、ライフステージごとに健康問題に直面する女性社員のパフォーマンス低下やキャリア形成の妨げを解消するために、フェムテックの導入は重要な意味を持ちます。

例えば、富山県では、就職期の女性に選ばれる県を目指して、県が派遣するコンサルタントによるトップセミナー等で女性の健康課題やフェムテックサービスの導入について経営陣の意識改革に努めており、女性社員の低用量ピル費用を補助するなど、先進的な企業も生まれています。

今こそ、官民連携で女性が多様な選択肢を持てる社会を実現すべきだと考え、5点質問させていただきます。

1、近年のフェムテックは、女性の健康支援にとどまらず、ライフスタイルの改善にも大きな可能性を秘めています。ライフステージに応じた健康課題に対する健康に関連した正しい情報の啓発や相談等の支援サービスの充実について県としてどのように考えるか、笹渕健康福祉部長に伺います。

2、フェムテック製品やサービスの導入は、働く女性のライフイベントにより、望まない離職の防止や働く女性の健康支援とキャリア支援を両立させる有効な手段と考えられますが、県内企業におけるフェムテックサービスの活用や、働きやすい職場環境づくりに向けた県の取組と今後の方針を田中産業労働部長に伺います。

3、女性の健康をサポートするフェムテックの推進は、男女共同参画社会を実現する上で重要な要素であり、女性が社会で活躍できる環境を整備するためには、女性の健康に対する理解を深めることが不可欠であります。県として、男女共同参画の視点から女性の健康課題に関する啓発活動等をどのように進めていくかを直江県民文化部長に伺います。

4、広島県三原市役所では、管理職向けに生理研修を実施し、生理に関する正しい知識を広め、休暇が取りやすい環境づくりを進めています。長野県でも、女性特有の健康課題やフェムテックの理解を深めるための職員研修の実施が必要と考えますが、渡辺総務部長に御所見を伺います。

5、人口戦略を進め女性から選ばれる県を目指すためには、フェムテックの推進が重要であり、例えば、経営陣の意識改革などの取組を進める必要があると考えます。女性の健康や生活の質を向上させ、キャリアを支えるために、県としてどのような取組を進めていくか。阿部知事に御所見を伺います。

次に、上田長野地域水道事業広域化協議会の取組について質問してまいります。

日本の総人口は、50年後には現在の7割程度に減少するとの推計がされています。これに伴い、各水道事業者は、水需要の減少、専門人材の不足、そして水道施設の老朽化といった共通

の課題に直面しています。このような状況を乗り越えるためには、持続可能で効率的な水道事業の運営が求められます。

長野市、上田市、千曲市、坂城町、長野県企業局では、このような課題に対応するため、地域にふさわしい水道事業の在り方について検討を進めています。その一環として、本年4月8日に上田長野地域水道事業広域化協議会が設立されました。この協議会では、地域間での水道事業の広域化を進め、より安定した水道サービスを提供するための具体的な方向性が話し合われています。

平成26年から水道事業運営研究会が組織され、将来的な広域化を見据えた検討が行われてきました。そして、令和2年度には、厚生労働省による関係団体の給水区域を対象とした水道施設の最適配置計画の検討が行われ、令和3年7月には、関係市町の首長から水道事業の広域化に係る要望書が提出されたことを受け、上田長野地域水道事業広域化研究会が設置されました。その後、広域化に向けた検討が一層深まる中で、協議会において安定的かつ安全な水道水供給のための具体的な方法が議論されています。

そこで、吉沢公営企業管理者に2点質問します。

1、令和6年4月に立ち上がった上田長野地域水道事業広域化協議会では、これまでどのような協議や検討が行われてきたのでしょうか。また、今後の予定について伺います。

2、協議会の構成員である各首長などはどのような意見や考えを述べられているか。また、意見等を踏まえ、今後どのような点に留意して広域化の検討を進めていこうと考えているか、伺います。

次に、地域資源を活用した産業振興と観光業の回復策について質問してまいります。

信州は、発酵文化や日本酒文化が深く根づいた地域であり、酒蔵やワイナリー、地ビール工場、ウイスキー蒸留所などのアルコール製造施設が国内で最も多いという特徴を誇ります。

県内の日本酒の酒蔵数は約80と、かつてから国内トップクラスでしたが、近年では、ワイナリーの数も急増し、信州ワインバレー構想推進協議会会長であり、坂城葡萄酒醸造株式会社代表取締役CEOの成澤篤人さんによると、2024年9月末時点でワイナリー数は約90となり、こちらも国内トップクラスになるなど、ワイン文化の広がりが見られます。

これは非常に喜ばしいことですが、実際に地元のワイナリーを訪ね、経営者の方々の声を直接聞くと、その経営は非常に厳しい状況にあることもうかがえます。今後、この貴重な地域資源をしっかりと育成し、支援していくことが重要であると強く感じています。

また、アルコール業界だけでなく、昨年、発酵バレーNAGANOが県内の発酵食品産業6団体、2企業によってボトムアップで立ち上がり、みそ蔵を中心に「発酵・長寿県」NAGANOをPRする動きもできています。

一方、コロナ禍を経て、県内の宿泊業や観光業は回復途上にあり、観光需要の回復と拡大は急務であると言えます。こうした中で、県内のアルコール製造所等の発酵食品産業団体や企業は、ワインツーリズムや酒蔵巡り、みそ蔵祭りや発酵食マルシェなど、訪れた方々に連泊して周遊を楽しんでもらえるような貴重な観光資源となっています。こうした地域資源を最大限に活用した産業振興と観光業の回復策が強く求められていると感じています。

そこで、以下の2点についてお尋ねします。

1、酒蔵やワイナリー、ビール・ウイスキー醸造所等の発酵食品が注目を集める中、どのような取組を通して地域資源としての育成や支援を進めているか。田中産業労働部長に伺います。

2、発酵文化や日本酒、ワイン等を生かした観光振興についてどのような支援を行っているか。今後の振興に向けた考えを含めて加藤観光スポーツ部長に伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には女性の健康に関連した啓発、相談等支援の充実についてのお尋ねでございます。

女性が活躍できる社会実現やジェンダー平等、ライフスタイルの多様性などを推進する上で、女性の健康を支える啓発や相談等の支援サービスの充実は重要であると認識しております。

県では、これらの取組として、長野県妊活支援サイト「妊活ながの」によるプレコンセプションケアや不妊治療等に関する情報発信を行うとともに、不妊・不育専門相談センター及び助産師による性と健康を対象とした専門相談、保健福祉事務所における健康に関する個別相談を実施しております。

現在は、妊娠・出産に関する対応が主となっているところではございますが、今後、月経や月経前症候群、更年期障害等のライフステージに応じた女性特有の健康課題についても対応できるよう、ホームページ等の効果的な情報発信や相談体制のさらなる充実を図ってまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には2問御質問をいただきました。

初めに、企業のフェムテック活用と職場環境づくりについてのお尋ねでございます。

企業がこのフェムテックサービスを活用することで、体調不良による欠勤や健康上の理由による女性のキャリア中断の防止に、また、社員のモチベーションの向上や人材の確保定着につながることを期待され、働く女性の離職防止や健康支援、キャリア支援に大変有効であると認識しております。

このため、県では、働く女性の健康支援とキャリア支援の両立に向けた取組の普及のため、これまで職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度において治療等と仕事の両立を認証項目

の一つとすることや、職場環境改善アドバイザーの企業訪問による働きやすい職場環境づくりの支援において女性特有の健康状態への配慮を含む働きやすい職場づくりを進めてきたところでございます。

この女性の健康に関しましては、一例ではございますが、不妊治療休暇を導入する企業の割合は、令和2年度は4.5%でありました。これが、令和5年度は6.6%と上昇が見られるものの、やはり実際の利用はまだまだ多くない状況でございます。

今後、具体的な取組といたしましては、フェムテックをテーマとする企業向けセミナーの開催や、職場環境改善アドバイザーによる企業訪問でフェムテックサービスの活用をしっかりと推奨していくなど、ライフステージに応じた女性特有の健康課題に対する支援等を通じて働きやすい職場環境づくりを進めてまいります。

次に、県産発酵食品等の地域資源としての育成や支援についてでございます。

県内には、酒蔵やワイナリー、ビール等の醸造所などの発酵食品企業が数多くありまして、各企業が商品の差別化や高品質化、海外展開等の取組を進めているところでございます。

昨年11月には、長野県酒造組合、長野県ワイン協会などの県内の発酵食品産業6団体・2企業が中心となり、発酵バレーNAGANOを設立し、観光振興につながる発酵食ツーリズムの定着のほか、新たな技術や商品の開発、海外販路拡大を重点の柱に据え、県も協力しているところでございます。

県では、一定の水準を満たすワインや日本酒を認定するG I 長野による県産酒のブランド力の向上のほか、ワインでは、新規参入希望者や若手生産者等の栽培・醸造技術向上に向けた支援のほか、日本酒では、醸造の専門家によります酒蔵への個別巡回指導や県産酒造好適米による純米酒醸造技術研修会の実施、また、ビールでは、クラフトビール生産者の醸造技術向上を図る研修会の実施などに取り組んでいるところでございます。

あわせて、国内外からの観光客に対し、この発酵食品の文化や歴史、ストーリー等を分かりやすく紹介できるインタープリターを育成し、発酵食ツーリズムの定着にも取り組んでいるところでございます。

さらに、10月には、アメリカニューヨークで「発酵・長寿NAGANOの食」をテーマに現地の流通・飲食店関係者等を招待したレセプションを開催し、発酵食品を中心とした県産品の輸出拡大につなげたところでございまして、引き続き産学官連携により地域資源を生かした産業振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には男女共同参画の視点からの女性の健康課題に関します啓発

活動等につきまして御質問を頂戴いたしました。

女性の健康課題への理解及び支援は、女性が自ら望む働き方、暮らし方を実現する上で重要な取組であるというふうに認識しております。県では、男女共同参画社会づくりの活動を支援いたします総合的な拠点施設である男女共同参画センターにおきまして、女性の健康課題への理解促進を図るための普及啓発や、健康課題をはじめ様々な悩みを抱える女性からの御相談に対応しております。

具体的には、女性の健康課題をテーマといたしまして、女性の心と体を正しく知っていただくためのセミナーを昨年11月に開催し、188名に参加いただきました。参加者からは、女性特有の病気や心の変化などについて勉強になった。会社の男性経営者を先頭に多くの男性にも学習してもらいたいといった御意見をいただきました。

また、女性の相談員やカウンセラーが対応いたします女性相談では、心や体に関する相談を受け付け、年間300件以上の相談に対応しているところでございます。

引き続き、男女共同参画センターを拠点といたしまして、啓発活動や女性相談を通じた支援に取り組むほか、令和8年度が初年度となります第6次長野県男女共同参画計画に仕事と健康課題の両立を図る視点を取り入れ、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には女性特有の健康課題やフェムテックに関する職員研修の実施についてのお尋ねでございます。

県組織におきましても、女性職員の健康支援は、女性活躍や健康経営の視点からますます重要になるものと認識しております。職員からの相談や意見をお聞きする中では、生理を理由に休むことに引け目を感じる。また、そういったことを伝えることに抵抗がある。上司側としても、女性特有の課題にどう対応すべきか分からないといった声がございますので、取組等を講じる必要があると考えております。

このため、女性職員に対しては、既に実施しております女性検診やオンラインを含む健康相談の積極的な活用を促すとともに、フェムテックについては、まずは理解を深めることが重要であることから、様々な機会を通じて工夫を凝らし、情報発信・提供等を行い、女性職員の健康サポートの幅を広げられるよう取り組んでまいります。

また、女性特有の健康課題に対する職場や上司の対応につきましては、健康や医療の正しい情報を得ていただくヘルスリテラシー向上に関するメニューを管理監督者向け研修に新たに設け、理解やその活用等を促してまいります。こうした取組により、男女を問わず、職員が健康課題への理解を深め、健康で生き生き働ける職場環境を整えてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、フェムテックに関連して、女性の健康や生活の質を向上させ、キャリアを支えるためにどういう取組を進めていくのか所見を伺うという御質問をいただきました。

女性が自ら望むキャリアを継続することができるように仕事と健康の両立を支援していくということは、女性から選ばれる長野県づくりのために大変重要な視点だというふうに考えています。

女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会のミーティングにおきましても、参加された方からは、例えば、生理休暇を取得しづらい、女性の健康支援のための柔軟な働き方を認めてほしい、こうした健康に関する問題提起があったところでございます。

男性中心の労働環境や働き方を変えて、女性特有の健康課題の解決、キャリア継続を支援し、女性にとって魅力ある職場を整えていくということは、これからの人材確保定着や女性リーダーの育成等、組織の強化、多様性にもつながるものというふうに考えています。

フェムテックの推進事例としては、企業が自社の従業員のために女性特有の健康課題に対するアプリを通じた情報提供や、ウェブ問診によるセルフケアを導入することなどが挙げられます。

また、リーダーの会に参加されている県内の企業においては、女性の健康に関する検定を管理職が受検したり、また、女性特有の健康に関するかるたを作成して男性社員に周知したりといったような取組も行われています。

こうしたフェムテックの活用をはじめとする女性の健康課題に対する先駆的な取組は、率直に申し上げて、私も含めてまだ十分に理解されていない部分がたくさんあると思っています。リーダーの会等を通じてこうしたことをしっかりと共有し、企業、自治体のトップの意識も改革し、職場環境の改善、理解の促進・拡大を図っていきたいというふうに思います。

信州未来共創戦略（仮称）案におきましても、女性の仕事と健康課題の両立の視点を取り入れて、女性がライフサイクルの中で直面する健康課題を乗り越え、自分らしく生きることができるよう取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君）上田長野地域水道事業広域化協議会の取組について2点御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

まず、協議会の検討状況と今後の予定についてです。

当協議会は、今年４月以降３回開催されていますが、初回の会合では、規約等の決定や役員の選出に加え、今後の協議事項の確認を行い、第２回においては、各事業体における課題等についての意見交換も踏まえ、事業統合の指針となる業務運営や組織体制、財政運営などに関する基本方針を整理した基本計画を策定することについて合意がなされました。

さらに、前回１０月の会議では、協議会事務局において検討した施設整備計画や財政シミュレーションの見直し結果の報告を受け、これを公表するとともに、第２回で策定することとした基本計画の素案についての協議が行われたところです。

今後は、この基本計画の素案などについて関係市町において議会や住民等に対する説明会や意見募集等を行う予定となっており、これらを通じて伺った御意見などを踏まえて、さらに検討、協議を行った上で基本計画を決定する予定としています。

次に、協議会構成員の意見と今後の検討に当たり留意する点についてです。

これまでに開催された協議会において、構成員である各市町の首長などからは、施設整備等に関連して、人口減少に伴い施設等のダウンサイジングを実施できることが将来的な料金値上げの抑制につながるであるとか、能登半島地震などを踏まえ、主要浄水場のバックアップ体制や送水幹線の二重化など、代替性、冗長性の確保が重要。あるいは、事業者間でも差が見られる施設の耐震化が全体的に底上げされるような整備や、地域の要請を踏まえた水運用の実現に向けた計画を求めるといった意見が出されています。

また、技術職員の確保が厳しい中、一定の技術者集団ができることによる専門職確保や技術継承、危機管理体制強化につなげることも重要な視点との意見。さらに、広域化により住民の意向が反映されにくくならないか、安定的なサービスが維持されるかなどの意見に対し丁寧に説明していくことが結果的に協議の進捗にもつながる。また、ふだんの生活に当たり前の水道は関心が集まりにくいテーマだが、皆に訴求できる共通のキャッチフレーズを考えて意識を高めてはどうかといった提案もございました。

今後の検討に当たっては、こうした御意見も考慮し、人口減少社会への適応の観点からも先送りすることのできない重要な取組との認識を関係市町と共有すること、将来にわたり安心・安全な水を安定的に供給するため、単独経営では難しい課題にも対応できる経営体制を構築すること、住民や議会の皆様への丁寧な説明に配慮するといった点に留意し、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には発酵文化や日本酒、ワインなどを活用した観光振興についての御質問でございます。

本県が誇ります日本酒やワインなどの食の魅力は、観光誘客における長野県の強みの一つでもあります。今後も積極的に発信し、活用すべきコンテンツであると認識しているところでございます。

そこで、食の魅力を発信し、地域内での周遊を促すために、今年度、上田地域におきまして、ＪＲ上田駅や宿泊施設、飲食店を対象としたワインサーバーなどの設置や、ワインの文化や製造工程などを伝える人材育成の支援をしているところでございます。また、佐久地域におきましては、観光列車「ろくもん」を活用し、日本酒やワインを提供しながら紅葉シーズンの懐古園を散策するツアーを企画し、運行を実施いたしました。このほかにも、県公式観光サイト「G o N A G A N O」におきまして、みそづくり体験や酒蔵巡りなど食をコンテンツとした旅の魅力発信にも取り組んでいます。

こうした取組を広げていくためには、地域の関係者による一層の連携が重要でありますので、県観光機構に設置しております専門人材を通じまして、飲食店や宿泊施設、交通事業者等により魅力の発信や周遊の促進など、各地域の取組を支援してまいります。

以上でございます。

〔28番竹内正美君登壇〕

○28番（竹内正美君）それぞれ御答弁をいただきました。

生理や更年期はデリケートでセンシティブなテーマですが、これらをオープンに話せる社会をつくることが重要です。１人で悩まなくてもいい、抱え込まなくても大丈夫というようなメッセージを込めて、フェムテックがもっと身近な存在となり、女性が安心して健康を守りながら活躍できる社会を目指していただくよう期待します。

水道事業において、持続可能で安定的に安全な水道水を供給するためには、経営体制の強化が不可欠です。

しかし、個々の水道事業者の努力だけでは限界があり、広域的な水道ネットワークの構築が重要な解決策と考えます。今後、上田・長野地域における水道事業の広域化が進展することで、地域住民に対してさらなる安定した水道サービスの提供が可能となり、持続可能な経営体制の確立が実現できるよう、調整役としての県の取組に期待しています。

地域資源である酒蔵やワイナリー、ビール・ウイスキー醸造所、そしてみそ蔵などは信州の誇りであり、観光振興や産業発展の大きな可能性を秘めています。これらの貴重な資源をしっかりと支え育成していくことが地域経済の活性化や観光業の回復につながると確信しています。県としても、これらの産業がさらに発展し、地域の活力が高まるよう、引き続き積極的な支援をお願いいたします。

以上御期待申し上げまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、望月義寿議員。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）改革信州、望月義寿でございます。通告に従い質問いたします。

最初に、農業問題について質問いたします。

今夏、いわゆる令和の米騒動と言われる事態が生じました。スーパーや米穀店、直売所に至るまで棚から米がなくなり、僅かな在庫も高値がつき、消費者が購入できない、購入をちゅうちょする状況でした。

この原因は、令和5年度産の米が高温障害等により1等米比率が低く、その上に、インバウンドによる需要の増加や、南海トラフ地震臨時情報が初めて発令されたことによる買い込み需要の増加にあるとの分析がなされましたし、その面もあるとは思いますが、本質的には、長年の米政策の失敗が原因であると考えます。

我が国では、戦前戦後の食糧不足を解消すべく米の増産を進めてきましたが、農業技術の向上や機械化によって反当りの生産量は飛躍的に増大しました。逆に、食生活の欧米化により米の消費量は減少する一方となり、食糧管理制度の下で、買取り価格より売渡価格のほうが安い逆ざやによる赤字が増大したことにより、食管制度を廃止して減反政策へかじを切りました。

生産調整による価格維持を図った減反政策も2018年に廃止されましたが、実質的な生産調整は行われていますし、それゆえ、多少の需給バランスの変動により米騒動が起きてしまいました。せっかく100%以上に生産できる米を生産させない。低価格で採算が取れず廃業する農家が後を絶たない。食料安全保障の面からも、農業、農村、地方、環境、多面的機能の維持発展の観点からも、国策の失敗としか言いようがありません。

農林水産省のデータでは、水稻収穫農家の数は、1970年の約466万戸から減少し続け、2020年には約70万戸と、約50年間で7割以上も減っています。米の生産量も、1970年には1,253万トンありましたが、2020年には776万トンと、約50年で4割も減少しています。

こうした状況を打開すべく、民主党政権下において篠原孝農林水産副大臣は、農業者戸別所得補償制度を導入し、標準的な生産費を経営費プラス家族労働費の8割として、標準的な販売価格との差額分を1反当たり1万5,000円交付する制度を設けました。課題もありましたが、画期的な政策であり、ぜひ発展させるべきところを、残念ながら自民政権により廃止されてしまいました。

帝国データバンクが発表した「〔米作農業〕の倒産・休廃業解散動向（2024年1－8月）」では、2024年1～8月に発生した米作農業（コメ農家）の倒産（負債1,000万円以上、法的整理）が6件、休廃業・解散（廃業）が28件発生し、計34軒が生産現場から消滅したとのこと。倒産・廃業の件数は23年通年の件数（35件）を大幅に上回って年間最多が確実で、初の年間40件

台到達も想定されています。

農業者の経営安定のためのセーフティーネット対策として、収入保険制度や米・畑作物の収入減少影響緩和交付金、いわゆるナラシ対策、農業共済制度などが国において措置されており、合わせて米の生産者の約6割が加入しているとお聞きしていますが、米の価格が生産費よりも下回っている状況が何年も続いた場合、そこと比較して減少した分を補填されても、果たして再生産が可能なのか、安定生産に資するのか、疑問があります。

このたびの米が品薄となった状況などを受けて、令和5年産の後半の販売に引き続き、令和6年産の米の価格は、消費者からすると高騰しており、農業者からようやく再生産可能な価格に追いついたなどの歓迎の声もある一方で、急激な価格上昇は消費者の家計を直撃する話でもあり、せっかく米の需要が拡大してきた中で、米離れが起きないとも限りません。

石破茂内閣総理大臣は、衆議院本会議で、所信表明に対する代表質問における立憲民主党の石川香織議員への答弁で、来春策定の新たな食料・農業・農村基本計画の議論などを通じ、農業者への直接支払いの在り方についても議論を深めていく。米政策をめぐり、海外も含め市場開拓し、需要に応じた生産を進めていくことが重要だと強調しました。今こそ直接支払い制度を導入する好機だと考えます。

日本人の主食である米を生産する農業者が今後も安定して持続可能な米生産を続けていくために、県としてどのような施策を講じていくお考えか。

また、農政通である石破首相が少数与党を率いる現状を生かし、国に対して地方の声を届け、農業・農村の振興、地方創生の実現に向け取組を進めるべきと考えますが、小林農政部長の御所見を伺います。

次に、新規就農者育成総合対策の申請状況について伺います。

この制度は、もともとは青年就農給付金といって、新規就農者に対し就農前の研修を後押しする資金（2年以内）及び就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付する制度で、年間150万円が支給され、夫婦共に就農する場合には1.5倍の225万円が支給される制度で、新規就農を決断する後押しになる、農業・農村の維持発展に資する極めて大きな制度だと考えます。しかしながら、市町村によってはこの制度を生かし切れておらず、申請数や取組に偏りがあるようです。農業振興だけでなく、移住促進や地方創生の観点からも積極的に活用すべきと考えますが、市町村に対する支援の状況について小林農政部長に伺います。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君） 私には2点御質問をいただきました。

初めに、県の米施策についてのお尋ねです。

米の生産を安定的に継続していくためには、本県の強みである高品質をさらに磨き上げ、収

益力、ブランド力、競争力の向上により所得を確保し、農家の営農基盤の強化を図っていくことが重要と考えます。

このため、県では、スマート農業技術による生産コストの低減や、圃場の集約化、団地化による作業の効率化、省力化等による生産性向上、また、基本技術の再徹底による高い1等米比率など品質の確保や、風さやかななどのオリジナル品種の販路拡大、さらに、輸出用米の産地化など、海外も含めた市場拡大等の取組を進めているところでございます。

また、喫緊の課題である温暖化への対策として、高温状況下に対応した栽培技術の普及や品種の開発等をスピード感を持って進めてまいります。

国に対しては、これまで、米価下落に的確に対応した収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の拡充や、食料安全保障、食料自給率向上の観点から、従来の米政策以外の麦、大豆等に対する新たな支援策の創設などを提言してきているところでございます。

現在、政府における令和9年を目途にした水田政策の見直しの検討とともに、今臨時国会においては、直接支払いを含めた農業者への支援の在り方についての議論が始まっておりますので、こうした動きも注視しつつ、本県農業の持続性の向上に求められる施策を積極的に要請してまいります。

次に、国の新規就農者育成総合対策の利用状況についてのお尋ねです。

本県では、制度開始から昨年度までの12年間で、準備型635人、経営開始型1,328人に対して就農、定着に向けて交付金を受給しており、令和4年度は全国で3番目に多い利用数となっております。新規就農希望者の相談時には、個別に制度を説明し、活用を助言するなどの取組を進めており、要件に該当する新規就農者がいない場合などを除いて、毎年約8割の市町村において本制度が利用されております。

今後とも、対象となる新規就農希望者に対して確実に情報が届くよう取り組むとともに、研修会等により、実務を担う市町村担当者に、制度を熟知の上、積極的に発信していただくなど一層の活用に取り組み、就農者の確保、人口定着につなげてまいります。

以上でございます。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）県として様々なお取組をさせていただいているとともに、国に対して提言もさせていただいているということです。今回、流動的で将来的な検討が進められる中でのことですし、タイミング的にあまり政治的になるのはどうかと思い、阿部知事にはあえてお聞きしませんでしたけれども、今後の国の動静を見据え、国の方向性を地方から変えていくような形で提言をしていただければと思います。

時間がないので次に進めさせていただきます。次に、治水安全度の向上について質問いたし

ます。

令和元年東日本台風災害は、本県に多大なる被害をもたらしました。長野市内においては、穂保の千曲川堤防破堤により甚大な被害が生じ、堤防決壊の破壊力をまざまざと見せつけられました。そこまでではないにしても、各地で内水氾濫が生じ、床上・床下浸水によって大きな被害が生じ、復旧に多大な時間、労力、資金が必要になる方々が多数存在しました。改めて治水の大切さを実感するとともに、災害防止のために御尽力くださっている皆様に再度敬意と感謝を申し上げます。

信濃川水系緊急治水対策プロジェクトの下、流域治水を推進し、国、県、市町村、民間が一体となって水害対策を行っており、二度と浸水被害が生じないよう取組を進めていることに期待しております。

ここで気になるのが、治水安全度です。浅川の治水安全度は、支川の三念沢や駒沢川を含めて100分の1であるのに対して、人口密集地域を流れる岡田川は30分の1になっています。浅川流域と岡田川流域の人口分布及び行政・福祉施設の集積について御答弁ください。

岡田川の治水安全度も100分の1にすべきと考えますが、いかがでしょうか。検討状況や課題について新田建設部長に伺います。

浅川、岡田川の河川整備計画における内水対策では、いずれも床上浸水を防ぐことを目標としています。床上浸水を防ぐという表現は、床下浸水を許容しているように聞こえてしまいます。現状では難しいにしても、年度を区切らなければ最終的に床下浸水まで防ぐという目標を掲げていいのではないのでしょうか。新田建設部長の御所見を伺います。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）ただいま治水安全度の向上について2点御質問をいただきました。

初めに、浅川流域、岡田川流域、それぞれの人口、資産等の集積状況についてのお尋ねでございます。

長野市が公表している令和6年11月現在の統計資料によると、浅川流域内の人口は約10万4,000人で、流域内には鉄道、主要幹線道路、学校、病院、福祉施設、市役所支所などの公共施設が集積しております。また、岡田川流域内の人口は約1万3,000人で、流域内には鉄道、主要幹線道路、学校、福祉施設等の公共施設が集積しております。

治水安全度の設定に当たっては、河川砂防技術基準などにに基づき、流域の大きさ、想定氾濫区域の面積、資産、人口等の河川の重要度や過去の災害履歴、経済性、上下流のバランスなどを総合的に勘案して決定しており、浅川が100分の1、岡田川を30分の1としております。

岡田川につきましては、現在、計画延長4.2キロメートルのうち下流から約1.8キロ区間の改修が完了しており、これらの整備により治水上の安全性が確実に向上していると認識しており

ます。

さらに、近年の気候変動に伴い、計画規模や目標を超える洪水が発生していることを踏まえ、岡田川を含めた県管理河川について必要に応じて計画の見直しの検討を行ってまいります。

続きまして、内水対策の目標についてのお尋ねでございます。

浅川、岡田川の内水氾濫は、堤防の決壊などによる外水氾濫とは異なり、千曲川本川の水位上昇に伴い、浅川、岡田川やその周辺の支川の水が排水できず、行き場を失った水が滞留することで浸水被害を招く現象です。

県では、これらの内水氾濫による宅地部での床上浸水被害の防止を最優先に解消することを目標として、排水機場などの整備を河川整備計画に位置づけ対策を進めております。これらの整備により、浅川、岡田川の床上浸水被害が解消され、安全性は確実に向上すると認識しております。

引き続き、床下浸水の解消に向けて、浅川、岡田川の支川を含めた内水対策を、国、長野市と連携しながら検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（山岸喜昭君）次に、竹村直子議員。

〔1 番竹村直子君登壇〕

○1 番（竹村直子君）改革信州、竹村直子です。一般質問を始めます。よろしくお願いします。

社会や家族とつながりのない孤立した若年妊婦に手を差し伸べ、生まれてくる命を温かく迎えるために、赤ちゃんの特別養子縁組の取組について質問をします。

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会が、令和4年9月に発表した「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の報告によりますと、平成19年1月1日から令和2年3月31日までの間に全国で発生した子供虐待死698例のうち、ゼロ歳児0日、つまり生まれてすぐの虐待死は119件あります。長野県内でも、ここ10年の間に何件かの新生児遺棄致死事件が起きています。

思いがけない妊娠、予期せぬ妊娠をしてしまい、相談する相手もない、親族にも頼ることができない中で、人工妊娠中絶をすることもできず、孤独の中で出産して事件を起こしてしまった当事者の心中を察すると、何とも切ない気持ちになります。子供を産んで子育てをしたいと願い、妊活をする人にとってみれば、赤ちゃんの命を奪ってしまう前に託してほしいと考えることでしょう。本来、新しい命をこの世に産み出すことは、喜ばしい、すばらしいことのはずだと思うのですが、絶望の中での出産なんて悲し過ぎます。

では、人工妊娠中絶の数はどうかというと、これがかなりあります。令和4年度長野県の出生数は1万2,143ですが、中絶数は1,637です。出生数の1割を上回る数となっています。令和

5年度は1,667で、細かく年代別に見てみると、10代が103という数値でした。

思いがけない妊娠をしないようにするには、男女ともに正しい知識を身につけて予防することが大切です。一般的に言われる子供の虐待をしてしまう親の中には、その子供が思いがけない妊娠から生まれていたということが多いというデータもあります。

このように、思いがけない妊娠は、子の遺棄や虐待など、幼い生命と体を危険にさらすとともに、産んだ親を犯罪者にさせてしまう深刻な問題です。命の大切さや、自分の体は自分自身が大切にしなければいけないことなど、思いがけない妊娠を未然に防ぐために包括的性教育が重要と考えますが、小学校、中学校、高等学校における導入状況について伺います。

あわせて、障がいのある未成年が性的被害に遭わないよう、特別支援学校における包括的性教育に関わる県の取組を伺います。

県立高校の生徒が妊娠した場合、生徒に学業継続の意思があれば、妊娠を理由に退学することがないように、生徒自身の意思を尊重する必要があります。こうした生徒に対し、県教育委員会ではどのような対応、サポートをしているか。以上2点を武田教育長にお聞きします。

思いがけない妊娠による孤立出産の直後、子供の遺棄や放棄が起こる背景として、妊娠した女性が孤立して誰にも相談できずに悩み、追い詰められる状況があるのではないかと考えます。こうした事件を防ぐためには、妊娠に悩む女性がいつでも相談できる窓口の周知が必要であると考えますが、県ではどのような取組をしているのか、お聞きします。

妊娠中に新生児の特別養子縁組を選択肢の一つとして検討することが、思いがけない妊娠による痛ましい事件を防ぐためには有効と考えます。

愛知県では、全国に先駆けて、何十年も前から、新生児の養子縁組里親への委託、赤ちゃん縁組に積極的に取り組んでいます。矢満田さんという一人の当時の県職員の方が推進され、それが全県に広がり、今では、困った若年妊婦の情報は市町村の保健センターから児童相談所に上げられて、しっかりした対応がなされています。妊婦が自分では育てることができないので里親に託したいとなれば、おなかにいるときから生活環境を整えることもするそうです。おなかにいる赤ちゃんを待ち望んでいてくれることが希望となり、出産前から安心・安全な場所で穏やかな気持ちで過ごすことにより、赤ちゃんの心の安定にもつながるでしょう。生まれてすぐ里親の下で愛に包まれて育つことで、愛着の形成が順調にできるのです。

現在、生みの親が育てられない場合は、一般的には、生まれた後は乳児院に入所すると思いますが、乳児院では一対一ではないので、泣いたときにすぐ抱き上げてもらえるとは限りません。赤ちゃんは、泣いたら抱っこしてもらえる、そのことの繰り返しにより人への信頼感が育つ、そのことが愛着形成につながるのです。

愛知県の取組を長野県でも重点を置いて取り組むことが望ましいと考えますが、県内の特別

養子縁組の現状と課題、推進に向けた取組について伺います。以上2点を高橋こども若者局長にお聞きします。

熊本県の慈恵病院で行っている「こうのとりのゆりかご」は、遺棄されて命を落とす新生児や人工妊娠中絶で失われていく命を救いたいとの思いから始められたそうです。極秘に孤独に妊娠、出産し、出産直後にもかかわらず、自家用車を10時間も運転して、ゆりかごに子供を託すために自分と赤ちゃんの健康を危険にさらしながら移動してくる母親がいるそうです。私の経験だと、出産直後は疲れ切ってそんな気力はありませんでしたが、赤ちゃんの命を守りたいという母性のなせることなのかもしれません。

赤ちゃんの養子縁組に携わることは、日頃ネガティブな虐待案件ばかりに関わり、疲弊した児童相談所職員の心にもよい影響があるようです。縁組後の赤ちゃんの安らかな表情と両親のうれしそうな表情に心を癒されるのだと思います。

里親委託や特別養子縁組の取組を推進するためには、児童相談所の積極的な関与や里親等へのサポートが重要であり、児童相談所をはじめとする関係機関の体制の質と量の強化が必要と考えます。県として里親委託や特別養子縁組を推進するため、どのように体制強化に取り組んでいけるか。阿部知事にお聞きします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には2点御質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

まず、包括的性教育の小学校、中学校、高等学校における導入状況についてでございます。

ユネスコが提唱する包括的性教育は、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福など幅広いテーマを包括的に扱うものであると承知しております。現在、学校においては、学習指導要領に基づき、思春期の体の変化や生殖の仕組み、感染症の予防、結婚生活と健康などについて、児童生徒の発達段階に応じ、体育、特別活動、保健体育、家庭科などの授業を通して指導しているところでございます。

性に関する考え方の多様化が進む現状においては、性に関する指導のみでなく、望ましい人間関係の在り方や、他者を尊重すること、また、生き方に関わる指導も併せて行うことが必要であり、引き続き現代的課題に対応できるよう、教員の資質向上に力を入れてまいりたいと考えております。

次に、特別支援学校における包括的性教育についてでございますが、特別支援学校においては、児童生徒個々の障がいの程度や発達段階に応じ、小中学校や高等学校と同様に、単に体や生殖の仕組みだけではなく、年齢に応じた異性との接し方や、自分の身を守ることを具体的に学べるように工夫をしております。今後も、有識者に助言を求めながら、個別最適な指導の在り方について研究してまいり所存でございます。

続きまして、妊娠した生徒への支援についてでございます。

県教育委員会は、平成30年3月に、県立高等学校長に対して、文部科学省の通知に基づき、妊娠した生徒へ適切な対応をするための通知を発出いたしました。その中では、生徒が妊娠した場合、保護者や本人の意向を踏まえ、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うことを求めているところでございます。

なお、県立高校においては、妊娠の相談があった場合は、管理職や養護教諭、学級担任が中心となった支援を行っており、当該生徒の安全を確保するため、体育実技等身体活動を伴う教育活動において課題レポートの提出で代替するなど、母体に影響を与えないよう対応し、学業の継続を支援しているところでございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には新生児の特別養子縁組に関しまして二つ御質問をいただきました。

まず、妊娠に悩む女性がいつでも相談できる窓口の周知についてのお尋ねであります。

思いがけない妊娠について、女性が誰にも相談できずに追い詰められ、出産直後の子供の虐待死につながるといった痛ましいケースが、本県を含め全国で発生しておりまして、県では、平成31年3月に、思いがけない妊娠に関する相談窓口として「にんしんＳＯＳながの」を開設し、24時間365日いつでも電話やメール等で相談を受け付け、女性の状況や意向に応じて医療機関への受診の同行や市町村が行う福祉制度の利用手続の支援等を行ってきております。さらに、本年4月からは、出産前後の時期において、生活場所の確保が難しい場合の居場所の支援も開始いたしました。

こうした窓口について、県では、市町村、学校、産科医療機関、薬局などを通じて連絡先を記載したカードやチラシを配布するなど周知に努めておりまして、令和5年度は、前年度よりも44件多い322件の相談に対応したところであります。

今後も、思いがけない妊娠に悩む女性が安心感を持てるよう、さらににんしんＳＯＳながのの周知に努め、悩みを抱える方に寄り添った親身な相談対応をしてまいりたいと考えております。

次に、県内の特別養子縁組の現状と課題、推進に向けた取組についての御質問です。

特別養子縁組を目的に本県の児童相談所が行った養子縁組里親委託は、毎年おおむね5件程度で推移しておりまして、過去5年間で合計29件となっております。

特別養子縁組は、親子の法律上の関係を断ち切るものであり、通常は実父母の同意を得た上で行っていることから、実親による養育が望めない場合であっても、児童相談所において積極的な取組が進みにくいことが課題として考えられます。

一方、新生児の特別養子縁組の取組が、例えば未成年での妊娠など母親やその親族などが出産後の養育を行うことが難しいと考えている場合は、出産前から特別養子縁組を選択として提示することで、母親が安心して出産を迎えることにもつながるものと考えております。

御質問にもありましたとおり、愛知県においては、全国に先駆けて新生児を特別養子縁組につなげる取組が行われておりまして、新生児での特別養子縁組が全体の2分の1程度を占めております。一方、本県でもこうした取組を進めておりまして、過去5年間の特別養子縁組全体の3分の1程度を新生児が占めております。

県といたしましては、思いがけない妊娠の相談窓口や特別養子縁組の制度の周知、児童相談所における産科医療機関、市町村などとの連携に努めるとともに、実親等による養育が望めない場合には、永続的な養育環境、パーマネンシーの下で子供が安心して育つことができるよう、児童相談所において先行支援事例の共有を図りまして、新生児の時期からの特別養子縁組の増加につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には県として里親委託や特別養子縁組を推進するため、体制強化にどう取り組むのかという御質問をいただきました。

子供が自分らしく成長していくためには、乳幼児期の愛着関係の形成や永続的な養育環境、パーマネンシーが重要であるというふうに考えております。そうした観点から、実親等の養育が難しい場合は、乳幼児の里親委託をさらに進めるとともに、新生児の時期から特別養子縁組にも積極的に取り組んでいくことが必要だというふうに考えています。

こうした考え方の下、現在、長野県社会的養育推進計画を策定し、市町村、施設、里親等の関係者と10の広域ごとの地域懇談会を行って、来年度から始まる計画の策定を行っているところであります。

地域懇談会の場や児童福祉専門分科会におきましても、里親委託や養子縁組の推進のためには、担当職員のレベルアップや里親の増加、里親等への専門的サポートの充実が不可欠だという御意見をいただいているところでございます。

そうした御意見を踏まえて、今後、県としては、まずはパーマネンシー保障に取り組む児童相談所に専任のチームを設置していきたいというふうに考えております。加えて、里親委託や養子縁組に関する児童相談所職員等の研修の充実、さらには、里親希望者を募集し、里親・里子を支援する里親支援センターの設置数をさらに増やしていきたいというふうに考えております。

こうしたことにより体制を強化し、乳幼児のさらなる里親委託や、新生児の時期からの特別

養子縁組を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔1 番竹村直子君登壇〕

○1 番（竹村直子君） 全ての子供に対し交代で世話をする人ではなく、産んだ人が親としての責任を果たせない場合には、その人に代わる恒久的かつ安心・安全な親や家族が必要だと思えます。施設から里親の元へ行き、養親と暮らし始めると、子供たちは愛情を試すお試し行動をしますが、愛知県の赤ちゃん縁組方式は、試されることなく親子の絆をつなぐことのできるすばらしい方式と考えます。長野県でもさらに進めていただけるようお願いいたします。痛ましい事件が少なくともこの長野県では二度と起きないよう、温かい長野県であることを願います。次の質問に移ります。

年収が103万円を超えた場合、超えた分に所得税がかかります。いわゆる103万円の壁ですが、最低賃金額の引上げがされてきたにもかかわらず、約30年にわたり所得税の控除基準が変わらなかったため、これを見直して国民の手取りを増やそうという政策提起がなされています。

所得税の控除基準を引き上げることは、単純に考えれば、今まで納めてきた税金の一部が手元に残り、収入・手取りが増えることになるので、それだけを考えれば歓迎すべきことと思います。現在働いている人たちは、税や社会保険料など天引きされるものが多く、手取りは増えない状況であり、物価上昇もあって、実質賃金も下がり続けてきました。

若者が職に就いても、将来に不安を抱え、それが未婚、少子化の原因にもなっています。この不安を払拭するためにも、手取りを増やすこと、実質賃金の上昇は不可欠です。

しかし、通貨発行権を持つ国と違って、通貨発行権のない地方自治体にとっては、所得税が減ることが地方交付税の減少につながり、財政運営は厳しくならざるを得ません。地方財政制度において、こういった減収を補填するための措置がなければ厳しい県財政となってきますが、住民サービスの維持や地方の自由な財源の確保を考えたとき、国に対してどのような働きかけをしていくのか。阿部知事に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） いわゆる103万円の壁の見直しについて、国へどう働きかけるのかという御質問であります。

私も103万円の壁、税の控除の在り方をどうすべきかということ、社会保険の在り方をどうするかということについては、時代の変化とともに見直すべきことはしっかり見直すべきだというふうに思っております。

しかし、その一方で、御質問にもありましたように、この住民税、所得税の控除が変わるとなると、私たち地方公共団体が行政サービスを提供する上で重要な原資となる住民税や交付税

原資が減少する可能性があるということで、国民民主党の御提案のとおり見直して何ら措置がないとすれば、全国の自治体で極めて大きな減収が生じることになるわけであります。

また、あまり交付税の議論がされていないのですけれども、所得税が減れば地方交付税の原資も減る形になるわけでありまして、住民税が減れば交付税で補填されるからいいのではないかという議論も一部あるようですけれども、そんなに単純な話ではないのではないかというふうに考えております。

これまで、財源不足は国と地方の折半ルールということで、地方負担分については臨時財政対策債で措置する形になってきているわけですが、今回の見直しが恒久的なものとなれば、臨財債をずっと発行し続けるのか、せっかく臨財債の発行額を減らしてきているところでもありますけれども、これまでの地方財政の健全化の方向性とは逆行してしまうことになります。都道府県、市町村はかなり基礎的な行政サービスを担っているわけでありまして、国のように赤字国債が柔軟に発行できるわけではありません。地方財政に対するしっかりとした措置がなければ、私たちの財政運営は非常に厳しい局面に立たされざるを得ないというふうに考えております。

こうした問題意識については、知事会で各都道府県知事とも共有していますし、さきの総理出席の下での政府主催の全国知事会議においても、村井会長からしっかりとくぎを刺していたでいてるところであります。今、制度化について議論が進められている中でも、地方財政を念頭に置いた上での議論が行われることになるだろうと思っています。

まだ方向性が具体的には見えてきていませんので、今後の状況、推移を見極めつつ、問題がありそうな方向性になるということであれば、長野県としても全国知事会としても行動を起こしていかなければいけないというふうに思いますが、知事会をはじめとする地方の問題意識は、政府関係方面にはこれまでもいろいろな折に伝えさせていただいております。地方の財源のことについても十分念頭に置いた上で議論をしていっていただきたいと思いますし、必要があれば改めて知事会を通じて制度面での対応を国に強く求めていくということも考えていかなければいけないと思っています。

いずれにしても、この年収の壁の議論を行うことは必要だと思いますが、その一方で、地方財源のことについても十分念頭に置いた上で方向づけをしていただきたいと思いますということを強く願っているところであります。

以上です。

〔1 番竹村直子君登壇〕

○1 番（竹村直子君） 共働き世帯の方からは、103万円の壁を越えた先に106万円の社会保険料の崖が待っているのです、否定的な意見が多いという話を聞きました。

多くの国民が、国の財政について正しい知識を得る。国債は政府の借金であって、国民の借金ではないという正しい知識を得て、社会保険料等の負担軽減も含めた政策が実行されることを願い、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、百瀬智之議員。

〔26番百瀬智之君登壇〕

○26番（百瀬智之君）今回は兵庫県政にまつわる長野県行政の諸課題について伺います。

先月17日の兵庫県知事選は、斎藤知事が再選を果たしたことで日本中が衝撃に包まれ、遠い長野県からはどこかキツネにつままれたような感覚すらありましたが、そのインパクトの大きさをゆえに、都知事選や総選挙とともに2024年を象徴する選挙となりました。

そして、幸か不幸か、うわさ話やスキャンダルの類いを差し引いても、公益通報制度や行政コンプライアンスの在り方、知事の態度、振る舞いから政治家としての使命に至るまで、一連の地方行政がかつてないほど報じられ、比較素材が乏しい都道府県行政において、格好の題材になった面もあったわけであります。

そこで、今回は、この出来事を言わば他山の石と捉え、長野県でいつ何どき似たような事象が起ころうともびくともしないよう万全を期していただきたい、そんな趣旨を添えて話を始めたいと思います。

前提を共有するため、ざっくり振り返っておきますと、事の発端は、今年の3月中旬、前西播磨県民局長、以後は元局長と呼ばさせていただきますが、この方が一部の報道機関などに告発文書を送付したことに遡ります。パワハラや不正経理を内容とし、知事を糾弾する内容だったと言われるこの告発は、続く4月には県の公益通報制度を利用するに及びました。

しかし、県が告発を公益通報として扱わず、文書を把握した直後から告発者の特定に動いたため、問題は複雑化。副知事による聴取などを経て、元局長の公用パソコンから告発文書のデータが見つかったことなどから、局長職を解任され、5月には当該告発文書の核心的な部分が事実ではないと判断されて停職3か月の懲戒処分がなされました。

そこへ、7月、当の元局長が亡くなってしまったことで転機が訪れます。知事の不手際が同人を追い込んだのではないかとということで、一気に事件がヒートアップし、疑惑の県知事、パワハラ県知事、おねだり県知事と題したワイドショーや報道が連日連夜日本を駆け巡りました。

こうした報道は、新たな政局を形づくり、9月には県議会の各会派が知事に辞職を迫り、知事の不信任決議案が全会一致で可決された様子までもが全国津々浦々伝わると、普通に考えれば、どう見ても万事休す。再選や政治生命はおろか、斎藤氏はもう兵庫県にいられないのではないかとさえ見られていました。

ところが、御存じのとおり、こうした元局長、大手メディア目線のストーリーをA説とする

と、これと対極をなすようなB説、すなわち斎藤氏目線、そして今回SNSで主流をなすに至った言説が選挙戦の短期間にたちまち席卷し、情勢を逆転するに至りました。このB説の内容は、元局長の内部告発が、はなから公益通報であると言い難い目的によってなされていたこと、その証拠が公用パソコンに保管されていたこと等であり、斎藤氏をめぐっては、確たる証拠が出てこなかったパワハラ、モラハラの部類がなかったばかりか、5期20年にわたって続いてきた長期政権にメスを入れてきたところ、守旧派の抵抗と画策に巻き込まれたという流れでした。

SNSにも当初は数々の話があったのですが、このB説は、大手メディアが疑惑と憶測止まりにしていた文脈を詳細かつ説得力を持ってひも解いたことで一気に支持を獲得し、かの再選劇につながったということのようであります。

そこで、本題に入ってまいります。まず、度々話題となる公益通報制度についてであります。2022年の6月に公益通報者保護法が改正され、内部通報の体制整備強化や担当者の守秘義務及び違反時の刑事罰の導入等が盛り込まれました。同改正を踏まえ、長野県職員等公益通報制度にはどのような影響があったのでしょうか。

また、通報者が安心・安全の下に制度を利用できるようにしなければならないとはそのとおりで、それについては9月定例会で別の議員に触れていただきました。

そこで、今回新たな質問としては、当該法改正で追加された事業者が負う体制整備義務と、それを具体化させた指針に定める不利益な取扱いの禁止、通報者探索の禁止、これらの規定は長野県職員等公益通報制度にも適用されるのでしょうか。伺います。

その上で、私見によれば、これは恐らく適用されるのだろーと思いますが、そうすると、公益とは別の目的で通報したケース、つまり先ほどのB説のような事案では微妙な問題が出てくるのではないのでしょうか。仮に長野県職員が公益通報を行い、それを調査した結果、故意に事実と反する通報を行ったと認められれば、県は当該通報者を処分できるのか。できるとすれば、法が目指す通報者の不利益な取扱いの禁止等の趣旨を没却するのではないか。そのように解釈することもできそうですが、実際どうなのか、県の見解を伺います。

また、兵庫県では、知事のいわゆるおねだりが取り沙汰されました。知事と有権者との適切な関係については、究極的には関係法令にのっとってということになるでしょうが、これは公務員一般についても同様であります。となく長野県では、この秋、村有林で県幹部に規格外のマツタケをお土産に持って帰ってもらったことを疑問視する声が上がりました。

そこで、利害関係者からの物品の贈与については、現在、県は国家公務員倫理規程を準用する形で運用しているわけですが、県独自の倫理規程を制定することも考えていらっしゃるのでしょうか。県独自に制定する場合のメリットとはどのようなものなのか。以上をまとめて総務部長に伺います。

簡単に公用パソコンの件にも触れておきたいと思います。ある人物によって公用パソコンが私的に利用されているのではないかという合理的疑いを県はどのように感知しているのでしょうか。私的利用の疑いがあった場合、何を根拠として、誰がどのように内容を把握し、私的利用であると判断しているのか。これらは企画振興部長に伺います。

続いて、行政改革についてお尋ねします。

先ほど斎藤氏が短期間で支持を急加速させたという話をしましたが、その一因として、天下りや新庁舎建設をめぐるコスト削減など、知事が進めてきた行政改革が評価されたことも大きいと言われています。5期20年にわたって続いてきた前政権のみならず、副知事が次の知事に就任するという形式から見れば、60年ほど禅譲政治が続いてきたそのひずみを是正せよと多くの県民が望んだものとすれば、そうなる前に平時からこのような事柄にアンテナを張ることもまた大事なことであります。

そこで、具体的にお聞きすることは、まず県職員OBの外郭団体への再就職について、兵庫県では原則65歳で再雇用を打ち切る内規であるにもかかわらず、慣例的に雇用延長が常態化していた問題がありました。本県で同様の事例はないでしょうか。

本県の内規における上限年齢及び部課長級の定年退職者のうち、本年度65歳を超えて雇用が延長された人数とその理由を伺い、あわせて、外郭団体に再就職した者の過去3年間の割合と、10年間の増減傾向はどうなっているか。以上、総務部長に御回答をいただきます。

その上で、人口減少に伴い、官民ともに人材不足が深刻化している折、意欲、能力ある職員が適材適所で定年後も活躍することの重要性は言うまでもありませんが、公務員特有の再就職については、官民癒着、企業の新陳代謝阻害、生産性低下等の懸念が厳然と存在します。定年後の部課長級職員の活用方針と併せて、このような懸念にはどう配慮していくのか。こちらは知事の所見を伺います。

また、財政については、例えば阿部知事がかつて掲げた信州型事業仕分けは、県民にとって非常に分かりやすいという面もあったと思います。既に様々な場所で御説明いただいているところではありますが、同仕分けが終了して以降、財政健全化に向けて何を重視して取り組み、どのような成果を上げてこられたのか。いま一度確認させてください。

そして、1周回って思うことは、逼迫し続ける県財政とは反比例するかのように、県民が求める施策は多様化し続け、昨今は、物価高騰や税、社会保険料の負担感が増し、事業の適正化には、より一層シビアな視線が送られています。年度ごとのチェックで本当に足りているのか。つまり、毎年行っている事業見直し等に加え、数年に一度は県民に見える形での大胆なコスト削減、事業適正化のためのプロジェクトを導入すべきではないでしょうか。知事に所見を伺います。

最後に、阿部知事 4 期目の任期が折り返し地点を迎え、既に14年にわたる長期政権となっています。かじ取りを担う知事の日から見て、今後さらなる行政改革、財政改革が必要と感じているでしょうか。天下りや財政の話は兵庫の例示に沿った話だとしても、知事としては何がその中核であると考えておられるか。総括的視点からの知事の所見を伺って、今回の一切の質問といたします。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には大きく 5 点のお尋ねをいただいております。順次お答えいたします。

まず、公益通報者保護法の改正に係る本県制度への影響でございます。

平成15年に整備した長野県職員等公益通報制度につきましては、法改正を受け、内容等について精査いたしました。本県の制度では、通報の受け手としての公益通報推進幹の設置など、体制整備、担当者の守秘義務や担当者以外のメール等の閲覧禁止など既に整備済みで、通報対象事実の範囲拡大にも対応できており、要綱改正などの必要、影響はございませんでした。

次に、不利益な取扱いの禁止など、長野県職員等公益通報制度への適用でございます。

公益通報者保護法では、体制整備等の対象を従業員300人を超える事業者と定めており、本県も対象になるところでございます。このため、お話がございました法等に関わる事業者が負う体制整備義務や不利益な取扱いの禁止、通報者探索の禁止などについて、本県では職員等公益通報制度において適用させているところでございます。

次に、故意に事実と反する通報を行った場合についてのお尋ねでございます。

まず、故意に事実と反する通報を行った場合の処分でございます。

長野県職員等公益通報制度においては、県職員等は故意に事実と反する通報を行ってはならないと実施要綱において規定しており、違反した場合は県が定める懲戒処分等の指針に従い処分の対象になる可能性もございます。

処分することは法の趣旨に反していないかとの点についてのお尋ねですが、こちらにつきましては、公益通報者保護法第 2 条において、不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的、その他の不正の目的で行われた通報については公益通報に当たらないものとされており、処分など不利益な取扱いの禁止の適用がないものと認識しております。

次に、県独自の倫理規程の制定とメリットについてのお尋ねです。

昨今の社会状況等の変化を踏まえ、公務員を取り巻く環境も大きく変わってきていることから、より明確に職員の倫理を保つ観点から、県独自の倫理規程は必要になっているものと認識をしております。

メリットといたしましては、独自の倫理規程により、具体的な行動規範や禁止事項を分かり

やすく明確に示すことにより具体の場面において職員がより適切な行動を取りやすくなる等の点があると考えております。

最後に、部課長級等の定年退職者が65歳を超え雇用されている状況等についてのお尋ねです。

本県では、外郭団体から求人をいただいた場合には、長野県退職職員の再就職に関する取扱要綱の規定に基づき、雇用期間を原則65歳までとすることを条件に紹介を行っております。

一方で、雇用期間につきましては、県の要綱等を踏まえつつも、例えば、県への求人や独自の募集を行ったものの後任者が得られなかった、重要なイベント等を控えており経験者が必要であるなど団体の事情により、今年度は10名が65歳を超えて雇用となっております。こうした団体側の事情によるものでございまして、お話のございました慣例的な雇用延長の常態化は無いものと認識しております。

外郭団体への再就職者の過去3年間の推移でございます。

部課長級の退職者のうち、外郭団体へ再就職した者の割合は、直近3年間で、令和3年度が17.2%、令和4年度は10.7%、令和5年度は21.7%となっております。各年度により増減はございますけれども、10年前の平成25年度の39.1%と比較すると減少傾向にあるものと認識しております。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には公用パソコンの私的利用の感知及び判断について御質問をいただきました。

公用パソコンの私的利用は、県が所管する情報資産の適正管理を目的として定めた長野県情報セキュリティポリシーに違反する行為であると認識しております。私的利用の把握については、情報セキュリティ監査の実施や所属長等からの相談等を端緒として、デジタルインフラ整備室が操作記録を確認する等の手段がございしますが、やはり職員一人一人がセキュリティポリシーの遵守等について日頃から心がけることが何よりも重要であると認識しております。このため、情報セキュリティ研修の実施や所属における日々の指導の中でセキュリティポリシーの浸透を徹底しているところでございます。

なお、私的利用の疑いがあった場合には、セキュリティポリシーに基づき各所属とデジタルインフラ整備室が連携して内容を把握し、業務との関連性が認められないなどの問題を認めた場合には、最高情報セキュリティ責任者である副知事に報告し、適切に対処することとしております。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には4点御質問をいただきました。

兵庫県政に関連しての御質問であります。連日兵庫県政の在り方が報道される中で、私も知事として大分長く仕事をさせていただくことになりましたので、我が身を振り返らなければいけないところもしっかり認識しなければいけないと思いますし、また、兵庫県に限らず、他の都道府県のいい取組、悪い取組を常に意識しながら県政の改善につなげていくことが大変重要だというふうに思っています。

そうした観点で御質問にお答えしたいと思いますが、まず、定年後の部課長級職員の活用、県民の懸念への配慮という御質問でございます。

私も、このいわゆる外郭団体等へ退職職員が行くことにつきましては、就任した直後にいろいろ問題意識を持って検討いたしました。その結果、長野県職員セカンドキャリアセンターを設置させていただいて、県の関係団体だけではなく、民間企業をはじめとする様々な組織の皆様方に県職員を紹介させていただくという仕組みをつくらせていただいたところであります。人手が足りない、人材が足りないという中で、こうした仕組みを積極的にどんどんアピールしていかなければいけないというふうに思っております。

一方で、今、公務員は定年年齢の引上げ等が行われているところでありますけれども、こうした環境変化の中で、こうした取組だけでいいのかということについて改めて見直し、検討していかなければいけないのではないかというふうに思っております。

我々公務員は、やはり県民の皆様方の信頼が仕事をやる上で最大の基盤でありますので、これまでの取組を振り返りながら、今後どういう形が望ましいのかということについて改めて検討していきたいというふうに思います。

続きまして、財政健全化に向け、これまで重視してきた取組、成果という御質問でございます。

財政の健全化については、持続可能な県政運営を行っていく上で大変重要だというふうに考えておまして、これまで、選択と集中の徹底、歳入の確保、県債残高の縮減、こうしたことに取り組んでまいりました。毎年度の予算編成の中では、できるだけめり張りのある予算にしようということで取り組んできましたし、また、ふるさと信州寄付金をはじめとする歳入確保、そして県債残高の縮減を通じたプライマリーバランスの維持、こうしたことに取り組んできました。

こうした中で、御質問にもありました信州型事業仕分けは、就任当初に行わせていただいたわけですが、今行っている事務を廃止するとか、抜本的に変えるという議論は十分な成果を上げにくかったと率直に思っております。今は、どちらかという、県民参加型予算のように事業を新しく構築する方向で県民の皆様方の御意見を積極的に反映させるような仕組みを導入させていただいているところであります。

健全化の成果、結果ということではありますが、私が就任させていただいた当時は、県の財政調整のための基金残高は約270億円程度でありましたが、500億円規模にまで回復させることができました。また、建設事業債の残高についても、約2割縮減させてまいりました。さらに、ふるさと信州寄付金につきましても、今日では全国の都道府県の中ではトップクラスの約10億円ということで、歳出面、歳入面、両面の取組を通じてこうした成果をもたらしてきたというふうに思っています。引き続き厳しい財政状況が続いておりますので、この財政の持続可能性については、十分意を用いながら取組を行っていききたいというふうに考えています。

続いて、県民に見える形での大胆な事業見直しが必要ではないかという御指摘でございます。

先ほど申し上げたように、信州型事業仕分けを皮切りに、県民協働による事業改善政策対話、県民参加型予算ということで、県民の皆様方の思いをなるべく県の予算に反映するように取り組んできたところであります。

今申し上げたように、抜本的な見直しを県民の皆様方だけで議論していただくのは結構難しいと実感しておりますが、しかしながら、問題提起をしていただいたり、こんな視点が重要ではないかというような御意見を県民の皆様方からいただくということは、やはり依然として重要だというふうに私は考えております。

現在、当初予算の要求概要と同時に見直し事業をお示しさせていただいているわけでありまして、こうしたやり方の見直し等も含めて、事業の見直しがより県民の皆様方の声、思いを反映したものとなるよう検討していきたいと考えております。

最後に、さらなる行政・財政改革が必要と考えているか、必要であれば何かという御質問でございます。

これは、必要だというふうに考えております。社会経済環境がどんどん変化してまいりますので、常に行政・財政の在り方を考え続けて必要な見直しに取り組まなければいけないというふうに考えております。

特に、これから日本全体、長野県も人口減少になるわけでありまして、限られた人員でどれだけ効率的、効果的な行政サービスを提供するかということが極めて重要だと考えております。

何が重要かということをあえて3点申し上げれば、一つは、県の組織風土の改革。まさに、今、かえるプロジェクトに取り組んでいるわけでありまして、やはり一人一人の職員がよりモチベーションを高く持ってその能力を発揮していただくことができるようにしていくことが常に求められるところだというふうに思います。特に、業務量が非常に多くなっている中で、集団皿回しではないかという御指摘もいただいているところであります。そういう意味で、自由闊達で風通しがいい組織風土をまずしっかりつくっていかねばいけないというふうに

思います。

それから、2点目は、A I・デジタルの徹底的な活用だと考えております。これから県職員の確保もだんだん難しくなってくると思いますし、これまでと同じような人員体制で行政サービスを維持していくのは、長期的に見れば困難になってくるのはほぼ確実だというふうに思います。そうしたことを考えれば、今から徹底して省力化、A I・デジタルの活用を行う中で、行政サービスの向上と業務の効率化の両面を図っていくということが重要だと考えております。

3点目は、これはなかなか県だけでは取り組めないものでありますが、やはり国との関係を抜本的に見直していかなければ、幾ら我々が努力をしてもなかなか効率化は進まないというふうに思います。国と地方が対等協力の関係になったとはいえ、法令に基づいて仕事をやらなければいけないという役割になっていますので、国が法律や制度を変えれば、それに対応して、どうしても私たちの仕事は増えざるを得ない、対応せざるを得ないという状況であります。

今の行政システムの中ではある意味やむを得ない部分があるわけでありましてけれども、しかしながら、もうこの仕組みは限界ではないかと思えます。地方分権の議論の中でも再三言われてきているように、国においては、本来国でなければできない事務にもっともっと特化してもらい、その他の事務は都道府県、市町村にもっと自由度を高めて委ねてもらおうということがなければ、毎年国の制度改正や補助金の仕組みが変わることに振り回されていては、とても対応していくことは困難になっていくだろうというふうに思います。

そういうことについて、国に対してしっかりと問題提起をしていかなければいけないというふうに思いますし、あわせて、例えば我々が外部委託化を進めようとしても、これは公務員でなければいけないというような縛りがどうしてもかかっています。私たちの業務の効率化を図る上で阻害となっているような規制、法令の見直しを国に求めていくということが重要だと思います。組織風土改革、A I・デジタルの積極的な活用、国との関係性の見直し、こうした視点を持ちながら行政・財政のさらなる改革に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

小林君男議員。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）悲惨な死傷事故の危険が高いことを誰もが分かっているながら、関係者の利害調整は難航し、廃止や抜本的な改良工事が遅々として進まない遮断機も警報器もない第4種踏切道について3点質問します。

本年4月、群馬県高崎市内の第4種踏切で小学4年生が電車にはねられ死亡しました。この悲惨な事故を二度と起こすまいと、群馬では、県と市町村が一斉に対策を進め、29年度末までに県内の第4種踏切ゼロを目指しています。山口県に次いで全国で2番目に多い県内で115か所ある第4種踏切道の解消について、県としてどのような努力を行ってきていますか。

二つ目。昨年11月議会での私の質問に対する局長答弁では、踏切道の管理は、国土交通省の通知により鉄道事業者が管理し、その費用を負担するものと答えられましたが、鉄道事業者にとって、第1種化は、新設もありますが、むしろ永遠に続く維持管理費用の負担が重荷となっています。ここにメスを入れていく考えはありませんか。

3、国の補助制度が本年度から始まる手動の踏切ゲート導入について、事業者並びに沿線市町村と積極的に協議検討する考えはありますか。

次に、県内地方鉄道の状況について5点質問します。

1、鉄軌道の安全性を高めていくには、機械的な強度を高め軌道狂いや列車の振動も少ない重軌条化、そして、しなの鉄道の脱線事故の教訓から、枕木のPC化の推進が大変重要となっています。

推進が遅れている長野電鉄、アルピコ交通、上田電鉄の民鉄3社の重軌条化並びにPC枕木化の現状をどのように把握されていますか。また、遅れている原因をどのように分析しているか、見解を伺います。

2、これらの老朽化した施設の更新のスピードを高めるため、期間限定での特別な支援を行うなど、施設整備促進の考えはありますか。

3、しなの鉄道の不要な老朽化施設の合理化について、知事は2年にわたり国に直接出向いて求められていますが、国の支援の手応えはいかがですか。

4、不正乗車と人件費をてんびんにかけて徹底した駅の無人化を進めるなど、生き残り策を模索している実態から見えるように、地方鉄道では人件費を増やすことができない状況にあります。表面的に見える運転士や駅員だけでなく、鉄道の第一の使命である安全を支えている技術労働者においても、若年転職者が増えてきています。技術の継承、蓄積は、鉄道事業の生命线です。県としてどのように認識され対処していくか、見解を伺います。

5、知事は、任期の折り返しのマスコミ取材の所見の中で、公共交通の維持に向け、事業者これまで以上に踏み込んだ支援をし、公共交通のサービス品質を保証する考えを示されましたが、県内の地方鉄道の現況をどのように分析され、維持させていくのか。見解を伺います。

○副議長（続木幹夫君）最初の答弁者はどなたでしょうか。

○12番（小林君男君）直江県民文化部長をお願いします。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）第4種踏切道の解消に向けました県の取組についてお尋ねいただきました。

長野県内の踏切道におけます対策につきましては、国の関東地方整備局及び北陸信越運輸局が事務局を担い、国、県、市町村の道路管理者及び鉄道事業者で構成されております長野県踏切道改良協議会合同会議が設置されており、改良すべき踏切道について協議しております。

県も、道路管理者の立場で従前からこの会議の構成員となっておりますが、令和6年3月に開催されました会議においては、第4種踏切道の統廃合の促進等について協議されておりまして、交通安全を所管する立場から、私どものくらし安全・消費生活課も出席させていただき、第4種踏切道の廃止に向けた取組を改めて関係機関にお願いしているところでございます。

また、県民文化部で所管いたします長野県交通安全対策会議においても、本年5月の会議において、関係者間で第4種踏切道の統廃合等の促進を再確認したところでございます。

なお、令和5年度中に2か所の第4種踏切道の解消が図られたものと承知をしております。

引き続き、これらの会議の場を通じて、運輸局などの関係機関と共に鉄道事業者や地域住民の検討が進むよう促してまいります。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私には鉄道事業への安全性確保策について御質問をいただいたところでございます。

まず、踏切道の維持管理費用についてでございます。

踏切道に関しましては、本県は、新設、更新など設備投資の費用に支援を行っておりまして、維持管理費用に関しては事業者が負担しているところであり、これまでのところ、事業者からは、この踏切道の維持管理費用についての財政支援の要望は受けていないところでございます。

また、民間企業の自立的経営を促す観点から、国、県の支援制度では、原則として事業者の直接的な経営支援につながる維持管理費用などのランニングコストにまで支援する仕組みにはなっていないところでございます。県としましては、今後も、引き続き、踏切道などの設備投資への補助を通じまして、鉄道事業者の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、手動の踏切ゲート導入に向けた関係者との調整に関してでございます。

第4種踏切への手動ゲートの設置は、踏切通行者の物理的な一時停止や左右確認を促す効果が期待されることから、有効な対策と考えております。

これまで、国は、踏切道への補助は遮断機や警報器などを整備する場合のみ補助対象としていたところでございますが、令和7年度の当初予算要求において、国土交通省は第4種踏切における手動ゲートの整備を支援する対策を新たに盛り込んだところでございます。

踏切対策については、踏切道改良促進法に基づきまして、鉄道事業者、道路管理者、国の運輸局などで構成されます踏切道の改良を検討する協議体で協議されておりますことから、この協議において手動ゲートの設置が選択された箇所につきましては、国の支援制度の決定を前提にしまして、県からも鉄道事業者によるその活用を促してまいりたいと考えております。

次に、民間鉄道会社3社のレールの重軌条化、PC枕木化の現状についての御質問でございます。

鉄道事業者におきましては、保守性や安全性の向上を図るため、必要に応じて、従前のレールをより重いレールに交換する重軌条化を実施しているほか、枕木の強度や耐久性を高めるため、従前の木製の枕木をコンクリート製のものに交換します枕木のPC化を行っているところでございます。これらの整備率は、第三セクターでありますしなの鉄道を除く県内の民営鉄道会社3社の平均で、レールの重軌条化については約76%、枕木のPC化につきましては約34%となっているところでございます。

民営鉄道会社3社では、土台となりますバラストへの影響を考慮して重軌条化を選択しない場合があるほか、走行する列車の重量、走行速度を勘案しまして、PC化を選択せずに新しい木製の枕木に交換する場合や、カーブなど必要な部分を集中的にPC化し、一方で、直線部分は一定の間隔でPC化することにより安全性を担保する場合があるなど、各社がそれぞれ専門の機関の助言を受けまして、必要な整備水準を確保していると聞いているところでございます。

続きまして、特別な支援の実施など設備整備を促進するための取組についてのお尋ねでございます。

事業者におきましては、老朽化した設備について事前に計画を定めまして、この計画に従い順次更新を進めていると承知しております。

議員御提案の特別な行政支援の実施は、一つの方策であると思われるものの、請負業者の人手不足などにより、一定期間内に実施が可能な工事箇所に限られることなどから、こうした行政支援が必ずしも設備更新のスピードを高めることにはつながらない場合もあると各鉄道事業者の方々から聞いているところでございます。

県では、今年度から、設備整備の補助金につきまして、国が専門的見地から事業実施の必要性を認める場合は、国の実際の補助金交付額の多寡にかかわらず、予定されていた県の補助が全額交付できるよう運用の見直しを行ったところでございます。今後は、さらに各事業者の意向などを十分に聞き取り、それぞれの適切な整備計画に応じて必要となる設備の整備が図られ

るよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、鉄道関係者の担い手不足への認識と今後の対策についてでございます。

県内の鉄道事業者からは、議員お話しのとおり、運転士や駅員に限らず、整備士、鉄道保線員等の技術職から事務職に至るまで担い手不足が深刻になっていると聞いているところでございます。

担い手不足の進行は、公共交通のサービス水準の低下のみならず、公共交通の安全性をも脅かすことにつながると考えており、特に、技術職の担い手を確保し、技術を継承、蓄積することは、安全な運行にとって極めて重要であると考えているところでございます。

こうしたことから、本県では、専門の就職相談窓口の設置やマッチングイベントの開催などのほか、技術職を引きつけるための労働環境の改善や給与水準の引上げなど、事業者と十分に相談、協議しながら様々な手段を組み合わせた効果的な取組を実施、促進してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には鉄道事業に関連して2点御質問をいただきました。

まず、しなの鉄道の不要な老朽化施設の合理化について、国への支援要請に関する手応えはどうかという御質問でございます。

しなの鉄道は、全国初の並行在来線として開業から27年が経過したところでありますが、かつて特急列車が走行していた路線であることから、高度な設備をそのまま引き継いでいるという状況であります。そうしたことから、維持管理コストが必要以上にかかっているという状況が続いています。

こうしたことから、私どもとしては、並行在来線の分離の経緯に鑑み、こうした施設の過大な設備の除却等合理化への支援は国が相応の責任を負うべきではないかということで、支援制度の創設を求めて国に要請をしてきているところであります。

昨年12月には、当時の斉藤鉄夫国土交通大臣に対して、また、今年の11月には、五十嵐鉄道局長に対して要請したところでございます。大臣あるいは局長からは、どのような支援ができるか検討していくという趣旨の御発言があったところでございます。

こうした並行在来線が抱える問題については、私どもだけの問題ではなく、同様の並行在来線を有するほかの道県とも同じ問題意識でございますので、本県からの提案と同じ趣旨の要望を関係道県で構成される協議会から国や与党に対して行わせていただいているところでございます。引き続き並行在来線の置かれた特殊な状況に鑑みて、国の支援がしっかり実現されるよう国に求めていると考えております。

続きまして、県内地方鉄道の現状認識と維持に向けた方策という御質問でございます。

地域公共交通全般につきましては、少子高齢化、人口減少の進行、また、コロナ禍を契機とした働き方、暮らし方の多様化といったようなことで、民間の事業者の経営努力のみで維持する、頑張ってくださいと言うことが難しくなっているというふうに考えております。

こうしたことから、本年6月に策定した地域公共交通計画におきましては、公共交通を社会的共通資本として位置づけて、行政の主体的な関与を強めていくことでその維持を図っていくこととしております。その際、公共交通が保障すべき移動は通院、通学、観光と定めさせていただいて、一定の品質を確保していこうというふうに考えております。

そうした中、鉄道事業については、県内と県外、また県内各地を結ぶ公共交通の基幹的な役割を担っていただいております。そのため、安全性の向上やバリアフリー化等の設備投資への支援を行うほか、利用促進にも協力して取り組んでいきたいと考えております。

また、今後とも事業者の課題、問題意識について十分把握、共有させていただいた上で、沿線の市町村をはじめとする関係の皆様方とも意思疎通を図りながら、関係者と協力して、地域の財産として鉄道事業が維持発展することができるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）直江県民文化部長に再質問いたします。

痛ましい事故が起きないように、危険な第4種踏切の解消を事業者や市町村任せにせず、群馬県のように県が主体的に着手することが最も求められている今日です。

しかし、質問に当たっての調査では、第4種踏切の解消は、県組織のどの部局が先頭に立つて行うのか、職務分掌が複雑で不明確であることを痛切に感じました。交通安全を担う県民文化部の見解を伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）第4種踏切に関しまして再度御質問を頂戴しております。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、踏切道対策に関しましては、協議する場として長野県踏切道改良協議会合同会議がございます。交通安全を担う県民文化部といたしましては、今後この会議へ第4種踏切道の解消を働きかけてまいります。

また、引き続き、県民の皆様への各種啓発や講習等を通じまして、第4種も含め踏切道全般の安全通行を促してまいります。

以上でございます。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）尊い人命に勝るものではありません。警察、そして交通政策局共に第4種踏切解消に御尽力いただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、民生児童委員について質問します。

高齢者の見守りや子育て世代の支援などに無報酬で当たる民生児童委員。毎年市長会からの陳情をいただいているように、担い手確保が大きな課題となっています。

一斉改選まで1年を切りました。前回の改選では、多くの市町村の推薦母体である地域自治組織の区長さん自らが責任を取らざるを得なかった事例が県内各地で多発するなど、選出には大変な御苦勞があったことが報告されています。推薦人でもある県としてどのような対策を講じられてきたか。具体的な担い手確保の方向性などについて5点伺います。

1、担い手の確保が困難な背景についての分析内容を御説明ください。また、市町村の定例会参加などによって新たに把握した課題などがありましたら報告ください。

2、過度な負担を軽減するため、業務の軽減策やマニュアル化などについてはどのように着手され、どのような効果がありましたか。

3、主要な任務である高齢者や子育て世帯の支援に本腰を入れていただくためのさらなる負担軽減策を市町村と共有し、解決していく考えはありますか。

4、地域の皆さんに活動を知ってもらう、理解してもらう、協力してもらうための周知・啓発活動についての具体的な方向や実施計画を説明してください。また、市町村からは、これらの活動について、過度の負担感を広報することで、さらなる担い手不足を招くといった声も聞かれますが、見解を伺います。

5、活動や責任の度合いに見合う報酬の設定を国に求めるとともに、県としても創設すべきと考えますが、いかがですか。

結論は、見送ることとなりましたが、この間、厚生労働省も選任要件に関する検討会で担い手確保対策を議論してきました。しかし、居住要件の緩和などが中心で、長野県の実態改善への効果はほとんどないと捉えます。見解を伺います。

また、担い手確保改善に向けて、長野県としても、詳細部分も含めて厚労省に強力に提言していくべきと考えますが、いかがでしょうか。社会情勢が大きく変化する中であって、この制度の在り方について知事の考えを伺います。

また、知事会としても、国に対して負担の過多をはじめとした選出の困難を軽減する施策の実施を要請すべきではないですか。所見を伺います。

○副議長（続木幹夫君）小林君男議員にお尋ねします。ただいまの質問は、答弁者はどなたでしょうか。

○12番（小林君男君）健康福祉部長です。

○副議長（続木幹夫君） 笹渕健康福祉部長で、最後は阿部知事ということで。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には民生児童委員に関連して6点お尋ねがございました。

初めに、担い手確保が困難な背景の分析と新たな課題についてでございます。

県では、民生児童委員の担い手確保の課題を把握し、今後の方策につなげるため、市町村へ意見を聞いたところ、国が実施したアンケート調査と同様に、高齢な方の就労率が高くなったことにより適任者を探しにくい、負担の軽減策が必要であるとの意見が共通して挙げられました。

また、昨年度、7市町村の民生児童委員の皆様へ伺い、活動の負担についてお聞きした際にも、行政で真に必要な活動内容に絞ることや、現在の高齢者の雇用状況に見合った制度にすべきなどの御意見をお聞きしております。

二つ目に、業務負担の軽減策についてでございます。

県で令和2年に実施したアンケートでは、民生児童委員の皆様から、何をどの程度やればよいのか分からない。個々の課題にどこまで踏み込めばよいのか分からないといった戸惑いや、不安をはじめとする精神的負担について多数のお声をいただきました。

このため、民生児童委員の具体的な活動範囲の目安を示し、少しでも活動しやすい環境を整えるよう、県において活動の目安と考え方に関するQ&Aを令和3年度に作成し、各市町村で活用いただけるよう配付いたしました。実際に活用いただいている市町村からは、民生委員から分かりやすく活動の参考にできるとの話があったという声をいただいております。

また、実際の活動そのものの負担軽減を図るべく、令和5年、市町村に対しQ&Aの積極的な活用や、充て職の削減、また、学校や地域行事への出席の見直しについても通知いたしました。これらの取組により、従来と比べ、一定程度の負担の軽減が図られたものと認識しております。

三つ目に、さらなる負担軽減策を市町村と検討することについてでございます。

民生児童委員の負担軽減については、これまでも市町村担当課長会議を開催するなど、様々な取組を行い、対応してきたところでございます。今後も、委員の皆様のお声をお聞きしながら、負担軽減について市町村と共に対応を検討してまいります。

四つ目に、普及啓発活動の方針と実施予定、そして広報についてでございます。

普及啓発活動につきましては、令和7年12月の一斉改選を見据え、民生児童委員の活動や意義について幅広い住民へ広報、周知が図られるよう取り組んでいくとともに、広報活動の充実について国へ要望しているところでございます。

また、議員御指摘の広報による懸念についてはお聞きしておりますが、委員の活動内容や業

務範囲、活動の意義について正しく住民に理解していただくことも大変重要であると考えております。このため、広報に当たっては、単に負担感を伝えることにならないよう、民生児童委員や市町村の皆様の御意見をお伺いしながら取り組んでまいります。

五つ目に、適正な報酬設定についてでございます。

民生委員の給与については、民生委員法の支給しないとする規定に基づき無報酬とされていることから、県で独自に支給することは難しいと考えます。一方で、活動に必要な交通費、通信費等の実費は支給されており、その財源は国で措置していることから、実態に見合った活動費となるよう適切な財源措置について国へ要望してまいります。

最後に、担い手確保についてでございます。

今般、国の検討会において、民生委員の任期中に転居した場合にも活動が継続できることを明確化するとの方針が示されたことは承知しているところでございます。本県におけるその効果につきましては、現時点で明確にお答えすることは難しく、今後状況を注視してまいりたいと考えております。

また、県では、これまで、担い手不足の解消に向けた対策を早急に講じるよう国へ要望しており、今後も引き続き市町村等の御意見を聞きながら必要な要望を行ってまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には民生委員、児童委員に関連して、在り方についての見解、それから国に対して選任における課題を解消するための施策を要請すべきと考えるかどうかという御質問でございます。

まず、国に対しては、全国知事会からも、民生委員の処遇改善ということで必要な活動費を支給できるよう財政支援を拡充するようという提案、要望をさせてきていただいているところであります。

民生児童委員の皆様方には、本当に地域の福祉の向上のために大変な御貢献、御尽力をいただいておりますことにまずは深く感謝申し上げたいというふうに思います。

私も、かつて神奈川県で福祉の課長をしていたときに、民生委員、児童委員の担当であったわけですが、地域福祉を充実させていく上では、地域における活動をしっかり支えていただく民生委員、児童委員の皆様方の役割は非常に大きなものがあるということを実感しておりました。

ただ、一方で、御質問にもありましたように、今、この民生委員、児童委員の制度は大きな転換期に差しかかっているのではないかと私は思います。かつての産業構造は、例えば日本全国に農村部が多く、暮らす地域と働く地域が近接しているような方々が多く存在していたわけ

であります。そういう意味では、地域活動に協力していただけるような方が今以上に多かったというふうに思います。しかし、御質問にもありましたように、全体の人口構成が高齢化する中で、こうした地域活動の担い手をどうしても高齢者の皆様方にお願ひせざるを得ないという形になってきています。

こうしたことを考えると、制度の在り方も含めて、今後どうしていくのかということをしっかり考えていかなければ、お引き受けいただいている方の善意に頼り切ってしまうということになりかねないのではないかと思います。

こうした様々な時代変化の中で、どういう制度が望ましいのかということは、ぜひ国にも考えてもらいたいと思いますし、私どもとしても、市町村をはじめ、関係の皆様方と具体的な対応の在り方について考えていく必要があるというふうに思います。

問題提起をいただいたということで受け止めさせていただき、国の対応をすぐに変えるというのはなかなか難しいところもありますけれども、継続的に国に問題提起をしていくと同時に、私どもとしてできることは何かということを検討していきたいと考えております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君） 2年前の12月、ようやく県としても重い腰を上げ、市町村の担当者会議を開催し、その後も各市町村に出向き、努力はされてきています。単身世帯の高齢者が増加している中であって、任務の重要性がますます高まってきていることも事実です。今、知事が申されたように、国への努力の要請、そして、県としても、改善に向けてぜひ御奮闘いただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○副議長（続木幹夫君） 次に、清水正康議員。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君） それでは、早速ですが質問いたします。県庁の所在地と一極集中についてであります。

南北に長い長野県の県庁所在地について、南信地域からは遠い。移動に伴う時間、交通費は南北格差だ。長野県の真ん中に県庁があるべきだとの思い、声は常にあります。約30年前に長野自動車道が全線開通し、交通の便は格段によくなりました。しかし、北陸新幹線、当時は長野新幹線が開通した東信地域のほうが利便性は跳ね上がり、南信地域から県庁までの距離、かかる時間をさらに際立たせているのが現状であります。

しかし、知事は、10年前、県庁の耐震化工事が終わった後の一般質問で、長い歴史の中で様々な議論があり、様々な経緯を経て現在に至ると県庁の所在地について説明、肯定しております。

現在、県は、県庁の周辺整備について、整備方針策定に向けた有識者会議を２回開催し、長野市が策定した長野中央西地区市街地総合再生基本計画に沿って検討をしております。その有識者会議で、実現化方策（案）として、一つに、県警本部庁舎の移転集約と機能強化、二つに、県有施設の集約再編と機能拡張などが示されました。これによると、将来の県政運営に必要な機能や規模を精査し、県警本部移転後の空いたスペースに適切な集約再編を行うとしております。これらを踏まえて質問いたします。

県庁については、10年前に免震工事改修を行い、これから省エネ改修も行う予定であり、知事も今年の７月５日の会見で、今のところこの庁舎を全面的に建て替えることは考えていないと発言しておられます。県庁本庁舎の建物はどれぐらい先まで使うことを想定しているのか、伺います。

さらに、今後、50年、100年の中での県庁周辺整備といった話が有識者会議の冒頭、渡辺総務部長からありました。この50年、100年の間には間違いなく県庁の建て替えがあると推測しますが、今回の県警本部の移転については、県庁に近いところという条件で検討が進んでいると認識しております。このことは、裏を返せば、県庁を建て替えるときには県警本部の近くに建てるということになるのではと邪推するわけではありますが、今回の県警本部の移転については、将来的にこの地に県庁を建てるという方針を示唆しているのでしょうか。以上２点を渡辺総務部長に伺います。

さて、県庁の所在地は、県民にとっても大きな関心事であります。建て替える際には、条件をなるべくつけず、広く県民の声を聞きながら丁寧に進めるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

９月の定例会の早川議員の第２県庁に関する質問の答弁で、幹部が出向いたり、会議を各地で開催する、知事が一定期間飯田市に滞在するなどの対応策について言及されておりました。南信地域の県民にも県政をより身近に感じていただくようにとの思いはとてもありがたいと感じます。しかし、南信地域からすると、それだけではなく、知事の言う東京一極集中が、県では長野市一極集中になっているのではないかと考える者もあります。南信地域出身の県職員の方はかなりの人数が長野市近郊に家を建てるといった状況は、まさにそれであります。

また、知事は、９月18日にＪＲ東海ヘリニア中央新幹線建設促進長野県協議会の要望書を提出した際に、「できればＪＲ東海の本社機能の一部移転等大胆な対応をしていただければと思っています」と発言しており、その後の取材にも、本社機能移転の提案について、東京一極集中は極めて大きな課題で、分散型の国土をつくっていかねばいけない。ＪＲ東海に踏み込んだ対策をしていただけると大変強いメッセージになると述べております。

さらに、阿部知事が副会長の全国知事会による国への提言・重点項目に記されている東京一

極集中の是正には、大学、企業の地方への移転の促進、大規模災害時の首都機能のバックアップ体制について言及されております。

当面、県庁の建て替え、移転がないことを踏まえ、知事がＪＲ東海や国へ求めている本社機能の一部移転や一極集中の是正について県も行うべきと考えます。このことは、県内の市町村やＪＲ東海、その他の企業に対しても強いメッセージとして伝わるのではないのでしょうか。

そこで、分散型の県土を率先してつくっていくために、県有施設の集約再編と機能拡張に併せて、県庁の部局や機能の移転を検討すべきと考えます。それらを含めた県組織等の今後の在り方について知事の所見を伺います。

次に、元気づくり支援金のこれまでと今後について伺います。

県は、17年間地域の自主的、主体的な取組の支援制度、地域課題の解決手段として定着してきた元気づくり支援金を、来年度に向けてマイナーチェンジを行う予定であります。市町村長へ説明したと聞きますが、現場からは戸惑いの声もありますので、質問したいと思います。

元気づくり支援金の活用団体の約７割が、ＮＰＯなどの公共的団体であります。今後訪れる人口減少社会において、元気な地域づくりのためには、こういった公共的団体の活動が不可欠であります。これまで制度の果たしてきた役割を踏まえ、今回の制度変更に対する知事の考えを伺います。

以下、いただいた御意見から質問をしたいと思います。

支援対象事業の重点化として、単一の市町村域を超えた広域的な連携事業、人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業が挙げられ、地域の住民生活へ目に見える変化をもたらすことを成果目標として明確に設定し、補助金活用後の自走ビジョンが明確であること、地域課題解決のモデルとして他地域への高い波及効果が期待されるものとの要件が記されております。

それらにのっとり、制度変更後に対象外となる具体的な事例として、花壇の整備事業、市町村単独の観光協会の事業、単発イベント、同一団体が事業内容を変えながら毎年継続的に行っている自走性の低い事業などが挙げられております。

しかし、これらの団体は、対象外となっても地域から必要とされる活動を担っている場合があります。ですので、対象外となった場合、市町村への負担の転嫁が懸念されます。このことの市町村の理解をどう捉えておりますか。

また、行政ではできないことを地域で担っている公共的団体に対し、これまで、県は元気づくり支援金を通じて支援をしてきましたが、それらの団体の活動が停滞することがないようにサポートをするのか、伺います。

77市町村のうち74の市町村で独自の支援制度を制定しており、県は、市町村単独の事業など

はそれを使っていただくなど、県と市町村による支援のすみ分けを考えております。しかし、市町村単独の支援制度は、上限額が20万円など、元気づくり支援金よりも低いところが多く、一番資金の必要となる立ち上げ時の支援額は、元気づくり支援金との差が大きくなります。事業のスタートアップの財政的支援が特に必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、これまでは、地域に対して貢献度の高い事業でも、同一内容の事業については3年という制限がありました。この期間の延長についての要望は多くあったと認識しておりますが、今後の在り方について見解を伺います。

今回の元気づくり支援金の制度変更により、要件のみならず、申請や報告などのハードルが高くなることが懸念されます。現在の申請件数の減少傾向についても、申請や報告の煩雑化がその原因の一つと考えるものもあります。申請や報告の簡素化についてどのように考えているのか、伺います。

最後に、今回の制度変更について、どういった事業が支援対象なのかイメージができないという市町村の担当者が多いようです。例えば、これまで支援してきた17年間、約4,000の取組の中で、新しい制度でも支援できる取組を例示したらと思いますが、いかがでしょうか。以上6問を中村企画振興部長に伺います。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には2点の御質問をいただいております。

まず、県庁の建物をどのくらい先まで使うことを想定しているのかとのお尋ねでございます。

県庁舎は、壁や柱などの材料の状態が良好なことから、長寿命化に資する適切な修繕や改修を行い、建設された昭和42年から100年を目途に使用できるものとしているところでございます。

次に、県警本部の移転と県庁を建てる方針についてのお尋ねでございます。

現在の県警本部は、県庁9階、10階のほか、県庁周辺に分散していることに加え、その執務環境も手狭になっているところでございます。こうした状況を踏まえ、県警本部庁舎の建設に向けた検討を進めているところであり、議員御指摘の将来の県庁を建てる方向を示唆するものではございません。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には3点御質問をいただきました。

まず、県庁所在地については広く県民の声を聞きながら丁寧に進めるべきとのことですが、そのとおりだと思います。先ほど、私がどこかの場所に固定することを肯定したというような御質問がありましたが、昔の答弁を読み返してみますと、かなりの事業費をかけて耐震化工事

を完成したので、大切に使いながら当面する県政課題にしっかり取り組んでいきたいと答弁させていただいているところでありまして、現状課題になっているわけではありませんし、県庁をどうするかという大きな話を知事が独断で決めるなど絶対にあり得ないと思っております。

それから、分散型の県土を率先してつくっていくために県庁の部局や機能の移転を検討すべきと考えるかどうかという御質問であります。

長野県の構造を一極集中と見るということにはいささか議論があるのではないかと思います。本当の意味の一極集中というのは、県庁所在地に人口も何もかもが集まっている。多くの県は、県庁所在地に人口のかなりの部分が集中しており、そこに何か施設を置けば多くの人たちが利用できる、そういう形で一極集中しているわけですが、先ほどの御質問にもありましたように、長野県の場合は、県庁所在地の長野市にだけ何かがあれば県民の皆様方が満足するということではないので、一極集中というよりも、むしろ、広い県土にいろいろな施設が分散しているけれども、県庁自体が遠いということに問題があるのではないかというふうに私としては受け止めています。

まず、行政機能の在り方としては、これまでも、長野市だけに全部を置こうということではなく、例えば都市緑化信州フェアの推進室は安曇野の庁舎に置かせていただきましたし、今御議論いただいております消費生活センターについては松本に集約させていただきました、本庁で所管している啓発や情報発信といった業務もそこに移管していこうというふうに考えております。そういう意味で、必ずしも全てをここに集約することが最適だというふうに考えているわけではありません。

将来に向けて、デジタル化も進みます。また、かつてと比べれば交通体系も大分整備されてきています。そうしたことを考えると、人口戦略の中にも書かせていただいておりますように、改めて県土のグランドデザイン、どういう県土にしていくかということをしっかり考えていくことが必要ではないかというふうに思っています。

その際、例えば、リニア駅の周辺整備は、我々長野県としても非常に大きなプロジェクトであり、地元の皆様方とも連携しながら対応していかなければいけないというふうに思っております。

また、松本市や長野市の中心市街地の開発も、我々県としてもできるだけ邪魔しないように、応援する形で関わりながらよりよいまちづくりを進めていただくということが大変重要だというふうに思っています。

そうしたことを考える中で、都市機能がどうあるべきかということと、我々の行政機能をどう配置していくかということとを併せてしっかり考えていくことが重要だというふうに思っています。

今度、人口戦略県民会議第1回目の会合を開催します。会議自体は長野市で開催する予定になっていますが、私は松本からオンラインで参加しようと思っています。もう既にそういう時代になっていますので、行政手続のオンライン化や、仕事も在宅勤務を多用するなど、これまでと組織の在り方自体も変わってきます。この県土のグランドデザインをどう描くかということと、県の様々な機関や組織をどう配置していくかということの両面をにらみながらしっかり考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○副議長（続木幹夫君）知事に申し上げます。元気づくり支援金について答弁願います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）大変失礼いたしました。もう一点御質問をいただきました。元気づくり支援金についての御質問であります。

元気づくり支援金は、元気な地域づくりのためにこれまでの制度が果たしてきた役割を踏まえた今回の制度変更に対する考え方という御質問であります。

今般の信州未来共創戦略（仮称）案にも記載させていただいたように、社会が大分複雑多様化してきておりまして、我々行政だけでは対応できない、解決できない課題も大分増えてきているというふうに思っています。

その中で、いわゆるソーシャルセクター、NPO等、行政あるいは企業ではないセクターの活躍が非常に重要になってきているというふうに受け止めております。

これまで、元気づくり支援金におきましては、制度創設から17年間で4,000を超える地域づくり団体の自主的、主体的な取組を支援してまいりました。こうした観点で、ソーシャルセクターの支援をするという大きな役割を果たすとともに、様々な魅力ある地域づくりにも貢献してきたものというふうに受け止めております。ただ、大変長く制度が続いてくる中で、御要望や新規活用団体も減ってきました。また、事業の質や成果の検証を行った上で、いろいろな課題も見えてまいりました。また、資金や人材の不足から、活用した後に活動を継続できないといった団体も増えてきています。

こうしたことから、市町村の皆様方と共にワーキンググループを設置して、この制度の在り方をどうしていこうかということで検討してきたところであります。今般、その検討結果を踏まえて、来年度からは、支援対象を広域的な連携事業と持続可能な地域づくりに真に資する事業にしていこうと考えております。

これに加えて、この人口戦略、信州未来共創戦略（仮称）案ともリンクする特に重点的に推進したい取組については、重点支援対象事業として、補助率をかさ上げしていきたいと思っています。できるだけこの人口減少対応に活用できるようなものにしていきたいと思っています。

こうした中で、事業の質の向上を図るとともに、各地域振興局には総合的な支援窓口を設置して、こうした地域づくり団体の相談支援機能を県として充実させていきたいと思っています。こうしたことを通じて、様々な取組、団体の皆様方の活動支援、活動基盤の強化を図っていききたいというふうに思っております。

引き続き、この元気づくり支援金、そして様々な団体に対する支援の両面から地域の活動の活性化を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には元気づくり支援金について六つ御質問をいただきました。

まず、元気づくり支援金の見直しによる市町村の負担増加についてでございます。

今般の元気づくり支援金の在り方の検討に当たりましては、県と市町村が合同でワーキンググループを設置しまして、地方自治法における県と市町村の役割分担も念頭に、県は広域自治体として広域連携による取組や広域的な波及効果のある取組を支援し、市町村は住民に身近な自治体として自らの区域内における地域振興の取組を主体的に推進支援するという認識の下に検討を進めてまいりました。

今回の見直しは、こうした検討を踏まえ、県として支援する対象を重点化するものですが、見直しにより今後対象外となる事業への対応は、ワーキンググループの議論の中でも大きな論点の一つでした。

市町村からは、これまで県が支援してきた事業について、今後は市町村で対応するものが一定程度増えてくることを想定し、各市町村における財政的な調整や、それぞれ独自に運用する支援制度の見直しには一定の時間が必要なので、経過措置的なものを設けて段階的に改正案の内容に移行できないかといった意見をいただきました。

こうした御意見も踏まえまして、市町村における財政面、制度面での検討・準備期間を確保できるよう、2年間の経過措置期間を設け、その間は現行基準による事業も引き続き採択対象とする取扱いをお示ししたところでございます。

また、先ほど知事からもお話がありましたように、総合支援窓口を各地域振興局単位に設置して県の相談支援体制の充実を図り、対象外となってしまう事業についてもブラッシュアップして対象とできるよう助言するなど、きめ細やかな支援を行ってまいります。

こうした工夫を踏まえまして、県と市町村との協議の場において見直し案を御了承いただくとともに、市長会、町村会での説明等を通じて市町村長の皆様にも一定の御理解をいただいたものと考えております。

次に、公共的団体の活動に対するサポートについてです。

先ほど申し上げたとおり、今回の見直しでは、2年間の経過措置期間を設けるとともに、各地域振興局単位に総合支援窓口を設置し、地域づくり団体の取組のレベルアップや活動基盤の強化に向けた相談、助言などきめ細やかな支援を行っていくこととしたところです。

相談支援窓口では、地域づくりに関する取組への助言、地域おこし協力隊などの地域で活躍するプレーヤーとのマッチング、資金調達のノウハウの提供など、地域振興局や本庁を含む県全体のネットワークや知見を最大限活用した支援を行ってまいります。団体活動が停滞することのないよう、今以上のきめ細やかな支援を行うとともに、経過措置期間中における新基準への移行状況など、今回の見直しに対する市町村や団体の対応状況について注視してまいります。

次に、元気づくり支援金見直しによる県の財政支援についてでございます。

ワーキンググループの中でも、市町村から、改正に伴い対象外となった団体への支援を行う市町村への補助金交付を検討できないかといった県からの財政支援を求める旨の御意見もあったところでございます。

しかしながら、地域づくり活動への支援は、県、市町村の役割分担に基づき、それぞれが主体的に取り組むという考え方の下、費用分担も同様にそれぞれが負担する方向で市町村にも御了承いただいたところでございます。

また、現時点で県と市町村の制度に差がある状況も確かに見られますが、市町村から、2年間あれば制度改正が可能という声をいただきまして、財政面、制度面での検討準備をしてもらうよう2年間の経過措置期間を設けることとし、同様に御了承いただいております。

次に、同一団体における継続支援についてでございます。

現行制度では、ある団体が同一内容の事業を複数年行う場合、1年目のみを補助の対象としておりますが、事業内容が類似していても、ホップ・ステップ・ジャンプのように発展性を伴う事業は、本来単年度である本支援金の性質と自走性を求めることのバランスを見て3年目まで対象としておりまして、今回の見直しにおいてもその点についての変更はございません。

なお、先ほど申し上げたとおり、経過措置を2年間設けておりますが、これにより、本年度採択された事業についても、3年目の令和8年度まで採択することは可能となっております。

次に、申請方法等の簡素化、負担軽減についてでございます。

元気づくり支援金の申請等に係る事務手続については、申請者に過重な負担をかけないように配慮し、提出書類の電子化など、これまでも適宜運用を見直してきたところです。

実績報告や会計に係る支出書類の保存など、補助金交付規則に基づく手続も多く、補助金事務の適正性、信憑性を担保する観点から、これ以上の手続の簡素化には慎重な検討が必要ですが、例えば様式への入力補助機能の導入など、申請の負担軽減について、申請者の皆様の御意

見も伺いながら引き続き検討してまいります。

最後に、見直し後の対象事業例についてでございます。

ワーキンググループに参加した市町村からも、今回の見直し後の対象事業例を示してほしいといった御意見もいただいたところです。このため、第3回のワーキンググループにおいて、過去の採択事業の中から、新基準の要素を満たしている事業、例えば、広域的な連携事業として、山城を活用した事業でございますが、上田市と坂城町等が連携し、看板の設置やガイドの養成など継続的な取組に向けて11団体が参加する協議会を立ち上げた事業。また、モデル性が高い事業として、茅野市の地域の食文化であるドジョウをテーマにした事業ですが、地域資源の活用はもとより、古民家の拠点としての活用、子供たちへの教育等、幅広い観点で事業に取り組む先進性が見られ、支援金の交付終了後も見据えた運営という自走性も評価できる事業など、複数の事業例をお示ししたほか、地域コミュニティーに関する全国の先進事例も紹介し、事業のイメージを一定程度御理解いただいたものと考えております。

また、これから各エリアごとに開催する説明会の中でも、具体的な事業例を紹介しながら丁寧に説明してまいります。

加えて、各地域振興局に設置する総合支援窓口において相談を受けた場合にも、こうした事業例をお示ししながら分かりやすい説明に努め、ブラッシュアップしてまいります。

以上でございます。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）まず、県庁の所在地ですけれども、県警の位置が将来の県庁の位置を示唆するものではないという言質が取れましたので、よかったというように思います。

知事からは、交通の便がよくなったという話がありますが、我々南信に住む者からしますと、どうしても遠いと肌で感じます。2時間、3時間かかるということ、これはそんなに簡単なことではないと思っていただければと思います。次に県庁建て替えを検討する際は、もう少し真ん中のほう、例えば松本辺りということもぜひ検討していただきたい、そのようにお願いしたいと思います。

続いて、元気づくりの話ですけれども、総合窓口等を置いて県としてしっかりと助言していくというお話でありました。元気づくりは、市町村が窓口のような形で、活動される団体とお話をしながら書類をつくるということはよくありましたが、今回は、県で地域振興局に総合窓口を置いてしっかりと助言していくというお話だったと思います。市町村の負担という部分ではよく分からない部分もありますので、県のほうで丁寧に説明をしていただきたい、そのように思います。

少し戻ってしまいましたが、知事から県土のグランドデザインというお話がありました。将来

に向けて県民の方々から英知を集めてつくっていただきますようお願い申し上げます。

以上で質問を閉じます。

○副議長（続木幹夫君）次に、大井岳夫議員。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）自民党県議団、大井岳夫です。通告に従い順次質問いたします。

初めに、知事の目指す地方分権について質問します。

本年実施された衆議院議員選挙においては、1票の格差是正を目的とし、小選挙区において10増10減の選挙区割りの変更がなされました。東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県の5都県で合わせて10増える一方、宮城県、福島県、新潟県、滋賀県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、長崎県で1ずつ、合わせて10減となりました。

区割り変更からも、地方の人口減少は顕著であり、その減少分のほとんどを都市部が吸収することで、相対的に都市部の議員比率が高まっていくという事実が見えてきます。参議院選挙区における鳥取県・島根県、そして徳島県・高知県の合区を受け、国においては憲法の在り方も含めた議論がなされています。このことから、地方分権の流れと逆行することのないよう、地方の意見が国政に反映されづらくなることで政治格差を広げぬよう、地方から声を上げていかななくてはなりません。

そこで、このままのペースで人口減少が進んでいくと、地方の議員割合が減少し、東京など都市部選出の議員割合が高まることで、大都市偏重型の施策が進むのではないかと懸念されますが、知事の所見を伺います。

阿部知事は、前任者で現全国知事会会長の村井嘉浩宮城県知事より指名を受け、昨年9月に全国知事会の国民運動本部長に就任されました。これまで、国スポ改革をめぐる議論などをリードされてきたと認識していますが、どのような思いを持って就任されたのでしょうか。また、リーダーシップを発揮し、特に地方分権や東京一極集中など、何を是正し、実現されようとしているか。以上、阿部知事の所見を伺います。

次に、スポーツと観光振興について質問します。

観光スポーツ部が発足した要諦は、スポーツ振興のみならず、スポーツが有するポテンシャルを生かし、時に観光と融合させ、相乗効果を図り、本県の活力向上につなげることと捉えています。

そこで、観光振興や地域活性化を目途とし、全国規模のスポーツ大会誘致は、中長期ビジョンを持ちつつ、信州やまなみ国スポ以降も積極的に図っていくべきと考えますが、知事の所見を伺います。

県大会や全国大会の開催に当たっては、主催者が参加費徴収や広告収入などにより収入を確

保し、支出の削減を図っていますが、例えば、長野県立武道館において、北信越大会規模以上の大会で主道場を2階観覧席まで終日貸切りで利用した場合、10万円以上の利用料がかかることから、主催団体の大きな負担となっていると競技団体から伺っています。

このように、規模の大きな大会は、大きな負担が伴うものの、宿泊や飲食も伴うことで観光や経済への波及効果も期待されることから、負担の増加によって規模の大きな大会開催を断念することがないようにサポートしていく必要があると考えます。そこで、大会の参加人数などに一定の基準を設け、主催団体への補助制度を検討すべきと考えますが、観光スポーツ部長の所見を伺います。

今年開催された佐賀国スポにおいては、男女とも多くの選手が躍動し、活躍された一方、女子総合の得点、順位に目を移すと、604.5点を獲得し、23位であり、前回鹿児島国体の660.5点、16位、前々回栃木国体の703点、13位から大きく順位を落としています。2028年信州やまなみ国スポにおいて、天皇杯並びに皇后杯を目指す上で、この要因をどのように分析し、これを踏まえて、今後どのように女性アスリート支援の環境を整備していくか、観光スポーツ部長に伺います。

中学校の教員の中には、部活指導にやりがいを感じ、教員となった方も多くいます。スポーツの競技力向上、裾野の拡大においては中学校の教員が大きな役割を果たしていることから、部活動地域移行によりこうした教員の意欲が低下することのないよう、どのような取組をしていくか、教育長の所見を伺います。

スポーツにおいては、勝ちたい、高みを目指したいと思うことで、向上心を持ち、努力や工夫、仲間とのコミュニケーションが生まれ、成長につながっていきます。そして、勝つことの喜びにより充実感や達成感、自己肯定感が充足され、競技を継続し、より高みを目指したいという好循環につながっていきます。

行き過ぎた勝利至上主義になってはいませんが、スポーツは楽しいものでありながらも、厳しさ、困難さも有しており、時に自分との闘いも生まれてきます。そして、これらを乗り越え、勝利や高みを目指す意義は、人格形成という面においても大きいと考えます。そこで、部活動における勝利や高みを目指す意義について教育長の所見を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には3点御質問を頂戴いたしました。

まず、私の目指す地方分権についてということで2点御質問を頂戴しました。

まず、人口減少の中で、将来的には大都市部の議員が増えて、大都市偏重型の施策になってしまうのではないかという御懸念についてどう思うかという御質問であります。

御懸念は私も全く同じ思いであります。今、私は全国過疎連盟の会長をさせていただいてい

ますが、過疎地域から選出された国会議員の先生方と懇談させていただくと、かなりこの話題が出ます。

先ほども御質問の中で触れていただきましたように、参議院議員の選挙区については、鳥取・島根、それから徳島・高知は非常に大きな問題でありますし、全国知事会としてもこの合区の解消について強く国に求めているところであります。

参議院は、創設当初から一貫して都道府県単位の代表が選出される形になっていたわけですが、人口減少に伴い合区されたことによりどうしても関心が低くなり、投票率が下がるとか、地域の代表としての性格が薄くなってしまふ。そういう課題があるわけであります。

一方で、衆議院は、人口比例はある意味避けられない部分があるかもしれませんが、前回の総選挙で、東京の小選挙区から選ばれる議員の数は30、30小選挙区あるわけですが、長野県は御承知のとおり5であります。北陸信越は、新潟、長野、富山、石川、福井を合わせても18、九州全体では30ということであります。人口比例だから当然こうなのでありますが、長野県の面積は東京都の約6倍あるのに衆議院の小選挙区は6分の1ということで、こうした状況で本当にいいのかという問題意識は私も持っております。

大都市部への人口集中、特に、東京への人口集中が進んでしまうと、そのうちどこかの時点で、国会は東京や大都市部出身の議員さんが大宗を占めて、農山村の暮らしや農山村の課題があまり議論されなくなる。分からなくなってしまうのではないかという懸念を私も共有させていただいております。

知事会としては、まず参議院の合区の話の何とか解消するようにと求めているわけでありまして、これはやはり十分な国民的議論の下で、単純に人口比例で選ばれることだけが望ましいのかということをしっかり議論していくことが必要だと思います。

アメリカの上院は、御承知のとおり、どれだけ人口が少ない州でも2人ずつという形になっているわけであります。日本の場合も、衆議院、参議院の両院制を取っているわけでありますので、どちらも同じように人口比例でいくのか、国においてしっかり議論してもらいたいと思います。喫緊の課題である参議院の合区を放っておくと、ほかの県でも合区されてしまうところが増えてしまいます。我々も問題意識を持っていますので、そうした問題提起をこれからも行っていきたいというふうに思います。

それから、全国知事会の国民運動本部長にどういう思いで就任したのか、また何をしようとしているのかという御質問であります。

まず、国民運動本部の成り立ちとしては、行政だけで解決できることは少なくなってきていると私はいつも申し上げますが、知事会だけで解決できることもだんだん少なくなってきているというふうに思っています。経済界をはじめ、いろいろな団体の皆様方とも積極的に意

見交換をしながら、共に問題意識を共有して課題解決に当たっていくことが大変重要だというふうに考えています。つい先日も、全国医師会の皆様方と意見交換をさせていただいているところでもあります。

引き続きこの取組は行っていきたいと思いますが、特に私として取り組んでいかなければならないのは、私が本部長に就任する際に全国知事会の場でお話をさせていただいた、地方自治の意義についての理解拡大であります。

最近、地方分権の議論も盛り上がっていませんし、地方自治の重要性も、国が法令を改正すれば簡単に踏みにじられかねないという状況の中で、やはりもう一回自治分権ということをしかり考えて、多くの国民の皆さんに共有していただくということは重要だと思っています。

今年の6月には、国民運動本部として、当時の河野太郎大臣にも御参加いただき、地方自治の意義理解拡大に向けてのセッションをメディアの皆さんにも御参加いただいていたところでもあります。

地方自治の意義理解拡大に向けて、意義をしかり共有してもらうことについて引き続き取り組んでいきたいと思っています。あわせて、当面の課題である人口減少についても、国民的な議論になるように、関係方面と一緒に取り組んでいきたいというふうに思っています。

さきの自民党の総裁選、それから衆議院選に当たりまして、私は、各総裁候補者の皆様方、また、衆院選に当たっては、主要政党の政調会長を訪問させていただいて、まず知事会としての一丁目一番地はこの人口減少問題だと、東京一極集中も含めてしかり国として問題意識を持って取り組んでもらいたいということをお願いしています。

こうした活動をこれからもしっかり継続することによって、全国知事会としていろいろな団体と連携しての動き、とりわけ今の局面では、この人口減少問題と地方自治の意義を広げていくと、こうした活動を中心に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、最後に、スポーツと観光振興に関連して、全国規模のスポーツ大会の誘致について積極的に行っていくべきと考えるかどうかという御質問であります。

御指摘のとおり、非常に重要だと思います。今回、観光スポーツ部になりましたので、これまで以上にスポーツ大会の誘致と観光政策を結びつけることが重要であり、我々としても取り組まなければいけない課題だというふうに思っています。

平成28年に関係団体の皆さんと長野県スポーツコミッションを設立してスポーツ大会や合宿の誘致に取り組んできたところでもあります。御質問にもありましたが、4年後にやまなみ国スポ・全障スポがありますので、まず大会の成功に向けた取組をしかり行っていきたいと思います。それと併せて、この国スポ・全障スポを単なる一過性の大会として終わらせてはいけないと思っていますので、全国規模の大会や世界規模の大会の誘致にも取り組んでいきたいと思

います。

先日も、スピードスケートのワールドカップが開催されましたので、私もプレゼンターの一人として参加させていただきました。ヨーロッパ各国をはじめ世界から多くの選手に訪れていただきました。

その後、ちょうどEUの各国大使と全国知事会との懇談の場がありまして、EUの十数名の大使の皆さんとお話する中で、長野県は冬季オリンピックをやった県だとのことで、ヨーロッパの皆様方の認知度はかなり高いと思っています。

こうした国際的な大会を開催することで、長野県のプレゼンスや知名度を上げていくということにもつながると思いますので、そうした視点を持ちながらこのスポーツ大会の誘致に取り組んでいきたいと思っています。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私にはスポーツと観光振興について2点の御質問でございます。

まず、全国規模のスポーツ大会の補助についてでございます。

大規模な大会の開催に向けましては、例えば白馬ジャンプ競技場で開催されましたワールドカップなど世界レベルの大会に対して随時支援をしているほか、MICE誘致促進事業におきまして海外から選手が参加する大会への補助を実施しており、カーリング大会への支援実績がございます。また、国内の大会におきましては、インターハイや全国中学校体育大会が長野県で開催される際に経費の一部を負担しているところでございます。

全国大会の開催を支援する際には、参加人数を基準にすることも一つの方法でございますほか、競技人口が少ない競技への配慮をはじめ、どのレベルの大会を対象にするかなど、様々なスポーツの振興を図る観点から、競技に偏りのない公平な支援制度が求められると考えております。

こうした点も念頭に置きまして、同様の支援を有する他県等の制度やその利用状況を確認するとともに、大会を運営する競技団体の声もお伺いするなど、支援の在り方を含めて検討してまいります。

次に、国スポにおきます女子の総合、いわゆる皇后杯の順位低下の分析とその対策についてでございます。

佐賀国スポにおける男女総合、いわゆる天皇杯の結果は、昨年鹿児島国体に比しまして得点を伸ばしたところでございますし、順位も21から17位と上げておる一方で、皇后杯は順位を下げ、得点も減少しているという状況にございます。

今年の皇后杯の得点内訳を見ますと、昨年得点が減少しました少年女子は得点を伸ばしておりますけれども、ここ数年横ばい傾向であります成年女子は、有力選手の世代交代などによりまして思うように得点が伸ばせないために、順位を上げられないという状況でございます。

これまでも、成年女子の強化対策につきましては、スポーツドクターの資格を持つ産婦人科医を講師に招いた研修会の開催や女性特有の課題に対応した医科学サポートに取り組んでまいりましたけれども、本県開催の国スポを見据え、女性アスリートのさらなる強化が必要と考えております。

現在、佐賀国スポの結果を踏まえまして、各競技団体の強化責任者とミーティングを実施しております。本県選手の個々の強化状況も含め、詳細な分析を行っており、分析結果に基づきまして、女性アスリートに着目した強化対策を検討し、競技力の向上が図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）部活動に関しまして2点御質問をいただきました。

まず、部活動地域移行による教員の意欲の低下についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、中学校の教員の中には、私自身もそうだったのですが、部活動を通して子供たちの健全な成長を支えたいと願い、教員を志した者も多いと認識しております。

地域クラブ活動への移行後も指導を希望する教員については、勤務する学校長の許可を得た上で、市町村教育委員会による兼職兼業の許可を得ることにより指導に当たることが可能であり、学校長や市町村教育委員会に対して様々な機会を通じて周知してまいります。これまで熱心に運動部活動に取り組んできた教員が、地域クラブ活動においてもその意欲や専門性を十分発揮できるよう、取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、部活動における勝利や高みを目指す意義についてでございます。

勝利や高みを求める欲求はスポーツに内在する価値であり、こうした欲求が源となって活動し、向上心や創意工夫、仲間とのコミュニケーションの創出等人間的な成長につながるものと認識しております。

また、スポーツには、その活動自体を楽しむことや仲間と共に喜びを体得する等の価値も内在しており、指導者は子供の体力やニーズに応じていつでもどこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの資質の育成も見据えた指導を行うことも肝要であろうと考えております。

総じて、私の願う中学生期のスポーツは、勝利という目標を目指しながら、子供と指導者が共に夢を見、共に笑い、共に涙するプロセスに価値があると考えております。問題は、その勝ち方、負け方であり、負けて得ることがあれば勝って失うこともあるということをお子たちに

は感じ取ってほしいと思います。

また、指導者は、子供たちが頑張った自分、成長した自分を自覚できるよう支援することが大切であると考えております。

以上でございます。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）それぞれ答弁をいただきました。

2028年信州やまなみ国スポに向け、私も複数の競技で強化に関わっていますが、今後も計画的な選手強化や競技力向上が加速化していくことを期待し、次の質問に移ります。

次に、持続可能な農業について質問します。

本年6月3日の午後、佐久市から御代田町、軽井沢町にかけて降ひょう害が発生しました。被害に遭われた農家は152戸で、被害額は、野菜、果樹を合わせて6,000万円超という規模の災害でありました。

小山県議と共に被害に遭われた桃、リンゴ、プルーンを栽培する佐久市の果樹農家の方よりお話を伺ったところ、これまでは長くても2分から3分で収まっていた降ひょうが10分ほども続き、粒も小豆大、5ミリから10ミリ程度ということだったそうですけれども、これまで経験したことのない大きさだったそうです。

降ひょう被害を防ぐために、防ひょうシート設置による対策がありますが、ひょう害は突発的に発生することが多く、危険を察知してから防ひょうシートを張っても間に合わないこと、また、長時間使用すると遮光により生育への影響が懸念されること。また、設置に係るコストなどの理由により導入に踏み切れない果樹農家もあります。今回お話を伺った農家は、収入が半減するほどの被害を受け、収入保険により被害額の何割かはカバーできたそうですが、十分と言える額ではなく、生活費の補填に回すのがやっとで、営農に係る部分までは回らなかったとのことでした。

県の農作物等災害緊急対策事業における降ひょう被害の発動基準は、年間農業収入に対する損失額が50%以上の農家が5戸以上の際、市町村に対して被害額の10分の5以内を補助するとされていますが、今回のひょう害は、道一本隔てた農家は被害がほとんどなかったなど、被害が極めて局地的だったこともあり、事業の対象とはなりませんでした。

このように、地球温暖化の影響等により、予測困難でこれまでにない規模での自然災害リスクが増す中、県においては、農業におけるリスクをどのように捉え、農作物等災害緊急対策事業における発動基準の見直しも含めて対策を講じていくか。農政部長に伺います。

災害の恐ろしさは、過ぎればそれで終わりではなく、傷ついた果樹は適正着果のためすぐに間引くことができず、病害に細心の注意を払いながら育てていかななくてはならないことなど、

被害に遭われた方より、苦しい胸のうちをお話しいただきました。

降ひょう被害のほか、突風災害においても同様に、突風の通り道になりやすい土地、高温被害に遭いやすい土地を有する農家は、農地の交換、新たな農地の確保も難しいことから、常に天候リスクにさらされています。もちろん、収入保険や農業共済などへの加入など自衛努力も必要ですが、農業、農家が果たしている役割の大きさを鑑みると、自己責任で片づけられるものではありません。

そこで、経営基盤が確立していない農家が、自然災害等により失意のうちに離農することがないように、丁寧な伴走支援が必要と考えますが、農政部長の所見を伺います。

長野県エシカル消費に挙げられている四つの消費行動のうちの一つが「地域に配慮した消費」であり、ホームページを進んでいくと、「自然災害にあった地域などで作られた商品を購入することで、その地域を応援することができます」と説明されています。確かにそのとおりなのですが、できますという表現は、事実であるものの、呼びかけや行動変容を促すものではありません。さきに挙げた災害発生の際においてこそピンポイントで発信し、例えば傷みの発生した野菜や果物の購買を呼びかけることこそ必要ではないでしょうか。

賢い消費の源となっているのは、消費者のことを思う生産者の存在です。エシカル消費の発信で満足するのではなく、実際に消費者に行動変容を働きかけ、時に失意の農家に寄り添う働きかけをどのように行ってきたか。また、これからどのように展開していこうとされているか。農政部長の所見を伺います。

次に、チャイルドシートについて質問します。

本年8月、福岡市で、母親の運転する軽乗用車に乗っていたチャイルドシート未着用の7歳と5歳の姉妹が亡くなるという大変痛ましい事故がありました。

道路交通法においては、6歳未満の子供はチャイルドシートを使用しなければならないと定められていることから、この事故で亡くなった7歳のお子さんは、チャイルドシートの使用義務がなかったにもかかわらず、シートベルトの締めつけが主たる要因として亡くなってしまいました。

このような事故の増加を背景に、日本自動車連盟、J A Fは、チャイルドシートの使用を推奨する基準を、これまでの身長140センチ未満から150センチ未満まで引き上げました。6歳未満という年齢にとらわれない使用を促すことで、県内においてもこのような事故の発生を防ぎ、大切な命が失われることがないように、順次質問いたします。

チャイルドシートの使用規定、県内での6歳未満の幼児が乗車していた交通事故のチャイルドシートの使用状況及び取締りの状況について警察本部長に伺います。

6歳未満の幼児を乗車させる際にはチャイルドシートの使用が義務づけられていますが、県

内におけるチャイルドシートの使用率について県民文化部長に伺います。

これまで、県民に対し、チャイルドシートの使用をどのように呼びかけてきたか。また、使用率を向上させ、幼児をはじめとした命を守るために、今後どのように取り組んでいくか。県民文化部長に伺います。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には3点御質問をいただきました。

初めに、農業における災害リスクと今後の対策についてのお尋ねです。

日々自然と向き合う中で営まれている農業にとって、気候変動によるとされている災害の激甚化、頻発化、局地化は、時として極めて大きなダメージを及ぼす深刻な脅威であり、その備えは重要な課題だと認識してございます。

被害産地を支援する農作物等災害緊急対策事業については、これまでも、局地的な被害にも対応できるよう、実情に応じて要件を見直してきたところでございます。近年、大規模法人等への農地集積など営農環境が変化していることや、災害の局地化などを踏まえ、市町村の意見もお聞きしながら発動基準の見直しを含めて検討してまいります。

また、何よりも未然の対策が重要でありますので、被害を防止する設備の導入支援やセーフティーネットへの加入促進、生産安定技術の普及など総合的に対策を講じてまいります。

次に、経営基盤が確立されていない農家への支援についてのお尋ねです。

新規就農者をはじめ経営基盤が確立されていない農家については、農業農村支援センターにおいて重点支援の対象に位置づけて定期的に巡回し、直接課題や悩みをお聞きするとともに、技術指導や経営面での助言、活用できる制度の紹介など総合的な支援を行っているところでございます。

また、自然災害や資材価格の高騰など営農に影響するおそれが生じた際には、被災した農作物の復旧のための栽培技術指導や資金対応、価格補填対策事業の紹介など、支援センターに開設する相談窓口と連携して、個々の事情に応じて最適な支援を行ってきたところでございます。

人口減少下において、新たな担い手の確保育成は重要な課題であることから、今後も個々の農家に寄り添い、早期に経営基盤が確立できるよう支援を行ってまいります。

最後に、気象災害などの被害に遭った生産者への販売支援についてのお尋ねです。

これまでも、被害に遭った生産者の収入を確保するため、地元の小売店や農産物直売所、県・市町村の庁舎、銀座NAGANO等での販売などに取り組んできております。また、県ホームページやメディアを介した発信を通じ、消費者への理解促進に取り組んできたところでございます。

本年6月の佐久地域における降ひょう被害を受けたブルーベリーや桃については、近隣の農産物

直売所でも販売したところ、即日完売となるなど、多くの消費者の皆様に応援をいただいたところでございます。

今後とも、販売可能な場合においては、その規模に応じて、地域における販売や流通、スーパー等との連携したキャンペーンなど、関係機関と連携して被災農家の収入確保を支援するとともに、こうした取組をしあわせバイ信州運動として積極的に発信し、地域の生産者を支える消費行動の意識の醸成に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察にはチャイルドシートの使用について3点御質問をいただきました。

まず、1点目のチャイルドシートの使用に関する規定についてお答えいたします。

道路交通法では、6歳未満の者を幼児と規定し、普通自動車等の運転者の遵守事項において、「自動車の運転者は、幼児用補助装置を使用しない幼児を乗車させて自動車を運転してはならない」と規定しております。

続いて、2点目でございます。県内での6歳未満の幼児が乗車していた交通事故のチャイルドシートの使用状況についてお答えいたします。

令和元年から本年10月末までの間で、自動車に同乗していた6歳未満の幼児の死者は1人、負傷者は262人おまして、このうち221人、全体の84.0%がチャイルドシートを使用していました。なお、チャイルドシートを使用していなかった幼児は42人、このうち23人はチャイルドシートもシートベルトも着用していませんでした。

次に、3点目でございます。チャイルドシート使用義務違反の取締り状況についてお答えいたします。

本年1月から10月末までのチャイルドシート使用義務違反の取締り件数は329件でした。幼児を交通事故から守るためには、適切にチャイルドシートを使用していただくことが重要でありますので、警察といたしましては、引き続き交通指導取締りをはじめとして、チャイルドシートの使用促進に向けた取組を推進してまいります。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私にはチャイルドシートの使用につきまして2点お尋ねを頂戴いたしました。

まず、チャイルドシートの使用率でございます。

県内の20か所におきまして実施したチャイルドシートの使用率調査結果でございますが、令和6年4月時点でのチャイルドシート使用率は83.8%でございます。令和5年9月に実施い

たしました前回調査と比較して4.8%上昇いたしております。

続きまして、チャイルドシートの使用率向上の取組についてお答え申し上げます。

県では、これまで、チャイルドシートの使用を促進するために3点の取組を行ってまいりました。

1点目は、長野県交通安全運動推進計画にチャイルドシートの正しい使用の徹底を重点事項の一つに掲げまして、季別の交通安全運動等の機会に街頭啓発活動を実施しております。

2点目でございますが、乳幼児健診を実施しております市町村に対しまして、チャイルドシートの使用促進のチラシを配布し、正しい取付け方法や、年齢に応じた乳幼児用、幼児用、学童用のシートがあること、お子様の身体に合わせたシートを使用して子供の命を守ることを呼びかけております。

3点目は、乳幼児の親の車にチャイルドシートは取り付けていらっしゃるが、祖父母の車に乗せ替えないケースが見られることから、高齢者に対しましても、出前講座においてチャイルドシートの使用を呼びかけております。

これらの取組によりまして、チャイルドシート使用率が着実に上昇してまいりましたが、来年度からは、これまでの活動に加えまして、幼児がいる家庭を対象に配付しております交通安全親子絵本にチャイルドシートに関する内容を盛り込み、親子でチャイルドシートの大切さを理解できる取組を行うなど、チャイルドシートの重要性を訴えながら使用率のさらなる向上を目指してまいります。

以上でございます。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）それぞれ答弁をいただきました。

エシカル消費に係る部分ですが、いまだ規格外の野菜や果物は扱えない、並べられないとする流通業者や小売業者が多いのが現状です。その要因は、消費者に選んでもらえないからとされています。

地産地消、地消地産を推進し、農業、そして農業を支える農家を守り、生産意欲を高めていくためには、産地で生産者と共に暮らす我々から、さきに挙げた消費マインドから変える流れをつくっていかなくてはなりません。そのためにも、生産者、流通、小売、消費者も含めて共有できるビジョンが必要と考えます。ビジョンの策定に向けての研究を要望しまして、私の一切の質問を終わります。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後 2 時53分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

小林あや議員。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）小林あやです。

長野県の海外戦略と国際交流の推進について質問いたします。

本県は、アメリカ、オーストラリア、ドイツ、台湾など主要な国々との経済交流が進展しており、さらなる拡大が期待されています。これらの国々との連携強化は、地域産業の国際競争力を高め、観光誘客や県産品の輸出促進を通じて県全体の経済活性化に寄与するものであり、極めて重要な取組であると考えられます。

また、例えば、松本城のことをブラックキャッスルと言って、黒いお城の様相がシックでカッコいいと感じる欧米人が多いのだそうで、日本人が意識しない、気づかない魅力を海外の方は感じ、関心を持ってくれるケースが多々あります。

一方で、現状では、各担当部局が個別に対応しているケースが多く見受けられます。この点については一定の評価がなされるものの、より一体的かつ効果的な戦略推進の必要性を強く感じております。部局間の連携を強化し、共通の目標に向かって一貫性のある取組を進めることで、さらなる成果を生み出すことができると確信しております。

さて、10月に知事が行ったアメリカでのトップセールスは、長野県として海外市場への進出や連携強化を図る重要な機会であったと高く評価しております。この訪問を通じてどのような具体的な成果が得られたのか。また、渡航前に抱いていた期待感に対し、現地での発見や手応えはどのようなものであったのか。知事にお伺いします。

一方で、現地企業・団体との連携、あるいは期待される協力関係などが挙げられるのかと思いますが、今回のトップセールスを通じて明らかになった課題についてもお聞かせいただきたいと思います。

さらに、これらの成果と課題を踏まえ、今後どのように進めていくのか。今回の訪問がどのように生かされていくのか。将来展望についてお伺いします。

次に、教育分野における国際交流についてお伺いします。

子供たちが異なる価値観や文化に触れることは、国際社会で活躍できる人材を育成する上で欠かせない経験となります。

また、子供たちが今後海外に興味を持ち、広い視点から学びを深めていくきっかけにもなり、このような国際交流の機会を充実させることは、本県の教育の質を向上させるだけでなく、将

来的に県全体の国際感覚を高める効果も期待されます。

台湾の事例を御紹介しますと、いわゆるフリースクールが法制化され、学校として認められているのだそうです。リサーチペーパー等卒業要件に必要な資料を提出すると卒業認定を受けられ、大学への進学も可能となります。この事例からは、個別最適な学びの具体像をイメージできそうです。こうした海外の教育制度との違いを知ることも将来の教育の在り方を考えていく上で必要な手段だと思います。

一方で、近年は、海外情勢が不安定な場面も多く、政治的、社会的、経済的な影響を受けやすい状況にあります。一例を挙げますと、数年前までオーストラリアに修学旅行に行っていたある学校では、円安の影響で旅行費用が2倍近く値上がりし、現在休止せざるを得ない状況となっています。

こうした背景を考慮すると、海外情勢に左右されず、安定的かつ継続的に交流を推進するための取組が求められます。例えば、複数の国々との交流機会の確保、オンライン交流を活用した新たなプログラムの導入、地域の国際的な団体との連携強化などといった取組が考えられますが、現在県内の学校でどのような海外交流が行われているのか、具体的な取組について教育長にお伺いします。また、これらの交流が子供たちにどのような学びや成長をもたらすのか、教育的な意義についても併せてお聞きします。

知事は、本県の海外戦略に関して、抜本的に強化し、人的ネットワークの構築、活用に力を入れていくと提案説明で述べられました。

一方で、本県が海外戦略を進めていくには、幾つかの課題も存在すると考えられます。まずは、専門人材の確保育成です。幅広いネットワークや知識を持った外部人材の持つ専門的なノウハウを県職員が学び、専門人材として成長する機会を設けることは、非常に有効な手段であると考えられます。

また、庁内体制の構築においては、部局間での情報共有を進め、各部局が互いの取組を理解することも重要な点であると思います。このほか、商工会議所等各種関係機関との連携やリスク管理なども必要となってきます。

しかしながら、海外戦略の強化によって期待される成果は多岐にわたります。例えば、松本市や白馬村、軽井沢町などインバウンド促進に力を入れている市町村との連携も強化され、周辺地域もそれに伴い好影響を受けることが期待できます。つまり、地域全体の観光振興につながることを期待されます。

また、海外との交流を通じて、経済的なメリットだけでなく、最新の情報や感覚を取り入れることで県全体を国際的意識の涵養につないでいく効果も考えられます。こうしたものは、最終的に地域全体の発展や県民の暮らしの質の向上に寄与していくと考えられます。

これらの点も踏まえ、海外戦略における課題をどのように捉えていらっしゃるのか。また、人口減少下において、海外戦略の強化によってどのような成果を期待されるのか。知事のお考えをお聞きいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には２点御質問をいただきました。

まず、アメリカ訪問での手応えや発見、課題や今後の展望という御質問であります。

今回、ニューヨーク、ポートランド、ロサンゼルス３都市を回らせていただきましたが、食品産業の関係の皆様方、それから旅行関係の皆様方と御一緒させていただいて、長野県の発酵・長寿食品を中心としたアピール、そして、長野県の観光誘客を中心に行ってきました。「発酵・長寿」というキーワードは、ヨーロッパを訪問したときにも感じましたけれども、世界的に通用する重要なキーワードになり得るのではないかとということを実感したところであります。

また、各地でレセプションを開催させていただきましたけれども、多くの皆様方に長野県の食品類や観光地に関心を持っていただくことができました。これは、総領事館をはじめ、関係の皆様方、そして、今回企画、実行をしてもらった県職員の頑張りのおかげだというふうに思っておりまして、私としては期待した以上の手応えを感じたところでございます。

そうした中で、具体的には、例えば営業局関係の商談件数は全部で253件ということで、多くの関係の皆様方からいろいろな引き合いをいただいたところであります。例えば、年明けには東海岸４社12店舗で長野フェアを開催することが決まりました。ニューヨーク、コネチカットを中心に開催されるという状況であります。また、観光関係では約500件の商談を行わせていただいて、複数の有力な旅行会社により長野ツアーを行うことが決定したところであります。

こうした関係性はしっかりと継続させていかなければいけないというふうに思っております。１回行ってまたしばらく何も関係性がないということではいけないというふうに思います。正直私が毎年行くわけにはいきませんが、来年度に向けて、物産の関係では見本市への出展やバイヤーの招聘、あるいはB to Bのレセプションの実施、こうしたことを行っていきたいというふうに思っております。

また、観光誘客の観点でも、引き続き、ロサンゼルスでの商談会や旅行会社を招待しての県内視察旅行を通じて、今回構築させていただいた関係性を引き続き維持発展することができるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

今回、一定の手応えを感じたわけですが、課題として感じておりますのは、やはりまだまだ長野県や長野の物産、観光の認知度をさらに高めていくことが必要だというふうに考えています。また一方で、単なる一過性の取組ではなく、地に足がついた継続的な関係性の構築

が必要だというふうに思っています。そういう観点で、先ほど申し上げたような取組を継続的に行うと同時に、引き続き世界に向けての発信、PRに力を入れていきたいというふうに思っております。

それから、海外戦略における課題は何か。海外戦略の強化によりどのような成果を期待するのかという御質問でございます。

御質問にもありましたように、海外展開していく上では、やはり一つは、人材をしっかり育成確保していくということが重要だと思いますし、その一方で、継続的な関係性をつくっていくということも重要だと思っております。

今回も、海外、アメリカの3都市の領事館の皆様方に大変御支援いただくと同時に、県人会の皆様をはじめ多くの関係者の皆様方の御支援をいただいたわけであります。そういう意味では、ぜひこれからも様々な大使館、領事館、様々な団体、県人会等のネットワークをしっかりと構築して発展させていくことが大きなテーマだというふうに思いますし、県の職員も、CLAIRやJNTO、こうしたところに派遣させていただくことを通じて、特定の国々や海外との交流であったり、こうした分野に精通した人材をこれからも育成していきたいというふうに考えております。

こうしたことを通じて期待している成果でありますけれども、産業面では、国内市場が縮小する中で、世界の市場で県内の企業が売上げをもっともっと伸ばしていくということ、さらには、インバウンドで多くの皆様方に長野県に観光でお越しいただく、さらには、様々な優秀な人材が長野県の産業の担い手として活躍していただく、こうした姿を描くと同時に、気候変動をはじめとする世界の国々と協力して取り組む課題がありますので、そうした課題にも関係する国や地域の皆さんと一緒にやって取り組むことによって具体的な成果を上げられるようにしていきたいというふうに考えております。

県庁内の体制強化も含めてしっかり対応することによって、これからも海外戦略の充実強化を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 学校間の海外交流についてのお尋ねでございます。

現在、海外の学校と姉妹提携をしている県立高等学校は7校ございます。また、訪日教育旅行の令和5年度の受入れは、45団体、1,287名でございます。さらに、16の市町村においては、希望する児童生徒を海外に派遣する短期留学プログラムを実施している状況でございます。

県教育委員会といたしましても、平成30年に台湾高雄市と教育交流協力に関する覚書を締結いたし、本年度はオンラインによる相互交流の実施を新たに盛り込み、覚書の更新を行ったと

ころでございます。

また、信州つばさプロジェクトにより、県で企画する留学プログラムの実施や個人留学への支援を行っており、昨年度は90名の高校生が短期または長期の海外留学を行いました。今後は、留学支援を行う様々な団体とも連携しながら、姉妹校提携を希望する学校同士をつなぐ取組を行うなど、学校間の継続的な海外交流の支援に取り組んでまいります。

また、海外交流の教育的意義についてでございますが、海外交流において広い視野を持ち、異文化を理解し尊重する態度や、異なる文化や価値観を持つ人々と協働し、共に生きていく資質・能力を育んだり、国際社会において、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現できるコミュニケーション能力の育成などが教育的な意義であるというふうに考えております。

また、感性豊かな中高生の年代に海外交流することは、人格形成上も意義深いものと考えておりますので、今後も海外交流を一層推進できるよう努めてまいります。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）海外での取組が具体的な成果を上げるためには、まずは大きな夢を描くことかと思います。今後の展開に期待したいと思います。

また、教育分野における国際交流の充実は、次世代の育成にとって重要な投資でありまして、これを持続可能な形で実現するための工夫が求められていくと思いますので、引き続き関係機関との連携強化をよろしくお願いいたします。

世界水準の山岳高原観光地実現に向けた宿泊税（仮称）の活用について質問いたします。以下、宿泊税と申します。

本県は、豊かな自然環境に恵まれ、山岳高原はその中心的な観光資源として国内外の多くの観光客を魅了しています。しかし、温暖化の影響で降雪期間や積雪量が減り、スノーシーズンだけで収益を得るにはもはや限界に達していることも事実です。したがって、さらなる競争力を高めるためには、グリーンシーズンにも着目し、山の上で長時間滞在できるようなコンテンツの提供など、年間を通した山岳高原観光への転換が必須となっています。

加えて、国内における少子高齢化の現状を踏まえると、インバウンドの力は地域経済の下支えに欠かせない存在となっています。

山岳高原観光においては、質の向上と持続可能な発展を目指した大胆な施策が必要となりますが、本県が導入を目指す宿泊税は、新たな財源として山岳高原地域の観光振興に大きな役割を果たすことが期待されます。同時に、訪れる観光客だけでなく、地域住民の満足度や生活環境を向上させることも重要な要素になってきますが、観光地としての魅力発信を強化することでリピーターの増加や新たな観光客層の改革を図ることが求められます。宿泊税を活用して知事が実現していきたい世界水準の山岳高原観光地とはどのようなものか、お伺いします。

現在想定される宿泊税の使途について、長野県らしい観光コンテンツの充実、観光客の受入れ環境の整備、観光振興体制の充実という３本柱が掲げられています。こうした施策を効果的に進めるためには、ビジョンを策定し、それを市町村や観光事業者と早期に共有することが必要です。

例えば、福岡市では、アジアのリーダー都市を目指すという分かりやすいキャッチコピーを用いて様々な取組を進めていますが、本県においても、世界水準の山岳高原観光地づくりを効果的に推進するためには、こうした先行例も参考に、県がインパクトのあるビジョン、分かりやすい目標を掲げ、方向性を共に理解し合いながら市町村、観光事業者と共に取り組んでいく必要があると考えます。観光スポーツ部長の所見をお伺いします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には宿泊税に関連して、世界水準の山岳高原観光地づくりというのはどのようなものかという御質問であります。

私としては、本県観光のキーワードとして、世界水準の山岳高原観光地づくりをずっと申し上げてきているところでありますが、世界水準、山岳高原、観光地づくりと大きく三つに分かれるというふうに思っています。

一つは、インバウンドのお客様が大分増えてきましたけれども、これからますます増やしていく上で、やはり世界を意識して取り組むということが大変重要だというふうに考えています。そういう意味では、世界水準ということを常に意識して、受入れ環境の整備、世界の中での認知度向上に努めていくことが大事だと思っています。

そして、山岳高原、これは、日本にも多くの観光地がありますがけれども、長野県全体を見たときに、やはり山岳高原というのが長野県観光の個性を最大限生かし得るシンボルではないかというふうに考えております。

そして、観光地づくりというのは、一過性のPR、イベントから観光行政を脱却させて、リピーターの獲得、あるいは長期滞在者を受け入れることができるような地域をつくっていく。受け入れる環境、交通の利便性の向上等も含めて進めていくのが観光地づくりということで、それらを合わせて世界水準の山岳高原観光地づくりというふうに申し上げてきているところでございます。

我々としては、モデルとする、ベンチマークとするような都市をしっかりとって取り組んでいくということがこれからは重要ではないかというふうに思います。世界の観光地の中で目指すべき対象や目標をしっかりと設定して、そうしたいいところを学びながら取り組んでいくことも必要ではないかというふうに思います。

先ほども答弁したように、先日もEUの各国大使とお話ししましたが、長野県はかなりヨー

ロッパとは親和性が高いのではないか。オーストリアやスイス、こうした山岳観光地の取組をしっかりと参考にしながら観光地づくりを進めていきたいというふうに考えております。こうした世界の中から選んでいただけるような地域をつくるためにしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には宿泊税（仮称）の活用に関しまして、県がビジョンなどを掲げ、関係者と共に取り組むことについての御質問でございました。

この税を活用しまして、世界水準の山岳高原観光地づくりを進めるためには、納税者に税の導入効果を実感いただけるよう、施策、地域を極力重点化するとともに、地域の独自性を尊重しつつ、県と市町村が一体となった観光振興の取組により県全体として変化することが重要であると認識しております。このために、県として、施策の方向性を市町村や観光事業者と共有したビジョンの策定が必要であり、効果的だと考えております。

現在お示ししております県の骨子におきましては、税の活用に当たり、新たに事業者や市町村と共に観光ビジョン（仮称）を策定することとしております。このビジョンでは、使途の方向性や県と市町村が連携して重点的に実施する取組に加えまして、税活用の効果を検証できる定量的な成果指標の設定も検討するなど、県と事業者、市町村が一丸となって施策を進められるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）世界水準というものの、そのキーワード、そして、山岳高原観光地として世界の中で認知度を高め、長野の自然を皆さんに楽しんでもらいたい。そういう目標が実現されていくということを認識させていただきました。知事、そして部長の御見解をお聞きしましたので、続きは委員会でやりたいと思います。

以上で私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、奥村健仁議員。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○6番（奥村健仁君）新政策議員団の奥村健仁でございます。それでは質問させていただきます。

厚生労働省によると、全国の歯科診療所の数は約6万8,000件であります。これは、コンビニの店舗数の約5万5,800件を大きく上回っております。しかし、歯科医師の地域偏在や不足している地域があることは御存じでしょうか。地方では総人口が減少していることから、患

者数が少なく、都市部に比べて経営が難しいと感じる歯科医師も多いため、地方での開業を敬遠する傾向にあります。都市部では歯科医療機関の競争が激しい一方で、地方では歯科医のいない無歯科医地区も生じています。

長野県においては、歯科医のいない村が11村あり、無歯科医地区人口は1万223人と、全国で5本の指に入る多さの人口がカバーできておりません。長野県における人口10万人当たりの歯科医師数を比べると、全国82.5人に対し本県では77.3人であり、65歳以上の歯科医師の割合では、全国で20.7%、本県では28.6%と、歯科医師の高齢化も見られます。

また、長野県の中でも地域偏在が見られ、2次医療圏別の人口10万人当たりの歯科医師数は、松本地域110.9人に対し、木曽、北信、大北地域は60人弱と、大きな差が生じております。

私の地元の大町・大北地域では、診療所歯科医師の平均年齢が64.3歳であり、10年たてば75歳となります。また、後継者について尋ねた全国調査では、9割の診療所が予定なしが不明と答えております。引退の年齢を75歳と考えれば、大町・大北地域の約半数の歯科診療所が10年以内に閉鎖されてしまうことになります。人口減少を考えても、これは急激な減少と言え、過疎地域の歯科医師確保が必要になってくることが考えられます。

かつては毎年3,000名以上の歯科医師が誕生していたものの、国家試験の難易度が上がり、合格率が低迷しているようで、その数は現状では2,000名程度であります。医師が毎年8,000～9,000名誕生していることを考えると、今後が心配であります。

通院困難な高齢者や在宅療養者などへの円滑な歯科医療提供の需要が今後ますます増加するとしたら、歯科医は過不足なく対応できるのでしょうか。都市部は問題ないでしょうが、過疎化が進み、歯科医療機関が少ない地域における歯科医師確保の問題は避けて通れない課題だと考えます。そして、歯科医師の養成には長い時間がかかることから、本県として早急に議論を行い、今から抜本的な歯科医師確保対策を行っていく必要があると考えます。

そこで、笹渕健康福祉部長に大きく4点お尋ねいたします。

現在、歯科医療体制に県民が不自由、不便さを感じていることがないのか、現状をお尋ねします。

今後の県全体の歯科医師数の動向をどのように予測されているのか、お尋ねいたします。

次に、過疎地においては、歯科医師の高齢化と後継者不在のために歯科医療提供がますます困難となってくることが予想されます。本県において、医師確保策のように、今後歯科医師確保対策について対策を講じるお考えがあるのか、お尋ね申し上げます。

次に、歯科衛生士についてもお尋ねいたします。就業状況は全国平均を大きく上回り、確保されているように見えますが、ここでも地域の偏在があり、地元でも、募集をしてもなかなか来てくれないとの声をお聞きします。

また、口腔の健康が全身の健康に影響を与えることが明らかになっており、衛生士を常時配置している市町村が16あります。市町村に配置されている歯科衛生士の役割をお聞かせください。そして、今後も市町村に配置される衛生士は必要と考えますが、その確保策と支援策についてお尋ねいたします。

次に、長野県のまちづくり体制について伺います。国は、無秩序な都市開発の抑制やコンパクトシティーの推進を進めてきましたが、地方では、人口減少、町の空洞化が急速に進んでおります。現在、人口減少問題など、今までになかった多くの問題が出現してきており、それを解決する施策がいろいろなところで議論されております。

長野県においても、人口減少問題については様々な分野で話し合わせ、いろいろな施策が実施されています。その解決策の一つとして、まちづくりも大きな要素であると思っております。

昔から、日々の生活を営む上で必要なものとして、衣食住という言葉がございます。皆さんも御存じのとおり、「衣」は衣服、「食」は食物、「住」は住居です。特に、食と住は町を形成する中でとても重要な要素であります。そして、町は多岐にわたる要素から構成されており、自然環境、文化・歴史、食文化、人々の雰囲気、利便性、ライフスタイルの多様性など様々な要素から成り立っております。人によって異なりますが、その町だからこそ味わえる体験があるかどうか、これが大切であります。

平成11年の地方分権一括法により、都市計画決定の主体は市町村が中心の主体で行うものとされ、まちづくりに関して市町村の担う役割が大きなものになっております。しかしながら、市町村職員で都市計画に精通した職員は少なく、市町村の都市計画を進めるに当たり、限界があると考えます。県が市町村のまちづくりの相談や課題解決のために何らかの手だてを行うことは必要不可欠だと感じております。

県では、令和元年にUDC信州を設立し、まちづくり支援を行ってきており、支援や人材育成という面で市町村のまちづくりに伴走して活動をしていると理解しております。一方で、他の部局において、にぎわいを創出するまちづくりに関して各種支援を行っておりますが、それらの支援は単独で行われており、相互に連携して行われていない状況であります。それらを掛け算で行うことにより、より効果的なまちづくりが期待できるのではないのでしょうか。

そこで、新田建設部長に2点伺います。

人口減少問題の解決の一つとして、県と市町村の役割分担はあると思いますが、市町村のまちづくりにもう一歩踏み込んで手助けをしていくことも今後必要ではないかと考えます。県として、やってみせる、牽引していく、こんなことも大事だと考えますが、いかがお考えでしょうか。

次に、まちづくりが多様化、高度化してきていることから、県も含めて人材育成も大事だと

思われます。いかがお考えでしょうか。

次に、田中産業労働部長にお伺いいたします。

まちづくりと商店街活性化は同じ土俵で語られることが多いと感じますが、それらを掛け算で行うことにより効果的な事業展開ができると考えます。例えば、商店街と道路の関係を見直す中でまちづくりを考えるなど、他部局と連携を取りながらやっていく事業が考えられると思いますが、いかがお考えになられますでしょうか。御所見をお願いいたします。

最後に、阿部知事にお伺いいたします。

知事は、過去の議会答弁でも、UDC信州をさらに強化することによってまちづくりについてより踏み込んだ取組を県として行っていきたいと発言されておりますし、最近では、長野駅前活性化にも積極的な姿勢を見せておられ、まちづくりに対して並々なぬ思い入れがあると拝察いたします。

兵庫県においては、県庁内組織に土木部とは別にまちづくり部が存在し、まちづくりの総合調整及び推進に関する施策等を担っております。まちづくり部とは言いませんが、まちづくりの重要さと、いろいろな分野の方々が連携を取ることが重要であることを踏まえ、また、まちづくりを取り巻く課題は多様化していることを踏まえますと、UDC信州の重要性が増してきていると思います。

そこで、知事の言われるUDC信州の強化、踏み込んだ取組とはどんなことなのかを具体的にお示しいただくとともに、UDC信州の強化によりどのようなまちづくりが行われることを期待するか、お聞かせください。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には歯科医師等の確保に関して4点お尋ねがありました。

初めに、歯科医療体制への県民の意識についてでございます。

県では、質の高い医療提供体制の構築に向けて、県民の保健医療に関する実情や意見を把握するため、県民医療意識調査を実施しております。令和5年3月に実施した同調査によると、地域でさらに充実してほしい診療科として「歯科」と回答した者は1割未満の4.3%と、他の診療科に比べて低いものの、議員御指摘のとおり、歯科医療の充実を求める県民の方が一定程度いらっしゃるものと認識しております。

次に、今後の歯科医師数の動向についてでございます。

本県における人口10万人当たりの歯科医師数は、2010年で72.0人、2020年では77.3人と年々徐々に増加しており、今後もこの傾向はある程度続くものと考えております。

一方で、65歳以上の歯科医師の割合は、2016年で19.4%、2020年は28.6%と高齢化が進んでおり、いずれの割合も全国と比べ高いことから、現在働いていらっしゃる歯科医師の将来のり

タイアを見据えた歯科医師の確保が課題であると考えております。

続いて、歯科医師確保策の必要性についてでございます。

口腔の健康が全身の健康に寄与しているという認識の高まりとともに、歯科医療のニーズが年々増加していることもあり、将来を見据えた歯科医師の確保は重要であると認識しております。

そのための対策としては、現在、歯科医師を志望する人材を増やすため、長野県歯科医師会が中高生向けに行っている歯科医師の魅力ややりがいを伝える取組に対し地域医療介護総合確保基金を活用して支援しているところでございます。

県民の皆様が県内のどこに暮らしていても質の高い歯科医療が受けられるよう、今後のさらなる歯科医師確保策については、長野県歯科医師会や関連大学、市町村等の御意見を伺いながら検討してまいります。

最後に、市町村歯科衛生士の役割と確保策についてでございます。

市町村歯科衛生士は、主な業務として、乳幼児歯科健診や歯周病検診などの歯科保健事業を運営実施するほか、オーラルフレイル予防教室など住民のニーズに応じた事業の企画立案、歯科関係団体との調整を行っており、地域の歯科口腔保健を推進する役割を担っております。

県としましては、市町村歯科衛生士の役割は重要であると認識しており、令和5年度から、新たに、長野県歯科衛生士会と連携し、市町村へ歯科衛生士の重要性を啓発するとともに、歯科保健事業について助言、指導を行う歯科衛生士を派遣する取組を行っております。今後も、県民の歯科口腔保健の充実に向け、市町村歯科衛生士の確保を支援してまいります。

以上でございます。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私にはまちづくりの支援について2点御質問をいただきました。

まず、市町村のまちづくりに関する県の関与についてのお尋ねでございます。

市町村のまちづくりに関しては、県はUDC信州の活動のほか、都市計画制度の運用や景観制度の活用、都市基盤の整備に関する技術的な助言など幅広く必要な支援を行っているところでございます。

さらには、最近では、一步踏み込んで、しなの鉄道沿線や諏訪湖周において、居心地がよく、魅力的な駅周辺や回遊性の向上を目指す取組、白樺湖周辺のレイクリゾート構想の具体化に向けた取組など、広域的に複数の市町村が関係し、鉄道会社など民間のステークホルダーも参加して行う取組において、UDC信州が主体となり、関係機関と密接に連携協力しながら活動を展開しているところでございます。

また、まちづくりにおいては資金調達も重要であるため、民間のリノベーション事業などに

ついて、地域の金融機関からも資金調達を調達しやすくなるように、M I N T O 機構と県が包括連携協定を締結することも行っております。

このように、県が主体となり、県でなければできないような活動を継続し、市町村との連携をさらに強化しながら、県民、市町村が目指すまちづくりが円滑に進むよう積極的に取り組んでまいります。

次に、まちづくりの人材育成についてのお尋ねでございます。

まちづくりは、生活環境を改善し、地域の魅力や活力を高め、その価値を向上させる取組を持続的に行うことが重要であり、そのためには、行政、民間、地域住民などまちづくりに携わる人材を育成することが非常に大切と認識しております。

このため、U D C 信州では、個々のプロジェクトを市町村や民間などと推進することを通じて互いの人材育成が図られていくほか、講演会、先進地の視察、実践的なまちづくりセミナーの開催など、まちづくりの人材育成のための活動を行っております。

また、県職員についても、U R 都市機構への職員派遣や先進的な知識を得るための研修への参加、まちづくりの先進地への視察など、様々な機会を捉えて人材育成を図っているところでございます。

町の魅力を高め、それを持続するためには、時代に沿った新しい発想で熱意を持った人材を育てていくことも行政の責務であり、今後も人材育成のために効果的な取組を継続して行い、県としてもその責任をしっかりと果たしたいと考えておるところでございます。

以上です。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私にはまちづくりと商店街活性化についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、商店街の活性化を考えるとときに、町という広域的なエリアでの調和を図ることが不可欠でありまして、まちづくりと一体のものと考えております。

まちづくりの基本となります中心市街地活性化法、改正都市計画法、大規模小売店舗立地法のいわゆるまちづくり3法におきましても、地域商業機能とまちづくりの調和が主眼に置かれているところでございます。

例えば、大店立地法では、大型店の出店に対し、地域住民の生活環境に与える影響を、産業労働部のほか、環境部、建設部、県警本部等が連携して改善点等を指導するなど、経済面のみでない多面的な観点で関わっております。

商店街を含む地域商業機能は、まちづくりと一体のものとして、観光資源の活用や地域交通の充実など各施策においても関係部局が連携して取り組んでおりますが、人口減少社会の中で

今後さらにその重要性が増していくことから、魅力ある住みたくなるまちづくりを、行政はもとより、地域住民との連携も強化し、推進してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、まちづくりに関連して、UDC信州の強化によりどうまちづくりを進めるのか。また、踏み込んだ取組とは具体的にどうしているかという御質問であります。

UDC信州については、設立後5年が経過して、先ほど建設部長からも御答弁申し上げたように、これまで、広域的なものも含めて様々な取組を行ってきました。私としては、設立当初にイメージしていた取組を着実にやっていくことができているというふうに考えております。

UDC信州は、東大の出口先生にセンター長をやっていただき、まさに地域の皆さん、行政、や民間の皆様とも連携しながらまちづくりを進めてきていただいているということで、これまでの長野県では行われていなかったようなまちづくりをサポートし、また、実現していただけているというふうに思っています。

今後、このまちづくりについては、先ほど御質問で引用いただいたように、私としてはより一層踏み込んでいかなければいけないというふうに思っています。なぜならば、やはり人口減少の中で、住まい方、これは、例えば医療や介護を考えたとき、あるいは防災面を考えたとき、こうした場合にも、どういう町をつくるのかということは非常に重要になりますし、また、若者の皆さんとの対話の中でも、やはり楽しい町、交通が便利な地域を望む声がありました。

こうしたことを考えると、既に奥村議員の御質問にもありましたように、単に産業労働部の商店街振興や建設部の道路整備など、そうした観点とは全く次元の違うまちづくりに取り組んでいかなければ、地域の魅力を上げていくことはなかなか難しいのではないかというふうに思います。

そういう意味では、非常にチャレンジングではありますが、信州未来共創戦略案の中でも、県土のグランドデザインを策定していこうということを打ち出させていただいています。また、リニア駅近郊のグランドデザインもこれから具体化させていかなければいけないというふうに考えております。

そういう意味で、まずUDC信州の機能についてより一層強化していきたいというふうに思います。あわせて、県としても、先ほどまちづくり人材の育成の話を建設部長からも御答弁申し上げましたが、市町村と県でどうやって連携協力しながら町をつくっていくのか。そういう関係性の在り方も含めて、今までは、どちらかというと、県は市町村のまちづくりを、

後追いというか側面から応援していましたけれども、これからは一緒になってまちづくり、地域づくりを考えていきたいというふうに考えています。

先日、東急の会長にお越しいただき、荻原長野市長と３人でまちづくりについて意見交換もさせていただいたところでもありますけれども、これからのまちづくりは、行政だけではなく、企業、民間の皆さん、もちろん市民の皆さん、地域の皆さん、こうした皆さんの思いを形にしていくというプロセスが必要になってまいりますので、まちづくりの進め方や手法なども、先進的な地域の取組を学びながら、ぜひ長野県において実行していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山岸喜昭君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明５日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後３時40分延会

令和 6 年 12 月 5 日

長野県議会（定例会）会議録

第 4 号

令和 6 年 11 月
第436回長野県議会(定例会)会議録 (第 4 号)

令和 6 年12月 5 日 (木曜日)

出席議員 (53名)

1 番	竹 村 直 子	28 番	竹 内 正 美
2 番	小 林 陽 子	29 番	宮 下 克 彦
3 番	林 和 明	31 番	寺 沢 功 希
4 番	勝 山 秀 夫	32 番	共 田 武 史
5 番	グ レ ー ト 無 茶	33 番	高 島 陽 子
6 番	奥 村 健 仁	35 番	埋 橋 茂 人
7 番	青 木 崇	36 番	続 木 幹 夫
8 番	垣 内 将 邦	37 番	中 川 博 司
9 番	早 川 大 地	38 番	両 角 友 成 子
10 番	佐 藤 千 枝	39 番	清 水 純 子
11 番	丸 山 寿 子	40 番	小 池 久 長
12 番	小 林 君 男	41 番	酒 井 茂
13 番	勝 野 智 行	42 番	堀 内 孝 人
14 番	加 藤 康 治	43 番	依 田 明 善
16 番	清 水 正 康	44 番	山 岸 喜 昭
17 番	向 山 賢 悟	45 番	小 林 東 一 郎
18 番	山 田 英 喜	47 番	毛 利 栄 子
19 番	大 井 岳 夫	48 番	和 田 明 子
20 番	丸 茂 岳 人	49 番	宮 澤 敏 文
21 番	花 岡 賢 一	50 番	丸 山 栄 一
22 番	望 月 義 寿	51 番	小 池 清
23 番	山 口 典 久	52 番	宮 本 衡 司
24 番	藤 岡 義 英	53 番	西 沢 正 隆
25 番	川 上 信 彦	54 番	風 間 辰 一
26 番	百 瀬 智 之	55 番	佐々木 祥 二
27 番	小 山 仁 志	56 番	萩 原 清

57 番

服 部 宏 昭

欠席議員（3名）

15 番

小 林 あ や

34 番

荒 井 武 志

30 番

大 畑 俊 隆

説明のため出席した者

知 事

阿 部 守 一

農 政 部 長

小 林 茂 樹

副 知 事

関 昇 一 郎

林 務 部 長

須 藤 俊 一

危機管理監兼危
機管理部長

前 沢 直 隆

建 設 部 長

新 田 恭 士

企 画 振 興 部 長

中 村 徹

建設部リニア整
備推進局長

室 賀 荘 一 郎

企画振興部交通
政策局長

小 林 真 人

会計管理者兼会
計局長

尾 島 信 久

総 務 部 長

渡 辺 高 秀

公営企業管理者
企業局長事務取扱

吉 沢 正

県民文化部長

直 江 崇

財 政 課 長

新 納 範 久

県民文化部こど
も若者局長

高 橋 寿 明

教 育 長

武 田 育 夫

健康福祉部長

笹 渕 美 香

教 育 次 長

米 沢 一 馬

環 境 部 長

諏 訪 孝 治

教 育 次 長

曾根原 好 彦

産業労働部長

田 中 達 也

警 察 本 部 長

鈴 木 達 也

産業労働部営業
局長

合 津 俊 雄

警 務 部 長

長 瀬 悠

観光スポーツ部長

加 藤 浩

監 査 委 員

増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長

宮 原 涉

議 事 課 主 査

山 田 淳 貴

議 事 課 長

矢 島 武

総務課庶務係長

矢 島 修 治

議事課企画幹兼
課長補佐

山 本 千 鶴 子

総 務 課 主 査

池 田 光

議事課担当係長

萩 原 晴 香

総 務 課 主 任

東 方 啓 太

令和 6 年12月 5 日（木曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

次に、小林あや議員から本日欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、和田明子議員。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）日本共産党県議団、和田明子です。消費生活センター集約化について伺ってまいります。

9月議会提案説明で、知事は、消費生活センターの集約化を目指すと表明しました。そして、消費者行政について審議する県消費生活審議会が11月12日に開かれました。審議会に出席した委員から、ネットに不慣れな人が置き去りにされるおそれがある。対面での相談を維持してほしい。来年4月は見切り発車では。相談員は職場がどうなるか不安があるなど、慎重な対応を求める意見が出されたとのこと。11月の県消費生活審議会での県の提案に対する疑問や慎重な対応を求める意見をどう受け止めているのか、お聞きします。

令和5年に策定された第3次長野県消費生活基本計画・消費者教育推進計画は、「全ての県民が安心して消費生活を営むことができるとともに、自立した消費者である県民と事業者が持続可能な未来に向けて消費・生産活動に取り組む信州の実現」を基本理念としつつ、理念の実現に向けた方針の一つとして、「消費者被害の未然防止と救済に向けた消費生活相談体制の充実強化」が掲げられています。

県消費生活センターの機能強化を図るために消費生活センターの集約を掲げているものの、県弁護士会が、今回の消費生活センターの集約について条例案の問題点を指摘し、十分な議論と検証を経てから判断すべきだとする反対の意見書を出されたことについてどう考えているのか、伺います。

消費生活センターの相談は、電話相談の件数が多く、電話でアドバイスして済む相談がある一方、電話で受けた内容によっては、契約書を持参してセンターに来訪してもらい、契約に至った経緯、今どんなことに困っているのか、どうしたいのかななどを詳しく対面で聞くことによって問題解決の糸口を見つけることができることも多いとお聞きしております。そして、契約先とのあっせん交渉や、契約額の大きいケースや複雑な内容の場合は弁護士に相談するようアドバイスするなど、ケース・バイ・ケースで被害から県民を守る役割を担っています。

4か所の県消費生活センターを1か所に集約化することは、センターでの対面相談の機会が減少し、消費者行政の後退が強く危惧されるところです。地域振興局にオンライン相談窓口を設置するとのことですが、来所者への対応を含め、具体的な検討内容を伺います。

現在4所の消費生活センターで相談業務に携わっている相談員は、勤務地が変更になっても引き続き業務に携わっていただけるのでしょうか。佐藤議員の質問に、意向確認していると言われました。そして、集約化により機能強化を図る、体制を構築すると言いますが、具体的な人員配置はどうなるのか、伺います。

県消費生活基本計画に、市町村消費生活センターの人口カバー率100%が重点目標の一つとして掲げられています。今年4月時点の人口カバー率は9割ほどで、センター未設置の自治体は5割以上ですが、市町村にセンターが設置されたことで、消費生活相談の割合は、県が4割、市町村が6割ということですから、住民に身近な市町村の相談業務の充実と、重点目標のカバー率100%に向けて県の支援を強化することが求められます。

そこで、トラブルの迅速な解決と市町村のスキルアップのため、オンラインを活用した県、市町村、相談者の3者相談を可能にするとのことですが、市町村との協議や準備状況をお聞きます。以上、県民文化部長に伺います。

集約化が表明された9月議会から本議会までの間、11月に県消費生活審議会は開かれましたが、センター集約化について市町村への説明、周知はされたのでしょうか、あわせて、県民への説明、周知がされたのか、伺います。

また、来年4月の集約化は、県民の意見を聞く点であまりに拙速と考えます。知事の見解を伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には消費生活センター集約化に関しまして5点の質問を頂戴い

たしました。

一昨日の佐藤議員への答弁と重なる部分もございますが、順を追ってお答え申し上げます。

まず、審議会で寄せられた疑問や慎重な対応を求める意見の受け止めについてでございます。

11月の消費生活審議会では、県消費生活センターの集約に対して、市町村の相談窓口の体制が十分に整ってから集約すべきではないか。来所による対面相談の場が減少することを心配する。人材確保が困難な中、相談員の確保が不安。SNSやオンライン相談の十分な検証が必要など、集約に対して疑問、あるいは慎重な対応を求める御意見をいただいたところでございます。

これら審議会でいただいた御意見につきまして、まず、市町村の相談窓口の体制が十分整ってから集約すべきとの御意見に対しましては、県と市町村は共に消費者行政を担う立場でございまして、その充実を図るためには、広域設置も含めて、市町村の相談窓口の体制整備を加速化していくことが必要であると考えております。

集約によりまして県センターの機能を強化し、増員した市町村消費者行政推進支援員により、新たに市町村の実情に応じました広域調整や市町村職員に対する研修を実施するなど、市町村の相談窓口の体制整備を支援してまいります。

また、来所による対面相談の場が減少することが心配との御意見に対しましては、相談手法が多様となる中においても、相談員と互いに顔を向き合わせて相談を希望される方への対応も必要であると考えておりますので、新たに長野、上田、飯田での出張相談を実施し、対面による相談機会を確保する等の対応を考えております。

次に、人材確保が困難な中、相談員の確保が不安との御意見に対しましては、専門性を持った職員の確保が相談支援業務にとって何よりの基盤であると認識しております。そこで、消費生活相談員の処遇を大幅に改善いたしますとともに、相談員を統括する職員につきましては、正規職員、これは任期付職員を考えておりますが、とすることを検討するなど、業務にふさわしい処遇環境を整えることで人材の確保に努めてまいります。

続いて、SNSやオンライン相談の十分な検証が必要との御意見に対しましては、今回新設する相談チャネルが誰にとっても支障なく運用されることが県民の皆様に様々な相談機会を提供することにつながるものと考えております。

SNSによる相談につきましては、既に試行的に実施しておりますが、オンライン相談につきましても、新年度からオンライン相談が円滑に実施できますよう、準備が整い次第速やかに模擬相談などの検証を行ってまいります。

以上のように、今回頂戴した御意見については、集約までに対応すべきものは早急に取り組む等、県民の皆様に安心して相談いただける体制の構築に引き続き取り組んでまいります。

続きまして、弁護士会からの意見書をどう考えるかについてでございます。

11月19日に県弁護士会よりいただいた意見書では、令和7年4月に1か所に集約することに反対するとして、4点の問題点を御指摘いただいております。

1点目は、来訪相談の機会が失われる。2点目は、人的体制を整備することなく集約することは消費者行政の後退を招く。3点目は、市町村の消費生活センターの負担が増えるのではないかとございまして、これらの御指摘に関する受け止め及び対応につきましては、先ほど審議会でもいただいた御意見に関してお答えした内容と同様でございます。

また、4点目に、議論や検証が不十分ではないかという御指摘がございますが、この御指摘につきましては、今回の集約の方向性は、令和4年度の消費生活審議会において4回の御議論をいただいた上で決定したものでございまして、本年度も、11月の消費生活審議会での御議論に先立ち、各委員には8月から個別に御意見を伺ってまいりました。

そのほか、集約に関係する市町村には個別に説明を行うとともに、8月の市長会総会、9月の町村会役員会、そして10月の市町村担当課長会議において御意見を伺い、集約の方向性について御理解をいただいております。加えて、県内各地域において消費者団体が主催する懇談会や市町村消費生活センターの相談員が参加いたします研修会に出席させていただき、集約について説明するなど、これまで様々な機会を捉えて関係する皆様との意見交換を重ねてまいりました。

繰り返しになりますが、今回審議会及び弁護士会から頂戴した御意見につきましては、一つ一つ真摯に受け止めさせていただき、集約までに対応すべきものに関しましては早急に取り組む等、県民の皆様安心して相談いただける体制の構築に取り組んでまいります。

次に、オンライン相談窓口におけます地域振興局での対応につきましてお答え申し上げます。

集約後に対面相談を希望される相談者に対しましては、新たにオンラインを活用し、地域振興局と県センターを結んで相談を受ける体制を構築していきたいと考えております。これにより、県下10か所の県合同庁舎所在地におきまして相談機会を提供することが可能となりますので、多くの県民の皆様にとりましては、よりお住まいの場所に近い場所での対応が可能になるものと考えております。

相談に当たりましては、専用の相談ブースを確保した上で、地域振興局の職員が、パソコンやインターネットに不慣れな方におきましても相談に支障が生じることのないよう丁寧にサポートをさせていただきます。また、相談者の対応に当たりましては、対応の手順や注意事項などを取りまとめたマニュアルを作成した上で、接続作業を含め、事前に相談までの流れを確認し、新年度からのオンライン相談が円滑に実施できますよう準備をしてまいります。

次に、集約化による具体的な人員配置についてのお尋ねでございます。

集約後のセンターは、相談業務はもとより、消費者教育から啓発・情報発信、市町村支援までを一体的に統括いたします総合的な消費生活センターとして、今後の県内消費者行政の推進に中心的な役割を果たしてまいりたいと考えております。

センターには、消費生活相談員を配置するほか、市町村消費者行政推進支援員を2名から4名へ増員するとともに、消費者被害の未然防止に当たる消費者教育アドバイザーを新たに1名配置し、相談体制と市町村への支援の強化、消費者教育の充実を図ってまいります。さらに、相談員を統括する職員につきましては、先ほども申し上げましたように、正規職員とすることを検討しております。

加えて、現在本庁で所管しております啓発・情報発信、消費者団体等との連携、消費生活サポーターへの支援業務などを移管いたしまして、相談業務や市町村支援、消費者教育に携わる職員が13名程度、啓発・情報発信、団体連携ほか消費者行政の推進に関する業務に携わる職員が7名程度、総勢20名程度の体制とする予定でございます。

最後に、オンラインを活用した市町村支援に関わる協議と準備状況についてでございます。

オンラインを活用した市町村支援の導入経緯でございますが、第3次長野県消費生活基本計画の策定に当たり、長野県消費生活審議会の町村会選出委員からいただいた、町村が窓口となってオンラインで県の消費生活センターと顔を合わせて相談できる体制を整備してほしいとの御意見を踏まえ、検討を始めたものでございます。

令和4年度に、第3次計画の策定と並行して市町村に意向を確認するアンケート調査を行ったところ、約6割の市町村から、オンラインによる支援の必要性を感じているとの回答をいただきました。令和5年度には、各市町村のハード面での対応の可否について調査を行い、オンライン相談への対応が不可能な市町村はないことを確認しております。

そこで、こうしたアンケート結果を踏まえ、具体的なオンライン支援の方法を検討し、今回の集約を機にZ o o mによるオンライン相談を導入することとしたもので、市町村に対しましては、本年10月に開催いたしました市町村消費者行政担当課長会議において詳細な説明を行っております。

支援の実施に当たりましては、事前に活用方法や活用にあたっての留意事項等を市町村に御説明いたしまして、実際の相談支援の場を想定しながら試行的に相談を受け付けるなど、令和7年4月から円滑に支援を行えるよう準備を進めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、消費生活センターの集約化に関しまして、まず一つは市町村、

県民等にどう説明、周知してきたか。それから、来年4月の集約化は拙速ではないか、見解を伺うという御質問をいただきました。

まず、これまでの経過は、先ほど県民文化部長から詳しく答弁させていただいたとおりであります。この消費生活センターの集約については、令和4年度に、市町村関係者、消費者の代表者の方、事業者の代表者の方等で構成されます消費生活審議会で御議論いただき、その審議会から答申をいただいた上で、令和5年3月に策定した第3次長野県消費生活基本計画において方向づけを行ったものでございます。

既に御承知のとおり、この中では、県の基本的な役割、市町村の基本的役割ということで、県と市町村がそれぞれ果たすべき役割をしっかりと果たすことによって消費者行政の充実、消費者相談の強化を図っていかうという内容になっています。

この計画を受けまして、集約についての具体化について検討してきたところでありますが、今年度になりまして、関係の市町村の皆様方や市長会、町村会の皆様方へも、6月から7月、8月、9月にかけて事前の説明等を行ってまいりました。いろいろ御意見はあったものの、最終的には来春からの集約に御理解をいただけたものと受け止めております。

また、消費生活審議会の委員の皆様方にも夏頃から御説明させていただいた上で、私から来年4月の集約を表明させていただいたところであります。それ以後も、市町村担当者向けの会議の開催や、相談員の皆様方が参加する研修会の開催、さらに、消費者団体の皆さんが主催される各地域の行政懇談会にも参加させていただいて、私どもの考え方、方向性について御説明してきたところでございます。こうしたことで、県民文化部を中心にかなり丁寧に対応させていただいているところでございます。

この消費生活行政が重要だという思いは、和田議員も私も同じものだというふうに受け止めて御質問を伺ってきました。集約ということですが、これは、単に場所の数を減らすということではなく、先ほど県民文化部長からも御答弁させていただきましたように、県としての取組は相当程度強化させていただくという方向性でございます。この消費者行政は非常に重要でありますので、県庁内で私からかなり厳しく論点を指摘させていただき、県民文化部を中心に一生懸命対応を考えていただいたところであります。

今、市町村の消費生活センターは、全ての市で既に設置されておりますし、広域化についても順次進んできているという状況でございます。今回の集約については、私としては、消費者行政を一層強化して、県と市町村が本来の役割分担を踏まえながら、結果として県の消費者行政をよりよいものにしていける、そういう形につながるものだというふうに考えております。

近年、相談内容の複雑化や消費者被害の広域化が言われているわけでありまして。この消費者行政の強化は待ったなしで対応していかなければいけないというふうに考えております。我々

は、いろいろな御指摘等にも真摯に対応していく所存でございます。これから新しいセンターが消費者行政の推進に中心的な役割を果たしていくことにより、県民の皆様方が安心して消費生活を営むことができる長野県の実現に向けて我々もしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）それぞれ御答弁をいただきました。

県民文化部を中心に丁寧に対応を行ってきていただいた状況は、一定程度分かりました。消費者基本法の理念である事業者と消費者の情報、交渉力の格差を埋めるために、また、今後一層増えていく高齢者の消費者被害に対応するため、相談できる場所は身近なことが大事です。県民の財産と人権を守るとりでと言える消費生活センター。オンライン相談で充実した相談ができるのかという危惧は、まだ残っております。

さらに、資格を持ち、経験を積んだ相談員を正規雇用にするよう私たちは幾度も求めてきましたが、一部にとどまっています。今日の答弁では、相談業務に当たる方々の身分の保障が本来にされるのか、心配です。

複雑化、高齢化する消費者生活相談の課題に対応するため、県消費生活センターを集約化して機能強化を図るためと今議会に条例案が出されましたが、現状ではあまりにも拙速、このまま通すことはできないと申し上げて、次の質問に移ります。

世界水準の山岳高原観光地づくりに関する新たな法定外目的税の導入について伺ってまいります。

6月議会において、知事は、世界水準の山岳高原観光地づくりを標榜し、観光振興のために新たに税を導入する。実施時期は令和8年4月と表明されました。さらに、9月県議会に観光振興税（仮称）骨子が出され、その時点では11月議会に条例案を提出したいとも言われておりました。しかし、県議会からも慎重に対応するよう要望いたしましたし、県内4か所の県民説明会や、関係団体をはじめ市町村との懇談、パブリックコメントなどを受けて、新たな税の名称案の変更や、免税点をどうするのか、課税免除の対象の拡大等々、骨子の再検討が余儀なくされているところです。

新たな法定外目的税は、県民が県内の宿泊施設に宿泊する際にも課税されます。9月議会後の県民説明会には、観光・宿泊関係者の方々の参加が多い状況であり、利用、宿泊する立場の県民は、説明や意見を聞く機会がほとんどなかったのではないかと思います。観光・宿泊関係者だけでなく、県民に対しても十分な説明と意見を聞く必要があると考えます。観光スポーツ部長の見解を伺います。

県ホテル旅館組合は、宿泊単価の低い、あるいは小規模の宿泊施設が多い長野県において、低価格帯施設利用者に負担が重い定額制ではなく、定率制の採用を求めてきました。さらに、定額制の1泊300円は高いなど、意見を上げているところだと思います。新たな目的税の根幹部分で県の立場と意見の食い違いがあると思います。

ところが、知事は、本議会開会日の議会後の会見で、私の感覚では定額300円はおおむね理解されたと思うと言われました。知事は何を根拠におおむね理解されたと言われるのでしょうか。いまだ宿泊事業者から、小規模事業者には負担が重い。300円は高いといった声があることを承知しているのか。知事に伺います。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には新たな法定外目的税の導入に当たり、県民に対する説明についての質問でございました。

これまで、観光振興財源の検討に当たりましては、昨年度実施した観光振興審議会や観光振興財源検討部会の審議を全面的に公開するとともに、県民の皆様を含めた観光客に対するアンケート調査やパブリックコメントも実施し、県民の御意見をお聞きしながら進めてまいりました。

また、本年9月にお示した税の骨子に係る県民説明会につきましても、休日に開催した会もあるほか、オンライン視聴や、県ホームページにおいて説明会の動画を公開するなど、県民の皆様への説明機会の確保に努めてきたところでございます。

さらに、この間、県議会での議論や県民説明会の様子は新聞やテレビなどにより広く報道されたこともございまして、骨子に関するパブリックコメントに対しましては、県民の方からも御意見が寄せられたところでございます。

今後も、今月18日に開催する意見交換会におきまして、オンラインによる同時配信や動画により会の模様を公開するなど、県民の皆様への説明と御意見をお聞きする機会を確保してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には宿泊税（仮称）の300円が高いといった様々な声があることを承知しているのかという御質問でございます。

私も県民の皆様方の説明会に参加させていただいて、宿泊事業者をはじめ県民の皆様方の声を直接お伺いしてまいりました。その際の県民説明会において、当時は観光振興税と称していましたが、私どもからは、これについては県と市町村が一体となって施策を進めていくという観点で、県だけの財源ではなく、市町村に対する財政支援も組み込んだ制度だという説

明。それから、先行している自治体、あるいは現在検討中の自治体の税額水準を勘案しているものだという説明。さらには、直近の県の観光消費額調査において、平均値ではありますが、宿泊される方は1回の御旅行で1人当たり大体4万円程度消費しているということから、決して過大なレベルではないのではないかという説明をし、意見交換をさせていただきました。私が参加した際には税額が高いという御意見は出なかったということで、特段ここについては御意見がないと私としては受け止めたところであります。

ただ、御指摘のとおり、パブリックコメントにおいてそうした御意見が寄せられているということも事実でありますので、決してそうした意見が全くないというふうに申し上げているつもりはありません。

先ほど提案説明でも申し上げたように、名称等も含めて、私どもの考え方を少し変更していると考えております。旅館ホテル組合や市長会、町村会の皆様方とは、今後改めて考え方を確認することも必要だというふうに思っております。

また、今月18日には、私も出席して意見交換会を開催させていただき、県としての考え方を改めて御説明させていただいた上で御意見をお伺いしたいというふうに思っています。こうしたことを踏まえつつ、県としての制度を決定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）今の部長の御答弁では、今回、9月議会からこの定例会までの間の4回の説明会の中には休日に説明する会もあったというぐらいであります。

県内で宿泊施設を利用する際に新たにこの税が導入されるということについて、一体どれほどの県民の皆さんがこのことについて知っているのかということですが、私が今朝身近な方にその話をしたら、「えっ、本当なの」という驚きの声が返ってきまして、新聞やテレビで報道されているからといって、そのことを承知している方はあまりいないのが実情です。

また、知事が出られた会では直接的に300円は高いという声はなかったので、これをもっておおむね御理解をいただいたと。これはちょっと違うということも申し添えたいと思います。

まず、令和8年4月導入、これが最初に言われまして、そのためにできるだけ早くこの条例を提案して周知徹底していきたいということのようではありますが、もう少し慎重な対応をしていただくことが必要ではないかと申し上げておきたいと思います。

次に、水道管路耐震化について伺ってまいります。

災害時に避難所や病院などで水が出ること、排水ができるかどうかは、避難生活や医療提供等にとって非常に重要だという認識が能登半島地震で明らかになりました。

能登半島地震で断水が長期間であったことを受け、国土交通省が水道と下水道の耐震化を緊

急点検した結果、避難所や拠点病院など災害時に重要な建物のうち、接続する水道と下水道とも耐震化されているのは全国で15%、同様に、県においても15%と、耐震化が遅れていると思われます。

水道を運営する自治体は、設備の耐震化を求められていますが、小規模自治体では、予算と技術職員が不足しているなど現状は厳しい状況に置かれています。国が実施した緊急点検における県内水道の耐震化状況と、上下水道耐震化計画の策定に向けた取組について、環境部長にお聞きします。

水道事業の広域化と管路耐震化についてお聞きしてまいります。

上田長野地域水道事業広域化協議会におきまして、広域化に関する論点整理がなされました。施設整備計画、財政シミュレーション、基本計画の素案が示されたとのことであります。

施設整備計画では、整備概要の広域化事業に概算で500億円、運営基盤強化事業等に500億円を上限に、令和8年から16年まで合わせて1,000億円の国庫補助は、事業補助率3分の1。これにより、水道事業の広域化により実現するネットワーク化に必要な施設整備事業、連絡管の整備、幹線管路の二重化等々言われておりますが、この中で、令和8年から16年の間に事業に見込まれる管路の耐震化率は、令和8年に17%、これが令和16年に20%と示されており、管路の耐震化がこれで本当に進んでいくのかと見受けられる内容でありました。水道事業広域化では管路の耐震化はどのように進められていくのか。どのように考えているのか。公営企業管理者にお聞きします。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君） 国が先月公表した上下水道施設耐震化状況の緊急点検結果と上下水道耐震化計画の策定についてのお尋ねでございます。

まず、耐震化の状況でございますが、地震の際に重要拠点となる避難所や病院等の重要施設のうち水道、下水道が共に耐震化されている県内施設の割合は、議員お話しのとおり、15%でございます。全国平均と同等の結果でございました。

一方、災害時にその機能を失うと水道システム全体が機能を失う浄水施設や配水池などの急所施設の県内の耐震化率は、小規模な施設が数多く点在する事情もあり、浄水施設が全国平均の43%に対して29%、配水池が67%に対して44%と、総じて全国平均よりも低い状況となっております。

現在、全市町村において、来月末をめどに上下水道耐震化計画の策定が進められておりますが、災害時に重要施設の機能を確保するためには、施設に接続する管路だけでなく、上下水道システム全体で一定の機能を維持することが必要であり、計画的、集中的に耐震化を進めていく必要がございます。

このため、県では、災害時に機能確保が必要となる避難所等の重要施設を改めて整理した上で、優先順位に応じて施設と管路の耐震化のスケジュールを定めるよう、各圏域で開催した会議などで市町村に助言してまいりました。また、随時個別相談にも応じておりますが、現在策定状況に関する中間調査を実施しており、その結果を踏まえた個別の支援も行っております。

水は、私たちが生きていく上で欠かせないものであります。安全な水を安定して供給できるよう、引き続き市町村と連携しながら取り組んでまいります。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君） 上田長野地域水道事業広域化に係る管路整備の考え方についてお答えします。

10月の協議会で公表した検討報告では、広域的な水運用を行うことで施設のダウンサイジングや非常時のバックアップ施設の最適配置を目指すとの考え方から、これら施設や管路の整備事業を国庫補助事業対象期間で重点的に実施することとしております。

この期間においては、単独経営では進捗を図ることが難しい浄水場や配水池等の基幹施設の更新や耐震化を主要事業として計画しているところですが、これは、基幹施設の機能停止が能登半島地震における水道復旧長期化の主な要因とされていることから、こうしたリスクを低減するため、優先的に実施するものです。管路そのものの耐震化率の向上には直接反映されませんが、取水から給水までの水道システム全体の耐震性、安全性を向上させ、強靱化効果の早期の発現につながるものと考えております。

管路の耐震化についても、これまでのペースを落とすことなく進めてまいります。管路の被災は、基幹施設が機能していれば応急復旧や給水車などによる代替給水が可能であることから、実施に当たっては、耐震化の地域格差や重要施設への管路耐震化状況などを踏まえた効果的な整備に配慮するとともに、基幹施設の優先整備後には、これを重点的に進めることとしております。

以上でございます。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君） それぞれ御答弁いただきました。

長野県は小規模な自治体も多いことから、急所施設においては上水も下水もその耐震化が大変遅れているという状況にある中で、優先順位を決めながら個別に相談して進めていただくということでもあります。命を守る水の確保のために引き続き御尽力いただきたいと思います。

私からこの質問の最後に一言申し上げたいと思います。

本年2024年も年の瀬を迎えました。国内外で激動の1年でありました。

私は、9月議会で核兵器の廃絶について質問させていただきました。その後、被団協がノー

ベル平和賞を受賞したというビッグニュースを受け取り、来年は被爆80年に当たるこのときに、ノーモア広島、ノーモア長崎、ノーモア被爆者、私たちが最後の被爆者と言われた長崎のこの言葉を忘れずに、日本が核兵器禁止条約に参加することを願ひ……

○議長（山岸喜昭君）和田明子議員に申し上げます。申合せの時間が経過しましたので発言を終了願ひます。

○48番（和田明子君）全ての質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、グレート無茶議員。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）もういいかげんそば県についての議論はやめてほしいというのが本音だと思います。しかし、答えが出るまでやめるわけにはいきません。そば県について質問します。

そもそも私がなぜそば県にこだわるのか。ブランディングという視点からお話ししたいと思います。

例えば、おいしいカツオを食べに行きたいと思ったら何県を思い浮かべますか。高知県です。でも、水揚げ日本一は静岡。ウナギと言ったらどこを思い浮かべますか。浜松。でも、実は水揚げ日本一は鹿児島。これがブランディングなのです。おいしいから来てくださいではない。行ってみたいと思わせるのがブランディング。1位でなければ駄目なのですか。そう、駄目なのです。日本一高い山は富士山、では2番目はということなのです。1位でなくても1番になれる、これがブランディングだと考えます。

さて、先日、令和6年11月25日に開催された第1回（仮称）信州そば会議体設立準備会を傍聴させていただきました。長野県がそば県を盛り上げようという動き出したかと期待した反面、途中から非公開となり、県から声のかかったメンバーしか参加できないことに失望。先日も、参加したかったというそば関係者がいました。やるなら長野県のそばを盛り上げようと志す全ての県民と共に民間主導で取り組むべきだと考えます。

また、私には、「そば県いいね」という声が多く寄せられますが、そば県と名のすることはやめてほしいという声が実際にあるのでしょうか。県はそば県と名のすることに何かデメリットがあると考えているのかと勘ぐってしまいます。ワインバレー、発酵バレー、そしてアウトドアなどを推していますが、それらに比べても、何がよろしくないのか分かりません。

県がすべき支援は、業界を集めた会をつくることではなく、あらゆる業界がそばをフックとして潤うためのブランディングだと考えます。民間の力を引き出し、そばに直接関係ない県民にも広範囲に波及効果をもたらすために県が注力すべきことは何でしょうか。知事にお伺ひします。

やるからには真剣にブランディングに取り組むべきです。この回答によっては、私からのそば県についての最後の質問になるかもしれません。

先日、うどん県に行ってきました。うどん県とは何県を指すか、知らない方はいないと思います。ブランディングに大成功した「うどん県。それだけじゃない香川県」のキャッチコピー。どのような経緯でうどん県になったのか、要点だけお話しします。

事の発端は、1998年の都道府県知名度ランキング。香川県は47都道府県中47位。これに危機感を持った当時の浜田知事は、何とか打破せねばと職員に打開策を求めました。当時、職員の1人が個人的に香川県内の個性的なうどん店を発信していたサイトに地方メディアが注目してから、徐々に「香川はうどん」と広まっていったそうです。それに目をつけて、よし、うどんをフックにして県産品、観光をPRしていこうと知事が決められたそうです。

そして、知事による「香川県は、「うどん県」に改名いたします」の発表。うどん県副知事に俳優の要潤さんを起用。その結果、観光客は一気に増え、平成25年度知名度ランキングでは何と14位に。ちなみに、改名発表での広告換算PR料金は7億6,600万円だったとのこと。

驚くべきは、本場さぬきうどん協会の方が、香川県がうどん県を発信したことは寝耳に水くらの感覚で、特に事前に相談はなかったということなのです。また、現在でもうどん業界への助成金などの支援はなく、イベントを行う際に協力を求められるぐらいだといいます。知事のたった一言が、香川県のブランド力を変えたのです。

さて、お次は、こちらのそばの国、福島県に行ってきました。福島はそばというイメージがあまりない方もいるかと思いますが、福島県の方は、そばと言えば福島、福島のそばを食べたら他県のそばは食べられないというぐらいにそばに対して絶対的な自信を持っている方が多いそうです。

その背景には、行政と民間70団体でつくられたうつくしま蕎麦王国協議会の存在があります。その成り立ちはこうです。こちらは、民間団体から県に福島県のオリジナルの奨励品種をつくらしてほしいという要望があり、その要望を県知事がのむ代わりに、県内そば関係団体を集めて協議会をつくり、取りまとめてほしいという条件を出して今の形ができました。平成14年に始まったこの話は、4年の歳月をかけ、平成18年に設立に至り、会津のかおりという在来種が出来上がり、県民からは当時よりもそばがおいしくなったと評判になったそうです。しかし、あくまでも評判は福島県内だけであり、課題は県外へのPRが弱いことだと感じているそうです。

さて、18年たった現在とはいうと、役員は当時のままで、若い人材が育たず、知事も当時から3人目になっているので、協議会への思いも薄れていっているのが現状。県内産品の品質は向上したものの、県外への知名度不足により行き詰まり感がある福島。

さて、長野県はどちらの道を歩むのでしょうか。知事がそば県の旗さえ上げてくだされば、

あとは志のある県民が知恵を絞って頑張ります。そば県を宣言するのか、しないのか。むしろ、はっきりと、今後そばの振興は深めていくが、そば県とは絶対に言いませんと言いついていただいたほうが諦めがつきます。もしまだ判断できる段階にないということなら、いつまでに結論を得るのか、知事の御決断をお聞かせください。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 熱の籠もった御質問をいただきましてありがとうございました。なるべくこの質問が未来永劫続かないように我々も考えなければいけないと思います。

まず、県として注力すべきことという御質問であります。

まず一つは、グレート無茶議員の御質問にあったように、ブランディングをしていくということ、発信をしていくということは重要だと思います。ただ、長野県は信州ブランド戦略をつくっていろいろな取組をしてきましたが、単に発信するだけで、その内容を充実させることがなければ、来た人たちを落胆させてしまうことに確実につながってしまうと思います。これはマイナスになってしまいますので、自主的なものも高めながらのブランディング、発信ということがまず一つ重要だと思います。

それから、そばに関係する事業者の皆様方は、農業、ソバを生産される方、製造される方、それから観光、飲食など、関係の皆様方が本当に多数いらっしゃいます。それぞれの分野ごとにいろんな課題等があるわけでありますので、そうしたものを丁寧に共有させていただきながら、営業局のみならず、産労部全体、あるいは農政部、観光スポーツ部、こうした部局横断で支援していくことが重要だというふうに思います。

宣言するのかもしれないのかという御質問であります。私は、この宣言をやらないと言っているわけではないわけでありまして、参考になり得るのが「発酵・長寿県」宣言、それから気候非常事態宣言ではないかと思っています。県として宣言するときに、例えば私がここで「そば県です」と言うのは簡単です。ただ、それは単に言っているだけで、誰もついてきてくれません。また、先ほど申し上げたように、発信するからにはその内実をしっかり整えていくということも重要だというふうに思っています。

「発酵・長寿県」宣言については、当時発酵食品を振興していこうという食品製造の事業者の取りまとめをやっていただいていたマルコメの青木会長と私で宣言をしました。加えて、その宣言の場所としては、全国フォーラムの場において行わせていただいたところであります。

単に言えればいいというものではないと私は思っております。ここはグレート無茶議員とはいささか考え方が違うのではないかと思います。先ほどの御質問に、やり方がいかなものかという御指摘がありましたが、そばの会議体の設立は着実に進めてきているところでございます。年度内には新しい場をしっかりとつくって、そこで各団体、事業者の皆様方と一緒に行動してい

きたいというふうに思っています。

先ほど申し上げたように、ブランド化や発信は私どもも重要だというふうに思っていますので、そうした方向性、在り方を共に考える中で、ずっと御指摘をいただいておりますそば県という宣言についても考えていきたいというふうに思っております。

そんなことはしないと言っているわけではありません。しかしながら、私が言えればいいだけではないだろうと。気候非常事態宣言も、県議会議員の皆様方の全会一致の議決で後押しをしていただいた上で私が気候非常事態宣言を行っています。私はいろいろなところで宣伝していますけれども、これは私が勝手にやっているわけではなく、県民の総意で気候非常事態宣言を行っているのです。これが強みだと思っていますので、そば県も、ぜひ多くの県民の皆様方を巻き込みながら進められるように取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

〔5 番グレート無茶君登壇〕

○5 番（グレート無茶君）長野県の特産品とかけまして最高のブランディングと解きます。

その心は、信州のそばはおいしい。そば県第2章の始まりです。

前回も質問しましたが、県の発信力には課題が多いと感じております。まず、令和6年度の県広報の予算。これは、各部局で実施している事業において、対外的なPRなどのために使う予算も含めて幾らでしょうか。また、主にどのようなことを実施しているのか、その使途を伺います。

令和6年9月にリリースした県の公式LINEアカウントについて、現在の登録者数と目標値に対する達成状況及び導入による効果をお伺いします。

昨今のSNSの使い方に鑑み、受け手側のほうから情報を取りに行きたくなる仕掛けが必要ではないかと考えます。令和7年度当初予算編成方針のポイントに、「4 県民に届く広報の実施」とありますが、具体的な変更点と受け手側を能動的に動かすための工夫をお聞かせください。

そして、行政の政策決定や実施にはファクトと民意に基づく判断が不可欠ですが、パブリックコメントなどの現行の方法では、結果的に少数で限定的な意見しか把握できないおそれがあります。日常的に県民、特に若者からも広く県民の本音を吸い上げ、施策に反映できる仕組みが必要と考えます。今後の取組方針をお聞かせください。以上4点、中村企画振興部長に伺います。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には広報に関して4点御質問がございました。

令和6年度の広報予算及び主な使途についてでございます。

広報予算につきましては、個別の事業の中、例えば委託事業の内数として広報的な費用が含まれていることもありまして、全体額を申し上げるのは非常に困難でございますが、主な広報予算を申しますと、広報・共創推進課では、広報紙、ホームページ、LINEなどの各種広報媒体を活用し、県政全般や部局横断的な重点施策を発信しており、令和6年度当初予算として1億306万5,000円を計上しているところでございます。

また、事業に応じて個別に広報を行っているものとして例を挙げさせていただきますと、県内向けでは、キャンペーンの実施やウェブサイトの構築などによるしあわせバイ信州運動の普及拡大や、テレビCMやウェブ広告などを活用した住宅の耐震改修の促進などの取組が、また、県外向けでは、首都圏等での交通広告やイベント出展、誘客キャラバンの実施などによる観光プロモーションやPRイベントの開催、ラジオ番組などによる県産品などのプロモーションなどの取組が行われているところでございます。

次に、県公式LINEの登録者数、目標値に対する達成状況及び導入効果についてでございます。

12月4日正午現在の友だち登録者数については6万7,844人で、当面の目標値としている20万人に対して34%という状況でございます。

興味関心のある方にタイムリーに情報を届けることができるセグメント配信の機能を生かし、これまで、ツキノワグマ出没警報の発出や大学生等奨学金の募集、しあわせバイ信州運動「県産品買って&勝手に応援団フェア」のPRなど約60件のメッセージを配信し、配信後にイベント等への参加者が数時間で大きく増えた事例もあるなど、導入の効果を感じているところでございます。

また、トーク画面下部に表示されるリッチメニューについても、観光、文化、子育てなどのイベント情報を掲載したサイトへのリンクを新設するなど、県民の皆様が欲しい情報に簡単にアクセスできる環境を提供できているのではないかと考えております。引き続きアカウントの利便性向上と周知に努め、より多くの県民の皆様がタイムリーに情報が届けられるように努力してまいります。

次に、県広報の変更点及び受け手側を能動的に動かすための工夫についてでございます。

受け手に情報を届けるには、県が一方向的に情報を発信するのではなく、ターゲットを的確に定めた上で、受け手が欲しい情報を最適な媒体で分かりやすく発信するといった戦略的なアプローチが重要でございます。

こうした視点を踏まえまして、令和7年度の広報事業では、重点的に広報すべきテーマの設定による部局横断的な発信を拡大することや、先ほども出ましたLINEなどのSNSをはじめとするデジタルメディアの積極的な活用などに力を入れて取り組みたいと考えております。

特に、デジタルメディアにつきましては、視覚的に訴求力のある動画等のコンテンツを活用するすとか、インフルエンサーの方から受け手の共感を生む発信をしてもらうなど、受け手が興味を持ち、知りたいと思えるように内容や手法を工夫して発信することにより、受け手側を能動的に動かし、伝えたい情報がより多くの皆様に伝わるように努めてまいります。

最後に、県民の本音を広く吸い上げ、施策に反映していく仕組みについてでございます。

長野県では、しあわせ信州創造プラン3.0に掲げました対話と共創を基本姿勢に、県民の思いに寄り添い、共に考え行動する組織を目指しており、政策決定に当たりましては、様々な立場の皆様の御意見を丁寧にお聞きすることが重要であると認識しております。例えば、県政アンケートでは、県内人口構成に準じた不特定多数の県民の皆様から回答いただくことにより、地域や年代に偏らない県民意識の把握に努めております。

若者の本音を広くお聞きする取組の一つとしましては、年内に策定予定の人口戦略を検討するため、ターゲットを学生、若者に絞ったH O P E 2050を県内4か所で開催し、多くの若者に参加いただきました。また、新たにL I N Eを活用したアンケートを実施するなど、若者の皆様の意見を吸い上げる機会の拡大も図っております。

今月設立する「私のアクション！未来の長野創造県民会議」においても、これからの長野県を背負う学生、若者の方々が自発的に活動し、意見を県民会議に反映させていくことが大事と考えておりまして、県からも広く参加を呼びかけたいと考えております。

以上でございます。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）例えば、アイデアなのですが、長野県に住んでいる県民の方限定で、長野県のアプリをインストールしてアンケートに答えてもらうと、何と抽選で数名に県内のイベントに来られた有名なアーティストやタレント、アスリートにバックステージで会えるというインセンティブをつけたらどうでしょう。アンケートに答えた分だけポイントが加算し、当選確率が上がるという仕組み。積極的にアプリをインストールしてもらえるようになりますし、定期的にのぞいてもらえるようになるだろうし、他県から口コミで「長野県民はいいな」となるだろうし、長野県に住みたいとまで思ってもらえるかも。流出も抑えられるかもです。

また、災害時にもしっかり情報を多くの方に受け取ってもらえますし、若者からも幅広く県への意見を拾うこともできると思います。これは例えばの話ですが、話していてもわくわくしますけれども、ちょっとした工夫が県民の県政への積極的な参加を促し、後々効いてくるのです。

最後に、県広報の現状は、各部局任せの単発の情報発信が基本で、県全体の統一的なメッセージや戦略がないように感じます。そこで、県広報の司令塔、戦略的広報チームなるものを

設置し、結果に責任が持てる外部人材を活用。ストーリー性を持たせ、戦略的に打って出ることをご提案しますが、いかがでしょうか。現状の県の発信力についての評価、課題認識と併せて知事の所見をお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）県の発信力への評価、それから、戦略的広報チーム等を設置して積極的に取り組んではどうかという御質問であります。

まず、広報については、御指摘は謙虚に受け止めなければいけないというふうに思います。かねてから、職員に求める能力として、共感力、政策力、発信力と三つ言っているわけですが、発信力は必ずしも十分ではないというふうに率直に感じています。

今回、当初予算編成方針の中にも、県民に届く広報の実施ということを重点項目で入れさせていただいています。これをあの部分に入れ込むのは、普通だと少し違和感があるところではあるのですが、私が共感力、政策力、発信力と言っているのは、政策をつくって実行するだけでは、県民の皆様方にとって、やっているのかやっていないのか分からないと。これは、県議会の皆様方からもかなりいろいろな場面で御指摘をいただいております、やはり発信することによって政策は完結するというふうに思います。発信し、しっかりフィードバックを受けることによって、県民の皆様方の声を県政にも反映することができるというふうに私は考えています。ちょっと異質な部分ではありますが、そういう思いでこういう項目をあえて当初予算編成方針の中に入れさせていただいています。各部局においては、これを踏まえて、来年度に向けてしっかり予算をつくってもらえることを期待しております。

もう一方で、各部ばらばらの取組ではなく、戦略的に全体的に取り組むべきだという御指摘、これもそのとおりだと思います。

実は、今年の4月から、部次長等で広報戦略会議を設置して、重点広報テーマを設定して一体的に取り組んでいます。共通の広報ツールとしてのロゴマークや挨拶の文例などを地道に作成してやっています。これまで以上に広報を全庁一丸となって頑張ろうという雰囲気になっていきますし、実際、各部次長の皆様方には頑張ってもらっています。ただ、県民の皆様から見たときに、それが具体的な行動の成果として表れているかということ、まだまだそうしたところは十分ではないというふうに思っています。

外部の専門人材に広報アドバイザーを委嘱して助言をいただいたりしていますが、広報戦略会議とそうしたアドバイザーは必ずしも連携していません。機動的に広報していく上で、こうした外部人材にも広報戦略会議に直接的に関わってもらい、あるいは、私もトップダウンでこうした方向性で広報を検討せよということを行う。こうした取組を通じて、より機動性のある戦略的な広報が行えるようにしていきたいというふうに思っています。

来年度予算も含めて、広報の充実強化は、我々長野県組織にとって今の最大の課題だというふうに私は思っていますので、そこは力を入れて進めていきたいと考えております。

以上です。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）県の広報戦略は、ひいては県のブランディングにもつながっていくものです。広報に使った予算以上、いや、何十倍、何百倍の成果が出るように、うまくいかなかったら自腹を切るぐらいの覚悟を持って、長野県のために脳みそに汗をかくぐらい考えて、力を入れてしっかりとやってほしいと願っております。

広報とブランディング、地方独自の色を出せる、国の動向関係なしに色を出せる戦略かと思っています。ぜひとも阿部知事の色を出し、長野県の色を出し、積極的にやっていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（山岸喜昭君）次に、青木崇議員。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）松本市・東筑摩郡区選出の青木崇でございます。

2024年も残りあと1か月を切ったところでありますが、今年1年を通して注目を集めたテーマの一つに、SNSや動画コンテンツの拡散によりメディア報道や下馬評を覆す結果が続いている昨今の選挙、いわゆるSNS選挙の動向が挙げられます。

夏の東京都知事選で起きたいわゆる石丸現象以来、衆議院議員総選挙、兵庫県知事選挙、名古屋市長選挙と、選挙にSNSが積極的に活用されることによって、今までの常識が通用しない日本における選挙の一つの転換点とも言えるような結果が続きました。

特に、先月の兵庫県知事選挙においては、県議会全会一致で不信任案が可決され、知事が失職した後、真偽の定かでない情報や特定候補、関係者への誹謗中傷まで様々な情報が飛び交い、何が本当で何がうそなのかよく分からないまま前職が再選を果たすという結果となりました。

ネット上に報道に出ていない真偽不明の情報が次々と出され、拡散されていくことに対して、従来型、伝統的なマスメディアは真実を伝えていない、そうやってオールドメディアなどとやゆされ、対比されることとなりました。

総務省による昨年度の調査によると、テレビよりもネットの利用時間が上回っていると回答している世代は10代から50代にまで及んでおり、年々その世代が拡大してきた結果、ネットの選挙に及ぼす影響が2024年になって顕著に現れてきたとも言えます。

SNSの世界では、自分の意見や願望に合致する情報ばかりを集める確証バイアスが働き、自分と似た意見の人同士でつながっていくうちに考え方が偏り、極端化しやすいと言われてい

ます。そして、情報の正確性や公平性よりもアクセス数によって得られる収益が重視され、経済合理性に基づいて情報が発信され、拡散されていくこととなります。新聞などとは違って、ネットやSNS特有の见たいものだけが見える情報の伝わり方が特徴的です。

一方で、兵庫県知事選挙は、このSNSの影響によって情報が拡散し、選挙の関心が高まったことで、くしくも投票率向上に寄与したという側面もあります。また、衆議院総選挙においては、103万円の壁の見直しによる手取りを増やす政策に関心が集まったこともあり、若い世代も含めて、生活に直結する手取りを増やしてほしいという有権者の思いに対し、SNSを介して政策がダイレクトに届いた結果とも言えます。

これらの現象の背景にどのような有権者の心理があるのか。これを考えますと、政治への無関心の一方で、自分の生活に直結する分かりやすいテーマやストーリーには反応しやすい傾向が現れていたり、あるいは、従来型の政治手法や古い政治情報モデルに対する不信感の表れであるという指摘をされることもあり、その動向や有権者心理の変化をこれからも注意深く見ていく必要があると考えています。誹謗中傷、デマ情報は規制しつつも、政治、行政として情報に即した情報コミュニケーションを採用し、有権者の声を聞き、伝えるべきことは伝える努力をしていかなければいけないのだと思っています。県政としては、こういった状況を踏まえ、情報発信やコミュニケーションという面で、県民に伝わることを意識した広報・広聴の工夫を凝らすことにもつなげていただきたいと思います。

今し方、グレート無茶議員がこの広報・広聴の質問をされておりまして、重複するところもありますけれども、改めて私からも質問させていただきます。

ネット利用者の拡大により、情報の伝わり方が転換点を迎える中、2024年に起きたSNS選挙による影響や有権者の心理の変化について、政治家としてどのように受け止められているか、阿部知事の見解をお伺いしたいと思います。

また、情報伝達の変化のトレンドを受け、県民への情報発信や県民とのコミュニケーションをどのようにしていくのか。こちらも阿部知事に見解をお伺いしたいと思います。

続きまして、件名2の少子化・人口減少対策について伺います。

少子化は待ったなし。今がラストチャンスだ。そう言われ続けながら、全く改善の兆しが見えないまま少子化と東京一極集中は加速し、人口急減の未来を迎えようとしています。人口急減の未来では、医療、福祉、交通、経済などあらゆる社会サービスが今までのように受けられないこととなり、その影響は、今も既にサービスや施設の廃止という形で現れています。

この状況を踏まえて、このたび、県は、人口問題に対する戦略である信州未来共創戦略（仮称）案、以下戦略案と呼びますが、こちらを取りまとめ、公表いたしました。この取りまとめに当たって、少子化対策と人口減少下における地域経済や農業教育の施策展開に今後どのよう

に取り組んでいくのかについて以下質問をさせていただきます。

過去最低の出生率を9年連続で更新している日本ですが、今年の出生率は初めて70万人を割る見通しで、今月3日に試算を出した日本総合研究所によりますと、前年比5.8%減の68.5万人の出生数、そして、出生率は、昨年の1.20から1.15を割り込む数字になる見通しである、そういった試算を公表しました。前年と比べた出生率の減少率は、過去5年間の平均減少率を上回っていて、少子化のペースは、止まるどころか、むしろ加速している状況にあります。

東京都は、来年10月から新たに1人目の子供から保育料を無償化する方針を打ち出し、この事業だけで予算として年間500億から600億円程度をかけると言っています。自治体の財政状況の違いでこれまでにないほどの地域間格差が発生していて、地方の少子化対策はますます厳しさを増しています。

私も子供が3歳、2歳、ゼロ歳と3人になったわけではありますが、さらにここにもう一人増やせるかと言われますと、現状の支援では、教育費や家族が増えることの経済的、社会的サポートに不安を感じていて、踏み出せない気持ちであります。さらなる子育て支援策を求める声を子育て世帯からもお聞きしているところですが、経済的負担軽減については、国による主体的な取組や、税制改正などによる財源配分の見直しをしていかなければならないと感じています。

今般、県として公表した人口問題に関する戦略案では、人口減少にいかに対応するかということにフォーカスを当てた計画となっていて、少子化の要因とされる雇用問題やジェンダーギャップ解消にはかなり高い目標を掲げています。

今年の2月に、これからの人口減少社会における県民の暮らしの未来像について私から質問させていただいたところでもありますけれども、改めて今回の戦略案策定と、想定を大きく超える止められない少子化により急減する人口未来が現実のものとなっていることを踏まえまして、長野県民の豊かな未来の暮らしの姿をどう描いているのか、また、その実現のために県としてやらなければならないことについて、改めて阿部知事の見解をお伺いしたいと思います。

少子化の根本の原因には、生涯未婚でいる人が増えている、いわゆる未婚化問題があります。日本の夫婦当たりにおける出生率は、半世紀前から1割減となる約9割の水準を維持しているにもかかわらず、日本全体の出生率は6割減少して、4割水準にまで低下しています。諸外国と違って婚外子が少ない日本では、婚姻数が出生数に直接影響するため、このことから、少子化の大きな要因は、婚姻数の減少、つまり未婚化にあると言えます。

そして、価値観や趣味が多様化することによる若者の恋愛・結婚離れということもこれまでよく言われてきたところではありますが、人口問題研究所による出生動向調査では、18歳から34歳の未婚男女において8割以上に結婚の意思があることが分かり、こども家庭庁が今般結婚を

テーマに行った調査では、未婚の人のおよそ7割が、結婚相手を見つけたくても何をすればいいかわからない、結婚するに当たって自分に自信がない、そういった回答をしました。

自民党県議団で昨年県内大学生にアンケート調査をした結果も同じような回答傾向であり、想像よりも多くの若者が、結婚を望んでいるにもかかわらず、その希望をかなえられていない、そういった実態があることが見てとれます。同世代を見渡していてもその実態は見てとれ、結婚に対して真剣に悩んでいる当事者たちの諦めの声に、地方行政として向き合って対策を展開してほしいと考えます。

自由で多様なライフスタイルや働き方を求める女性の東京への流出や、地方に残る若年男性の経済状況の不安定さなどが指摘されている中、今なお加速化する少子化の一方で、夫婦の出生率は大きく減少していません。このことを踏まえ、少子化対策として結婚の希望をかなえる未婚化対策に地方自治体も真剣に取り組むべきであると考えますが、県としてどのように取り組んでいくのか。高橋こども若者局長にお伺いします。

続きまして、人口減少下における地域経済の成長について質問します。

人口減少の恐ろしい影響は、生産年齢人口の減少に伴い、経済規模がそのまま縮小していくことにあります。先日、元高知県知事の尾崎正直衆議院議員の講演をお聞きする機会があり、人口減少に伴って縮小する県内総生産を外商活動の活性化によって上昇させた高知県の取組についてお聞きしました。

その話の中で、地方創生というのは、単に地域おこしを目指そうとするのではなく、人口減少下にあって、地域特性を生かしながら、圏域のGDP、県内総生産を上げる仕組みや戦略を考えることだという見解を示されていました。

長野県の状況はどうなっているのか気になったので、過去のGDP推移のデータを見てみたところ、平成中頃までは、生産年齢人口の減少に伴って、県内総生産、1人当たり県民所得は減少傾向にありましたが、第2次安倍政権発足の平成24年以降、県ではしあわせ信州創造プランの開始年度から、労働生産性の向上とともに、人口減少による下方プレッシャーに引きずられることなく県内総生産や県民所得を維持している。そんな経済状況の推移が見てとれます。

今後も止まらない人口減少局面において、デジタル化などの労働生産性向上や付加価値向上によりまして県内総生産向上を目指していくこととなりますが、その一つとして、長野県産品の外商活動の活性化により、販路を県外、海外へと広げていき、いわゆる外貨を稼いでいくこと等も重要となります。

そこで、県の外商を担う営業局の活動について、現在の取組と今後の展開の方向性について合津営業局長にお伺いします。

人口減少下における経済成長において、人手不足はその大きな足かせとなっています。人手

不足解消の取組の一つに、シニア世代の活躍も挙げられています。昨今の物価高騰により、年金だけで暮らしていくことに不安を感じる声を多くお聞きします。コストカット型経済によるデフレからの完全脱却を目指す政府方針により、停滞してきた日本の経済成長を実現する一方、物価高騰とインフレによる貨幣価値の低下が引き起こされることとなり、貯蓄と年金だけでは安定した暮らしは困難な時代を迎えようとしています。

先月、政府では、住民税非課税世帯に3万円を目安に給付金を支給するほか、物価高、燃料価格高騰対策の補助を経済対策として決定したところでありますが、経済の伸びに伴うインフレに非課税世帯の生活が取り残されてしまうことのないように、国の動向に応じて、県の福祉部門としての支援に引き続き取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

そして、安定した収入を得ようと、シニア世代で、新しい職業に就くために必要なスキルを獲得しようとする方々がこれから増えていくことになりますが、そのリスクリングの支援をしていただきたいと思います。地域の中からも、シニア世代の働く環境整備を進めてほしいという声がよく聞かれますが、厚生労働省では、働いて一定の収入がある高齢者の厚生年金を減らす在职老齢年金制度の適用基準額を引き上げる方向で調整を進めています。働き損を解消して、年金を満額で受け取る高齢者を増やすことでシニアの就労を促し、人手不足対策にもつなげようとしています。

シニアの就業に当たっては、これまで、働きやすい職場環境づくりの支援や企業とのマッチング支援などの施策を県として展開されてきているところでありますが、人口減少が進む中では、これまで育成の対象にはならなかったシニアの育成も重要になると考えます。働き方の多様化により、人的資本経営の実現が求められる中、シニアに対するリスクリング支援の現状と課題、今後の展望について田中産業労働部長にお伺いします。

続きまして、人口減少下における農業の視点から質問をさせていただきます。

今年の11月初旬に、松本市今井にあるリンゴ農園にて、子供たちと一緒にリンゴの収穫をさせてもらいました。当初観光農業の可能性を探る目的で行ったのですが、ちょうどその数日前に降雨があり、それまで強い日差しと高温が続いたことによって、多くの果実に穴が開いたり割れてしまっている、そんな光景を目の当たりにしました。

今回の被害は、高温、日射、降雨という気象条件の影響によるもので、災害によるものとはならないわけではありますが、農家の方々は、こんな状況だと営農意欲がそがれてしまって、営農を続けるか悩んでいた人たちが辞めるきっかけになってしまうと心配されていました。それでも、農園で収穫した直後に食べるリンゴ、特にふじは、さすがリンゴ界の絶対王者と言われるだけあって、別格の味わいです。

昨今の気候変動の影響により、信州の特産品であるリンゴの色づきなどにも深刻な影響が出

ていて、このまま気候変動が続いていけば、信州が将来リンゴ栽培の適地でなくなってしまうかもしれないということが言われているのはとても残念なことであります。

信州における温暖化が進む中で、各農業試験場では、リンゴに限らず様々な品種の気候変動に対する研究開発が進められています。社会の基である食の生産について、人口減少下にあっても持続可能な農業を実現するための取組について、以下質問させていただきます。

まず、気候変動によるリンゴの日焼け障害について、被害状況と、今後どのような支援ができるのか、伺います。また、気候変動に対応する研究の状況と、気候変動の中においても農業生産を維持、増加させる研究にこれから投資をしていただきたいと思いますと思いますが、どのような分野に投資をしていくのか、伺ってまいります。そして、人口減少局面における担い手確保や稼ぐ農業の実現に向けましてどう取り組んでいくのか、それぞれ小林農政部長にお伺いいたします。

最後に、長野県における教育の未来像について質問いたします。

先日、都道府県議会議員研究交流大会にて、一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォームの水谷会長の講演があったのですが、そこで、島根県の離島にある島根県立隠岐島前高校の事例紹介がありました。人口減少により島にある唯一の高校が廃校寸前にまで至ったことをきっかけに、子供たちの生き抜く力を身につけさせる教育理念の下、カリキュラムを組み直し、教室内にとどまらず、教室の外で島民と交流したり仕事をしたりしながら自立心を育み、探求の学びを深めさせるような、そういった取組を展開しているとのことでした。

公立高校として柔軟なカリキュラムを設定し、島への留学を起点として全国から学生や若者、社会人を集めることにつながった事例であり、教育魅力化から移住や島を第二のふるさととして地域のために貢献してくれる、そういった関係人口と呼ばれる人口の増加につなげることができたという事例で、地方創生の事例として大きな示唆を得ることができました。

この島に留学した学生がそこで登壇されまして、今まで漠然と過ごしてきて、将来何をしたらいいか分からない、そういうふうに使っていたが、この島に留学してきたことによって、たくさんのお出会い、学びや体験を通じ、自分の役割やこれからの未来について見つめ直すことができた、そういったことをお話しされていたのが大変印象的でした。

このように、新しい学びの選択肢を示す学校が、私立を中心に、長野県内も含めて地方都市にできつつあり、これまでの教室で画一的に受けさせる教育の限界を感じている全国の子供や保護者の皆さんから注目を集めています。

先ほど、未婚化対策について取り上げた際にも、自分に自信がない、どうしたらいいか分からない、そういった声があることを取り上げさせていただきましたが、こういう時代を生き抜く力、自分に自信をつけさせる教育に長野県でも子供のうちから取り組んでほしいと願ってい

ます。

今年6月の一般質問で、就任直後の武田教育長に、信州教育の未来の姿をどう描いているかについて質問させていただきましたが、半年経過したところで、改めてこの教育の具体的な取組の進め方について質問をさせていただきたいと思います。

従来の画一的な教育ではなく、地方ならではの体験や学びを重視した教育を受けさせたい、そういったニーズがあり、全国的にもそのような子供たちの自立性や自己肯定感を高める教育を行うことで、教育移住など人口減少対策につなげている、そういった学校が出てきているところ です。

このような先進事例が全国で出ている中、長野県が全国的に教育の先進地域となるためには、大きな改革が必要となります。長野県の教育の魅力を全国に発信し、高校の全国募集など長野県への移住につながるような取組も必要と考えます。

長野県では、昨年度から、信州学び円卓会議にて子供たちにとって最適な学びの在り方について議論され、今年7月には、「学びの「新しい当たり前」を共に創る」というメッセージが発信されたところであります。昨今の教育に限界を感じている子供、保護者の教育ニーズを踏まえ、長野県の公教育の場でどのような教育が受けられる環境の実現を目指していくかについて武田教育長にお伺いします。

以上、質問とさせていただきます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には3点御質問をいただきました。

まず初めに、2024年に起きたSNS選挙による影響や有権者の心理の変化について政治家としてどう受け止めているのかという御質問でございます。

一言で言えば、我が国においてもSNSが政治や民主主義を変えていく時代になったなと思っています。SNSによる影響は、メリット、デメリット双方あるのではないかというふうに思いますが、御質問にもありましたように、若い世代を中心に、有権者の皆様方が政治に対して非常に関心を持ちやすくなったということがひとつ言えると思います。

また、これは、有権者にとってみれば、候補者の情報をたくさん知ることができる。我々立候補する側からすれば、たくさんの情報を伝えることができると。今の公職選挙法の中では、ポスターやビラも枚数制限がありますし、政見放送も限られた時間でしっかりやらなければならないということで、どうしても発信量が少ない。SNSは、ある意味、無限大に発信できるということで、多くの情報を候補者側から有権者に伝えられるようになっているということで、プラスの見方ができるのではないかと思います。

ただ、例えば選挙の公正性を考えたときには、SNSの使い方に全ての人たちが精通してい

るわけではないので、上手に使える人と使えない人との差がついたり、管理統制された情報ではなく、いろいろな情報をあらゆる人たちがあらゆる手段で発信できるという形になりますので、時にはデマと考えられるような情報も含めて拡散されることになります。限られた選挙期間中にそういうことが行われると、これを訂正したりすることは不可能に近い状況になるのかなというふうに思います。

プラスマイナス両面がありながらも、今後はこうしたことにしっかり向き合って、選挙制度や民主主義社会の設計をしていくということが必要になってきているのではないかというふうに思います。

有権者の心理の変化ということでもありますけれども、先ほど情報量の話で申し上げましたが、私は、候補者として、なかなか考えを伝えにくいもどかしさをこれまで感じてきました。一生懸命公約をつくっても、既存のメディアでは全く触れていただけないか、触れるとしても目立つ項目が一部取り上げられるということで、私の全体的な考え方を伝えていただくことはなかなかなかったと思っておりますが、SNSを使えば、もっと考え方や詳しい内容をしっかり伝えられることになります。

これは、ある意味、有権者の皆様方もこれまでの選挙の中で感じていた部分ではないかというふうに思います。大勢の候補者がいるのに情報量が限られていると。どういう公約なのか、どういう人なのかということをしっかり分かった上で選択したいけれども、公職選挙法上の様々な制約やメディア等の自主規制もあって、全ての候補者が平等に扱われる中で、有権者から見ても、知りたいことが分からないということがあったのではないかと思います。このSNSが広がることによって、ある意味有権者の皆様方のそうした思いに応えた部分もあるのではないかというふうに思っています。

私は評論家ではないので、これ以上詳しいことはここで申し上げられませんが、いずれにしても、冒頭申し上げたように、今まで、私ども候補者も限られたツールでの情報伝達、そして有権者の皆様方も限られた情報の中での選択ということで、双方共に限界を感じていた部分があるのではないかと思います。このSNSによってそこに風穴が開けられた。ただ、そこにはメリット、デメリット両方あるので、そこについてはこれから幅広い議論をしていくことが必要ではないかというふうに思っております。

それからもう一点、今度は県庁の広報の話でございますけれども、情報伝達の変化のトレンドを受けて、県民への情報提供、コミュニケーションをどう行っていくのかという御質問でございます。

今申し上げたように、例えば既存のメディアや印刷媒体だけではなく、SNSを使えば、安価に、速やかに、かつ広範にいろいろな情報を届けることができるようになるわけでありす

ので、私ども県としても、こうした媒体を積極的に活用していきたいというふうに思っています。県の公式LINEもつくらせていただきましたし、LINEを使って双方向でアンケートも行える形になっています。また、X、Instagramを通じて情報発信などに取り組んでいるところであります。

今後は、こうしたツールによる情報の伝え方も一層の工夫が必要だというふうに思っています。例えば、我々行政は正確性を旨としますので、どうしても何となく堅苦しい文章で伝えがちですが、もっと端的に分かりやすい情報発信をして、詳しく知りたい方はここにアクセスしてもらうとか、そういう工夫も必要だと思います。また、選挙関係でも多用された動画をもっと積極的に活用していかなければいけないというふうに思います。そのためには、やはり職員のスキルアップも必要でありますし、まだまだ我々の取組を改善していく余地もあるのではないかとこのように思います。

ただ一方で、このSNSだけでは十分ではないと思いますので、もちろん既存のメディアも引き続き有効性はあると思いますし、また、多くの県民の皆様方と対面対話をしていくということも、やはり基本的には重要な情報伝達であったり、我々が情報を把握する手段だと思いますので、そうしたことを適切に組み合わせながら、県民の皆様方とのより一層のコミュニケーションの充実を図っていきたくと考えております。

それから、3点目であります。少子化・人口減少対策につきまして、豊かな未来の暮らしの姿と、その実現のために県としてやらなければいけないことについてという御質問でございます。

今回の信州未来共創戦略（仮称）案におきましては、ありたい姿を幾つか掲げさせていただいています。例えば、若い人たちが自分らしく生き生きと活躍している社会、また、性別にかかわらず誰もが自分らしく生きられるジェンダー平等の社会、また、暮らしに不可欠な行政サービスがDX、広域化、共助の仕組みづくり等を通じて持続可能になっている、こうした社会を目指していくということが重要だと思っています。

そうした社会をつくるために、今回の戦略案で四つの方向性を示しておりますけれども、やはり女性、若者から選ばれる寛容性の高い社会を多くの県民の皆様方と共につくっていく必要があると思います。また、御質問にもありましたけれども、海外戦略も含めて、産業の生産性、経営の改革をどう進めていくかということが非常に重要だというふうに思います。

加えて、人口がどんどん減る中で、暮らし方、住まい方という観点での県土のグランドデザイン、生活圏の再構築、そして、長野県の強みを生かした関係人口の増加や移住者の増加、こうしたことに県としてはしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。これは、県だけではできませんので、市町村をはじめ様々な団体、あるいは県民の皆様方一人お一人

とも課題や方向性をしっかり共有させていただきながら協力して取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には少子化・人口減少対策に関連し、若者の結婚の希望をかなえる未婚化対策にどう取り組むかという御質問をいただきました。

議員の御質問の中にもありましたとおり、若年女性の東京圏への流出が続いている中で、地方では性別による人口の不均衡が生じておりまして、若年層の同世代の未婚者の男女比は、令和2年国勢調査によりますと、本県では20歳から24歳で男性が女性の1.12倍となっております。男女の結婚年齢の差に応じて高くなっていきますので、25歳から29歳で1.31倍、30歳から34歳で1.52倍と男性が上回っており、全国の中でも高い状況であります。

その一方で、独身男性の結婚希望は、県が実施している意識調査でも、18歳から29歳は約8割、30歳から39歳では約7割となっておりますが、若者の未婚率は以前より高くなってきております。

そして、結婚を希望する若者が独身でいる理由の主なもの、出会いの機会がない、経済的に余裕がないであります。20代では「まだ若過ぎる」、30代では「異性とうまく付き合えない」も多い回答となっております。こうした点については、私も若者の交流イベントや意見交換で感じたところであります。

若年層の未婚化の解消を進めるためには、実質賃金の向上や高等教育の無償化など全国的に取り組むべき構造的な課題もありますが、地域の実情に応じた取組として、先ほどの意識調査や若者の意見も踏まえ、県としては若者のライフデザインを支援する学びの場の増加、そして出会い、交流の機会の増加に力を入れていくことが重要と考えております。若者のライフデザイン支援は国においても強化する方向で進められていますが、本県では、学校でのライフプランニング教育や企業等でのライフデザインセミナーなどを充実させ、若者が結婚や子供を産み育てることも含む自分の人生をどう選択し生きていくのか、自ら考えられるよう取り組んでいきたいと考えております。

また、若者の出会い、交流の場については、現在行っているAIを活用したマッチングシステムの取組に加え、大学や職場等を超えた異業種交流の場など、メタバースも活用しながら、若者が集える様々な交流の場を充実できるよう企業等に呼びかけていくとともに、県でも、民間の発想を生かして、出会い、交流の場づくりの強化を図ってまいります。

さらに、様々な困難を抱えている若者を支援するため、県では若者の社会的自立に関するサポートなど、市町村では異性との付き合い方に不安を抱える若者への支援などの取組について

も力を入れていく必要があると考えております。

国においても、地域の実情に応じた取組を進めるための地域少子化対策重点推進交付金の充実が検討されていますので、この交付金も積極的に活用し、若者の結婚の希望をかなえる未婚化対策に県と市町村で連携してしっかりと取り組んでまいります。

以上です。

〔産業労働部営業局長合津俊雄君登壇〕

○産業労働部営業局長（合津俊雄君） 県内総生産を上げるための営業局での取組と今後の展開についてお答えいたします。

県内生産を上げるためには、市場を広げて生産量を増やすいわゆる外商と、産品やサービス単体の付加価値を向上させる方法がありますが、営業局では、営業活動等を通じまして、稼ぐ力とブランド力の向上に努めています。

今年度、国内では、商品製造事業者のほか、卸・小売事業者など多様なバイヤー向けの商談会を開催。また、万博を控えた大阪地域での販売強化やインバウンドを見据えまして、我が国を代表するホテル等へ食材提案などを行っています。また、海外においては、米国における知事トップセールス、欧州及び東南アジア各国でのテストマーケティングや長野フェアの開催、海外バイヤーを招聘した産地視察や商談会等により、新たな取引先の構築に努めているところであります。

外商を活性化するためには、製品の付加価値を高める必要もあります。そこで、事業者のブランド構築に向けた支援や、県全体のブランド、しあわせ信州の価値向上のため、ブランド戦略に基づき、銀座NAGANOでの情報発信等に努めているところです。

今後は、しあわせ信州のブランド価値を再定義いたしまして、県内事業者と協働した発信を強化するとともに、海外の成長を県内経済に取り入れるべく、アメリカ、オーストラリア、東南アジア、欧州を中心に、海外事業者との連携を通じまして、グローバルな視点でブランド発信と営業活動を行ってまいります。

以上です。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君） 私には、シニアに対するリスクリング支援についてのお尋ねでございます。

多くの産業で人手不足となっている中、企業がシニア世代を含む従業員を人的資本として捉えて投資し、一人一人の生産性を高めていくことが大変重要でございます。そのため、県では、シニア世代のリスクリング支援としまして、求職者を対象とする民間活用委託訓練におきまして、おおむね60歳以上の方のスキルアップ、スキルチェンジを実現するための訓練コースを設

定するなど、シニア世代のスキル向上の機会を提供しているところでございます。

また、国においては、ミドルシニア世代のキャリア形成支援やリスクリングの経費助成などに取り組んでおりまして、県では、そうした国の支援制度が有効に活用されるよう、ポータルサイトを通じた情報発信に取り組んでいるところでございます。

一方、民間の調査によりますと、シニア従業員向け教育研修の実施状況について「実施されており、充実している」と回答した者は約20%でありまして、やはり企業におけるシニア世代への人的投資の充実を一層高めていく必要があるところでございます。

今後、県といたしましては、経営者等を対象としましたセミナーなどを通じて経営者の意識改革を進め、企業における人的投資の一層の充実につなげてまいります。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君） 私には2点御質問をいただきました。

まず、気候変動によるリンゴの被害状況や試験研究の状況等についてのお尋ねでございます。

本年のリンゴにつきましては、地域間、圃場間で差が見られるものの、県内各地で高温による日焼けや着色不良などが見られたほか、主力のふじでは、10月の高温と降雨等による急激な果実肥大の影響と考えられる果実の表面、果皮に割れが発生いたしました。今後、この原因をしっかりと分析した上で、再発防止に向けた技術対策を整理し、JAと連携して生産者に周知するとともに、果実を直射日光から保護するための多目的ネットの導入を引き続き県単事業で支援してまいります。

また、気候変動への対応は喫緊の課題であることから、試験場では、地球環境に配慮し、持続可能な農業を実現するための技術開発を主要な研究方向に据え、温暖化に適応した高温条件下でも着色や品質、収量等が優れる品種や技術の開発に注力しているところでございます。

加えて、人口減少が進んでも生産力を維持するスマート農業技術の開発に対しても重点的に取り組んでまいります。

次に、人口減少局面における担い手確保や稼ぐ農業の実現についてのお尋ねでございます。

本県の基幹的農業従事者は、令和2年までの5年間で24%減少する一方で、経営面積10ヘクタール以上の経営体は16%増加しており、農地の集積や経営の大規模化が進んでいるところでございます。

これまでも、生産性の向上を目指す農業者の育成や、法人経営体の規模拡大の支援などに取り組んでいるところでございますが、さらなる人口減少が見込まれる中、人材の安定確保や作業の省力化、効率化に向けた取組の拡大が必要と認識しております。そのため、雇用環境の改善と合わせた法人経営体への就業促進、外国人、障がい者、高齢者や女性など多様な人材の活

躍、さらには、圃場整備と合わせたスマート農業技術の導入、園芸品目など高収益作物の導入などを複合的に進め、人口減少下にあっても担い手が集まる、また、稼げる農業の実現を目指してまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）県の公教育ではどのような教育環境の実現を目指していくのかというお尋ねでございます。

長野県のあるべき教育の姿は、子供一人一人の違いが尊重され、一人一人の個性が輝いている。そのために、教育現場の教師たちが常に子供を第一に考え、教育に取り組むことであります。そのことが、多様な子供たちの自尊感情や自己効力感を高めることにもつながっていくと考えているところでございます。

そのために、子供の視点から学校教育の在り方を見直していくことが必要であり、県教育委員会では、公立小学校を対象として、ウェルビーイング実践校ＴＯＣＯ－ＴＯＮ（トコトン）を指定し、学校の仕組み変革に取り組んでまいります。

学校の仕組み変革に取り組むためには、県内の一つ一つの教育現場が、より主体的、自律的に子供のための教育に専心できるような環境が必要であり、教員が時間的・精神的ゆとりを持って一人一人の子供に向き合えるようにしていくことが必要であります。県教育委員会といましては、知事部局と連携しながら教員の処遇改善に取り組んでまいります。

また、中山間地域が多い長野県では、信州やまほいくなどの自然を生かした体験活動を学校での学びにも取り入れるなど、学校と地域との協働の下、その地域ならではの教育を広めることで県内の至るところに特色ある学校があることが移住者にとっても魅力ある教育の先進県になっていくものと考えているところでございます。

以上でございます。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）それぞれ御答弁をいただきました。

私には、失われた30年とともに生きてきた30代の皆さんが、どうして自分に自信を持っていないのか、失敗や間違いを恐れるようになってしまったのか、恋愛や結婚に踏み出せないでいるのか、特に男性側の気持ちというのが、同じ世代、同じ境遇として感覚的にすごくよく分かります。

しかし、私には、10代、20代の今の価値観や気持ちはよく分かりません。ショート動画などを見て、その年代の価値観やトレンドから後れを取らないように意識をしているくらいであります。ぜひ阿部知事におかれましては、これからのこの人口減少局面、この新しい価値観を

生み出していく、社会の転換を図るということに当たりまして、今までしていただいた若者の意見を聞くことのみにとどまらず、政治や行政の場など様々な意思決定の場にその年代の価値観を持った当事者を介在させる仕組みをつくっていただきまして、いざという決定のときにずれが生じないようにするような仕組みづくり、そういったこともぜひ検討していただけないかということをお願いしたいと思います。

東京にあって地方にないものの一つ、若い世代の人たちが活躍する前提となる、自分を高められる成長の機会というものを得られる場が、この長野県にもっとあるべきなのではないかということを常々思っているところであります。

これからの少子化・人口減少局面にあって、長野県がやるべきことに集中しながら、この少子化の打開と、また県民全体の幸せな暮らし実現のため、今後の各施策の展開と発展を期待申し上げまして、今回の私の全ての質問を終結いたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

早川大地議員。

〔9番早川大地君登壇〕

○9番（早川大地君）飯田市・下伊那郡区選出の自由民主党県議団の早川大地でございます。通告に従い順次質問をいたします。

初めに、多極分散型のモデル都市形成について質問いたします。

本年9月9日、リニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議において、中間取りまとめが発表されました。長野県のビジョンでは、東京一極集中から地方への多極分散型を目指すべく、先端産業の育成や世界的な観光地域づくりに取り組み、県独自の教育や新たな暮らし方、働き方の先進地となるよう、伊那谷に多極分散型のモデル都市をつくることを表明しました。

同様のビジョンは、ほかの沿線3県、神奈川、山梨、岐阜からも発表され、4県で広域的な取組を進めることも決定しました。政府は、今後、施策の具体化に向け、予算などで支援することになっており、県民も非常に期待しております。

一方で、スタートに当たり、ビジョンは大切ですが、長野県側においても、多極分散型のモデル都市に向けて、今後どのような受入れ態勢を整え、機能強化を図っていくのか、阿部知事

の所見を伺います。

10月17日、リニア中央新幹線の沿線の飯田市、相模原市、甲府市、中津川市の商工会議所の会頭によるリニア中央新幹線中間駅関係商工会議所会頭会議が飯田商工会議所の呼びかけで初めて開催され、飯田商工会議所原勉会頭より、名古屋－飯田間の先行開業の協力を呼びかけました。会議では、先行開業の結論は出なかったものの、各県の工事の進捗に違いが出ており、今後も定期的に開くことを決めています。

また、9月には、飯田・下伊那、上伊那、木曽地域の商工会議所と商工会による伊那谷・木曽谷経済活性化連絡会議でも、同様に、名古屋－飯田間の先行開業について議論されています。一方、隣県の山梨県の長崎知事は、2020年より、度々、品川から山梨の先行開業の議論に前向きな考えを示しています。

J R東海としては部分開業に否定的なコメントを出しておりますが、我が長野県としては、部分開業により地域経済活性化に寄与し、また、南海トラフ地震の災害対応の観点からも必要だと思います。当然ながら、J R東海は民間企業ゆえ、企業の利益も考えなければならないことは重々承知しておりますので、そのような状況も踏まえ、国に対しどのように働きかけ、協議していくのか、阿部知事に伺います。

前回の9月定例会において、第2県庁、また中南信所管の2人目の副知事について一般質問し、阿部知事より、まずは12月末に約1週間飯田・下伊那で執務に当たる旨、回答をいただきました。迅速な御対応に心より感謝申し上げます。非常にありがたい取組ですが、中南信の思いを受け、決して第2県庁、2人目の副知事を諦めてはおりませんが、今回は違う格好で質問します。

リニア中央新幹線は、工事の遅れはあるものの、11月20日、ボーリング調査はついに静岡県内に到達しており、着実に前進しております。さらに、阿部知事自ら、リニア中央新幹線を軸に多極分散型のモデル都市を伊那谷につくりたいと公言している状況を鑑み、そろそろリニア整備推進局長を伊那谷に配置すべきときではないでしょうか。

J R東海の中央新幹線長野工事事務所は飯田市に、大鹿分室は大鹿村にございますが、長野県としては、リニア整備推進事務所は飯田合同庁舎にあるものの、あくまで建設部の出先機関です。リニア関連の政策やまちづくりを検討する部局は、県庁内にリニア整備推進局が設置されており、現場とは物理的に距離を感じます。リニア中央新幹線の現場は南信地区です。本年度よりスタートしている長野県リニア駅近郊グランドデザイン策定の業務を含め、本気で現場に軸足を置くのであれば、現場に所管のトップがいるべきだと思いますが、阿部知事の所見を伺います。

次に、水素について質問いたします。

9月19日、イギリスの情報調査会社クラリベイトは、ノーベル賞の有力候補の研究者となる引用栄誉賞の受賞者22名を発表し、日本からは2名選ばれ、うち1人が信州大学特別特任教授の堂免一成氏です。堂免先生は、太陽光で水を水素と酸素に分解する光触媒を使った人工光合成で水素を取り出す手法を開発しており、この信州からノーベル賞が誕生するかもしれません。本当にわくわくします。

信州大学は、大規模実証計画を進めており、2025年夏に飯田市のエス・バードに水分解パネルを大量に設置し、一日当たり350リットルの水素を製造し、2026年度以降の稼働を目指しております。

8月5日、信州大学は、計測機器大手の島津製作所と、光触媒の性能評価の向上のため、川崎市の研究開発拠点で包括連携協定を締結しました。また、長野県は、長野県水素利活用検討プロジェクトチームを発足し、9月には第5回の会議が行われ、メンバーは、県内企業のオリオン機械株式会社、日置電機株式会社、県外企業の千代田化工建設株式会社、ほかは信州大学、経産省、長野県です。

11月1日、産業観光企業委員会の愛知県の県外視察の際、愛知県、中部国際空港、東邦ガスと水素事業について意見交換しました。まず驚いたことに、愛知県には水素ステーションが34か所あり、空港では購入価格約1億円の燃料電池バスが運行しており、長野県は現状水素ステーションは1か所で、大きな差を感じました。

以上より、今後、信州大学のグリーン水素の研究が進む中、研究のみが長野県で行われ、企業側での水素生成事業やビジネス等利益が生まれるエリアは他県で先行することを心配しております。長野県として、島津製作所以外にも、水素をビジネスの種に、関連事業に取り組む県内外の企業と連携し、現地エス・バード近郊での水素ステーションの設置等を含め、長野県内で水素の地産地消の流れをつくりながら水素利活用や関連事業への参入を促していくべきと考えますが、田中産業労働部長の所見を伺います。

次に、長野県のベンチャー企業との連携や育成について質問します。

2013年1月より、東京では、ベンチャー企業と大企業の事業提携を目的にMorning Pitchが創設され、毎週木曜朝7時より開催しております。5社のベンチャー企業が、大企業、ベンチャーキャピタル、メディア等のオーディエンス約300名に対しピッチを行います。2013年1月から開始し、2024年6月時点で約500回、累計2,450社超のベンチャー企業が登壇し、IPOは83社に上ります。

私自身、サラリーマン時代に参加させていただき、登壇企業のファイナンス、事業計画、株主構成等をチェックしましたが、一方で、スーツではないカジュアルな格好をした若い経営者との夢のある話には毎回わくわくしておりました。

また、地方において、2021年より福岡県は「福岡から世界で勝てる“ホンモノ”の企業を生み出す」を合い言葉に I S S I N を創設し、福岡県内に拠点を置くプレシリーズ A、シリーズ A 未満のスタートアップ企業と第二創業ベンチャー・アトツギ、家業後継者を対象に、アクセラレータープログラムをスタートしております。

さらに、他県では、J-Startup HOKKAIDO、宇都宮アクセラレータープログラム、相模原アクセラレーションプログラム、浜松アクセラレーター、北九州ではグローバルアクセラレーションプログラムが開催されております。

ネットでは、「MADE IN JAPAN 再び」をコンセプトに、earthkey pitch がシード・アーリーステージのスタートアップ企業のピッチイベントを行っております。

我が長野県では、信州スタートアップステーションが長野と松本にあり、先輩起業家や支援家より指導を受けられるミートアップセッション、課題解決に向けた集中的伴走支援を行うアクセラレーションプログラム、スタートアップセッション、信州ベンチャーコンテスト、信州スタートアップ・承継支援ファンドがあり、地方のベンチャー企業育成の土壌が備わっております。

9月の産業観光企業委員会の現地調査で、上田市のシナノケンシ株式会社を訪問した際、10年前、私自身がMorning Pitchでお会いした超小型人工衛星の東大系ベンチャー、アクセルスペースと制御装置について事業提携しておりました。本県の企業も、事業拡大に向け、技術力のあるベンチャー企業との連携の必要性を改めて認識しました。

以上より、ぜひとも先行している他県のように本県の企業の育成やベンチャー投資の熱を呼び起こすべく、信州らしさを取り入れた上で、県外も含め、ベンチャーキャピタル、金融機関、商社、企業を長野県に招き、ベンチャー企業による資金調達を目的にした大規模なピッチイベントを開催してはいかがでしょうか。田中産業労働部長の所見を伺います。

次に、地域医療の格差是正について質問します。

本年1月に、厚生労働省は、医師の偏在対策のため、医師偏在指標を都道府県ごとと2次医療圏ごとに公表し、長野県は医師少数県に区分されております。県内の2次医療圏では、上小、木曽、上伊那、飯伊が少数区域に該当しております。

厚生労働省は、医師の偏在を是正すべく対策を講じておりますが、まず、地域偏在対策の柱の一つは、医学部の地域枠の拡大であり、大学卒業後の9年間は県内の医療機関で研修または勤務することを義務づける制度です。通常の入学試験とは別枠で選抜を行い、医学生は県の修学資金貸与を受けることになります。全ての都道府県に枠が設けられ、昨年度の募集人員は約1,700人でした。ただ、若い医師の中には、地方の病院では高度医療や専門医療を学び、研さんを積むことが難しいと感じ、9年間の義務終了後、首都圏などに転出する医師も少なくあり

ません。

こうした中、11月20日に開催された新たな地域医療構想等に関する検討会で、医師偏在対策について今後の対策案が厚生労働省から提示されました。

仮称重点医師偏在対策支援区域を都道府県で設定して様々な支援を実施。医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件の対象を、公的医療機関、国立病院機構等に拡大。外来医師が過多となっている地域での新規クリニック開業希望者に対し、地域で不足している医療機能の提供実施を強く要請。そして、保険者にも一定の負担を求めて、重点医師偏在対策支援区域を経済的に支援する等盛り込まれており、大いに期待するところです。

他方で、大学医局に属する地域枠医師の配置に当たっては、大学医局側の意向にも十分配慮しているものと推察します。阿部知事におかれましては、本年6月に地域枠医学生9名と意見交換をされており、県政に反映させるべく、医学生の生の声に耳を傾けられたことに心より感謝を申し上げます。

医師少数県である本県において、医師の地域偏在を是正するためには、先を見据えながら、地域枠医師等の修学資金貸与医師を医師不足地域等へ配置していくことが重要と考えます。そのためには、地域からの個別の要望、県が目指す政策的な配置、大学各医局の意向を踏まえた高度な調整が必要となります。特に、大学との調整は難しい面もあるかもしれませんが、配置調整に関して、県は信州大学医学部とこれまでどのような連携を行ってきたのでしょうか。また、聖域と呼ばれる医局に踏み込むことは大変難しいかもしれませんが、今後大学と信頼関係を維持した上でどのような方向を目指していくのか、阿部知事に伺います。

また、地域枠とは別に、一般枠で入学した信州大学医学生の県内定着が課題となっております。一般枠の長野県内の定着の推移並びに定着を高めるための県の取組について伺います。

また、地方の医師不足の解消方法として、公立病院で65歳で定年を迎えた医師の再雇用の促進も効果的と考えます。県内の2次医療圏の少数区域での再雇用の取組状況について伺います。以上、笹渕健康福祉部長、お願いいたします。

次に、医療的ケア児等の受入れ態勢について伺います。

南信は、医療的ケア児等の受入れ態勢が脆弱な状況にあり、特に、飯伊圏には短期・長期入所の施設がありませんでしたが、昨年9月に円会センテナリアンが短期入所の施設を開設しました。しかし、いまだに長期入所の施設がない状況です。

こうした地域格差の是正のため、今後、長期入所の施設がない圏域、特に保護者の移動の負担が大きい上伊那、飯伊、木曽、そして飯山圏域等の入所希望者の優先的入所等の対策を講じられないでしょうか。

また、長期入所の施設の設置には、大規模な資金や人材が必要です。国のルール上、非常に

難しいかもしれませんが、まずは1人、2人から対応できるよう、小規模施設の設置に向け、県として病院やその他社会福祉法人と連携の上、受入先の検討はできないでしょうか。

飯伊圏域では、本年度から医療的ケア児等コーディネーターが配置され、取組を進めていますが、長期入所施設のない各圏域の取組に対する県の医療的ケア児等支援センターによる支援状況とその結果、今後の取組方針はどのようにお考えでしょうか。以上、笹渕健康福祉部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には4点御質問を頂戴いたしました。

まず、多極分散型国家の実証モデル都市先行形成に向けた取組に関連して、モデル都市形成に向けてどう受入れ態勢を整え、機能強化していくのかという御質問でございます。

このことにつきましては、今年の9月9日に総理大臣官邸でリニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議が開催されました。国も中間駅をしっかりと応援しようという方向を出していただいているところでありますが、この会議には、当時の岸田総理も御参加されたわけであります。私も出席いたしまして、私からは、急激な人口減少期を迎える中、東京一極集中を是正するための国土政策が極めて重要であり、これまで大都市との時間距離が遠いという課題があった下伊那地域において、新しい暮らし方、新産業の創出に全力で取り組んでまいりたいという趣旨のお話を申し上げました。国においてもしっかりと応援してもらいたいというふうに思っています。

この中間取りまとめにおける長野県の地域ビジョンであります。一つは、持続可能なゼロカーボン都市エリアの構築、そして、近未来に必要な国際的な実証フィールドの整備、提供、さらには、国際力強化に資する様々な新産業インキュベーションへの貢献を目指そうというふうに打ち出しているわけでありますけれども、こうした取組には国の最大限のバックアップが必要だというふうに思っています。

長野県も県土のグランドデザインをつくろうとしているわけでありますけれども、国においても、改めて国土政策をしっかりと行ってもらいたいと思います。そうしたことと併せて、私もとしても、今申し上げたようなビジョンを実現するためのプロジェクトチームを立ち上げていきたいというふうに思います。

その上で、ほかの中間駅の設置が予定されている県とも連携させていただき、地域再生法に基づく地域再生計画を策定し、国からも様々な支援をいただけるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

続いて、部分開業についての御質問でございます。

リニア中央新幹線については、東京、名古屋、そして大阪の三大都市圏を結ぶ日本中央回廊

を形成し、日本経済の持続的成長を支え、東海道新幹線とのダブルネットワークで災害時のリダンダンシーの確保を図るという国家的なプロジェクトでありまして、総理にも参加してもらって中間駅の議論をしているわけでありましてけれども、品川―名古屋間全線の早期開業が強く求められているところであります。

現在、ＪＲ東海は、そもそも静岡工区等の建設の長期化を理由として、品川―名古屋間の開業時期さえも明らかにしていないという状況であります。まずは、ＪＲ東海や国に対して開業時期の早期明確化、早期の全線開通をこれまで以上に強く求めるということが重要だというふうに考えています。一方で、開業が大幅に遅れることによって、中間駅が予定されている南信州地域や伊那谷地域の観光振興やまちづくりに大きな影響を及ぼすことになるわけであります。

そうした中で、地域の皆様方から飯田―名古屋間の部分開業を求める声があるということも承知しております。このことについては、ＪＲ東海は、部分開業をすることにより追加設備の整備や試験運転等が必要となることから、全体の開業の遅れにつながり本来の目的が達成できなくなるとしているところであります。

こうしたことから、私としては、まずは地域の声をよく伺いさせていただきつつ、リニア駅周辺地域、また、本県にとって何が最善なのかということを地域の皆さんと共に考えていきたいと思っております。

続いて、リニア整備推進局長を伊那谷に配置すべきではないかという御質問でございます。

リニア整備推進局長は、これまでも、現場、南信州地域、伊那谷へ出向いて関係方面との連絡調整を行ってきているところであります。御指摘のとおり、そうした活動を行う地域に組織を配置したり、人を配置したりというメリットは大きいものというふうに思っております。

リニア中央新幹線の開業時期がまだ見通せない中ではありますけれども、私どもとしても、今、申し上げたように、改めてこのまちづくりの検討を関係の皆様方と共に進めていくことが重要だというふうに考えております。こうしたことから、今後の事業展開も見据えつつ、リニア整備推進局長、あるいはリニア整備推進局をリニア長野県駅に近いところに設置することも考えていきたいと思っております。

続きまして、修学資金貸与医師の配置における信州大学医学部との連携、それから今後の信州大学との連携という御質問でございます。

医師の偏在については、これは長野県の問題であると同時に、全国的な日本全体の課題だというふうに思っております。そういう観点で、先般、厚生労働省に県としての要請も行わせていただきましたし、また、全国知事会としても、先日、医師の偏在是正も含む新しい地域医療構想の在り方について、私も参加させていただき、日本医師会の皆様方と意見交換をさせていただいたところであります。まず、国レベルにおけるしっかりとした取組の方向性が出される

ことが重要だというふうに思っております。

そうした中で、医師配置における信大医学部との連携であります。修学資金貸与医師の配置調整につきましては、信大に委託した専任の医師の方を通じて、毎年度お一人お一人のキャリアプラン等に寄り添って、各地域の医療機関からの御要望も確認させていただいた上で県全体のバランスを取った対応をさせていただいているところでございます。

今後の信州大学との連携については、これは極めて重要だと思っております。今年の6月に、私は信州大学医学部の複数の教授の皆様方と直接お話をさせていただきました。医療提供体制の在り方、医師配置の在り方等について意見交換をさせていただいたところでございます。

また、国でもいろいろ議論されている中で、大学病院につきましては、特定機能病院として承認をする要件として、新たに医師派遣機能を追加するという方向性になっていますので、大学病院からの医師派遣の重要性がこれからさらに増していくと考えられます。

本県内における医師偏在の是正のためには、こうした国の方針も踏まえ、今後とも信州大学との信頼関係をしっかり保ちながら計画的な医師配置を進めていくということが大変重要だというふうに思っております。

これからも、信州大学をはじめ関係の皆様方と十分連携を取りながら、長野県のどこに暮らす方々も安心して医療を受けられるような体制の維持、構築に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君） 私には2問御質問をいただきました。

初めに、県内での水素利活用や関連事業への参入促進についてでございます。

県内産業における水素の利活用につきましては、長野県水素利活用検討プロジェクトチームで検討を行い、この10月に中間取りまとめという形で今後の取組の方向性を提示させていただいたところでございます。

その取組の方向性につきましては、県内産業の水素リテラシーの向上や需要の掘り起こしを行い、そして、広く展開できるよう具体的な水素利活用のモデルを構築し、さらに、水素利活用をビジネスチャンスとした新規参入を促進するというものでございます。

現在、飯田市のエス・バードにおきまして、信州大学が光触媒による水素生成の大規模な実証研究を行う準備を進めておりますが、この革新的な技術は、議員御指摘のとおり、国内外から注目を集めておりまして、新たなエネルギー産業創出の中核になるものと期待しているところでございます。

このため、この光触媒による実証事業は、中間取りまとめにおきましても、今後産学官金に

よるコンソーシアムを立ち上げて取り組むプロジェクトの一つに位置づけたところでございます。引き続き、県といたしまして、水素利活用に必要な設備やサービスの開発に携わる事業者の参入が県内各地で活発化するように取組を進めてまいります。

次に、県内ベンチャー企業との連携、育成についてでございます。

県では、信州スタートアップ・承継支援ファンドによる出資や創業向け中小企業融資制度資金により、特に創業初期の資金調達手段の充実を図ってきたところでございます。

また、ベンチャー企業のさらなる資金調達や事業連携を支援するため、県内外の金融機関やベンチャーキャピタルを招いた資金調達イベントや、県内外企業との協業を促進する信州オープンイノベーションフォーラムをこの10月に初開催いたしまして、県内外企業家5名が登壇し、県内企業等141名が参加する中でピッチが行われました。さらには、県下最大のピッチイベント、信州ベンチャーサミットを開催するなど、目的に応じ、長野県へ様々なオーディエンスを招いたピッチイベントを開催しているところでございます。

一方、成長段階に応じた切れ目のない資金調達支援を行うためには、議員御指摘のように、大都市圏との連携強化による大手ベンチャーキャピタルからの投資や大企業との協業が必要でございます。そのため、都市部からのアクセスのよさ、多彩な産業や文化、豊かな自然環境など、信州の強みを生かしつつ、大都市のスタートアップ支援拠点での広域連携ピッチイベントをはじめ、有望な起業家や投資家の県内への招致や交流イベントなどを積極的に開催し、ベンチャー企業のさらなる事業拡大を支援してまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には地域医療の格差是正と医療的ケア児等の受入れ態勢に関しまして2点お尋ねがございました。

まず、信州大学医学生の県内定着及び医師の再雇用に関する取組についてでございます。

信州大学医学部を卒業した学生が県内医療機関で初期研修を実施する割合は、令和以降、全体では40%から49%、一般枠のみでは30%から45%の間で推移し、近年は上昇傾向にあります。この割合は、全国平均と同レベル程度でございます。なお、本県出身の医師が県内病院で研修を受ける割合は、直近5年間の平均で、初期臨床研修、後期研修とも47%となっております。

県内定着に向けた取組としては、県内に26ある臨床研修病院の認知度の向上や魅力を知ってもらうため、ガイドブックの作成、配付などを行うとともに、信州大学と連携して病院の合同説明会を開催し、県内外から多くの医学生の参加をいただいているところでございます。

次に、医師の再雇用については、ウェブ媒体による県内就業のPR活動を展開するなど、医師少数区域を含めて、全県での取組を進めております。加えて、県のドクターバンク事業では、

近年、医師としてのセカンドキャリアを地域医療に求める中堅シニア層の方々からの求職が増えており、移住の相談なども含め、求職医師の希望に寄り添ったきめ細やかな就業支援を行っております。さらに、県外からの転入を考えている医師に対しては医師研究資金の貸与を併用するなど、県内定着の後押しにも取り組んでいるところでございます。

引き続き医師の県内定着の促進を図るとともに、公立、民間を問わず、セカンドキャリアを検討する医師の確保定着に努めてまいります。

続いて、医療的ケア児等の長期入所施設がない圏域においての優先入所や、小規模施設の設置等の対策についてでございます。

濃厚な医療的ケアを必要とする方が長期入所できる療養介護事業所の利用定員は、国が20人以上と定めているため、利用ニーズの少ない地域においては施設の開設が困難であることから、国に対して定員の見直しの要望を行っているところでございます。定員の見直しにより条件が整った際には、開設を検討いただけるよう、地域の病院に療養介護の役割、設備や人員の基準、ニーズ等を分かりやすく情報提供してまいります。

なお、長期入所に当たっては、入所希望者の状態、医療的ケアの必要度、家庭の状況等を事業者である病院が総合的に勘案して入所の可否を決定し、契約に基づき利用する仕組みになっておりますため、居住地のみによる優先入所は困難と考えております。

もう一点、各圏域の取組に対する県の支援状況、今後の取組方針等についてでございます。

県では、医療的ケア児等支援センターの設置から2年半余りで、長期入所施設のない5圏域に対して55回のアウトリーチを行い、ケースを通じた支援人材のスキルアップや多職種連携のチームづくり等の成果を上げているところでございます。

また、地域の支援調整の中核を担う医療的ケア児等コーディネーターの配置支援により、5圏域のうち飯伊、北信圏域にも配置されるなど、着実に地域の支援体制の強化を図ってきたところでございます。

県としては、地域生活を望まれている方が増えている状況を踏まえ、地域で安心して暮らし続けられるよう、急変時の遠隔見守りシステムの活用等によるグループホームでの生活や、サービス資源の開拓による在宅生活の実現など、今後も当事者の意向を尊重しながら多様な選択肢を提供できるよう、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

〔9番早川大地君登壇〕

○9番（早川大地君）全ての執行部の方より御答弁をいただきました。

リニア中央新幹線については、静岡工区も動き出している中、多極分散型モデル都市の形成に向けてプロジェクトチーム立ち上げの予定ということで、阿部知事より大変力強いお言葉を

いただきました。

部分開業については、知事の思いや考えは論理的にはよく分かるのですが、これについては、また状況が変わり次第いろいろと検討していただくべく、質問をしたいと思っております。

さらに、リニア整備推進局長については、前向きに伊那谷への移転を検討してくれているということも理解しており、これも大変心強く感じました。

また、医療的ケア児を含め、県内の地域医療の格差是正に向け、今後もスピード感を持って国と連携して取り組んでいただくよう、いま一度御支援をよろしくお願いしたいと思います。

水素事業に関しては、このグリーン水素事業が本当にうまくいくのであれば、これは画期的なことだと思います。世界中から関係者を招いた世界水素フォーラムがこの信州でできるかもしれない、そういった夢を私は抱いております。

そして、ベンチャー投資。この信州には、土壌が備わっています。県外の大都会とのつながりだけではなく、できるのであれば海外、シリコンバレーやイスラエル、中国等のベンチャー企業との連携にも大きな将来が描けるのではないかと思います。

今後も新しい視点で、アンテナ高く、県内の経済、産業の発展に官民一体となって尽力いただきたいと思います。全国から、そして世界から選ばれる信州となることを願い、私の一般質問を終了いたします。

○副議長（続木幹夫君）次に、勝山秀夫議員。

〔４番勝山秀夫君登壇〕

○４番（勝山秀夫君）公明党長野県議団、勝山秀夫でございます。

初めに、ヤングケアラー支援について伺います。

ヤングケアラーは、家庭内で病気や障がいを抱える家族のケアや家事を担っています。本来であれば大人たちが担うべき役割を負担している子供たちは、学校生活や友人関係、そして未来の夢といった幼少期、青年期に享受すべき多くの機会を失っている現状があります。

今年に入り、東京都医学総合研究所などの研究グループは、ヤングケアラー状態が思春期に長期間続くと精神的不調を訴えるリスクが高まるとの調査結果を発表しました。2002年９月から2004年８月に生まれた都内の児童2,331人に対し、10歳、12歳、14歳、16歳の四つの時点を追跡調査。各時点で、病気などを抱えた家族の世話について、毎日もしくはほぼ毎日と回答した児童をヤングケアラーと定義し、メンタルヘルスとの関係を分析しました。その結果、毎日、もしくはほぼ毎日と回答した割合は、各時点で約３％でした。

２年以上ケアラー状態だった児童は、ケアに携わっていない児童と比べると、抑鬱状態が14歳の時点で2.49倍、自傷行為が16歳時点で2.51倍、自殺を想像する、計画する自殺念慮は2.06倍に上りました。

ヤングケアラーは、単なる家庭の問題ではなく、社会全体で取り組むべき重要な課題であります。ヤングケアラーは昔から存在しましたが、プライバシーへの観点から、教師なども生徒個人の問題として踏み込めないといった背景があり、社会問題化したのは2015年頃です。

2022年度に入って日本政府がこの問題に本格的に動き出し、3年間でヤングケアラー支援の集中取組期間と位置づけ、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援を行うため、ヤングケアラー支援体制強化事業がスタートし、地方自治体における実態調査、関係機関の研修・支援体制の構築などの取組が開始されました。しかし、ヤングケアラー支援に関する法制度上の位置づけがないことに加え、都道府県、市町村の役割が不明確、自治体ごとに支援内容や取組の進捗にばらつきがあることが課題でした。

そして、今年の6月、ヤングケアラーの定義を初めて法律に明記した改正子ども・若者育成支援推進法が成立し、自治体ごとの役割の明確化や、18歳以上の若者も支援の対象に含めることが明記され、ヤングケアラーへの支援の強化が期待されるところです。

ここで伺います。まず、実態調査についてです。

ヤングケアラーを早期に発見し、対応するために、今後、市町村においては、支援を必要とする者を把握することを目的とした実態調査を定期的に行うことが重要と考えます。今後の市町村との連携や実態調査をどのように推進するか、伺います。

次に、専用相談窓口についてです。

現在、長野県では、ヤングケアラーや家族を対象に、グーグルフォームやLINE、電話による専用窓口を開設しています。さらに、利用者の多様なニーズに応えるため、Zoomなどを活用しオンラインでの対面相談を可能にするなど、相談体制の充実を図ってはいかがでしょうか。

次に、支援方針や支援の計画策定など、県下全域で支援体制整備の取組を推進することが効果的と考えますが、現状と今後の取組について伺います。

次に、今回、改正子ども・若者育成支援推進法が成立したことにより、18歳以上の若者も支援の対象に含まれることとなりましたが、今後どのように周知をしていくのか。以上4点、子ども若者局長に伺います。

次に、不登校支援と個別最適な学びの実現について伺います。

先日、文部科学省が公表した2023年度の問題行動・不登校調査で、県内の不登校の小中学生が7,060人と過去最多を更新したことが分かりました。

不登校の要因としては、教員や友人との人間関係の問題、学業不振、生活リズムの不調など様々ありますが、保護者が学校を欠席させることに抵抗感が減ったことも不登校が増えた要因であるとの報道がありました。いずれにしても、今まで以上に個々のニーズに合った多様な学

びの場の提供やきめ細かい対応が必要になっていると感じます。

県は、今年度から、信州型フリースクール認証制度の創設、引き続きスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員をし、支援と体制の充実を図っていただいておりますが、さらなる子供の居場所の整備が必要と感じます。登校しても教室に行きづらい児童生徒のために、空き教室を活用した校内教育支援センターの整備促進が重要と考えます。現在の校内教育支援センターの設置状況と今後の展開について伺います。また、メタバース活用に係る検討状況を教育長に伺います。

公明党は、教育は、子供たちをはじめ全ての人々の幸福と平和のためにあるという理念の下、これまでの学校教育で度々問題視されてきた画一的な教育を転換し、一人一人に光が当たり、誰もが自分らしく強みを発揮して輝いていけるような公教育の再生が必要だと考えます。

例えば、午前中は教科書の授業を実施し、必要な学力と社会性を身につけ、午後は探求学習や教科、領域に該当しない多様な学びを重点的に実施し、文化芸術、スポーツ活動、企業実習、自然体験など一人一人に合った学びで自己肯定感や自立性を育てるなどです。

県は、全ての児童生徒が自らに適した学びを選択できるウェルビーイング実践校T O C O R T O N（トコトン）を今年度指定し、来年1年間の準備期間を経て、令和8年4月に設置するとの報道がありました。子供一人一人にとって最適な学びの実現、また、子供たちが行きたくなるような学校の実現をどのように行っていくのか、教育長に伺います。

次に、トイレトレーラー、トイレカーの導入推進について伺います。

日本では、災害が起きるたびに、被災者は避難所で厳しい生活を強いられています。特に、トイレの環境の整備が大きな課題と感じます。避難所のトイレとして、携帯トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレなどが準備されますが、狭い、暗い、臭気が籠もる、衛生的でないなど、使いづらいと利用を控えてしまい、体調を崩される方が出ています。最悪の場合は、災害関連死につながるケースもあります。特に、避難所での生活が長くなるほど安心で快適なトイレの確保が重要になります。そのような課題の解決にトイレトレーラーやトイレカーが注目されています。

トイレトレーラーを先駆けて導入した富士市は、能登半島地震の際も、珠洲市からの派遣要請により、1月から7月まで約7か月間、被災者に利用してもらいました。

また、私の地元長野市においても、令和元年東日本台風災害のときに、長野県からの派遣要請により、10月18日から12月16日までの約60日間、赤沼公会堂に設置していただき、被災者、ボランティアの方に利用していただきました。利用者からは、とにかくきれいで明るく衛生的だという声が寄せられ、好評であります。

このトイレトレーラーは、個室が四つあり、水洗式、ソーラーバッテリーで電源不要、普通

のトイレと何ら変わりなく利用できます。災害のないときは、広場や道の駅に常設設置をしたり、マラソン大会、花火大会など各種イベント時にも活用されています。

政府は、来年度の地方創生推進交付金を2,000億円超まで拡充し、トイレトレーラーやトイレカーも補助の対象にするとのこと。トイレ環境の整備は大変重要と考えますが、避難者の健康維持や災害関連死を防ぐため、トイレトレーラーやトイレカーの活用なども含め、県としてトイレ環境整備の取組や市町村のトイレ環境整備をどのように推進していくのか、危機管理部長に伺います。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君） 私にはヤングケアラー支援について4問御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、ヤングケアラーに関する市町村の実態調査と連携についてのお尋ねでございます。

議員の御質問の中にもありましたとおり、今年6月の子ども・若者育成支援推進法の改正を受けてこども家庭庁が発出した施行通知で、ヤングケアラーへの具体的な支援の在り方などが示されたところであります。

この中で、ヤングケアラーを早期に把握し、必要な支援につなぐため、住民に最も身近な市町村が行う支援対象者を把握するための調査は、記名式など個人を把握できる方法により、少なくとも年に1回程度定期的な実施が望ましいとされています。県では、市町村に対して実態調査の積極的な実施を呼びかけるとともに、具体的な調査方法、調査項目についての先進事例の紹介や、国庫補助金の活用についての情報共有を行い、市町村が効果的な実態調査を円滑に実施できるよう支援してまいります。

次に、Z o o m等を活用したオンラインでの対面相談についての御提案です。

県のヤングケアラー専用相談窓口は、昨年6月に県社会福祉協議会内に開設し、社会福祉士の資格を持つヤングケアラー・コーディネーター2名が電話やメール、ホームページ、L I N E、来所により相談に応じています。ヤングケアラー当事者やその家族からの相談のほか、学校や福祉、行政関係者等の支援方法に関する相談への助言も行っており、昨年度の相談受付件数は644件と、多くの相談が寄せられている状況です。

議員から御提案がありましたZ o o m等を活用したオンラインによる対面相談の実施につきましては、これまでも個別に希望があれば対応してきたところではありますが、選択肢を増やすことでより多くの方が気軽に不安や悩みを話すことができるようになると考えられますので、相談方法の一つとして取り入れ、相談対応の充実を図ってまいりたいと考えております。

続いて、県下全域での支援体制整備の推進の現状と今後の取組についての御質問です。

ヤングケアラーが県内のどこの市町村にいても必要な支援が受けられるよう、ヤングケア

ラーを支援する体制として、県では、以前から、市町村に対して専用相談窓口の設置、コーディネーターまたは担当職員の配置、関係機関との連携体制の構築の3点の依頼をしてきており、10月末現在、68市町村で相談支援体制が整備されてきたところであります。

引き続き全ての市町村で相談支援体制が構築されるよう市町村に働きかけるとともに、今回の子ども・若者育成支援推進法の改正趣旨を踏まえ、市町村ごとに支援の内容や進捗にばらつきが生じないように、国が作成した支援マニュアルや県が作成したリーフレットの提供、調査や広報の方法、相談支援体制などの先進自治体の事例共有、子育て世帯訪問支援事業などの国庫補助事業等の活用促進に取り組むほか、定期的に支援の取組状況を把握し、助言するなど、県全体で支援体制の整備を進めてまいります。

最後に、18歳以上のヤングケアラーが支援対象であることをどう周知していくのかのお尋ねであります。

今回改正された法律では、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者をヤングケアラーとし、国や地方公共団体等が支援に努めるべき対象に追加されました。対象とする年齢については、18歳未満の子供に加え、若者期を切れ目なく支える観点から、18歳以上にあっても、家族のケアが継続し、進学や就職といった自立の準備期に必要な時間を奪われた者などについても含むものとされ、おおむね30歳未満までの若者が支援の対象とされているところであります。

県では、これらの18歳以上の若者についても支援の対象であることを県ホームページや相談窓口のチラシに明記して支援者や県民に呼びかけていくほか、ハローワークや地域若者サポートステーションなどの就労支援機関とも連携し、企業などへの啓発を行うなど、18歳以上のヤングケアラーの自立支援に向けた支援も行っていきたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には不登校支援と個別最適な学びの実現について二つの質問をいただきました。

まず、校内教育支援センターの設置状況と今後の展開についてでございます。

令和6年度の校内教育支援センターの設置状況につきましては、小学校が265校、これは75.9%の学校に当たります。中学校は176校、96.7%でございます。また、校内教育支援センターが設置されていない学校においても、保健室等で教室に行きづらい子供たちへの支援に努めております。

本年度上半期、校内教育支援センターを居場所として利用している児童生徒は800名を超えている状況であります。一方、支援に当たっては、一人一人に応じたきめ細やかな対応が必要

であり、利用者が増加傾向にある中、支援を行う教職員が不足ぎみなのが課題でございます。

議員御指摘のとおり、校内教育支援センターも含めた多様な学びの場の整備は重要であり、今後は、市町村教育委員会などと連携しながら、さらなる支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、メタバースの活用に関わる検討状況についてでございますが、本年度、メタバースにおけるバーチャルな教育空間の活用検討会議を3回開催いたし、その中で、メタバースの活用により不登校傾向の子供同士がコミュニケーションを取るきっかけとなった等の事例が複数報告されました。県教育委員会といたしましては、来年度より、自宅から出ることが難しい状況にある子供たちなどへメタバースを活用した支援についての実践研究を行ってまいる予定でございます。

続きまして、子供にとって最適な学びの実現、子供たちが行きたくなるような学校の実現についてでございますが、不登校支援については、まず、様々な個性や能力を持つ全ての子供たちが行きたくなるような学校を実現していくことが重要であり、これまでの一斉一律の学びから、子供たちが持つ個性、能力を生かした個別最適な学びに転換していくことが必要であると認識しております。

そのため、県教育委員会では、公立小中学校を対象として、全ての子供が「好き」や「楽しい」「なぜ」をとことん追求するために、自ら学び方を選択でき、自己実現できるウェルビーイング実践校T O C O - T O N（トコトン）を指定し、来年度1年間の準備期間を経て、令和8年4月から実践してまいります。なお、T O C O - T O N（トコトン）に指定する10団体につきましては、本日公表する予定でございます。

学校が従来の仕組みを変えていくためには、克服すべき課題も様々に予想されます。そこで、県教育委員会は、新たに学校改革を支援するセンターを設け、学校と共に改革に取り組む伴走型支援に切り替えてまいります。学びの改革を実現するためには、学校現場が主体的、自律的に取り組むことが必要であり、そのために、県教育委員会自体も変わっていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君） 私には災害時のトイレ環境整備の推進について御質問をいただきました。

現在、避難者の健康維持や災害関連死を防ぐため、避難所T K B環境向上プロジェクトによりまして、令和3年度から5年度にかけて、県内レンタル事業者に対して、洋式便器や水洗機能を備えた快適トイレの導入補助を行いまして、一般社団法人日本建設機械レンタル協会等の

関係団体との協定に基づく仮設トイレの調達体制を強化してきたところでございます。

さらに、今般の能登半島地震における上下水道や道路被害の長期化といった課題を踏まえまして、県内で最大の被害想定である糸魚川－静岡構造線断層帯地震の避難者数、これは約36万人でございますけれども、これに発災直後から対応できるよう組立て式の水洗トイレ130基を緊急購入するということで、予算を6月議会でお認めいただいたところでございます。このトイレは、年度内に県内に何とか分散配置できるよう準備を進めているところでございます。

今後でございますが、県民の皆様にも、水や食料だけではなく、携帯トイレを含めた最低3日間、できるだけ1週間分の物資備蓄などを呼びかける。あるいは、先ほど申し上げた組立て式のトイレの県での配備を呼び水としまして、市町村でもこれを導入していただくことを促進するほか、議員から今御案内いただきました新たな地方創生推進交付金を積極的に活用して、御案内のトイレトレーラーやトイレカーなど多様なトイレの整備推進策を検討しまして、災害時における快適かつ清潔なトイレの確保を一層推進してまいりたいというふうに考えております。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君）ヤングケアラーに関しては、早期発見、適切な対応ができる体制をしていただき、誰一人取り残さない支援を実現していただきたいと思います。

校内教育支援センターにつきましては、全国的に成果が出ていると伺っています。また、不登校を持つ親御さん、学校現場から、設置を要望する声を聞きます。県内全小中学校に校内支援センターを設置していただくことを要望して、質問を終わります。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時休憩

午後2時16分開議

○議長（山岸喜昭夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

毛利栄子議員。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）子どもの権利条約を生かした不登校支援について教育長並びにこども若者局長に伺います。

全国的に不登校が30万人を超え、毎年のように増え続けています。長野県でも、小中学校における不登校が過去最多の7,000人となりました。楽しいはずの学校なのに、過剰なストレスを受け、心の傷を負って学校に行かれなくなり、自分を守るために家庭に避難している子供た

ちの心情を考えると、胸が詰まる思いです。

県教委は、増加の背景を、教育機会確保法の趣旨の浸透によって社会的に多様な場での学びが広く認められるようになってきたこと、コロナ禍の影響により欠席することへの抵抗感が低下したとしています。

確かにそういった要因はあるかもしれませんが、私が注目したいのは、教師を対象にした調査結果では、不登校の原因が、「学校生活にやる気が出ない」「不安、抑鬱」が、複数回答で小学校で42.9%、中学校で47.3%、「家庭生活や親子の関わり」が20数%と最も多く、原因が子供や親にあるとなっていることです。

要因には複雑な状況もあろうかとは思いますが、片や信州居場所・フリースクール運営者交流会が昨年実施した不登校及び不登校傾向の小中高校生を持つ保護者への調査結果が「長野の子ども白書」で紹介されていますが、「子供の無気力・不安」は12.8%で4分の1程度で、一番多いのが「教職員との関係をめぐる問題」で42.49%です。しかし、教職員の側の調査では僅か数%と、かなりの開きがあります。

また、掃除は黙ってやらなくてはいけない、体育館に入るときにしゃべってはいけないなど事細かな決まりに息苦しさを感じている子供たちが3割もいます。教職員の調べでは2～3%程度です。不登校要因にこれほど乖離があれば、対応もおのずと違ってきてしまうと考えられますが、県教委としてどのように受け止めているのでしょうか。

また、保護者が持っている問題意識を受け止める取組や努力は行われているのでしょうか。子供が不登校になると、保護者は不安が増大し、悩み、自分の子育てを責め、孤立化して仕事を辞めたり、転居したり、場合によっては家庭崩壊に陥るなど大変な苦労を強いられる場合が多いのが実情かと思います。

県教委は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、相談支援に当たっていますが、学校外への公的相談窓口の拡充も含め、相談体制のさらなる充実と、親の苦難に寄り添った共感型の支援が必要ではないかと考えますが、教育長の所見を伺います。

不登校の親を支援している方のお話では、不登校になった子供たちが家庭に居場所を見つけ、そこが最も安心でゆったり過ごせる場所だと受け止めると、スマホ、タブレットを使ってゲームやユーチューブ三昧で昼夜逆転の生活を始め、親の価値観からあまりにかけ離れているためにとても受け入れることができず、親が不安定になり、精神的に追い詰められる場合が少なくないそうです。

そんな親を支え励ます役割を果たしているのが親の会だということです。信州居場所・フリースクール運営者協議会のアンケートでも、相談して一番よく納得できたのがフリースクールや親の会だったとの結果があります。しかし、親の会の存在が知られていなかったり、どん

なフリースクールや親の会があるのか知らない親が少なくないと思われます。そこで、親の会やフリースクールを広く紹介する取組を求めたいと思いますが、こども若者局長に伺います。

あわせて、信州型フリースクール認証制度ができ、フリースクールには一定の財政支援が始まりましたが、親の会に対しても会場費やお便り発行などへの支援策を検討いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

信州型フリースクール認証制度の取組を通じて、フリースクールや居場所に行政の光が当たり出したことは歓迎します。子供たちが、子どもの権利条約に基づき、自由に休息する権利、競争教育から離れてゆっくり自分を取り戻す権利が尊重され、フリースクールなどで生き生きと頑張っている子供たちの成長の姿が、運営事業者や支援者、親、行政関係者、教育関係者で共有でき、官と民がそれぞれの立場で子どもの権利条約を生かした支援につなげるようにするためにも、情報共有の懇談の場を設けることが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

また、不登校は誰にでも起こり得ると言われている中で、学校関係者にも参加してもらい、不登校当事者やフリースクール関係者を講師とした講演会、研修会などの取組を実施することが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 不登校支援について何点か御質問をいただきました。

まず、不登校の要因に関わる認識の乖離についてでございますけれども、不登校は学校生活や家庭環境等様々な要因が複雑に重なり合って生じていることでございますので、調査対象によって異なる結果になることはあるというふうに認識しております。しかし、重要なことは、子供の視点から支援をしていくことであるというふうに考えています。

保護者の問題意識を受け止める取組についてでございますが、各学校では、学級担任を中心に保護者の相談対応に当たっており、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さらには管理職が相談窓口となっております。また、保護者が相談できる窓口として、県教育委員会内に学校生活相談センターを整備するなど、保護者が相談しやすい様々な窓口を設けているところでございます。

さらに、県教育委員会が開催している不登校児童生徒等の学びの継続支援に関する懇談会において、保護者の方から、保護者の思いや願いを学校と共有することの提案がございました。そこで、県教育委員会では、コミュニケーションシートを作成して各学校に配付し、保護者と学校との連携を進めるよう取り組んでいるところでございます。

続きまして、相談体制の拡充と共感型の支援についてでございます。

学校外の公的相談窓口として、先ほど申し上げました学校生活相談センターをはじめ、総合教育センターや各教育事務所に相談窓口を設置しております。これらの窓口については、児童

生徒を通じて全ての家庭に周知しているところでございます。また、各市町村にも教育委員会や教育支援センター等に相談窓口がございます。

さらに、各学校にはスクールカウンセラーを配置しており、令和5年の約3万2,000の相談件数のうち、25%は保護者からの相談でございました。また、スクールソーシャルワーカーが2,400件を超える保護者支援を行っているところでございます。

議員御指摘のとおり、不登校児童生徒の保護者のサポートは重要であるというふうに考えており、相談に当たって、学級担任等が傾聴に努めることや、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの適切な対応についての研修の充実を図り、保護者の苦難に寄り添う支援がさらになされるよう努めてまいります。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君） 私には不登校支援に関係して二つ御質問をいただきました。

まず、フリースクールや親の会を紹介する取組についてであります。

学校以外の学びの場や居場所を悩みながら探している子供たちや保護者の皆様から、どこにどんな学べる場所があるのか、どんな学びを提供しているのかなどの情報をまとめて見られるようにしてほしいという意見が多く寄せられておりまして、フリースクールについて分かりやすい情報発信が求められています。

このため、県では、県内フリースクールの特徴、その利用者や保護者の声、学びの実践事例などを掲載し、利用希望者が自分に合った学びの場や居場所を検索して探せるような専用ポータルサイトの構築を現在進めておりまして、フリースクールに関する情報発信の充実を行ってまいります。

また、保護者同士の交流を行う場としての親の会は、不登校に悩む家族が、同じ思いを持った方々との交流などにより孤立しないようにする大変重要な役割を担っていただいていると認識しております。御質問にあった親の会への支援については、県から支援を行うというよりも、子供や保護者に身近な市町村の教育委員会や地域の関係者が連携して取り組んでいただくほうが望ましいと考えております。

こうした連携による事例として、諏訪地域6市町村の教育委員会とフリースクール等で構成される諏訪地区学びの支援ネットワークが、相談窓口の情報や利用者の声、親の会の情報など、子供や保護者が必要とする情報を掲載した学びの支援サポートブックを作成し、周知を行っています。

県としては、こうした事例がほかの地域にも広がるよう取組を進め、学校に行くことができない、あるいは行かない選択をした子供たちが、それぞれの夢や希望を持ちながら自分の選択

をしていくことができるよう、教育委員会とも連携して取り組んでまいります。

次に、フリースクールでの子供の様子を共有する懇談や研修等の場についてのお尋ねであります。

子供たちへの多様な学びを充実させていくためには、学校や教育委員会、子供担当部局等の行政と民間のフリースクールとが手を取り合って、共に連携していく必要があります。県では、学校内外の学びに関わる支援者による情報共有や連携づくりを進めるため、フリースクール職員や教員、保護者等が集まる「多様な学びを考える支援者のつどい」をこども若者局と県教育委員会が協力して開催しています。この集いでは、フリースクールでの子供の過ごし方などの事例紹介や、不登校経験者とその保護者を交えた座談会のほか、グループ別懇談を設け、福祉・医療分野を含めて連携を進めるために必要なことなどの意見交換を行っております。

また、県教育委員会では、教員やスクールソーシャルワーカー、民間の支援者等に対して、いじめ・不登校地域支援事業の研修会を開催しています。今年度は、「学校外での不登校支援の現在」というテーマで、有識者やフリースクール運営者から、フリースクールの活動で大事にしていることや課題、利用する子供の声などを紹介する講演を行い、これを受けたワークショップで参加者同士の情報共有を図り、理解を深めたところであります。

これまでもこうした集いや研修会の開催に取り組んできたところですが、今後は、子供を権利の主体として捉え、意見を尊重するなど、こども基本法などの理念も踏まえ、学校外の学びの場や居場所で過ごす子供たちの思いや意見がこれまで以上に反映されるように、教育委員会とも一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）先ほど教育長から、不登校の要因については、調査の対象によって違うというお話がございました。しかしながら、ここがあまりにも違い過ぎていることで、私はこの穴を埋める努力は、やっぱりどうしても必要だというふうに思っております。

こどもまんなかと言いつつ、学力をめぐって競争が強いられ、様々な規則でがんじがらめにされている学校が子供たちにとって息苦しいものになっていることは、ゆゆしき事態です。家庭にはいるのに学校に行くのを拒否する子供たちに寄り添った対応が必要で、その前提は、先ほどおっしゃっておられましたけれども、子供の声をきちんと聞くことではないかと思います。不登校に関わる学校と保護者との溝を埋めながら、子供一人一人を人間として尊重する、このことをあらゆる分野で徹底していただくことを求めます。

次に、生活保護申請に関わる自動車保有と運用について知事並びに健康福祉部長に伺います。公共交通が次々と縮小される下で、車は生活に欠かせない足となっています。ところが、生

生活保護世帯には、原則として車の所有が認められておりません。私が関わらせていただいたシングルマザーで子育てをしているお母さんは、子供が未就学児だったときは行動範囲がさほど広がらなくても生活できるために、車を持たずに生活保護を受けていました。ところが、子供さんが学校に上がるようになり、不登校になると、子供のためにドライブしたり、一緒に買物に行ったりする必要が出て車は必需品になり、車を取るか、生活保護を取るかで、生活保護は打ち切りとなりました。

長野県の生活保護率は、直近の7月で、全国は16.2%ですが、その3分の1の5.4%と低く、全国最低クラスです。車の所有がネックになっているとの指摘もあります。他県と比べて低い水準にある理由について、部長はどう分析されているのか、伺います。

総務省の平成26年全国消費実態調査によると、長野県の車の保有率は94%で、1軒当たりの保有台数は1.57台、全国6番目です。令和6年度第2回県政アンケートでも、通院に67%、買物に77.5%が自家用車やバイク等を使っています。

しかし、生活保護世帯では、障がい者が通院・通勤する場合、公共交通機関の利用が著しく困難な場合や深夜勤務などの場合にしか保有が認められず、極めて限定的です。これでは自立して生活することさえ余計に困難になります。

車の保有に関する運用は、自家用車の普及率が低かった60年前のままであり、この改善が求められるのではないのでしょうか。県として保有条件の緩和を国に要求していただいています、国の方針は依然として変化がありません。全国市長会は毎年要望しています。そこで、中山間地を抱える知事などとも協力してさらに強力に求めていただきたいと思います、知事、いかがでしょうか。

三重県の鈴鹿市は、病気、障害を抱える80代の親子に対し、子供の通院に限って車の使用を認めた上で、その確認のため、運転経路、運転開始・終了時刻、走行距離、用件などの詳細な記録を出すよう求めていましたが、負担に感じて出せなかったところ、生活保護を停止してしまいました。

このことを不服として争われた裁判で、名古屋高裁は、10月30日、行政権の裁量の逸脱、濫用だとして、生活保護打ち切り処分は違法だと断じ、賠償を命じる画期的な判決を下しました。認められた通院以外に日常生活に不可欠な買物などで使うのは、むしろ親子の自立した生活に資するとまで指摘しました。当然のことだと思います。

生活保護をめぐるのは、テレビがぜいたく品だと言われた時代や、エアコンの設置も認められない時期もありましたが、世論と運動、時代の変化の中で改善が一步一步図られてまいりました。

長野県では、タクシーもバスも本数が減り、ますます公共交通を利用するのは困難になって

きています。中山間地で暮らす長野県民にとって、自動車はなくてはならない移動手段であり、買物も含め、日常生活の維持に欠かせないものです。そこで、この間の裁判結果なども踏まえ、生活保護における自動車保有と運用について柔軟に取り組んでいただきたいと思います。健康福祉部長、いかがですか。

2022年、札幌市長が、生活保護利用者の自立や資産活用の観点から、日常生活での車使用を認められるとしたことに対し、厚労省は間髪を入れず事務連絡を出して、保有目的に限定すべきと現場を締めつけてきました。令和4年5月10日付、厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡は実情に合わないために撤回し、日常生活でも使用を認めるよう求めていただきたいが、いかがでしょうか。

次に、歩行者に優しい歩道の整備について建設部長に伺います。

高齢化率は着実に増えており、健常者のみならず、シルバーカー、車椅子、つえを利用しての歩行など、安全で円滑に通行できる歩道の整備は重要です。交通バリアフリー法、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の観点からも、歩行者に優しい歩道の整備が求められています。令和3年の県政モニターの調査結果でも、歩道の設置、拡幅、段差・傾きの解消を求める人は83%と高くなっています。

道路構造令や条例規則に基づくユニバーサルデザイン化の対応をしていただいていることは承知していますが、歩道が凸凹で波打ったり、段差があったり、傾斜があったりして歩きにくく、外出困難となっているので整備してほしいとの要望が少なからず寄せられています。計画的な歩道の整備はどのように行われているのでしょうか。

民間事業者が経営するガス事業、市町村が運営する水道事業など、敷設替えのたびに掘り起こして工事するため、継ぎ目や割れ目、段差などができて歩行に混乱が生じている事例が散見されます。各事業者との連絡調整や整備方針はどうなっているのでしょうか。夏場には街路樹が枝を伸ばして通行を妨げ、冬には積雪や凍結で通行困難といった状況があります。歩道の維持管理の全てを行政がやることは困難が伴うと思いますが、管理者としての県の対応を求めるとともに、アダプトシステムをさらに広げることも必要ではないかと思いますが、建設部長の見解を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には生活保護申請に係る自動車保有に関して3点お尋ねがございました。

初めに、長野県の生活保護率が全国に比較して低い理由についてでございます。

長野県の生活保護率は、平成20年のリーマン・ショック後に上昇し、近年は5.4%程度で推移しております。保護率が低い理由としては、全国平均に比べ有効求人倍率が高いこと、長野

県の有業率が高いこと、特に65歳以上の高齢者における有業率が高いこと、共働き世帯の割合が高いことなどが要因として挙げられると考えております。また、長野県生活就労支援センター「まいさぽ」をはじめとした様々な生活困窮者の支援も貢献しているものと考えておるところでございます。

次に、自動車保有の運用の柔軟な取組についてでございます。

生活保護事務は法定受託事務であり、自動車の保有等についても全国一律の基準で運用されているところでございます。ですので、長野県独自の運用に取り組むことは難しいと考えますが、障がいのある方や公共交通機関の利用が著しく困難な地域の居住者が通勤・通院等に使用する場合に限り認められるという現在の生活保護制度の枠組みの中で、可能な限り寄り添った対応をしてまいります。

最後に、厚生労働省の事務連絡の撤回と日常生活における自動車使用についてでございます。

議員のお話にもありましたとおり、令和4年5月10日付の厚生労働省社会・援護局保護課の事務連絡において、自動車の使用については、従来の取扱いどおり、障害等を理由に通院のために自動車の保有を容認された者について、通院以外に日常生活に用いることが認められない旨の注意喚起が発出されたことは承知しております。

一方で、自動車の利用については、公共交通機関利用困難地域に居住する生活保護受給者の健康で文化的な最低限度の生活を実現するためには必要であると認識しており、通勤・通院等に限らず、買物や各種サービス機関の利用等の日常生活についても認めるよう、国に対し引き続き要望してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、生活保護に関する自動車保有について、国にほかの県とも協力して求めていくべきではないかという御質問をいただきました。

中山間地域が多い本県におきましては、生活を維持し自立を図っていく上で、自動車の必要度が非常に高いというふうに考えております。地域の実情に応じて保有を認めるなど、一定の緩和が必要だと思っております。

本県からは、公共交通機関利用困難地域に居住する生活保護受給者の健康で文化的な最低限度の生活を実現するため、通勤・通院等に限らず、買物や各種サービス機関の利用等の日常生活についても自動車使用を認めることを国に対して提案、要望しているわけでありますけれども、ほとんど動いてくれないという問題意識を持っています。

問題意識を同じくするほかの都道府県と連携することも含めて、どうすれば国の考え方を改めさせることができるのかということについてしっかり考えた上でアクションを起こしてい

たいというふうに考えております。

以上です。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には歩行者に優しい歩道の整備について3点御質問をいただきました。

まず、計画的な歩道の整備に関するお尋ねでございます。

高齢者や障がいのある方を含め、歩行者が安全で円滑に通行できる歩道整備は重要と認識しております。特に、歩道面に段差のあるいわゆる波打ち歩道は、歩行者にとって歩きづらく、また凍結時に滑る要因となっております。

このため、平成15年度より、歩道リメイク事業として歩道の段差解消を目的とした歩道のフラット化を実施し、利用者が通行しやすい歩道整備に取り組んでいるところでございます。通学路や歩行者の多い区間を優先し、県内約120キロメートルを対象に整備を行っており、これまで66キロの解消を図ってまいりました。引き続き地域の皆様の御理解、御協力をいただきながら、計画的に整備を進めてまいります。

次に、道路工事と占有者との工事調整に関するお尋ねでございます。

ガス、上下水道、電気、通信など道路を掘削して整備する各事業者、いわゆる占有者を対象に、毎年各建設事務所において占有者調整会議を開催しているところでございます。この会議では、道路管理者及び各占有者の事業について、工事の時期や位置、規模などを情報共有し、舗装をきれいにした後に占有者が掘り返すことがないように調整するほか、占用工事の復旧方法や安全確保などについて指導を徹底しております。

なお、ガスや水道などの敷設工事後は舗装が傷みやすいことから、適宜点検を行い、異常が発生した場合には占有者がこの路面の補修をすることとしており、今後も歩きやすい歩道の維持に努めてまいります。

次に、アダプトシステムの取組に関するお尋ねでございます。

歩道を含む道路の維持管理については、令和5年度から、道路リフレッシュプランとして交通量の多い市街地や主な観光地へのアクセス道路を対象に予算を増額し、重点的に取り組んでいるところでございます。

また、歩道の環境整備においては、道路アダプト活動として、10月末時点で369団体、625キロメートルで美化活動を中心に地域の皆様にも御協力をいただいております。アダプト活動では、歩道内の草刈り、枝払い、花壇の整備など沿道美化のほか、一部の団体におきましては歩道の除雪も行っており、歩道環境を維持する上で非常に大きな役割を担っていただいているものと認識しております。

県としても、これらの活動を後押しするよう、材料などの支援をするとともに、アダプト活動を支える企業を増やすための呼びかけや活動状況を広報するなど、さらにアダプト活動団体が増えていくよう積極的に取り組んでまいります。

以上です。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）生保の車の保有についてですけれども、知事から引き続き国に求めているという御答弁がありましたので、それはぜひお願いしたいわけですが、それとともに、県としても柔軟に運用をすることが可能だというふうに思います。

その一つの根拠として、厚労省は、昭和38年、社会局長通知を出し、生活用品について、処分価値の小さいものや、当該世帯の人員構成等から判断して必要があり、かつその保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失するものでなければ保有を認めるとしています。一般家庭との均衡の判断基準は、当該地域の全世帯の70%に普及している場合としています。長野県の車の保有率は94%です。この通知の活用ができるはずです。権利としての生活保護を必要な人が使え、そのことで自立につながるようサポートすべきだと求めて、質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、中川博司議員。

〔37番中川博司君登壇〕

○37番（中川博司君）改革信州の中川博司です。

最初に、長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例の取組状況についてお伺いします。

景観や環境の保全及び県民の安全を確保し、地域と調和した太陽光発電事業の推進を図ることを目的として、昨年の10月に長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例が公布され、この4月から条例が施行されています。現在までの許可申請と設置届出、既存事業の届出及び不適切事案に関する経済産業省への情報提供の状況について環境部長にお伺いします。

なぜこの質問をするのかというと、太陽光発電事業が、法の抜け穴を縫って、例えば、50キロワットを超える発電施設は電気主任技術者を配置しなければならないことから、50キロワット未満の発電施設を隣接して大規模に山の中に設置している案件、施工が不良で土砂災害のおそれがある案件、囲いがつくられていないなどの不良案件があっても、それを確認する仕組みがないからです。場合によっては山火事を誘発しかねない施工不良案件もあることから、新規の設置及び過去に設置された太陽光発電施設を点検する仕組みをつくる必要があるというふうに思うからであります。

次に、ワンヘルスの取組について伺います。

新型コロナは完全に収束しているわけではありませんし、そもそも新型コロナがどのように

発生したのかについても定まってははいないようです。しかし、新型コロナが人と獣が共通に感染する、いわゆる人獣共通感染症であり、動物由来の感染症は、森林破壊や気候変動などによって野生動物及び媒介動物の生息する環境が変化し、もともと野生動物が持っていた病原体が、変異を繰り返しながら渡り鳥から家畜、家畜などから人にも感染可能になったことが原因とされています。

そこで、人と動物、そして自然環境を一体的に守っていくワンヘルスという考え方が極めて重要であると国際機関が指摘をしてきました。

1993年、世界獣医師会がベルリン宣言の中で、2004年、世界保健機関が公表したマンハッタン原則の中で、2012年、世界獣医師会と世界医師会の覚書の中で、それぞれワンヘルスの理念が記されてきたところです。

2016年に世界獣医師会と世界医師会によるワンヘルスに関する国際会議が福岡県で開催され、理念から実践への移行を目指した福岡宣言が発せられました。その福岡県において、2021年1月に議員提案で福岡県ワンヘルス推進基本条例が制定されましたが、時あたかも新型コロナが蔓延しているさなかであり、その危機感を捉えての制定であったとも言えます。制定に向けて牽引してきたのは、日本獣医師会会長であり、また、アジア獣医師会連合会長、次期世界獣医師会会長の藏内勇夫福岡県議会議員でした。

5月に依田明善議員と一緒に福岡県のワンヘルスの取組について調査に行ってきたので、簡単に紹介します。

福岡県のワンヘルス推進基本条例の基本方針は六つあります。人獣共通感染症対策、薬剤耐性菌対策、環境保護、人と動物の共生社会づくり、健康づくり、環境と人と動物のより良い関係づくりです。

このうち「薬剤耐性菌対策」は、人獣共通感染対策とともに重要な取組の一つです。薬剤耐性菌とは、抗生物質に対し抵抗性を獲得した細菌のことで、この薬剤耐性菌による感染症が発生した場合、これまで使用していた抗生物質が効かなくなるなど、治療が困難となります。

国連は、このまま何も対策を取らなければ、2050年までに薬剤耐性によって発展途上国を中心に年間1,000万人が死亡し、がんによる死亡者数を超え、経済的にもリーマンショック時の金融危機に匹敵するダメージを受けるおそれがあると警告しているものです。

また、福岡県立四王寺県民の森をワンヘルスの森と位置づけ、生物多様性の保持やワンヘルスの啓発、森林浴による健康維持などを目標とした取組も行っています。

「人と動物の共生社会づくり」では、犬や猫、鳥などのペットは私たちの生活に潤いや安らぎを与え、今や家族の一員となるほど重要な存在になっていますが、人と動物が共生している一方で、安易な飼養や遺棄や虐待、悪質な業者による販売などが社会問題となっているところ

です。また、過度な触れ合いや不適切な管理により愛玩動物を介して人獣共通感染症に感染する事例も発生しているという観点から、基本方針が設定されています。

つまり、人の健康と動物の健康が重なり合う分野、動物の健康と環境の保護が重なり合う分野、人の健康と環境が重なり合う分野、あるいはその三つが重なり合う分野での政策展開が必要だということです。

福岡県では、こうした取組を推進するための県庁内組織、ワンヘルス総合推進会議、担当部署としてワンヘルス総合推進課、研究機関としてのワンヘルスセンターを保健環境研究所と家畜衛生保健所を統合する形で作るとともに、医師会、獣医師会、医療関係団体、ワンヘルス関係団体、県議会、市町村、研究者、研究機関などで福岡県ワンヘルス推進協議会が様々な事業を推進しています。

具体的な取組事例を紹介すると、ワンヘルス国際フォーラムの開催、市町村が申請するワンヘルスを学び体験できる施設を福岡県ワンヘルス啓発施設として認定、県民向けのワンヘルスフェスタ、ワンヘルス認証制度、ワンヘルス宣言事業者登録制度などに取り組むとともに、ワンヘルス教育を推進しています。これは、小中高生向けに、県内全ての小学校4年生、中学校1年生、高校の全生徒と全教職員にワンヘルスについての副教材を配付しています。また、現在、県立高校8校と私立高校2校、計10校において、理科や地理、歴史、公民、保健体育科などの教科に加え、工業や農業などの専門科目によるワンヘルス教育の実践を行っていることが特筆事項です。

福岡県で関係する部局は、総務部、保健医療介護部、福祉労働部、環境部、商工部、農林水産部、建築都市部、教育振興部にわたっています。その意味では、ワンヘルスはゼロカーボンと同様に総合的な政策の理念と言えます。

これまで、徳島県でもワンヘルス推進条例がつくられていますが、今後、東京や北海道でも制定に向けた動きがあるところです。そこで、長野県としてもワンヘルスについて部局横断で研究してみたいかと思いますが、阿部知事に所見を伺います。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君）長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例に基づく設置許可申請などの状況と、経済産業省への不適切事案の情報提供についてのお尋ねでございます。

まず、許可申請及び設置届出、既存事業の届出の状況でございますが、条例では、適用区域において、出力10キロワット以上の地上設置型の太陽光発電施設を土砂災害特別警戒区域や地すべり防止区域などの特定区域内に設置する場合には許可申請を、その他の区域では設置届出書の提出を義務づけておるところでございます。本年4月1日の条例施行後の状況でございま

すが、11月末現在で、許可申請が7件、うち既に許可したものが3件、設置届出書の提出が17件となっております。

なお、条例では、事業構想段階での計画を記載した事業基本計画書の提出を求めており、11月末現在で73件提出されていることから、今後許可申請または設置届出の増加が見込まれるところでございます。

また、条例施行前に設置された既存施設については、11月末現在で1,872件の届出があったところですが、未提出の事業者が相当数存在するため、改めて文書で通知をするなど、提出を促してまいります。

次に、経済産業省への不適切事案の情報提供についてでございますが、条例施行後、太陽光発電事業に関して同省へ情報提供を行った例はありません。条例では、不適切な発電事業が行われることを未然に防ぐため、事業者に対し、事業基本計画書の提出、住民説明会の開催等を義務づけるとともに、既存施設も含め、発電開始後も適切な維持管理を求めています。今後、市町村とも連携し、パトロールによる現地確認の実施を検討するなど、条例の実効性が確実に担保されるよう努めてまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私にはワンヘルスの取組について御質問を頂戴いたしました。

ワンヘルスの理念につきましては、中川議員からも御紹介がありましたように、人の健康、動物の健康、環境の健全性是一つだという考え方の下、それらを取り巻く様々な課題に対して関係者が一体で解決を目指そうというものであります。

本県におきましては、健康福祉部、農政部及び林務部が連携して鳥インフルエンザなどの人獣共通感染症に対するモニタリングの強化や情報共有など、家畜での感染拡大や人への伝播を防止する取組を行い、また、薬剤耐性菌によります健康や環境への影響を防ぐため、抗生物質等の医薬品の適正使用の啓発や耐性菌の調査を進めてきたところであります。

議員御提案のとおり、各分野の専門知識を結集して効果的な対策を見いだすためにも、ワンヘルスの理念に基づく部局横断的な取組は大変重要だというふうに考えます。

これまでも関係部局等が参加する勉強会や情報交換などを行ってきたところでありますが、引き続き関係部局が連携し、ワンヘルスの視点から研究に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔37番中川博司君登壇〕

○37番（中川博司君） 次に、有機農業の推進について伺います。

国におけるみどりの食料システム戦略の推進により、有機農業の取組が全国的に広がってい

る中で、11月7日、第2回全国オーガニック給食フォーラムが茨城県常陸大宮市で開催され、全国から、会場参加で800人、オンラインによるサテライト会場が長野県内も含めて50か所以上という盛況ぶりでした。

そこで、会派としても、常陸大宮市へ有機農業推進の取組について調査に伺いました。

常陸大宮市は、令和4年度に有機農業の推進を事業化し、本格的に有機農業の推進を開始しています。子供たちに最高の給食を届けたいという鈴木定幸市長の強い思い入れもあり、JAも全面的に協力しています。

きっかけとなったのは、市内の三美地区において、担い手育成型の県営畑地帯総合整備事業が行われ、有機農家の3経営体が参入して11.5ヘクタールにおいて有機農業が展開されたことです。県は、みどりの食料システム戦略に基づいて、三美地区とともに鷹巣地区を特定区域に設定し、大規模な有機農業の団地化を進めています。三美地区の有機農業の担い手の一つが、JAの子会社で株式会社JA常陸アグリサポートです。

また、鷹巣地区では、慣行農業者との間で有機農業を促進するための栽培管理に関する協定を結び、有機農業を行う者は病虫害発生の抑制に努めること、慣行農業を行う者は農薬散布に際し飛散防止に努めること、有機農業を行う圃場及び慣行農業を行う圃場が隣接している場合、有機農業を行う者は一定の緩衝地帯を設けることなどを協定しています。販路として、学校給食のオーガニック化を思いを同じくする自治体と連携して進めることや、さらに都市部へのオーガニック農産物の供給も行っていきたいと考えています。

こうした市町村をバックアップする茨城県としての取組は、有機農業のモデル団地育成支援事業、地域における有機農業産地づくり支援、荒廃農地等農地集約・環境整備支援など、有機農業による付加価値向上に取り組むとして2億3,500万円の予算をつけており、このうち県費で6,300万円を予算化しています。

長野県でも消費者理解の醸成等に取り組んでいますが、環境に対し有機農業の果たす幅広い役割の観点からも、全国の先駆的事例も踏まえ、県として有機農業の推進をもっとダイナミックに展開していく必要があると考えますが、知事の見解を伺います。

次に、地域公共交通についてお伺いします。

会派で宇都宮市のライトラインの視察に行ってきました。ライトラインの事業スキームは、公設型上下分離方式で、自治体が車両と軌道等を整備、保有し、民間が事業運営を担うものです。

今年3月に開催された第11回人と環境にやさしい交通をめざす全国大会in上田において、この宇都宮市のライトラインについても発表されたところですが、持続可能な地域づくりのためには公共交通に対する行政の一層の関与が必要との議論がされました。

こうした議論も踏まえ、これまで以上に県が積極的に公共交通に関与することは必要であると考えますが、知事の見解をお伺いします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 2点御質問をいただきました。

まず、有機農業の推進をダイナミックに進めてはどうかという御質問でございます。

有機農業は、とりわけ農業の中でも持続可能な社会の実現のために大変重要な取組だというふうに考えております。

本県では、これまで、全国に先駆けていろいろな取組を進めてきました。有機農業推進プラットフォームを創設して多くの皆様方に御参加いただく中で交流や研修会を行ってきました。また、オーガニックアカデミーの開催や、有機農業の実践者から若手の生産者がサポートを受ける有機農業推進アドバイザー制度といったことで有機農業の取組を進めてきました。その結果、令和5年の有機農業の取組面積は、5年間で約1.5倍、634ヘクタールまで増加してきました。また、有機農業に取り組むオーガニックビレッジ宣言をされた市町村も6市町村になってきました。

こうした取組は、御指摘のとおり、もっともっと広げていくことが私も重要だというふうに考えます。有機農業を志す個人、グループ、こうした皆様方の取組を引き続きしっかり支援していきたいというふうに思いますし、みどりの食料システム法に基づきます有機農業実践区域のゾーニングや、有機農業を目指す若い新規参入者の積極的な受入れ、また、有機給食の拡大に向けた取組支援、また、安定生産が可能となる技術革新などに取り組んでいきたいと考えております。

これからも、志ある農業者の皆様方、関係者の皆様方としっかり協力いたしながら、長野県において有機農業がより一層広がっていくように取り組んでまいります。

続きまして、地域公共交通について、県が積極的に関与することが必要だと考えるかどうかという御質問でございます。

長野県においては、公共交通は社会的共通資本という位置づけで、我々県としてもこれまで以上に主体的に関与していくことが必要だというふうに考えております。

私も、人と環境にやさしい交通をめざす全国大会 in 上田に参加させていただいて、まさにもっと公共交通には税金を入れるべきではないか、また、そもそも地方に国から交通に関わる権限、財源を移譲すべきではないかということを主張させていただいたところでもありますので、そういう主張をしているからには、自分のところでも実践しなければいけないというふうに思っております。

今年6月に策定した本県の地域公共交通計画に基づいて、人材不足への対応、キャッシュレ

ス化への対応の支援を行ってまいりますし、鉄道や市町村をまたぐ広域的なバス路線は、市町村よりもむしろ我々県が積極的に対応していくことが重要だというふうに考えています。

今、様々な支援の在り方を検討しているところでありますけれども、財政支援も含めて、これまで以上に県としての関わり方を強めていきたい。そのことによって、安心して暮らせる、移動の足も確保された長野県づくりに向けた取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔37番中川博司君登壇〕

○37番（中川博司君）今日、三つ質問をいたしましたけれども、実はこの三つともゼロカーボンとも関わる大事な課題でありまして、3月に行われましたくらしふとカンファレンスの中では、「〇〇掛けるゼロカーボン」という問いに対して様々な回答をしていました。今回、「ゼロカーボン掛ける健康」といえばやはりワンヘルス、「ゼロカーボン掛ける農業」といえば有機農業、「ゼロカーボン掛ける移動」といえば公共交通という観点からの質問でもございました。

知事への質問はいずれも重要な課題でございますので、新年度の予算に反映されるようお願いをして、一切の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明6日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時9分延会

令和 6 年 12 月 6 日

長野県議会（定例会）会議録

第 5 号

令和 6 年 11 月
第436回長野県議会(定例会)会議録 (第 5 号)

令和 6 年12月 6 日 (金曜日)

出席議員 (54名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	31 番	寺 沢 功 希
5 番	グ レ ー ト 無 茶	32 番	共 田 武 史
6 番	奥 村 健 仁	33 番	高 島 陽 子
7 番	青 木 崇	35 番	埋 橋 茂 人
8 番	垣 内 将 邦	36 番	続 木 幹 夫
9 番	早 川 大 地	37 番	中 川 博 司
10 番	佐 藤 千 枝	38 番	両 角 友 成
11 番	丸 山 寿 子	39 番	清 水 純 子
12 番	小 林 君 男	40 番	小 池 久 長
13 番	勝 野 智 行	41 番	酒 井 茂
14 番	加 藤 康 治	42 番	堀 内 孝 人
15 番	小 林 あ や	43 番	依 田 明 善
16 番	清 水 正 康	44 番	山 岸 喜 昭
17 番	向 山 賢 悟	45 番	小 林 東 一 郎
18 番	山 田 英 喜	47 番	毛 利 栄 子
19 番	大 井 岳 夫	48 番	和 田 明 子
20 番	丸 茂 岳 人	49 番	宮 澤 敏 文
21 番	花 岡 賢 一	50 番	丸 山 栄 一
22 番	望 月 義 寿	51 番	小 池 清
23 番	山 口 典 久	52 番	宮 本 衡 司
24 番	藤 岡 義 英	53 番	西 沢 正 隆
25 番	川 上 信 彦	54 番	風 間 辰 一
26 番	百 瀬 智 之	55 番	佐々木 祥 二

56 番	萩 原 清	57 番	服 部 宏 昭
欠席議員（2名）			

30 番	大 畑 俊 隆	34 番	荒 井 武 志

説明のため出席した者

知 事	阿 部 守 一	農 政 部 長	小 林 茂 樹
副 知 事	関 昇一郎	林 務 部 長	須 藤 俊 一
危機管理監兼危機管理部長	前 沢 直 隆	建 設 部 長	新 田 恭 士
企画振興部長	中 村 徹	建設部リニア整備推進局長	室 賀 荘一郎
企画振興部交通政策局長	小 林 真 人	会計管理者兼会計局長	尾 島 信 久
総 務 部 長	渡 辺 高 秀	公営企業管理者企業局長事務取扱	吉 沢 正
県民文化部長	直 江 崇	財 政 課 長	新 納 範 久
県民文化部こども若者局長	高 橋 寿 明	教 育 長	武 田 育 夫
健康福祉部長	笹 渕 美 香	教 育 次 長	米 沢 一 馬
環 境 部 長	諏 訪 孝 治	教 育 次 長	曾根原 好 彦
産業労働部長	田 中 達 也	警 察 本 部 長	鈴 木 達 也
産業労働部営業局長	合 津 俊 雄	警 務 部 長	長 瀬 悠
観光スポーツ部長	加 藤 浩	監 査 委 員	増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 原 涉	議事課担当係長	萩 原 晴 香
議 事 課 長	矢 島 武	総務課庶務係長	矢 島 修 治
議事課企画幹兼課長補佐	山 本 千鶴子	総 務 課 主 任	東 方 啓 太
議事課委員会係長	風 間 真 楠	総 務 課 主 事	古 林 祐 輝

令和 6 年12月 6 日（金曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

陳情取下げの件（日程追加）

議員提出議案及び委員会提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

陳情提出報告、委員会付託

陳情取下げの件

議員提出議案及び委員会提出議案

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、勝野智行議員。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）おはようございます。公明党県議団、松本市・東筑摩郡区の勝野智行です。通告に従い、私見を交え、2項目について質問いたします。

初めに、職員宿舎について、以下、総務部長にお聞きいたします。

面積が広い本県においては、職員の異動も広範囲となるため、異動する職員が住居を迅速に確保し円滑な公務執行を行うためにも、職員宿舎は不可欠と思われますが、現在、何棟、何戸あるのか。また、その入居率はどの程度か、伺います。

入居率が低い職員宿舎については有効活用が必要と考えますが、県としてどのような取組を行っているのか。

また、老朽化で廃止することとした宿舎については、適切に管理していく必要があります。

廃止後の処分の手続と近年の売却状況を伺います。

中長期修繕・改修計画では、職員宿舎で生活する職員とその家族の満足度の向上を図りながら計画的に修繕と改修を行うとしております。職員宿舎は今後も県の福利厚生の一環として一定数維持していく必要があると考えます。今後の職員宿舎の在り方についての見解を伺います。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には職員宿舎について大きく3点のお尋ねを頂戴しております。

まず、職員宿舎の棟数、戸数、入居率についてでございます。

令和6年5月現在、知事部局、教育委員会、警察本部を合わせた管理戸数は、334棟4,380戸。内訳といたしましては、世帯用、273棟2,644戸、単身用、42棟1,198戸、寮、19棟538戸でございます。入居率は全体で69.5%であり、世帯用69.6%、単身用81.6%、寮42%となっております。

次に、職員宿舎の有効活用、廃止後の売却手続、その状況についてでございます。

まず、職員宿舎の有効活用につきましては、それぞれの任命権者の枠を超えた相互での共同利用、台風や地震などによる被災者の方、また、他県からの応援職員の皆さんへの貸出しなど、各種事情や入居状況を踏まえながら貸出し等を行っているところでございます。

廃止後の処分手続、売却状況についてでございますが、廃止した職員宿舎は、ファシリティマネジメント基本方針に基づき、県機関での活用を検討。次に、市町村等の活用希望を確認した上で、それぞれ活用希望のないものにつきましては一般競争入札等により売却をしております。売却数は、令和元年度から令和5年度の5年間で110件となっております。

次に、今後の職員宿舎の在り方についてのお尋ねでございます。

県では、平成25年度に職員宿舎管理戸数適正化実行計画を策定し、今後も維持する必要がある宿舎を定めているところでございます。具体的に維持するものとしては、山間僻地や県外に勤務する職員用宿舎、居住場所が勤務公署の近接地に制限されている職員用の宿舎、災害発生時の初動対応に備え県庁や各合庁から近距離に立地する宿舎でございます。

この実行計画で維持するとした宿舎につきましては、県ファシリティマネジメント推進会議で策定した中長期修繕・改修計画に沿って、長寿命化など目標年数まで使用できるよう計画的な修繕を行っております。いずれの計画も、職員数及び組織の状況等の変化も見込まれることから、5年ごとに見直しを行いながら管理をしております。今後も、必要な修繕や有効活用を図りながら、広い県土の中、職員が安心して働くことができるよう努めてまいります。

以上でございます。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）それぞれ御答弁をいただきました。

職員宿舍の適正な戸数管理を進めていることを評価いたします。また、単身用の入居率が高く、かなり利用されていることが分かりました。

職員宿舍管理戸数適正化実行計画及び中長期修繕・改修計画は5年ごとに見直しを行っているということでしたが、入居率の低いところについては利活用や廃止の検討をしていただく、また、知事部局、教育委員会、警察本部職員の共同利用を一層進めるなどの効率的利用を推進していただくとともに、住環境の快適化にも努めていただき、職員宿舍全体の適正化の向上を図っていただくよう要望し、この質問は終わります。

次に、農業政策に関して質問をさせていただきます。

先月の信濃毎日新聞への投稿に、「世の中さまざまな仕事があり、どれも生活していく上で大切な仕事ですが、その土台になるのは人間の体を作る食物です。心身ともに喜ぶ食物を生み出す農業の存在は大きな役割を担っていると思うと、なんてやりがいのある仕事でしょう。けれど、農家の高齢化などで耕作放棄地が年々増えています。田畑は、1年放っておくと復活するのがとても困難な状況になります。たった1回の遅霜や台風などで1年通して育ててきた作物が駄目になってしまう、安定した収入がない、そんな農業を子どもに継いでほしいとはとても言えません。子どもたちに、農業を憧れの仕事と思ってほしいとの記事を先日目にしました。時給を上げるとか週35時間労働にするとか政治家が言っていますが、農家には遠い話です。衆院選が終わりましたが、耕作放棄地がこれ以上増えないように、美しい田園風景が守られるように、農家を準公務員化するなどして安定した収入が得られるように、優先的に目を向けてほしいです」とありました。

この投稿内容は、今の農家の皆さんのお気持ちそのものと感じ、今回、県の取組について確認をさせていただきます。

一昨日は、大井議員が持続可能な農業について、また、昨日は、青木議員が担い手確保や稼ぐ農業について、また、中川県議から有機農業の推進について質問されておりましたので、私からは、違う視点から、農業政策に関して、以下6点、農政部長にお聞きいたします。

農林水産省が先月26日に発表した食品価格動向調査によりますと、18日から20日の野菜小売価格は、キャベツが平年比で2.4倍値上がりし、大根は56%高、白菜が53%高、ネギが33%高など、その他の野菜も10%から50%も高くなっております。また、米価格も以前の1.4倍の状況であります。

生産農家から、各段階において全てが引き上げられていけばよいのですが、納入先によって引取り価格の引上げができていない部分もあるように聞いております。

そこで、農産物の幅広い品目を対象とした生産から消費までの各段階での適正な価格取引を推進する仕組みが必要と考えます。県の見解と取組について伺います。

全国と同様に、県内でも、老朽化が指摘されている農業倉庫など共同利用施設の整備、更新が課題となっております。そこで、補助金などの拡充や地元の状況を踏まえた弾力的な運用を後押しする政策を求めますが、いかがでしょうか。

県内には、農業用ため池が約1,900か所あります。東日本大震災や西日本豪雨などで農業用ため池が決壊したことなどから、全国各地で防災工事が計画、実施されておりますが、県内の実施状況について伺います。

また、ため池の堤体は草原性の希少植物の生育地であることが多いことから、掘削工事で希少な動植物が表土ごと失われる可能性が高いと言われております。そのため、日本生態学会の自然保護専門委員会が、農業用ため池の防災工事を行う際は貴重な堤体植生に配慮するよう求める要望書を、本年3月、長野県にも提出しております。本県における対応状況について伺います。

農業分野におけるゼロカーボンの取組についてもお聞きいたします。

近年、地球温暖化は急速に進行しており、2023年の世界の年平均気温は観測史上最高となり、世界規模で異常気象が発生し、大規模な自然災害が増加しました。我が国におきましても、昨年は統計開始以降では最高の年平均気温を観測したことに加え、農産物の品質低下、熱中症のリスク増加など、気候変動の影響が全国各地で現れています。

温暖化の要因となる温室効果ガスの排出抑制は、今を生きる私たちにとって喫緊の課題となっております。

本県は、気候非常事態宣言を2019年12月に宣言し、2050年、二酸化炭素排出量実質ゼロを決意しております。ゼロカーボン戦略ロードマップでは、温室効果ガス排出量を2010年と比べ2030年に6割削減する目標を掲げ、様々な施策が実施されていると承知しております。

国際的な取組で、世界の土壌の表層の炭素量を年間0.4%増加させることで人間の経済活動によって発生する大気中の二酸化炭素を実質ゼロにすることができるという考え方に基づく4パーミルイニシアチブというものがあります。日本の都道府県としては、2020年に山梨県が初めて参加して取り組んでおり、果樹を中心に約5,300ヘクタールまで拡大しているとのこと。そこで、本県もこの4パーミルイニシアチブに積極的に取り組んでいくべきと考えますが、いかがでしょうか。

農業で使用する機械や施設の多くは化石燃料で稼働しており、これらから排出される温室効果ガスは、国の統計によると、農林水産分野における排出量の37%を占めております。さらに、ハウス栽培をされている農家の方から、昨今の燃料高騰が経営を圧迫しており、先行き不安であるとの声も聞いております。

私は、化石燃料からの脱却は、将来的な農業経営の安定化や新しい農業形態にもつながると

考えます。また、農業分野での温室効果ガスを排出しないゼロカーボンの実現に向け、本県の恵まれた日照時間を生かした太陽光発電等による再生可能エネルギーを活用した機械や施設の導入など、新たな取組を積極的に進めていく必要があると考えます。

そこで、本県では農業分野におけるゼロカーボンの実現に向けた取組をどのように進めていくのか、伺いたいします。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には農業政策について6点御質問をいただきました。

最初に、農産物の適正な価格取引への仕組みづくりについてのお尋ねです。

農業者が安定した収入を確保し、安心して経営を継続していくためには、生産コストが適切に反映された再生産可能な価格で取引されることが必要でございます。一方で、農作物の大半は、広域的な市場流通の中で、需要と供給のバランスにより価格が決定されており、県が価格転嫁の仕組みを構築することは極めて困難であることから、適切な価格転嫁の仕組みづくりを進めるよう国へ強く要望しているところでございます。

さらに、流通事業者から消費者までの理解も重要であることから、生産現場の姿を発信するとともに、地産地消の推進など適正な価格形成に向けた環境づくりをしあわせバイ信州運動としても取り組んでまいり所存でございます。

次に、共同利用施設の更新についてのお尋ねです。

老朽化した共同利用施設の更新については、産地の将来を見通す中で、その機能や規模、また、現存する施設の再編による効率化や低コスト化などの視点で計画的に実施することが重要となります。県では、こうした視点を踏まえて助言するとともに、活用が可能な補助事業による支援などを行っているところでございます。

事業に当たっての課題は産地ごとに様々であり、支援にも多様なニーズに対応できる一定の弾力性が必要であると考えております。引き続き産地における基盤の強化に向けた施設整備を支援するとともに、それぞれの事情にきめ細やかに対応できる制度となるよう国に要請してまいります。

次に、農業用ため池の防災工事の実施状況についてのお尋ねです。

県では、決壊により人的被害を与えるおそれがある688か所を防災重点農業用ため池に指定し、耐震性などを調査の上、必要な対策を講じているところでございます。規模が大きいものから順次調査し、対策が必要と判定された256か所について計画的に防災工事に着手しており、本年度までに115か所について廃止を含めた防災工事が完了または実施中となっております。未着手の141か所につきましても、令和12年度までに順次着手する計画であり、引き続き着実に対策を進めてまいります。

次に、農業用ため池の堤体植生に配慮した防災工事についてのお尋ねです。

防災工事の実施に当たっては、専門家などにより調査を行い、動植物の生息状況を確認の上、貴重な動植物の保全に配慮した計画となるよう取り組んでおります。

上田市のため池の例では、堤体に確認された貴重な植物を保全するため、専門家の指導の下、地域の皆さんも参加する中で工事前に移植するとともに、掘削した表土を一時的に保管し、工事後の堤体表面に戻す工法を採用するなど、従前の植生の復元を図りました。引き続きため池管理者や地域と調整を図りながら、堤体植生に配慮した事業の実施に努めてまいります。

次に、4パーミルイニシアチブの取組についてのお尋ねです。

土壤に炭素を貯留する4パーミルイニシアチブの取組は、ゼロカーボンに向け、多くの方が取り組みやすいアクションであると認識しております。特に、果樹の生産が盛んな本県では、剪定作業で生じる大量の枝があり、これを炭にして土壤へ施すことで炭素を貯留できることから、まずはこの取組の拡大を図ってまいります。

県では、剪定枝を炭化する専用の機器の購入を補助するとともに、農業農村支援センターへ機器を配備し、実演会の開催や無償貸出しを行い、実際の体験を通じてゼロカーボンに貢献する意義を理解し、自らの取組としていただけるよう進めているところでございます。また、4パーミルイニシアチブの推進を図る全国協議会にも参画し、情報交換等を行っているところであり、引き続き好事例を参考にしながら積極的に取組を進めてまいります。

最後に、ゼロカーボンの実現に向けた農業分野の取組についてのお尋ねです。

自然と向き合う産業である農業は、ゼロカーボンに果たす役割が非常に大きく、ゼロカーボンを自らの課題として営農に反映していくことが重要と考えます。

県では、水田から発生するメタンガスの抑制技術の開発と普及、有機農業の推進、作業効率の向上による省エネルギー化など、様々な視点から取組を進めるとともに、機会を捉えて農業関係者の皆様にゼロカーボンに向けての協働を呼びかけているところでございます。

第4期長野県食と農業農村振興計画におきまして、環境に優しい農業など持続可能な農業の展開を重点事項の一つとして位置づけており、ゼロカーボンは本県農業に欠かせない取組と認識しております。引き続き様々なステークホルダーと共にゼロカーボンへのアプローチを重ねながら、持続可能な信州の農業の実現に鋭意取り組んでまいります。

以上でございます。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）それぞれ御答弁いただきました。各事柄についてそれぞれしっかり進めていくとの回答と捉えさせていただきました。

今回、知事にはお聞きしませんでした。知事におかれましては、稼げる農業で信州の農

業・農村を守り、未来に続いていくとともに、ゼロカーボン実現に向けてあらゆる取組を進めていただくことに御期待申し上げまして、一切の質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、垣内将邦議員。

〔８番垣内将邦君登壇〕

○８番（垣内将邦君）自由民主党県議団、上伊那郡区選出の垣内将邦でございます。通告に従いまして順次質問いたします。

長野県は、日本国内でも自然環境や歴史的な文化資源に恵まれた地域として広く知られています。四季折々の美しい風景に囲まれ、豊かな伝統文化や地域資源を生かした多様な産業が息づいている長野県は、多くの住民にとって誇りと感じられる故郷であり続けています。

しかし、近年、長野県を取り巻く社会環境は急速に変化しており、人口減少と少子高齢化が深刻な課題として浮き彫りになっています。これらの問題によって地域社会の活力が低下し、持続的な発展が危ぶまれる状況が続いています。その中で、県としても人口減少対策を進めるための信州未来共創戦略（仮称）案を取りまとめ、公表しました。

長野県の人口は、今年に入り200万人を切り、今後さらなる減少が予想されています。既に働き手の不足など困難が現れており、このままではさらに深刻な問題が増えるおそれがあります。一方で、Ｕターン就職や移住を通じて、再び地域に戻りたい、または長野県で新たに暮らしたいという意欲を持つ若者も一定数存在しています。しかしながら、現在も悩まされているのは、地域で育った子供たちが都会の大学へ進学、卒業後、そのまま地元に戻らないという問題です。

地方創生を掲げてから10年が経過しましたが、多くの課題が依然として残っています。昨日青木議員の質問の中でも触れられましたが、私も先日開催された都道府県議会議員研究交流大会に参加しました。一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム理事・会長である水谷智之講師による講演が行われ、「地方創生から10年 若者に選ばれ続ける地域づくり」と題して、島根県海士町にある県立隠岐島前高校の事例が紹介されました。

海士町は人口2,300人という小さな町で、その高校はかつて廃校寸前まで追い込まれました。海士町は島根半島の北約60キロの日本海に浮かぶ隠岐諸島にあり、もし島唯一の隠岐島前高校が廃校になれば、中学を卒業し、高校に進学したい生徒たちは全て島から出ていくことになります。中には、生徒だけでなく、家族ごと島から出ていく可能性もあります。そこで、青春期に地域への愛着を育む高校の廃校は地域消滅とほぼ同義であるとの強い危機感を持ち、改革に着手したといいます。

隠岐島前高校では、まず「失敗の日」という学校行事を設け、あえて失敗の可能性が高い挑戦に取り組み、その結果を仲間と共にたたえ合いながら未来への新たな一步を踏み出す勇気を

育んできました。また、地域留学制度や地域密着型教育を通じて生徒数減少の対策や地域活性化に取り組み、その効果は全国的にも注目を集めています。

さらに、この高校では、木曜日を登校日とせず、地域の仕事に実際に触れる体験や自ら立案したプロジェクトを遂行する時間に充てる独自の教育を実施しました。こうした実践を通して、生徒たちは、失敗を恐れず行動し、地域住民と一体となりながら社会を直接体験しています。

これらの取組により、教育の魅力が向上し、島外からの留学生や移住希望者が増加しました。一時的であっても、若者が地域を訪れることで地域全体に活気が生まれ、再び活力を取り戻すきっかけとなったといいます。

また、講演では、15歳から18歳の時期が最も社会感度が育つ年代であるという話もありました。若者が長野県での就職や定住を決断するためには、支援制度の拡充だけでは不十分で、郷土愛を醸成し、地域に対する愛着と誇りを育むことが不可欠です。

地域に根づく若者が増えることで長野県はさらに活力を取り戻し、持続可能な地域社会を築けると考えています。そのためには、Uターン就職の促進に加え、地域への愛着を深める教育や支援が重要です。特に、若者が地域に戻ることを地域貢献として位置づけ、彼ら自身が長野県の未来を担うという自覚と誇りを持てる環境づくりが求められています。

本日は、この視点を基に、Uターン就職を促進するための施策について、次に、県外から移住をされる方も含め、郷土愛を育む施策とその意義について、この二つのテーマについて質問させていただきます。

まず、若者のUターン就職を促進するための具体的な施策について伺います。

県外に進学した若者が再び長野県に戻って就職するためには、県としてどのような支援が可能であるのか、現状の取組と課題を明確にすることが必要です。若者が将来において長野県を選ぶための方策について、以下の視点から検討したいと思います。

1、大学生が長野県を就職先として選ぶ理由は何か。

長野県内の企業が学生にとって魅力的な就職先となるためには、働きやすい職場環境や充実したキャリアパスの整備が不可欠です。県外の大学に進学した学生がUターン就職を選ぶ理由には、故郷への愛着や家族との距離感の近さといった要素が挙げられますが、それだけでは十分ではありません。県内企業の成長性や魅力、さらには地域での生活環境の質が最終的な選択に大きな影響を及ぼします。

そこで、長野県として、学生がUターン就職を選ぶ際に決定的となる要因についてどのような調査や分析を行っているのでしょうか。これに関連する具体的なデータや調査結果があれば御提示ください。また、これらを踏まえて、現在の施策をどのように改善し、実効性を高めていくのかについてもお聞かせください。

2、Uターン就職のための支援策の拡充について。

長野県では、これまで、Uターン希望者に対して様々な支援策を実施してきました。しかし、社会環境の変化に応じて、より効果的な取組が求められると感じます。例えば、大学在学中から地元企業との接点を持つ機会を増やすための情報提供の強化や、インターンシップ制度のさらなる拡充、そして、オンラインを活用した就職活動支援の推進などが挙げられます。

また、近年、都市部での生活に疲れ、地元へのUターンを検討する30代の若者が増加しているとの報告があります。しかし、転職希望者にとって、地元の企業の情報はハローワークなどに限定されており、適切な企業選択が難しい現状です。

そこで、県としてUターン希望者に向けて提供している支援策の現状について伺うとともに、社会環境の変化や課題に応じて転職を希望する若者にどのようなアプローチを行い、Uターン就職の促進を図っていくのか。既存施策の効果を高めるための今後の展開についても伺います。加えて、オンラインインターンシップやリモート企業説明会など、デジタル技術を活用した取組についても現状と展望をお聞かせください。

3、Uターン就職が郷土愛と結びつく意味について。

Uターン就職を選ぶことは、単なる地元への帰還を超えて、地域社会への愛着や誇りを示す行動でもあります。しかしながら、実際には、故郷に帰りたいという動機以上に、地域での生活の質、子育ての環境などが重要な判断基準となります。若者がUターン就職を決断する際の心理的要因や動機について県としてどのように分析しているのか。また、こうした分析結果をどのように支援策に反映しているのか。具体例を含めて伺います。以上3点を田中産業労働部長に伺います。

次に、若者の郷土愛を育むための施策とその意義について伺います。

地域への愛着は、地元にとどまるべきだという押しつけではなく、若者自身が地域に貢献したいと感じる動機をつなげるべきものです。また、新たに県外から移住してくる方々が長野県で暮らし、活躍していくためにも、地域に愛着を持つことは重要と考えます。

そこで、伺います。

1、若者が長野県で暮らす価値をどう考えているのか。

現代の若者は、単に仕事の有無だけではなく、生活の質や自己実現の可能性を重視する傾向があります。県は移住の促進に力を入れていますが、県外の若い世代が長野県での暮らしに価値を見出すためには、豊かな自然環境や地域資源を活用した生活スタイルの魅力を効果的に発信することが重要です。

そこで、県外の若者や子育て世代が長野県での暮らしに魅力を感じられるような具体的な施策について、県がどのような取組を行っているのか、中村企画振興部長にお伺いします。

2、郷土を愛する心を育む教育について伺います。

郷土を愛する心を育む教育は、地域社会の一体感を高める一方で、若者に地元にとどまるべきだといった押しつけを感じさせない配慮が求められています。また、学校には、県外出身の教員や県内出身であっても生まれ育った地元の学校に勤務していない教員が一定数いることも、郷土を愛する心を育む教育を進めていく上では考えておかなければならない点だと思います。

そこで、学校現場での郷土を愛する心を育む教育について、学校にはどのような取組があるのか、お聞かせください。また、教員が勤務する地域に愛着を持つ上で大切にすべきことは何か、武田教育長の御見解を伺います。

3、県外者が長野県で郷土愛を育むための方法とは。

県外から来た移住者や教員が長野県に愛着を持ち、地域に根を下ろすためには、地域社会の受入れ態勢や支援体制の強化が必要です。そこで、県として、県外出身者や移住者が地域社会に溶け込むための支援策についてどのような取組を行っているのかを中村企画振興部長に伺います。

以上、本日は、二つの大きなテーマ、Uターン就職の推進と郷土愛の醸成についてお尋ねしました。

長野県が今後も持続可能な発展を遂げるためには、若者たちが長野県で暮らすことの価値を実感し、地域に根差して活躍できる環境の整備が欠かせません。そのためには、Uターン就職を支える施策と郷土愛を育む教育の充実が重要な鍵を握ると言えます。

若者が自らの意思で長野県を選び、ここでキャリアを築いていくことは、地域の活力を支え、未来の長野県を形づくる原動力となります。Uターン就職や地域貢献は、単なる地元回帰を意味するだけでなく、都市で培った新たな視点やスキルを地域に還元することで、地方の活性化を大きく後押しする可能性を秘めています。

また、郷土愛の醸成は、若者が地域に愛着を持ち、誇りを感じることを通じて、将来的に地域社会に貢献し続ける基盤となります。これは、単なる定住の推奨にとどまらず、過去に知事自身も長野県への移住を決められたように、若者一人一人が長野県での生活に価値を見だし、自らの人生を豊かにする選択肢としてこの地を選べるよう支援していくことが重要です。

そこで、最後に阿部知事にお伺いいたします。

今後も長野県が若者にとって魅力的であり続けるためには、行政、企業、教育現場、そしてその地域が一体となり、取り組むことが重要です。若者たちが地域で活躍し、未来の長野県を支えるリーダーへと成長していくために、知事として、都会に住む若者や再就職を希望する若者に向けて、長野県で暮らし、働くことの価値について力強いメッセージをいただくとともに、若者や子育て世代の未来を支えるために長野県としてどのような取組を進めていくのか、御見

解をお聞かせください。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君） 私には3点御質問をいただきました。

初めに、学生のUターン就職支援策についてでございます。

本県では、学生がUターン就職を決める要因につきまして、委託事業者を通じた県出身者を含む大学生の意識調査やUターン就職促進協定締結校に対するヒアリングなどを通じまして実態の把握に努めているところでございます。

また、地元就職をする理由をデータ上で見ますと、距離、時間、交通費を地元就職の課題とした割合が令和5年度では49%となるなど、毎年上位に挙げられており、また、近年では、都市部の企業と比較した際の福利厚生や雇用条件の差をネックとする学生が、令和5年度の2.8%から、本年度は10.6%に増加しているなど企業の職場環境を重視しておりまして、働きやすい職場の認定・認証制度の取得は当然として見られている傾向も把握しているところでございます。

こうした学生の動向を踏まえながら、今年度からは、県外学生が県内での就職活動に要する交通費の補助を開始し、また、奨学金返還支援制度導入企業サポート補助金につきまして、市町村との併給を可能にするなど、企業が利用しやすくなる仕組みに見直すとともに、職場いきいきアドバンスカンパニーの認証取得を通じた働きやすい職場環境づくりの推進などの施策を展開しているところでございます。

引き続き学生から選ばれる企業を増やすため、効果的な情報発信を通じてUターン就職希望者の意思決定をサポートするとともに、福利厚生の充実に向けて実効性を高める取組を進めてまいります。

次に、Uターン就職のための支援策と今後の展開についてでございます。

本県では、Uターン就職希望者向けに、移住ポータルサイト「楽園信州」等を通じた情報発信、長野労働局と連携し、銀座NAGANOにおいて移住相談と職業紹介を一体的に行うなど、企業とのマッチング機会の提供、UIJターン就業・創業移住支援金の支給等による移住コストの軽減、この大きく三つの施策を展開しているところでございます。

今年7月に東京で開催しました移住希望者向けの「信州で暮らす、働くフェア」では、昨年に引き続き、自治体の参加に加えて企業ブースも出展しましたところ、過去最高の来場者数731名を記録したところでございます。これは、暮らしの情報に加え、具体的な転職先の働く情報もセットで提供した対応が有効であったことから、今後、ハローワークを含め、多様な選択肢から就業先を見つけられるよう、Uターン就職希望者と企業とのマッチング機会の強化を検討しているところでございます。

また、デジタル技術を活用した取組につきましては、SNS等を通じた県内企業や就活イベント情報等の発信や、県内企業と学生とが出会えるインターンシップ・業界研究フェアや、県内若手社員で結成しましたシューカツNAGANO応援隊と学生との交流会をオンラインで開催するなど、主にUターン就職を希望する学生向けに実施しております。

今後は、職場いきいきアドバンスカンパニー認証取得企業など働きやすい企業の情報についてもSNS等を活用して効果的に発信し、Uターン就職希望者も含め、幅広くPRしてまいります。

最後に、若者がUターン就職を決める際の動機と支援策についてでございます。

本県の人口動態は、10代後半から20代前半にかけて転出が大幅に超過している一方で、30代は県外からの転入が超過しており、併せてゼロ歳から9歳も転入超過となっていることから、子育て世帯が多く移住しているものと考えております。

実際に県内に移住した方からは、子育ての環境、家族との時間、趣味の充実をかなえるため、出身地である長野県へUターン移住を決めた。また子供を伸び伸び育てたいという思いから、配偶者の出身地であります長野県への移住を決断したという声も寄せられておりまして、若者が県内に移住するに当たっては、育児・生活環境を重視しているものと考えております。また、各種調査結果では、地方への移住を決める際に、「希望する就労の場があること」の優先順位が高い傾向でございます。

こうした分析等を基に、3大都市圏からの移住者に対してUIJターン就業・創業移住支援金を支給し、引っ越し費用など初期のコストを軽減しているほか、子育ての時期が移住を考える大きなきっかけとなるため、18歳未満の子供1人当たり最大100万円を移住支援金に加算し、さらには、マッチングサイトを運営し、移住支援金の支給対象となる求人の掲載などを通じまして若者のUターン就職を支援する施策を展開しているところでございます。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には、県外の若者が長野県の暮らしに魅力を感じられるような施策について、移住者等に対する溶け込み支援についての2点について御質問をいただきました。

まず、県外の若者が長野県での暮らしに魅力を感じられるような施策についてでございますが、県では市町村等と連携した田舎暮らし「楽園信州」推進協議会において、若者・子育て世帯をメインターゲットに定め、本県の強みである豊かな自然、ゆとりある生活や特色ある教育環境などの魅力を最大限伝え、多くの方に信州暮らしを選んでいただけるよう取組を進めております。

具体的には、移住総合ウェブメディア「S u u H a a」を通じた婚活、教育等、若者や子育て家庭に訴求するリアルな信州暮らしに関する情報発信、また、信州やまほいく、農ある暮らし、温泉、サウナ等、信州ならではの暮らしの魅力が伝わる移住セミナーの開催、また、空き家のD I Yを通じて首都圏の若者等と地域住民が交流し、地域への愛着を育むことでつながり人口の創出を図るイベントの開催など、様々な取組を行っております。

また、先ほど産業労働部長からも答弁がありました大きなセミナーである「信州で暮らす、働くフェア」の折には保育士による預かりのサービスを行うなど、長野県は子育て世代にも優しいと思っていただけるような工夫も行っているところでございます。引き続き市町村等と連携しながら、様々な関わりしるにより、本県の暮らしに魅力を感じ、関わっていただける若者等を増やす取組を行ってまいります。

次に、移住者に対する溶け込み支援でございます。

長野県では、移住者等が地域にスムーズに溶け込めるよう様々な支援を行っております。例えば、県内に既に移住された方を信州暮らしパートナーとして委嘱し、移住者等の幅広い相談に対応する。移住者を積極的に受け入れ、地域一体となって溶け込み支援を行っている地区を長野県移住モデル地区に認定する。また、移住者のネットワーク構築のための移住者交流会を開催するなど、市町村や民間団体等と連携し、取組を行っております。

昨年度、信州暮らしパートナーには、移住者等から暮らしや子育て等に関する相談が計384件寄せられ、県内各地域のパートナー21名が同じ移住者目線で相談に対応いたしました。また、県下4地域で開催した移住者交流会には計56名の方が御参加され、参加者からは、先輩移住者に生活のコツを聞いた。悩みが共有でき気持ちが楽になったなどの声が聞かれたところでございます。

このたび策定した信州未来共創戦略（仮称）案においても、「信州の強みを活かした移住・関係人口の増加」として、従前の取組の強化に加えて、市町村と地元が行う地域の教科書づくりの促進などにより、相互理解と交流が生まれる地域づくりに一丸となって取り組んでいくことを記載しておりまして、引き続き移住者等が地域に溶け込めるよう支援を行ってまいります。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）郷土を愛する心を育む教育についてのお尋ねでございます。

本県では、地域の人、物、事を教材としたり、地域の産業、歴史文化、自然を生かしたりする学習等、地域について体験的に学ぶ教育を大切にきてきており、郷土を愛する心を育てていると考えております。

子供たちは、地域の人々と直接関わる中で、問いを持って探究的に学んでおり、例えば、高校では、生産者と対話しながら地域の特産物を使った商品を共同開発するなどの取組が行われ

ております。また、産学官が連携したイベントが県内各地で開催されるようになってきており、参加した小中高生にとっては、地元の産業について知り、そこで働く人たちの姿や思いに触れるよい機会となっております。

このように、地域を知ることとともに、地域で活躍する人の生きざまに触れる体験を通して、地域に対する誇りと愛情が生まれ、郷土で活躍しようとする意欲を育むことになっていると考えております。

また、教員自身が勤務する地域に愛着を持つ上で大切なことは、学校を地域に開き、教員が地域の人々と共に子供の学びを支え、教員が子供と一緒に地域に出て地域を知る学びを充実させることであり、このような教員自身の体験が、教員が勤務する地域への愛情を深めることにつながっていると考えているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には、都会に住む若者や再就職を希望する若者に向けて、長野県で暮らし、働くことの価値についてのメッセージ。それから、若者の未来を支えるために長野県としてどう取組を進めていくのかという観点で2点御質問をいただきました。

まず、メッセージでありますけれども、ちょっと考えてみましたので、読み上げさせていただきますと思います。

都会の若者、再就職を希望する若者へのメッセージ。

都会で活躍する若い皆さんへ。

長野県は、あなたの情熱を生かし、希望を実現できる場所です。

長野県には、世界をフィールドに活躍する多くの企業が拠点を持ち、最先端の技術やアイデアを生み出しています。また、食料の生産基地、日本を代表する観光県として、農産物や食料品の海外への輸出や、世界中から多くの観光客の受入れも近年一層拡大し、世界と直接つながっています。

さらに、医療・福祉、教育や公共交通、農業や林業など多くの職場が新しい力を求めており、自分の仕事が誰かの暮らしを直接支えている、そうした確かな実感を得ることができるでしょう。

加えて、長野県には都会で失われてしまった豊かな自然と温かなコミュニティがあります。世界に誇れる美しい山々や清流、温泉に囲まれた生活は、あなたの心身の健康を支え、クリエイティブな発想を生み出す原動力となるでしょう。リモートワークやスタートアップを支援する環境も整っており、自らの価値観に合った新しい働き方、暮らし方を実践することもできます。

子供をお持ちの方には、信州やまほいくなどを通じて、豊かな環境の中で子供たちを伸び伸びと育てることができます。

多様な価値観を受け入れてくれる地域コミュニティでは、人々が互いに支え合って暮らしています。多くの人たちとのつながりは、必ずやあなたの暮らしの安心と心の豊かさを高めてくれることでしょう。

世界とつながる。地域を支える。自分らしく生きる。この全てを実現できる長野県で未来と一緒に作りませんか。あなたの長野県での挑戦を心よりお待ちしておりますという形で考えてみました。

るる御質問をいただいたわけでありますけれども、やはり長野県の価値、そして若者の心に届くメッセージを、これからも私どもはしっかり考えて発信していかなければいけないというふうに改めて感じております。

そういう中で、若者の未来を支えるためにどういう取組を進めていくのかという御質問であります。

各部長からこれまでの取組について様々御説明させていただいたところでありますが、まさにこの人口減少下の中で若者から選ばれる県にしていくということは、これまで以上に重要なテーマだというふうに考えています。

そうした観点から、市町村や産業界の皆さんとも一緒になっていろいろな取組を進めていくことが重要だと思います。

例えば、ユースセンターの設置、若者の所得の向上、さらには審議会等の委員に若者を登用することによって若者が行政や社会の活動にもっともっと参加していただけるような環境もつくっていききたいというふうに思っています。

これまで、人口戦略を検討する中でも、若者と随分対話をさせていただきましたが、自分が何かをしてもなかなか世の中は変わらないのではないかという雰囲気はまだ残っているというふうに思います。自分たちが行動すれば、あるいは自分たちが発言すれば社会が変わると、そうした体験、経験を多くの若者たちに持ってもらえるようにしていきたいというふうに考えております。

これからの長野県のさらなる発展のためには、若者を引きつける魅力ある県となることが大変重要だというふうに考えております。そういう観点では、垣内議員からもるる御指摘がありましたように、若者の皆様方の声の反映、そして若者の皆さんの意識の分析を通じて、これから一層若者政策の充実を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

〔8 番垣内将邦君登壇〕

○8番（垣内将邦君）それぞれ答弁をいただきました。郷土愛は、私は政治家にとって一番大事なものだと思っております。県内、県外にいる若者、または子育て世代が、長野県で暮らすことにさらに安心して、また快適に暮らせるよう、取組をお願いいたします。

子供たちの教育の中で、特に15歳から18歳の最も社会感度が育つ時期に郷土愛を醸成し、地域に対する愛着と誇りを育めるようさらなる取組をお願いいたします。

先ほども述べましたが、都道府県議会議員研究交流大会において断言していたことは、企業も地域も若者に選ばれなければ未来はないということであります。

阿部知事から若者に対するメッセージをいただき、ありがとうございました。その思いのある阿部知事であれば、しあわせ信州創造プラン3.0の次世代創造プロジェクトの1番に掲げている「女性・若者から選ばれる県づくり」をしっかりと着実に進めていくと信じております。

また、隠岐島前高校が成功した大きな要因は、行政、企業、教育現場、そして地域住民が同じ危機感を持ち、一緒に考え、同じ方向を向き、失敗を恐れず突き進んだことだと思います。

その研究交流大会の際、隠岐島前高校の卒業生の言葉で一番印象に残ったのは、各県が魅力を最大限出さなければ諸外国に対して日本の魅力が伝わらないとの言葉です。行政、企業、教育現場、そして地域住民が一体となり、長野県の魅力を最大限発揮できるよう、県民の皆様全てにさらなる御協力をお願い申し上げまして、私からの一切の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、向山賢悟議員。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）伊那市区選出、自由民主党県議団の向山賢悟でございます。それでは、通告に従い、長野県農業を牽引する中核的経営体支援について5点、長野県経済を牽引する中堅・中核企業支援について3点、一括にて質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まずは、長野県農業を牽引する中核的経営体支援についてであります。

本県では、人口減少・少子高齢化が進む中、若者の県外流出に歯止めがかからず、結果として地域の労働力や経済基盤が縮小し、地域社会の持続性が危ぶまれるなど、地方創生が喫緊の課題であることは周知の事実でございます。特に、農業分野においては、豊かな自然環境や消費地へのアクセスといった地域の特性を生かしつつ、農業従事者の高齢化や担い手不足への対策が大きな課題となっております。

私の地元である伊那・上伊那地域では、河岸段丘など恵まれた立地条件を生かして、花卉や野菜といった園芸品目や生乳生産が盛んに行われております。一方、持続可能な農業を実現するためには、中核的経営体の規模拡大や集落営農組織の強化、さらには目に見える生産性向上

につながるスマート農業の導入を推進し、稼げる農業への基盤強化を図ることが強く求められております。

そこで、今回の質問においては、農業経営基盤強化促進法の一部改正により地域計画の策定が進められる中、これからの地域農業の中心的担い手として位置づけられている中核的経営体への支援について伺ってまいりたいと思います。

現在の長野県農業における中核的経営体を取り巻く環境は、65歳以上の農業従事者が全体の73.5%を占め、担い手不足が進むなど、農業の存続に大きな影響を与えている状況でございます。特に、中山間地域が多い本県においては、1経営体当たりの経営耕地面積が1.5ヘクタールと小規模であるため、少人数での効率的な経営が求められているわけであります。

これに対し、中核的経営体が規模を拡大し、経営の効率化と安定化を図ることが農業の持続的発展につながるわけであります。

また、第4期長野県食と農業農村振興計画の本年度の農政部の主要施策においても、「皆が憧れる経営体の育成と人材の確保」が掲げられており、中核的経営体の規模拡大に向け、本年度、経営体の数1万370、農地の集積率49%に対して、令和9年度には、経営体の数1万700、農地の集積率54%と数値目標も立てられております。そうした状況の中、農業の担い手や経営形態が多様化し、集落での話し合いを通じて地域計画を基に農地利用の最適化を進めることが求められているわけであります。

認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織の確保と育成に加え、経営管理能力や経営基盤の強化を支援し、安定した雇用確保とともに、家計と経営の分離や財務管理の強化、外部からの資金調達力、対外的な信用力を高めることで企業的な経営を実践できる中核的経営体の育成につながると考えます。また、新規就農者や担い手育成には、小規模で分散した農地の集約が困難で、農地確保や賃貸借の手続が複雑であり、農業技術だけではなく、経営スキルや財務知識の習得機会が不足しており、収益基盤の脆弱さから収入が安定しにくいことも課題として挙げられているわけであります。

そうした中、地元では、上伊那地区新規就農促進連絡会議が中心となり、JA上伊那や上伊那農業農村支援センターなどと連携した就農相談や、本気で農業に取り組みたい人向けに農業インターン制度の提供、さらには、JA上伊那主催の担い手経営体・新規就農者合同セミナーなど多角的な支援を展開しているわけであります。

次に、中核的経営体の規模拡大には、農産物の販路拡大とともに、高付加価値化が必要不可欠でございます。

本県では、レタスやブドウなどの生産が盛んで、関東・中京圏にも近い立地という利点もありますけれども、これに加え、付加価値の高い作物の栽培やブランド化が進めば、市場での競

争力が強化され、収益が向上するわけであります。大規模な中核的経営体であれば、品質管理や市場ニーズに応じた生産体制も整えやすく、高付加価値農産物の提供を可能とするわけであります。さらに、DXの導入も規模拡大を後押しする要因となります。

農業におけるデジタル技術の活用が進む中、規模の大きい経営体であれば、スマート農業の導入や効率的なデータ管理が可能となるわけであります。例えば、IoT技術を利用した温度・湿度管理や、収穫時期の最適化を通じて生産性を向上することが期待されます。中核的経営体の強化や規模が拡大することで、こうした先進的な技術を導入し、収益を確保できる体制づくりが進むと考えます。

伊那市においても、スマート農業技術を駆使した先進的水田複合経営の実証プロジェクトが行われ、自動運転トラクターの導入では作業時間が50%削減された。自動水管理では、栽培期間中の水管理時間が83%も削減されるなど、成果が上げられている上、しっかりと明確な売上目標も立て、取組を進めているわけであります。

以上のように、長野県農業における中核的経営体の強化、規模拡大は、労働力不足、効率化の必要性、法人化による経営基盤の強化、高付加価値化の追求、そしてデジタル技術の導入など、様々な要因によって支えられております。規模拡大によって安定した収益基盤を確保し、農業を持続可能な産業として発展させることが、長野県の地域経済全体にとっても重要な意義を持ち、冒頭で申し上げました地方創生に寄与するものと考えられるわけであります。

そこで、1点目として、本県では、中核的経営体を農業の主要な担い手として位置づけ、認定農業者、集落営農組織、新規就農者などを中心に、農業構造の転換と効率化、競争力の強化を図ることを推進していますが、県内における中核的経営体の現状と課題、そして、地域計画の策定支援を進める中で、中核的経営体の位置づけなどを県としてどのように考えているのか、お伺いいたします。

2点目として、中核的経営体の強化や規模拡大に向け、県では経営支援と農地集積を進めていますが、これまで支援を行ってきた経営体の経営改善状況及び成果についてお伺いいたします。

3点目として、新規就農者や担い手確保及び育成を目的として設けられた就農支援ポータルサイト「デジタル農活信州」は、体験イベント情報や研修制度、助成金や生活支援等の情報が掲載されており、県外の就農希望者が長野県で農業を始める際に非常に参考になるという声を聞いたことがございます。当サイトの運営状況と具体的な成功事例、課題、今後の計画についてお伺いいたします。

4点目として、高付加価値化と販路拡大も中核的経営体の強化、規模拡大につながる取組がありますが、現在、県では、商品開発支援やブランド化、マーケティング、情報発信の強化が

進められている中、流通事業者との連携強化による新規市場開拓、県産農畜産物の輸出拡大に向け、上伊那地域で盛んであります花卉が重点品目として位置づけられております。高付加価値化への取組と併せて、海外への販路拡大の取組状況、今後の展開についても伺いいたします。

5点目として、スマート農業について、生産性向上や人手不足対策、データ管理など、収量や品質管理などの重要な役割を果たすことの理解は進んでおりますけれども、やはりデジタル技術の導入コスト負担、オペレーション技術の習得が課題とされております。さらなる普及には、経営体の導入支援、技術研修の充実が求められておりますが、県としての支援、取組状況、今後の展望について伺いいたします。

続いて、長野県経済を牽引する中堅・中核企業支援についてであります。

改正産業競争力強化法が本年5月に成立し、9月に施行されました。アフターコロナ時代において、回復基調である日本経済ではありますが、人手不足をはじめとする労働生産性の課題や賃金格差などが顕在化してきております。

これらの課題に対応するため、産業構造改革を目的とした中堅企業やスタートアップへの支援強化が本格化する動きが見られております。国としても、本年を中堅企業元年と位置づけ、ポテンシャルを秘めた成長意欲を持つこれらの企業に対して大型設備投資やM&Aなどによる事業拡大を税制面でサポートし、雇用増、賃上げといった地域経済の牽引役としての期待感が高まっています。

そこで、県内経済においては、中堅企業に該当する企業は、マスコミ各社、また各種シンクタンク等の調査で若干の差異はあるものの、約100社程度あると推定されております。また、県内経済にもたらす影響について、製造業が主要産業であることから、中堅企業の該当率が0.33%であるものの、売上高は約2兆3,500億円、市場占有率は14.55%と、他県と比べても長野県の中堅企業が県内企業を牽引していることが顕著であります。

そうした状況の中、県内の中堅企業を取り巻く環境について、中堅企業数は、ここ数年、長引いたコロナ禍の影響もあり、業績不振による企業規模の縮小、また、資本金を減らす減資、税制優遇のある中小企業となることへの経営判断、県外への本社移転、全国的に見れば中堅企業から大企業へ成長したケースも100社以上あるなど、一概に企業数の増減で一喜一憂することはないのかもしれませんが、動向には注視する必要があるわけであります。

また、本県では、東京をはじめとする都市部への若者、女性の流出に歯止めがかからない状況であります。長野県経済を牽引する中堅企業や中小企業の支援を強化し、県内企業への就職、定着を促進することも重要であると考えます。具体的には、新規事業開発、省力化などの取組を通じて生産性を高め、都市部と遜色のない給与水準への賃上げや働き方改革を積極的に進め

る企業を増やすための支援が必要であると考えます。

また、経済産業省が進める地域未来牽引企業に選定されております地元企業の経営者からは、例えば、人手不足の問題について、業界自体の不人気、また条件に見合う人材からの応募がないのだと、こういった苦悩を口にする一方で、賃上げや働きやすい環境をしっかりと整えることができれば、新卒、中途をはじめ人手不足解消に必ずつながるのだ。こういった経験談を耳にすることもございます。

加えて、地域未来法に基づく地域経済牽引事業計画の承認件数は、長野県では本年3月時点で244件、地域未来投資促進税制の特例確認件数が200件と、どちらも長野県が全国2位と、長野県として積極的に取り組んでいることは大いに期待するところでございます。

以上、長野県を代表する中核企業として、県内経済を支えるポテンシャルを秘め、成長意欲を持つ中堅企業には、新規事業の創出、雇用の安定、生産性の向上など大きな貢献が期待されるわけであります。今後、投資や雇用に対する支援について国と県がしっかりと連携を図ることで、中堅企業や、スタートアップ企業の多数を占める中小企業を牽引し、県内経済の活性化を進め、産業構造改革につながることが期待されます。

そこで、田中産業労働部長に3点お伺いいたします。

1点目として、県内経済において重要な役割を担う中堅・中核企業が地域の雇用維持や産業活性化にどのような影響を与えていると分析されているのか。また、これからの成長ポテンシャルを見据え、長野県産業振興機構による支援と併せ、今後拡充すべき施策や新たに注力すべき施策についてお考えをお伺いいたします。

2点目として、改正産業競争力強化法において、資金調達や税制支援を含む多面的な支援を受けることができる中堅企業とともに、地域経済の重要な担い手として地域経済の成長と活性化を牽引する中核的な役割を果たす企業を認定する地域未来牽引企業制度について、県として積極的に活用していると認識しておりますが、現状の取組と成果、今後の展開についてもお伺いいたします。

3点目として、リニア中央新幹線開業に伴い、地元では中堅企業への期待感が高まっております。企業誘致の面でも、リニア沿線の立地支援や産業集積エリアの整備が重要視されております。首都圏、中京圏、関西圏からのアクセス向上により広域ビジネス展開が可能となることを見据え、リニアアクセスを生かしたオープンイノベーションの形成や広域ビジネス促進などの誘致施策について県の見解をお伺いいたします。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には5点御質問をいただきました。

まず、中核的経営体の現状と課題についてのお尋ねでございます。

市町村が経営状況などに応じて認定した農業者などの中核的経営体は、県内農地の約4割を担い、農産物産出額の約8割を占める重要な担い手でございます。また、農業者が減少していく中、農地を将来にわたり適正に利用、管理していくには、中核的経営体への効果的な農地集積が必要であり、各市町村で策定が進められている地域計画においても重要な視点となっております。

一方で、中核的経営体が担う農地を拡大し、経営を発展させるためには、作業の効率化や経営基盤の強化、従業員の確保等が課題と認識しております。このため、スマート農業技術の導入支援による生産性の向上や、就農希望者とのマッチングによる人材確保、家族経営体の法人化や経営力の向上への支援などを複合的に展開し、中核的経営体の強化を図ってまいります。

次に、中核的経営体の改善事例についてのお尋ねです。

法人化に関しては、中小企業診断士等の専門家を派遣して経営診断を行うとともに、法人化に当たっての課題分析や必要な手続の助言などをしたことにより、昨年度は新たに三つの法人の設立に至りました。また、経営改善に関しては、雇用に係る相談が増えており、昨年度は社会保険労務士を延べ14回派遣し、就業規則や福利厚生など雇用就労条件の整備を支援した結果、常雇用者の確保や経営の安定化などの成果が得られたところでございます。

今後、中核的経営体の強化に向け、経営に係る助言や設備投資に対する支援等を組み合わせ、総合的に支援してまいります。

次に、デジタル農活信州についてのお尋ねです。

昨年、県で就農相談を受けた方の4割弱がデジタル農活信州を経由しているほか、サイトの情報から農業体験や新規就農者里親研修など、就農に向けステップアップする事例も多く、県内就農に向けたツールとして活用いただいているところでございます。サイトのさらなる充実を図るため、利用された方の御意見を聴取しているところであり、より具体的な支援情報の追加や、掲載している情報へのアクセス性の向上など、バージョンアップを進めることとしております。

今年度は、新たに親元就農者確保のための動画の配信や就農支援情報の追加などに取り組んでおり、今後もより多くの方に有効に活用いただけるよう、ニーズに合わせて改良を重ねてまいります。

次に、花卉の海外への販路拡大の現状と今後の展開についてのお尋ねです。

本県の花卉は、ラナンキュラス、シャクヤク、トルコギキョウなどを中心に、主にアメリカのほか、台湾などのアジア圏に向け輸出しており、令和5年産の輸出額は10年前の約5倍の3,890万円となっております。

現在、県では、令和9年度の花卉輸出額1億円を目標に、アジア圏のバイヤーと生産者との

マッチングに加え、生産者や輸出事業者と連携した国際的な園芸博覧会への出展など、戦略的に取組を展開しているところであり、西アジアにおいて新たな取組が開始されるなど、徐々にその成果が表れてきております。極めて大輪などのオリジナル性や日持ちのよさが本県産花卉の強みであり、これにさらに磨きをかけ、付加価値を高めていくとともに、今後も、バイヤーの招聘や令和9年に横浜で開催される国際園芸博覧会への出展など、精力的に販路開拓に取り組んでまいります。

最後に、スマート農業のさらなる普及に向けた県の支援、展望についてのお尋ねです。

県では、先端技術の普及を総括する専任担当を配置するとともに、農業農村支援センターにスマート農業を担当する普及指導員を設置し、現地での実証や研修等を通じて普及を図っているところでございます。また、スマート農業機械・システムの導入に対する補助事業の積極的な活用の支援、オペレーションスキルの向上を図る研修や専任アドバイザーを派遣して実地指導をするなど、多面的な支援を展開しているところでございます。

本年10月、スマート農業技術の開発普及を促進するための法律が施行され、国においても積極的な支援策が講じられていくことから、この機会を最大限生かし、農業者に対してきめ細かな支援を行ってまいりたいと考えております。

今後とも、農業のスマート化が当たり前となっている一步先の姿を見据え、導入支援や導入技術に適応した基盤整備、また、スマート農業技術を活用した作業の請負や機器のレンタル等を行うサービス事業体の育成など、ソフト、ハードの両面からの取組で実装を加速化してまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には3点御質問をいただきました。

初めに、中堅・中核企業が地域経済に与える影響と今後の施策についてでございます。

経済産業省の調査によりますと、中堅企業は大企業を超える国内設備投資や給与総額の伸びがありまして、例えば、設備投資の過去10年間の伸びを見ますと、大企業がプラス7.3%の伸びであるところ、中堅企業はプラス37.5%の伸びとなっております、やはり国内経済にも大きく貢献しております。

同様に、この中堅企業は、県内でも地域内の取引を牽引し、賃上げや雇用にも貢献する地域経済の重要な存在であると考えております。

具体的な事例といたしましては、上伊那地域では、中堅企業の下に地域の製造業7社が集まり、単独では対応困難な技術課題や生産性向上を連携して対応したり、あるいは中堅企業の社員が講師となって品質工学などの研修講座を開催するなど、中堅企業が地域企業の経営力向上

に大きな役割を果たしておられます。

また、長野県産業振興機構では、中堅・中核企業に対しまして、産学官連携による高度な技術開発プロジェクトの構築をはじめ、国内外で開催される展示会への出展支援や商談会の開催による販路拡大などを実施しまして、さらなる成長を後押ししているところでございます。

こうした取組と併せて、今後は、先ほどの上伊那の事例のような中堅企業等が核となって複数の企業と連携して行う生産性向上の取組を拡充支援していくほか、経営資源の集約やスタートアップとのオープンイノベーションなどによる事業拡大、多角化を支援し、中堅企業への成長を促進する施策にも新たに注力してまいります。

次に、地域未来牽引企業制度についてのお尋ねでございます。

地域未来牽引企業制度は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、経済的効果を及ぼす事業活動が全国で幅広く実施されるよう、担い手候補となる地域の中核企業を国が選定するものでございます。現在、全国で4,743社が選定されておりますが、県内では、これまで、全国7位の132社が選定されておまして、ロゴマークの付与による企業のブランド価値向上など補助事業等における優遇措置が設けられているところでございます。

また、本県の地域未来牽引企業が行います半導体製造装置向け精密板金部品の安定供給化や、次世代交通分野に関連した電子部品事業の開発、製造などにより付加価値創出額が増加するなど、県内経済においても大きな成果が生まれているところでございます。

今後、県内の中堅企業と相まって、この地域未来牽引企業が地域経済の中核企業として活躍できるよう、地域未来投資促進法に基づく事業計画の策定や税制優遇等に向けた相談等の支援を行い、地域産業の高付加価値化につなげてまいります。

最後に、リニア沿線における企業誘致についてでございます。

リニア沿線における立地支援や産業集積エリアの整備につきましては、県としても大変重要であると認識しております。リニア中央新幹線の開業により交通アクセスの面で恩恵を受ける地域は、製造業はもとより、高度人材やクリエイティブ人材の集積が見込まれる本社機能、研究機関、IT企業など様々な分野の企業進出の可能性があると考えております。そのため、リニア中央新幹線開業を見据え、今の段階から、大都市との連携や県内外のスタートアップを招いたオープンイノベーションの促進、地域課題を持つ市町村とソリューションを持つ企業とのマッチング支援など、地域のさらなる魅力向上に向けた取組を推進しているところでございます。

このリニア開業は、広域的な地域経済社会の発展にとって大変大きな好機でございます。今後は、オープンイノベーションに加え、BCP視点からの本社機能や研究機関の誘致、ウェルビーイング向上のためのサテライトオフィスの誘致、また、副業・兼業により専門人材の

呼び込みなど、時代の潮流を捉えた新しいアプローチで企業誘致策を展開してまいります。

以上でございます。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君） ただいま小林農政部長、田中産業労働部長からそれぞれ御答弁をいただきました。

長野県農業を牽引する中核的経営体支援については、農政部としての具体的な取組の進捗、課題等に加えて、今後の見通しについてもお聞きすることができました。引き続き中核的経営体の強化、規模拡大に向け、積極的な取組を期待するところでありますけれども、その一方で、長野県農業を支えてきた、支えているのは、やはり小規模農家の皆さんであるわけであります。地域の話合いを通じて人と農地の見える化を進め、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化を県としても推進してもらいたいと願うとともに、新規就農者について、上伊那地域では、リンゴ等果樹農家をはじめ、若い世代、女性の農業従事者も増えてきていると、こういった明るい兆しも見えてきているわけであります。

いずれにしても、長野県農業を牽引する中核的経営体の強化、規模拡大に向けた支援に加えて、長野県農業を支える小規模農家の皆さんに対する支援もお願いしたいと思います。

また、長野県経済を牽引する中堅・中核企業支援についても、上伊那の事例も含めて、県内経済の活性化を進めるべく、取組をぜひとも加速していただきたいと思う一方で、やはり中小企業・小規模事業者を取り巻く環境が厳しさを増していることも御理解を深めていただきたいと思います。

例えば、少し矛盾した話になるかもしれませんが、積極的な中堅企業支援、特に、企業誘致を促進することによって、地元企業の皆さんからは、さらに人手不足が進むと、賃金格差をはじめ大きな逆風となると、こういった声があるのも事実でございます。これだけ人手不足の状況を踏まえると、取り合いになるのはある意味致し方ない部分があるのかもしれませんが、それでも、やはり先ほどの小規模農家の皆さんではありませんが、長野県経済を支えてきた、支えているのは、中小企業・小規模事業者の皆さんであるわけでありますので、バランスといたしますか、調和の取れた支援策をお願いして、今回の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時29分休憩

午後1時開議

○副議長（続木幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

清水純子議員。

〔39番清水純子君登壇〕

○39番（清水純子君）公明党長野県議団、清水純子でございます。それでは質問させていただきます。

医師偏在指標数が県内でも最も低い上小医療圏への課題解決に向けた県の支援についてお聞きいたします。

令和6年の全国医師偏在指標は255.6、長野県は219.9です。県内で最も低い上小医療圏では155.2と、医師不足による現場の負担感が大変喫緊な課題になっております。

上小医療圏では、医師の偏在が依然続く中で、医師の高齢化及び医師の働き方改革が加わり、夜間・休日に患者を受け入れる病院群輪番制において、当番病院が決まらず、空白日が生じるなど、上小医療圏での医療体制の維持が大変厳しい状況にあります。

これまで、当医療圏の救急医療体制の在り方について、上小圏域救急医療体制検討会において課題を共有し、できる対策は進め、そして、効果も現れつつあります。本年5月には、満床によって救急搬送患者を受けられない状態を解消するため、急性期医療を担う信州上田医療センターと依田窪病院の間で急性期医療後の転院受入れを行う診療連携協定を締結しました。これによって、信州上田医療センターのいわゆる救急止めの解消の効果はいかがでしょうか。

また、さらなる効果を広げるためには、下り搬送受入れ病院との協定を広げることが有効と思われますが、いかがでしょうか。

加えて、長野県医学生修学資金貸与医師が当医療圏の公的病院へ9名派遣されております。依田窪病院では、輪番病院体制での空白日を中心に、信州上田医療センターが初期救急等の対応をする際修学医師を派遣し、救急外来受入れ態勢を守り、輪番病院体制を維持する体制を導入いたしました。

地域病院から中核病院へ医師等を派遣して救急外来に対応する新たな取組は、当医療圏の救急医療体制の維持に大変大きく寄与し、長野県医学生修学資金貸与医師の派遣により、医師不足病院のみならず、当医療圏の医師偏在の解消に向けた上田地域独自の取組になっております。

今後もこの取組を継続していくためには、修学医師の派遣数の確保は必須であります。引き続き上小医療圏への長野県医学生修学資金貸与事業における安定的な医師の派遣を強く求めますが、県の御所見を伺います。

さらには、医師不足や地域偏在の根本的な解消に向けて、医師不足地域で医師が研修及び勤務を選択しやすい仕組みが必要と考えますが、県の御見解を伺います。

現在でも既に課題となっている医師の高齢化。その先は、地域で担ってきた身近な医療の役

割の存続の問題にもつながってくると思っております。今後の医師偏在解消に向けた新たな観点として、医業承継の支援、仕組みづくりが必要と考えますが、御見解を伺います。

下り搬送に関する協定と中核病院へ医師等を派遣して救急医療体制を維持しようとするこれらの取組は、当医療圏での医師不足の状況の中で、救急医療体制の課題解決に向けた上田スタイルとして大変有効なものと考えます。この上田スタイルの仕組みづくりに対して、ぜひ県として積極的な財政支援を検討いただきたいと思いますと思いますが、御所見を伺います。

現在、救急搬送における軽症者の割合は4割を占め、受入れ病院の負担となっていることから、長野県救急安心センター#7119を開設して、救急車利用の適正化及び医療機関等の負担軽減に努めていただいておりますが、まずこの実績を伺います。また、県民へのさらなる周知によって設置目的の効果を上げることが必要と思いますが、御所見を伺います。

4割を占める救急搬送の軽症者への対応として、オンライン診療の導入も効果的だと思います。救急車利用の適正化、医療機関等への負担軽減、そして、コロナ期間で経験した未知の感染症対策時も想定した非常時の対応として、オンライン診療の活用を、受診者となる県民が安心して活用できる診療体制の構築を、今、しっかり進めておくことが必要であると思いますが、県内のオンライン診療の実施状況と今後の進め方についてお聞きいたします。以上、ここまで健康福祉部長にお聞きいたします。

昨年の11月議会の一般質問において、私は上田養護学校の学びの環境整備について質問をさせていただきました。

再度言わせていただきますと、上田養護学校は、昭和54年の開校。校舎築年数は46年。開校時に想定した学校規模は120人。そして、現在は247人となっております。校舎の老朽化及び児童生徒数の増加による教室・施設不足のほか、スクールバスの乗降場所の確保も問題となっております。

加えて、上田養護学校は、千曲川の浸水想定区域内に立地しております。頻発化、激甚化する災害対応からも、災害時に自らの行動を判断することが困難な障がいを持つ児童生徒の安全確保に課題を抱えております。

このため、私は、さきの一般質問で、早期の移転改築を求めました。それに対して、教育長からは、教室不足などの狭隘化や施設の老朽化に加えて、校地の環境の安全性の観点からも施設の移転を含めて対応が必要と認識しており、できるだけ早急に検討に着手していくとの答弁がありました。その後、どのような検討がされてきたのかを伺います。

災害時の千曲川浸水想定区域内の安全面については、保護者のみならず、地域の方々からも、その後もずっと不安の声が届いております。なるべく早い時期に関係者の皆さんとの課題共有や今後の在り方の確認も含めた検討会の設置が必要と考えます。以上2点、教育長の答弁を求

めます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には上小医療圏における救急医療体制の充実に関して6点お尋ねがございました。

初めに、上小医療圏における診療連携協定の効果についてでございます。

上小医療圏における救急医療提供体制の課題といたしましては、どの病院も輪番に対応できない日が増えており、後方支援を行っている信州上田医療センターに大きな負担がかかっていることに加え、急性期経過後の患者の転院がスムーズに行えず満床となり、救急車を受け入れられない時間帯が生じていることなどが挙げられます。

こうした課題に対応するため、信州上田医療センターと依田窪病院との間で診療連携協定が締結されました。これにより、信州上田医療センターのいわゆる救急止めの状況は、令和5年度は月平均76時間でしたが、協定締結後の6月から10月までの5か月間の平均では28時間に減少したと聞いております。こうした協定をさらに広げることは、医療機関間の役割分担と連携を図っていく上で重要と認識しており、県としても引き続き助言等を行いながら地域の議論を促進してまいります。

次に、修学資金貸与医師の安定的な派遣についてでございます。

県では、上小医療圏を含む医師少数区域等に対して、修学資金貸与医師や自治医科大学卒業医師の優先的な配置に取り組んでおります。

医師配置においては、医師数に限りがあるため、医療機関や地域の要望、各圏域の医療提供体制を踏まえ、全県バランスや医師個人の事情に配慮しつつ、診療科ごとに調整しているところです。今後も、各地域の状況を考慮した配置を行い、上小医療圏を含めた医師少数区域の医師不足改善に努めてまいります。

そして、医師不足地域で研修や勤務を選択しやすい仕組みについては、県では、医師不足地域での研修や勤務を促進するため、医学生を対象とした臨床研修病院合同説明会の実施、修学資金貸与医師のキャリア形成プログラムに基づく配置等に取り組んでおります。

しかしながら、医師自らが医師不足の地域での勤務等を選択しやすい仕組みづくりについては、県の取組に加え、国が主体となった包括的な対策が必要であると考えます。現在国が検討している医師偏在是正に向けた総合的な対策では、医師不足地域で承継・開業する診療所への経済的インセンティブや、医師少数区域等で勤務経験を求める医療機関の管理者要件の拡大等が示されており、年内決定の予定と聞いております。今後は、国の対策等を踏まえながら、本県の医師不足地域の解消に向けた取組を一層推進してまいります。

三つ目に、医師偏在解消に向けた医業承継への支援等についてでございます。

本県では、65歳以上の診療所医師数が全体の40%を超え、今後も少子高齢化が進んでいくことから、医師偏在を解消し、持続的な地域医療体制を確保していくことは大きな課題であると認識しております。

また、医業承継は、後継者にとって土地や建物などを確保するための初期投資費用の軽減、スタッフを引き継ぐことによる医療人材の確保、患者を引き継ぐことによる事業見通しの確保といったメリットがあるだけでなく、地域住民にとっても慣れ親しんだ診療所等に通院できるといった安心感を与えるものと認識しております。

これまで、本県では、地域医療体制の確保につなげるため、長野県ドクターバンク事業による事業継続に課題を抱える医療機関と県内での勤務に関心を持つ医師との登録・マッチングや、長野県中小企業融資制度による中小個人事業主を対象とした資金供給などの支援を行ってきたところです。

こうした取組に加え、県内の医業承継の動向の把握、地域のかかりつけ医機能の充足状況の確認分析や診療所の承継・定着支援の検討についても県医師会等と連携して取り組むことにより、医師偏在の解消に向けた医業承継の支援に努めてまいります。

四つ目に、上小医療圏の救急医療提供体制への支援についてでございます。

上小医療圏における本取組は、地域課題を関係者が一丸となって主体的に解決しようとするものであり、他地域のモデルとなる有意義な取組と認識しております。

こうした中、地域の医療関係者の議論では、急性期経過後の患者を信州上田医療センターから地域の病院へ転院する際に、転院となることについての住民の理解不足や、転院時における患者の移動手段の確保などの課題が生じていると聞いているところでございます。

県としては、こうした課題に対応するため、地域住民を対象とした転院理解を促進するための普及啓発、病院群輪番制病院の医療機器整備に対する支援や、急性期経過後の患者の受入れ機能強化を図る病院に対する支援などについて地域医療介護総合確保基金等を活用し、必要な支援に取り組んでまいります。

五つ目に、長野県救急安心センター＃7119の実績とさらなる周知についてでございます。

長野県救急安心センターを開設した令和5年10月から本年9月までの1年間で1万2,193件の相談が寄せられ、そのうち、119番通報を勧めたのは3,022件で全体の24.8%、通常の受付時間を待たず自力での受診を勧めたのは5,831件で47.8%、通常の受付時間に受診するよう勧めたのは1,643件で13.5%となっており、一定程度は消防機関や救急医療機関の負担軽減につながっているものと考えております。

県民への周知については、これまで、ポスターの作成・配布、テレビCMの放送、YouTube広告での配信や自治体広報紙への掲載依頼等に取り組んできたところです。本年8月

に実施した認知状況等の調査では、本事業を知っている人の割合は24.2%で、認知した媒体では、全世代を通じて自治体の広報紙が多い一方、若年層ではインターネットが特に多いとの結果になりました。

本事業を開始してからまだ1年ということもあり、まずは県民全体の認知度を高めるため、継続した広報が必要と認識しております。引き続き県民に身近な市町村や消防本部など関係機関にも御協力いただきながら、特に若年層に効果的と考えられるインターネットやSNSの活用を力を入れるなど、それぞれの年代で実際の利用につながるような広報を検討し、実施してまいります。

最後に、県内のオンライン診療の実施状況と今後の進め方についてでございます。

本県では、これまで、特に医療資源が不足している僻地における医療を補完するため、看護師等が患者に寄り添いながらオンライン診療を受けることができる、いわゆるD to P with Nによるオンライン診療の普及を推進しており、阿南病院と僻地診療である売木村診療所との間のオンライン診療や、木曽病院が行う僻地への巡回診療やグループホームへの訪問診療におけるオンライン診療の導入等を進めてまいりました。

僻地における取組は今後も継続してまいります。今後は、初期救急や在宅医療等といった地域により医療資源の不足が顕在化している分野においても、効率的な医療提供の観点からオンライン診療の活用が考えられるところです。そのため、地域医療構想調整会議等の地域の議論の場を活用し、各地域におけるオンライン診療導入についての議論の促進やその導入を支援してまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には上田養護学校の学びの環境整備について2点質問をいただきました。

まず、検討状況についてでございますけれども、上田養護学校については、現在の施設の状況や今後の児童生徒数の見込みなどを踏まえ、改築する場合の規模や内容、時期等について、関係機関への確認などを含め、検討を重ねているところでございます。

この中では、現地建て替えの可能性についてハザードマップや千曲川の治水対策を踏まえた校舎の建築工法などの確認を行う一方で、移転の可能性について、児童生徒の通学の利便性を踏まえた適地の考え方、活用可能な施設、土地の情報などについて関係部局や学校が所在する上田市と情報交換するなど、現地建て替えと移転の両面から多角的に課題の整理を行っているところでございます。引き続き児童生徒の安全で安心な学習環境の実現を最優先にして検討を進めてまいります。

続きまして、検討会の設置についてでございますが、上田養護学校が将来的にどうあるべきかについては、地域の皆様の御意見をはじめ、様々な観点から幅広く議論することが必要と認識しており、保護者や学校評議員、地元の市町村及び市町村教育委員会、有識者などから成る検討会を今年度中に開催する予定で準備を進めているところでございます。

検討会では、上田養護学校の現状や課題を共有するとともに、安全面も含め、必要な環境整備の方向性や今後の学校の在り方について意見交換を実施したいと考えており、いただいた御意見を踏まえ、今後の上田養護学校のあるべき姿を具体化してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔39番清水純子君登壇〕

○39番（清水純子君） 御答弁をいただきました。

先日、上田市で生まれ育ち、現在は東京でお医者さんを開業し、大学病院においてもオンライン診療を積極的に行っている40歳の医師の方と懇談する時間を少しいただきました。午前中に垣内議員から教育の中の郷土愛という質問がされておりましたけれども、その先生からも、最終的には生まれ育った郷土に恩返しをするということが頭から離れたことはないという言葉がありました。

地域の中の大事な存在である医業承継については、これだけ大事な存在を絶やすことがないよう、ふるさとの郷土愛も含めた人材確保の在り方の仕組みづくりが大きな効果を上げるのではないかというお話でありました。

ぜひ積極的なお取組を前に進めていただきたいと熱望して、一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君） 次に、宮下克彦議員。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君） 諏訪市区選出、自民党県議団の宮下克彦でございます。通告に沿って質問してまいります。

まず、ゼロカーボン戦略の加速化について伺います。

地球温暖化の加速傾向が顕著でございます。現在の長野県ゼロカーボン戦略の進捗状況はいかがでしょうか。エネルギー自立地域づくりの指定などをさらに進めて、2030年には温室効果ガス排出量を6割削減、2050年にゼロにするという目標をぜひ達成願いたいと考えております。

さて、今般、産業観光企業委員会等で、先進地視察としまして、山梨県企業局の水素製造施設、また、愛知県のセントレア空港等を視察しまして、東京事務所で福島県浪江町の福島水素エネルギー研究フィールドの水素製造実証拠点の話を伺ってまいりました。

先進的な取組としまして、経済産業省では、外郭団体のNEDO、苫小牧など先進自治体や企業などが連携しまして、CO₂を回収して地下貯留する手法でありますCCS、カーボンキャプチャーストレージを活用してCO₂の削減に取り組んでいるところでございます。

国では、本年度、次期エネルギー基本計画を見直しまして、先ほど御紹介したCCSや、さらに進めて、その貯蔵したCO₂を航空燃料やメタンなどの別のエネルギーにつくり替えていくCCU、カーボンキャプチャーユーティリゼーションという手法もございます。日本に資源の多いヨウ素を原料に使ったペロブスカイトという軽量で曲げられる太陽電池を使ったり、水素の活用等を見据えて計画をつくり直しているということでございます。

長野県におきましても、ゼロカーボンの先進地として、新技術の活用も含め、ゼロカーボン戦略を見直し、加速化させていく必要があるのではないかと考えております。地層の関係でCCSやCCUSは長野県では難しいかなというところでございますけれども、ぜひ新技術を含めて進めていっていただきたいと思います。

そこで、環境部長にお聞きしてまいります。

県は、昨年11月にゼロカーボン戦略ロードマップを策定して戦略目標の達成に向けた取組を進めておりますが、この中で、再生可能エネルギーについて、取組を加速化してもなお不足する量を新技術進展等でカバーするとしていますが、現時点での新技術に関する認識と期待感について伺います。

次に、水素の活用方法については、早川議員も質問しましたが、信大の新しい技術というようなこともございます。国の対応状況も含めて田中産業労働部長にお聞きしてまいります。

低炭素の水素等と既存の原料、燃料との価格差を助成する制度の創設等を盛り込んだ水素社会推進法案が10月23日に成立しまして、山梨県、愛知県、福島県など水素エネルギーへの取組は進んでいますが、県内の水素活用の検討状況を伺っておきます。

次に、吉沢公営企業管理者にお聞きします。川中島の水素供給施設は、国の実証モデルとして貸与期間が令和8年度で終了してしまいますけれども、今後の対応として、県公用車の水素自動車化など、水素ステーションの活用を前向きに検討すべきではないでしょうか。

次に、諏訪環境部長にお聞きします。ゼロカーボン戦略では、策定後5年目となる令和7年度を見直しの時期としてあらかじめ定めています。2050年ゼロカーボンを達成するためには、見直しを契機に取組を加速化させていく必要があると考えますが、どのような観点で見直しを進めていくか、伺います。

次の質問に移ります。海外の活力を循環させるシステムの構築についてお聞きします。

先般、議会の派遣で、ベトナム及びカンボジアの経済状況や労働力等について中川議員と共に調査してまいりました。調査報告は議会で過日行いまして、今後の予算等の審議に生かして

まいますけれども、調査項目、県内企業の海外進出や外国人の人材確保、新規市場開拓、インバウンド、この項目とは別に、非常に感じたことがございます。東南アジア諸国の経済成長力や若々しい社会の活気、エネルギーには、現地で直接接しますと目をみはるものがございます。それは、少子化・人口減少対策にも資する点があるのではないかと感じたところであります。

例えば、他県の様子では、秋田県では外国人の受入れを経済連携協定、EPAによって様々な施策を打って、介護分野などで2020年には4,420人集めております。主にベトナム、フィリピン、中国からでございます。松本市は、カトマンズとの協力関係を結ぶと、さきに新聞で報道されておりました。

ビジネス関係では、生物学的に企業同士が連携して協力するという意味で、エコロジーステム、エコシステムと呼んで協力連携しているようですが、東南アジアの社会の活力を、長野県と相手国に循環させる流れを検討いただきまして、グローバルな協力関係を築ければと思います、お聞きしてまいります。

東南アジアの若々しい活力を長野県に循環させるシステムを構築し、国際交流を進めることは、人口減少対策の足がかりになると考えますが、県としてどのように取り組んでいくのか、中村企画振興部長にお聞きします。

海外から一時的に来日する外国人の県内への受入れを促進するためには、外国人にとっても生活しやすい環境づくりが求められると思いますが、現在どのような課題があると認識し、どのように対応していくのか、直江県民文化部長にお聞きします。

続いて、知事にお聞きします。「信州未来共創戦略 みんなでつくる2050年の長野（仮称）案」で掲げる目指す社会には、外国人の活躍も掲げられています。東南アジアの活力を生かして各国と県がウィン・ウィンの関係を築いていくことが重要と考えますが、御所見を伺います。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君）ゼロカーボン戦略について2点御質問をいただきました。

まず、再生可能エネルギーに係る新技術への認識と期待感についてというお尋ねでございます。

現在、国においては、第7次エネルギー基本計画の策定に向けての議論が大詰めを迎えておりまして、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた課題として、ペロブスカイト太陽電池や浮体式洋上風力の社会実装の加速化が必要とされているところでございます。

海なし県の本県では、洋上風力はできませんが、ペロブスカイト太陽電池については、国が11月に策定した次世代型太陽電池戦略において、早期の社会実装に加え、国内における生産体制の確立、2025年度からの国内市場の立ち上げなどを進め、2040年には約20ギガワット、これ

は一般的な原子力発電所20基分に相当するとのことですが、この導入を目指すとしているところでございます。

ペロブスカイト太陽電池は、軽量、柔軟などの性質により、建物の壁面など様々な場所に設置が可能であるという特徴があります。このため、積雪地の建物や耐荷重性の低い既築建物への普及も進むなど、再エネの生産量を飛躍的に伸ばす新技術としてその可能性に大いに期待するところであり、国や実用化に向けて取り組む企業等の動向を注視しているところでございます。

また、ペロブスカイト太陽電池の本格導入等により、余剰電力の活用も今以上に課題となります。このため、技術革新による蓄電池の大容量化や低価格化などに加え、余剰電力を水素に換えて貯蔵、活用する等の新たな技術の普及にも期待しているところでございます。

次に、来年度行う予定のゼロカーボン戦略の見直しをどのような観点で進めるのかというお尋ねでございます。

ゼロカーボン戦略は、長野県脱炭素社会づくり条例に基づき、野心的な目標を掲げた2030年までの行動計画として約4年前に策定いたしました。さらに、目標達成に向けた具体的な工程や施策効果を明確にするため、昨年11月、運輸、産業、再エネなどの部門ごとに推計削減量・生産量を可視化した上で、施策効果の高い重点施策と目標値を設定したロードマップを策定し、取組を加速しているところであり、まずは現在の取組を確実に進めてまいります。

その上で、戦略の見直しについては、2030年までの残り5年間にいかに効果的な取組を進めていくかが重要であり、ロードマップを策定した際の考え方も踏まえて、データに基づいた施策のアップデートを行っていくことが必要であると思っております。

戦略に掲げる施策の進捗状況や成果を総点検し、課題や問題点を洗い出した上で、国内外の先進的な取組や新技術の活用、社会情勢の変化を的確に反映し、具体的かつ実践的な内容としていきたいと考えているところでございます。

また、ゼロカーボン社会の構築は行政だけではなし得ません。県議会からの御意見をはじめ、県民や事業者、関係団体等との意見交換の機会を通じて、幅広い英知を結集し、戦略の見直しに反映してまいりたいと考えておるところでございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君） 私には県内の水素利活用における検討状況についてのお尋ねでございます。

次世代クリーンエネルギーの一つとしまして県内産業での利活用が期待される水素でございますけれども、本年度、県内の調査を行いましたところ、高温の熱を利用する食品製造業や機械製造業、医療・福祉といった分野における水素利活用の潜在的な需要が高いことが分かった

ところでございます。

この調査結果も踏まえまして、本年4月に設置いたしました長野県水素利活用検討プロジェクトチームで検討を重ね、10月に、中間取りまとめとして、今後取り組む四つのプロジェクトを提示させていただいたところでございます。

具体的には、一つが再生可能エネルギーを活用した水素製造と企業の利用、二つ目は、新たな水素生成技術による水素製造と社会実装、三つ目といたしまして、持続可能な観光を推進する水素の利活用、四つ目といたしまして、水素の長距離輸送による産業利用という四つの柱の下で今後産学官金によるコンソーシアムを立ち上げて、具体的に取り組んでまいります。

水素社会推進法が10月23日に施行されました。今後、より一層国や先行する他県との連携を深めながら、県内のプロジェクトを着実に進めていくことで、カーボンニュートラルの実現と産業競争力の強化につなげてまいります。

以上でございます。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君）水素ステーションの活用についてお答えします。

企業局では、令和元年度から、長野市川中島の庁舎敷地内に水力発電による電気と地下水を利用したグリーン水素を製造するステーションを設置。あわせて、燃料電池自動車、F C Vを導入し、水素製造過程における消費電力の抑制や設備の耐久性、あるいは地元企業と連携したF C Vの走行データによるC O₂削減効果の検証、また、防災訓練や各種イベントでのF C Vと外部給電器を用いた電源供給の実証や水素エネルギーの普及啓発活動などに取り組んできています。

当事業は、令和8年度までの実証事業の位置づけであることから、各取組を通じ、水素エネルギーの有効性の検証などに努めるとともに、県の水素利活用検討プロジェクトにおける事業展開と連携し、水素の活用を計画している県内企業や大学とも協議しながら、県内における水素自動車の利用拡大といった視点も含め、水素ステーションの活用方策について検討してまいります。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には東南アジアの活力を長野県に循環させるシステムの構築について御質問をいただきました。

東南アジアは約6億8,000万人の人口を有し、若者が多く、近年は高い経済成長を見せるエネルギーに満ちた地域です。

今般策定いたしました信州未来共創戦略（仮称）案でも、世界の成長を取り込むとしました

が、人口減少が進む本県においては、こうした地域の活力を積極的に取り込んでいくことがますます重要になってまいります。

本県と東南アジアとの関係は、現地への企業進出やインバウンドなどの経済交流はもちろんのこと、近年は人手不足が深刻化する県内の産業や介護分野などにおける地域の支え手として東南アジアの皆様にご活躍いただいております、その数は年々増加しております。

県内で技術を学んだ東南アジアの皆様の中には、母国と長野県をつなぐかけ橋となっておられる方もおられ、こうした交流が長野県と東南アジア、お互いの地域の発展にも寄与しております。

国をまたぐ交流は、様々な人と人とのつながり、お互いの信頼関係があってこそ広がるものと考えております。このため、これまで、中国をはじめ、東アジア地域の自治体などとの間で、青少年交流や教育・文化といった様々な分野で市民レベルでも友好交流が行われているように、東南アジア諸国との間でも確かな信頼関係を築いてまいりたいと考えております。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には外国人にとっても生活しやすい環境づくりの課題と対応についてお尋ねを頂戴いたしました。

県内在住の外国人数は年々増加しております。10年前の平成25年に約3万人だったものが、令和5年には約4万1,500人へと約4割増しという状況でございます。中でも、技能実習や留学などで来県する方は、10年前の約7,000人から令和5年の約1万8,000人へと約2.7倍に増加しておりまして、急速に伸びている状況でございます。

今年度、県では、信州未来共創戦略（仮称）案の策定のため、技能実習生や留学生を含む外国人県民の皆様などと意見交換を実施させていただきました。主に、イベントや文化交流など県民の皆さんとの交流の場が欲しい、日本語や生活ルールなどを教えてもらえる場が増えるとよいなどの御意見をいただいたところでございます。こうしたことから、県といたしましては、外国人県民の皆様が県内どこにお住まいであっても県民との交流の機会があり、日本語や生活習慣などを学ぶことができる環境づくりを一層進めることが今後の課題であると認識しております。

このような課題を踏まえ、今般、戦略案の中でもお示しさせていただきましたが、日本語や文化の学習、県民との交流を含む外国人県民の暮らしを多言語対応によりトータルでサポートができる体制の整備、県の関係部署が情報を共有しつつ外国人に関する様々な課題に部局横断的に取り組むための県多文化共生推進本部（仮称）の設置などに取り組み、多様性が尊重され、外国人を含む全ての県民の皆様にとって暮らしやすい県づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、東南アジアの活力を生かし、各国と本県とがウィン・ウィンの関係を築いていくことが重要と考えるかどうかという御質問をいただきました。

まず、宮下議員におかれましては、中川議員と共に、ベトナム、カンボジア、2か国を御訪問されましたこと、大変お疲れさまでした。様々な成果が上げられたことと思います。心から敬意を表したいと思います。

我が国は、失われた30年というように、経済的に非常に低迷した時期が続いたわけでありますけれども、東南アジアは、お話にもありましたように、人材的にも若い人たちが多く、非常に活気がみなぎり、経済発展を遂げてきた国が多いと考えております。そうした観点では、私どもとしても、東南アジアの国々とのこれまでの関係性を振り返りつつ、さらに未来に向けて発展させていかなければいけないというふうに思います。

私もかつて訪問させていただいたベトナムとの関係では、人材育成についての覚書を結ばせていただいたり、また、川上村からはレタス生産のノウハウの提供等を行ったり、リンゴの苗木を提供したりということで交流してきているわけであります。双方の課題やニーズをしっかりと持ち寄った上で、御指摘がありましたようなウィン・ウィンの関係をどのようにつくっていくかということを改めて念頭に置いて、かつ、どこの国とも同じような形でやっているだけでは成果が上がってきませんので、ターゲットとする国、地域、あるいは分野、さらにはどういう成果を上げていくのか、こうしたことを明確にして取り組んでいくことが重要だというふうに思います。

長野県としては、海外戦略、国際戦略を一層強化していきたいと申し上げてきておりますけれども、私たち長野県にとってこれまでも様々な関係があり、そして距離的にも近い東南アジアの国々との関係をまずはしっかり考えていきたいというふうに思っています。

お話にもあったように、長野県には既に東南アジアから多くの皆さんにお越しいただいておりますけれども、そうした方々の受入れ態勢の充実と、これからの産業発展のためにどういう戦略で、どういう国から、どういう方々にお越しいただくかということについても併せてしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、日本も長野県も人口減少の中で、東南アジアの国々との関係性は大変重要だというふうに思っておりますので、戦略的な政策をしっかりと打ち立てる中でウィン・ウィンの関係を築いていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君）それぞれ御答弁ありがとうございました。

私が現地に行って何より目をみはったのは、ベトナムもカンボジアもそうなのですけども、日本語学校の学生さんたちの目の輝きなのです。これから半年以内に日本へ行くとのことですけども、わくわくして、非常にきらきらした目で希望にあふれた20代、30代の皆さん。この輝きは、今の日本ではあまり見たことがなく、私が中学生の頃に見たことがあるような目だなと、そんな感じでございました。この若々しい力をウィン・ウィンの関係で前向きに御検討いただければと思います。

次に、令和7年度の当初予算編成及び組織改革の方向性についてお聞きします。

令和7年度当初予算編成方針が示されまして、重点項目として、人口問題への対応、ゼロカーボンの加速化、組織風土改革、かえるプロジェクトの推進などが掲げられております。

予算要求作業も各部局で佳境に入っていることと思いますが、政府の経済対策の39兆円の補正や、また、税制改正大綱にこれから年末までにまとまってくる年収103万円の壁の引上げ、また、来年度の組織改正等も含めて主な論点についてこの時点でお聞きしておきます。

まず、年収103万円の壁を引き上げて所得税の基礎控除の引上げを行う場合でございますけれども、今までも各議員から質問されてきたところですが、相当額の地方財源の減収が見込まれます。地方でしわ寄せを受けて節約することのないように国に対してどのような方向で地方財源の保持を要請していくかが課題であると思います。

そこで、総務部長にお聞きします。年収103万円の壁が変更された場合の地方財源の減少について、その影響をどう受け止め、国への働きかけを含め、どのように対応していくのか、伺います。

次に、災害復旧関連工事について、予算要求基準に示された部局長裁量経費の5%のシーリングをかけた予算編成の下で工事を行うということであれば、ここ最近の2割ほどにも達する資材高騰によって進捗が遅れてきてしまうと思います。予算づけを工夫してその完成時期を明らかにしたロードマップを示すなどして、早期完成を目指して促進する必要があると考えますが、建設部長にお聞きします。

近年発生する災害は激甚化しており、県は防災・減災、国土強靱化など、国の補助、公共事業費を最大限活用し、取組を行っているところですが、資材や人件費が高騰して事業費が増大傾向にあり、県民の安全を守る公共工事の進捗に影響を及ぼすと考えられます。県としてどのように取り組んでいきますか。建設部長にお聞きします。

次に、企画振興部長にお聞きします。人口減少のさらなる進展の中で、県内各地域においてそれぞれの地域特性や実情に応じた様々な課題が生じるおそれがあります。地域の特性や実情に応じた様々な課題をそれぞれの地域において自ら解決する力を強化するために、地域振興局

長の予算権限の拡大を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。企画振興部長にお聞きします。

さて、県庁の仕事はますます増加してまいりまして無理も追いつかずに休職したり、育休・産休を取ったりする職員が多いと聞いております。さらには、退職、転職等を考える職員もいるというふうに聞いております。

令和2年度からの県職員の早期退職者数は、令和2年度が64人、令和3年度が68人、令和4年度が91人、令和5年度は103人と年々増加傾向にあります。組織改革の取組については、かえるプロジェクトで鋭意改善を図ってもらっているところですが、仕事のますますの増加に対して集団皿回し状態と言われております。それが改善されて仕事の量は減ってきているのでしょうか。

社会学では、マックス・ウェーバーが、こういう大型な組織の官僚制の欠点をその硬さにあるとしています。かつて長野県の参与の大久保和孝先生もその硬さを挙げて、そのまま行くと大きな課題を残すというようなことをおっしゃってございました。

対策としましては、社会学上では、グラノヴェッターの弱い紐帯の強みという理論がございます。もっと柔軟なネットワーク型の組織、また、パットナムの孤独なボウリング理論というのもございまして、これはインフォーマルなサークル活動の活用などが組織に元気さを与えるということで、ボウリングのサークル活動がなくなった場合、その組織の成果が減ってくるという、そういった事実を理論化したものでございます。

県庁組織も、かつて自主的な高嶺倶楽部活動というものがございまして、縦横の雑談も増えて、明るく楽しい組織の下支えになっていたのではないかと考えられますが、今はそれもやる余裕がなくなってきていると思われます。

そこで、来年度の組織編成に生かすべく、知事にお聞きします。一部の職員から職場が集団皿回し状態で大変であるという声も聞いておりまして、こうした状態が令和2年度からの早期退職の増加につながっているのではないかと懸念されます。早期退職増加の現状についてどう捉えていらっしゃるか。また、どう改善していこうとしているのか、伺います。

次に、県立中学校の評価と県立高等学校の特徴を生かした多様な人材の育成について伺います。

県立中学校の設置が屋代高校、諏訪清陵高等学校におきまして、10年余を経過しました。特徴ある高等学校教育の一環として成果が期待されまして10年が経過したわけですがけれども、学校現場では、生徒たちの思いがどうであり、どのような検証や評価がされているのでしょうか。

また、都会の難関高等学校のように、各界で日本を動かしていくリーダーを輩出するような教育が長野県に生まれた生徒にはなかなか受ける機会が少ないように感じられますけれども、

高校教育の在り方や長野県に生まれた子供たちの可能性を考えると、教育の方向性が大変気になるところでございます。

そこで、教育長にお聞きします。設置後10年を経過した県立中学校の設置効果をどう検証し、評価しているか。また、検証を踏まえて、県立中学校のさらなる充実を図り、県外の高等学校にも引けを取らないような医学部、難関大学へ進学する生徒を増やすことはできないか。それぞれの高等学校の特徴を生かして多彩な人材を育てていくことが大切と考えますが、いかがでしょうか。

最後に、人口減少下における行政体制の在り方についてお聞きします。

これからの行政組織の在り方を考えると、人口減少下で消滅が予想されるような過疎自治体、また、財政難で基金が底をつくような財政基盤の危うい自治体が出始めております。そのような自治体の課題を考えると、現実的な一つの選択として、市町村の合併や、それを目指した県の支援や指導力が重要になってくるのではないかと考えられます。

また、県庁との距離の物理的な遠さ、今までも各議員から同様の話がございましたけれども、それをカバーするような広域的な協力連携が必要不可欠ではないかと考えます。岡谷ジャンクションの工事は、附帯工事も含めて令和29年度まで続く予定であると聞いております。事故も多発しております。ますます県庁は遠い存在になりまして、これから長野県庁から遠い中南信などの活性化のためには大きな工夫が必要ではないかと考えます。

そこで、渡辺総務部長にお聞きします。

県内における一極集中を是正し、地域ごとの活性化を進めるために、県内の南北距離の不便さを縮小するような組織の充実を進めることは検討できないでしょうか。

次に、市町村の存続の危機に対応しまして知事にお聞きします。市町村の財政基盤を強化し、活力を生み出すために、人口減少下における市町村の行政体制の在り方について知事の御所見を伺います。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には2点の御質問を頂戴しております。

まず、いわゆる年収の壁の変更に伴う地方財源への影響、対応等についてのお尋ねです。

仮に個人住民税の基礎控除額を75万円引き上げた場合、総務省では全国で4兆円程度の減収が見込まれると試算しております。その試算額を基に本県の個人県民税について機械的に計算いたしますと、減収額は約251億円に及ぶと試算しております。この規模の減収は、昨年度の県税収入額の約10%に及び、非常に大きな規模となるため、財政運営上多大な影響が見込まれ、個々の自治体で対応できる範囲を超えるものでございます。加えて、所得税を原資とする地方交付税の法定率分も減少することが見込まれ、仮に財源不足を埋めるための臨時財政対策債を

増発するとなると、地方財政の健全化に対する影響も懸念されるところです。

このため、引き続き状況や影響等をしっかり把握しながら、国に対しては、地方の住民サービスの提供等に影響が生じないように、恒久的な地方財源の確保を含めた議論を知事会等を通じて求めてまいります。

次に、南北距離の不便さを縮小するための組織の充実を進めることについてのお尋ねでございます。

県組織の配置、在り方については、先日知事からも御答弁申し上げたとおり、例えば、今御議論いただいている消費生活センターを松本に集約し、本庁で所管している啓発・情報発信等の業務を移管するなど、県民の利便性や地域の実情も十分考慮しながら柔軟な配置やサービス提供に努めているところでございます。

今後、信州未来共創戦略（仮称）案に記載いたしました県土のグランドデザインの検討が進むことを念頭に置きつつ、県土全体を見据えた県組織の柔軟な配置について考えてまいります。

あわせて、運用面におきましても、地域振興局等への権限移譲、長野市に偏りがちな会議の開催場所の工夫、県幹部をはじめ職員が積極的に各地域に出向いて滞在すること、オンライン会議などのデジタルの活用など、県民や事業者、市町村の皆様との心理的な距離を縮めるための取組、改善にも力を入れ、どの地域に住んでいても、県庁をはじめ県組織を身近に感じていただけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には資材価格の高騰に対する公共工事への取組についてのお尋ねでございます。

この３年で、工事の主要資材である生コンクリートの価格は27%、アスファルト合材は31%増加するなど、建設工事の資材価格は高騰しております。私どもで試算した結果では、県の1建設工事当たりでおおむね1割から2割コストが増大しているというふうに認識しております。

資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する部分も含め、必要な予算、財源については例年以上の規模で確保する必要があると考えております。

あわせて、改正国土強靱化基本法に基づき策定される国土強靱化実施中期計画においても、継続的、安定的に必要な予算、財源の確保が行われることが必要と考えております。これらについて、今年6月と11月に、知事を先頭に、国土交通省、財務省に要望したところであり、引き続き国にも強く訴えていく所存でございます。

また、県としても、厳しい財政の中ではありますが、予算の確保や事前防災への取組、事業効果の早期発現に努めているところでございます。特に、今回の補正予算案では、土砂災害に

よる被害の防止・軽減など、事業効果の早期発現を図るため、砂防堰堤工事などを前倒しして実施するための債務負担行為を計上させていただきました。

引き続き県民の皆様の確かな暮らしをしっかりと支え、守るために、必要な予算、財源の確保、事前防災への取組、並びに事業効果の早期発現に努めてまいります。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には地域振興局長の予算権限の拡大について御質問をいただきました。

地域振興局においては、これまで、地域振興推進費、地域発元気づくり支援金、局長による各部局への予算提案などの仕組みを活用し、地域課題の解決や地域の特性、強みを生かした地域振興に取り組んでまいりました。

加えて、昨年度からは、県民参加型予算として、諏訪湖における魚介類の生息環境の修復や雪国での太陽光発電の普及など、それぞれの地域課題に沿った事業を予算化し、各地域振興局において取り組んでおられます。

地域振興局においては、これらの予算を有効に組み合わせて地域振興に尽力してきたところでございますが、一般に、予算については、地域ごとに分散するのか、また、集中させて課題を一気に突破するのかなど様々な方針が考えられるところでございます。

エリアごとに広域連合があり、その単位で地域振興局があるというのは、地方自治の観点からの長野県の特徴だと考えておりまして、折しも信州未来共創戦略（仮称）案の中でも、県が直接加入する形での広域連合の強化等も含めて、エリアごとの連携を見直すべきとしたところでございます。どのような形での地域振興がよりよいのか、地域振興局長の皆さんや市町村の皆様と共に研究していきたいと考えております。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2点御質問をいただきました。

まず、早期退職者の増加に対する認識と改善策という御質問でございます。

議員の御指摘にもありましたように、近年、職員の早期退職者数は、徐々に増加傾向にあるというふうに出て止めております。増加の要因として考えられるのは、コロナ禍後の転職市場の活性化や、終身雇用がもはや当たり前ではなくなっているという時代背景の中、転職を理由とする退職者が増えているという状況であります。

ただ、その一方で、そうした転職を理由とした退職であっても、御指摘のとおり、例えば業務量が過剰だとか、やりがいを感じられないとか、そうしたことに起因することが退職要因として大きいということであれば、これはやはり組織としてしっかり対応を考えていかなければ

いけないというふうに思っております。

本年度から、早期退職者に対して詳細な退職理由を調査させていただいているところでありまして、要因分析を行った上で効果的な対応策を検討していきたいと思っております。

その一方で、業務が多いという部分については、かねてから職員からの問題提起もあり、かえるプロジェクトの中で取り組んでいるところでもございます。まだまだ十分だというふうには思っていないですが、先日も、私や副知事が参加してかえプロのモニターメンバーと意見交換をさせていただきましたが、その中でも、様々な取組の方向性のアイデアが出てきているところでもあります。

制度や国の法令等も含めて変えていかなければいけないところもありますが、一方で、県レベルでできるテーマも幾つもあるというふうに思っておりますので、できるところから速やかに改善して、そもそも県のやっている業務自体の減量化、効率化についてしっかりと図っていききたいと思います。その一方で、退職理由について詳細を把握した上で、それに対して的確に対応していきたいと考えております。

続きまして、人口減少下における市町村の行政体制の在り方についてという御質問でございます。

人口減少が進む中で、特に専門的な職員の確保が難しくなったり、税収がどんどん減ってしまふといったことが今後とも見込まれるわけでありまして、こうした問題は、小規模な自治体、あるいは中山間地の自治体ほど顕著になりがちだというふうに考えております。

一方で、全国的に見れば、平成の大合併でかなり市町村の合併が進んでいます。そうした前提で、国レベルでは、法令に基づく市町村の事務は一定程度の規模がある市町村を想定して考えてきているわけでありまして、小規模な自治体にとってはさらに事務の執行が難しくなってきているという状況であると受け止めています。

先ほども企画振興部長から答弁申し上げたように、本県の場合は、県内各地域に広域連合があり、市町村同士の連携基盤が一定程度整っているわけでありまして、こうした特徴を生かしながら、市町村間の連携や、県も加わっての事務の共同化を進めていくということが重要ではないかというふうに思っています。そうした考え方から、直接県が広域連合に加入した形での広域連携の強化といったようなことも検討していきたいと思っております。

例えば、諏訪地域においては、公共施設の維持管理等について市町村間の連携に向けた検討が進められていると伺っております。こうした各地域の議論に県としても協力させていただきながら、地域の実情、実態に合った連携の取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には県立中学校の評価と県立高等学校の特徴を生かした多彩な人材の育成について3点質問をいただきました。

まず、県立中学校設置の検証と効果についてでございますが、県立中学校については、平成24年4月から屋代高校に、平成26年4月からは諏訪清陵高校にそれぞれ設置し、併設型の中高一貫教育を実施してまいりました。

中高一貫教育の検証については、令和3年3月に第1期長野県高等学校再編計画のまとめと課題の整理という形で公表いたしましたところでございます。この中では、2校ともに広範囲から志願者を集めており、近年の志願者数は200～300名程度、志願倍率は2倍台から3倍程度で推移してきております。その入学者は、学習意欲の高い生徒が非常に多く、お互いに切磋琢磨しながら高い目標と進路実現に向けて意識を高め合っている状況であると認識しております。

また、中学、高校の計画的、継続的な学習活動、探究活動が効果的に展開されており、全国学力調査の結果からも、学力面で非常に高い定着率がうかがえ、中高一貫教育の教育理念である伸びる力をさらに伸ばすことが実現できていると評価しているところでございます。

一方、課題といたしましては、6年間の区切りのない学校生活を心身ともに健康に過ごせるためのサポート体制をより充実させる必要があること、また、私立学校でも併設型の中高一貫校が増加してきており、より特色化する必要性があること、また、受験の低年齢化による小学生への影響といった課題があることも認識しているところでございます。

中高一貫校におけるこれらの成果と課題を基に、中高一貫校の特色を生かした学びの在り方を今後も引き続いて研究してまいりたいと考えております。

続きまして、県立中学校のさらなる充実と医学部等への進学者を増やす方策についてでございます。

中高一貫校では、在学する6年間、をそれぞれの発達段階に沿って、屋代附属中学校では3段階に、諏訪清陵附属中学校では4段階にそれぞれ区分し、教育課程を計画的に展開しているところでございます。

また、高等学校入学者選抜がないことから、興味ある事柄や卒業研究等を中学から高校を通して継続的に取り組むことができるとともに、教科横断的な学習、探究学習、課題解決型学習等を積極的に実施して生徒の意欲的な学びを実現しており、医学部やいわゆる難関大学への進学者も増加してきていると認識しております。

また、今年9月に公表した県立高校の特色化に関する方針において、特定の大学進学への支援を強化していくことを特色化の一つの取組として位置づけたところでございます。今後も、地域の方々やOB等多くの外部人材の協力をいただきながら探究学習を充実させていくとともに、コース制の設定など様々な入試形態に対応できる体制を整えることにより、進路希望の実

現に向けて、生徒に確かな学力をつけるための環境を整えてまいりたいと考えております。

最後に、県立高等学校の特色化の方針についてでございます。

予測困難な時代の中、生徒自身が学びたい学びを今後さらにならえていくためには、広い県土にある様々な高校の一層の特色化、魅力化が必要である、そのように考えております。

このため、本年9月に県立高校の特色化に関する方針を策定いたしました。本方針の四つの視点を基に、それぞれの学校において地域のリソースを踏まえ、各学校において独自のカラーを出していくよう検討を進めており、その内容は、地域の関係者や中学生に分かるよう可視化し、情報発信していく予定でございます。

議員御指摘のとおり、これからの時代に合った特色ある高校づくりを進め、多彩な人材を育てていくことは重要なことと認識しておりますので、今後一層高校の特色化を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君）それぞれ御答弁をありがとうございました。

資材高騰に伴う災害・被災の工事の完成等につきましては、国土強靱化の中期計画をこれからさらにバックアップしていただけたらと思いますけれども、ただ、その中期計画の補正がなかなか届かない事業種別もございます。その辺の財源の組立てを建設部を挙げていろいろと工夫して、災害を被ったところが早く完成するようにさらに進めていってほしいと思います。

また、組織改善、集団皿回し状態については、知事から御答弁をいただきまして、大分改善策も考えていただいているということでございます。私が考えるに、業務を減らすということは知事からも聞いていますけれども、デジタル化、ロボット化、RPAなどで自動化したり、苦情に対する対応を自動化するというようなことを徹底するチャンスだと思いますので、その辺で業務を減らすということ。また、リモートの対応を徹底化するというようなことでかなり進むのではないかと思います。

それとともに、県職員も人の子でありますので、仕事が多過ぎれば疲れも出てまいります。余裕がないかもしれませんが、元気な企業、例えば富士通などはクラブ活動が盛んで、バスケットやサッカーなど、そういったインフォーマルの組織で自分の好きなことをやるということは、それだけで元気が出てまいります。

ぜひ来年度、自ら参加して明るい笑い声が響くような、かつての高嶺倶楽部のようなインフォーマル組織を復活して笑顔と雑談を増やし、情熱ある県組織の力強さを復活していただきたいと心より要望しまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後 2 時17分休憩

午後 2 時33分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

埋橋茂人議員。

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君）改革信州の埋橋茂人です。今日は二つ大きな質問をさせていただきます。

一つ目。カスタマーハラスメント、以下カスハラと申し上げますが、産業労働部長に 3 点質問をいたします。

近年、顧客や取引先からの不当な要求等の著しい迷惑行為、いわゆるカスハラが増加しており、労働環境の悪化や人材の流失、従業員の心身への影響など、流通・サービス業や公務職場、公共交通など、多くの職場で顕在化し、大きな社会問題となっています。

県職労が実施した県職員に対する実態調査では、「日常的に受けている」4.3%、「時々受けている」44.3%で、合わせて約半数の職員がカスハラを受けています。大声、罵声、脅迫が多くを占め、「受けたときに強いストレスを感じた」が76.6%となっています。また、来庁者からの著しい迷惑行為や理不尽な要求への対策として、県内では、県及び16市で職員の業務中の名札を氏名から名字のみにしています。

カスハラは幅広い職種で顕在化していますが、労働組合の調査によると、従業員の約半数、47%が過去 2 年間にカスハラを経験したと回答しております。暴言が40%、威嚇・脅迫15%、執拗なクレーム14%などとなっています。さらに、カスハラによる健康面への影響も大きな問題となっており、精神的に追い込まれ、鬱病などを発症し、労災認定される被害も出ています。

このような背景から、対策の立案に向け、県においても、まずは県内各業種、各企業でどのようなカスハラの事象が発生しているのか、聞き取り等により早急に事態を把握することが重要と考えますが、いかがですか。

二つ目。カスハラは、顧客とじかに接する職場のみならず、全ての業種、企業にわたる課題です。県としても、全ての労働者の被害防止という観点から、産業労働部を中心として、さらに全庁的に、総務部、企画振興部、県民文化部、健康福祉部、教育委員会等関係部局による庁内検討会議の設置が必要と思いますが、いかがですか。

三つ目。カスハラ防止の必要性を県民全体に周知するための有効な方策として、共同宣言の採択を提案し、御所見を伺います。

国では、専門家による検討会においてカスハラ対策の法制化に向けた議論を重ね、6月、報

告書素案がまとめられました。この中では、カスハラ防止は、労働者を守るという観点のみならず、個別企業における働きやすい環境を整備することにより労働者の確保定着に資するとともに、顧客等の利益につながるものとされています。

また、国では、パワハラ対策と同様に、企業に対して従業員向けの相談窓口を設置するよう義務づけるほか、顧客対応に関する研修の実施を求める方針で、来年の通常国会で改正法提出が見込まれています。

県では、近年、働き方改革をはじめ、価格転嫁と賃上げ、物流2024年問題等、労使、関係団体などによる共同宣言が採択され、一定の効果を上げています。カスハラ防止に対しても、県、労使団体、消費者団体等による共同宣言を早急に採択し、広く県民にその防止の重要性を認識いただくことが肝要と存じます。また、あわせて、各企業職場においてカスハラを受けた者に対する新たな専門的な相談窓口の設置を要望いたします。

続いて、知事に伺います。

ただいまる申し上げてきた状況の下、現在、国における法改正の動向とともに、各都道府県でも、条例制定を含め、カスハラ防止対策が進められています。東京都、北海道ではカスハラ防止条例が制定され、来年4月1日から施行されます。ほかにも、群馬県でも年内に条例案のパブコメが実施されるほか、愛知、秋田、埼玉、三重県等でも、条例制定を含め、カスハラ防止対策の検討会議が設置されています。また、県内でも、松本市では対策室の設置や、来年度中を目途にカスハラ防止条例の制定が予定されています。

知事におかれては、カスハラの発生を社会全体で防止し、県内で働く労働者の尊厳と健康を守るため、カスハラ防止条例制定の方向性を示すとともに、早々に県内労使や主な業種の実務者レベルで構成するワーキングチームの設置等による同条例制定のための具体的作業に着手していただきたいと存じますが、御所見を伺います。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私にはカスタマーハラスメントにつきまして3点御質問をいただきました。

初めに、カスタマーハラスメントの実態把握についてでございます。

カスタマーハラスメントは、労働者の心身を害する行為であるとともに、企業においても、労働者の生産性や意欲の低下等、経営的にも損失を被るものであるため、防止対策が必要でございます。

ハラスメントの行為者が企業や事業所の外の者であることが、ほかのハラスメントとの相違点であります。また、カスタマーハラスメントは、事業者と消費者との間で問題が発生するのみではなく、事業者とその取引先の事業者との間でも問題が発生することも特徴でございます。

今後の効果的な防止対策の検討、推進に当たりましては、議員御指摘のとおり、県内の実態を把握することが必要であります。実態をまだしっかりは把握しておりませんので、できる限り速やかに事業者、労働者に向けた調査を実施してまいります。

次に、カスタマーハラスメント防止に係る全庁的な検討会議の設置についてでございます。

カスタマーハラスメントは、業種、業態により対応が異なるため、その防止対策は、事業者、労働者、消費者などの幅広い立場の方々に向けたものとなるものと考えております。先ほど申し上げました県内の実態調査の結果も踏まえながら、調査の関係部局による検討会議を立ち上げてまいります。

最後に、カスタマーハラスメント防止の共同宣言、専門的な相談窓口の設置についてでございます。

県を含めた行政や労使・消費者団体等での共同宣言の実施は、県民や事業者に対しカスタマーハラスメントは許されないという強いメッセージを発信できるものと考えております。カスタマーハラスメントの防止に係る機運醸成にもつながり、その結果、労働者が守られることや、共同宣言を実施した主体それぞれが自分事としてカスタマーハラスメントの防止に取り組むことにつながるといった効果も期待できます。

一方で、カスタマーハラスメントは、先ほど申し上げましたように、業種や業態により対応が異なり、共同宣言の実施主体として想定される団体も多岐にわたることから、今後、労使団体など様々な関係団体等の意見を伺いながら、共同宣言を含めた効果的な方法を検討してまいります。

また、新たな専門的な相談窓口の設置につきましては、現在、県の労政事務所や長野労働局及び各労働基準監督署の総合労働相談コーナーにおいてカスタマーハラスメントを含むハラスメントに係る労働相談を受けているところでございますが、今後、県内の実態調査と効果的な施策を検討する中で、その必要性も含め、考えてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはカスタマーハラスメント対策に関連して、条例の制定について御質問をいただきました。

労働者、働く皆様方が安心して働くことができる環境を整備するために、このカスタマーハラスメントを防止していく取組を進めていくということは、今、産業労働部長からも御答弁申し上げたように、重要なことだというふうに思っております。

国においては、骨太の方針2024において法的措置も視野に入れ対策を強化していくということが閣議決定され、厚生労働省の労働政策審議会雇用環境・均等分科会においても法改正を見

据えた議論が進んでいるところでございます。そのため、条例制定の必要性については、その状況を見定めて判断していきたいというふうに考えております。

ただ、この問題は、よくよくいろいろな観点から考えていかなければいけないのではないのかと思っています。人口戦略の中でも寛容性というキーワードを取り上げさせていただいてますけれども、働く人、そしてサービスを受ける人は、本来は人としては対等な関係であるわけであります。したがって、やはりどんな局面でも、他人に対しては敬意を持つ、働く人に対しても敬意を持つということが必要ではないかというふうに思います。

その一方、我が国は、お客様は神様ですというような言われ方が昔からされているように、お金を払っているのだから気遣いをするのは当たり前ではないかといった風土があるのではないかと思います。

また、社会全体が、かつてに比べると非常にストレスが多くなっているという中で、ささいなことでも誰かに当たりたくなってしまうといった傾向も社会全体にあるのではないかというふうに思います。

そういうことを考えると、個対個、あるいは労働者と顧客との関係性だけでなく、もっともつと社会全体でこうした問題を考えていかなければいけないのではないかと受け止めています。

先ほど宮下議員からも業務多忙の話があり、かえるプロジェクトの中で検討しているという話をさせていただきました。職員から出てきた問題として、国や県民への過度の忖度の禁止ということが言われています。これは、納税者のために我々公務員はしっかり頑張らなければいけない、それはもとより当たり前でありますけれども、職員の中には、それが行き過ぎているのではないかというふうに思っている職員もいるということだと思います。これは、公務に限らず、あらゆる分野でそうした思いを持っている人たちがいるのかなというふうに受け止めています。

そうしたことを考えると、この問題は、恐らく、単にルールをつくってはい終わりということにはならないのではないかと思います。今回、信州未来共創戦略の中では、寛容性ということ 키워ドに新しい社会をつくっていくということにしておりますし、また、昔ながらの価値観を改めていこうという問題提起をさせていただいているわけであります。まさに、こうした問題も、そうした中で検討していかなければいけない論点ではないかというふうに思っております。

これまで、就業促進・働き方改革戦略会議で労使が関わるような問題を議論してきたわけですが、今後、この人口戦略を考え、実行していく枠組みの中でも、この問題は、多くの皆様方の問題意識を共有させていただく中で議論していきたいというふうに思っております。

以上です。

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君）お客様は神様であると某有名な国民的歌手がおっしゃって、これが長い間流通業界等を支配していたと。私も卸・小売で仕事をしておりましたので、本当にそう思います。それがインフレからデフレになっても変わっていないということは、本当に大変なことだと思います。

カスハラは、長いデフレと経済低迷の中で中間層が痩せ細って、格差拡大がもたらした面を否定できません。県としても実態を把握していただき、条例制定を含めてぜひ改善策に取り組んでいただくことを期待して、次の質問に移ります。

続いて、八十二銀行と長野銀行の合併について伺います。

独占禁止法、以下独禁法と言います、の適用を除外するという特例を定めた地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律、以下特例法と言いますが、2020年11月27日より施行されました。2030年11月27日までに廃止される時限立法です。今回は金融関係について触れます。

特例法が施行された背景には、1、人口減少による事業基盤の縮小。2、企業の資金調達が多様化。3、ゼロ金利による収益の悪化。4、DX対応に関する多額の資金確保。5、ネット銀行やコンビニ、量販店、通信事業者等の金融事業参入などにより競争が激化し、地域経済の基盤である地銀の経営の健全性確保が必須と国は判断していると思われます。

ここに至るまでの金融機関の再編の歴史をたどってみます。

1987年10月、ブラックマンデーで株価は史上最大の大暴落となりましたが、金融緩和の下、急回復し、1989年12月には史上最高値をつけました。しかし、翌1990年1月からは低下に転じ、以降金利の引上げや総量規制によりバブル経済は崩壊しました。失われた30年の始まりでもありました。

金融ビッグバンで、金融機関は潰れないという神話が崩れ、住宅専門金融機関や信用組合の経営破綻に端を発し、銀行や都銀までも含め、長期信用銀行、証券会社など破綻が相次ぎました。1991年から2003年度の間に、実に181の金融機関が倒産し、公的資金の投入額は25兆円にも及んでいます。

公的資金投入、一時国有化、合併等を経て、都銀13行、長期信用銀行3行、信託銀行7行から、一部地方銀行等を巻き込みながら、現在は信託銀行も含めて五つの大手金融グループに集約されています。ハードランディングで対応せざるを得なかったわけです。

地銀の多くは、そのときは厳しい再編は免れましたが、ここに至って政府は独禁法を改定してまで地銀の再編を進めようとしています。地銀が提供する基盤的なサービスに係る収支の悪化、

需要の持続的な減少によるものに限るということです。さらに二つ目として、合併等による基盤的サービスに係る事業の改善が見込まれるとともに、その改善に応じ基盤的サービスの提供の維持が図られること。三つ、合併等により利用者に対して不当な基盤的サービスの価格の上昇、その他の不当な不利益が生ずるおそれがあると認められることなど、いろいろと制限、認める条件がついています。

ここで、合併等によって不利益なもの、不利益を被らせると判断された場合は、内閣総理大臣は、その防止のための方策を求めることができるようになっています。

合併基準には様々なものがございます。HHI、金融の寡占度を表した指数や、貸出金のシェアですとか、いろいろなものがございますが、今申し上げたように、それをも外しても合併を認めざるを得ないという状況に相なっているのだというふうに思います。

金融機関の寡占排除は独占禁止法の一丁目一番地であり、1県1地銀は従来の仕組みからは到底考えられないことでした。全国でも進んでいますし、長野県でも同様に進んでいます。政府や大和総研の資料に基づいて少し説明を申し上げましたけれども、この中で、既成事実化している合併について実現した場合どうなるのか、県にお伺いしたいというふうに思います。

一つ目、合併の新銀行に対して県として期待すること、懸念することは何ですか。

二つ目、新銀行の預金量、貸出金、県内企業のメインバンクシェアはどれくらいになるか把握していますか。また、新銀行が寡占状態となり、融資先企業等に不利益が生じた場合、県としてどのような対応をするのか、伺います。

三つ目、県内は中小企業が圧倒的に多く、赤字決済の企業割合が全国平均に比べて大変多いです。こうした県内企業に対して金融面からの企業支援と産業支援の強化策をお伺いします。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には3点御質問をいただきました。

初めに、八十二銀行と長野銀行の合併についてのお尋ねでございます。

両行におかれましては、この特例法の趣旨を踏まえまして、今回の合併の目的につきましては、両行の早期融和を実現するとともに、これまで培ってきたノウハウ、リレーション及び人材を掛け合わせることで、地域と共に成長できる銀行へと変革し、お客様、地域・株主の皆様、従業員等によりよい価値を提供することを掲げられており、あわせて、合併後は、今まで以上にお客様に寄り添い、地域の一社一社の価値創造と、お客様一人一人の豊かさの実現に向け共に歩みますと表明されております。

これまでも、両行には、県内経済の発展への貢献はもとより、地域活性化や環境保全、社会福祉などあらゆる分野にわたり本県の発展に御尽力をいただいております。敬意を表するところで。また、両行では、顧客によりサービスを提供するという姿勢はこれからも変わらず、与信

判断などもこれまでと同様であると説明されておりまして、店舗の統廃合や両行の早期融和等を含め、顧客との信頼関係を第一として引き続き丁寧に御対応いただくことを願っているものでございます。

人口減少や気候変動など様々な社会課題が山積する中、合併後も、金融サービスの向上をはじめ、よりよい価値の提供により長野県から豊かさを実現していくため、引き続き地域経済社会の発展に御貢献されることを期待しております。

次に、新銀行のシェア及び融資先企業等に不利益を生じた場合の県の対応についてでございます。

金融庁の公表資料によりますと、2024年3月末現在の両行の預金量の総額は9兆4,573億円、貸出金の総額は6兆8,395億円でございます。また、民間の調査会社によりますと、両行合わせて県内企業の約6割がメインバンクと認識しているところでございます。

また、融資先企業等において不利益を生ずるおそれがあると認められるときは、特例法に基づき、金融庁や公正取引委員会が措置を講じることとしておりまして、金融庁では、融資先企業等と金融機関との個別トラブルについて相談窓口を設置して対応しているところでございます。

県におきましても、融資に係る相談窓口を設置して不利益に関する個別の相談に応じておりますが、今後も、こうした状況の変化による御相談にも丁寧に対応するとともに、必要に応じ国に情報を提供して連携するなど、適切に対処してまいります。

最後に、金融機関からの企業支援と産業支援の強化策についてでございます。

民間の調査会社によりますと、この2022年度の長野県の赤字法人率は66.7%となっており、足元においても、物価高騰、人件費の高騰、人手不足等により、県内の中小企業、特に小規模事業者の経営環境は厳しい状況に置かれているものと私どもも認識しております。このため、県では、中小企業融資制度によりまして、金融機関及び信用保証協会と協調して中小企業の事業活動を金融面で後押ししているところでございます。

経営の下支えとしましては、経営健全化支援資金により、物価高の影響を受ける事業者の資金繰りを支援するとともに、借換えを通じたコロナ関連融資などの返済負担軽減策を講じております。

また、経営基盤強化事業成長支援としましては、信州創生推進資金により、AI・IoTによる生産性向上や新分野進出による経営多角化、ゼロカーボンに向けた取組などに低利の融資メニューを設けているところでございます。

加えて、先月閣議決定されました国の総合経済対策では、新たに経営改善、事業再生に取り組む事業者の資金繰りや、民間金融機関のプロパー融資との協調により、人手不足に対応する

省力化投資など多岐にわたる経営課題への取組に対する資金供給を支援する信用保証制度の創設など、資金面での対策を盛り込んでおりまして、県としましても臨機応変な対応を検討し、今後も、金融支援のほか、様々な支援策を通じて県内産業の振興に努めてまいります。

以上でございます。

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君）それぞれ答弁を頂戴しました。

昨日のNHK、今日の信毎の報道で、松商短大が実施したこの件に関する企業の意向調査が公表されました。八十二をメインバンクとする企業については、「影響はない」が70.5%ですが、長野銀行をメインバンクとする企業は、「影響はない」とする企業は39.0%で、逆に悪い影響というのが、八十二では6.3%、長野銀行では36.6%に及んでいます。

私のところに入ってくるお話でも、やはり合併される長野銀行とお取引をしている皆さんが大変不安に思っているという事が分かっております。満足度はそれぞれの銀行によって分野ごとに異なっていますが、当然のことながら、培ってきた取引先との関係や融資判断基準は異なっています。

開業率は全国最下位ゾーンから抜け出しましたが、まだまだです。先ほど向山議員も触れられましたが、この中からスタートアップ、さらにはユニコーンまで育てていくためには、私は地方銀行の役割は非常に大きいものだと思います。このことが寡占によって障害にならないように、制度資金だけでは限界がありますから、県としても、今までの産業政策の中でそれをビルトインして、しっかりとした企業が育つように今後もお取組をいただくことをお願いして、私の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）以上で行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑は終局いたしました。

●知事提出議案委員会付託

○議長（山岸喜昭君）次に、知事提出議案をそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。付託一覧表は後刻お手元に配付いたします。

●陳情提出報告、委員会付託

○議長（山岸喜昭君）次に、去る9月定例会後、県議会に対して陳情の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読、議案等の部「4 陳情文書表」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

ただいま報告いたしました陳情を、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。
陳情文書表は後刻お手元に配付いたします。

●陳情取下げの件

○議長（山岸喜昭君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、陳情の取下願がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました陳情取下げの件を本日の日程に追加いたします。

本件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件については、それぞれ願い出のとおり取下げを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ願い出のとおり取下げを許可することに決定いたしました。

〔議案等の部「5 陳情取下願」参照〕

●議員提出議案及び委員会提出議案の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、議員及び長野県議会少子化・人口減少対策調査特別委員長から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

議第1号

安定的な地域医療体制の確保に向けた支援の充実を求め
る意見書案提出書

令和6年12月5日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

風 間 辰 一

賛 成 者

小 林 東一郎 服 部 宏 昭 萩 原 清

佐々木 祥 二 西 沢 正 隆 宮 本 衡 司

小 池 清 丸 山 栄 一 依 田 明 善

堀	内	孝	人	酒	井	茂	共	田	武	史
寺	沢	功	希	宮	下	克	竹	内	正	美
丸	茂	岳	人	大	井	岳	山	田	英	喜
向	山	賢	悟	早	川	大	垣	内	将	邦
青	木		崇	高	島	陽	埋	橋	茂	人
中	川	博	司	花	岡	賢	望	月	義	寿
佐	藤	千	枝	丸	山	寿	竹	村	直	子
小	林	陽	子	林		和	小	山	仁	志
小	池	久	長	グレート	無	茶	清	水	正	康
小	林	あ	や	奥	村	健	百	瀬	智	之
清	水	純	子	川	上	信	加	藤	康	治
勝	野	智	行	勝	山	秀	毛	利	栄	子
和	田	明	子	両	角	友	山	口	典	久
藤	岡	義	英	宮	澤	敏	小	林	君	男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第2号

転作した畑作農業者が意欲を持って営農を継続するため
の支援を求める意見書案提出書

令和6年12月5日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

風 間 辰 一

賛 成 者

小	林	東一郎	服	部	宏	昭	萩	原	清
佐	々	木 祥二	西	沢	正	隆	宮	本	衡 司
小	池	清	丸	山	栄	一	依	田	明 善
堀	内	孝 人	酒	井	茂		共	田	武 史
寺	沢	功 希	宮	下	克 彦		竹	内	正 美
丸	茂	岳 人	大	井	岳 夫		山	田	英 喜
向	山	賢 悟	早	川	大 地		垣	内	将 邦
青	木	崇	高	島	陽 子		埋	橋	茂 人

中 川 博 司	花 岡 賢 一	望 月 義 寿
佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子	竹 村 直 子
小 林 陽 子	林 和 明	小 山 仁 志
小 池 久 長	グレート無茶	清 水 正 康
小 林 あ や	奥 村 健 仁	百 瀬 智 之
清 水 純 子	川 上 信 彦	加 藤 康 治
勝 野 智 行	勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子
和 田 明 子	両 角 友 成	山 口 典 久
藤 岡 義 英	宮 澤 敏 文	小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第3号

年収の壁に関する十分な議論と地方財政への配慮を求め
る意見書案提出書

令和6年12月5日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

風 間 辰 一 小 林 東一郎

賛 成 者

小 山 仁 志	服 部 宏 昭	萩 原 清
佐々木 祥 二	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	依 田 明 善
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	宮 下 克 彦	竹 内 正 美
丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫	山 田 英 喜
向 山 賢 悟	早 川 大 地	垣 内 将 邦
青 木 崇	高 島 陽 子	埋 橋 茂 人
中 川 博 司	花 岡 賢 一	望 月 義 寿
佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子	竹 村 直 子
小 林 陽 子	林 和 明	小 池 久 長
百 瀬 智 之	清 水 正 康	小 林 あ や
奥 村 健 仁	グレート無茶	清 水 純 子

川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第4号

闇バイトによる犯罪防止に向けた取組の強化を求める意

見書案提出書

令和6年12月5日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

小 林 東一郎

賛 成 者

風 間 辰 一	服 部 宏 昭	萩 原 清
佐々木 祥 二	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	依 田 明 善
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	宮 下 克 彦	竹 内 正 美
丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫	山 田 英 喜
向 山 賢 悟	早 川 大 地	垣 内 将 邦
青 木 崇	高 島 陽 子	埋 橋 茂 人
中 川 博 司	花 岡 賢 一	望 月 義 寿
佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子	竹 村 直 子
小 林 陽 子	林 和 明	小 山 仁 志
小 池 久 長	百 瀬 智 之	清 水 正 康
小 林 あ や	奥 村 健 仁	グレート無茶
清 水 純 子	川 上 信 彦	加 藤 康 治
勝 野 智 行	勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子
和 田 明 子	両 角 友 成	山 口 典 久
藤 岡 義 英	宮 澤 敏 文	小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第 5 号

投票率の向上に向けた投票機会の更なる拡大を求める意
見書案提出書

令和 6 年12月 5 日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

風 間 辰 一 小 林 東一郎

賛 成 者

小 山 仁 志	服 部 宏 昭	萩 原 清
佐々木 祥 二	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	依 田 明 善
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	宮 下 克 彦	竹 内 正 美
丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫	山 田 英 喜
向 山 賢 悟	早 川 大 地	垣 内 将 邦
青 木 崇	高 島 陽 子	埋 橋 茂 人
中 川 博 司	花 岡 賢 一	望 月 義 寿
佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子	竹 村 直 子
小 林 陽 子	林 和 明	小 池 久 長
百 瀬 智 之	清 水 正 康	小 林 あ や
奥 村 健 仁	グレート無茶	清 水 純 子
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第 1 項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第 6 号

緊急浚渫推進事業債等の事業期間の延長を求める意見書
案提出書

令和 6 年12月 5 日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

小 林 東一郎

賛 成 者

風 間 辰 一	服 部 宏 昭	萩 原 清
佐々木 祥 二	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	依 田 明 善
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	宮 下 克 彦	竹 内 正 美
丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫	山 田 英 喜
向 山 賢 悟	早 川 大 地	垣 内 将 邦
青 木 崇	高 島 陽 子	埋 橋 茂 人
中 川 博 司	花 岡 賢 一	望 月 義 寿
佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子	竹 村 直 子
小 林 陽 子	林 和 明	小 山 仁 志
小 池 久 長	百 瀬 智 之	清 水 正 康
小 林 あ や	奥 村 健 仁	グレート無茶
清 水 純 子	川 上 信 彦	加 藤 康 治
勝 野 智 行	勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子
山 口 典 久	和 田 明 子	両 角 友 成
藤 岡 義 英	宮 澤 敏 文	小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第7号

選択的夫婦別姓制度について十分に議論し、旧姓の通称
使用の法制化を求める意見書案提出書

令和6年12月5日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

風 間 辰 一

賛 成 者

宮 本 衡 司 服 部 宏 昭 萩 原 清

佐々木 祥 二	西 沢 正 隆	小 池 清
丸 山 栄 一	依 田 明 善	堀 内 孝 人
酒 井 茂	共 田 武 史	寺 沢 功 希
宮 下 克 彦	竹 内 正 美	丸 茂 岳 人
大 井 岳 夫	山 田 英 喜	向 山 賢 悟
早 川 大 地	垣 内 将 邦	青 木 崇

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第8号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案提出書

令和6年12月5日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

小 林 東一郎	清 水 純 子	毛 利 栄 子
高 島 陽 子		

賛 成 者

小 山 仁 志	埋 橋 茂 人	中 川 博 司
花 岡 賢 一	望 月 義 寿	佐 藤 千 枝
丸 山 寿 子	竹 村 直 子	小 林 陽 子
林 和 明	小 池 久 長	百 瀬 智 之
清 水 正 康	小 林 あ や	奥 村 健 仁
グレート無茶	川 上 信 彦	加 藤 康 治
勝 野 智 行	勝 山 秀 夫	両 角 友 成
和 田 明 子	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第9号

企業・団体献金の全面的な禁止を求める意見書案提出書

令和6年12月5日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

毛利 栄子 藤岡 義英
賛成者
小林 東一郎 高島 陽子 埋橋 茂人
中川 博司 花岡 賢一 望月 義寿
佐藤 千枝 丸山 寿子 竹村 直子
小林 陽子 林 和明 小山 仁志
小池 久長 百瀬 智之 グレート無茶
和田 明子 両角 友成 山口 典久
小林 君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「1 議案 (2)議員提出議案」参照〕

委第1号

少子化・人口減少対策の一層の強化を求める決議案提出
書

令和6年11月29日

長野県議会議長 山岸 喜昭 様

提出者

長野県議会少子化・人口減少対策調査特別委員長

風間 辰一

長野県議会会議規則第23条第2項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「1 議案 (3)委員会提出議案」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

ただいま報告いたしました議員提出議案及び委員会提出議案を本日の日程に追加いたします。

●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）最初に、議第1号「安定的な地域医療体制の確保に向けた支援の充実を求める意見書案」、議第2号「転作した畑作農業者が意欲を持って営農を継続するための支援を求める意見書案」、議第3号「年収の壁に関する十分な議論と地方財政への配慮を求める意見書案」、議第4号「闇バイトによる犯罪防止に向けた取組の強化を求める意見書案」、議第5号「投票率の向上に向けた投票機会の更なる拡大を求める意見書案」及び議第6号「緊急浚渫推進事業債等の事業期間の延長を求める意見書案」を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本案については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案それぞれに対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ原案どおり可決されました。

●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、議第7号「選択的夫婦別姓制度について十分に議論し、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書案」を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

この採決は、議長が必要と認めますので記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員数は、議長を含めて54人であります。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は白票を、これを否とする議員は青票を、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔職員氏名点呼・投票〕

○議長（山岸喜昭君）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

〔開 票〕

○議長（山岸喜昭君）投票の結果を報告いたします。

投票総数 53 票

白 票 22 票

青 票 31 票

以上のとおり青票が多数であります。

よって、本案は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔参 照〕

原案可決を可とする者の氏名

青 木 崇	垣 内 将 邦	早 川 大 地	向 山 賢 悟
山 田 英 喜	大 井 岳 夫	丸 茂 岳 人	竹 内 正 美
宮 下 克 彦	寺 沢 功 希	共 田 武 史	酒 井 茂
堀 内 孝 人	依 田 明 善	丸 山 栄 一	小 池 清
宮 本 衡 司	西 沢 正 隆	風 間 辰 一	佐々木 祥 二
萩 原 清	服 部 宏 昭		

原案可決を否とする者の氏名

竹 村 直 子	小 林 陽 子	林 和 明	勝 山 秀 夫
グレート無茶	奥 村 健 仁	佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子
小 林 君 男	勝 野 智 行	加 藤 康 治	小 林 あ や
清 水 正 康	花 岡 賢 一	望 月 義 寿	山 口 典 久
藤 岡 義 英	川 上 信 彦	百 瀬 智 之	小 山 仁 志
高 島 陽 子	埋 橋 茂 人	続 木 幹 夫	中 川 博 司
両 角 友 成	清 水 純 子	小 池 久 長	小 林 東 一 郎
毛 利 栄 子	和 田 明 子	宮 澤 敏 文	

●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、議第8号「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

高島陽子議員。

〔33番高島陽子君登壇〕

○33番（高島陽子君）議第8号「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案」について、提案理由を説明いたします。

「別姓にしたい？通称使用で十分でしょ？」、いいえ。そもそもの趣旨が違います。

日本経団連、一般社団法人日本経済団体連合会は、今年6月、「選択肢のある社会の実現を目指して 女性活躍に対する制度の壁を乗り越える」と題して政府への提言を行いました。国内最大の経済団体からの力強く説得力あるこの申入れは、画期的でありました。

経済及び社会活動における成長のためには、多様性や公平性、包摂性を推進することが不可欠で、とりわけ我が国の女性のエンパワーメントは世界的に見て大きく立ち後れており、それを一步前に進める上で、当たり前といえば至極当然な要望と言えます。

経団連の提言は、女性活躍を阻害する社会制度の最重要課題のうち、見直すべき一つが民法750条の夫婦同氏制度であると指摘。時代と共に変化し、多様化していく価値観や考え方、社会実態に合わせて一人一人の選択肢を増やす観点から、今後、法改正により、希望すれば不自由なく自らの姓を自身で選択できる制度を早期に実現してほしいと求めています。

実際に、95%の夫婦が夫の姓を選び、妻が姓を改めていることから、アイデンティティー喪失や自己の存在を証することができないため、日常生活、職業生活上の不便や不利益といった改姓、姓を改めることによる負担が女性に偏っている現実があることは、今国会の参議院本会議での代表質問に対する首相答弁でも明らかになっています。

家族観に対する国民の意識も変化し、人口の都市部集中、核家族化、晩婚化、少子化、国際結婚や離婚の増加など、家族の在り方は多様化しています。子供の姓はどうなるのかといった懸念や心配には、既に一般化しつつある婚姻の国際化経験で先行的事例が応えていると考えます。

これまで、慣例的に、企業は社員のキャリアの連続性を重視し、旧姓の通称使用を認めてきました。しかしながら、企業の現場において、社員の税や社会保険等の手続などに際し、戸籍上の姓との照合など負担を強いられるほか、長期的にキャリア形成をする女性、グローバルに活躍する女性、役員をはじめ意思決定層に登用される女性、自ら起業する女性等の増加に伴って、女性が不利益、不便を被る場面が一層増したことは、経団連調査結果において明らかです。

加えて、一人っ子同士の結婚の際の姓の選択や親に対する扶養などをどうするかといった問題も地域生活の身近なところで起きています。困っている人が現実にいること、これこそが選択的夫婦別姓問題の出発点であり、理解を進め、解決を図ることは政治の仕事です。

以上のことから、国内で限定的に旧姓の通称使用を制度化しても、日本はジェンダー平等や人権侵害の観点から、夫婦同姓の強制を是正しない限り、グローバルスタンダードからかけ離

れ、ひいては日本の成長につながらないと言えます。

日弁連も継続的にこの問題に向き合って推移を見守り、意見書等を提出するなど、行動しています。国連女性差別撤廃委員会は、これまで3度にわたって是正勧告を行ってきましたが、折しも10月の定期報告審議で、日本のジェンダー平等政策が国際基準に照らして大きく後れを取っており、改めて4度目の是正を求めたところです。

今なおジェンダーのジェの字を見ることがや耳にすることに抵抗がある、時期尚早だ、国民議論を深めよとの御意見があることは承知していますが、政府が1991年の法制審議会においてこの問題の議論を提起してから30年余の歳月が費やされています。今日本政府が変わらなければ、多様化する国民のライフスタイルや成長に合致しません。したがって、選択的夫婦別姓制度を導入するのは今だと申し上げ、提案説明といたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は委員会審査を省略することに決定いたしました。

質疑の通告がありませんので、本案につき討論をいたします。

大井岳夫議員から討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

大井岳夫議員。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案」に反対の立場より、自民党県議団を代表して討論を行います。

選択的夫婦別姓導入をめぐるっては、家族の在り方が多様化していることを背景に、経済界や若者世代より実現を求める声があることは承知しています。一方で、導入により、日本が長きにわたって守ってきた伝統的な家族制度が大きく揺らぎ、我が国の国体や根幹を揺るがすおそれがあることにも配慮しなくてはなりません。

そこで、以下二つの側面より、選択的夫婦別姓導入における問題点を論じたいと思います。

1として、夫婦間の協議で意見が整わなかったら子の姓はどうなるのかという懸念です。最終的には家庭裁判所に判断を委ねればよいという考えもあるようですが、では、裁判所は何を基準に姓を決めるのでしょうか。夫婦双方が納得できる理由を示せるのでしょうか。極めて難しい判断となります。

また、選択的夫婦別姓を選択した夫婦の子は、必然的に父、母、どちらかの姓を選ばなくてはなりません。これを強制的親子別姓と表現する声もあるほど子への影響が懸念されます。

2として、家への帰属意識が損なわれることで、伝統的な日本の価値観、伝統が失われるのではないかという懸念です。

夫婦同姓は日本の伝統的な家族観を象徴しており、家庭内の一体感や調和を保つ重要な制度であります。実際、日本の長い歴史の中で、家という概念、家族制度という基盤は社会の土台を支えてきました。日本が古来より守り大切にしてきた家族観、価値観、先祖代々受け継がれてきた郷土への思いや家への誇りといった精神も、この選択的夫婦別姓をめぐる議論の中で改めて評価し、見直されるべきであり、守るべきものは守っていくべきと考えます。

また、結婚による改姓が不利益との指摘に対しては、結婚後も旧姓を通称使用することで解決することは可能であり、そうした不利益は、氏の通称使用が広がることにより一定程度は緩和されると最高裁の指摘にもあります。

選択的夫婦別姓をめぐる世論の賛否割合は、選択的夫婦別姓導入に賛成、反対がそれぞれ3割である一方、今の制度の中で旧姓を通称使用できればよいという方は4割とされています。多様性を尊重する社会にあっては、多様な意見を反映した法制度の整備こそ求める必要があるのではないのでしょうか。

さて、私たち地方議会が提出する意見書は、国に対して実行、実現を求めるだけで、あとは国で考えろという無責任なものではなく、時には、その実現、実行に当たっては共に汗をかくという覚悟を持った責任あるものでなければならないと思っています。そのような意味では、本意見書案は、ただ単に選択的夫婦別姓の導入を求めるだけの内容となっていないでしょうか。

家族に関連する法律は、明治の時代から極めて慎重に議論され、扱われてきました。家族というまさに国の根幹に関わる事項は、どのような不都合が生じるかといった側面も考慮しつつ、導入を望むのであれば、国民的議論、理解の下、判断されるべきであり、関係する環境整備も必要不可欠となります。その視点からも、まだ議論が成熟しているとは言いきれません。

以上の理由より、議員各位の賛同を求め、選択的夫婦別姓の導入に反対する討論といたします。

○議長（山岸喜昭君）以上で討論は終局いたしました。

本案を採決いたします。

この採決は、議長が必要と認めますので記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員数は、議長を含めて54人であります。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は白票を、これを否とする議員は青票を、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔職員氏名点呼・投票〕

○議長（山岸喜昭君）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

〔開 票〕

○議長（山岸喜昭君）投票の結果を報告いたします。

投票総数 53 票

白 票 31 票

青 票 22 票

以上のとおり白票が多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔参 照〕

原案可決を可とする者の氏名

竹 村 直 子	小 林 陽 子	林 和 明	勝 山 秀 夫
グレート無茶	奥 村 健 仁	佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子
小 林 君 男	勝 野 智 行	加 藤 康 治	小 林 あ や
清 水 正 康	花 岡 賢 一	望 月 義 寿	山 口 典 久
藤 岡 義 英	川 上 信 彦	百 瀬 智 之	小 山 仁 志
高 島 陽 子	埋 橋 茂 人	続 木 幹 夫	中 川 博 司
両 角 友 成	清 水 純 子	小 池 久 長	小 林 東 一 郎
毛 利 栄 子	和 田 明 子	宮 澤 敏 文	

原案可決を否とする者の氏名

青 木 崇	垣 内 将 邦	早 川 大 地	向 山 賢 悟
山 田 英 喜	大 井 岳 夫	丸 茂 岳 人	竹 内 正 美
宮 下 克 彦	寺 沢 功 希	共 田 武 史	酒 井 茂
堀 内 孝 人	依 田 明 善	丸 山 栄 一	小 池 清

宮 本 衡 司 西 沢 正 隆 風 間 辰 一 佐々木 祥 二
萩 原 清 服 部 宏 昭

●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、議第9号「企業・団体献金の全面的な禁止を求める意見書案」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

藤岡義英議員。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君）日本共産党県議団の藤岡義英です。議第9号「企業・団体献金の全面的な禁止を求める意見書案」について提案説明を行います。

さきの総選挙では、自民党派閥の裏金問題に対する国民の批判が大きく広がり、与党過半数割れという結果となりました。今、国会では、政治資金規正法の再改正の議論が行われており、企業・団体献金の禁止がされるのかが最大の焦点となっています。

そもそも、選挙権がない企業が巨額のお金で政治、政策をゆがめることは、国民の参政権の侵害であり、賄賂である企業・団体献金は禁止されなければなりません。政治資金は、本来、主権者である国民の浄財に支えられるべきものであります。

企業・団体献金は、リクルート事件などを受けた30年前の1994年、平成の政治改革のときに大きな焦点となりました。私は当時大学生でありましたが、そのときもとても注目しておりました。

税金を原資とする政党交付金の導入に伴い、意見書案に書かれているように、企業・団体献金をめぐっては、政治家と特定の企業・団体との癒着防止等を目的に、政治家個人に加え、政治家の資金管理団体に対する献金が禁止されました。

一方、政党及び政党への資金援助を目的とする政治資金団体に対する企業・団体献金は、平成の政治改革のときに、全面禁止に向け5年後に見直すと言われていましたが、現在まで放置されたままであり、政党交付金との二重取りが続いています。30年来の宿題とも呼ばれております。政党支部への献金と政治資金パーティー券購入の二つの抜け穴を塞ぐことが一番の課題となっています。

さて、2022年の企業・団体献金ですが、自民党の政党本部へは約25億円、政党支部へは、総務省届出分、都道府県選管届出分を合わせると約12億9,000万円で、全体の9割を占めています。石破首相は、企業の政治活動の自由を認めた1970年の最高裁判決を根拠に、企業・団体も寄附は禁じられていないと主張されていますが、判決では、同時に、巨額寄附に伴う金権政治

の弊害には立法政策で対処すべきだとの判断を示しています。

この間のメディアの世論調査でも、企業・団体献金の禁止を法案に盛り込むべきと答える人が圧倒的多数です。このまま企業・団体献金の禁止が盛り込まれない再改正が行われてしまえば、ますます国民の政治不信は深まってしまいます。新しい国会で30年来の宿題に決着をつけるときだと長野県から強く迫っていこうではありませんか。

国会及び政府において、国民の政治に対する信頼を確保するために、企業・団体による政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーにおけるパーティー券の購入を禁じることを内容とする政治資金規正法の改正により、企業・団体献金を全面禁止することを求めるものです。議員各位の賛同をお願いし、提案説明といたします。

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は委員会審査を省略することに決定いたしました。

質疑の通告がありませんので、本案につき討論をいたします。

山田英喜議員から討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

山田英喜議員。

〔18番山田英喜君登壇〕

○18番（山田英喜君）自由民主党県議団を代表いたしまして、「企業・団体献金の全面的な禁止を求める意見書案」に反対の立場から討論を行います。

私たち政治家は、自身の活動をもって地域に対する思いや実現していきたい政策を有権者の皆様に伝え、賛同をいただくことで活動することができます。また、その活動の幅を広げていくには多くの資金が必要なことも事実であり、その中で賛同を得た企業や団体からの献金を受けられないとなると、もともとの資産家や既に地盤のある議員がどうしても有利な構造になりかねません。真の民主主義とは、いかなる人間も政治家として活動できることであり、その道を閉ざしてはなりません。

一方で、企業・団体献金が癒着や不透明性の象徴として批判されることも理解しています。

しかし、問題の本質は、不透明な運用にあるのであって、献金そのものではありません。

現行の制度では、一定額を超える献金について詳細な公開が義務づけられており、透明性を確保する仕組みもありますが、必要であればさらなる規制強化や監査体制の充実を図ることは重要であるものの、禁止という極端な措置を取るべきではないと考えます。企業・団体献金を

禁止すれば、政治資金の調達は個人献金や政党助成金に依存することになります。しかし、個人献金の普及は日本ではまだ進んでおらず、政党助成金に依存する構図は、特定の政党が圧倒的に有利になる不平等な政治構造を生みかねません。こうした代替手段に伴う問題は、より大きな課題を引き起こす可能性があります。

献金は、その運用における透明性を高め、不正を防ぐための規制強化は必要と考えますが、全面禁止という極端な措置は政治の多様性を失わせ、結果として声なき声を拾うことができず、国民生活に悪影響を及ぼすおそれがあることから、議員各位の賛同を求め、「企業・団体献金の全面的な禁止を求める意見書案」に反対する討論といたします。

○議長（山岸喜昭君）以上で討論は終局いたしました。

本案を採決いたします。

この採決は、議長が必要と認めますので記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員数は、議長を含めて54人であります。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は白票を、これを否とする議員は青票を、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔職員氏名点呼・投票〕

○議長（山岸喜昭君）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

〔開 票〕

○議長（山岸喜昭君）投票の結果を報告いたします。

投票総数	53 票
白 票	25 票
青 票	28 票

以上のとおり青票が多数であります。

よって、本案は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔参 照〕

原案可決を可とする者の氏名

竹村直子	小林陽子	林和明	グレート無茶
奥村健仁	佐藤千枝	丸山寿子	小林君男
小林あや	清水正康	花岡賢一	望月義寿
山口典久	藤岡義英	百瀬智之	小山仁志
高島陽子	埋橋茂人	続木幹夫	中川博司
両角友成	小池久長	小林東一郎	毛利栄子
和田明子			

原案可決を否とする者の氏名

勝山秀夫	青木崇	垣内将邦	早川大地
勝野智行	加藤康治	向山賢悟	山田英喜
大井岳夫	丸茂岳人	川上信彦	竹内正美
宮下克彦	寺沢功希	共田武史	清水純子
酒井茂	堀内孝人	依田明善	宮澤敏文
丸山栄一	小池清	宮本衡司	西沢正隆
風間辰一	佐々木祥二	萩原清	服部宏昭

●委員会提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、委第1号「少子化・人口減少対策の一層の強化を求める決議案」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

風間辰一長野県議会少子化・人口減少対策調査特別委員長。

〔54番風間辰一君登壇〕

○54番（風間辰一君）委第1号「少子化・人口減少対策の一層の強化を求める決議案」につきまして提案理由の説明を申し上げます。

少子化・人口減少は、県の将来にとって最も重要な課題であります。少子化の進行は、地域社会の存立基盤を揺がす大きな脅威となることから、議会では、令和4年3月に、県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例を議員提案により制定し、県の責務や取組、県民等の役割を定め、施策の総合的、計画的な推進を図ったところであります。

県は、昨年度、国の少子化対策の強化に合わせて、人口減少を前提とした社会づくり等の検討を新たに始めることとしたため、議会といたしましても、少子化・人口減少対策調査特別委員会を設置して、委員会の開催等を通じて執行部の取組状況を調査し、都度意見を申し上げてまいりました。

先月末に県から示された人口戦略案となる信州未来共創戦略（仮称）案は、今月にも決定されることとありますので、人口戦略の策定に当たり、特別委員会の発議として、特に次の3点につきまして県の対応を求めるものであります。

1点目は、県の人口減少による将来の影響が県民に伝わるよう情報発信を行い、行政だけでなく県民総参加で取り組む仕組みを構築し、施策を着実に推進すること。

2点目は、人口戦略には、若者の希望実現を最大限支援し、ライフプラン教育や若者の声を政策に反映させる仕組みを盛り込み、これらの実現に必要な予算措置を講じること。

3点目は、国に対して教育費の無償化等必要な施策を積極的に提言すること。

以上であります。

戦略の策定は取組の出発点であり、策定後の実効性の確保が重要であるとの認識から、申し上げました3点を踏まえた取組の強化を強く求めまして、本決議案の提案説明といたします。

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（山岸喜昭君）次会は、来る12月13日午後1時に再開して、各委員長の報告案件並びに選挙管理委員及び同補充員の選挙を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時47分散会

令和 6 年 12 月 13 日

長野県議会（定例会）会議録

第 6 号

令和 6 年 11 月
第436回長野県議会(定例会)会議録 (第 6 号)

令和 6 年12月13日 (金曜日)

出席議員 (55名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	31 番	寺 沢 功 希
5 番	グ レ ー ト 無 茶	32 番	共 田 武 史
6 番	奥 村 健 仁	33 番	高 島 陽 子
7 番	青 木 崇	34 番	荒 井 武 志
8 番	垣 内 将 邦	35 番	埋 橋 茂 人
9 番	早 川 大 地	36 番	続 木 幹 夫
10 番	佐 藤 千 枝	37 番	中 川 博 司
11 番	丸 山 寿 子	38 番	両 角 友 成
12 番	小 林 君 男	39 番	清 水 純 子
13 番	勝 野 智 行	40 番	小 池 久 長
14 番	加 藤 康 治	41 番	酒 井 茂 人
15 番	小 林 あ や	42 番	堀 内 孝 人
16 番	清 水 正 康	43 番	依 田 明 善
17 番	向 山 賢 悟	44 番	山 岸 喜 昭
18 番	山 田 英 喜	45 番	小 林 東 一 郎
19 番	大 井 岳 夫	47 番	毛 利 栄 子
20 番	丸 茂 岳 人	48 番	和 田 明 子
21 番	花 岡 賢 一	49 番	宮 澤 敏 文
22 番	望 月 義 寿	50 番	丸 山 栄 一
23 番	山 口 典 久	51 番	小 池 清
24 番	藤 岡 義 英	52 番	宮 本 衡 司
25 番	川 上 信 彦	53 番	西 沢 正 隆
26 番	百 瀬 智 之	54 番	風 間 辰 一

55 番 佐々木 祥 二
56 番 萩 原 清

57 番 服 部 宏 昭

欠席議員（1名）

30 番 大 畑 俊 隆

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
危機管理監兼危機管理部長 前 沢 直 隆
企画振興部長 中 村 徹
総 務 部 長 渡 辺 高 秀
県民文化部長 直 江 崇
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 諏 訪 孝 治
産業労働部長 田 中 達 也
観光スポーツ部長 加 藤 浩
農 政 部 長 小 林 茂 樹

林 務 部 長 須 藤 俊 一
建 設 部 長 新 田 恭 士
会計管理者兼会計局長 尾 島 信 久
公営企業管理者企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 新 納 範 久
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 米 沢 一 馬
教 育 次 長 曾根原 好 彦
警 察 本 部 長 鈴 木 達 也
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 涉
議 事 課 長 矢 島 武
議事課企画幹兼課長補佐 山 本 千 鶴 子

議事課担当係長 萩 原 晴 香
総 務 課 主 任 東 方 啓 太

令和 6 年12月13日（金曜日）議事日程

午後 1 時開議

各委員長の報告案件

選挙管理委員及び同補充員の選挙

本日の会議に付した事件等

各委員長の報告案件

選挙管理委員及び同補充員の選挙

午後 1 時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、各委員長の報告案件並びに選挙管理委員及び同補充員の選挙であります。

次に、大畑俊隆議員から本日欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

●委員会審査報告書提出報告

○議長（山岸喜昭君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、各委員長から委員会審査報告書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「6 委員会審査報告書」参照〕

●各委員長の報告

○議長（山岸喜昭君）各委員長の報告案件を一括して議題といたします。

最初に、決算特別委員長の報告を求めます。

清水正康委員長。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）決算特別委員会に付託されました議案に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、去る 9 月定例会において付託されました第16号「令和 5 年度長野県一般会計及び特別会計の決算の認定について」及び第17号「令和 5 年度長野県企業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について」であります。

最初に、第16号議案について申し上げます。

令和 5 年度の一般会計の決算状況につきましては、歳入総額 1 兆1,272億9,037万円余、歳出

総額 1 兆1,106億3,249万円余であり、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は83億2,978万円余の黒字となり、前年度に比べ16億1,292万円余の減少となっております。

また、公債費特別会計以下11特別会計の決算状況につきましては、歳入総額4,485億3,305万円余、歳出総額4,380億1,059万円余で、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支の総額は105億2,245万円余の黒字であり、前年度に比べ15億9,918万円余の減少となっております。

次に、第17号議案について申し上げます。

健康福祉部が所管する総合リハビリテーション事業会計の決算の状況は、総収益18億9,875万円余に対し総費用18億3,396万円余であり、損益は6,478万円余の純利益となっております。

次に、環境部が所管する流域下水道事業会計の決算の状況は、総収益114億3,799万円余に対し総費用113億8,584万円余であり、損益は5,215万円余の純利益となっております。

次に、企業局が所管する電気事業会計及び水道事業会計の決算の状況についてであります。

まず、電気事業会計の決算の状況は、総収益49億3,773万円余に対し総費用35億6,607万円余であり、損益は13億7,166万円余の純利益となっております。この純利益となった剰余金に前年度からの繰越利益剰余金 5 億5,752万円余を合わせ、減債積立金へ 7 億4,124万円余を、建設改良積立金へ11億8,794万円余を積み立てることとしております。

水道事業会計の決算の状況は、総収益52億2,622万円余に対し総費用48億144万円余であり、損益は 4 億2,478万円余の純利益となっております。この純利益となった剰余金について、減債積立金へ 4 億2,478万円余を積み立てることとしております。

これらの決算及び剰余金の処分につきまして、6月定例会において当委員会を設置し、本庁及び現地機関における歳入の確保状況、予算の執行状況、事業施策の効果、成果等を慎重に審査してまいりました。その結果、知事提出議案につきましては、書面で御報告申し上げましたとおり、剰余金の処分は原案のとおり可決し、決算はいずれも認定すべきものと決定いたしました。

続いて、平成19年12月定例会において議決した、決算認定議案審査報告に対する対応状況を明らかにすることを求める決議に基づき議会へ示していただく指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的な指摘要望事項として歳入予算の確保と適切な予算執行についてであります。

様々な県政課題に的確に対応するため、財源となる収入の確保及び収入未済の縮減になお一層努めることを要望いたします。

また、翌年度への繰越額及び不用額が多額となっている現状に鑑み、その要因を分析するとともに、事業を計画的に実施するよう要望いたします。

加えて、決算調書の表記は決算数値の信頼性に関わることであるため、数値や記載内容の確

認には細心の注意を払い、確実に作成することを要望いたします。

次に、個別的な指摘要望事項として2点申し上げます。

1点目は、事業改善シートは、事業の成果を評価し、現状における課題を明らかにするために重要であることから、適切な成果指標の採用及び目標値の設定に努めること。また、目標値の達成、未達成の要因について分析を行い、これまでの事業の効果が十分であるか検証し、今後の事業の方向性について見直しを行うこと。

2点目は、複雑かつ多様化する県政課題への適切な対応に資するため、県業務のDXを進め、さらなる効率化に努めること。

以上、県当局の今後一層の取組強化や検討、改善を求めることといたしました。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第16号の事件案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本件を採決いたします。

本件、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君）次に、県民文化健康福祉委員長の報告を求めます。

小山仁志委員長。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）県民文化健康福祉委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、県民文化部関係であります。

県民文化部からは、消費生活センターの松本への集約に関して、長野県消費生活審議会での主な意見とその対応方針について詳細な説明がありました。

委員からは、SNSを活用した相談の実施や各地域振興局でのオンライン相談窓口の開設な

ど、機能強化による利便性の向上に期待する旨の発言がありました。

また、高齢者などパソコンやインターネットに不慣れな方へのサポートを充実させるよう要望があったほか、相談件数の増加が予想される市町村に対する支援や、現在働いている消費生活相談員の処遇について丁寧な対応を求める意見がありました。

このほか、自らが望む人生の実現に向けたライフデザイン支援など、若者、とりわけ若年男性に対する施策についてさらなる取組を求める意見などが出されたところであります。

次に、健康福祉部関係であります。

健康福祉部からは、障がいのある方が創作したアート作品を企業等へ有料で貸し出し、レンタル料から必要経費を除いた額を作家に還元するザワメキアートレンタル事業について説明がありました。

委員からは、レンタル作品の供給体制構築や借り手となる企業等への周知など、事業を継続していく上での今後の取組方針について質問があったほか、アート作品の購入を希望する方と作家とのマッチング等将来的な販売の仕組みづくりについて検討を求める意見がありました。

このほか、人口減少やコロナ禍を経た患者の受療行動の変化等を背景とした医療機関の経営環境悪化への対応について複数の委員から質問があり、健康福祉部からは、地域の実情に応じた最適な医療の在り方の議論に積極的に協力していくほか、診療報酬の適切な改定や公立・公的病院の運営に対する地方財政措置の拡充を国に要望しているとの答弁があるなど様々な議論が交わされたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君） 委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君） 質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案、第7号の条例案、陳第481号を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君） 御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君） 次に、産業観光企業委員長の報告を求めます。

宮下克彦委員長。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君）産業観光企業委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げましたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

最初に、産業労働部関係であります。

産業労働部からは、人口減少が進む中での産業の発展や、生活サービス維持に向けた付加価値労働生産性の向上、多様な人材の労働参加などが必要であり、各事業所、各産業におけるDXの推進や、海外への展開、人材確保等への支援に積極的に取り組んでいくとの説明がありました。

委員からは、県関係製造業の海外進出が減少傾向にある中で、食品に限らず、工業分野に関しても各国へのトップセールスによるPRを強化するなど、海外販路拡大に向けた一層の取組を求める意見が出されました。

また、就業者、創業者のU I J ターンを促進する支援金の支給や、信州リゾートテレワークの推進状況、中小企業における労働環境の整備に向けた取組などについても様々な意見や質問が出されました。

次に、観光スポーツ部関係であります。

観光スポーツ部からは、9月議会で骨子が見された観光振興税（仮称）に関して、県内4会場での県民説明会の開催やパブリックコメントの実施により多くの県民意見が寄せられたこと、また、それらを踏まえて、名称を宿泊税（仮称）に変更し、免税点を引上げるなどとした今後の検討の方向性について説明がありました。

委員からは、免税点を引き上げた場合の税収の試算や、課税免除の対象を学校が認める文化・体育活動に広げることの影響、税制度案の決定・公表時期などについて様々な意見や質問が出されました。

その上で、宿泊事業者をはじめとする関係者との十分な議論や説明を続けるとともに、税の使途やその配分のルールを明確化するなど、県民理解の醸成に向けた一層の取組を求めました。

次に、企業局関係であります。

企業局からは、森泉湯川発電所の竣工をはじめとする新規電源開発の状況や、上田長野地域において水道事業広域化の検討を進める上での指針である基本計画の素案などについて説明がありました。

委員からは、再生可能エネルギーの普及促進に寄与する新たな電力供給方式や、上田長野地

域水道事業広域化協議会における協議状況のほか、水道水からの有機フッ素化合物の検出についても様々な意見や質問が出されたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君）次に、環境文教委員長の報告を求めます。

花岡賢一委員長。

〔21番花岡賢一君登壇〕

○21番（花岡賢一君）環境文教委員会に付託されました議案及び陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、教育委員会関係であります。

子供が自ら学び方等を選択でき、自己実現できる学校、ウェルビーイング実践校T O C O ー T O N（トコトン）の設置について、委員からは、学校の仕組み変革の取組や、教育委員会による伴走支援を高く評価する意見とともに、県内での展開や支援の体制に関する質問がありました。

教育委員会からは、実践校の取組を検討段階から公開し、生き生きと活躍する子供たちの姿を見てもらうことで取組の拡大を目指すとともに、学校改革支援センター（仮称）の設置により、学校と課題を共有しながら、これまでの仕組みに捉われない実践校のチャレンジをバックアップし、共に改革を進めていくとの答弁がありました。

このほか、増加し続ける小中学校の不登校児童生徒に関して、多様な学びの場や、高校卒業後までを見据えた教育の具体的な検討の必要性など、様々な議論が交わされたところでもあります。

次に、環境部関係であります。

環境部からは、脱炭素に向けて多様な主体との連携を図る中、八十二銀行と締結した連携協定に基づき、今後県内の産業・業務部門における脱炭素化を一層推進していくとの説明がありました。

委員からは、今回新たに取り組む企業の脱炭素化を促すサステナブルファイナンスについて、行政、金融、企業が連携する好事例と評価した上で、脱炭素に向けた持続可能な制度とするほか、中小企業が利用しやすい仕組みとなるよう検討を求める意見が出されたところでもあります。

このほか、山岳環境の保全において公益的機能を担う山小屋への支援の在り方や、能登半島地震を踏まえた市町村による災害廃棄物処理への支援など、様々な議論がなされました。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本件を一括して採決いたします。

本件それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君）次に、危機管理建設委員長の報告を求めます。

竹村直子副委員長。

〔1番竹村直子君登壇〕

○1番（竹村直子君）危機管理建設委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、建設部関係であります。

建設部からは、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法に基づく規制区域の指定について、昨年度から規制区域指定に向けた基礎調査を実施し、今年度規制区域の案を作成、来年5月に規制区域の指定ができるよう準備を進めていくとの説明がありました。

委員からは、盛土等が行われる場合には、住民の安全を守るため慎重な審査を期待するが、どのような観点で審査をするのかとの質問がありました。

建設部からは、政令で定められた安全基準の適合について確認するほか、施工業者の信用性や土地所有者の同意の有無など様々な観点から審査するとの答弁がありました。

また、委員からは、丹波島橋の渋滞対策について質問がありました。

建設部からは、これまで実施した対策の効果検証を行うとともに、今後、様々な対策を検討するため、将来的な丹波島橋周辺の交通の流れについてシミュレーションを行うとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、渋滞状況の見える化や、観光面からも関係部局と連携した渋滞対策の実施を求める意見が出されました。

このほか、建設産業における担い手確保・育成の取組や、リニア中央新幹線の開通を見据えた地域振興についてなど様々な議論が交わされたところであります。

次に、危機管理部関係であります。

委員からは、避難所の環境改善に向けて、国際的な基準であるスフィア基準への適応やトイレ環境の向上について質問がありました。

危機管理部からは、本年9月に策定した長野県地震防災対策強化アクションプランで掲げているTKB（トイレ・キッチン・ベッド）のさらなる進化に取り組むほか、トイレトレーラー等の移動式トイレの活用を前向きに検討するなど、避難所においても人間として尊厳をもった生活が送れるよう支援していくとの答弁がありました。

このほか、消防防災ヘリコプターに係る訴訟や防護服売買代金に係る訴訟の状況など様々な議論が活発に行われました。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君） 委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君） 質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本件を一括して採決いたします。

本件それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君）次に、農政林務委員長の報告を求めます。

中川博司委員長。

〔37番中川博司君登壇〕

○37番（中川博司君）農政林務委員会に付託されました議案及び陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、農政部関係についてであります。

委員からは、持続可能な農業・農村の実現に向けて、有機農業の推進や気候変動への対応に対し県としてどのように取り組んでいくのか質問が出されました。

農政部からは、有機農業の推進については、県外の優良事例も参考に、先進的な取組が面的に広がるよう地域への支援を進めるとともに、有機給食などを通じた食育も推進し、消費者の理解醸成を図っていくこと、気候変動への対応については、新たな品種や技術の開発と普及にスピード感を持って取り組んでいくとの答弁がありました。

このほか、県産米の販売促進に向けた取組や、人口減少下における外国人材の活用も含めた多様な人材の確保などについて議論が交わされたところであります。

次に、林務部関係であります。

委員からは、信州F・POWERプロジェクトに関し、事業が軌道に乗せられなかったことについて原因を振り返り、再び経営破綻することのないよう最大限の努力をすべきとの意見が出されました。

林務部からは、所期の目的をいまだ達成できない現状を素直に受け止め、サプライチェーンの構築や、主伐・再造林の推進など、関係者の取組を適切に支援することにより、当初の事業目的である森林資源の有効活用による林業・木材産業の活性化の実現に向けて取り組んでいくとの答弁がありました。

そのほか、ツキノワグマによる人身被害防止、林業振興のための海外連携、県産材の利用促進などについて議論が交わされたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君）次に、総務企画警察委員長の報告を求めます。

寺沢功希委員長。

〔31番寺沢功希君登壇〕

○31番（寺沢功希君）総務企画警察委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、警察本部関係であります。

委員からは、本年、発生件数、遭難者数ともに過去最多を記録している山岳遭難の防止対策について質問が出されました。

警察本部からは、遭難者の8割を県外居住者が占める状況も踏まえ、ユーチューブ等を活用した情報発信やオンラインを活用した講習会の開催により安全な登山を広く呼びかけるとともに、登山シーズンにおいては、県や市町村、関係機関と連携し、山岳パトロール等の遭難防止対策を推進していくとの答弁がありました。

次に、総務部、企画振興部関係であります。

委員からは、利用の低迷が続くマイナ保険証の普及促進に向けた取組について質問がありました。

企画振興部からは、マイナ保険証の普及に向け、まずは利便性を理解していただくことが必要と考えており、手続なしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除となることなど、マイナ保険証のメリットについてチラシ等により周知を図っているところであり、引き続き市町村と連携し、PRに努めていくとの答弁がありました。

また、委員からは、職員の社会貢献活動への参加を応援する地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度の成果について質問が出されました。

総務部からは、これまでに100件を超える活用実績があり、制度を活用した職員からは、「異業種の方の働き方や考えに直接触れることでサービス意識が向上した」など肯定的な意見が寄

せられているところであり、それぞれの活動経験が職員の意識改革や行政サービスの品質向上につながっているものと考えられるとの答弁がありました。

このほか、宿泊税(仮称)や元気づくり支援金の見直しなどについても様々な意見や質問が出されたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君）次に、決算特別委員長の報告中、第16号「令和5年度長野県一般会計及び特別会計の決算の認定について」につき討論をいたします。

山口典久議員から討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

山口典久議員。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君）日本共産党県議団の山口典久です。私は団を代表して、第16号、令和5年度長野県一般会計決算について、不認定の立場で討論を行います。

最初に、決算認定は、行政効果を客観的に判断すること、その結果を財政運営の一層の適正化、健全化に役立てる前向きの意義が重要と考えます。

令和5年度一般会計決算は、歳入額1兆1,272億円、歳出額1兆1,106億円、いずれも4年連続で1兆円を上回るものでした。

新型コロナウイルス感染症関連事業や物価高騰対策が実行されましたが、前年度の決算規模の9割程度に縮減されました。歳入で一般会計から財政調整基金46億円、減債基金から40億円が繰り入れられたことも特徴です。

改めて、この令和5年度は、物価が高騰し、実質賃金が下がり続け、新型コロナの影響も残る中で、県民の暮らしや営業、経済は深刻な実態にありました。この中で、2050ゼロカーボン達成に向けた施策、給付型奨学金の実施は、県民要望に応えるものでした。

しかし、県民の暮らしを支え、希望をもたらす施策は不十分だったと言わざるを得ません。とりわけ、給食費の無償化は、子育て世帯、また、既に実施に踏み切った町村から支援が強く望まれています、これに応える動きはありませんでした。

給食費の無償化は国において一律に行うべきとの主張もありますが、地方における取組が広がってこそ国を動かせることは長野県が全国に誇る少人数学級の経験が示しています。

高校新入生のタブレット端末の自己負担の軽減は昨年度も見直されず、県立学校のトイレなど校舎や施設の改修、とりわけ特別支援学校の老朽化、狭隘化の環境整備はようやく始まったものの、大きく遅れています。

この間、マイナ保険証の導入を政府が強引に押し進め、県民や医療現場などで不安や混乱がさらに広がっています。この問題も本会議などで何度も取り上げてきましたが、県は、メリットがあるとして、一貫して普及を図ってきました。

信州F・POWERプロジェクトは公共性の高い事業であり、再三にわたり原材料の確保の見通しや運営実態を明らかにすること、小規模・分散型への事業の転換を指摘させていただきました。

リニア中央新幹線工事は、知事はJR東海とのトップ会談などで、住民への説明などに関して意見をすることはあっても、事業を推進されてきました。今、長野県内でも、各地で工事の大幅な遅れが明らかになり、開業の見通しが立たず、住民の困惑、不信が広がっています。一旦立ち止まり、事業の検証が必要でした。

このような状況から、令和5年度の行政効果は、暮らしや営業に希望を求める県民に応えるものではなく、来年度予算を見越し、財政運営の適正化を求めます。

以上を申し上げて、一般会計決算を不認定といたします。

○議長（山岸喜昭君）以上で討論は終局いたしました。

本件を採決いたします。

本件、委員長の報告は原案認定であります。本件、委員長の報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岸喜昭君）起立多数。よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君）次に、各委員長の報告中、第1号「令和6年度長野県一般会計補正予算案」につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、各委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案、各委員長の報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岸喜昭君）起立多数。よって、本案は各委員長の報告どおり可決されました。

○議長（山岸喜昭君）次に、県民文化健康福祉委員長の報告中、第7号「長野県消費生活条例の一部を改正する条例案」につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、委員長の報告は原案可決であります。本案、委員長の報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岸喜昭君）起立多数。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

○議長（山岸喜昭君）次に、ただいま第7号「長野県消費生活条例の一部を改正する条例案」が議決されましたので、陳第481号「県消費生活センターの集約に反対することについて」の陳情は、議会運営委員会の意見を徴した結果、議決を要しないものとすることに決定いたしますので、御了承願います。

●閉会中継続審査及び調査の申し出

○議長（山岸喜昭君）次に、各委員長から、目下委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第100条の規定により閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

●選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（山岸喜昭君）次に、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に丸山昇一さん、笠原新太郎さん、山下鈴代さん、竹内幸夫さんの4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名を選挙管理委員の当選人と定めるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名が選挙管理委員に当選されました。

○議長（山岸喜昭君）次に、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員補充員に、大久保眞一さん、樋口博さん、小泉正樹さん、三原一高さんの4名を指名いたします。補充員の補欠の順序もただいまの指名順序であります。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名を選挙管理委員補充員の当選人と定め、その補欠の順序も指名順どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名が選挙

管理委員補充員に当選され、その補欠の順序も指名順のとおり決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君）以上で今定例会における案件を全部議了いたしました。

知事から挨拶があります。

阿部知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）本定例会に提出させていただきました予算案、条例案等各議案につきまして、それぞれ慎重審議をいただいた上、御議決を賜り、誠にありがとうございました。いただいた様々な御意見等を踏まえて執行に当たらせていただきたいと思います。

毎日寒い日々が続いております。議員各位におかれましては、くれぐれも御自愛の上、なお一層御活躍されますことを心より御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）以上で本定例会を閉会いたします。

午後 1 時42分閉会

議 案 等 の 部

議 案 等 の 部 目 次

1 議 案

(1) 知事提出議案

(令和 6 年11月28日上程・令和 6 年12月13日可決)

第 1 号	令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案	1
第 2 号	令和 6 年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正 予算（第 1 号）案	9
第 3 号	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一 部を改正する条例案	10
第 4 号	長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案	11
第 5 号	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正す る条例案	13
第 6 号	長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する 条例案	16
第 7 号	長野県消費生活条例の一部を改正する条例案	29
第 8 号	保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改 正する条例案	30
第 9 号	長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等 の特例に関する条例の一部を改正する条例案	31
第 10 号	病虫害防除所の設置及び病虫害防除員の設置区域に関す る条例の一部を改正する条例案	32
第 11 号	当せん金付証票の発売額について	33
第 12 号	指定管理者の指定について	34
第 13 号	公立大学法人長野県立大学定款の変更について	35
第 14 号	地方独立行政法人長野県立病院機構第 4 期中期目標の制 定について	36
第 15 号	指定管理者の指定について	49
第 16 号	指定管理者の指定について	50
第 17 号	指定管理者の指定について	51
第 18 号	指定管理者の指定について	52
第 19 号	指定管理者の指定について	53

第 20 号	県営農村地域防災減災事業木島地区排水機場改修工事請負契約の締結について……………	54
第 21 号	道路上の事故による損害賠償請求事件に係る和解について……………	55
第 22 号	一般国道141号道路改築工事（浅蓼大橋 2 工区）請負契約の締結について……………	57
第 23 号	主要地方道長野菅平線道路改築工事（菅平下）変更請負契約の締結について……………	58
第 24 号	一般県道市ノ沢山吹停車場線道路改築工事（新万年橋）変更請負契約の締結について……………	59
第 25 号	一級河川諏訪湖河川改修工事（釜口水門）変更請負契約の締結について……………	60
第 26 号	一級河川黒沢川河川改修工事（調節池整備）変更請負契約の締結について……………	61
第 27 号	県営住宅常盤上一団地 3 号棟建築工事変更請負契約の締結について……………	62
第 28 号	小諸義塾高等学校（仮称）新棟ほか建築工事請負契約の締結について……………	63
第 29 号	小諸義塾高等学校（仮称）大体育館ほか建設工事請負契約の締結について……………	64

（令和 6 年11月28日上程）

報第 1 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	65
報第 2 号	証拠物保管中の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	67
報第 3 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	69
報第 4 号	道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	71
報第 5 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	80
報第 6 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	82

（2）議員提出議案

（令和 6 年12月 6 日上程・同日可決）

議第 1 号	安定的な地域医療体制の確保に向けた支援の充実を求め

る意見書（案）	84
議第2号 転作した畑作農業者が意欲を持って営農を継続するため の支援を求める意見書（案）	85
議第3号 年収の壁に関する十分な議論と地方財政への配慮を求め る意見書（案）	86
議第4号 闇バイトによる犯罪防止に向けた取組の強化を求める意 見書（案）	87
議第5号 投票率の向上に向けた投票機会の更なる拡大を求める意 見書（案）	88
議第6号 緊急浚渫推進事業債等の事業期間の延長を求める意見書 （案）	89
議第8号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）	91

（令和6年12月6日上程・同日否決）

議第7号 選択的夫婦別姓制度について十分に議論し、旧姓の通称 使用の法制化を求める意見書（案）	90
議第9号 企業・団体献金の全面的な禁止を求める意見書（案）	92

(3) 委員会提出議案

（令和6年12月6日上程・同日可決）

委第1号 少子化・人口減少対策の一層の強化を求める決議（案）	93

2 諸般の報告

（令和6年11月28日報告）

説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	94
現金出納検査結果	95
職員の給与等に関する報告及び勧告について	97

（令和6年12月3日報告）

令和5年度長野県内部統制評価報告書について	127
令和6年度定期監査の結果に関する報告について	128
人事委員会意見回答	129

3	発言通告者一覧表	130
4	陳情文書表	131
5	陳情取下願	144
6	委員会審査報告書	
	決算特別委員会	150
	県民文化健康福祉委員会	151
	産業観光企業委員会	157
	環境文教委員会	161
	危機管理建設委員会	167
	農政林務委員会	174
	総務企画警察委員会	178

第 1 号

令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案

令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,805万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1兆149億3,776万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		歳出		歳入歳出予算補正	
款	項	款	項	補正額	計
				千円	千円
9 国庫支出金				121,128,842	121,173,092
		2 国庫補助金		44,250	
13 繰越金				44,250	57,037,307
				102,809	2,074,464
15 県繰越債		1 繰越金		102,809	2,074,464
				21,000	76,073,000
1 県繰越債				21,000	76,073,000
歳入合計				168,059	1,014,937,768

歳 出		歳 出		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		43,982,875	28,997	44,011,872
	2 企 画 費	6,879,304	15,244	6,894,548
	9 生 活 文 化 費	3,828,639	13,753	3,842,392
5 労 働 費		2,928,266	98,725	3,026,991
	3 雇 用 対 策 費	664,982	98,725	763,707
11 教 育 費		200,041,987	40,337	200,082,324
	5 高 等 学 校 費	44,470,644	40,337	44,510,981
歳 出 合 計		1,014,769,709	168,059	1,014,937,768

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 総務	1 総務管理費	中長期修繕・改修事業費	-	149,400	149,400
2 総務	4 市町村振興費	市町村連絡調整費	-	2,024	2,024
6 環境	1 環境管理費	再生可能エネルギー普及推進事業費	-	11,176	11,176
7 農林水産業	3 農地費	県営かんがい排水事業費	-	70,870	70,870
7 農林水産業	3 農地費	県営畑地帯総合土地改良事業費	-	126,550	126,550
7 農林水産業	3 農地費	経営体育成基盤整備事業費	-	228,710	228,710
7 農林水産業	3 農地費	県営中山間総合整備事業費	-	81,000	81,000
7 農林水産業	3 農地費	団体営土地改良事業費	-	53,166	53,166
7 農林水産業	3 農地費	地すべり対策事業費	-	52,640	52,640
7 農林水産業	3 農地費	県営農村地域防災減災事業費	-	249,060	249,060
7 農林水産業	3 農地費	団体営農村地域防災減災事業費	-	95,377	95,377
7 農林水産業	4 林業費	公共治山事業費	-	94,283	94,283
9 土木	2 道路橋梁費	舗装補修費	-	381,819	381,819
9 土木	2 道路橋梁費	橋梁補修費	4,772,912	401,000	5,173,912

9	土	木	費	2	道路橋梁費	災害防除道路費	1,955,000	1,230,947	3,185,947
9	土	木	費	2	道路橋梁費	雪寒対策道路費	-	495,756	495,756
9	土	木	費	2	道路橋梁費	交通安全施設費	1,966,692	442,178	2,408,870
9	土	木	費	2	道路橋梁費	市町村基幹道路整備費	459,052	455,708	914,760
9	土	木	費	2	道路橋梁費	雪寒地域建設機械整備費	-	350,000	350,000
9	土	木	費	2	道路橋梁費	道路改築費	4,779,000	20,580,547	25,359,547
9	土	木	費	4	砂防費	通常砂防費	1,964,842	3,248,344	5,213,186
9	土	木	費	4	砂防費	火山砂防費	608,000	282,000	890,000
9	土	木	費	4	砂防費	火山噴火緊急減災対策費	10,000	17,990	27,990
9	土	木	費	4	砂防費	特定緊急砂防費	40,000	139,945	179,945
9	土	木	費	4	砂防費	地すべり対策費	798,000	522,000	1,320,000
9	土	木	費	4	砂防費	急傾斜地崩壊対策費	855,350	1,259,000	2,114,350
9	土	木	費	5	都市計画費	街路費	-	4,300,174	4,300,174
9	土	木	費	5	都市計画費	都市公園事業費	3,660,000	593,600	4,253,600
9	土	木	費	6	住宅費	県営住宅居住環境改善事業費	-	179,955	179,955
9	土	木	費	6	住宅費	県営住宅建替事業費	-	78,797	78,797
11	教	育	費	5	高等学校費	高等学校再編施設整備事業費	-	225,288	225,288

繰越明許費合計	24, 865, 382	36, 399, 304	61, 264, 686

第3表 債務負担行為補正

追 加 事 項	期 間	限 度 額 千円
文化施設管理運営事業	令和7年度～令和9年度	93,600
飯田創造館除却事業	令和6年度～令和7年度	11,048
山岳総合センター事業	令和7年度～令和11年度	131,122
白馬ジャンプ競技場運営事業	令和7年度～令和11年度	205,000
県立武道館運営事業	令和7年度～令和11年度	472,500
舗装補修事業	令和6年度～令和7年度	200,000
道路橋梁維持修繕事業	令和6年度～令和7年度	1,200,000
令和3年公共土木施設災害復旧事業	令和6年度～令和7年度	200,000
火山砂防事業	令和7年度～令和8年度	800,000
特定緊急砂防事業	令和7年度	800,000
交通安全施設整備事業	令和6年度～令和7年度	150,000

第4表 地方債補正

起債の目的	補正年度の額	補正額	補正年度の額	起債の方法	利率	償還の方法
高等学校整備事業費	千円	千円	千円	1 資金 政府資金、銀行その他 2 方法 普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。) 3 その他 発行価格が額面金額を 下回るときは、それぞれ の発行価格差減額を埋め るために必要な金額をそ れぞれの限度額に加算し た金額を限度額とする。	5.0% 以内	1 政府資金については、 その融通条件による。 2 銀行その他の資金につ いては、その債権者との 協定による。
	2,614,000	21,000	2,635,000			
合 計	76,052,000	21,000	76,073,000			

第 2 号

令和6年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第1号）案

（総 則）

第1条 令和6年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和6年度長野県総合リハビリテーション事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 資本的収入	20,296 千円	2,953 千円	23,249 千円
第2項 補助金	-	2,953	2,953
支 出			
科 目	既決予定額		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 資本的支出	20,296 千円	2,953 千円	23,249 千円
第2項 固定資産購入費	18,052	2,953	21,005

第 3 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の 3 の項中「住所」の次に「又は通勤若しくは通学のために居所」を加え、同表の 22 の項中「第 21 条第 1 項」を「第 22 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。ただし、別表の 22 の項の改正規定は、同月 1 日から施行する。

第 4 号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項中

(1) 法第8条第1項の規定による一般旅券の交付	1 件	2,000円。ただし、法第20条第2項の規定の適用を受け、 る場合にあっては、 4,000円とする。

を

(1) 法第8条第1項の規定による一般旅券の交付	ア イ以外のもの	1 件	2,300円。ただし、法第20条第2項の規定の適用を受け、 る場合にあっては、 4,300円とする。
イ	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第20条第1項第1号から第3号までに掲げる処分の申請をしたもの	〃	1,900円。ただし、法第20条第2項の規定の適用を受け、 る場合にあっては、 3,900円とする。

に改め、同表の28の項中

「6,900円」を「22,000円」に、「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同表の39の

項中「（平成14年法律第151号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年3月24日から施行する。ただし、附則第4項の規定は公布の日から、別表第1の28の項の改正規定及び附則第3項の規定は同月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に旅券法（昭和26年法律第267号）第20条第1項第1号から第3号までに掲げる処分の申請をした者が納付すべき同法第8条第1項の規定による一般旅券の交付に係る手数料については、この条例による改正後の長野県手数料徴収条例別表第1の4の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下この項及び次項において「改正法」という。）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第2条の規定による改正前の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第6条第3項の規定による大麻草採取栽培者の登録事項の変更及び同法第7条第3項の規定による免許証の再交付に係る手数料については、この条例による改正後の長野県手数料徴収条例別表第1の28の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（令和7年3月1日前に受けようとする免許の審査に係る手数料）

- 4 令和7年3月1日前に改正法附則第7条の規定により改正法第2条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項の規定による免許を受けようとする者は、当該免許に係る申請1件につき、手数料2万2,000円を納めなければならない。

第 5 号

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「勤務時間を割り振らない日（以下「週休日」という）を「週休日（勤務時間を割り振らない日（第9項及び第11項において読み替えて準用する第10項の規定によるものを除く。）をいう。以下同じ）」に改め、同条第9項中「前項」を「第8項」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 任命権者は、職員（人事委員会が定める職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第6項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前2項の規定にかかわらず、人事委員会が定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会が定める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき第1項から第5項までに規定する勤務時間となるように、第6項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができ。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

第2条に次の1項を加える。

11 前項の規定は、職員に第9項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に変更して」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に変更して」と読み替えるものとする。

第3条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合には、人事委員会が定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

- (1) 職務の性質により必要があるとき。
 - (2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。
 - (3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。
- 第5条の3第1項中「まで」を「まで若しくは第10項（同条第11項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「第6条第1項」を「次条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
 - （一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）
 - 2 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。
- 第11条第4項中「第9項」を「第10項」に、「の日数」を「並びに勤務時間条例第2条第9項及び同条第11項において読み替えて準用する同条第10項の規定による勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。
- 第28条第3項中「第2条第9項」を「第2条第10項（同条第11項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「若しくは第8項」を「から第9項まで」に改め、同条第4項中「及び第9項」を「及び第10項」に、「週休日」を「週休日又は勤務時間条例第2条第9項及び同条第11項において読み替えて準用する同条第10項の規定による勤務時間を割り振らない日」に、「勤務時間条例第2条第9項又は」を「同項（同条第11項において読み替えて準用する場合を含む。）又は勤務時間条例」に改める。
- 第29条第2項中「第9項」を「第10項」に改める。
- 第31条の2第1項第1号中「第9項」を「第10項」に、「又は祝日法」を「若しくは勤務時間条例第2条第9項及び同条第11項

において読み替えて準用する同条第10項の規定による勤務時間を割り振らない日又は祝日法」に改める。

(長野県学校職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第4項中「第9項」を「第10項」に、「（以下「週休日」という。）の日数」を「並びに勤務時間条例第2条第9項及び同条第11項において読み替えて準用する同条第10項の規定による勤務時間を割り振らない日（第24条の3第1項第3号及び第4号において「週休日等」という。）の日数の合計日数」に改める。

第24条の3第1項第3号中「週休日」を「週休日等」に改め、同項第4号中「週休日」を「週休日等」に、「まで」を「まで又は第10項（同条第11項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

(長野県警察職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「第9項」を「第10項」に、「の日数」を「並びに勤務時間条例第2条第9項及び同条第11項において読み替えて準用する同条第10項の規定による勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

- 5 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年長野県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1号中「週休日（」を「勤務時間条例第2条第6項、第8項及び第10項並びに第15条の規定による週休日若しくは勤務時間条例第2条第9項及び同条第11項において読み替えて準用する同条第10項の規定による」に改め、「をいう。）」を削る。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

- 6 任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「まで」を「まで及び第10項（同条第11項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「及び」を「並びに」に改める。

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第14号中「1,400円」を「1,350円」に、「2,850円」を「3,100円」に改め、同項第15号中「の規定」を「又は第95条の2第11項の規定」に改め、同項第32号中「別表第4の10」を「別表第4の12」に、「同10」を「同12」に改め、同号を同項第34号とし、同項第31号中「900円」を「1,000円」に改め、同号を同項第33号とし、同項第30号中「別表第4の9」を「別表第4の11」に、「同9」を「同11」に改め、同号を同項第32号とし、同項第29号中「2,350円」を「2,250円」に改め、同号を同項第31号とし、同号の前に次の1号を加える。

(30) 法第105条の2第4項の規定による運転経歴情報の記録

運転経歴情報記録手数料 900円（法第105条の2第2項の規定による運転経歴証明書の交付又は同項及び同条第5項の規定による再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、100円）

第9条第1項第28号中「第104条の4第6項及び第7項（これらの規定を法第105条第2項において準用する場合を含む。）」を「第105条の2第2項及び第5項」に、「1,100円」を「1,150円」に改め、同号を同項第29号とし、同項第27号中「第104条の4第6項（法第105条第2項において準用する場合を含む。）」を「第105条の2第2項」に、「1,100円」を「1,150円」に改め、同号を同項第28号とし、同項第26号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「550円」を「別表第4の10の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同10の右欄に定める額」に改め、同号を同項第27号とし、同項第25号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「免許証更新手数料」を「免許証等更新手数料」に、「別表第4の8」を「別表第4の9」に、「同8」を「同9」に改め、同号を同項第26号とし、同項第24号中「別表第4の7」を「別表第4の8」に、「同7」を「同8」に改め、同号を同項第25号とし、同項第23号中「別

表第4の6」を「別表第4の7」に、「同6」を「同7」に改め、同号を同項第24号とし、同項第22号を同項第23号とし、同項第21号中「別表第4の5」を「別表第4の6」に、「同5」を「同6」に改め、同号を同項第22号とし、同項第20号を同項第21号とし、同項第19号中「3,550円」を「3,650円」に改め、同号を同項第20号とし、同項第18号中「1,450円」を「1,400円」に、「1,200円」を「1,150円」に改め、同号を同項第19号とし、同項第17号を同項第18号とし、同項第16号の次に次の1号を加える。

(17) 法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この号及び別表第4において「政令」という。）第43条第4項第1号に掲げる者が受けようとするものを除く。）又は法第95条の3の規定により読み替えて適用する法第92条第2項の規定若しくは法第106条の4第2項の規定による免許情報記録（法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。別表第4において同じ。）の書換え（政令第43条第4項第2号に掲げる者が受けようとするものを除く。）

特定免許情報記録手数料 別表第4の5の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同5の右欄に定める額

別表第4の1中「

」を「

」に、「1,900円」を

「1,950円」に、「道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この表において「政令」という。）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証」を「政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証又は免許情報記録

（以下「免許証等」という。）」に、「800円」を「750円」に、

4,100円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,600円）
1,750円

3,900円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。）を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,900円）
1,900円

に、「政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証」を「政

2,550円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,350円）
1,750円

令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等」に、

2,500円（技能試験を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,300円）
1,850円

に、「2,600円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験」を「2,800円

（技能試験」に、「4,050円」を「4,550円」に、

1,500円

を

「

1,600円

に、

1,700円

を

「1,800円」に、「4,800円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験）を「4,500円（技能試験）」に、「7,650円」を「7,450円」に、「2,900円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験）を「2,950円（技能試験）」に、「4,350円」を「4,700円」に改め、同表の2中「3,900円」を「3,950円」に、「6,400円」を「6,950円」に、「3,750円」を「3,850円」に、「4,550円」を「4,650円」に改め、同表の3を次のように改める。

3 免許証交付手数料

区 分		金 額
(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証	ア 法第92条第1項の規定による交付を受ける場合	2,350円（政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（以下「特定試験免除者」という。）に対する交付にあつては、2,100円）（日と同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の運転免許を受ける者（以下「複数免許取得者」という。）に対する交付にあつては、2,150円（特定試験免除者に対する交付にあつては、1,900円）に、与える運転免許一種類ごとに200円を加えた額）

	イ 法第95条の2第11項の規定による 交付を受ける場合	2,550円
(2) 仮運転免許に係る運転免許証		1,100円

別表第4の4中
「

2,250円
1,150円

を
「

2,600円
1,050円

に改め、同表の10中

「

6,450円
2,900円
1,500円

を
「

6,600円
2,950円
1,400円

に改め、同10を同表の12とし、同表の

9中
「

講習1時間について750円
講習1時間について2,350円

を
「

講習1時間について850円
講習1時間について2,400円

に、「4,450円」を「4,650円」に、

「3,500円」を「3,800円」に、「2,800円」を「3,050円」に、「4,150円」を「4,300円」に、「4,000円」を「4,200円」に、「1,500円」
円」を「1,750円」に、「3,100円」を「3,200円」に、
「

講習1時間について1,400円
講習1時間について750円

を

「

講習1時間について1,850円
講習1時間について900円

に、「2,150円」を「2,300円」に、「2,050円」を「2,150円」に、「2,700円」を「2,850

円」に、「2,550円」を「2,700円」に、「2,450円」を「2,550円」に、

(11) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	ア 法第92条の2第1項の表の備考の1の2に規定する優良運転者に対する講習	500円
	イ 法第92条の2第1項の表の備考の1の3に規定する一般運転者に対する講習	800円
	ウ 法第92条の2第1項の表の備考の1の4に規定する違反運転者等に対する講習	1,350円（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）で定める政令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、800円）

を

(11) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	ア 法第95条の6第1項の表の備考の1のロに規定する優良運転者に対する講習	500円（長野県公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下「オンライン講習」という。）にあつては、200円）
	イ 法第95条の6第1項の表の備考の1のハに規定する一般運転者に対する講習	800円（オンライン講習にあつては、200円）

	ウ 法第95条の6第1項の表の備考の1の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国 家公安委員会規則第4号）で定める 政令第33条の7第2項の基準に該当 しない者をいう。以下同じ。）でな いものに対する講習	1,400円
	エ 法第95条の6第1項の表の備考の1の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対 する講習	800円（オンライン講習にあつては、 200円）

「	6,450円	を	「	6,600円	に、
	2,900円			2,950円	

(13) 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	12,500円（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第13項第2号の表の第1号に掲げる講習方法に係るものである場合に於ては、9,050円）

(13) 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	ア 自動車又は一般原動機付自転車（これらに準ずるものとして政令第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定める装置を含む。）を使用する指導（以下「実車等指導」という。）を含む講習	12,900円
	イ 実車等指導を含まない講習	9,350円

に、

「2,250円」を「2,600円」に、	「講習1時間について2,000円 講習1時間について2,000円」	を	「講習1時間について2,100円 講習1時間について2,050円」

に改め、

同9を同表の11とし、同11の前に次のように加える。

9 免許証等更新手数料

区 分		金 額
(1) 運転免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）	ア 法第101条の2の2第1項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下「經由申請」という。）をする場合	2,750円
	イ 更新時不交付申出をする場合（經由申請をする場合を除く。）	1,300円

	ウ 經由申請及び更新時不交付申出のいずれをしない場合	2,850円
(2) 免許情報記録の有効期間の更新 (同時に運転免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。)	ア 經由申請をする場合であつて、法第101条の2の2第3項の規定による申出（以下「經由地書換申出」という。）をするとき。	1,000円
	イ 經由申請をする場合であつて、經由地書換申出をしないとき。	1,950円
	ウ 經由申請をしない場合	2,100円
(3) 運転免許証の有効期間の更新及び 免許情報記録の有効期間の更新	ア 經由申請をする場合であつて、經由地書換申出をするとき。	2,500円
	イ 經由申請をする場合であつて、經由地書換申出をしないとき。	2,850円
	ウ 經由申請をしない場合	2,950円

10 經由手数料

区 分	金 額
(1) 經由地書換申出をする場合	1,700円
(2) 經由地書換申出をしない場合	750円

別表第4の8を削り、同表の7中「1,900円」を「2,050円」に、「4,400円」を「5,050円」に、「1,750円」を「1,950円」に、「2,550円」を「2,750円」に、「1,650円」を「1,800円」に、「3,100円」を「3,550円」に、

「

1,000円

」を「

1,100円

」に改め、同7を同表の8とし、同表の

6中「14,550円」を「15,100円」に、「それぞれ1万4,550円」を「それぞれ1万5,100円」に、「11,850円」を「12,000円」に、「それぞれ1万1,850円」を「それぞれ1万2,000円」に、「9,650円（）」を「9,950円（）」に、「それぞれ9,650円」を「それぞれ9,950円」に、「12,450円」を「12,850円」に、「それぞれ1万2,450円」を「それぞれ1万2,850円」に改め、同6の備考の1中「1万4,550円」を「1万5,100円」に、「2,400円」を「3,000円」に、「1万1,850円」を「1万2,000円」に、「900円」を「950円」に、「9,650円」を「9,950円」に、「1,100円」を「1,350円」に、「1万2,450円」を「1万2,850円」に、「2,850円」を「2,950円」に改め、同備考の2中「1万4,550円」を「1万5,100円」に、「150円を、普通自動車免許」を「200円を、普通自動車免許」に、「1万1,850円」を「1万2,000円」に、「9,650円」を「9,950円」に、「150円を減ずる」を「50円を減ずる」に改め、同6の付表中

「

4,000円	3,550円	1,250円	4,250円

を「

3,800円	3,650円	1,200円	4,450円

」に、

「

2,050円

」を「

2,100円

」に、「

1,300円
1,300円

を「

1,350円
1,350円

」に、「

1,500円

」を「

1,550円

」に、

「

2,550円

」を「

2,600円

」に改め、同6を同表の7とし、同表の5中「23,400円」を「23,750円」に、「それぞれ2万

3,400円」を「それぞれ2万3,750円」に、「19,500円」を「19,800円」に、「それぞれ1万9,500円」を「それぞれ1万9,800円」に、「14,700円」を「14,450円」に、「それぞれ1万4,700円」を「それぞれ1万4,450円」に、「21,500円」を「22,200円」に、「それぞれ2万1,500円」を「それぞれ2万2,200円」に改め、同5の備考の1中「2万3,400円」を「2万3,750円」に、「2,350円」を

「2,950円」に、「1万9,500円」を「1万9,800円」に、「1万4,700円」を「1万4,450円」に、「1,100円」を「1,350円」に、「2万1,500円」を「2万2,200円」に改め、同備考の2中「2万3,400円」を「2万3,750円」に、「500円を」を「550円を」に、「1万9,500円」を「1万9,800円」に、「300円」を「350円」に、「1万4,700円」を「1万4,450円」に改め、同5の付表中

「		を		「		に、	
4,000円	3,550円	1,250円	4,250円	3,800円	3,650円	1,200円	4,450円
6,700円	6,100円	2,100円	7,400円	6,350円	6,250円	1,900円	7,750円

「		を		「		に、	
2,350円	1,900円	2,650円	2,600円	1,850円	2,550円		

「		を		「		に、		を		「		に改め、同5を同表	
2,050円	2,550円			2,000円	2,400円			3,700円	2,550円			3,750円	2,600円

の6とし、同表の4の次に次のように加える。

5 特定免許情報記録手数料

区 分		金 額
(1) 法第95条の2第3項の規定による 特定免許情報の記録	ア 法第95条の2第6項の規定による 申出をする場合	1,550円（特定試験免除者に係る記録 にあつては、1,350円）（複数免許取得 者に係る記録にあつては、1,350円（特 定試験免除者に係る記録にあつては、 1,150円）に、与える運転免許一種類 ごとに200円を加えた額）

	イ 法第101条の4の2第2項の規定による申出（以下「更新時不交付申出」という。）をする場合 ウ 法第95条の2第6項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	800円
(2) 法第95条の3の規定により読み替えて適用する法第92条第2項の規定又は法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え		1,500円（法第92条第1項、第95条の2第11項若しくは第101条の4の2第1項の規定による運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は法第94条第2項の規定による運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、100円） 1,550円（運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人情報番号カードを有する者に係る書換えにあつては、100円）（複数免許取得者（運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人情報番号カードを有する者を除く。）に係る書換えにあつては、1,350円に、与える運転免許一種類ごとに200円を加えた額）

附 則

この条例は、令和7年3月24日から施行する。

第 7 号

長野県消費生活条例の一部を改正する条例案

長野県消費生活条例（平成20年長野県条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「消費生活センター」を「長野県消費生活センター」に改める。

第6章の章名を次のように改める。

第6章 長野県消費生活センター

第31条中「消費生活センターを」を「長野県消費生活センター（以下この章において「センター」という。）を松本市に」に改める。

第32条を次のように改める。

第32条 削除

第33条から第36条までの規定中「消費生活センター」を「センター」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 8 号

保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（自立支援等）」に改め、同条第1項中「状況等に応じ自立に向けた支援計画を立て」を「自立支援を行うため、その者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成し」に改める。

第28条及び第29条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

第36条中「状況等に応じ自立に向けた支援計画を立て」を「自立支援を行うため、その者の意向を踏まえ、利用者ごとに個別支援計画を作成し」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の保護施設の設備及び運営の基準に関する条例第23条第1項の規定により立てられている支援計画は、この条例による改正後の保護施設の設備及び運営の基準に関する条例第23条第1項の規定により作成された個別支援計画とみなす。

第 9 号

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を 改正する条例案

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例（昭和41年長野県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「6,300」を「6,600」に、「550」を「560」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 10 号

病害虫防除所の設置及び病害虫防除員の設置区域に関する条例の一部を改正する条例
案

病害虫防除所の設置及び病害虫防除員の設置区域に関する条例（昭和27年長野県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（病害虫防除所の名称等）

第2条 病害虫防除所の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	管轄区域	
長野県農業試験場	須坂市	県の区域	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。
第40条の2第1項第1号中「病害虫防除所」を「農業試験場」に改める。

第 11 号

当せん金付証券の発売額について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、令和7年度に発売する当せん金付証券の発売額は、170億円の範囲内とする。

第 12 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県佐久創造館の指定管理者を次のとおり指定する。

1	施設の名	長野県佐久創造館
2	指定管理者	
	(1) 名称	株式会社フードサービスシワ
	(2) 代表者	代表取締役 有坂 康 躬
	(3) 主たる事務所の所在地	南佐久郡小海町大字千代里2392番地 1
3	指定期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

第 13 号

公立大学法人長野県立大学定款の変更について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により、公立大学法人長野県立大学定款の一部を次のように変更する。

第18条、第21条及び第24条中「及び年度計画」を削る。

附 則

この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

地方独立行政法人長野県立病院機構第4期中期目標の制定について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、地方独立行政法人長野県立病院機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。

地方独立行政法人長野県立病院機構第4期中期目標

前文

地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「病院機構」という。）は、平成22年4月の設立以来、面積が広く中山間地が多い長野県において地域住民の命と健康を守るべく、地域医療や高度・専門医療等の提供、医療人材の養成など本県の政策医療を担い、県内医療水準の維持・向上に大きく貢献している。

また、令和2年度から6年度までの第3期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症の流行で全県が未曾有の危機に直面する中、感染者受入れ、検査、ワクチン接種等に積極的に取り組むなど、その役割と使命を十分に果たした。

その一方で、近年、経常収支比率の低下や資金の流出など財務面での課題が顕在化し、病院経営は非常に厳しい状況にある。病院機構には、今後の人口減少や地域の医療ニーズの変化等を見据えた抜本的な経営改善に取り組むことで経営基盤を強化し、質が高く効率的な医療を持続的かつ安定的に提供していく体制を早期に構築することが求められている。

病院機構が県立病院の役割に即した医療提供と自律的な経営により、引き続き、県民から求められる公的使命を果たすよう、県は、以下の第4期中期目標を病院機構に示すものである。

第1 中期目標の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

病院機構は、安全・安心な医療を提供し、県民の健康の維持及び増進を図ること。

また、地域の医療機関との機能分化・連携の推進及び病院機構各病院間の連携強化を図るとともに、医療人材の養成などにより県内医療水準の向上に努めること。

1 県立病院が担うべき医療等の提供

各病院は、今後の人口減少や地域の医療ニーズの変化等を見据えた効率的・効果的で質の高い医療の提供により持続可能な医療提供体制を確保するとともに、必要に応じて見直しを図ること。

また、災害対応や新興感染症対応においては、各病院の機能や役割に応じた必要な医療を提供できる体制を他の医療機関等と連携のうえ整えること。

(1) 信州医療センター

感染症に関する高度な専門医療を提供するとともに、今後増加が見込まれる高齢者疾患に適応した地域医療を提供するモデルとしての役割を果たすこと。

ア 第一種及び第二種感染症指定医療機関、エイズ治療中核拠点病院並びに結核指定医療機関として、感染症に関する高度な専門医療を提供するとともに、発生予防やまん延防止など、県が行う感染症対策と連携した役割を果たすこと。

- イ 高齢者などが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、在宅介護と連携した在宅医療（訪問診療・訪問看護ステーション・リハビリ・薬剤指導など）の提供を充実させること。
 - ウ 地域がん診療連携拠点病院等との連携を強化するなど、がん診療機能の向上を図ること。
 - エ 代替・補完を含めた拠点機能のあり方、病床機能の再編、病床数の適正化、診療科の重点化、外来・在宅機能の強化、高齢者に係る救急医療体制の強化及び周辺医療機関との連携体制構築について、県と協働して検討を進め、必要なものについて見直しを図ること。
- (2) こころの医療センター駒ヶ根
- 精神科医療における県の中核病院として、ニーズに即した質の高い専門医療を提供すること。
- ア 精神科救急・急性期医療の確実な受入体制を整備し、常時対応型施設としての役割を果たすこと。
 - イ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定入院・指定通院医療機関の運営を行うこと。
 - ウ 発達障害や摂食障害などの児童・思春期、青年期精神科医療の入院治療体制を強化すること。
 - エ 依存症治療拠点機関及び依存症専門医療機関として、アルコール、薬物、ギャンブル等に加え、ニーズの高まっているゲーム依存などの依存症専門治療を充実させること。
 - オ 災害派遣精神医療チームについて、先遣隊として中心的な役割を担うこと。また、災害拠点精神科病院としての位置づけを検討すること。

カ 認知症の専門医療の提供について、認知症患者医療センターとして地域の関係機関と連携し、専門医療の提供と相談体制を充実させること。

キ 信州大学医学部と連携した専門医の育成について取り組むこと。

(3) 阿南病院

下伊那南部地域の住民が住み慣れた場所で暮らし続けられるよう、外来・在宅を中心に地域に密着した医療を提供し、「人口減少社会における長野県医療の先駆的モデル」としての役割を果たすこと。

ア 高齢者などが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、在宅介護と連携した在宅医療（訪問診療・訪問看護ステーション・リハビリ・薬剤指導など）の提供を充実させること。

イ へき地医療拠点病院として、へき地における住民の医療を確保するため、無医地区等への巡回診療や、医師不足に悩むへき地診療所への支援を行うこと。

ウ へき地における受診機会を確保するとともに、医療機関の抱える時間的・距離的制約に対応するため、オンライン診療をはじめとしたICTの活用に取り組むこと。

エ 病床機能の再編、病床数の適正化、診療科の重点化、外来・在宅機能の強化、救急医療体制のあり方及び周辺医療機関との連携体制構築について、県と協働して検討を進め、必要なものについて見直しを図ること。

(4) 木曽病院

木曽地域唯一の入院機能を持つ医療機関として、へき地における急性期機能の維持と回復期・慢性期機能を充実させるとともに、地域の医療ニーズに適応した外来・在宅医療を提供すること。

- ア 高齢者などが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、在宅介護と連携した在宅医療（訪問診療・訪問看護ステーション・リハビリ・薬剤指導など）の提供を充実させること。
- イ ヘき地における救急医療体制を維持するとともに、ヘき地医療拠点病院として住民の医療を確保するため、無医地区等への巡回診療や、医師不足に悩むヘき地診療所への支援を行うこと。
- ウ ヘき地における受診機会を確保するとともに、医療機関の抱える時間的・距離的制約に対応するため、オンライン診療をはじめとしたICTの活用に取り組むこと。
- エ 第二種感染症指定医療機関として、感染症に関する専門医療を提供するとともに、発生予防やまん延防止など、県が行う感染症対策と連携した役割を果たすこと。
- オ 地域ががん診療病院として、都道府県がん診療連携拠点病院等と連携を図るとともに、がん患者の診療及び相談支援体制を充実させること。
- カ 木曽地域における災害拠点病院としての役割を果たすとともに、災害派遣医療チームの派遣体制を確保すること。
- キ 認知症疾患医療センター（連携型）として、認知症に対する医療需要へ対応するため、地域の関係機関と連携するとともに、もの忘れ外来を含む診療及び患者や家族の相談・支援体制を充実させること。
- ク 代替・補完を含めた拠点機能のあり方、病床機能の再編、病床数の適正化、診療科の重点化、外来・在宅機能の強化、高齢者に係る救急医療体制の強化及び周辺医療機関との連携体制構築について、県と協働して検討を進め、必要なものについて見直しを図ること。

(5) こども病院

小児中核病院及び総合周産期母子医療センターとして、一般の医療機関では対応が困難な疾患の治療など、高度で専門的な小児・周産期医療を提供すること。

ア 高度小児医療及び救命救急医療を提供すること。

イ 信州大学医学部附属病院やその他産科医療機関と連携を図りながら、リスクの高い妊娠に対する高度医療や、高度の新生児医療を提供すること。

ウ 小児期から成人期への移行期にある慢性疾患の患者が、個々の病状や置かれた状況に応じて必要な医療が受けられる体制の整備に関係機関と連携して取り組むこと。

エ 医療的ケア児に対する診療・支援体制の整備と支援人材の育成・研修に、小児地域医療センター等の関係機関と連携して取り組むこと。

オ 小児がん連携病院として、小児がん拠点病院等と連携を図るとともに、信州大学医学部附属病院とも連携して小児がんの診療機能向上を図ること。

2 地域連携の推進

(1) 地域医療構想への対応

病院機構は、地域医療構想を踏まえ、今後の医療ニーズの変化を見据えた病床機能や病床数の検討を進めるとともに、他の医療機関との役割分担・連携体制を強化することで、県立病院の持つ医療資源や医療機能を効率的・効果的に提供

し、地域における医療提供体制の維持・向上を図ること。

(2) 地域包括ケアシステムの推進

信州医療センター、阿南病院及び木曽病院は、中山間地をはじめとする保健・医療・介護等のサービスが切れ目なく提供されるよう、各地域の中核病院として地域包括ケアシステムにおける役割を果たすこと。

阿南病院は、介護老人保健施設を運営することで、また、木曽病院は、介護老人保健施設の運営を行うとともに、介護医療院を運営することにより介護サービスの充実に努めること。

こちらの医療センター駒ヶ根は、デイケア・訪問看護を充実させることで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける役割を果たすこと。

こども病院は、県内各地域の参考となる小児在宅医療の仕組みづくりと人材育成について、関係機関と連携して取り組むこと。

(3) 地域の保健・福祉関係機関等との連携の推進

病院機構は、市町村、保健福祉事務所、児童相談所などの関係機関やNPOなどと連携し、被虐待児への医療対応、医療的ケア児、母子保健、予防医療、検診啓発、一次救命処置、退院後の支援、認知症対策、自殺対策、健康寿命の延伸に資する活動等に取り組むこと。

3 医療従事者の確保・養成と専門性の向上

(1) 県内医療に貢献する医師の確保・養成

病院機構は、初期臨床研修医及び専攻医の受入れ・養成に積極的に取り組みとともに、初期臨床研修医及び専攻医にとってより魅力ある研修プログラムを作成すること。今後医療需要が見込まれる総合診療医等の養成については、研修医の確保に努めること。また、信州医師確保総合支援センターの分室としての役割を最大限発揮するための今後のあり方について、県と協働して検討を進めること。

信州医療センターは、基幹型臨床研修病院として、医師の育成拠点の機能を発揮すること。

(2) 機構職員の確保・養成

病院機構は、各病院の地域における医療需要を踏まえ、業務量の変化に対応できるよう医療人材を確保すること。

病院機構の特長を活かした研修・教育体制により、全職員の知識・技術の向上を図るとともに、認定資格の取得を促すなど、医療技術職員の技術の向上を図ること。

また、特定行為に係る看護師の養成を計画的に進めること。

(3) 県内医療技術者の技術水準向上への貢献

病院機構は、シミュレーション教育を活用した研修の実施、医療関係教育機関などへ職員を講師として派遣することや実習生の受入れなどにより、県内医療従事者の技術水準の向上に貢献すること。

(4) 信州木曽看護専門学校の運営

専任教員の確保に努め、地域医療を担う看護師を養成すること。また、学校の特色や魅力の積極的な広報により、学生

の確保に努めること。

4 医療の質の向上に関すること

(1) より安全で信頼できる医療の提供

病院機構は、安全で安心な医療を提供するために、医療事故などを防止するための医療安全対策を徹底するとともに、医療事故発生時には、病院内に原因の究明と再発防止を図る体制を確保すること。また、院内感染防止対策を確実に実施すること。

(2) 医療等サービスの一層の向上

病院機構は、患者満足度調査などによる患者・家族のニーズの把握や、臨床評価指標（クリニカルインディケーター）の提供により、病棟・病室の環境整備を含めた患者サービスの向上を図ること。

第4期最終年度における患者満足度及びクリニカルパス適用率について、第3期最終年度を上回るよう取り組むこと。

(3) 医療DX

各病院は、国が進める医療DXへ対応し、医療分野におけるデジタル技術を活用することで、医師をはじめとする医療従事者の負担軽減及び業務の効率化を推進するとともに、地域の診療機能を充実させること。

(4) 信州大学等との連携

病院機構は、信州大学医学部附属病院における協力型臨床研修病院として、初期臨床研修医の受入れを行うとともに、専攻医の受入れを積極的に行い、医師を養成すること。

また、連携大学院教育等により、専門性の高い医師及び医療従事者の養成を行うこと。

(5) 医療に関する研究及び調査の推進

病院機構は、医療に関する研究・調査などに取り組み、新たな医療技術と医療水準の向上に貢献するとともに、病院機構で行っている取組、研究・調査の成果などを県民に分かりやすく広報すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

病院機構は、柔軟性・自律性・迅速性を引き続き発揮し、医療環境の変化等へ適切に対応するとともに、デジタル技術も活用した業務運営の改善・効率化に努めること。

1 業務運営体制の強化

目標の達成に向け、業務を健全かつ効率的に運営するための内部統制システムの構築と本部機能の強化に取り組むこと。

また、医療機能や病院規模に応じた適正な職員配置を進めるとともに、公正で客観的な人事評価制度による的確な組織・人事運営を行うこと。

2 経営人材の育成・確保

病院経営能力を備えた人材の育成・確保に努めること。

また、診療報酬加算等収益向上につなげるため、医療事務に係るスペシャリストの育成体制構築や、確保に努めること。

3 業務改善に継続して取り組むための仕組みづくり

DPCデータや経営状況を共有するシステム等により、本部と各病院の連携、経営管理を強化・促進すること。

また、病院運営に一体的に取り組むため、職員意識の向上を図ること。

4 働き方改革への対応

持続可能な医療を提供するため、オンライン診療、タスク・シフト／シェア、産休・育休・育児等に係る柔軟な働き方支援等、職員の働き方を工夫すること。

5 職員の勤務環境の向上

ハラスメントの防止に取り組むとともに、ワークライフバランスに配慮した働きやすい職場環境づくりを推進すること。

また、第4期最終年度における職場環境満足度について、第3期最終年度を上回るよう取り組むこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

病院機構は、経営基盤の強化及び継続的な経営改善と定期的な進捗管理・見直しに取り組むことにより、資金収支の均

衡を考慮して経常黒字を確保し、持続的かつ安定的な経営を行うこと。

なお、県は、病院機構の中期計画に予定される運営費負担金を適正に負担する。

1 経常黒字の確保

毎年度経常収支を改善し、中期目標期間中の早期に単年度で経常黒字を達成すること。

部門や診療科ごとの原価計算等に基づく経営改善方策を立て、実行すること。

(1) 収益の確保

診療報酬制度に適切に対応すること等による収益確保を図るとともに、未収金の発生防止及び早期回収に努めること。

(2) 費用の抑制

診療材料・医薬品等の適切な管理によるコスト削減に努めるほか、経営状況の分析による費用対効果の改善に向けて取り組むこと。

また、今後の人口減少や医療ニーズの変化等を見据えた適正な職員配置や人件費について検討し、第4期最終年度における職員給与費対医業収益比率について、第3期最終年度より著しく改善させること。

2 資金収支の均衡

毎年度資金収支を改善し、中期目標期間中の早期に単年度で資金収支を均衡させること。

また、投資・財政計画を策定するとともに収益に見合った投資額を設定し、当該計画に基づいた投資判断を行う体制を構築すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 コンプライアンスの推進と適切な情報管理

医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部統制を着実に推進し適切な業務運営を行うこと。

また、個人情報保護に関する法律や長野県情報公開条例等に基づき、適切な情報管理と情報セキュリティ対策を講じるとともに、職員への周知を徹底すること。

医療の提供に支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティ確保のための必要な措置を講じること。

2 施設及び医療機器の整備に関する事項

地域の医療ニーズ、費用対効果、将来の収支見通し、投資・財政計画等を踏まえ投資を最適化し、施設と医療機器の効果的な整備を行うこと。

3 公立病院経営強化ガイドライン等を踏まえた取組

限られた医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという観点を踏まえ、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン及び長野県保健医療計画に沿った取組を推進すること。

4 中期計画における数値目標の設定

本中期目標の主要な項目について、公立病院経営強化ガイドライン及び病院機構の令和5年度業務実績報告等の指標を踏まえ、中期計画において数値目標を設定すること。また、当該目標の達成に向けPDCAサイクルを機能させること。

第 15 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県山岳総合センターの指定管理者を次のとおり指定する。

1	施設の名	長野県山岳総合センター
2	指定管理者	
(1)	名称	一般社団法人長野県山岳協会事業管理
(2)	代表者	代表理事 杉 田 浩 康
(3)	主たる事務所の所在地	大町市平2161番地4
3	指定期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

第 16 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県長野運動公園の指定管理者を次のとおり指定する。

1	施設の名	称	長野県長野運動公園
2	指定管理者		
	(1) 名	称	長野市
	(2) 代	表	長野市長 荻 原 健 司
	(3) 主たる事務所の所在地		長野市大字鶴賀緑町1613番地
3	指 定	期 間	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

第 17 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県営上田野球場の指定管理者を次のとおり指定する。

1	施設の名称	長野県営上田野球場
2	指定管理者	
	(1) 名称	上田市
	(2) 代表者	上田市長 土 屋 陽 一
	(3) 主たる事務所の所在地	上田市大手一丁目11番16号
3	指定期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

第 18 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県白馬ジャンプ競技場の指定管理者を次のとおり指定する。

1	施設の名称	長野県白馬ジャンプ競技場
2	指定管理者	
	(1) 名称	白馬村
	(2) 代表者	白馬村長 丸山俊郎
	(3) 主たる事務所の所在地	北安曇郡白馬村大字北城7025番地
3	指定期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

第 19 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県立武道館の指定管理者を次のとおり指定する。

1	施設の名	称	長野県立武道館
2	指定管理者		
(1)	名	称	シンコースポーツ・NTTファシリティーズ共同事業体
(2)	代	表	シンコースポーツ株式会社 代表取締役 石 崎 健 太
(3)	主たる事務所の所在地		東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号
3	指	定	期 間
			令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

第 20 号

県営農村地域防災減災事業木島地区排水機場改修工事請負契約の締結について

排水機場改修工事について、次のとおり請負契約を締結する。

1	工 事 名	県営農村地域防災減災事業木島地区排水ポンプ製作据付工事
2	工 事 場 所	飯山市大字木島
3	契 約 金 額	7 億4,435万9,000円
4	契 約 保 証 金	7,443万5,900円
5	工 期	着 手 令和 6 年11月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和 8 年10月28日
6	契 約 方 法	一般競争入札
7	請 負 人 住 所 氏 名	埼玉県さいたま市大宮区高鼻町一丁目47番地 1 株式会社電業社機械製作所関東支店 支店長 専 能 哲 也

第 21 号

道路上の事故による損害賠償請求事件に係る和解について

国道152号茅野市塚原一丁目地籍における道路上の事故に係る損害賠償請求事件について、次のとおり和解するものとする。

1 事 件 名

長野地方裁判所諏訪支部 令和6年（ワ）第28号 損害賠償請求事件

2 当 事 者

(1) 原 告

茅野市玉川1459番地5 フレグランスKEN102号 平 田 悠 貴

(2) 被 告

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

原告が、令和4年5月2日午後3時20分ごろ、道路上の穴に車輪を落とし損害を受けた事故は、道路管理者の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 和 解 の 方 法

裁判官の勧告に基づく訴訟上の和解

5 和 解 の 内 容

(1) 被告は、原告に対し、本件解決金として、12万5,000円の支払義務があることを認める。

(2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和7年1月17日限り、原告の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、

振込手数料は被告の負担とする。

(3) 原告は、その余の請求を放棄する。

(4) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

第 22 号

一般国道141号道路改築工事（浅蓼大橋 2 工区）請負契約の締結について

道路改築工事について、次のとおり請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助防災・安全交付金道路改築工事
2	工 事 場 所	一般国道141号 佐久市から小諸市 浅蓼大橋 2 工区
3	契 約 金 額	5億7,714万8,000円
4	契 約 保 証 金	5,771万4,800円
5	工 期	着 手 令和 6 年11月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和 8 年 6 月25日
6	契 約 方 法	一般競争入札
7	請 負 人 住 所 氏 名	佐久市望月30番地 1 株式会社竹花組 代表取締役 矢 野 健太郎

第 23 号

主要地方道長野菅平線道路改築工事（菅平下）変更請負契約の締結について

道路改築工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助社会資本整備総合交付金道路改築工事		
2	工 事 場 所	主要地方道長野菅平線	長野市	菅平下
3	変更契約金額	7 億2,307万4,000円	（変更前契約金額 7 億4,935万3,000円）	
4	契約保証金	7,493万5,300円		
5	工 期	着 手	令和 6 年11月長野県議会定例会議決の日	
		完 成	令和 7 年 3 月28日	
6	契 約 方 法	随意契約		
7	請負人住所氏名	長野市大字鶴賀南千歳町878番地		
		株式会社守谷商会	代表取締役	伊 藤 由郁紀

第 24 号

一般県道市ノ沢山吹停車場線道路改築工事（新万年橋）変更請負契約の締結について

道路改築工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助社会資本整備総合交付金道路改築工事
2	工 事 場 所	一般県道市ノ沢山吹停車場線 下伊那郡豊丘村 新万年橋
3	変 更 契 約 金 額	10億6,311万7,000円（変更前契約金額 9億3,500万円）
4	契 約 保 証 金	1億631万1,700円（変更前 9,350万円）
5	工 期	着 手 令和6年11月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和8年1月13日
6	契 約 方 法	随意契約
7	請 負 人 住 所 氏 名	長野市松岡二丁目6番18号 トライアン株式会社 代表取締役 松 橋 達 生

第 25 号

一級河川諏訪湖河川改修工事（釜口水門）変更請負契約の締結について

河川改修工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助河川メンテナンス工事
2	工 事 場 所	一級河川諏訪湖 岡谷市 釜口水門
3	変 更 契 約 金 額	6 億3,624万円（変更前契約金額 5 億5,990万円）
4	契 約 保 証 金	6,362万4,000円（変更前 5,599万円）
5	工 期	着 手 令和 6 年11月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和 7 年 7 月31日（変更前 令和 7 年 3 月27日）
6	契 約 方 法	随意契約
7	請 負 人 住 所 氏 名	愛知県名古屋市西区菊井二丁目20番19号 豊国工業株式会社中部支店 支店長 宮 重 徹

第 26 号

一級河川黒沢川河川改修工事（調節池整備）変更請負契約の締結について

河川改修工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助大規模特定河川工事
2	工 事 場 所	一級河川黒沢川 安曇野市 黒沢
3	変 更 契 約 金 額	20億7,551万3,000円（変更前契約金額 19億7,489万6,000円）
4	契 約 保 証 金	2億755万1,300円（変更前 1 億9,748万9,600円）
5	工 期	着 手 令和6年11月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和8年3月31日
6	契 約 方 法	随意契約
7	請 負 人 住 所 氏 名	松本市大字島立635番地 1 松本土建株式会社 代表取締役 大 池 太 士

第 27 号

県営住宅常盤上一団地3号棟建築工事変更請負契約の締結について

県営住宅常盤上一団地3号棟建築工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	県営住宅常盤上一団地3号棟建築工事
2	工 事 場 所	大町市常盤
3	変 更 契 約 金 額	6 億7,173万7,000円（変更前契約金額 6 億6,000万円）
4	契 約 保 証 金	6,717万3,700円（変更前 6,600万円）
5	工 期	着 手 令和6年11月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和7年3月24日（変更前 令和7年2月7日）
6	契 約 方 法	随意契約
7	請 負 人 住 所 氏 名	長野市大字鶴賀南千歳町878番地 株式会社守谷商会 代表取締役 伊 藤 由 郁 紀

第 28 号

小諸義塾高等学校（仮称）新棟ほか建築工事請負契約の締結について

小諸義塾高等学校（仮称）新棟ほか建築工事について、次のとおり請負契約を締結する。

1	工 事 名	小諸義塾高校（仮称）新棟ほか建築工事
2	工 事 場 所	小諸市田町
3	契 約 金 額	21億8,262万円
4	契 約 保 証 金	2億1,826万2,000円
5	工 期	着 手 令和6年11月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和8年3月10日
6	契 約 方 法	一般競争入札
7	請 負 人 住 所 氏 名	岡谷市幸町6番6号 株式会社岡谷組 代表取締役 野 口 行 敏

第 29 号

小諸義塾高等学校（仮称）大体育館ほか建設工事請負契約の締結について

小諸義塾高等学校（仮称）大体育館ほか建設工事について、次のとおり請負契約を締結する。

1	工 事 名	小諸義塾高校（仮称）大体育館ほか建設工事
2	工 事 場 所	小諸市田町
3	契 約 金 額	11億2,200万円
4	契 約 保 証 金	1億1,220万円
5	工 期	着 手 令和6年11月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和8年3月10日
6	契 約 方 法	一般競争入札
7	請 負 人 住 所 氏 名	南佐久郡小海町大字小海4399番地 1 株式会社新津組 代表取締役 新 津 悟

報 第 1 号

交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年11月8日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事故の内容

別表のとおり

2 当事者

(1) 損害賠償請求者

別表のとおり

(2) 損害賠償者

長 野 県

3 請求の趣旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解決の方法

当事者間において示談による和解

5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として別表記載の金額を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その

余の請求は一切しない。

(別表)

事 故 の 内 容	損 害 賠 償 請 求 者	損害賠償金
令和6年7月26日午後7時35分ごろ、長野市の駐車場内において、長野南警察署職員が開けた普通乗用自動車のドアが、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車に接触し、同車に損害を与えた。	長野市川中島町四ツ屋794番地2 石 坂 平	225,467円
公務に使用中の警察本部警務部教養課の普通乗用自動車が、令和6年8月16日午前7時55分ごろ、小諸市の中部横断自動車道を走行中に自動車部品を落下させ、これに損害賠償請求者所有の普通乗用自動車と衝突し、同車に損害を与えた。	群馬県沼田市白沢町上古語父319番地36 黒 岩 恵 三	183,535円
公務に使用中の伊那警察署の普通乗用自動車が、令和6年8月19日午前10時5分ごろ、上伊那郡箕輪町の駐車場内において、損害賠償請求者使用の普通貨物自動車と衝突し、同車に損害を与えた。	上伊那郡箕輪町大字中箕輪1048番地4 大 澤 篤	366,124円
公務に使用中の伊那警察署の普通乗用自動車が、令和6年9月18日午後5時40分ごろ、上伊那郡辰野町の駐車場内において、損害賠償請求者管理の建物に衝突し、損害を与えた。	駒ヶ根市赤穂1298番地2 株式会社サンボ 一 代表取締役 永 田 裕 志	38,500円

報 第 2 号

証拠物保管中の事故に係る損害賠償の専決処分報告

証拠物保管中の事故に係る損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年11月8日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

令和6年10月10日午後1時45分ごろ、上田警察署の車庫内において、同署職員が、証拠物として保管していた損害賠償請求者使用の車両にベニヤ板を接触させ、同車に損害を与えた。

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

上田市常入一丁目11番10号 ブランニューシティF棟3002号 松 本 季 良

(2) 損 害 賠 償 者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

当該事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として80,256円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

報 第 3 号

交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年11月11日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事故の内容

別表のとおり

2 当事者

(1) 損害賠償請求者

別表のとおり

(2) 損害賠償者

長野県

3 請求の趣旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解決の方法

当事者間において示談による和解

5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として別表記載の金額を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その

余の請求は一切しない。

(別表)

事 故 の 内 容	損 害 賠 償 請 求 者	損害賠償金
公務に使用中の飯田建設事務所の普通乗用自動車が、令和6年3月5日午後8時25分ごろ、飯田市の駐車場内において、損害賠償請求者運転の小型乗用自動車に衝突し、損害を与えた。	安曇野市穂高有明5115番地 63 胡 桃 邦 年	214,709円
公務に使用中の長野建設事務所の普通乗用自動車、令和6年5月31日午後4時35分ごろ、長野市の国道上において、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車に衝突し、損害を与えた。	長野市平林一丁目13番34号 八 田 英 貴	100,826円

報 第 4 号

道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告

道路上の事故に係る損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年11月11日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

別表のとおり

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

別表のとおり

(2) 損害賠償者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

別表記載の事故は、道路管理者の責任であるから損害賠償を求める。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として別表記載の金額を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その

余の請求は一切しない。

(別表)

事 故 の 内 容	損 害 賠 償 請 求 者	損害賠償金
令和5年3月12日午後6時ごろ、損害賠償請求者運転の普通貨物自動車、一般国道406号の須坂市大字仁礼地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	須坂市墨坂一丁目6番27号 フレグランス八幡S棟102号 小坂泰斗	126,445円
令和5年4月28日午前11時5分ごろ、東京都世田谷区成城五丁目15番10号 鎮目令子所有の普通乗用自動車、一般国道152号の茅野市北山地籍を走行中、道路上にあった落石により、当該車両を損傷した。 A I G損害保険株式会社は、鎮目令子との保険契約に基づき、自動車修理費用全額を支払った。	A I G損害保険 株式会社首都圏 サービスセンタ ー 第三課長 栄 朝 日	561,000円
令和5年5月8日午後8時30分ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、県道長野信濃線の上水内郡信濃町大字平岡地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	長野市豊野町豊野943番地 齊藤大三	17,710円
令和5年5月10日午後5時30分ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、県道栃原北郷信濃線の上水内郡飯綱町大字川上地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	上水内郡飯綱町大字高坂 1277番地27 藤井郁郎	8,316円
令和5年5月30日午後4時30分ごろ、損害賠償請求者所有の軽貨物自動車、県道長野信濃線の上水内郡信濃町大字平岡地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	長野市青木島町綱島776番 地54 大月康平	4,997円
令和5年6月11日午後2時30分ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、県道飯山妙高高原線の上水内郡信濃町古海地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	飯山市大字静間712番地3 丸山徳義	5,720円

令和5年7月1日午後9時ごろ、損害賠償請求者所有の小型乗用自動車、県道戸隠篠ノ井線の長野市篠ノ井布施高田地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	東京都小平市学園西町二丁目5番34号もくれん館203号	滝澤大樹	17,604円
令和5年10月18日午前7時10分ごろ、損害賠償請求者使用の普通乗用自動車、一般国道158号の松本市安曇地籍を走行中、道路法面からの落石により、当該車両を損傷した。	松本市奈川1199番地1	奥原喜照	7,700円
令和5年10月28日午前10時ごろ、損害賠償請求者運転の普通乗用自動車、県道伊那郡辰野停車場線の上伊那郡箕輪町大字東箕輪地籍を走行中、道路上の段差により、当該車両を損傷した。	上伊那郡箕輪町大字東箕輪4156番地3	漆戸健治	13,200円
令和5年11月10日午後4時50分ごろ、損害賠償請求者運転の普通貨物自動車、県道梓山海ノ口線の南佐久郡川上村大字御所平地籍を走行中、側溝のグレーチングが跳ね上がり、当該車両を損傷した。	南佐久郡小海町大字千代里2944番地1	ヤマト運輸株式会社小海営業所所長 北村昇大	125,592円
令和5年11月11日午後1時ごろ、損害賠償請求者運転の普通乗用自動車、一般国道254号の松本市三才山地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	小諸市南町二丁目5番2号	赤城和樹	120,993円
令和5年11月20日午前6時40分ごろ、損害賠償請求者運転の軽乗用自動車、県道伊那生田飯田線の駒ヶ根市中沢地籍を走行中、道路上にあった落石により、当該車両を損傷した。	駒ヶ根市東伊那6086番地1	荒井啓明	25,146円
令和5年12月12日午前11時10分ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、一般国道143号の安曇野市豊科田沢地籍を走行中、道路法面からの倒木により、当該車両を損傷した。	塩尻市大字洗馬1153番地	伊藤治郎	461,000円

令和5年12月17日午前6時ごろ、損害賠償請求者運転の小型乗用自動車、一般国道153号の上伊那郡飯島町本郷地籍を走行中、道路上にあった倒木により、当該車両を損傷した。	下伊那郡豊丘村大字神稲 4262番地村営住宅上C	青塚 理 絵	111,500円
令和6年1月12日午前9時20分ごろ、損害賠償請求者所有の軽貨物自動車、県道平田新橋線の松本市平田東地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	安曇野市三郷温865番地1	山下 淳	3,600円
令和6年1月20日午後8時45分ごろ、千曲市大字桑原2231番地緑川誠所有の普通乗用自動車、一般国道254号の上田市鹿教湯温泉地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。 東京海上日動火災保険株式会社は、緑川誠との保険契約に基づき、自動車修理費用全額、車両牽引費用全額及び代車費用全額を支払った。	長野市大字南長野東京海上日動 1081番地長野東京海上日動 ビル8階	東京海上日動火災保険株式会社 長野支店 長野 損害サービス課 長大 住 航	405,053円
令和6年1月21日午後6時ごろ、損害賠償請求者所有の小型乗用自動車、一般国道406号の上田市菅平高原地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	小諸市大字滋野甲556番地 3	羽 鳥 祥	24,245円
令和6年2月19日午後8時10分ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車、一般国道148号の北安曇郡白馬村大字北城地籍を走行中、道路上の段差により、当該車両を損傷した。	北安曇郡白馬村大字神城 27425番地35	久保田 清 美	36,597円
令和6年2月23日午前10時ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、一般国道406号の上田市菅平高原地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	群馬県前橋市上細井町1412 番地33	早 部 伸 秋	8,706円

令和6年3月1日午後1時40分ごろ、損害賠償請求者所有の軽貨物自動車が、一般国道292号の下高井郡山ノ内町大字平穏地籍を走行中、道路法面の立ち木から落下した雪塊により、当該車両を損傷した。	下高井郡山ノ内町大字平穏 7149番地八十二銀行山荘	塩田裕司	176,132円
令和6年3月6日午後6時35分ごろ、損害賠償請求者運転の普通乗用自動車、県道千国北城線の北安曇郡白馬村大字北城地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	千葉県千葉市花見川区み春 野二丁目11番23号	小倉志道	8,965円
令和6年3月17日午前11時30分頃ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車、県道下仁田軽井沢線の北佐久郡軽井沢町大字発地地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	千葉県柏市加賀一丁目25番 10号	神野浩一	24,882円
令和6年3月17日午前11時50分ごろ、損害賠償請求者使用の普通乗用自動車、県道下仁田軽井沢線の北佐久郡軽井沢町大字発地地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	福島県福島市二の宮四丁目 38番2号	道鎮正規	6,210円
令和6年3月24日午後4時ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、一般国道403号の下高井郡山ノ内町大字夜間瀬地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	下高井郡山ノ内町大字夜間 瀬9209番地	杉戸重之	29,634円
令和6年3月25日午後7時ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、一般国道146号の北佐久郡軽井沢町大字長倉地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	神奈川県川崎市宮前区有馬 六丁目10番6号	株式会社天野組 代表取締役 天野寿男	8,100円
令和6年3月25日午後7時ごろ、損害賠償請求者使用の軽乗用自動車、県道波田北大妻豊科線の松本市梓川倭地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	松本市梓川上野595番地4	宮下さより	6,106円

令和6年3月26日午後5時30分ごろ、損害賠償請求者使用の軽乗用自動車、一般国道299号の南佐久郡佐久穂町大字畑地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	南佐久郡小海町大字小海 4089番地3	新井花奈	4,620円
令和6年3月26日午後6時45分ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、県道松本塩尻線の松本市中山地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	塩尻市大字広丘郷原1762番 地286ニセンポストアイル 604	野口絵美子	5,253円
令和6年3月26日午後10時25分ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、県道諏訪辰野線の諏訪市豊田地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	茅野市米沢4781番地1	小松勇喜	6,298円
令和6年3月26日午後10時30分ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、県道千国北城線の北安曇郡白馬村大字北城地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	北安曇郡白馬村大字北城 10517番地12	大工原駿之介	15,675円
令和6年3月29日午前11時20分ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、県道新茶屋塩尻線の塩尻市広丘吉田地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	松本市寿台六丁目3番6号	佐藤玲子	2,700円
令和6年3月29日午後2時ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、県道松川大鹿線の下伊那郡大鹿村大字大河原地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	下伊那郡大鹿村大字大河原 3444番地	田島龍二	3,069円

令和6年3月29日午後4時15分ごろ、荒井香織運転の軽乗用自動車、県道真田東部線の上田市殿城地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。 関東自動車共済組合長野県支部 損害調査課長 石井 和 明 に基づき、車両牽引費用全額を支払った。	上田市塩川2988番地 1	荒 井 香 織	2,132円
	長野市中御所岡田131番地 10長野県中小企業会館 2階	関東自動車共済 組合長野県 支部 損害調査 課長 石 井 和 明	8,888円
	上高井郡高山村大字奥山田 2549番地イ号	戸 谷 仁	53,240円
	大町市大町4095番地11	松 田 勇	185,460円
	佐久市望月1922番地 1	浅 田 芳 裕	14,260円
	埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目157番地 1 404号	野 田 和 視	40,461円
	福井県坂井市三国町中央二丁目 9 番18号	藤 田 和 成	97,416円
令和6年3月30日午後11時20分ごろ、損害賠償請求者運転の軽貨物自動車、県道豊野南志賀公園線の上高井郡高山村大字奥山田地籍を走行中、道路法面からの落石により、当該車両を損傷した。 令和6年4月3日午後8時ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車、県道有明大町線の安曇野市穂高北穂高地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。 令和6年4月5日午後5時ごろ、損害賠償請求者運転の小型乗用自動車、県道諏訪白樺湖小諸線の北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。 令和6年4月7日午前10時15分ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車、一般国道158号の松本市安曇地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。 令和6年4月7日午後6時35分ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車、一般国道158号の松本市安曇地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。			

令和6年4月8日午前2時20分ごろ、損害賠償請求者運転の軽乗用自動車、一般国道158号の松本市安曇地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	神奈川県横浜保土ヶ谷区岡沢町21番地39SKハイツ201	高 堂 正 明	3,850円
令和6年4月10日午後3時50分ごろ、損害賠償請求者使用の普通乗用自動車、県道親田中村線の飯田市伊豆木地籍を走行中、道路脇からの倒竹により、当該車両を損傷した。	飯田市大瀬木4204番地6	小 木 曾 達 也	891,902円
令和6年4月19日午前0時45分頃ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車、一般国道146号の北佐久郡軽井沢町大字長倉地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	東京都杉並区成田東四丁目3番3-410号プラウドシティ阿佐ヶ谷セントラル	宮 嶋 啓	33,556円
令和6年4月24日午後7時30分ごろ、損害賠償請求者運転の軽乗用自動車、県道小岩岳穂高停車場線の安曇市穂高地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	安曇野市明科中川手112番地10	興 津 美由紀	11,550円
令和6年4月30日午前7時ごろ、損害賠償請求者所有の小型乗用自動車、県道松川インター大鹿線の上伊那郡中川村葛島地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	下伊那郡大鹿村大字鹿塩361番地1	小 澤 正	38,707円
令和6年4月30日午前8時ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、県道松川インター大鹿線の上伊那郡中川村葛島地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	下伊那郡大鹿村大字鹿塩361番地1	小 澤 正	7,722円
令和6年5月28日午後4時30分ごろ、損害賠償請求者所有の小型乗用自動車、県道上原猿久保線の佐久市御馬寄地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	北佐久郡御代田町大字御代田4108番地2164 シンフォニー西軽井沢D-201	北 原 憲 康	17,200円

令和6年5月28日午後5時30分ごろ、損害賠償請求者使用の普通乗用自動車（佐久市御馬寄地籍）を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	佐久市矢嶋1758番地8	小 泉 淳 也	36,792円
令和6年6月13日午前8時10分ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車（下伊那郡天龍村長島地籍）を走行中、道路法面からの落石により、当該車両を損傷した。	下伊那郡天龍村平岡858番地	鈴 木 正 登	72,001円
令和6年6月18日午後3時15分ごろ、損害賠償請求者運転の軽乗用自動車（北佐久郡豊昇佐久線の佐久市横根地籍）を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	北佐久郡御代田町大字御代田3746番地8	土 屋 沙 菜 美	4,000円
令和6年6月23日午後9時5分ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車（一般国道142号の北佐久郡立科町大字芦田地籍）を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	上田市東内2423番地	堀 内 由 紀 子	36,740円
令和6年6月29日午後0時ごろ、損害賠償請求者使用の普通乗用自動車（小諸市大字丙地籍）を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	佐久市中込3768番地6	西 澤 章 司	10,411円

報 第 5 号

交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年11月5日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

公務に使用中の小海高等学校の軽貨物自動車が、令和6年7月13日午後0時40分ごろ、南佐久郡小海町の駐車場内において、損害賠償請求者所有の小型乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えた。

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

南佐久郡北相木村5323番地い号 坂 本 けい子

(2) 損 害 賠 償 者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として140,938円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

報 第 6 号

交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年11月14日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

公務に使用中の小諸養護学校の軽乗用自動車が、令和6年4月16日午前8時50分ごろ、小諸市の市道上において、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えた。

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

小諸市大字市668番地4 佐 藤 京 戸

(2) 損 害 賠 償 者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として89,559円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

安定的な地域医療体制の確保に向けた
支援の充実を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築に向けては、安定的な医療提供体制の確保が必要であり、高齢化の進展等による医療需要の高まりが想定される中、地域を支える医療機関の役割はますます重要となっている。

一方で、多くの医療機関では、コロナ禍における国の支援により一時的な収支改善がみられたが、特例的な措置が終了した現在は、人口減少による慢性的な収益減が顕在化している。また、長期化する物価高騰、医療従事者の賃上げに関連する人件費の増加等も厳しい経営状況に拍車をかけており、本年6月の診療報酬の改定も、経営の改善につながっているとは言い難い。

医療機関及び医師が不足する地域では、効果的・効率的な医療の提供に向けた体制強化が課題となる中、医療機関の経営悪化は、地域医療構想に基づく医療機関ごとの役割の明確化、相互の連携強化等にも影響を及ぼすおそれがあるが、国、自治体、民間等の開設主体により、医療機関の運営方針、財源等も異なるため、それぞれの実情に即したきめ細かな対応が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、医療機関の経営状況改善を通じて、医療を必要とする住民の安全・安心な暮らしを守るため、臨時的な診療報酬の改定、緊急的な補助制度の創設等、安定的な地域医療体制の確保に向けた支援の充実を図るよう強く要請する。

転作した畑作農業者が意欲を持って営農を
継続するための支援を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国は、転作を促すために導入した水田活用の直接支払交付金の要件を一昨年度に厳格化し、5年間に一度も水張りをしない農地を水田とみなさず、交付対象外とするように制度を見直した。交付金を頼りに畑作物の生産を始めた農業者は、資金繰りに困難を抱えることとなり、さりとて「八十八工程」が必要ともいわれる米作の再開は、費用及び労力面で困難である。

こうした中、物価高騰による生産費用の上昇、担い手不足、高齢化の進行等が厳しい経営環境に拍車をかけており、農業者が営農意欲を持って農地を維持できるよう、新たな農業経営支援策が求められている。

特に県内ではそばに転作される事例も多く、中山間地域を中心に生産が行われている。地域特産農作物として、また、観光資源としても重要なそば等の栽培を継続することで、地域活性化につなげていくための新たな施策も必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、転作した農業者が意欲を持って営農を継続するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 農地の集約化によって生産性の向上が図られるそば等の土地利用型作物の生産において、農業者が所得を確保し、また、意欲を維持できるよう、農業の維持継続を主体とした新たな支援措置を講ずること。
- 2 転作品目を地域特産農作物として活用している地域の実情を捉え、そば等の地域振興に有効な作物の生産及び供給を継続し、地域の更なる活性化に資する新たな施策を検討すること。

年収の壁に関する十分な議論と地方財政
への配慮を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 あ て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

いわゆる「年収の壁」は、所得税等が発生するボーダーラインであり、手取り収入の減少を懸念する、パート等の短時間労働者の働き控えにつながっており、中小企業を中心とした人手不足が深刻となる中、所得税に関する年収の壁である「103 万円の壁」等の見直しが課題となっている。

また、103 万円は、年収がこの額を上回る労働者にとって、課税額を算定する上での基礎的な控除額でもあることから、国においては、控除額の引上げによって労働者の手取り収入を増やすため、103 万円の壁の見直しに向けた議論が進められている。

こうした中、地方においては、所得税等の基礎的な控除額の引上げが行われた場合の地方税収の減少が、財政の悪化、行政サービスの低下等を招くといった懸念の声が上がっており、103 万円の壁の見直しに当たっては、地方財政に対する十分な配慮が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、年収の壁に関する議論に当たり、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 103 万円の壁を見直す場合は、中小企業をはじめとした人手不足の解消、労働者の手取り収入の増加等に資するよう、所得税に関する基礎的な控除額の在り方等についての十分な議論を行うこと。
- 2 所得税等の基礎的な控除額の引上げを行う場合は、国による恒久財源による補填を行うなど、臨時的な財源の確保に頼ることなく、地方自治の推進に必要な不可欠な地方財政の保持を前提とすること。

闇バイトによる犯罪防止に向けた取組の
強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
国家公安委員会委員長
警 察 庁 長 官
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

主にSNSを通じて犯罪の実行役を募る、いわゆる闇バイトによる犯罪が全国で相次いでいる。住宅に押し入り、住民に暴行を加えて金品を奪う強盗事件のほか、本年10月には、住民が連れ去られて監禁される事件も発生するなど、犯罪の手口が凶悪化していることから、国民の間に不安が広がっている。

闇バイトでは、短期間で高収入が得られるといったSNS上の投稿に安易に応じることで、若者が犯罪に巻き込まれる事例が目立っており、一度でも闇バイトに応じると、事前に提供した個人情報に基づき犯罪組織から脅迫を受け、犯罪を繰り返してしまう危険性が指摘されているため、被害防止に加え、闇バイトから若者を守り、新たな加害者を生まないための対策も課題となっている。

現在、国及び各自治体では、啓発動画、街頭での呼びかけ等による闇バイトに対する注意喚起に加え、SNS上の闇バイトを募集する投稿に対して警告を行うなどの対策に取り組んでいるものの、闇バイトによる犯罪が後を絶たず、国民の不安解消に至っていないことから、対策の更なる充実強化を図り、闇バイトによる犯罪に歯止めを掛けることが求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、闇バイトによる犯罪防止に向けた取組の強化により、国民の安全・安心な暮らしを守るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 闇バイト情報を監視するサイバーパトロールを強化するとともに、闇バイトに関わった人を対象とした相談体制の充実を図ること。
- 2 SNSへの関わり方、利用上の注意等について、若者を対象とした研修の機会を提供するなど、闇バイトによる犯罪に加担しないための広報啓発活動をより一層推進すること。
- 3 地域における防犯パトロールの実施、防犯カメラの設置等の犯罪防止に向けた環境整備のため、自治体への財政支援を拡充すること。

投票率の向上に向けた投票機会の
更なる拡大を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
総 務 大 臣
財 務 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

投票日に投票所で投票することが原則である公職選挙において、期日前投票制度により、投票機会の拡大が図られているが、期日前投票所に出向いた上で投票を行う必要があるため、仕事・学業が忙しい、投票所が遠いといった理由で、制度が十分に活用されないことなどから、投票率の低迷が続いている。

投票所へ行くことができない場合、郵便等による不在者投票が認められているが、現行の制度では、対象者が身体に重度の障害がある選挙人等に限られており、投票率の底上げに資するものとは言い難い。若年層、高齢者を中心に、更なる投票機会の拡大を図るためには、時間的・地理的制約を受けずに投票が可能となるよう、関係法令及び環境の整備が不可欠である。

また、一部の自治体では、投票所までの移動が難しい高齢者等の投票機会を確保するために、自動車を利用した移動期日前投票所によって、中山間地域等の巡回が行われている事例もあり、地域の実情に応じた取組に対する支援も求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、選挙人の投票機会拡大に向けた環境整備を進めるとともに、自治体の投票率向上に向けた取組に対する財政的・技術的支援を強化するなど、投票率の向上に向けた投票機会の更なる拡大を図るよう強く要請する。

緊急浚渫推進事業債等の事業期間の延長
を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣（防災）

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国は、防災・減災、国土強靱化の推進に向けて、今年度までを事業期間とする緊急浚渫推進事業債並びに来年度までを事業期間とする緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を設けており、地方公共団体による緊急的かつ集中的な災害対策を進めている。

これらの事業債は、地方債の充当率が100パーセント、交付税措置率が70パーセントであることから、本県においても、河川氾濫等の浸水被害防止に向けた浚渫、公共施設の耐震化、防災インフラの整備等、地域の実情に応じた対策に活用されるなど、地方公共団体にとって重要な財源であるが、時限的な措置であるため、事業期間終了後の必要財源の確保が懸念されている。

こうした中、近年、気候変動に伴い激甚化・頻発化する台風、豪雨等の気象災害に加え、今後発生するおそれのある大規模地震等への対策が求められていることから、地方公共団体が引き続き災害対策に取り組めるよう、継続的な財政支援が必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、自然災害から国民の生命及び財産を守るため、緊急浚渫推進事業債、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の事業期間を延長するよう強く要請する。

選択的夫婦別姓制度について十分に議論し、
旧姓の通称使用の法制化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
法 務 大 臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

夫婦が望む場合には結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の氏を称することを認める制度、いわゆる選択的夫婦別姓制度について、令和4年3月に公表された内閣府の「家族の法制に関する世論調査」によると、導入に対する賛否が拮抗する中、旧姓の通称使用の法制化を求める意見もあることが明らかになった。

選択的夫婦別姓制度の導入に関して、最高裁判所は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」と判示しており、政府も、第5次男女共同参画基本計画において、現行制度の歴史を踏まえ、子供への影響等も十分に考慮し、国民各層の意見及び国会における議論の動向を注視しながら、検討を進めるとしている。

また、現在、我が国において、パスポート、免許証等については旧姓併記が認められており、旧姓の通称使用が定着しているが、金融機関の口座開設、不動産登記等を行う際は法律上の氏を求められるなどの支障があることから、旧姓を使用しやすい環境に向けた法整備をより一層推進する必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、結婚後の生活における不便・不利益を解消するため、国民の理解の下、選択的夫婦別姓制度について十分に議論し、旧姓の通称使用を法制化するよう強く要請する。

選択的夫婦別姓制度の導入を求める
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
法 務 大 臣 あ て
女性活躍担当大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

現在、我が国において、結婚に際して女性の約95パーセントが改姓する中、女性の社会進出が進むにつれて家族の在り方が多様化していることを背景に、経済界及び若者世代を中心として、夫婦が望む場合には結婚後もそれぞれ結婚前の氏を称することを認める制度、いわゆる選択的夫婦別姓制度の実現を求める声が高まっている。

また、国連女性差別撤廃委員会は、本年10月、女子差別撤廃条約の締約国において条約の履行状況を審査した結果、夫婦同氏を義務付ける民法の規定を見直し、選択的夫婦別姓を導入するよう、日本に対して4度目となる勧告を出したところである。

政府は、女性活躍の推進等の観点から、旧姓の通称使用拡大に向けて取り組んでいるが、日常生活・職業生活において、海外渡航時のトラブル、キャリアの断絶等の不便・不利益が発生しており、通称使用で解決できる課題には限界があることから、社会の実態に即した法整備を進める必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国内の実情及び国際社会の動向を踏まえ、個人の選択に寛容な社会を確立し、ジェンダー平等を実現するため、選択的夫婦別姓制度を導入するよう強く要請する。

企業・団体献金の全面的な禁止を求める
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

政治家又は政党を含む政治団体に対し、政治活動に関する寄附として資金を提供する行為である政治献金のうち、企業・団体献金を巡っては、政治家と特定の企業・団体との癒着防止等を目的に、過去の政治資金規正法の改正において政治家個人に加え、政治家の資金管理団体に対する献金が禁止されてきた。

しかしながら、今もなお、政党及び政党への資金援助を目的とする政治資金団体に対する企業・団体献金は禁止されていない。また、政治資金パーティーにおけるパーティー券収入についても、名目上はパーティー参加の対価であるものの、パーティー券を寄附と同じ趣旨で購入する企業・団体も多く、事実上の企業・団体献金になっているとの指摘もある。

政党に対しては、その活動資金に充てるため、税金を原資とする政党交付金を交付する制度があるにもかかわらず、企業・団体献金が認められていることは国民の理解を得難く、また、政治家が資金力のある企業・団体等の意向に配慮し、政策決定が歪められるおそれがあることから、一刻も早い制度の見直しが求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国民の政治に対する信頼を確保するため、企業・団体による政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーにおけるパーティー券の購入を禁ずることを内容とする政治資金規正法の改正により、企業・団体献金を全面的に禁止するよう強く要請する。

委 第 1 号

少子化・人口減少対策の一層の強化を求める決議（案）

2001年に約222万人を記録した本県人口は、以降、減少傾向が続き、2024年2月には約半世紀ぶりに推定200万人を割り込んだ。このまま減少が続けば、地域経済の縮小、担い手不足の深刻化を招くとともに社会保障の維持も困難になり、将来的に自治体運営に大きな支障が生じる。

これまで国では、こどもの預かり施設の増設、児童手当及び育児休業制度の拡充等を進め、県でも「しあわせ信州創造プラン3.0」を策定して結婚支援、企業のワークライフバランスの推進等の施策を実施してきたが、直近の県の合計特殊出生率は過去最低を記録し、少子化に歯止めが掛からない。

少子化の要因には、国の施策が既婚女性の子育て支援に偏っていたとの指摘に加え、非正規等雇用の不安定化、子育ての重い経済的負担、ジェンダー平等の遅れ等が挙げられる。結果、希望しても結婚できない若者及び結婚に前向きになれない若者への支援が行き届かず今日の事態を招いている。

よって、本県議会は、県に対し、人口戦略の策定に当たり、次のとおり少子化・人口減少対策の一層の強化を求めるものである。

- 1 人口減少による将来の影響を、県民が身近な問題として認識できるよう具現化して情報発信するとともに、人口減少社会に適応しながら希望ある長野県づくりのため、行政だけでなく県民総参加で取り組む仕組みを構築し、県を挙げて総合的に施策を推進すること。
- 2 戦略には、若者の希望実現を最大限支援して若者の所得向上を促す施策、結婚及び出産を考える契機となるライフプラン教育、若者の意見を集約して政策に反映させる仕組み等を盛り込み、実現可能な予算措置を講ずること。
- 3 国に対して教育費の無償化等、必要な施策を積極的に提言すること。

以上のとおり決議する。

年 月 日

長 野 県 議 会

全 議 員 様

長野県議会議長 山 岸 喜 昭

令和6年11月定例会において説明のため
議会へ出席を要求した者の氏名について

議会へ出席を要求した者の氏名は、下記のとおりです。

記

知 事	阿 部 守 一
副 知 事	関 昇 一 郎
危機管理監兼危機管理部長	前 沢 直 隆
企画振興部長	中 村 徹
企画振興部交通政策局長	小 林 真 人
(12月3日から12月6日までの会議)	
総 務 部 長	渡 辺 高 秀
県 民 文 化 部 長	直 江 崇 明
県民文化部こども若者局長	高 橋 寿 明
(12月3日から12月6日までの会議)	
健 康 福 祉 部 長	笹 渕 美 香
環 境 部 長	諏 訪 孝 治
産 業 労 働 部 長	田 中 達 也
産業労働部営業局長	合 津 俊 雄
(12月3日から12月6日までの会議)	
観 光 ス ポ ー ツ 部 長	加 藤 浩
農 政 部 長	小 林 茂 樹
林 務 部 長	須 藤 俊 一
建 設 部 長	新 田 恭 士
建設部リニア整備推進局長	室 賀 莊 一 郎
(12月3日から12月6日までの会議)	
会 計 管 理 者 兼 会 計 局 長	尾 島 信 久
公 営 企 業 管 理 者 扱	吉 沢 正
企 業 局 長 事 務 取 扱	
財 政 課 長	新 納 範 久
教 育 長	武 田 育 夫
教 育 次 長	米 沢 一 馬
教 育 次 長	曾 根 原 好 彦
警 察 本 部 長	鈴 木 達 也
警 務 部 長	長 瀬 悠
監 査 委 員	増 田 隆 志

(写)

6 監査第 4－7 号
令和 6 年(2024年)10月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 6 年 9 月 30 日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 6 年 8 月 31 日現在の令和 6 年度 8 月分の一般会計及び公債費ほか 10 特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16 機関で 885,000 円であった。

2 企業局所管関係

令和 6 年 8 月 31 日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和 6 年 8 月 31 日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和 6 年 8 月 31 日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

6 監査第 4－8 号
令和 6 年(2024年)11月 7 日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 6 年10月28日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第235条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 6 年 9 月30日現在の令和 6 年度 9 月分の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16機関で885,000円であった。

2 企業局所管関係

令和 6 年 9 月30日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和 6 年 9 月30日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和 6 年 9 月30日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

6人委第210号
令和6年(2024年)10月16日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定により、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて別紙第2のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、所要の措置を執られるよう要望します。

報 告

本委員会は、職員の給与、民間従業員の給与、国及び他の都道府県の職員の給与並びに生計費等について調査、研究するとともに、あわせて職員の人事管理に関して取り組むべき課題について検討しました。その概要は、次のとおりです。

第 1 職員の給与

1 職員の給与等の状況

本年 4 月現在の職員の給与等の実態を明らかにするため、「令和 6 年職員給与等実態調査」を実施しました。

実態調査の結果は、「給与等に関する報告資料」第 1 表～第 15 表のとおりです。

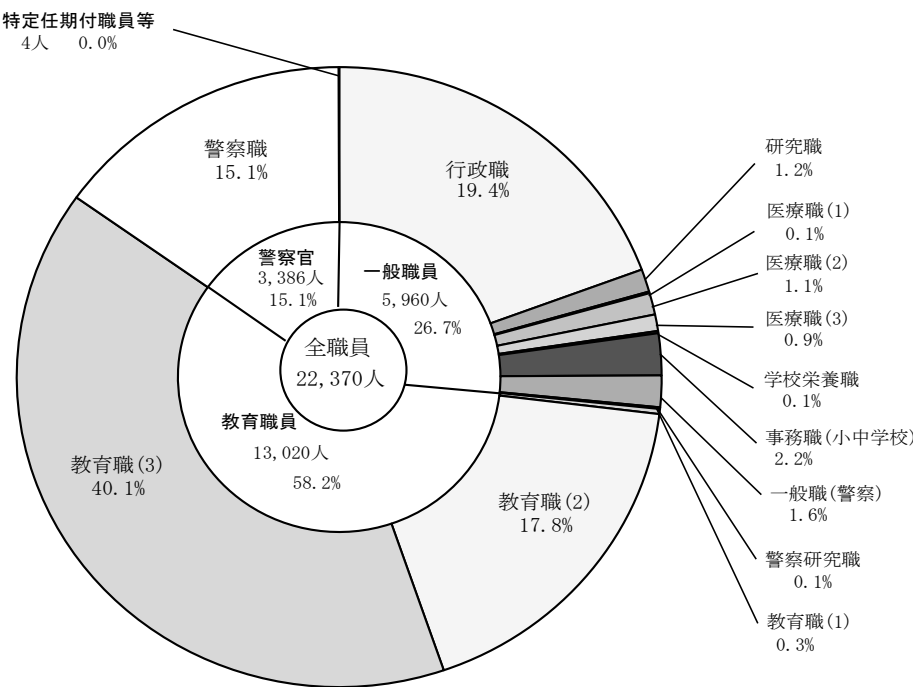
(1) 職員構成等

職員数は 22,370 人で、その内訳は、一般職員 5,960 人、教育職員 13,020 人、警察官 3,386 人及び特定任期付職員等 4 人です。

職員の平均年齢は 42.9 歳、平均経験年数は 20.1 年です。

また、男女別構成では、男性 60.5%、女性 39.5%です。

(第 1 表、第 4 表)



(2) 平均給与月額

ア 職員の平均給与月額（給料、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当等の合計額）は、下表のとおり 394,372 円で、昨年と比べて 1,673 円増加しています。

（第 1 表、第 3 表）

区 分	全職員	一般職員	教育職員	警察官	特定任期付職員等
平均給与月額	394,372 円	367,464 円	413,987 円	366,111 円	565,757 円

（注） 平均給与月額は、給料（給料の調整額を含む。）、教職調整額、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、特勤勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）及び義務教育等教員特別手当の合計額です。

イ 扶養手当

扶養手当の受給職員数は 9,265 人（全職員の 41.4%）で、受給者 1 人当たりの平均支給額は 21,349 円（昨年と比べて 20 円の増加）、職員 1 人当たりでは 8,844 円（同 139 円の減少）となっています。

（第 9 表）

ウ 住居手当

住居手当の受給職員数は 5,912 人（全職員の 26.4 %）で、受給者 1 人当たりの平均支給額は 25,769 円（昨年と比べて 85 円の増加）、職員 1 人当たりでは 6,811 円（同 9 円の増加）となっています。

（第 11 表）

2 民間給与の調査

本年 4 月現在の民間従業員の給与等の実態を把握するため、「令和 6 年職種別民間給与実態調査」を実施しました。

(1) 職種別民間給与実態調査の概要

本委員会は、人事院と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内 952 事業所のうちから無作為に抽出した 188 事業所を対象に調査を実施しました。この調査では、民間給与との比較を行っている行政職給料表、事務職給料表及び一般職給料表適用職員（以下「比較職員」という。）と類似すると認められ

る事務・技術関係職種等に該当する従業員 6,390 人について、本年 4 月分として支払われた給与月額等を調査しました。また、給与改定の状況等についても調査しました。

民間事業所からの格段の御理解と御協力をいただき、職種別民間給与実態調査の調査完了率は 85.6% と非常に高いものとなり、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっています。

(2) 調査結果の概要

実態調査の結果は、「給与等に関する報告資料」第 16 表～第 28 表のとおりであり、このうち主な内容は、次のとおりです。

ア 給与改定の状況

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所は 64.1%（昨年 50.8%）、ベースアップを中止した事業所は 1.3%（同 2.2%）となっています。

なお、ベースアップの慣行のない事業所は 34.6%（同 47.0%）となっています。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所は 95.4%（昨年 96.9%）、定期昇給を中止した事業所はありませんでした。

（第 17 表、第 18 表）

イ 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 62.3%（昨年 66.4%）、高校卒で 45.5%（同 57.8%）となっています。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で 75.2%（同 73.8%）、高校卒で 82.5%（同 73.2%）となっています。一方、初任給を据置きとした事業所の割合は、大学卒で 24.8%（同 26.2%）、高校卒で 17.5%（同 26.8%）となっています。

なお、初任給を減額した事業所は、大学卒、高校卒ともにありませんでした。

（第 19 表）

3 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

職員給与を民間給与と比較するに当たっては、民間給与を精確に職員給与に反映させるため、単純な平均給与額の比較でなく、職種、役職、年齢、学歴を同じくする者同士で、その給与額を対比する方法（ラスパイレス方式）が適当であると考えます。

本委員会では、「職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づいて、職員については一般の行政事務を行っている常勤の比較職員、民間従業員については比較職員に相当する職種にある者のうち、役職、年齢、学歴が対応すると認められるものを比較の対象として本年４月分の給与額を精緻に比較しました。

比較した結果、下表のとおり比較職員の給与が民間従業員の給与を１人当たり平均 9,741 円（2.62％）下回っていました。

民間従業員の給与 (A)	比較職員の給与 (B)	較 差 (C)=(A)-(B) (C/B×100)
381,722 円	371,981 円	9,741 円 (2.62%)

(注) 1 民間従業員及び比較職員ともに本年度の新規採用者は含まれていません。

2 民間従業員の給与の額には、通勤手当及び時間外手当は含まれていません。

3 比較職員の給与の額には、給料（給料の調整額を含む。）、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当が含まれます。

(2) 特別給

民間事業所において、昨年８月から本年７月までの１年間に支払われた賞与等の特別給（ボーナス）は、下表のとおり所定内給与月額額の 4.59 月分に相当しており、職員の特別給（期末手当及び勤勉手当）の年間支給月数（4.50 月）が民間事業所の特別給の支給割合を 0.09 月分下回っていました。

（第 23 表）

民間従業員の特別給の年間支給割合		職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数	
下 半 期	2.30 月	下 半 期	2.25 月
上 半 期	2.29 月	上 半 期	2.25 月
計	4.59 月	計	4.50 月

(注) 下半期とは令和5年8月から令和6年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間です。

4 国家公務員等の給与との比較

昨年4月現在における国家公務員の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給月額と、これに相当する職員の給料月額とを、学歴別、経験年数別に国家公務員を基準とするラスパイレス方式により比較すると、国家公務員を100とした場合の職員の指数は100.2で、0.2ポイント高い状況となっています。

上記指数の都道府県の平均は99.6であり、この数値と比べると、0.6ポイント高い状況となっています。

また、民間給与との比較を行っている本年4月の国家公務員の行政職俸給表（一）適用職員（139,298人、平均年齢42.1歳）の給与が405,378円であるのに対し、本県の比較職員（4,988人、平均年齢43.7歳）の給与は371,981円となっています。

5 物価、生計費等

(1) 物価及び生計費

総務省の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ長野市では2.8%上昇しています。

また、本委員会が総務省の家計調査を基に算定した2人世帯、3人世帯及び4人世帯の長野市における本年4月の標準生計費は、それぞれ140,540円、172,640円及び204,750円となっています。

(第29表、第30表)

(2) 民間賃金の動向

厚生労働省の毎月勤労統計調査報告によると、民間事業所（規模30人以上、パー

トタイム労働者を含む。)における本年4月の所定内給与は、本県では262,318円で昨年4月(256,783円)に比べ増加しています。

(第30表)

(3) 雇用情勢

長野労働局によると、本年4月の有効求人倍率は、本県では1.36倍で昨年4月(1.49倍)に比べ低下しています。

(第30表)

6 令和6年4月の民間給与との比較による給与改定

(1) 基本的な考え方

人事委員会による給与勧告は、労働基本権を制約されている地方公務員の適正な処遇を確保し、能率的な行政運営を維持するため、地方公務員法が定める情勢適応の原則に基づいて行われるものです。

本委員会では、従来から、職員の給与について、社会一般の情勢に適応するよう地域の民間従業員の給与、国及び他の都道府県の職員の給与との均衡を図るとともに、生計費も考慮し、改定を行ってきました。このうち、給与の制度的側面(給料表の構造や手当の種類・内容等)については、公務としての近似性・類似性を重視して、国家公務員の給与制度に準拠することを基本とし、一方、給与水準については、国、他の都道府県の状況、生計費等を考慮しつつ、地域の民間給与水準を重視し、これら全体として、民間、国、他の都道府県等との均衡を図ることとしています。

(2) 給与の改定

職員給与と民間給与とを比較したところ、月例給については、前記のとおり、比較職員の給与が民間従業員の給与を9,741円(2.62%)下回っており、特別給については、職員の支給月数が民間従業員の支給割合を0.09月分下回っています。

次に国の情勢をみると、人事院においては、本年8月、国会及び内閣に対し、国

家公務員の給与等について報告及び勧告を行いました。その中で、月例給については、民間給与との比較の結果、国家公務員給与が民間給与を 11,183 円 (2.76%) 下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、行政職俸給表 (一) について、平均 3.0% の引上げ改定を行うこととしました。具体的には、民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給は、後記 7 の「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備 (給与制度のアップデート)」に係る措置も前倒しで講じることにより、大幅に引き上げることとしています。これを踏まえ、若年層が在職する号俸に特に重点を置くとともに、おおむね 30 歳台後半までの職員が在職する号俸にも重点を置いて引上げ改定を行い、その他の職員が在職する号俸については、改定率を逡減させつつ引上げ改定を行うこととしています。

また、医療職俸給表 (一) の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、初任給調整手当についても引上げ改定を行うこととしています。

期末手当及び勤勉手当については、国家公務員の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を下回っていることから、支給月数を 0.10 月分引き上げ、4.60 月分とすることとしました。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとしています。

また、寒冷地手当の支給額の引上げ及び支給地域の改定についても勧告しています。

他の都道府県人事委員会の給与勧告においても、公民較差を踏まえ、おおむね同様の方針により報告及び勧告がなされています。

本委員会は、これら諸事情を総合的に勘案した結果、本年の給与に係る改定については、次のとおり判断します。

ア 給料表

行政職給料表については、公務と民間との給与の均衡を図るため、平均 2.68%

の引上げ改定を行うこととします。

改定に当たっては、初任給をはじめ若年層の給与に重点を置いた引上げとなるよう、人事院が勧告した俸給表に準拠することを基本としつつ、本県における民間給与水準を重視し、これに一律の水準調整を行うことにより全ての級・号俸の給料月額を引き上げることとします。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うこととします。

なお、この改定は、本年4月の比較に基づいて公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要があります。

イ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、国家公務員に準じて、引上げ改定することとします。

ウ 期末手当及び勤勉手当

本年の調査では、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の支給割合を0.09月分下回っていました。

期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給割合と比較し、0.05月単位で改定を行ってきており、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合を踏まえ、支給月数を0.10月分引き上げることとします。

なお、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和7年度以降においては、期末手当及び勤勉手当それぞれの支給月数の引上げ分が6月期及び12月期で均等になるよう定めることとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとします。

エ 寒冷地手当

人事院は、民間における同種手当の支給額が、公務を 11.3%上回っていたことから、寒冷地手当の月額を 11.3%引き上げることとしています。また、気象庁が発表した新たな気象データ（1991 年から 2020 年までの 30 年平均値を用いた「メッシュ平年値 2020」）を地域の区分の指定基準に当てはめて、支給地域の改定を行うこととしています。なお、支給地域に該当しないこととなる地域に改定前から引き続き勤務している職員等に対しては、所要の経過措置が講じられます。

支給月額の改定は本年度から、支給地域の改定は令和 7 年 4 月 1 日から実施することとしています。

本県においては、支給額について、国家公務員に準じて、本年度から引き上げることとします。

支給地域については、人事院勧告において、県内の非支給地域が 24 市町村（現在は 10 市町村）に広がり、地理的に支給地域と非支給地域の混在が著しい状況となっています。

本県に勤務する多数の職員について、全県域にわたる人事異動が予定されていることから、国と同じ支給地域とした場合、人事管理上支障が生じることが懸念されます。これらを踏まえ、支給地域は全県とすることも視野に、引き続き検討することとします。その際の支給総額は、国家公務員との均衡を考慮し、国の基準で支給した場合の総額を超えないことが適当と考えられるため、具体的な支給額についても併せて検討することとします。

7 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

(1) 基本的な考え方

人事院は、①多様で有為な人材の確保、②職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上、③Well-being の実現に向けた環境整備という人事管理上の重点課題に取り組む中で、給与面においても必要な対応をするため、俸給表や手当等、給与制度の整備（以下「給与制度のアップデート」という。）を行う旨、報告及び勧告してい

ます。

給与面において必要な対応として、①人材確保を処遇面から支えるため、採用市場においてより競争力のある給与水準とすること、②組織パフォーマンスの向上のため、役割や能力・実績等をより反映するとともに、人事配置の円滑化に資する給与処遇を実現すること、③ワークスタイルやライフスタイルの多様化に対応することが挙げられ、これらに対応する措置が盛り込まれています。

本県においては、前記 6（1）で述べたとおり、給与の制度的側面（給料表の構造や手当の種類・内容等）については、公務としての近似性・類似性を重視して、国家公務員の給与制度に準拠することを基本とし、一方で、給与水準については、地域の民間給与水準をより重視し、これら全体として均衡が図られるよう改定を行っているところであり、給与制度のアップデートに関しても、基本的にこの考え方に立ち、対応することが適当と考えます。

（2）改定内容

（1）の基本的な考え方の下、以下の内容について改定することとします。これらの改定は、特記するものを除き、令和 7 年 4 月 1 日から実施します。

ア 給料表

人事院は、行政職俸給表（一）の係員級（1 級・2 級）について、採用面での競争力向上のため、初任給や若年層の俸給月額を大幅に引き上げることとし（令和 6 年 4 月 1 日実施）、係長級～本府省課長補佐級（3 級～7 級）について、各級の初号近辺の号俸をカットして俸給の最低水準を引き上げることとしています。

本府省課室長級（8 級～10 級）については、職責重視の俸給体系に見直すこととし、各級の初号の額を引き上げつつ、隣接する級間の俸給月額の重なるの解消などにより、昇格時に給料が大きく上がる体系とすることとしています。また、現行の号俸を大きくくり化することにより、各級を俸給月額の刻みの大きい簡素な号俸構成とすることとしています。

本県においても、採用面での競争力強化や職責を重視した給料体系への見直しが必要であることから、行政職給料表について、人事院が勧告した新たな俸給表に準じることを基本としつつ、地域の民間給与水準を重視し、これに一律の水準調整を行うこととします。

水準調整については、新たな給料表に移行し、給与制度のアップデートを踏まえた手当の改定を加味した給与水準が、本年の公民較差に基づく改定による給与水準と同水準であることから、本年の改定による給料表の水準調整率を維持することとします。

また、改定に当たり、3級以上の級について、新たな給料表に移行する際の号俸の切替えを国家公務員に準じて行うこととします。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うこととします。

なお、昇給制度についても、国家公務員に準じて見直すこととします。

イ 地域手当

人事院は、新たなデータを用いて支給地域等を見直すこととし、級地区分の設定について、都道府県を基本としつつ、中核的な市については、当該地域の民間賃金を反映し、都道府県とは別の級地区分を個別に設定することとしています。また、級地区分の段階は、7区分から5区分に再編成されます。これらの見直しの激変緩和措置として、段階的に支給割合の改定を行うこととしています。

本県の地域手当については、多数の職員について、全県域にわたる人事異動が予定されており、国と同じ支給地域とした場合、人事管理上支障が生じることから、県内全域を支給地域とする一方、支給割合については、国家公務員との均衡を考慮し、全県一律1.7%としているところです。

今回、人事院勧告において、制度が完成する令和10年度における県内の支給地域及び支給割合は、都道府県としての指定はなく、長野市（3%から4%）、松本市（3%から4%）、塩尻市（6%から4%）となり、現在指定されている伊那市

及び諏訪市の指定はありませんでした。段階的な実施として、令和7年度については、長野市及び松本市が3%、塩尻市5%、伊那市及び諏訪市が2%となっています。

本県においては、引き続き、県内全域を支給地域とし、支給割合については、国の支給基準で支給すると仮定した場合の加重平均の支給割合とすることとし、令和7年度の支給割合を全県一律1.6%とします。

また、県外にあっては、国家公務員に準じた支給地域及び支給割合とします。

なお、地方公務員の地域手当について、国において本年の人事院勧告を踏まえた対応を検討しているところであり、今後、国の考え方や他の都道府県の動向を注視していく必要があります。

ウ 扶養手当

人事院は、配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化、民間企業や公務の配偶者に係る手当の支給状況が減少傾向にあることを踏まえ、配偶者に係る扶養手当を廃止することとしています。他方で、国全体として少子化対策を推進していることを踏まえ、子に係る扶養手当を更に充実させることが適当とし、配偶者に係る扶養手当を廃止することにより生じる原資を用いて子に係る支給額を13,000円に引き上げることとしています。なお、見直しは2年をかけて段階的に実施することとしています。

本県の民間の状況について、本年の「職種別民間給与実態調査」の結果で見ると、配偶者に係る手当を支給する事業所は62.2%であり、配偶者に係る扶養手当の見直しを勧告した平成29年の調査結果（75.4%）から13.2ポイント減少しています。次に、職員の状況を本年の「職員給与等実態調査」の結果で見ると、配偶者に係る扶養手当を受給する職員は3,927人で職員数（22,366人）の17.6%にあたり、平成29年の調査結果（24.8%）から7.2ポイント減少しています。

本県においては、民間の約6割の事業所が配偶者に係る手当を支給している状況ではあるものの、職員の配偶者に係る扶養手当の支給状況について減少傾向が

継続していること、本県においても配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化や少子化への対応が必要なことなど、諸条件を総合的に勘案し、国家公務員に準じて改定することとします。

なお、手当の見直しは、配偶者に係る支給額が相対的に低額である行政職給料表 8 級相当の職員を除き、2 年をかけて段階的に実施します。各年度の具体的な支給額は以下のとおりです。

(単位：円)

年 度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 以降
扶養親族				
	配偶者			
	行政職給料表 7 級以下	6,500	3,000	(支給しない)
	行政職給料表 8 級	3,500	(支給しない)	(支給しない)
子		10,000	11,500	13,000

(注) 「行政職給料表 7 級」、「行政職給料表 8 級」には、これらに相当する職務の級を含む。

エ 通勤手当

人事院は、民間の状況を踏まえて、通勤手当の支給限度額を、新幹線等の特別料金等の額を含めて 1 か月当たり 150,000 円に引き上げ、また、この支給限度額の範囲内で、新幹線等を利用する場合の特別料金等の額についても、全額を支給することとしています。見直しの理由として、ライフスタイルが多様化する中で、職員が個々の事情に応じ、経済的負担にとらわれずに柔軟に通勤手段を選択できることにつながり、勤務地を異にする異動の円滑化や離職防止にも資するためとしています。

本県の民間の状況を見ると、本年の「職種別民間給与実態調査」の結果では、在来線利用の場合に通勤手当を支給する事業所の約 7 割、新幹線等利用の場合に通勤手当を支給する事業所の 9 割以上が全額支給又は最高支給額を通勤手当の非課税限度額（月 150,000 円）以上としています。

本県においても、個々のライフスタイルに合わせて通勤手段を選択できること

や人事異動の円滑化は重要な課題であることから、国家公務員に準じて改定することとします。

また、人事院においては、人事異動の円滑化を図る観点から、新幹線等に係る通勤手当の支給要件を見直すこととし、新幹線等の利用により通勤時間が片道当たり 30 分以上短縮されることを求める要件を廃止することとしています。

本県においても、同要件を廃止することとします。

オ 管理職員特別勤務手当

人事院は、管理職員に対してその勤務実態に応じた適切な処遇を確保する観点から、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大することとし、現行では、午前 0 時から午前 5 時までとなっている支給対象時間帯を、午後 10 時から午前 5 時までとし、支給対象職員についても拡大することとしています。

本県においても、国家公務員に準じて改定することとします。

カ 勤勉手当の成績率

人事院は、勤勉手当の成績率について、特に高い業績を挙げた者に対して、より高い水準の処遇が可能となるよう、現在平均支給月数の 2 倍に設定している成績率の上限を、平均支給月数の 3 倍に引き上げることとしています。

本県においても、国家公務員に準じて改定することとします。

キ 特定任期付職員のボーナス制度

人事院は、特定任期付職員についても勤務成績を適時のタイミングで給与に反映し、支給額のメリハリを付けることが適当とし、特定任期付職員のボーナスを、期末手当と人事評価の結果等に応じて支給される勤勉手当からなる構成に改め、特定任期付職員業績手当を廃止することとしています。

本県においても、国家公務員に準じて見直すこととします。

ク 定年前再任用短時間勤務職員等の給与

人事院は、定年前再任用短時間勤務職員等が、勤務地を異にする異動を含め全国の様々な勤務先で活躍できるよう、給与面でも更に支援するとし、現在支給されていない手当の中で異動の円滑化に資するものを新たに支給することとしています。

本県においても、国家公務員に準じ、新たに地域手当（医療職給料表（1）の適用を受ける職員に特例的に支給されるもの）、住居手当、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当を支給することとします。特地勤務手当に準ずる手当については、令和7年4月1日以降の異動等から適用します。

なお、へき地手当（準ずる手当を含む。）の支給について、へき地教育振興法の改正状況を注視していく必要があります。

8 実施の要請

人事委員会では、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するよう地方公務員法の規定に基づき勧告を行っています。

議会及び知事におかれては、勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告のとおり実施されるよう要請します。

第2 人事管理に関する課題と取組

1 人材の確保・育成・活用

(1) 人材の確保

人口減少が進む中、高度化・複雑化する行政課題に対応し、質の高い県民サービスを継続的に提供していくためには、職員の年齢構成の適正化を考慮しながら、将来を見据えて計画的に職員を採用していく必要があります。

本県の行政職員、教員及び警察官の採用試験受験者数はいずれも減少傾向にあり、官民間問わず人手不足が続く現状では、民間企業や国・他の自治体との人材獲得競争は更に厳しくなることが予想されます。また、早期退職者数は増加傾向にあります。

慢性的な人員不足により組織のパフォーマンスが低下すれば、円滑な業務遂行に支障を生じかねず、多様で有為な人材を不足なく確保することは喫緊の課題です。

このため、試験制度の見直し、給与の処遇改善、柔軟な働き方を可能とする勤務環境の整備など、就職先としての県職員の魅力向上に向け、様々な側面から取り組んでいく必要があります。

本委員会では、就職活動におけるニーズの変化に対応し、県職員への興味関心を高めるため、県職員採用ホームページをリニューアルしたほか、「X（旧Twitter）」、「YouTube」及び「note」などのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用し、採用試験や説明会等のこまめな情報発信に取り組んでいます。今後は、さらに大学1年次、2年次などのできるだけ早い段階から継続的に情報発信を行うなど、戦略的な広報活動により一層積極的に取り組むことが必要です。

民間企業においては、一定の要件を満たしたインターンシップで得た学生の情報を採用活動へ活用することができるようになるなど、インターンシップの重要性が高まっており、多くの学生が就職活動に当たってインターンシップに参加しています。インターンシップは、実際に就業体験を行うことで職場への理解を深め、学生が自己の

適性を把握するためにも有益なものであり、本県が実施するインターンシップにおいても、参加者の満足度を更に高めるような取組を行うことが必要です。

民間企業等における経験・専門性を有する人材や他県からの移住者など、多様な人材を積極的に誘致するため、県職員の社会人経験者を対象とした選考での行政区分における地域枠導入や東京での面接実施、教員の信州U I J ターン秋選考の導入及び警察官採用試験の一部の県外での実施など、県外在住者等が受験しやすい環境を整えています。

これまでの取組に加え、引き続き、受験者の負担軽減を図りつつ、多様で有為な人材を確保するための取組を進めていくことが必要です。

多様で有為な人材を確保するためには、給与等の処遇面での改善も必要です。

本年、人事院は、人材確保を支える給与処遇を実現するためには、潜在的志望者層にも訴求し得る給与制度とする必要があるとして、初任給の大幅な引上げを勧告しました。

本県においても志望者拡大に資する給与制度の整備は重要な課題であることから、採用市場での競争力向上に資するよう、国に準じた初任給の引上げを勧告したところです。

また、本委員会では、人材確保に当たり均衡の原則に基づいた適切な給与水準の確保が必要なことから、現在近隣県と比較して低い水準にあるへき地手当や特地勤務手当の支給率について、近隣県との均衡を考慮して検討することが必要である旨、一昨年の報告以降言及しているところです。本県の教員採用選考の受験者数が減少傾向にあることや人員配置に苦慮している状況を踏まえ、へき地地域の教育振興及び地域で活躍する職員の支援のためにも、引き続き検討していくことが必要です。

(2) 人材の育成・活用

限られた人員の中で、高度化・複雑化する行政課題に対応し、最高品質の行政サービスを提供していくため、執務や研修、自己研鑽を通じて職員を育成し、能力を最大

限に伸ばしていくことが必要です。また、職員が成長できる魅力ある職場をすることで、有為な人材の確保にもつながります。知事部局においては、「長野県職員育成基本方針」に基づき、キャリア開発のための研修や各種学びの支援が行われていますが、引き続き、職員が自律的にキャリアを形成し、主体的に学び、スキルアップできる環境を整備することや、部下職員の成長を支援する管理監督職員のマネジメント力向上に取り組むことが必要です。

職員の成長を促すためには、職員の従事した職務や達成した成果を適切に評価し、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、納得性のある人事評価を行い、その結果や根拠を適切にフィードバックすることも必要です。

また、知事部局では、組織風土改革「かえるプロジェクト」の提案を踏まえ、組織ミッションの浸透による仕事の目的・意義の共有や専門性を高める人事制度の導入などに取り組んでおり、職員がやりがいを実感し、明るく楽しく前向きに仕事ができる組織を目指すことが必要です。

本年度から定年の段階的引上げの実質的な運用が始まっています。任命権者においては、高齢層職員が自身の培った知識や経験を生かし、高いモチベーションを維持して働いていけるような人事管理や職場環境を整備することが必要です。

女性職員の活躍推進については、研修の実施など、自身のキャリアプランを主体的に考える機会を提供しながら、能力に応じた登用を進めるとともに、全ての職員が仕事と生活を両立しながらキャリアを重ねられる職場環境づくりに一層取り組むことが必要です。

また、障がい者の採用や活躍の場の拡大も重要な課題です。法定雇用率の段階的な引上げも見据えて、県組織においても計画的に採用を進めるとともに、障がいの特性に応じてその能力が十分に発揮されるよう、合理的配慮により職場への定着や活躍の場の拡大に努めることが必要です。

会計年度任用職員の勤務条件のうち、給与については、類似の職務に従事する常勤職員との均衡を図り、休暇については国の状況等を踏まえて必要な措置を講じるよう任命権者において取り組んでいるところです。引き続き国や他の都道府県の動向を注視しながら、多様な人材が活躍できる勤務条件を整備していく必要があります。

2 良好な勤務環境の整備等

職員の能力を最大限に生かすことができる良好な勤務環境を整備するためには、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりや県の職場の魅力向上が必要です。このためには、上司と部下が適切にコミュニケーションを取りながら相談や情報共有を行い、風通しが良く仕事がしやすい職場づくりを進める必要があります。

(1) 長時間労働の是正

長時間の時間外勤務は、職員の健康確保や業務能率を阻害するものであるため、引き続き、時間外勤務の縮減に取り組む必要があります。

時間外勤務の縮減に当たっては、管理監督職員の的確なマネジメントにより、部下職員の業務管理等や時間外勤務の事前命令の徹底を通じて、適正な勤務時間管理を行う必要があります。

また、組織全体として業務の縮減・合理化に取り組み、時間外勤務もやむを得ないとする職場風土や職員の意識の切替えが求められます。それでもなお改善が見られない場合には、任命権者において業務量に応じた柔軟な人員配置や必要な人員の確保に努める必要があります。

特に、長時間労働の是正については、人事委員会規則において時間外勤務の上限を定めており、任命権者が上限時間を超えて時間外勤務を命ずる場合は、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行うこととしています。

令和５年度において、任命権者が行った当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証についての報告を本委員会で取りまとめたところ、上限時間を超えて時間外勤務を行った主な要因として、災害への対応や予算編成などに係る業務が挙げられており、限られた人員の中で業務が集中したことや所属全体が多忙であったことなどが要因として挙げられています。

大規模災害への対処等の公務の運営上やむを得ない業務で任命権者が認める場合は特例業務として上限時間を超えて時間外勤務を命ずることができることとされていますが、特例業務の範囲については、その趣旨や職員の心身の負担を考慮し、厳格に運用することが必要です。また、長時間勤務を行った職員の健康を確保するため、医師による面接指導が確実に行われることが必要です。

本委員会は労働基準監督機関として、引き続き上限時間を超えた時間外勤務の状況を把握しながら、対象事業所に対する指導に一層努めていきます。

教員について、学校における課題が多様化・複雑化する中、業務の多忙化による長時間労働が問題となっています。教員の負担を軽減し、長時間労働を是正することは、教員の健康確保や教育活動の質の向上、さらに教員志望者の確保にもつながる重要な課題です。教育委員会においては、「学校における働き方改革推進のための方策」に基づき取組を行っているところですが、学校・教師が担う業務の適正化など、一層の働き方改革に取り組み、教員が子どもと向き合う時間を確保し、高度な専門性を発揮できる環境整備に取り組むことが必要です。

(2) 柔軟な働き方の推進

職員のライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、個々の職員の希望や事情を尊重した柔軟な働き方を可能とする環境整備が求められています。本県においては、これまで時差勤務やテレワークなど、時間や場所を有効に活用する制度を導入してきているところですが、国においては、令和５年４月からフレックスタイム制の柔軟化を行い、来年４月からは、勤務時間の総量を維持した上で週１日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とするなど、一層の働き方の柔軟化を

進めています。こうした状況を踏まえ、より多様な働き方を可能とするため、また職場の魅力向上といった観点から、本県においてもフレックスタイム制の導入を進めていく必要があります。柔軟な働き方の推進に当たっては、制度が積極的に活用されるよう、職員への周知や手続に係る事務負担の軽減、利用しやすい雰囲気の醸成等、環境の整備が必要です。

(3) 仕事と生活の両立支援

育児や介護を行う職員が、仕事と生活を両立し、能力を十分に発揮できる環境を整備することは重要な課題です。

人事院は、本年5月に成立した民間育児・介護休業法等の一部改正法を踏まえて、国家公務員についても、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化のための措置の実現を図ることとしました。具体的には、育児時間の取得パターンの多様化や超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、子の看護休暇等の見直し等が掲げられており、本県においても、民間労働法制と国の改正内容を踏まえて措置を検討することが必要です。

仕事と生活の両立支援制度については、子育てや介護を行う職員を支援する累次の改正を行ってきているところですが、職員がこれらの両立支援制度を気兼ねなく活用できるよう、制度の周知や相談体制の整備、業務の割り振りや代替職員の確保に努めるとともに、制度を活用する職員を職場全体でサポートする意識の醸成を図ることが必要です。

また、男性の育児参加については、男性の育児休業取得率の政府目標の引上げも踏まえ、本県においても一層の取組が必要とされているところです。知事部局においては、「長野県職員いきいき活躍推進プラン」において、男性職員の育児休業等取得率について、令和7年度に1か月以上100%を目標に掲げているところ、令和5年度の取得率は72.3%と前年の37.0%から増加し、取組の成果が上がっているところです。引き続き、職員が当たり前に必要な期間の育児休業等を取得し、子育てを主体的に行っていける環境整備に取り組んでいくことが必要です。

(4) 健康づくりの推進

任命権者から報告のあった令和5年度の休職処分を集計したところ、病気・事故等による休職者数は183名で、令和4年度の143名から増加し、このうち心の健康の問題による者も136名（病気・事故等による休職者に占める割合74.3%）で、令和4年度の113名（同79.0%）から増加しています。任命権者においては、休職者数が増加した要因を分析し、対策につなげるとともに、引き続きストレスチェックの結果を活用して職場環境の改善を行うなど、メンタルヘルス不調の未然防止や不調者の早期発見・早期対処、長期療養者の職場復帰支援・再発防止の取組を進めていくことが必要です。

(5) コンプライアンスの推進とハラスメントの防止

県民の信頼や期待に応えるためには、職員が高い倫理観を持って職務に取り組むことが求められます。しかしながら、依然として飲酒運転、わいせつ行為などの不祥事や不適切な事務処理など、県政への信頼を損なう事案が発生しています。任命権者においては、再発防止の取組の実施、法令遵守と服務規律の確保の徹底に努め、コンプライアンスを一層推進する必要があります。

職場等におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を害するとともに、公務能率の低下を招くものです。任命権者においては、ハラスメントの防止要綱に基づいて相談窓口の設置や研修等の対策を実施しているところですが、全ての職員がハラスメントに対する理解と共通認識を持ち、その防止に努めるよう、意識啓発による未然防止、事案が生じた場合には適切に対処する環境の確保に取り組み、ハラスメントのない明るく働きやすい職場環境づくりを進めることが必要です。

また、いわゆるカスタマーハラスメントについて社会的な関心が高まっています。カスタマーハラスメントの対応は職員に大きな負担がかかることから、任命権者においては、県民からの信頼を保持しつつ、職員からの相談に応じて適切に対応するなど、職員を保護する取組を進める必要があります。

別紙第 2

勧 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告します。

I 令和 6 年 4 月の民間給与との比較による給与改定

1 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を 370,400 円とすること。

イ 教育職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を 51,600 円とすること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和 6 年 12 月期の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を 1.275 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、期末手当の支給割合を 0.7125 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.5125 月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

期末手当の支給割合を 1.075 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.275 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.6125 月分とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び任期付研究員

期末手当の支給割合を 1.75 月分とすること。

イ 令和 7 年 6 月期以降の支給割合

(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.25 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.7 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.5 月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.25 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、6 月及び 12 月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.6 月分とすること。

(ウ) 任期付研究員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.725 月分とすること。

(3) 寒冷地手当

寒冷地手当の支給月額を、職員の世帯等の区分に応じ次の表に掲げる額とすること。

	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
月額	19,800 円	11,400 円	8,200 円

Ⅱ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

1 給料表

I の 1 による改定後の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

新給料表への切替えは、別記第 3 の切替要領によること。

2 昇給制度

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会が定める職員の昇給は、一般職の職員の給与に関する条例第 8 条第 1 項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事委員会が定める基準に従い決定するものとする。

3 諸手当

(1) 扶養手当

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の

最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合にあっては、一般職の職員の給与に関する条例第 15 条第 2 項の規定により加算される前の額) を 1 人につき 13,000 円とすること。

(2) 地域手当

地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

- ア 1 級地 100 分の 20
- イ 2 級地 100 分の 16
- ウ 3 級地 100 分の 12
- エ 4 級地 100 分の 8
- オ 5 級地 100 分の 4
- カ 6 級地 100 分の 1.6

(3) 通勤手当

ア 1 か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び新幹線鉄道等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を 150,000 円とすること。

イ 新幹線鉄道等に係る通勤手当の要件のうち、対象とする新幹線鉄道等の利用を、人事委員会が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止すること。

(4) 管理職員特別勤務手当

ア 管理監督職員等が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後

10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

イ アによる管理職員特別勤務手当の額は、アによる勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において人事委員会が定める額（その勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会が定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に 100 分の 150 を乗じて得た額）とすること。

(5) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当

特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当については、次のとおりとすること。

ア 勤勉手当を支給すること。

イ 6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.95 月分とすること。

ウ 6 月及び 12 月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、各任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 87.5 を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。

エ 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

(6) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の諸手当

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して、一般職の職員の給与に関する条例第 17 条の 4 の規定による地域手当、住居手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給すること。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、Ⅰの2の(2)のイ、Ⅱ及びⅢの2については令和7年4月1日から実施すること。

2 経過措置等

(1) 扶養手当の月額等の特例措置

ア 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会が定める職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。

イ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額(扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、一般職の職員の給与に関する条例第15条第2項の規定により加算される前の額)を1人につき11,500円とすること。

(2) 地域手当の支給割合等の特例措置

令和10年3月31日までの間における地域手当の級地の区分及び支給割合については、人事委員会が定める級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会が定める割合とすること。

(3) その他所要の措置

(1) 及び(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

(写)

6 コ行第139号
令和6年（2024年）12月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和5年度長野県内部統制評価報告書について

このことについて、地方自治法第150条第6項の規定により、令和5年度長野県内部統制評価報告書審査意見書を添えて、別紙のとおり報告します。

（別紙は掲載を省略する）

(写)

6 監査第55号
令和 6 年（2024年）11月29日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県監査委員	増 田 隆 志
同	青 木 孝 子
同	柄 澤 千恵子
同	依 田 明 善

令和 6 年度定期監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、令和 6 年 2 月 7 日から令和 6 年11月20日までの間に 354 機関について監査しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

6人委第248号
令和6年(2024年)11月28日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

意見聴取について（令和6年11月28日付け6議議第84号に対する回答）

下記の条例案については、異存ありません。

記

第5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

第10号 病虫害防除所の設置及び病虫害防除員の設置区域に関する条例の一部
を改正する条例案

発言通告者一覧表（一般質問・質疑）

＝ 6 ・ 1 1 定例会 ＝

発言順位	氏 名	所属党派・議席	発言割当時間	発言の要旨
1	依 田 明 善	(自民党・43)	22分	県政一般について
2	小 山 仁 志	(新政団・27)	10分	県政一般について
3	林 和 明	(改革信・3)	15分	県政一般について
4	両 角 友 成	(共産党・38)	14分	県政一般について
5	小 林 陽 子	(改革信・2)	13分	県政一般について
6	佐 藤 千 枝	(改革信・10)	13分	県政一般について
7	川 上 信 彦	(公明党・25)	13分	県政一般について
8	丸 山 寿 子	(改革信・11)	12分	県政一般について
9	竹 内 正 美	(自民党・28)	22分	県政一般について
10	望 月 義 寿	(改革信・22)	10分	県政一般について
11	竹 村 直 子	(改革信・1)	11分	県政一般について
12	百 瀬 智 之	(新政団・26)	10分	県政一般について
13	小 林 君 男	(無所属・12)	8分	県政一般について
14	清 水 正 康	(新政団・16)	10分	県政一般について
15	大 井 岳 夫	(自民党・19)	22分	県政一般について
16	小 林 あ や	(新政団・15)	9分	県政一般について
17	奥 村 健 仁	(新政団・6)	9分	県政一般について
18	和 田 明 子	(共産党・48)	14分	県政一般について
19	グレート無茶	(新政団・5)	9分	県政一般について
20	青 木 崇	(自民党・7)	22分	県政一般について
21	早 川 大 地	(自民党・9)	22分	県政一般について
22	勝 山 秀 夫	(公明党・4)	10分	県政一般について
23	毛 利 栄 子	(共産党・47)	15分	県政一般について
24	中 川 博 司	(改革信・37)	12分	県政一般について
25	勝 野 智 行	(公明党・13)	10分	県政一般について
26	垣 内 将 邦	(自民党・8)	22分	県政一般について
27	向 山 賢 悟	(自民党・17)	22分	県政一般について
28	清 水 純 子	(公明党・39)	10分	県政一般について
29	宮 下 克 彦	(自民党・29)	22分	県政一般について
30	埋 橋 茂 人	(改革信・35)	13分	県政一般について

令和6年11月定例会

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 の 要 旨	陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名	受 理 年 月 日	付 託 委 員 会
陳第 328号	国道418号の改良整備促進について	国道418号整備促進期成同盟会 会長 天龍村長 永嶺 誠一	6. 10. 11	危機管理建設
陳第 329号	長野・愛知県境地域の道路整備について	愛知・長野県境域開発協議会 会長 豊根村長 伊藤 浩亘	6. 10. 11	危機管理建設
陳第 330号	主要地方道阿南根羽線の整備促進について	主要地方道阿南根羽線改良促進期成同盟会 会長 根羽村長 大久保 憲一	6. 10. 11	危機管理建設
陳第 331号	公共土木事業の整備促進について	阿南町長 勝野 一成 外1名	6. 10. 11	危機管理建設
陳第 332号	一般国道418号の改良整備促進について	長野県下伊那郡南部地区議員会 会長 串原 稔博	6. 10. 11	危機管理建設
陳第 333号	主要地方道飯田富山佐久間線の改良整備促進について	長野県下伊那郡南部地区議員会 会長 串原 稔博	6. 10. 11	危機管理建設
陳第 334号	主要地方道天竜公園阿智線の改良促進について	長野県下伊那郡南部地区議員会 会長 串原 稔博	6. 10. 11	危機管理建設
陳第 335号	主要地方道下条米川飯田線の改良促進について	長野県下伊那郡南部地区議員会 会長 串原 稔博	6. 10. 11	危機管理建設
陳第 336号	主要地方道阿南根羽線の改良促進について	長野県下伊那郡南部地区議員会 会長 串原 稔博	6. 10. 11	危機管理建設
陳第 337号	一般県道深沢阿南線の道路防災対策事業の整備促進について	長野県下伊那郡南部地区議員会 会長 串原 稔博	6. 10. 11	危機管理建設

陳1

陳第 338号	一般県道大平山松葉線の拡幅改良整備促進について	長野県下伊那郡南部地区協議会 会長 串原 稔博	6.10.11	危機管理建設
陳第 339号	南部地域とリニア中央新幹線長野駅間のアクセス道路整備促進について	長野県下伊那郡南部地区協議会 会長 串原 稔博	6.10.11	危機管理建設
陳第 340号	森林造成（整備）事業の促進について	長野県下伊那郡南部地区協議会 会長 串原 稔博	6.10.11	農政林務
陳第 341号	地域公共交通対策の推進について	長野県下伊那郡南部地区協議会 会長 串原 稔博	6.10.11	総務企画警察
陳第 342号	長野県立阿南病院の医師確保等について	長野県下伊那郡南部地区協議会 会長 串原 稔博	6.10.11	県民文化健康福祉
陳第 343号	長野県阿南高等学校の存続について	長野県下伊那郡南部地区協議会 会長 串原 稔博	6.10.11	環境文教
陳第 344号	支障木伐採による安全の確保と美しい景観の創出について	長野県木曽郡町村協議会議長会 会長 永井 嘉男	6.10.17	危機管理建設
陳第 345号	空き家対策に関する支援の充実強化について	長野県木曽郡町村協議会議長会 会長 永井 嘉男	6.10.17	危機管理建設
陳第 346号	木曽地域における外国人観光客の受け入れ態勢の整備について	長野県木曽郡町村協議会議長会 会長 永井 嘉男	6.10.17	産業観光企業
陳第 347号	木曽地域における電車・バス利用時のキャッシュレス化の整備促進について	長野県木曽郡町村協議会議長会 会長 永井 嘉男	6.10.17	総務企画警察
陳第 348号	木曽地域における農泊施設の整備促進について	長野県木曽郡町村協議会議長会 会長 永井 嘉男	6.10.17	農政林務
陳第 349号	少子化による学校統合の教育課題について	長野県木曽郡町村協議会議長会 会長 永井 嘉男	6.10.17	環境文教

陳2

陳第 350号	木曽地域の防災強靱化について	長野県木曽郡町村議会議長会 会長 永井 嘉男	6.10.17	危機管理建設
陳第 351号	木曽地域の道路交通網の整備と木曽川の治水について	長野県木曽郡町村議会議長会 会長 永井 嘉男	6.10.17	危機管理建設
陳第 352号	特別支援教育の充実について	木曽郡木曽町福島5814-1 木曽郡教育関係七団体連絡協議会 議長 鎌田 和紀	6.10.24	環境文教
陳第 353号	教員業務支援員の配置について	木曽郡木曽町福島5814-1 木曽郡教育関係七団体連絡協議会 議長 鎌田 和紀	6.10.24	環境文教
陳第 354号	木曽の児童生徒が教育的不利にならないための対応について	木曽郡木曽町福島5814-1 木曽郡教育関係七団体連絡協議会 議長 鎌田 和紀	6.10.24	環境文教
陳第 355号	中学校部活動の地域移行に伴う人的・環境整備等に関する保障の確保について	木曽郡木曽町福島5814-1 木曽郡教育関係七団体連絡協議会 議長 鎌田 和紀	6.10.24	環境文教
陳第 356号	木曽郡の魅力ある高校づくりについて	木曽郡木曽町福島5814-1 木曽郡教育関係七団体連絡協議会 議長 鎌田 和紀	6.10.24	環境文教
陳第 357号	国道153号における交通安全対策と防災道路機能強化への取り組みについて	下伊那郡西部村議会議員会 会長 吉田 哲也	6.10.30	危機管理建設
陳第 358号	国道153号飯田南バイパスの早期開通について	下伊那郡西部村議会議員会 会長 吉田 哲也	6.10.30	危機管理建設
陳第 359号	国道256号の改良整備と継続的な維持管理について	下伊那郡西部村議会議員会 会長 吉田 哲也	6.10.30	危機管理建設

陳 3

陳第 360号	国道418号の改良整備の充実について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	危機管理建設
陳第 361号	中央自動車道西宮線園原インターチェンジのフル規格化について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	危機管理建設
陳第 362号	主要地方道の改良促進等について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	危機管理建設
陳第 363号	主要地方道園原インター線橋梁の拡幅改良整備促進と継続的な維持管理について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	危機管理建設
陳第 364号	県道田中乱橋線の早期改良整備について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	危機管理建設
陳第 365号	県道園原清内路線の計画的な改良と整備について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	危機管理建設
陳第 366号	県道富士見台公園線、弁天橋への歩道設置について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	危機管理建設
陳第 367号	県道への横断歩道設置について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	総務企画警察
陳第 368号	県道、国道256号にかかる樹木の伐採促進について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	危機管理建設
陳第 369号	森林や樹木管理の必要性の県民啓発について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	農政林務
陳第 370号	豪雨災害に備える早急な河川整備について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	危機管理建設
陳第 371号	一級河川の整備促進について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	危機管理建設

陳 4

陳第 372号	上村川・平谷川の整備について	下伊那郡西部村議会議員会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	危機管理建設
陳第 373号	急傾斜地崩壊対策及び土石流対策の整備促進について	下伊那郡西部村議会議員会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	危機管理建設
陳第 374号	河畔林整備事業の促進について	下伊那郡西部村議会議員会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	危機管理建設
陳第 375号	森林路網整備について	下伊那郡西部村議会議員会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	農政林務
陳第 376号	有害鳥獣対策の充実について	下伊那郡西部村議会議員会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	農政林務
陳第 377号	獣害（熊）対策について	下伊那郡西部村議会議員会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	農政林務
陳第 378号	弓の又林道の維持管理への支援について	下伊那郡西部村議会議員会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	農政林務
陳第 379号	小規模小学校、中学校への教育支援について	下伊那郡西部村議会議員会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	環境文教
陳第 380号	消滅可能性自治体論議と高校再編の考え方について	下伊那郡西部村議会議員会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	環境文教
陳第 381号	県立高等学校における学びのDX推進とタブレット端末の県費補助について	下伊那郡西部村議会議員会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	環境文教
陳第 382号	地域経済活性化に向けた資金繰り支援策について	下伊那郡西部村議会議員会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	産業観光企業
陳第 383号	地域経済活性化に向けた観光支援策について	下伊那郡西部村議会議員会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	産業観光企業

陳 5

陳第 384号	東御市の河川及び砂防事業の推進について	東御市長 花岡 利夫	6. 10. 31	危機管理建設
陳第 385号	上信越自動車道東部湯の丸インターチェンジへのアクセス道路の整備促進について	東部湯の丸インター関連道路網整備促進期成同盟会 会長 花岡 利夫	6. 10. 31	危機管理建設
陳第 386号	県道新田松本バイパスの古見区間の早期完成について	東筑摩郡筑北村西条4195 長野県東筑摩郡村議会議長会 会長 鎌田 欣子	6. 11. 1	危機管理建設
陳第 387号	生坂村に係る国道・県道の整備促進について	東筑摩郡筑北村西条4195 長野県東筑摩郡村議会議長会 会長 鎌田 欣子	6. 11. 1	危機管理建設
陳第 388号	国道403号下井堀地区から下田地区、本町から明治町間の整備促進について	東筑摩郡筑北村西条4195 長野県東筑摩郡村議会議長会 会長 鎌田 欣子	6. 11. 1	危機管理建設
陳第 389号	歩道整備事業（一般県道新田松本線）の整備促進について	東筑摩郡筑北村西条4195 長野県東筑摩郡村議会議長会 会長 鎌田 欣子	6. 11. 1	危機管理建設
陳第 390号	筑北村に係る国道・県道の整備促進について	東筑摩郡筑北村西条4195 長野県東筑摩郡村議会議長会 会長 鎌田 欣子	6. 11. 1	危機管理建設
陳第 391号	道路等整備の推進について	長野県特別豪雪地帯指定市町村議会協議会 会長 飯山市議会議長 渋川 芳三	6. 11. 8	危機管理建設
陳第 392号	道路除雪事業の充実及び克雪住宅普及促進事業補助金の継続と拡充について	長野県特別豪雪地帯指定市町村議会協議会 会長 飯山市議会議長 渋川 芳三	6. 11. 8	危機管理建設
陳第 393号	災害に備えた公共事業の推進について	長野県町村会 会長 羽田 健一郎	6. 11. 8	危機管理建設
陳第 394号	防災・減災対策等の強化について	長野県町村会 会長 羽田 健一郎	6. 11. 8	危機管理建設

陳 6

陳第 395号	防災力向上のための財政支援について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	危機管理建設
陳第 396号	住民の安全・安心な暮らしについて	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 397号	行政対象暴力に対する適切な措置について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	総務企画警察
陳第 398号	地域からの活力ある国づくりに向けた地方創生の更なる推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	総務企画警察
陳第 399号	少子化対策の推進と地方の取組への財政支援について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 400号	学校給食費無償化などの支援策について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	環境文教
陳第 401号	町村財政基盤の強化について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	総務企画警察
陳第 402号	地域公共交通対策の推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	総務企画警察
陳第 403号	教育環境の整備について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	環境文教
陳第 404号	フリースクール等民間施設に対する経済的支援について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 405号	公立社会教育施設の充実について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	産業観光企業
陳第 406号	情報化施策の推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	総務企画警察
陳第 407号	人権の擁護について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 408号	地域医療・保健体制の充実について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 409号	感染症等予防対策の推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 410号	社会福祉制度の充実について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 411号	発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	県民文化健康福祉

陳 7

陳第 412号	環境保全対策の推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	環境 文 教
陳第 413号	県管理道路・河川における不法投棄防止対策の推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	環境 文 教
陳第 414号	地域経済活性化対策の推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	産業 観光 企業
陳第 415号	農林業の6次産業化による地域経済の活性化について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	農 政 林 務
陳第 416号	グリーン（脱炭素化）社会の推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	環境 文 教
陳第 417号	農業・農村対策の推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	農 政 林 務
陳第 418号	野生鳥獣被害対策の推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	農 政 林 務
陳第 419号	野生鳥獣被害対策の拡充について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	農 政 林 務
陳第 420号	森林・林業対策の推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	農 政 林 務
陳第 421号	産業人材確保の推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	産業 観光 企業
陳第 422号	観光振興対策の推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	産業 観光 企業
陳第 423号	リニア中央新幹線を活用した地域づくり計画の見直しに 対する財政支援について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	環境 文 教
陳第 424号	信州まつもと空港による観光地づくりの推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	総務 企画 警察
陳第 425号	道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実 について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	環境 文 教
陳第 426号	河川の整備促進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	環境 文 教
陳第 427号	砂防施設の整備促進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	環境 文 教

陳 8

陳第 428号	住宅等の耐震化の促進について	長野県町村会 会長	羽田 健一郎	6.11. 8	危機管理建設
陳第 429号	空き家対策に対する総合的な支援策の充実について	長野県町村会 会長	羽田 健一郎	6.11. 8	危機管理建設
陳第 430号	冬期交通の確保について	長野県町村会 会長	羽田 健一郎	6.11. 8	危機管理建設
陳第 431号	地籍調査事業の推進について	長野県町村会 会長	羽田 健一郎	6.11. 8	農政林務
陳第 432号	水道施設整備の推進について	長野県町村会 会長	羽田 健一郎	6.11. 8	環境文教
陳第 433号	災害に備えた公共事業の推進について	長野県町村協議会議長会 会長 下出 謙介		6.11. 8	危機管理建設
陳第 434号	防災・減災対策等の強化について	長野県町村協議会議長会 会長 下出 謙介		6.11. 8	危機管理建設
陳第 435号	防災力向上のための財政支援について	長野県町村協議会議長会 会長 下出 謙介		6.11. 8	危機管理建設
陳第 436号	住民の安全・安心な暮らしについて	長野県町村協議会議長会 会長 下出 謙介		6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 437号	行政対象暴力に対する適切な措置について	長野県町村協議会議長会 会長 下出 謙介		6.11. 8	総務企画警察
陳第 438号	地域からの活力ある国づくりに向けた地方創生の更なる推進について	長野県町村協議会議長会 会長 下出 謙介		6.11. 8	総務企画警察
陳第 439号	少子化対策の推進と地方の取組への財政支援について	長野県町村協議会議長会 会長 下出 謙介		6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 440号	学校給食食費無償化などの支援策について	長野県町村協議会議長会 会長 下出 謙介		6.11. 8	環境文教

陳 9

陳第 441号	町村財政基盤の強化について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	総務企画警察
陳第 442号	地域公共交通対策の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	総務企画警察
陳第 443号	教育環境の整備について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	環境文教
陳第 444号	フリースクール等民間施設に対する経済的支援について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 445号	公立社会教育施設の充実について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	産業観光企業
陳第 446号	情報化施策の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	総務企画警察
陳第 447号	人権の擁護について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 448号	地域医療・保健体制の充実について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 449号	感染症等予防対策の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 450号	社会福祉制度の充実について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 451号	発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 452号	環境保全対策の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	環境文教

陳10

陳第 453号	県管理道路・河川における不法投棄防止対策の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	危機管理建設
陳第 454号	地域経済活性化対策の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	産業観光企業
陳第 455号	農林業の6次産業化による地域経済の活性化について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	農政林務
陳第 456号	グリーン（脱炭素化）社会の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	環境文教
陳第 457号	農業・農村対策の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	農政林務
陳第 458号	野生鳥獣被害対策の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	農政林務
陳第 459号	野生鳥獣被害対策の拡充について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	農政林務
陳第 460号	森林・林業対策の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	農政林務
陳第 461号	産業人材確保の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	産業観光企業
陳第 462号	観光振興対策の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	産業観光企業
陳第 463号	リニア中央新幹線を活用した地域づくり計画の見直しに 対する財政支援について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	危機管理建設
陳第 464号	信州まつもと空港による観光地づくりの推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	総務企画警察

陳11

陳第 465号	道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	危機管理建設
陳第 466号	河川の整備促進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	危機管理建設
陳第 467号	砂防施設の整備促進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	危機管理建設
陳第 468号	住宅等の耐震化の促進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	危機管理建設
陳第 469号	空き家対策に対する総合的な支援策の充実について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	危機管理建設
陳第 470号	冬期交通の確保について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	危機管理建設
陳第 471号	地籍調査事業の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	農政林務
陳第 472号	水道施設整備の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	環境文教
陳第 473号	災害に備えた公共事業の財政支援について	長野県町村議会 会長 羽田 健一郎	6.11. 8	総務企画警察
陳第 474号	避難所として使用される体育館等や災害対応の役場庁舎に対する財政支援について	長野県町村議会 会長 羽田 健一郎	6.11. 8	総務企画警察
陳第 475号	災害に備えた公共事業の財政支援について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	総務企画警察
陳第 476号	避難所として使用される体育館等や災害対応の役場庁舎に対する財政支援について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	総務企画警察

陳12

陳第 477号	上信自動車道の建設促進について	上信自動車道建設促進期成同盟会 会長 小淵 優子	6.11.22	危機管理建設
陳第 478号	木曽郡の医療充実に向けての支援について	木曽郡町村会 会長 向井 裕明	6.11.27	県民文化健康福祉
陳第 481号	県消費生活センターの集約に反対することについて	長野市妻科432 長野県弁護士会 会長 山崎 勝巳	6.12. 3	県民文化健康福祉

陳13

(写)

陳 情 取 下 願

令和 6 年10月23日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

陳 情 者

木曽郡木曽町福島5814-1

木曽郡教育関係七団体連絡協議会

議長 高 橋 龍 輔

令和 5 年11月 6 日付けで提出しました次の陳情を、下記の理由により、取り下げたいので、許可してください。

陳第 95 号 特別支援教育の支援充実について

陳第 96 号 木曽の児童生徒が教育的不利にならないための対応について

陳第 97 号 木曽郡の実情に合わせた魅力ある高校づくりについて

陳第 98 号 中学校部活動の地域移行のあり方について

陳第 99 号 教員業務支援員の配置について

記

取下げの理由 諸般の状況を勘案し、改めて提出するため。

(写)

陳 情 取 下 願

令和 6 年11月 7 日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

陳 情 者

長野県町村会

会長 羽 田 健一郎

令和 5 年11月10日付けで提出しました次の陳情を、下記の理由により、取り下げたいので、許可してください。

陳第 137 号 教育環境の整備について

陳第 144 号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について

記

取下げの理由 諸般の状況を勘案し、改めて提出するため。

(写)

陳 情 取 下 願

令和6年11月7日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

陳 情 者

長野県町村議会議長会

会長 下 出 謙 介

令和5年11月10日付けで提出しました次の陳情を、下記の理由により、取り下げたいので、許可してください。

陳第 171 号 教育環境の整備について

陳第 178 号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について

記

取下げの理由 諸般の状況を勘案し、改めて提出するため。

(写)

陳 情 取 下 願

令和6年11月7日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

陳 情 者

長野県町村会

会長 羽 田 健一郎

令和6年4月1日付けで提出しました次の陳情を、下記の理由により、取り下げたいので、許可してください。

陳第 230 号 社会教育施設の充実について

記

取下げの理由 諸般の状況を勘案し、改めて提出するため。

(写)

陳 情 取 下 願

令和6年11月7日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

陳 情 者

長野県町村議会議長会

会長 下 出 謙 介

令和6年4月1日付けで提出しました次の陳情を、下記の理由により、取り下げたいので、許可してください。

陳第 231 号 社会教育施設の充実について

記

取下げの理由 諸般の状況を勘案し、改めて提出するため。

(写)

陳 情 取 下 願

令和 6 年11月26日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

陳 情 者

木曽郡町村会

会長 向 井 裕 明

令和 5 年 9 月 6 日付けで提出しました次の陳情を、下記の理由により、取り下げたいので、許可してください。

陳第 34 号 木曽郡の医療充実に向けての支援について

記

取下げの理由 諸般の状況を勘案し、改めて提出するため。

決 算 特 別 委 員 会 審 査 報 告 書

令和6年12月6日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

決算特別委員長 清 水 正 康

次の決算は、原案可決及び認定すべきものと決定しました。

第 16 号 令和5年度長野県一般会計及び特別会計の決算の認定について
(令和6年9月定例会付託)

第 17 号 令和5年度長野県企業特別会計剰余金の処分及び決算の認定に
ついて
(令和6年9月定例会付託)

県民文化健康福祉委員会審査報告書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

県民文化健康福祉委員長 小 山 仁 志

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 県民文化健康福祉委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 9 項 生活文化費

第 3 条 「第 3 表 債務負担行為補正」中の一部

第 2 号 令和 6 年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第 1 号）
案

第 7 号 長野県消費生活条例の一部を改正する条例案

第 8 号 保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

第 12 号 指定管理者の指定について

第 13 号 公立大学法人長野県立大学定款の変更について

第 14 号 地方独立行政法人長野県立病院機構第 4 期中期目標の制定について

県民文化健康福祉委員会陳情審査報告書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

県民文化健康福祉委員長 小 山 仁 志

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 342号 長野県立阿南病院の医師確保等について
- 陳第 396号 住民の安全・安心な暮らしについて
- 陳第 399号 少子化対策の推進と地方の取組への財政支援について
- 陳第 404号 フリースクール等民間施設に対する経済的支援について
- 陳第 407号 人権の擁護について
- 陳第 408号 地域医療・保健体制の充実について
- 陳第 409号 感染症等予防対策の推進について
- 陳第 436号 住民の安全・安心な暮らしについて
- 陳第 439号 少子化対策の推進と地方の取組への財政支援について
- 陳第 444号 フリースクール等民間施設に対する経済的支援について
- 陳第 447号 人権の擁護について
- 陳第 448号 地域医療・保健体制の充実について
- 陳第 449号 感染症等予防対策の推進について

県民文化健康福祉委員会陳情審査報告書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

県民文化健康福祉委員長 小 山 仁 志

次の陳情は、下記の理由により、不採択とすべきものと決定しました。

陳第 481号 県消費生活センターの集約に反対することについて

記

不採択の理由

陳情の趣旨には沿えないため。

閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

県民文化健康福祉委員長 小 山 仁 志

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 請第 9号 沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書提出について
- 請第 11号 訪問介護基本報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書提出について

- 陳第 5号 妊婦歯科健康診査及び成人歯周病検診における県内市町村間相互乗入れ制度の整備について
- 陳第 7号 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について

- 陳第 37号 保育士確保の一体的・広域的な取組みについて
- 陳第 42号 埋蔵文化財（出土品）の保管について
- 陳第 45号 重症心身障がい児（者）及び医療的ケアが必要な障がい児（者）への支援体制の拡充について

- 陳第 54号 子ども医療費完全無料化について
- 陳第 120号 不妊治療に関する支援の強化について
- 陳第 122号 国民健康保険料（税）の軽減拡大について
- 陳第 123号 長野県福祉医療費制度の拡大について
- 陳第 232号 育休退園制度廃止を求めることについて
- 陳第 239号 精神障がい者の福祉医療費給付事業における県補助の対象範囲拡大について

- 陳第 242号 在宅酸素等電子医療機器利用者に対する非常用電源設置等助成について

- 陳第 244号 妊婦一般健康診査の結果提供体制の整備について
- 陳第 247号 医療的ケア児等総合支援事業の補助金交付対象の拡充について

- 陳第 248号 長野県地域福祉総合助成金交付事業における心身障がい
児（者）タイムケア事業の基準額の見直しについて
- 陳第 274号 母子生活支援施設の整備等に対する県の財政支援につい
て
- 陳第 278号 福祉医療給付事業窓口無料化の障がい者への拡大につい
て
- 陳第 282号 障がい者の自立促進のための農福連携の推進について
- 陳第 325号 高齢者等の交通弱者の移動支援について
- 陳第 410号 社会福祉制度の充実について
- 陳第 411号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児
童福祉制度等の充実について
- 陳第 450号 社会福祉制度の充実について
- 陳第 451号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児
童福祉制度等の充実について
- 陳第 478号 木曽郡の医療充実に向けての支援について

- (1) 県民生活及び芸術文化について
- (2) 次世代育成支援について
- (3) 私学振興対策について
- (4) 社会福祉の充実について
- (5) 医療対策について
- (6) 公衆衛生対策について

- 2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

産 業 観 光 企 業 委 員 会 審 査 報 告 書

令和 6 年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

産業観光企業委員長 宮 下 克 彦

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 産業観光企業委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 5 款 労 働 費

第 3 条 「第 3 表 債務負担行為補正」中の一部

第 9 号 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する
条例の一部を改正する条例案

第 15 号 指定管理者の指定について

第 16 号 指定管理者の指定について

第 17 号 指定管理者の指定について

第 18 号 指定管理者の指定について

第 19 号 指定管理者の指定について

産業観光企業委員会陳情審査報告書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

産業観光企業委員長 宮 下 克 彦

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 346号 木曽地域における外国人観光客の受け入れ態勢の整備について
- 陳第 382号 地域経済活性化に向けた資金繰り支援策について
- 陳第 383号 地域経済活性化に向けた観光支援策について
- 陳第 414号 地域経済活性化対策の推進について
- 陳第 421号 産業人材確保の推進について
- 陳第 422号 観光振興対策の推進について
- 陳第 454号 地域経済活性化対策の推進について
- 陳第 461号 産業人材確保の推進について
- 陳第 462号 観光振興対策の推進について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

産業観光企業委員長 宮 下 克 彦

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 4号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書
提出について

陳第 275号 令和10年（2028年）第82回国民スポーツ大会・第27回全
国障害者スポーツ大会に係る財政的支援の拡充について

陳第 405号 公立社会教育施設の充実について

陳第 445号 公立社会教育施設の充実について

- (1) 商業及び工業の振興について
- (2) 雇用、人材育成について
- (3) 労働対策について
- (4) 観光の振興について
- (5) スポーツの振興について
- (6) 公営企業の管理運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

環 境 文 教 委 員 会 審 査 報 告 書

令和 6 年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

環境文教委員長 花 岡 賢 一

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 環境文教委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 11 款 教 育 費

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 28 号 小諸義塾高等学校（仮称）新棟ほか建築工事請負契約の締結について

第 29 号 小諸義塾高等学校（仮称）大体育館ほか建設工事請負契約の締結について

環境文教委員会陳情審査報告書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

環境文教委員長 花 岡 賢 一

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 400号 学校給食費無償化などの支援策について
- 陳第 412号 環境保全対策の推進について
- 陳第 416号 グリーン（脱炭素化）社会の推進について
- 陳第 432号 水道施設整備の推進について
- 陳第 440号 学校給食費無償化などの支援策について
- 陳第 452号 環境保全対策の推進について
- 陳第 456号 グリーン（脱炭素化）社会の推進について
- 陳第 472号 水道施設整備の推進について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

環境文教委員長 花 岡 賢 一

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 陳第 21 号 生徒会等役員選任において、生活困難世帯の生徒に対し、負担軽減を求めることについて
- 陳第 40 号 代替講師不足への柔軟な対応について
- 陳第 63 号 専科教員の配置および教育体制の支援強化について
- 陳第 64 号 学校司書配置のための県費支援事業の創設について
- 陳第 65 号 運動部活動の地域移行に係る支援について
- 陳第 66 号 県内町村の学校給食無償化のための財政支援について
- 陳第 67 号 学級編制に関することについて
- 陳第 93 号 木曽谷の教育振興について
- 陳第 124 号 児童生徒に寄り添った教育環境の充実について
- 陳第 125 号 義務教育における教育環境の充実について
- 陳第 127 号 県立高校一人1台タブレット端末の公費導入を求めることについて
- 陳第 233 号 登校支援に係る加配教員の配置拡充について
- 陳第 234 号 欠員対策のための教員配置事業におけるサポートに入る教員の増員について
- 陳第 235 号 市町村教育委員会主催の県費教職員を対象とする研修に要する費用について
- 陳第 236 号 スクールソーシャルワーカーの拡充について
- 陳第 291 号 公立高校が魅力的で、特色ある学校づくりを進めるとともに、一人でも多くの生徒が希望する進路を実現できるようにするための支援を求めることについて
- 陳第 294 号 大町市の学校再編について
- 陳第 295 号 高校募集定員・高校再編・高校入試制度改革について
- 陳第 296 号 特別支援教育の充実について

- 陳第 297 号 へき地手当支給率の改善について
- 陳第 298 号 臨時的任用職員・任期付採用職員・再任用職員・定年延長職員・会計年度任用職員について
- 陳第 299 号 定数内臨時的任用職員の解消及び教職員数の増員について
- 陳第 300 号 部活動と小学校の課外活動について
- 陳第 301 号 教職員のなり手不足及び過酷な労働条件（ブラック化）改善のための業務軽減や日課等の柔軟性について
- 陳第 303 号 30 人規模学級の継続について
- 陳第 304 号 日本語指導・外国籍等児童・生徒支援指導の充実について
- 陳第 305 号 不適応・不登校児童・生徒への支援充実について
- 陳第 306 号 宿泊行事に関する人材確保について
- 陳第 307 号 教育予算の確保について
- 陳第 308 号 全国学力・学習状況調査等の扱いについて
- 陳第 309 号 学校における感染症対策について
- 陳第 310 号 学校自己評価制度について
- 陳第 311 号 学校における働き方改革について
- 陳第 313 号 教員の人事異動・任用について
- 陳第 314 号 主幹指導主事訪問の内容変更にかかわる確認事項について
- 陳第 315 号 教職員の生活について
- 陳第 324 号 小中学校給食費への財政支援について
- 陳第 343 号 長野県阿南高等学校の存続について
- 陳第 349 号 少子化による学校統合の教育課題について
- 陳第 352 号 特別支援教育の充実について
- 陳第 353 号 教員業務支援員の配置について
- 陳第 354 号 木曽の児童生徒が教育的不利にならないための対応について
- 陳第 355 号 中学校部活動の地域移行に伴う人的・環境整備等に関わる保障の確保について
- 陳第 356 号 木曽郡の魅力ある高校づくりについて
- 陳第 379 号 小規模小学校、中学校への教育支援について
- 陳第 380 号 消滅可能性自治体論議と高校再編の考え方について
- 陳第 381 号 県立高等学校における学びのD X推進とタブレット端末の県費補助について
- 陳第 403 号 教育環境の整備について
- 陳第 443 号 教育環境の整備について

- (1) 環境の保全対策について
- (2) 廃棄物対策について
- (3) 学力の向上について
- (4) 児童・生徒の健全育成について
- (5) 中等教育の改善充実について
- (6) 教育環境の整備充実について
- (7) 人権教育及び特別支援教育の充実について
- (8) 生涯学習の振興について
- (9) 教育機関の運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

危機管理建設委員会審査報告書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

危機管理建設副委員長 竹 村 直 子

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 危機管理建設委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案中

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 3 条 「第 3 表 債務負担行為補正」中の一部

第 21 号 道路上の事故による損害賠償請求事件に係る和解について

第 22 号 一般国道141号道路改築工事（浅蓼大橋 2 工区）請負契約の締結について

第 23 号 主要地方道長野菅平線道路改築工事（菅平下）変更請負契約の締結について

第 24 号 一般県道市ノ沢山吹停車場線道路改築工事（新万年橋）変更請負契約の締結について

第 25 号 一級河川諏訪湖河川改修工事（釜口水門）変更請負契約の締結について

第 26 号 一級河川黒沢川河川改修工事（調節池整備）変更請負契約の締結について

第 27 号 県営住宅常盤上一団地 3 号棟建築工事変更請負契約の締結について

危機管理建設委員会陳情審査報告書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

危機管理建設副委員長 竹 村 直 子

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 328号 国道418号の改良整備促進について
- 陳第 329号 長野・愛知県境地域の道路整備について
- 陳第 330号 主要地方道阿南根羽線の整備促進について
- 陳第 331号 公共土木事業の整備促進について
- 陳第 332号 一般国道418号の改良整備促進について
- 陳第 333号 主要地方道飯田富山佐久間線の改良整備促進について
- 陳第 334号 主要地方道天竜公園阿智線の改良促進について
- 陳第 335号 主要地方道下条米川飯田線の改良促進について
- 陳第 336号 主要地方道阿南根羽線の改良促進について
- 陳第 337号 一般県道深沢阿南線の道路防災対策事業の整備促進について
- 陳第 338号 一般県道大平山松葉線の拡幅改良整備促進について
- 陳第 339号 南部地域とリニア中央新幹線長野県駅間のアクセス道路整備促進について
- 陳第 344号 支障木伐採による安全の確保と美しい景観の創出について
- 陳第 345号 空き家対策に関する支援の充実強化について
- 陳第 350号 木曽地域の防災強靱化について
- 陳第 351号 木曽地域の道路交通網の整備と木曽川の治水について
- 陳第 357号 国道153号における交通安全対策と防災道路機能強化への取り組みについて
- 陳第 358号 国道153号飯田南バイパスの早期開通について
- 陳第 359号 国道256号の改良整備と継続的な維持管理について
- 陳第 360号 国道418号の改良整備の充実について

- 陳第 361号 中央自動車道西宮線園原インターチェンジのフル規格化について
- 陳第 362号 主要地方道の改良促進等について
- 陳第 363号 主要地方道園原インター線橋梁の拡幅改良整備促進と継続的な維持管理について
- 陳第 364号 県道田中乱橋線の早期改良整備について
- 陳第 365号 県道園原清内路線の計画的な改良と整備について
- 陳第 366号 県道富士見台公園線、弁天橋への歩道設置について
- 陳第 368号 県道、国道256号にかかる樹木の伐採促進について
- 陳第 370号 豪雨災害に備える早急な河川整備について
- 陳第 371号 一級河川の整備促進について
- 陳第 372号 上村川・平谷川の整備について
- 陳第 373号 急傾斜地崩壊対策及び土石流対策の整備促進について
- 陳第 374号 河畔林整備事業の促進について
- 陳第 384号 東御市の河川及び砂防事業の推進について
- 陳第 385号 上信越自動車道東部湯の丸インターチェンジへのアクセス道路の整備促進について
- 陳第 386号 県道新田松本バイパスの古見区間の早期完成について
- 陳第 387号 生坂村に係る国道・県道の整備促進について
- 陳第 388号 国道403号下井堀地区から下田地区、本町から明治町間の整備促進について
- 陳第 389号 歩道整備事業（一般県道新田松本線）の整備促進について
- 陳第 390号 筑北村に係る国道・県道の整備促進について
- 陳第 391号 道路等整備の推進について
- 陳第 392号 道路除雪事業の充実及び克雪住宅普及促進事業補助金の継続と拡充について
- 陳第 393号 災害に備えた公共事業の推進について
- 陳第 394号 防災・減災対策等の強化について
- 陳第 395号 防災力向上のための財政支援について
- 陳第 413号 県管理道路・河川における不法投棄防止対策の推進について
- 陳第 423号 リニア中央新幹線を活用した地域づくり計画の見直しに対する財政支援について

- 陳第 425号 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実について
- 陳第 426号 河川の整備促進について
- 陳第 427号 砂防施設の整備促進について
- 陳第 428号 住宅等の耐震化の促進について
- 陳第 429号 空き家対策に対する総合的な支援策の充実について
- 陳第 430号 冬期交通の確保について
- 陳第 433号 災害に備えた公共事業の推進について
- 陳第 434号 防災・減災対策等の強化について
- 陳第 435号 防災力向上のための財政支援について
- 陳第 453号 県管理道路・河川における不法投棄防止対策の推進について
- 陳第 463号 リニア中央新幹線を活用した地域づくり計画の見直しに対する財政支援について
- 陳第 465号 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実について
- 陳第 466号 河川の整備促進について
- 陳第 467号 砂防施設の整備促進について
- 陳第 468号 住宅等の耐震化の促進について
- 陳第 469号 空き家対策に対する総合的な支援策の充実について
- 陳第 470号 冬期交通の確保について
- 陳第 477号 上信自動車道の建設促進について

閉 会 中 継 続 審 査 及 び 調 査 申 出 書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

危機管理建設副委員長 竹 村 直 子

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 5号 千曲大橋（長野市長沼・須坂市豊洲間）県道建設の早期事業化について

陳第 16号 景観計画策定に要する経費に対する補助制度の創設について

陳第 18号 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金に係る補助対象項目の復活について

陳第 19号 都市計画基礎調査に係る県からの委託料の増額について

陳第 221号 県内有料道路の料金回収所のキャッシュレス化について

陳第 257号 被災建築物応急危険度判定士養成講習会受講資格要件の拡充について

陳第 258号 既存木造住宅耐震改修工事費の補助対象範囲の拡充について

陳第 259号 住宅・建築物の耐震改修工事に対する県の補助制度の拡充について

陳第 289号 準中型車両以上及び特殊車両免許取得費用に係る補助制度の創設について

- (1) 危機管理対策について
- (2) 災害対策の調整について
- (3) 道路整備事業について
- (4) 河川・砂防等治水事業について
- (5) 高速自動車国道関連公共土木施設の整備について
- (6) 高速鉄道網の整備について
- (7) 都市計画事業について

(8) 住宅及び建築行政について

(9) 災害対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

農 政 林 務 委 員 会 審 査 報 告 書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

農政林務委員長 中 川 博 司

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 農政林務委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案中

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 10 号 病虫害防除所の設置及び病虫害防除員の設置区域に関する条例の一部を
改正する条例案

第 20 号 県営農村地域防災減災事業木島地区排水機場改修工事請負契約の締結に
ついて

農政林務委員会陳情審査報告書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

農政林務委員長 中 川 博 司

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 340号 森林造成（整備）事業の促進について
- 陳第 348号 木曽地域における農泊施設の整備促進について
- 陳第 369号 森林や樹木管理の必要性の県民啓発について
- 陳第 375号 森林路網整備について
- 陳第 376号 有害鳥獣対策の充実について
- 陳第 377号 獣害（熊）対策について
- 陳第 378号 弓の又林道の維持管理への支援について
- 陳第 415号 農林業の6次産業化による地域経済の活性化について
- 陳第 417号 農業・農村対策の推進について
- 陳第 418号 野生鳥獣被害対策の推進について
- 陳第 419号 野生鳥獣被害対策の拡充について
- 陳第 420号 森林・林業対策の推進について
- 陳第 431号 地籍調査事業の推進について
- 陳第 455号 農林業の6次産業化による地域経済の活性化について
- 陳第 457号 農業・農村対策の推進について
- 陳第 458号 野生鳥獣被害対策の推進について
- 陳第 459号 野生鳥獣被害対策の拡充について
- 陳第 460号 森林・林業対策の推進について
- 陳第 471号 地籍調査事業の推進について

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

農政林務委員長 中 川 博 司

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- (1) 農業及び水産業の振興対策について
- (2) 農業・農村の活性化対策について
- (3) 林業の振興対策について
- (4) 林業・山村の活性化対策について
- (5) 森林整備について
- (6) 農林業の災害対策について

2 継続調査を必要とする理由

なお慎重に調査を要するため。

総務企画警察委員会審査報告書

令和6年12月12日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

総務企画警察委員長 寺 沢 功 希

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 総務企画警察委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案中

第 1 条 歳入歳出予算の補正中

歳 入 全 部

歳 出

第 2 款 総 務 費

第 2 項 企画費

第 2 条 繰越明許費の補正中の一部

第 3 条 債務負担行為の補正中の一部

第 4 条 地方債の補正

第 3 号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

第 4 号 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 5 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

第 6 号 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 11 号 当せん金付証票の発売額について

総務企画警察委員会陳情審査報告書

令和6年12月12日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

総務企画警察委員長 寺 沢 功 希

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 341号 地域公共交通対策の推進について
- 陳第 347号 木曽地域における電車・バス利用時のキャッシュレス化の整備促進について
- 陳第 367号 国道への横断歩道設置について
- 陳第 397号 行政対象暴力に対する適切な措置について
- 陳第 398号 地域からの活力ある国づくりに向けた地方創生の更なる推進について
- 陳第 401号 町村財政基盤の強化について
- 陳第 402号 地域公共交通対策の推進について
- 陳第 406号 情報化施策の推進について
- 陳第 424号 信州まつもと空港による観光地づくりの推進について
- 陳第 437号 行政対象暴力に対する適切な措置について
- 陳第 438号 地域からの活力ある国づくりに向けた地方創生の更なる推進について
- 陳第 441号 町村財政基盤の強化について
- 陳第 442号 地域公共交通対策の推進について
- 陳第 446号 情報化施策の推進について
- 陳第 464号 信州まつもと空港による観光地づくりの推進について
- 陳第 473号 災害に備えた公共事業の財政支援について
- 陳第 474号 避難所として使用される体育館等や災害対応の役場庁舎に対する財政支援について
- 陳第 475号 災害に備えた公共事業の財政支援について
- 陳第 476号 避難所として使用される体育館等や災害対応の役場庁舎に対する財政支援について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年12月12日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

総務企画警察委員長 寺 沢 功 希

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 7号 日本国憲法の理念を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める意見書提出について

陳第 1号 一般家庭で使用する除雪機の購入に対する補助制度について

陳第 200号 住宅除雪支援事業の拡充について

陳第 217号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書提出について

陳第 220号 バス等公共交通における支援策、固定資産税の減免措置及び免税軽油制度の継続について

陳第 276号 ながの電子調達システム利用に対する市町村への財政支援等について

- (1) 県行政の総合的な企画調整について
- (2) 県財政事情について
- (3) 行政組織・機構及び県有財産の管理について
- (4) 市町村行財政について
- (5) 国際交流について
- (6) 警察施設及び装備の整備について
- (7) 防犯及び少年非行防止対策について
- (8) 交通指導取締り対策及び交通安全施設の整備について

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。